

## 第352回高知県議会（2月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
2月20日	木	本会議	開会 新任職員の紹介 会期の決定（33日間） 議案の上程73件（予算39、条例26、その他8） 提出者の説明 濱田知事 議案の上程（議発第1号）
21日	金	休 会	議案精査
22日	土	休 会	
23日	日	休 会	
24日	月	休 会	
25日	火	休 会	議案精査
26日	水	休 会	議案精査
27日	木	休 会	議案精査
28日	金	本会議	質疑並びに一般質問 梶原議員 坂本議員 塚地議員
29日	土	休 会	
3月1日	日	休 会	
2日	月	休 会	議案精査
3日	火	本会議	新型コロナウイルス感染症対策に関する報告の件 濱田知事 質疑並びに一般質問 黒岩議員 大石議員 上治議員
4日	水	本会議	質疑並びに一般質問 浜田議員 橋本議員 土居議員
5日	木	本会議	質疑並びに一般質問 横山議員 田中議員
6日	金	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 西内(隆)議員 田所議員 吉良議員 西森議員 武石議員 土森議員 石井議員
7日	土	休 会	
8日	日	休 会	
9日	月	休 会	議案精査

10日	火	本会議	新型コロナウイルス感染症対策に関する報告の件 濱田知事 質疑並びに一般質問（一問一答） 岡田議員 下村議員 大野議員 上田(貢)議員 依光議員 西内(健)議員 森田議員 委員会付託
11日	水	休 会	委員会審査
12日	木	休 会	委員会審査
13日	金	休 会	委員会審査
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	本会議	議案の追加上程2件（第74号—第75号） 提出者の説明 濱田知事
			委員会審査
17日	火	本会議	質疑 上田(周)議員 中根議員 委員会付託
			委員会審査
18日	水	休 会	委員会審査
19日	木	休 会	
20日	金	休 会	
21日	土	休 会	
22日	日	休 会	
			委員長報告 修正動議（議発第2号） 提出者の説明 米田議員 討論 下村議員 採決 議案の追加上程（第76号） 提出者の説明 濱田知事

23日	月	本会議	採決 議案の上程（議発第3号—議発第6号） 採決 常任委員の選任 議会運営委員の選任 特別委員会の設置 継続審査の件 議長辞職の件 議長の選挙 副議長辞職の件 副議長の選挙 議席の一部変更 閉会
-----	---	-----	---

## 第352回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

### 第1日（2月20日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
新任職員の紹介	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
議案の上程、提出者の説明	7
濱田知事	7
議案の上程、提出者の説明（議発第1号 条例議案）	20
西内(隆)議員	20

### 第2日（2月28日）

出席議員	23
欠席議員	23
説明のため出席した者	23
事務局職員出席者	24
議事日程	24
諸般の報告	26
質疑並びに一般質問	
梶原議員	26
1 政治姿勢（今国会における施政方針演説、国の予算案、地方財政対策、県政運営指針の改定、県民座談会「濱田が参りました」）について	26
2 新型コロナウイルス感染症対策（県庁を挙げての取り組み、相談窓口・検査体制や感染者発生時の対応）について	28

3	教育（次期教育大綱、不登校への対応、大規模校の教員体制強化、夜間中学の設置）について……………	29
4	産業振興計画（農業振興、農耕車限定の大型特殊免許、林業振興、高知マリンイノベーション、中小企業・小規模企業振興のための条例制定）について……………	31
5	日本一の健康長寿県構想（第4期の構想、糖尿病の重症化予防、ひきこもり対策）について……………	34
6	国土強靱化・南海トラフ地震対策（計画的・安定的な取り組み、市町村の危機管理・災害対応能力の強化）について……………	35
7	高知県犯罪被害者等支援条例（支援体制の充実）について……………	37
	濱田知事……………	37
	鎌倉健康政策部長……………	45
	伊藤教育長……………	46
	西岡農業振興部長……………	48
	福留地域福祉部長……………	48
	堀田危機管理部長……………	49
	梶原議員……………	49
	諸般の報告……………	50
	質疑並びに一般質問	
	坂本議員……………	50
1	政治姿勢（尾崎県政と異なる視点での政策、県民座談会「濱田が参りました」の実施方法、臨む姿勢、関西圏との経済連携強化における自然災害リスク、カジノを含むIRへの懸念、産業分野別の取り組みによる経済効果、デジタル技術による避難行動要支援者対策、県政運営指針における組織づくり・職場づくり、生活困窮者への支援、ひきこもりの実態把握調査の実施方法、伴走型の就労支援、住宅確保要配慮者の居住支援、被災者総合支援法の整備、災害時の受援体制、行政による自主防災会の受援力向上、津波火災対策、伊方原発事故の原因究明、稼働に対する姿勢、廃炉への方向転換、高裁決定に対する四国電力の姿勢）について……………	50
2	南海トラフ地震対策（避難行動要支援者の垂直避難装備、津波避難場所への避難用補助具の整備、個別計画策定モデル事業、福祉専門職の協力を得る仕組み、福祉避難所的機能への取り組み、多目的トイレの設置、化学物質過敏症への配慮、津波災害警戒区域等の指定基礎調査、津波災害に強い地域づくり）について……………	56
3	農作物等種子生産条例の制定（要綱とした理由、条例化）について……………	58
4	高知県立大学の図書焼却処分（図書館改革委員会のコレクションマネジメント方針、規程との関係及び理事長等の処分、専門家の養成・配置、繰り返すことのない対応、読書環境整備支援における大学の役割）について……………	59

濱田知事	60
福留地域福祉部長	67
村田土木部長	68
近藤商工労働部長	69
堀田危機管理部長	69
西岡農業振興部長	71
橋口文化生活スポーツ部長	71
坂本議員	72
濱田知事	74
福留地域福祉部長	75
塚地議員	75
1 新型コロナウイルス感染症対策（政府の初動対応、医療機関や保健所における拡大防止策と検査体制、体の変調や不安を覚えた県民への対応、相談センターの新たな体制、県民への正しい知識の周知徹底、高知新港へのクルーズ船寄港状況と観光業への影響、経済産業省の緊急対策に該当する事例の調査、危機対応策の構築）について	75
2 第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（減少する小規模事業者の実情、小規模事業者持続化補助金の活用、小規模企業振興条例制定、増税による経営悪化等の課題への対応、最低賃金の地域格差と地方の労働力不足等に関する認識、全国一律最低賃金制度、業務改善助成金、中小企業の状況に対する認識と国に対する支援策拡充提言）について	77
3 子育て支援策（子育て支援に冷たい県と見られる状況、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略への位置づけによる医療費助成施策の拡充）について	80
4 第4期産業振興計画（大阪・関西圏との連携の評価、仮称関西・高知経済連携強化アドバイザー会議、カジノの問題点に対する認識、IR整備に関する世論調査結果、IR連携を含める戦略の見直し）について	81
5 地域医療・介護問題（医療・介護・福祉分野の充実、地域医療構想に対する基本的立場、厚生労働省による再編検討病院の選定基準、再検討に関する病院と関係自治体の声、国への返答と関係病院や自治体への圧力、医師不足に対する認識、再編検討病院名の公表の撤回、地域医療介護総合確保基金等の活用、特別養護老人ホームの待機者数とその実態、在宅の要介護度を引き上げるという目標のあり方と施設整備）について	82
濱田知事	85
鎌倉健康政策部長	92
吉村観光振興部長	95
近藤商工労働部長	95
塚地議員	97

濱田知事	98
塚地議員	99

### 第3日（3月3日）

出席議員	101
欠席議員	101
説明のため出席した者	101
事務局職員出席者	102
議事日程	102
諸般の報告	104
新型コロナウイルス感染症対策に関する報告の件	104
濱田知事	104
質疑並びに一般質問	
黒岩議員	105
1 政治姿勢（産業振興計画への思い、関西圏の経済活力の誘引、軽減税率導入と教育費の負担軽減、カツオ漁業経営の維持・安定、内部統制制度）について	106
2 幼児教育・保育の無償化（認識と評価、保育士実態調査の結果と対応）について	107
3 第3期高知県医療費適正化計画（所見、健康保持に関する数値目標、糖尿病の重症化予防、過去5年間のレセプトデータを用いた予防対策、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種状況、後発医薬品の使用促進）について	108
4 介護人材の確保対策（第7期介護保険事業支援計画の進捗状況、介護事業所認証評価制度、介護職員等特定処遇改善加算、対象範囲の見直しの提案、給与改善以外への活用、養護老人ホームの保護措置費改定に関する助言、介護事業所の事務負担の軽減、第8期計画の策定）について	109
5 障害者スポーツセンターの施設整備について	111
6 被災者支援システム（コンビニ交付サービスが普及しない理由、サービスの導入促進、システムの導入状況、物資調達・輸送調整等システムとの整理と今後の推進）について	112
7 公共工事の品質確保への取り組み（発注者支援制度の検討、新たな国の制度による技術職員確保、公共工事設計労務費単価の改定）について	113
8 G I G Aスクール構想（児童生徒の1人1台端末の整備状況と共同調達、教師のICT活用、実現に向けた取り組み）について	114
濱田知事	114

伊藤教育長	119
鎌倉健康政策部長	121
福留地域福祉部長	123
橋口文化生活スポーツ部長	125
君塚総務部長	125
堀田危機管理部長	126
村田土木部長	127
黒岩議員	128
伊藤教育長	129
黒岩議員	129
大石議員	130
1 政治姿勢（報恩感謝の言葉に込めた思い、職員に期待する仕事への姿勢、地方分権への所感と地域で決める仕組みづくり、国と地方の役割分担、主権者教育の推進、発達段階ごとの取り組み、副知事のこれまでの県政リーダーに対する所感並びに職員及び現県政への思い、知事の気質）について	130
2 高知県史の編さんと44連隊の証言記録（編さんに向けての決意、人材の確保、教員や高校生との連携、証言記録作成の狙い、兵籍簿の研究利用と親族の閲覧、兵籍簿以外の戦時中の公文書）について	133
3 カツオ・マグロ漁業の将来について	135
4 農業政策（環境制御技術による秀品率の変化、収量と所得の関係、実所得の中央値の変化、中規模・大規模次世代ハウス及び大規模施設園芸団地の純利益の変化、農家が提供する情報の所有権と契約、篤農家の利益、産出額減少のリスク）について	136
5 オープンイノベーションの推進（スタートアップ企業の協力、こうちビジネスチャレンジ基金事業の卒業生との連携、アントレプレナーシップ教育の高校への導入、オープンデータの活用、市町村の取り組み）について	137
6 観光政策（アウトドア観光の安全管理）について	138
7 県有施設のさらなる活用（牧野記念財団職員の処遇向上、交通安全こどもセンター、芸西天文学習館との連携、学習館と高知みらい科学館の連携）について	139
8 太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークの今後について	140
濱田知事	141
伊藤教育長	145
土居選挙管理委員長	147
岩城副知事	147
橋口文化生活スポーツ部長	148
君塚総務部長	149



福留地域福祉部長	149
西岡農業振興部長	150
井上産業振興推進部長	153
近藤商工労働部長	154
吉村観光振興部長	154
大石議員	155
濱田知事	157
福留地域福祉部長	157
西岡農業振興部長	157
大石議員	158
上治議員	159
1 政治姿勢（地方交付税に対する考え方、次期過疎対策への提言の実現、水力 発電施設周辺地域交付金制度の恒久化）について	159
2 看護学校の設置について	161
3 観光客増に対応した宿泊環境について	161
4 東部地域の高規格道路の整備について	162
5 主要地方道安田東洋線及び魚梁瀬公園線の整備について	163
6 森林環境譲与税を利活用した木材需要の拡大について	163
濱田知事	164
岩城副知事	166
吉村観光振興部長	167
村田土木部長	167
川村林業振興・環境部長	168
上治議員	168

---

#### 第4日（3月4日）

出席議員	171
欠席議員	171
説明のため出席した者	171
事務局職員出席者	172
議事日程	172
諸般の報告	174
質疑並びに一般質問	
浜田議員	174
1 就職氷河期世代への支援（実行する意義、県職員としての採用）について	174

2	ひきこもり支援（問題の認識と当事者及び家族への支援、ひきこもりピアサポートセンター）について	176
3	教育政策（G I G Aスクール構想による改革、ネット・ゲーム依存症に関するWHOの疾病認定と国の調査結果への所見、児童生徒への取り組み、依存症への対応、高校における食物アレルギーへの対応、災害時の対応とアレルギー対応食の備蓄）について	177
4	産業振興政策（ニラの害虫対策、宝石サンゴの保護と増殖）について	181
	濱田知事	183
	君塚総務部長	185
	福留地域福祉部長	185
	伊藤教育長	186
	堀田危機管理部長	187
	西岡農業振興部長	188
	浜田議員	188
	橋本議員	189
1	多文化共生（SDGsに対する理解や意欲の喚起、共生社会実現に向けた環境整備）について	189
2	ムスリム対応（イスラム圏での販路拡大とハラール対応の状況、必要性の認識）について	190
3	介護人材の確保（現場の実態と人材確保の取り組み、外国人の受け入れ状況、支援策、日本語教育の支援）について	190
4	外国人リクルート（現状と課題、失踪者の現状、不法就労への対応、暴力団の関与、定着支援、賃金上昇抑制への影響、失踪者が一定数に達した監理団体等への対応）について	191
5	日本語教育推進法（施策の構築、審議会の設置、日本語理解が困難な児童生徒数と支援、外国籍の子供達の進路状況と市町村への指導、法律に合わせた推進策）について	192
6	基準緩和による作業機付き走行（大型特殊免許取得支援、免許取得に対しての配慮）について	193
7	妊孕性温存療法への支援（補助金制度における対象者、実施可能な医療機関、AYA世代への周知）について	194
8	債権管理（条例制定後の実績と課題、モード・アバンセの債権整理）について	195
	濱田知事	195
	井上産業振興推進部長	198
	吉村観光振興部長	199
	福留地域福祉部長	199

近藤商工労働部長	200
熊坂警察本部長	201
伊藤教育長	202
西岡農業振興部長	203
鎌倉健康政策部長	204
君塚総務部長	205
橋本議員	205
濱田知事	206
橋本議員	207
土居議員	207
1 政治姿勢（高知市政の評価とパートナーシップ、関西圏との経済連携における高知市の役割）について	207
2 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（市町村との歩調を合わせた取り組み、デュアラーをふやす政策）について	208
3 第4期産業振興計画（ワーク・ライフ・バランス推進認証企業の拡大、デジタル化による働き方改革、イノベーションの連鎖の仕組みづくり、課題解決型産業創出の課題と解決策、土佐MBA・土佐FBCへの評価と事業継続、研究開発をマネジメントするプログラムの充実）について	209
4 新たな過疎対策法（高知市における一部過疎制度の必要性和国への働きかけ）について	211
5 新型コロナウイルス感染症対策（医療機関における必要物資の現状と今後の見通し）について	212
6 青年団（評価と期待、支援体制の強化）について	213
濱田知事	214
井上産業振興推進部長	216
近藤商工労働部長	218
鎌倉健康政策部長	219
伊藤教育長	220
土居議員	220
近藤商工労働部長	221
土居議員	221

---

**第5日（3月5日）**

出席議員	223
欠席議員	223

説明のため出席した者	223
事務局職員出席者	224
議事日程	224
質疑並びに一般質問	
横山議員	226
1 政治姿勢（経験と人脈の活用、地域アクションプランの強化、土佐和紙の振興）について	226
2 少子化対策と子育て支援（取り組みへの決意、高知家の少子化対策総合プランで見た課題と強化のポイント、高知版ネウボラの推進と市町村への支援、市町村図書館の振興、県内自治体病院における小児医療、男性の育児休業の取得、高知家の子どもの貧困対策推進計画）について	228
3 子供への新型コロナウイルス感染症対策（小児医療機関等との連携、児童生徒への取り組み）について	232
4 防災・減災対策、国土強靱化とインフラ整備の加速化（3カ年緊急対策終了時の影響、国への訴え、県計画の改定と地域計画の策定、未策定の市町村への影響と支援、緊急浚渫推進事業費の活用、TEC-FORCEとの連携、個別補助化の効果、予算確保の戦略と市町村支援）について	233
濱田知事	235
福留地域福祉部長	239
伊藤教育長	240
鎌倉健康政策部長	241
掘田危機管理部長	242
村田土木部長	243
横山議員	244
田中議員	245
1 地方創生（2060年の人口目標達成への決意、移住促進施策の展開、市町村の総合戦略の取り組みと今後の支援）について	245
2 地産外商（海外へのトップセールス、食の輸出強化策と販売戦略）について	245
3 高知龍馬空港の活性化（新ターミナルビルの整備と国際定期便化、アクセスの改善）について	246
4 教育環境（字を書くことに対する思い、教員の板書力、前回の全国体力テスト結果を下回った要因、幼児期からの取り組み、運動能力や体力の向上、感染症予防対策）について	247
5 危機管理（新型コロナウイルス対応、自助の力を高める取り組み、洪水浸水想定区域図の住民理解）について	249
6 eスポーツの活性化について	250
濱田知事	252

井上産業振興推進部長	255
伊藤教育長	257
堀田危機管理部長	259
村田土木部長	260
田中議員	260
濱田知事	261
田中議員	261

## 第6日（3月6日）

出席議員	263
欠席議員	263
説明のため出席した者	263
事務局職員出席者	264
議事日程	264

### 質疑並びに一般質問（一問一答）

西内(隆)議員一（濱田知事、村田土木部長、君塚総務部長、福留地域福祉部長、鎌倉健康政策部長、吉村観光振興部長、井上産業振興推進部長、川村林業振興・環境部長、西岡農業振興部長）	266
1 高知との連携強化による関西圏側のメリットについて	266
2 ICTを活用した施工（国に準じたICT活用工事試行要領策定の意図、参入が困難な要因、緩やかな基準の県版要領、フィードバックの仕組み、ウェブ情報発信のあり方）について	267
3 地域共生社会の実現（市町村による包括的な支援体制整備への指導、地域福祉支援計画に盛り込む市町村支援、県内のモデル事業、市町村支援への成果の反映、従来事業との関係）について	270
4 医療政策（医療機関の機能見直しと重点化、医療資源のシェアリング、政策による誘導）について	272
5 よさこい（競演場や演舞場の運営課題、課題へのフォロー）について	274
6 移住と住宅政策（移住政策の見通し、Uターン移住、住宅版残価設定型クレジットの開発と導入、進めるための連携）について	275
7 緊急輸送道路等（改称、避難路沿道建築物の耐震診断、耐震化、耐震診断と耐震化の推進）について	276
8 木質バイオマス（重要性、分散型熱電併給システムの導入、施設園芸での活用）について	277
田所議員一（伊藤教育長、濱田知事、近藤商工労働部長、橋口文化生活スポーツ部長、	

川村中山間振興・交通部長、福留地域福祉部長)	279
1 教員の働き方改革（関連規則の整備、在校時間管理システムの記録の保管、勤務時間の規制の例外、虚偽申請の防止）について	279
2 企業のパワハラ防止対策（県の役割、県内の現状、取り組み）について	281
3 人権課題と人権教育（インターネットでの人権侵害に関する学校教育、学校教育以外の対策、新たな問題を踏まえた学校教育、条例の見直し、救済機関の設置）について	283
4 就職氷河期世代への支援（活躍支援プラットフォームの役割、就労支援）について	286
5 公共交通（課題、人材不足の解消、持続可能なネットワークの構築）について	288
6 福祉避難所（要配慮者が安心できる避難生活環境の整備、要配慮者への周知、受け入れ対象者）について	289
7 外国人労働者の確保について	290
吉良議員一（伊藤教育長、鎌倉健康政策部長）	291
1 教員の働き方改革（長時間勤務の割合、変形労働時間制導入の根拠、条例制定の見送り）について	291
2 教職員の定数（実数が少ない現状、教壇教員の充足、指導主事の配置見直し、標準授業時数から105時間を超える学校への対応）について	293
3 ビキニ被災船員の救済（健康相談会参加者の支援、健康相談会のあり方、シンポジウムのプロポーザル実施のおくれ、取り組みの再検討）について	297
西森議員一（濱田知事、鎌倉健康政策部長、堀田危機管理部長、伊藤教育長、近藤商工労働部長、熊坂警察本部長）	301
1 新型コロナウイルス感染症対策（感染ルートの特定、他の自治体との情報交換、情報提供、その後の対応、検体検査件数、一次医療機関を受診した場合の検査、新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの感染状況、アビガン錠使用の可否、今後の検査の流れ、医療崩壊を招かないための方策、BCP策定への支援、医療器材の確保、他の災害発生時に南海トラフ地震の発生を想定した対策、放課後児童クラブの開所状況、感染の拡大防止、中国と取り引きのある企業・事業所への影響、具体的な支援策、マスク不足解消の見通し、運転免許証の更新期限）について	301
2 高知県経済の活性化（大阪事務所の体制、大阪を起点とした海外戦略、市町村との連携、大阪事務所の名称）について	310
武石議員一（濱田知事、川村林業振興・環境部長、西岡農業振興部長、村田土木部長、熊坂警察本部長、君塚総務部長、伊藤教育長）	313
1 政治姿勢（大阪府政から学ぶ組織マネジメント、政策の練り上げ方）について	313

2	第1次産業の振興（森林環境譲与税の使途、女性の林業参入、耕作放棄地、JA集出荷場）について……………	314
3	働き方改革（技術職員の増員、警察署の人員増強、RPA等の共同利用）について……………	316
4	高等学校におけるAI教育（県立高校での推進、カリキュラムづくりの過程、地域の課題解決への活用）について……………	318
土森議員一（濱田知事、近藤商工労働部長、吉村観光振興部長、橋口文化生活スポーツ部長、村田土木部長、伊藤教育長、西岡農業振興部長、福留地域福祉部長、鎌倉健康政策部長）……………		
1	関西圏との連携強化（県経済活性化の戦略、オープンイノベーションプラットフォームへの企業参加、関西空港を利用する外国人観光客誘客への取り組み）について……………	321
2	外国との人材交流（外国人労働者の受け入れに対する所見、受け入れ体制の整備、外国人生活相談センターの意義、事業者からの相談、日本語教室を通じた生活環境の整備、ベトナムとのさらなる連携、若い世代の交流）について……………	323
3	防災・減災に資するインフラ整備（岩田川改修事業、緊急浚渫推進事業の活用、下田港初崎地区の越波対策）について……………	326
4	障害者支援（特別支援学校における就業技術科の設置、都立知的障害特別支援学校への職員派遣と視察）について……………	327
5	ワサビの産地化に向けた四万十市との連携について……………	328
6	鳥獣被害対策について……………	328
7	要配慮者支援対策（黒潮町の取り組み、多様なニーズに対応した福祉避難所の整備）について……………	329
8	ふるさと教育（段階に応じた継続的な教育の実施、ツールとしての防災教育、県全体での防災教育の展開）について……………	330
9	新型コロナウイルス感染症対策（かかりつけ医療機関への支援）について……………	331
石井議員一（濱田知事、西岡農業振興部長、鎌倉健康政策部長）……………		
1	食肉センター（2センター体制の認識、四万十市への支援、四万十市新センターでの豚増頭計画、交付金採択の見通し、長期的な経営展望、交付金不採択時の想定、豚増頭への戦略、新センター整備への支援、土佐あかうしの増頭状況、今後の見込み、国内需要を高める取り組み、輸出の検討、高知市新センターのハラール認証取得）について……………	333
2	新型コロナウイルス感染症対策（医療機関を起点とした蔓延の防止、県感染症対策協議会への進言）について……………	338

## 第7日（3月10日）

出席議員	341
欠席議員	341
説明のため出席した者	341
事務局職員出席者	342
議事日程	342
新型コロナウイルス感染症対策に関する報告の件	344
濱田知事	344
質疑並びに一般質問（一問一答）	
岡田議員一（濱田知事、西岡農業振興部長、川村林業振興・環境部長、村田土木部長）	346
1 農業政策（食糧自給率低下の受けとめ、早期回復、家族農業の役割、就農支援、基盤整備、米の新品種の開発）について	346
2 物部川流域の活性化（物部川清流保全計画への取り組み、土砂撤去の取り組み、洪水浸水想定区域図の作成、町田堰の早期改修、維持流量）について	350
3 再生可能エネルギー（促進、分散型エネルギーシステムの構築、四万十川条例の見直し、踏み込んだ対応）について	352
下村議員一（村田土木部長、近藤商工労働部長、田中水産振興部長、堀田危機管理部長、鎌倉健康政策部長、熊坂警察本部長、伊藤教育長）	355
1 外国人の雇用施策（住宅確保、相談環境づくり、外国人生活相談センターのサテライト、事業者への相談体制）について	355
2 県有地利用に関する支援策について	358
3 漁業振興（高知マリンイノベーション、シラスウナギの密漁の取り締まり、定置網漁業での実習生の受け入れ体制）について	359
4 危機管理対策（物資の搬送体制、医療機関への備蓄品の支援、医薬品卸業者等からの供給、協定、感染症指定医療機関でオーバーフローした場合の対策、人工呼吸器の確保）について	361
5 交通安全対策（JAFの調査結果の解析、信号のない横断歩道での対策、今後の交通事故防止策）について	363
6 未成年者におけるネット社会の弊害について	365
大野議員一（濱田知事、鎌倉健康政策部長、伊藤教育長、福留地域福祉部長、君塚総務部長）	366
1 新型コロナウイルス感染症への対応（政府の危機管理対応、国からの情報伝達、市町村への情報伝達、休校要請に関する国からの情報伝達、市町村や学校への情報伝達、休校による現場の混乱や影響、厳しい環境の子供への対応、特別支援学校の休校による混乱や影響、高齢者・障害者施設の感染対策、人権やプライバシーに配慮した情報公表、県民生活を守る決意）について	366



2	不妊治療対策（県の現状、市町村の現状、市町村への支援拡充、支援窓口の周知）について……………	372
3	令和2年度地方財政対策（地域社会再生事業費の活用）について……………	373
	上田(貢)議員一（近藤商工労働部長、吉村観光振興部長、濱田知事、西岡農業振興部長、堀田危機管理部長、鎌倉健康政策部長、川村林業振興・環境部長）……………	374
1	外国人材の受け入れ拡大（特定技能の人材確保が進まない原因、ベトナムからの積極的受け入れ、環境づくり、ベトナムとのよさこい交流を通じたインバウンド誘致）について……………	374
2	観光振興（新足摺海洋館と四国内水族館の連携、浦戸湾の活用、上林暁作品映画化の支援、牧野富太郎を描くドラマの誘致活動）について……………	377
3	I o Pプロジェクト（知事の思い、参加農家への支援、J Aの役割、身近な技術として取り組むメリット）について……………	380
4	南海トラフ地震対策（スロースリップ現象、水道復旧の優先順位、人工透析患者の移送方法と受け入れ先との関係構築、仮設トイレの洋式化、ドローンの導入状況）について……………	383
	依光議員一（濱田知事、堀田危機管理部長、君塚総務部長、村田土木部長、川村林業振興・環境部長）……………	387
1	南海トラフ地震対策（N-net稼働後の効果、緊急地震速報受信機の設置状況、職員の参集ルートの検討、初動対応の人員確保、災害対策本部職員の交代体制、本部スペースの課題、情報システムのバージョンアップ、問い合わせ対応の自動化、応急救助機関の休息スペース、高知自動車道の緊急開口部の活用、市町村の災害廃棄物仮置き場の確保、土木事務所ごとの土砂処分場の確保）について……………	387
	西内(健)議員一（北村公営企業局長、吉村観光振興部長、川村中山間振興・交通部長、濱田知事、近藤商工労働部長）……………	399
1	県立病院（地域医療構想を踏まえた幡多けんみん病院の役割、あき総合病院の役割、幡多けんみん病院の経営状況、あき総合病院の経営状況、医療スタッフの確保、労働環境や職場環境、医師の働き方改革、事務職員の採用と育成、給食の今後）について……………	400
2	観光振興（キャンペーンや博覧会の成果、継続、観光客のリピート率、1人当たりの観光消費額、広域観光組織の取り組み、デジタルを活用したインバウンド誘致、県外からの集落活動センター等への視察、視察料の徴収、経済活動への行政支援）について……………	404
3	B C Pの策定（商工業者における南海トラフ地震対策行動計画に基づく策定状況、事業者に対する取り組み）について……………	408
	森田議員一（福留地域福祉部長、濱田知事、伊藤教育長、橋口文化生活スポーツ部長）……………	410

1 3世代同居・近居（施策の現状、取り組んでいない理由、先進事例の感想、国の施策に対するこれまでの受けとめ、今後の子育てのあり方、出生率の向上に果たす役割、施策による子育て環境の変化、人口減少に立ち向かう思い、家族のあり方、日本一の健康長寿県構想における家族や家庭の位置づけ、教育に果たす役割、伝統や文化の継承面での意義、副次的な効果、山口県の取り組み事例、来年度以降の取り組み）について……………	410
議案の付託……………	422

---

### 第8日（3月16日）

出席議員……………	425
欠席議員……………	425
説明のため出席した者……………	425
事務局職員出席者……………	426
議事日程……………	426
議案の追加上程、提出者の説明（第74号—第75号）……………	426
濱田知事……………	426

---

### 第9日（3月17日）

出席議員……………	429
欠席議員……………	429
説明のため出席した者……………	429
事務局職員出席者……………	430
議事日程……………	430
質疑	
上田(周)議員……………	430
1 新型コロナウイルス感染症緊急対策（医療機関での個人防護具の使用徹底と供給の見通し及びストック状況、介護施設などにおけるマスク不足の現状と確保対策、支援対象となる放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の数と県の財政支援額の内訳、心の相談対応、生活福祉資金貸付制度の周知徹底、新たな融資制度の周知、既計上予算等の使途、知事の決意）について……………	430
鎌倉健康政策部長……………	433
福留地域福祉部長……………	433
伊藤教育長……………	434

近藤商工労働部長	435
君塚総務部長	435
濱田知事	435
上田(周)議員	436
中根議員	436
1 新型コロナウイルス感染症緊急対策（発熱外来の整備と検査体制、無症状・ 軽症患者を経過観察する施設の確保、経済影響対策における知事の決意、中 小零細業者と自営業者への直接的な支援、条件緩和と手続の簡素化、緊急総 合相談センターの設置、休業中の学校給食実施、経済的に厳しい家庭への支 援、ひとり親家庭への独自支援策、特別支援学校の休業）について	437
濱田知事	439
伊藤教育長	442
中根議員	443
濱田知事	444
中根議員	444
議案の付託	444

---

## 第10日（3月23日）

出席議員	445
欠席議員	445
説明のため出席した者	445
事務局職員出席者	446
議事日程	446
諸般の報告	448
委員長報告	
上田(貢)危機管理文化厚生委員長	449
西内(隆)商工農林水産委員長	452
土居産業振興土木委員長	455
今城総務委員長	459
修正動議、提出者の説明（議発第2号）	463
米田議員	463
討論	465
下村議員	465
採決	467
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第76号）	468

濱田知事	469
議案の上程、採決（議発第3号—議発第6号 意見書議案）	469
常任委員の選任	470
議会運営委員の選任	470
特別委員会の設置	470
継続審査の件	471
議長辞職の件	471
桑名議員	472
議長の選挙	472
三石議員	473
副議長辞職の件	474
弘田議員	474
副議長の選挙	474
西内(健)議員	475
前正副議長に対する謝辞	476
明神議員	476
議席の一部変更	476
閉会の挨拶	
三石議長	477
濱田知事	477

---

## 巻末掲載文書

委員会報告書	479
意見書に関する結果について	480
議案の提出について	483
条例議案の提出について	
議発第1号 高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案	486
監査委員回答書	489
人事委員会回答書	490
議案付託表（令和2年3月10日配付）	491
議案の追加提出について	497
議案付託表（令和2年3月17日配付）	498
修正動議の提出について	
議発第2号 第1号令和2年度高知県一般会計予算に対する修正案	501
議案の追加提出について	504

意見書議案の提出について

議発第3号 新型コロナウイルスによる感染症対策を求める意見書議案	505
議発第4号 中高年のひきこもり状態にある人に対する実効性ある支援と対策を求める意見書議案	508
議発第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書議案	511
議発第6号 社会資本の整備促進を求める意見書議案	514
常任委員指名案	517
議会運営委員指名案	518
新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員指名案	519
継続審査調査の申出書	520
議席の一部変更（案）	522
委員会審査結果一覧表	523
議決一覧表	527

## 招 集 告 示

### 高知県告示第75号

高知県議会定例会を、令和2年2月20日に高知県議会議事堂に  
招集する。

令和2年2月13日

高知県知事 濱田 省司

### 議 員 席 次

1番	土 森 正 一 君	2番	上 田 貢太郎 君
3番	今 城 誠 司 君	4番	金 岡 佳 時 君
5番	下 村 勝 幸 君	6番	田 中 徹 君
7番	土 居 央 君	8番	野 町 雅 樹 君
9番	浜 田 豪 太 君	10番	横 山 文 人 君
11番	西 内 隆 純 君	12番	加 藤 漠 君
13番	西 内 健 君	14番	弘 田 兼 一 君
15番	明 神 健 夫 君	16番	依 光 晃一郎 君
17番	梶 原 大 介 君	18番	桑 名 龍 吾 君
19番	森 田 英 二 君	20番	三 石 文 隆 君
21番	上 治 堂 司 君	22番	山 崎 正 恭 君
23番	西 森 雅 和 君	24番	黒 岩 正 好 君
25番	大 石 宗 君	26番	武 石 利 彦 君
27番	田 所 裕 介 君	28番	石 井 孝 君
29番	大 野 辰 哉 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	上 田 周 五 君	32番	坂 本 茂 雄 君
33番	岡 田 芳 秀 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

## 第352回高知県議会定例会会議録

令和2年2月20日（木曜日） 開議第1日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君

34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君  
 36番 米田稔君  
 37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 熊坂隆君

代表監査委員 植田 茂 君  
監査委員 麻岡 誠 司 君  
事務局局長

事務局職員出席者

事務局 長 弘田 均 君  
事務局 次長 行宗 昭一 君  
議事課 長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君



議事日程(第1号)

令和2年2月20日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
  - 第1号 令和2年度高知県一般会計予算
  - 第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
  - 第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計予算
  - 第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計予算
  - 第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計予算
  - 第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
  - 第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計予算
  - 第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計予算
  - 第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

- 第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和2年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和2年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和元年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和元年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算



第 30 号	令和元年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	収条例等の一部を改正する条例議案
第 31 号	令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 49 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 32 号	令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 51 号 ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和元年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和元年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 53 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和元年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和元年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号 高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例議案	第 58 号 高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 59 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県犯罪被害者等支援条例議案	第 60 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 61 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 63 号 公立学校の教育職員の給与その他の
第 46 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 47 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 48 号	高知県高圧ガス保安法関係手数料徴	

勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案

第 64 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

第 65 号 高知県よさこいピック高知記念基金条例を廃止する条例議案

第 66 号 高知県が当事者である仲裁の申立てに関する議案

第 67 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案

第 68 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案

第 69 号 権利の放棄に関する議案

第 70 号 県が行う高知県防災行政無線システム再整備事業に対する市町村の負担に関する議案

第 71 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案

第 72 号 包括外部監査契約の締結に関する議案

第 73 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第 4

議発第 1 号 高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案



午前10時開会 開議

○議長（桑名龍吾君） ただいまから令和2年2月高知県議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末479、480ページに掲載



新任職員の紹介

○議長（桑名龍吾君） この際、新たに任命された職員を御紹介いたします。

警察本部長熊坂隆君。

（警察本部長熊坂隆君演壇前に進む）

○議長（桑名龍吾君） それでは、自己紹介願います。

○警察本部長（熊坂隆君） 警察本部長の熊坂隆でございます。どうぞよろしく申し上げます。



会議録署名議員の指名

○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

11番 西内隆純君

24番 黒岩正好君

36番 米田 稔君



### 会期の決定

○議長（桑名龍吾君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から3月23日までの33日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの33日間と決しました。



### 議案の上程、提出者の説明

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末483ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和2年度高知県一般会計予算」から第73号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上73件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 本日、議員の皆様の御出席をいただき、令和2年2月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様のお理解と御協力をお願いしたいと考えてお

ります。

昨年の知事選挙におきまして県民の皆様の御支持をいただき、知事に就任して2カ月半が経過いたしました。この間、県政が抱えているさまざまな課題について理解を深めるにつれ、みずから果たすべき責任の大きさを再認識し、身が引き締まる思いをいたしております。

改めて、本県が目指す3つの姿、すなわち第1に、産業振興によって新たな雇用を創出する、いきいきと仕事ができる高知、第2に、教育の充実や子育て支援、日本一の健康長寿県づくりの取り組みなどを通じた、いきいきと生活ができる高知、第3に、南海トラフ地震対策や豪雨災害対策、インフラ整備の推進による、安全・安心な高知、これら3つの姿の実現に向けて、高知を活力のある県にしようという思いを同じくする県民の皆様のお力添えを賜りながら、力を尽くしてまいりたい、その決意をより一層強くしております。

令和2年度は、私にとりまして県政運営に当たる実質的な初年度であります。できるだけ多くの県民の皆様との対話を行えるよう、4月から県民座談会「濱田が参りました」を開催し、1年間で全ての市町村を訪問させていただきたいと考えております。

共感と前進を県政運営の基本姿勢として、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、5つの基本政策と3つの横断的な政策に沿った各種の施策をさらに発展させ、高知県政を一段と高いステージへ引き上げるべく、前へ前へと全力で取り組んでまいります。

次に、令和2年度当初予算案及び令和元年度2月補正予算案について御説明申し上げます。

今回の予算編成に当たっては、県勢浮揚の実現に向けて、これまで進めてきた政策をしっかりと継承するとともに、施策の実効性を高めることに意を用いてまいりました。特に、防災・

減災に資するインフラ整備については、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の財源などを最大限に活用し、引き続き積極的に推し進めることといたしました。

この結果、来年度の一般会計当初予算案は総額4,632億円余り、対前年度比で0.5%、約25億円の増となりました。中でも、投資的経費は約1,036億円となり、災害復旧事業などの減を除くと前年度を上回る規模となっております。

このように県勢浮揚に必要な施策を着実に実行する一方、今後の財政運営の持続可能性を確保するため、歳入歳出両面での工夫にも努めました。

具体的には、歳入面においては、地方消費税の増や新たな地方法人課税の偏在是正措置に伴う地方交付税の増などにより、前年度を約86億円上回る一般財源総額を確保できました。加えて、河川のしゅんせつなどを推進するために創設された地方交付税措置率の高い地方債を初め、有利な財源を最大限に活用することにより、一般財源の負担を軽減するとともに、必要な事業の早期の効果発現と将来の財政負担の軽減も図ることができたものと考えます。

また、歳出面においては、国の経済対策や3か年緊急対策への対応により事業量が大幅に増加していることから、その他の公共事業などについて、前年度に引き続き、緊急性の高い事業や効果の早期発現が見込まれる事業に重点化し、事業量の平準化に努めました。さらに、財政の健全性を維持しつつ、限られたマンパワーを最大限に活用するため、事業のスクラップ・アンド・ビルドに取り組み、前年度を上回る224件の見直しを行いました。

こうした一連の取り組みにより、来年度の財源不足額は、平成23年度以来9年ぶりに100億円を下回る、91億円に圧縮することができました。その結果、退職手当債の発行をすることなく、

財政調整的基金の取り崩しも前年度より25億円少ない61億円に抑制することができております。これにより、財政調整的基金の来年度末の残高見込みは135億円となり、昨年9月時点の推計を18億円上回る見通しであります。また、臨時財政対策債を除く県債残高については、来年度末の見込みが5,382億円となりますが、必要な投資事業を実施しても安定的に推移する見通しを立てることができております。

このように、今回の予算編成においては、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることができたものと考えます。しかしながら、多額の財源不足が生じる厳しい状況がなお続いていることから、今後も国に対し、地方交付税を初めとする一般財源の確保について政策提言を行い、安定的な財政運営に努めてまいります。

次に、5つの基本政策と3つの横断的な政策に係る令和2年度の取り組みに関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

これまでの産業振興計画の取り組みを通じて、各産業分野の地産外商は飛躍的に拡大し、本県経済は今や人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつあります。今後も人口減少が続くことが見込まれる中、県勢浮揚の歩みをより確かなものとするためには、これまでの土台の上に立ち、各種施策をさらに強化し、発展させ、着実に推進していくことが必要です。このため、来年度からの4年間を計画期間とする第4期の産業振興計画を策定し、さらなる挑戦を続けてまいります。

具体的には、次の5つのポイントにより、多面的かつ重層的に施策を強化し、付加価値や労働生産性の高い産業を育成してまいります。まず1つ目のポイントは、デジタル技術と地場産業の融合であります。最先端のデジタル技術などを生かした新たな製品やサービスの開発を促進することにより、地場産業の高度化とSociety



5.0関連の産業群の創出を図ってまいります。

特に来年度は、複数の企業や大学などが有する技術やアイデアなどを組み合わせて新たな製品やサービスの開発につなげる、オープンイノベーションプラットフォームの構築を進めます。この取り組みを通じて、第1次産業を初めとするさまざまな分野で、デジタル技術を活用したイノベーションの創出や課題解決を促進してまいりたいと考えております。あわせて、県内企業におけるデジタル技術の導入をさらに促進するとともに、県としても行政サービスのデジタル化に積極的に取り組みます。

2つ目のポイントは、県外、海外とのネットワークのさらなる強化であります。特に国内では、大阪・関西万博などの大規模プロジェクトが予定され経済活力に満ちている関西圏との連携を強化することによりまして、本県経済のさらなる活性化を図ってまいりたいと考えております。このため、来年度は関西圏の行政関係者や本県と御縁のある経済界の方々などから成るアドバイザー会議を立ち上げ、御意見をいただきながら、関西圏との経済連携に向けた戦略の策定に取り組みます。

また、本年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、国際的に日本が注目を集める年であります。この機を捉え、輸出や外国人観光客誘致のさらなる拡大に取り組みます。

3つ目のポイントは、担い手確保策と移住促進策の連携であります。全国的な人手不足の中、都会の高い雇用吸収力に対抗できるよう、関連施策の強化や連携を図り、人手不足の解消や後継者の確保に努めます。

4つ目のポイントは、SDGsを意識した取り組みの促進であります。今後、SDGsを意識して事業活動を行うことにより、事業者にとって大きなビジネスチャンスが生じる可能性があります。このため、SDGsに関する講座の開

催や、SDGsを意識した製品開発の促進などに取り組みます。

5つ目のポイントは、産業振興計画関連のさまざまな施策について、中山間地域での展開を特に意識していくこととあります。産業振興計画の取り組みを通じて魅力ある仕事を数多くつくり出し、若者が希望と誇りを持って中山間地域に住み続けることができるようにしてまいりたいと考えております。

続いて、各産業分野における強化の内容について御説明申し上げます。

農業分野では、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指した取り組みを進めてきた結果、平成30年の農業産出額等は、産業振興計画がスタートする前の平成20年と比べ、14.7%増の1,177億円にまで増加してまいりました。第4期計画においては、令和5年に農業産出額等を1,221億円とすることを目標に掲げ、産地の強化と国内外への外商拡大によって農家の所得向上を図り、さらに生産を支える担い手の確保や育成につなげるという好循環の構築に向けて、一連の施策を力強く展開してまいります。

具体的には、まず産地の強化に向けて、環境制御技術の普及拡大を図るとともに、AIやIoTなどのデジタル技術を融合させた、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発をさらに促進します。あわせて、集落営農組織や中山間農業複合経営拠点の組織間の連携を図るなど、中山間地域の農業を支える仕組みづくりも強化してまいります。加えて、こうした一連の取り組みを支える担い手の確保や規模拡大に向けた圃場整備を一層推進します。さらに、外商の拡大に向けて、市場流通や直接取引などにおける本県農畜産物の販売拡大を図るとともに、シンガポールやオランダなどへの輸出拡大にも積極的に取り組みます。

林業分野では、市町村や事業者の方々と連携

し、山で若者が働く全国有数の国産材産地の形成に向けた取り組みを進めてきた結果、平成30年の原木生産量は、10年前より54.5%増の64万6,000立方メートルにまで増加しております。第4期計画においては、原木生産量を令和5年に79万立方メートルとすることを目指して、川上から川中、川下までの施策をさらに強化し、総合的に展開してまいります。

まず、川上では、原木生産のさらなる拡大に向けて、路網の整備や高性能林業機械の導入を進めるとともに、林業事業者の事業戦略の策定と実行を支援するなど、林業における労働生産性の向上に取り組めます。

また、川中では、全国レベルの木造建築の専門家と連携して、内装材など付加価値の高い製品開発に取り組むとともに、ICTなどのデジタル技術も活用しながら、サプライチェーンマネジメントの構築に取り組み、木材需要に応じた生産と流通の効率化を進めます。

さらに、川下では、TOSAZAIセンターなどによる販路拡大に努めるとともに、全国的な木材需要の拡大に向けて、経済同友会などと連携し、CLTなどを活用した非住宅建築物の木造化、木質化を推進します。あわせて、林業大学校において、木造建築に精通した建築士や林業の即戦力となる人材の育成を強化します。

水産分野では、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現を目指して取り組みを進めてきた結果、宝石サンゴを除く漁業生産額は、漁業就業者が減少する中においても、第3期計画で目標としていた460億円前後で推移しております。第4期計画においては、この額を令和5年に500億円にまで伸ばすことを目標に掲げ、生産性の向上や付加価値の創出を図ることで漁業生産額をしっかりと確保し、漁業者の所得向上につなげることによって担い手を安定的に確保するという好循環の構築を目指してまいります。

具体的には、水産物の生産・流通・販売において、デジタル技術を活用する高知マリノイノベーションの取り組みを加速し、効率的な漁業生産体制への転換を図るとともに、定置網漁業などへの企業参入や新たな漁法の導入を促進します。

特に、高知マリノイノベーションについては、大学や国の研究機関などで構成する協議会を立ち上げ、AIなどのデジタル技術を活用して漁場の予測を行うシステムを開発するなど、新たなプロジェクトに取り組めます。あわせて、産地加工体制の整備をさらに進めるとともに、国内外における販路拡大に努めるほか、漁業就業者の確保に向けて、漁業就業支援センターによる、総合的かつきめ細かな担い手確保策に取り組めます。

食品分野では、官民協働で地産外商の取り組みを進めてきた結果、本県の食料品製造業出荷額等は、平成20年の909億円から平成29年は19.8%増の1,089億円と、大きく伸びてきております。第4期計画においては、令和5年の食料品製造業出荷額等を1,200億円以上とすることを目指して、地産と外商の取り組みをさらに強化してまいります。

まず、地産の強化に向けては、新たな付加価値の創出を目指して、食にかかわる産学官の関係者が集う食のプラットフォームを中心に、海外を含めた市場のニーズに対応した商品づくりや生産管理の高度化、事業戦略の策定などを支援します。

また、外商の拡大に向けては、地産外商公社による外商活動の全国展開をさらに推進し、特に経済活力が高まっている関西圏において大手卸売業者との関係強化を図るなど、積極的に取り組めます。あわせて、県内の地域商社による外商活動を一段と後押しし、官民協働で外商の拡大を図ります。

輸出に関しては、昨年12月に県庁内に事務所を移転した日本貿易振興機構高知貿易情報センターとの連携を密にするとともに、事業者の海外展開を支援する食品海外ビジネスサポーターの体制を強化して、ヨーロッパやアメリカ、中国といった大規模市場へのさらなる輸出拡大を図るなど、輸出に取り組む事業者への支援を一段と強化します。

商工業分野に関しては、大企業の電子部品生産拠点の再編などの影響もあり、製造品出荷額等が一時期4,681億円にまで落ち込んだものの、拡大再生産による雇用拡大と、地域のにぎわいによる活気ある商工業の実現を目指して取り組んできた結果、平成29年には5,810億円にまで回復しております。

第4期計画においては、この製造品出荷額等を令和5年に6,500億円とすることを目指して、付加価値の高い製品開発や設備投資による生産性向上への支援など、地産の強化に取り組み、外商の強化も図るほか、これらの土台となる事業戦略の策定と実行への支援や、工業団地の整備などを推進してまいります。あわせて、地域の商工業の振興を図るため、商工会や商工会議所などと連携して、商店街の活性化や事業者の経営計画の策定及び実行支援にも取り組みます。

特に、外商の強化に向けては、ものづくり地産地消・外商センターを中心に、企業の販路拡大を一層支援するとともに、日本貿易振興機構や国際協力機構などと連携しながら、海外での営業やアフターフォロー体制の構築などに取り組みます。

さらに、高知版Society5.0の実現に向けたIT・コンテンツ関連産業の集積を目指して、IT・コンテンツアカデミーの講座の充実強化を図り、人材の育成や確保をさらに進めるとともに、オープンイノベーションプラットフォームの取り組みなども通じて、関連企業の誘致を積

極的に推進します。

観光分野では、さまざまな博覧会やキャンペーンを通じて観光資源を磨き上げ、観光商品づくりとセールスに官民協働で取り組んでまいりました結果、長らく300万人台で推移してきた本県の県外観光客入り込み数は、平成25年以降7年連続で400万人を超え、昨年は推計で438万人を記録いたしました。ここ3年、連続して435万人を超えており、第3期計画の目標である435万人観光の定常化を実現できつつあるものと捉えております。

第4期計画においては、この県外観光客入り込み数を令和5年に460万人とすることを目標に掲げ、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」2ndシーズンの取り組みなどを通じて、数多くの観光商品をつくる、その観光商品を県外に向けて売る、本県を訪れる観光客の皆様へ満足いただけるようもてなすといった施策群を、力強く展開してまいります。

具体的には、まず、つくる取り組みにおいては、外貨を稼ぐための観光拠点の整備をさらに進めるとともに、本県の強みである歴史、食、自然などの観光資源を生かして、広域単位で滞在型観光クラスターの形成を推進します。

次に、売る取り組みにおいては、2ndシーズンのコンセプト「あなたの、新休日。」に沿ったプロモーションを展開し、県内の体験プログラムなどの情報を一元的に集約した特設ウェブサイトやSNSなどを活用して、効果的な情報発信を行います。あわせて、旅行会社へのセールス活動なども切れ目なく積極的に展開します。

さらに、もてなす取り組みにおいては、バリアフリー観光に関する専門の相談窓口を新たに設置するとともに、県内各地での滞在や周遊を促進するため、観光案内所のコンシェルジュ機能などを強化します。

また、国際観光に関しては、外国人の延べ宿

泊者数を、平成30年の約7万9,000人泊から、令和5年には30万人泊にまで大幅に伸ばすことを目指して、外国人観光客のさらなる誘致を図ります。具体的には、台湾や香港を初めとする重点市場を中心に、訪日旅行に関心のある方々に向けて、動画の配信やウェブ広告などを活用したプロモーションを積極的に展開するとともに、関西国際空港を経由した旅行商品づくりなどにも取り組みます。

あわせて、東京オリンピック・パラリンピックを機に、国内外のよさこいチームが集結するプレミアムよさこいin東京2020を開催するとともに、高知のよさこい祭りに海外のチームが集って演舞する機会を設け、これらを海外メディアやSNSを通じて世界へ発信するなど、よさこい発祥の地としての本県の認知度向上を図り、今後の誘客につなげてまいります。

次に、県経済の成長を支える取り組みの強化について御説明申し上げます。

各産業分野において地産外商をさらに拡大していくためには、深刻化している人手不足や後継者不足といった課題の克服とともに、経済発展の礎となる人材育成にも取り組む必要があります。このため第4期計画においては、移住促進や新規大卒者の就職支援を初めとする人材確保策、起業や新事業展開などに向けた人材育成、事業者の働き方改革や円滑な事業承継などの取り組みを一段と強化します。

このうち、移住促進に関しては、これまで移住促進・人材確保センターを中心に、市町村や関係団体と連携して取り組みを進めてきた結果、昨年4月から先月末までの移住者数は、前年同期より約1割増の793組と、第3期計画の目標である年間移住者1,000組の達成が視野に入りました。しかしながら、本県人口の社会増減の均衡に向けては、移住者のさらなる増加が必要と考えております。このため第4期計画に

においては、令和5年度に年間移住者1,300組を達成するとの目標を掲げ、市町村や関係団体との連携のもと、移住促進策をもう一段強化してまいります。

具体的には、まず高知家プロモーションも活用し、本県出身者や本県とゆかりがある方、高知ファンの方々へのアプローチと情報発信などを強化することにより、本県への移住を検討される方々の裾野を広げます。また、移住促進・人材確保センターによる市町村への支援を拡充するとともに、相談者の状況に応じた段階的かつ戦略的なアプローチとフォローを展開するなど、相談から移住へとつなげるための取り組みを強化します。さらに、移住者を受け入れる体制や環境を整備するため、各地域において、移住を希望される方のニーズに合った仕事と住まいを掘り起こし、より積極的に情報発信を行います。

大学生などの県内就職の拡大に向けては、高知で働くことの魅力や県内企業についての理解を一層深めていただくため、学生やその保護者に対する情報発信を強化するとともに、インターンシップを実施する企業と学生のマッチングの場を新たに設けるなど、学生の就職につながりやすいとされるインターンシップの充実に取り組みます。

また、就職氷河期世代への支援に向けては、来年度、高知労働局と県、業界団体、支援団体などで構成するプラットフォームが立ち上がる予定となっております。このプラットフォームを通じて、関係団体などと連携し、支援を必要とされる方々がそれぞれ将来に希望を持って働き続けられ、また社会参加できるよう、しっかりと取り組みます。あわせて、来年度の県職員採用試験においても、新たに就職氷河期世代の方々を対象とした募集を行いたいと考えております。



次に、日本一の健康長寿県づくりの取り組みについて御説明申し上げます。

これまで、保健・医療・福祉の各分野において、本県が抱えるさまざまな課題の解決に向けた対策を講じてきた結果、がん検診の受診率が向上するとともに、あったかふれあいセンターを中心とした地域の支え合いの仕組みづくりが進むなど、一定の成果があらわれてきております。しかしながら、県民の皆様の生活の質、いわゆるQOLをさらに高めていく上では、壮年期男性の死亡率が全国より高いことなど、依然として多くの課題があります。

このため、これまでの取り組みを一層深化させ、さらに発展させることを基本としながら、数値目標をより明確化することに意を用いて、第4期日本一の健康長寿県構想を策定することといたしました。より骨太に、かつ挑戦的に対策を講じていくため、第4期構想では大きく3つの柱に再編し、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指してまいります。

まず、1つ目の柱は、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進であります。県民の皆様の健康寿命を全国平均以上にまで延伸することを目標に掲げ、男性の健康寿命を平成28年の71.37年から令和5年には73.02年以上に、また女性は75.17年から76.05年以上にすることを目標してまいります。その実現に向けて、県民全体の健康増進を図るためのポピュレーションアプローチと、疾病のリスク要因を持つ層に対するハイリスクアプローチをそれぞれ強化します。

このうち、ポピュレーションアプローチとしましては、生活習慣病の発症リスクを軽減するため、塩分の過剰摂取の抑制や運動不足の解消など、日常生活に少しの健康行動を取り込む、

5つのプラス運動の普及啓発活動を新たに展開します。さらに、加齢に伴い高齢者の方の心身が弱ってきている状態、いわゆるフレイルの予防に向けて、先進的な取り組みを県内全域に広げてまいります。

また、ハイリスクアプローチとしましては、特に糖尿病性腎症患者の重症化予防対策を強化します。具体的には、糖尿病性腎症を原因とする新規透析患者数を直近3年間の平均である122人から1割以上減らし、令和5年には108人以下にすることを目標に掲げ、患者の人工透析の導入を可能な限りおくらせる取り組みなどにも新たに挑戦したいと考えております。

こうした生活習慣病対策や糖尿病重症化予防対策について、県内外の有識者に御参加いただく会議を新たに設置し、事業の成果を検証するなど、PDCAサイクルをしっかりと回しながら取り組みます。

2つ目の柱は、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化であります。今後、人口減少や高齢化のさらなる進展に伴い、介護を必要とされる方が一層増加していくことが見込まれます。こうした中、在宅での療養を希望される方が、重度の要介護状態になったとしても、できる限り入院治療や施設での入所サービスに依存することなく、住みなれた地域で在宅サービスを受けながら暮らし続けられる環境を整えることが重要であると考えます。

このため、地域における医療・介護・福祉のインフラの確保や高知版地域包括ケアシステムの構築などの取り組みを重点的に進めるとともに、障害のある方への支援も充実を図ります。こうした取り組みが各地域に広がった結果として、在宅サービス利用者の平均要介護度が令和元年度の2.09から令和5年度に2.2となることを目指してまいります。

あわせて、来年度は県内外の有識者から成る会議体を立ち上げ、在宅でのみとりも含めた在宅療養に関する既存の施策について評価、検証を行い、さらなる改善につなげるとともに、在宅療養の後押しに向けた新たな施策についても提言をいただき、検討を進めたいと考えております。

高知版地域包括ケアシステムの構築に向けては、これまで県の福祉保健所管内のブロックごとに地域の医療・介護・福祉の関係者から成る協議体の設置を進め、地域における課題の抽出や対応策の検討などを行ってまいりました。こうした取り組みを通じて、関係者間の連携が強化されるとともに、住民主体のフレイル予防や生活支援が進むなど、他の地域のモデルとなるような事例も出てまいりました。

引き続き、医療・介護・福祉のサービスが切れ目のないネットワークでつながり、システムとしてしっかりと機能するよう、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めます。中でも、在宅療養体制の充実に向けては、中山間地域を中心に訪問看護や訪問介護サービスの充実を図ることとあわせて、医療と介護が連携し、入院から退院、在宅療養へスムーズに移行するための入退院支援体制の構築などを引き続き推進します。

さらに、医療・介護・福祉のインフラを確保するため、各地域の実情に応じた効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を目指す地域医療構想を推進するとともに、へき地医療や介護サービスの提供に対する支援を行います。

ひきこもりの方々への支援については、現在、保健や医療などの関係者や家族会の方々に御協力をいただきながら、総合的な支援策の検討を進めており、本年秋をめどに取りまとめを行いたいと考えております。また、これを待つことなく、対応が急がれるひきこもりの方々の実態

把握や相談支援体制の整備を進めるとともに、社会参加を促進するための居場所づくりや就労支援の充実などにも速やかに取り組みます。

3つ目の柱は、子供たちを守り育てる環境づくりであります。妊娠期から子育て期まで切れ目なく、総合的な支援を行う高知版ネウボラの取り組みをさらに推進します。これにより、県民意識調査において、高知県が安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるような社会になっていると感じる割合を、令和元年度の28.1%から令和5年度には45%にまで高めることを目指してまいります。

具体的には、県内各市町村の子育て世代包括支援センターにおける妊娠早期からの支援の拡充、地域子育て支援センターの機能強化、民生委員・児童委員やボランティアなど地域の方々との連携による子育て支援体制の構築、病児・病後児保育の充実など、それぞれの市町村の実情に合った取り組みをさらに支援します。

加えて、来年度は、発達障害の疑いなどで経過観察が必要な子供に対し、言語聴覚士や臨床心理士などの専門職も関与してアセスメントを強化するなど、早期の療育につなげる体制の整備にも取り組みます。

また、市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、児童福祉司などの専門職を増員して児童相談所の体制を充実させるなど、関係機関が連携して児童虐待を未然に防ぐ取り組みをさらに強化します。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在国内において感染が拡大し、さらに感染経路を特定できない可能性のある症例が複数認められる状況にあります。

本県では、今月4日から県と高知市が合同で、新型コロナウイルス相談センターを設置し、県民の皆様の相談に対応するとともに、必要に応じて適切な医療機関へ確実につなぐ体制を整え

ております。あわせて、県の衛生環境研究所におけるウイルスの検査体制の強化を進めております。また、13日には私を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染予防に向けた対策をしっかりと講じるよう全部局に指示をいたしました。

これまでに県内で、この感染症の患者は確認されておきませんが、引き続き県民の皆様への安心・安全を第一に考え、国や医療機関との緊密な連携のもと、不安の解消や感染予防に向けた対策を適切に実施してまいります。あわせて、手洗いの励行やせきエチケットといった基本的な感染症予防の活動に取り組んでいただくよう、県民の皆様への啓発に努めてまいります。また、仮に今後本県で新型コロナウイルス感染症の患者が確認された場合には、国の示した手順に沿って、必要な対策を迅速かつ的確に講じてまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

平成28年に策定した、教育等の振興に関する施策の大綱に基づく取り組みにより、子供たちの学力などの状況は確実に改善が進んでおります。来年度からの4年間を期間とする第2期教育大綱においては、これからの社会を生きる子供たちがどのような力を身につけるべきか、子供たちの目線に立って考えるとともに、現場の声も大切に、また困難を抱える子供には切れ目のない支援を行うことに意を用いながら、知・徳・体の調和がとれた子供たちの生きる力を育むことを目指して、各種施策のさらなる強化を図ってまいります。

具体的には、まず学校が組織として課題に向き合い、自律的に教育の質を高めていくことができるよう、チーム学校の構築を一層推進し、中学校における教科の縦持ちや教科間連携などの取り組みをさらに充実させます。あわせて、

OJTによる若年教員の育成に向けて、小学校に導入しているメンター制を中学校にも広げるなど、学校全体がチームとなった組織的な人材育成を進めます。

次に、学力向上対策としては、教員が学ぶことのできる機会を充実させることにより、授業力を一段と高めたいと考えております。また、高等学校においては、高校生のための学びの基礎診断を活用して基礎学力の定着度合いをはかり、各学校の学力向上プランに基づく取り組みを充実させます。あわせて、学校支援チームによる各学校への訪問指導を継続し、PDCAサイクルを徹底しながら、学校の組織マネジメントのさらなる強化や授業改善を進めます。

さらに、いじめや不登校、非行などといった困難な状況に直面している子供たちをしっかりと支えるため、就学前から高等学校までの各段階における切れ目のない支援を充実させてまいります。特に、近年増加傾向にある不登校に関しては、一人一人の状況に応じた支援を強化することにより、不登校となっている児童生徒の割合を全国平均にまで改善することを目指します。

具体的には、不登校の未然防止と早期発見、早期対応を徹底するため、小中学校に新たに位置づける不登校担当の教員を中心として速やかな情報共有を図るとともに、教員や外部の専門家などから成る校内支援会の取り組みを一層充実させるなど、組織的な対応を強化します。

また、不登校の要因や背景は複雑化、多様化しており、学校だけでは対応が困難な状況も見られますことから、社会的自立に向けた適切な支援を漏れなく行えるよう、市町村における教育支援センターの機能強化を後押しします。あわせて、学校、市町村の教育支援センター、県の心の教育センターの連携を強化するとともに、医療や福祉分野の関係機関の協力も得て、重層

的な支援体制の構築を進めます。

さらに、心の教育センターにおいては、不登校を初めとする多様な相談に幅広く対応できるよう、日曜日も開所するとともに、県東部や西部地域のサテライト機能を整備します。あわせて、学校や市町村の教育支援センターが行う相談支援の質的向上を図るほか、多様な教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実にも取り組みます。

また、Society5.0の到来を見据え、デジタル技術が進展する社会に対応した新たな教育を推進したいと考えております。まずは、来年度から中山間地域の小規模な高等学校10校において、遠隔教育システムを活用した授業をスタートさせます。さらに、ICTやAI教材などの活用により、生徒一人一人の学習状況に応じた授業についての研究を進めてまいります。あわせて、小学校におけるプログラミング教育を推進するため、全ての情報教育担当教員を対象とした模擬授業の研修などを行うほか、高等学校において県内大学と連携し、高度な教育プログラムの研究を進めてまいります。こうした取り組みを支える環境を整備するため、県立学校において、高速大容量通信に対応できる校内無線LANの整備や、生徒の学習用タブレットの導入を促進します。

教員に限られた時間の中で子供たちと向き合い、効果的な教育活動を行っていくためには、学校における働き方改革を進めていくことも重要であります。このため、引き続き校務支援システムの導入などによる業務の効率化を図るとともに、部活動指導員や校務支援員などの外部人材の配置を拡充するなど、教職員の負担軽減に向けた取り組みを進めます。

以上のような取り組みに加え、地域との連携・協働、就学前教育の充実、生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保に関する

施策を拡充し、私も参加する総合教育会議において、PDCAサイクルをしっかりと回しながら、第2期教育大綱を着実に推進します。

次に、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化について御説明申し上げます。

第4期南海トラフ地震対策行動計画の2年目となります来年度においては、津波避難対策や、高齢者や障害のある方など要配慮者への支援対策を初めとする諸課題への対応を着実に進めるとともに、受援体制の強化などソフト対策にも一段と力を入れて取り組みます。

先月、政府の地震調査委員会が公表した、南海トラフ沿いで発生する大地震の確率論的津波評価では、津波高が5メートル以上になる可能性が非常に高いと評価された市町村数の約半数を本県が占めており、本県の置かれた厳しい状況を再認識いたしました。

津波避難対策に関しては、これまでの取り組みにより、111基の津波避難タワーと1,445カ所の避難路・避難場所の整備が完成するなど、計画していた津波避難空間の整備がおおむね完了しております。しかしながら、実際に避難訓練を行う中、地域によっては要配慮者の避難に想定以上に時間を要するなど、新たな課題が明らかになってまいりました。

このため、改めて津波避難空間の整備を行う市町村を支援したいと考えております。あわせて、高等学校や福祉施設などの高台移転も着実に進めます。

次に、要配慮者の支援対策につきましては、災害時に自力で避難することが困難な方が迅速に避難できるよう、個別計画の策定を加速してまいります。

具体的には、モデル地区での取り組みによって得られたノウハウを活用し、来年度は沿岸19市町村全てでケアマネジャーなど福祉の専門職の方々の御協力をいただきながら、県と市町村



の防災部局、福祉部局が連携して個別計画の策定に取り組みます。また、福祉避難所の確保だけでなく、一般の避難所における受け入れ体制の強化を進め、要配慮者が安心して避難生活を送ることができる環境を整備します。

さらに、発災時に外部からのさまざまな支援を受け入れるための受援体制の強化にも重点的に取り組んでまいります。

私自身、消防庁や大阪府で東日本大震災や大阪北部地震の災害対応を行った際、受援体制が整っていないことにより、国や他県などからの人的・物的支援がスムーズに行き渡らない事例を目の当たりにしました。

本県では現在、消防や警察、自衛隊などの応急救助機関の受け入れや活動調整、物資受け入れのための計画などを定めており、これらについて、より実践的な訓練などを通じて検証や見直しを行い、実効性をさらに高めてまいります。加えて、現在医療支援チームの受け入れや応急救水活動などについてマニュアルの策定に取り組んでおり、早期の完成を目指します。

また、現在のところ、こうした計画などを定めている市町村は少なく、県として、市町村の受援体制の整備に向けた支援を強化していく必要があると考えております。このため、県や市町村における受援体制の強化を行動計画の重点課題として新たに位置づけ、国や市町村、関係機関と連携しながら、スピード感を持って取り組みを進めます。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

道路や堤防、港湾などのインフラは、南海トラフ地震などの自然災害から県民の生命や財産を守るとともに、地域の皆様の生活や産業を支える大変重要な基盤であります。このため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や国の補正予算なども積極的に活用しながら、

命の道である四国8の字ネットワークや浦戸湾の三重防護事業を初め、地震や津波対策などに向けたインフラ整備をスピードを緩めることなく推進します。

あわせて、台風災害、豪雨災害などに備えるため、豪雨災害対策推進本部を通じ、全庁を挙げてハード・ソフトの両面で対策を推進します。特に、治水対策に関しては、国が新たに創設した緊急浚渫推進事業費を最大限活用し、前年度の3.8倍となる予算を確保して河川のしゅんせつを加速させるなど、積極的に取り組みます。さらに、中山間地域の道路整備など、地域の実情を踏まえたインフラ整備も着実に進めます。

次に、中山間対策の充実強化について御説明申し上げます。

来年度においても、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないとの強い思いのもと、産業をつくる、生活を守るの2つを政策の柱として、全庁を挙げて各分野の施策を展開してまいります。

まず、産業をつくるでは、先ほど申しましたとおり、中山間地域において付加価値や労働生産性を高める取り組みを進めます。

次に、生活を守るでは、中山間地域で安心して暮らし続けられる環境を整えるため、生活用水や移動手段の確保対策を進めるとともに、高知版地域包括ケアシステムの構築などに注力します。あわせて、中山間地域の子供たちの教育環境の充実を図るため、小規模な高等学校へのデジタル技術を活用した授業の配信を行います。

また、中山間地域における暮らしや経済活動を支える拠点である集落活動センターについては、先月末までに31市町村、58カ所で立ち上がり、さらに30カ所程度で開設に向けた協議が進むなど、着実に広がりを見せております。引き続き、それぞれの集落活動センターにおいて、生活を守る取り組みや、産業振興計画とも連動

した、産業をつくる取り組みがさらに拡充していくよう、積極的に後押しをしてまいります。

次に、少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大について御説明申し上げます。

まず、少子化対策の充実強化については、出会いや結婚への支援を希望する方々に多くの出会いの機会を創出するため、マッチングシステムの利便性向上などに取り組むとともに、高知版ネウボラを推進することにより、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めます。

あわせて、男性の育児休業取得や時間単位の年次有給休暇制度の導入について先進事例の横展開を図るなど、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、引き続き官民協働で取り組みます。特に、男性の育児休業については、県内企業などの取得率を、平成30年の7.6%から令和6年までに30%とすることを目指して、取り組みを充実させます。県庁としましても率先垂範を心がけ、知事部局などの男性職員の育児休業取得率について早期に30%を達成するとともに、令和6年度末までに50%とする目標を掲げ、積極的に取り組んでまいります。

また、女性の活躍の場の拡大に向けては、引き続き市町村と連携しながらファミリー・サポート・センターの拡充に努めるとともに、高知家の女性しごと応援室の取り組みを通じて女性の就労や定着支援に取り組むなど、子育てしながら働く女性を社会全体で支援する仕組みづくりを推進します。

次に、文化芸術とスポーツの振興について御説明申し上げます。

文化芸術の振興については、文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県の実現に向け、高知県文化芸術振興ビジョンに基づき、文化芸術活動への支援や、その振興を担う人材の育成などに取り組むほか、新たな県史の編さんなどを通じ

て、本県固有の文化資源の継承や活用を進めます。

スポーツの振興に関しては、第2期高知県スポーツ推進計画を改定し、地域スポーツハブの活動を拡充するとともに、障害者スポーツの振興に向けて体験イベントを開催するなど、県民の皆様のスポーツ参加の拡大に取り組みます。あわせて、全高知チームの取り組みをさらに充実強化するとともに、ジュニア期にかかわるスポーツ指導者の確保及び育成を進め、競技力の向上を図ります。

また、本年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されますことから、事前合宿やホストタウン登録国との継続的な交流などを通じて、スポーツの振興や地域の活性化につなげたいと考えております。

次に、第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について御説明申し上げます。

平成27年度にスタートした高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が、本年度末をもって期限を迎えることとなります。これまでの取り組みにより、雇用の創出や出生率の向上などにおいて一定の成果が見られるものの、人口動態の改善効果が発現するためには、継続した取り組みが必要であると考えます。

このため、これまで申し上げてきました政策を総合的に組み合わせ、第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定することといたしました。この総合戦略では、2060年の本県の人口を約55万7,000人ととどめるという現行の目標を維持したいと考えており、引き続きこの実現に向けまして、さらなる若者の定着・増加と出生率の向上を図るための4つの基本目標、すなわち「地産外商により魅力のある仕事をつくる」、「新しい人の流れをつくる」、「結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する」、「高齢者の暮らしを守り、

若者が住み続けられる中山間地域をつくる」に基づき、全力で取り組んでまいります。

続いて、高知県犯罪被害者等支援条例の制定について御説明申し上げます。

本県においては、犯罪被害者等基本法などに基づき、関係機関と連携しながら犯罪被害者とその御家族への支援に取り組んでおります。しかしながら、全国的な状況として、犯罪に巻き込まれた方々が直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解により、さらに二次被害で苦しめられるなどといった事例が発生しており、本県においても支援策の一層の充実が必要であると考えております。

こうしたことから、県、市町村、民間支援団体などの関係機関が一層の連携を図り、必要な支援を被害直後から途切れることなく行うことができる体制の構築などを目指してまいりたいと考え、今議会に犯罪被害者等支援条例議案を提出させていただきました。

この条例では、犯罪被害者の方などへの支援を総合的かつ計画的に進めるため、県の責務を初め、県民、事業者、市町村などの役割を明示するとともに、相談窓口の設置や経済的負担の軽減といった県が講ずべき支援に関する基本的施策などを定めることとしております。

4月からは県の担当部署に専任の職員を配置し、犯罪被害者の方などからの相談に対応するとともに、市町村や関係機関との調整などを行います。加えて、今後、条例に基づき高知県犯罪被害者等支援推進会議の意見もお聞きしながら、支援に関する指針を策定することとしており、新たな施策についても検討を行い、支援策を充実してまいりたいと考えております。

こうした取り組みを通じて、犯罪被害者の方などが受けた被害の早期の回復、軽減などを図り、誰もが安心して暮らすことができる社会を目指します。

次に、高知龍馬空港新ターミナルビルの整備について御説明申し上げます。

我が国を訪れる外国人旅行者は年々増加傾向にあり、こうした旅行者のほとんどが空路を利用している状況にある中、本県においてもさらなる誘客拡大を図っていくためには、国際チャーター便の増便に加え、国際定期便の誘致に取り組むことが重要であると考えます。

これまでの間、空港施設の機能強化に向け、県や国、航空会社などの関係者から成る、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議において、協議を重ねてまいりました。先日開催された同会議では、国際線の増便に対応するために必要となるボーディングブリッジや出入国審査スペースなどの機能を備えた、新ターミナルビルの整備に関する基本構想が確認されました。この構想に基づき、高知龍馬空港において国際線ターミナルビルを整備したいと考えており、来年度は基本設計と実施設計に着手し、令和4年度の早期の供用開始を目指したいと考えております。

本県の新たな空の玄関口の整備に向け、引き続き国際チャーター便の増便はもとより、早期の定期便の就航につながるよう全力で取り組みます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場については、現在、施設整備に向けた各種の調査や、長竹川の増水対策などの周辺安全対策の取り組みを進めております。こうした取り組みの過程においては、節目節目でその状況を住民の方々へ丁寧にご説明させていただくこととしており、先月中旬にも加茂地区の皆様への説明会を開催いたしました。

来年度は、施設本体の実施設計に取り組むとともに、上水道整備への支援を初めとする周辺安全対策をさらに進めます。あわせて、地域振興策についても佐川町と協議を重ね、最終案の

取りまとめを行いたいと考えております。

引き続き、管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向け、佐川町、佐川町議会、加茂地区の皆様様の御理解と御協力を賜りながら、着実かつ丁寧に取り組みを進めてまいります。

次に、県政運営指針の改定について御説明申し上げます。

県政運営指針は、課題解決先進県を目指し、高知県庁が県民の皆様のために成果を求めて挑戦し続ける県庁であるために従うべき原理原則として、平成27年に策定したものであります。策定から約5年が経過した現在も、本県を取り巻く環境は依然として厳しく、南海トラフ地震対策や中山間対策など、喫緊の課題も山積しております。さらに、デジタル化や働き方改革の進展といった社会状況の変化に対応していく必要があります。

このため、県職員の意識向上や職場環境づくりなどについて、これまでの取り組みを推進しつつ、もう一段発展させることができるよう県政運営指針の改定を検討しております。県民の皆様様の共感を得て、成果にこだわって前進していく県庁となるよう、この指針を職員が常に意識し実践していくための方策や検証方法についても検討を進めます。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和2年度高知県一般会計予算など39件です。このうち、一般会計予算は、先ほど申しあげました5つの基本政策と3つの横断的な政策を推進するための経費を中心に、4,632億円余りの歳入歳出予算などを計上しております。

条例議案は、高知県犯罪被害者等支援条例議案など26件です。

その他の議案は、高知県が当事者である仲裁の申立てに関する議案など8件です。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



#### 議案の上程、提出者の説明（議発第1号 条例議案）

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末486ページに掲載〕

○議長（桑名龍吾君） 日程第4、議発第1号「高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

11番西内隆純君。

（11番西内隆純君登壇）

○11番（西内隆純君） 議発第1号「高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案」について、提案者を代表して、提案理由の説明を行います。

高知県歯と口の健康づくり条例は、県が重要な政策の柱として日本一の健康長寿県構想を推進する中、健康づくりの第一歩である歯と口の健康づくりを県民運動とすることを目指して、平成22年9月定例会にて全会一致で可決、成立いたしました。この条例に基づき、平成24年3月には、第1期高知県歯と口の健康づくり基本計画が策定され、虫歯予防対策、歯周病予防対策、高齢者等の歯科保健対策を主要な施策に位置づけて取り組みが推進されてきました。そして、平成29年3月より、第2期高知県歯と口の



健康づくり基本計画に改定され、在宅歯科医療の充実やがん治療時における医科歯科連携の推進、災害時の歯科保健医療対策の強化など、日本一の健康長寿県構想の取り組みとの整合性を図り、市町村や関係機関と連携を図りながら、歯と口の健康づくりが一層推進されています。

さて、この条例の制定から9年が経過し、その間にも研究により、歯と口の健康が全身の健康の保持増進等に影響を及ぼす根拠が明らかになってまいりました。特に、歯周病は糖尿病を初めさまざまな全身疾患と密接な関係があり、糖尿病性腎症等の重症化など、発症だけでなく重症化予防においても歯周病対策が効果的であります。加えて、政府の骨太の方針に、フレイル対策にもつながる歯科医師、歯科衛生士による口腔健康管理など、歯科口腔保健の充実などが明記され、今後フレイル対策における歯科口腔保健の果たす役割も大きくなっていくものと見込まれます。

今回の条例改正では、これらの新たな知見や国の動きを踏まえて、歯と口の健康づくりに関する施策の見直しや新たな項目設定を行うこととしています。具体的には、前文において、妊娠期からの口腔機能管理、乳幼児期・学齢期の口腔機能発達及び虫歯予防、思春期における歯肉炎の予防、成人期からは歯周病の進行予防、高齢期においてはフレイル対策を強化するためのオーラルフレイルの予防を進めていくことで、明るく話し笑える歯と口の健康づくりを「健口維新<sup>けんこういしん</sup>」として県民運動に広げていく旨を掲げました。

また、第10条においては、乳幼児期から高齢期まで各年齢層に応じた歯科健診及び歯科保健指導の受診促進に関することや、妊娠期、胎児期から乳幼児期、学齢期にかけての母子歯科保健事業及び学校歯科保健事業並びにフッ化物応用等科学的に根拠のある効果的な虫歯予防の推

進を挙げています。

そして、歯科衛生士など訪問歯科医療に従事する人材が不足している状況にあることを鑑み、人材の資質向上とあわせて人材確保策の推進を図ることとしました。

我々自由民主党県議団は、今回の改正を契機として、全世代を通じて口腔疾患予防策をさらに推進することで歯と口の健康づくりを「健口維新<sup>けんこういしん</sup>」として県民運動へとつなげ、県民生活の質の向上を図ることを目的として、条例の改正を提案するものであります。

以上をもちまして、本議案に関します私の提案理由説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、議員各位の適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明21日から27日までの7日間は議案精査等のため本会議を休会し、2月28日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

2月28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時9分散会

## 令和2年2月28日（金曜日） 開議第2日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 教職務代理者 平田健一君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 熊坂隆君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第2号)

令和2年2月28日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉

資金特別会計予算

- 第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和2年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和2年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和元年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和元年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉

資金特別会計補正予算	第 50 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 32 号 令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号	ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例議案
第 33 号 令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号 令和元年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 35 号 令和元年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号 令和元年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号 令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 57 号	高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号 令和元年度高知県病院事業会計補正予算	第 58 号	高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 40 号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例議案	第 59 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号 高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 60 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 42 号 高知県犯罪被害者等支援条例議案	第 61 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 43 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を
第 46 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号 高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案		
第 49 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		

改正する条例議案

第 65 号 高知県よさこいピック高知記念基金  
条例を廃止する条例議案

第 66 号 高知県が当事者である仲裁の申立て  
に関する議案

第 67 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関  
する議案

第 68 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関  
する議案

第 69 号 権利の放棄に関する議案

第 70 号 県が行う高知県防災行政無線システ  
ム再整備事業に対する市町村の負担  
に関する議案

第 71 号 県が行う土地改良事業に対する市町  
村の負担の一部変更に関する議案

第 72 号 包括外部監査契約の締結に関する議  
案

第 73 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一  
部を変更する契約の締結に関する議  
案

議発第 1 号 高知県歯と口の健康づくり条例の  
一部を改正する条例議案

第 2 一般質問  
(3人)



午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開  
きます。



諸 般 の 報 告

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。  
第40号議案及び第54号議案については、地方  
自治法等の一部を改正する法律による改正後の

地方自治法第243条の2第2項及び地方独立行  
政法人法第19条の2第5項の規定に基づき監査  
委員に意見を求めてありましたところ、異議は  
ない旨の回答書が提出され、また第44号議案、  
第46号議案及び第63号議案については、地方公  
務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会  
に意見を求めてありましたところ、法律の改正  
の趣旨を考慮したもの等であり、適当であると  
判断する旨の回答書が提出されました。その写  
しをお手元にお配りいたしてありますので御了  
承願います。

〔監査委員回答書、人事委員会回答書〕  
それぞれ巻末489、490ページに掲載



質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会  
計予算」から第73号「和食ダム本体建設工事請  
負契約の一部を変更する契約の締結に関する議  
案」まで及び議発第1号「高知県歯と口の健康  
づくり条例の一部を改正する条例議案」、以上74  
件の議案を一括議題とし、これより議案に対す  
る質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行  
います。

通告がありますので、順次発言を許します。

17番梶原大介君。

（17番梶原大介君登壇）

○17番（梶原大介君） おはようございます。議  
長のお許しをいただきましたので、自由民主党  
を代表いたしまして、通告に従い順次質問をさ  
せていただきます。

本年1月20日、第201回国会が開会されまし  
た。冒頭の安倍総理の施政方針演説においては、  
まず初めに、7年前の、日本はもう成長できな  
いといった諦めの壁を打ち破ってきた自信と誇



りを胸に、令和の新しい時代をともに切り開いていくという決意を示し、次に東日本大震災後の世界の多くの国からの支援に感謝の意をあらわし、震災や災害からの復興と復興五輪の成功に取り組んでいくことを述べられました。その後は、地方創生、成長戦略、一億総活躍社会、外交・安全保障と、国の課題に向けて取り組む方向性を示され、そして最後に、新しい時代をどのようにしていくのかは今を生きる私たちの行動にかかっていると、憲法を国の形を語るものとして、新たな時代を迎えた今こそ、未来を見詰め、歴史的な使命を果たしていく決意をあらわし、新しい時代の日本をつくるため、ともにスタートを切ろうではありませんかと、多くの国民の皆さんに呼びかけて締めくくっております。

この新たな令和の時代の初となる国会における施政方針演説について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、国の予算についてお伺いいたします。昨年の6月21日に、経済財政運営と改革の基本方針2019が閣議決定をされました。その後、令和2年度の予算案は、各省庁の概算要求や閣僚折衝などを経て、昨年12月20日に閣議決定をされ、今国会に提出をされております。その総額は102兆6,580億円で、8年連続増加の過去最多となりました。

歳入においては、税収入が63.5兆円で過去最高、消費税が20兆円を超え所得税を抜き、税収の約3割を占める最大の税目となりました。歳出においては、社会保障費や防衛費、公共事業費などの一般歳出は61.7兆円と、令和元年度当初比で1.7兆円の増となっております。

人生100年時代の全世代型社会保障を初めとし、教育、国土強靱化、国益を守る外交・防衛など、日本の将来に向けての課題に正面から向き合い、取り組んでいくための予算でございます。

す。

しかし一方では、新規国債発行を抑えたものの依然として高い国債依存度や、平成27年9月に政府が掲げた、希望を生み出す強い経済としてGDP600兆円の目標が毎年の試算で先送りになっていることや、また令和7年度には国と地方の基礎的財政収支の黒字化を目指す中で、1月17日の経済財政諮問会議において、3.6兆円程度の赤字幅になると、昨年よりさらに拡大をする見通しとなったことなどから、財政健全化を懸念する声が上がっているのも事実でございます。

また、1月30日には、昨年に相次いだ自然災害からの復旧・復興や、国土強靱化、経済の下振れリスクを乗り越えるための重点支援、未来への投資などに対応するための4兆4,722億円の補正予算が成立をしており、災害復旧などのさまざまな対応を急がねばなりません。

現在、国会において審議が行われております国の令和2年度一般会計予算案と、1月30日に成立をしました令和元年度補正予算について知事の御所見をお伺いいたします。

また、昨年12月20日、予算案が閣議決定をされた同日に、地方6団体より令和2年度地方財政対策等への共同声明として、地方交付税の前年度を上回る確保、地方の一般財源の総額の確保、地域社会再生事業費の創設、緊急浚渫推進事業費の創設、森林環境譲与税の増額の確保、都道府県の技術職員の増員に対する地方財政措置などについて、大変高い評価をされた声明が出されております。

今後、地方の抱える課題に向き合い取り組みを推進していくための県の予算編成等にとって、大いに後押しとなるものであると存じますが、令和2年度地方財政対策への知事の御所見をお伺いいたします。

次に、県政運営指針の改定についてお伺いを

いたします。来年度は、濱田県政にとりまして実質的な初年度となります。知事自身も、高知の未来を切り開き、前へ前へと進んでいくための大切な仕込みの1年とされており、その来年度を迎えるために、今年度においては、昨年12月7日の知事就任以来、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、教育大綱などの、今後の県政運営において重要であるさまざまな計画の策定や改定に取り組み、そして4,632億円に上る県の令和2年度当初予算案や令和元年度補正予算案等を提出され、今議会に臨まれております。

その県政運営についてであります。知事自身や県職員の皆さんが県庁として県行政を推進していく上でのよりどころとして定めている県政運営指針は、平成27年4月に策定をして以来、5年近くの年月が経過したことなどを踏まえ、現在改定の検討がなされております。

この県政運営指針は、県民の皆様が幸せで将来に希望が持てる県、課題解決先進県を目指し、県民の皆様のために成果を求めて挑戦し続ける県庁を掲げ、これを実現するために6つの柱で構成をされております。課題に対して立ち向かっていくための姿勢・意識や、組織や定数の考え方を定めた組織づくり、人材育成、コンプライアンスの徹底などであり、県行政を推進していく上でそれぞれが重要なものとなってまいります。

これまで、県が取り組む5つの基本政策と、それらに横断的にかかわる政策などの施策の実行に当たっては、この県政運営指針に沿って取り組んでまいりました結果、産業振興計画の着実な推進や健康長寿県構想による健康福祉の取り組み、また教育の振興など、さまざまな分野における成果にもつながってきておるものと存じております。しかし一方では、さらに全国的な視点を持つべきことや、業務分担のバランスなどの課題が見受けられており、現在改定に向

け議論が行われております。

今後においても、さらなる県勢の発展に進んでいくためには、県政運営指針は大変重要なものであり、本県の現状や社会環境の変化などを踏まえ、新たな濱田県政のもと、よきものは引き継ぎながらも、これからの時代に沿ったものに見直していくことが不可欠であると存じます。

県政運営指針の改定を行うに当たり、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、来年度4月から予定をされております座談会についてお伺いをいたします。「濱田が参りました」、この言葉を聞いたときに率直に濱田知事らしいと感じたのは、決して私だけではないと存じております。

知事は県政運営に当たり、共感と前進を掲げられておりますが、共感を得るといえるのは時には容易ではなく、一方的な主張をすれば逆に共感を得ることが難しくなる場合もございます。共感を得るためには、まずこちらから出向いて丁寧に説明をし、また話も聞かせてもらうという姿勢が大切であると存じますが、この言葉にはその思いが詰まっているような気がするのと同時に、御本人がつけたのでなければ、よほど濱田知事の人柄やその気持ちを理解されている方ではないかと拝察をするところでございます。

知事はこの県民座談会を行うに当たり、直接の県民の思いに触れる貴重な機会を楽しみにしていると述べられておりますが、また参加をする住民の皆さんも楽しみにされているのではないのでしょうか。そのときに、このネーミングの由来や知事の思いももう少し詳しく伝わっていれば、さらに共感が得られやすくなるのではないかと存じます。

その名前が「濱田が参りました」となった経緯も踏まえて、座談会を行っていくに当たりますの知事の御所見をお伺いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策につい

てお伺いいたします。

昨年12月に中国の武漢で確認をされました新型コロナウイルスへの感染の拡大が、国内外においてとまらない現状が続いております。現時点での判明している状況は、世界で感染者数8万1,403人、死者数2,797人、国内においては感染者数210人、死者数4人と、また横浜港に到着をしているクルーズ船においては感染者数705人と死者数4人となっております。この感染の拡大により、世界各地や国内に甚大な影響を及ぼしており、大変厳しい状況が現在も続いております。

今月24日にWHOは、感染が急増していることに対し深く懸念を示し、現状においては、現在は地域的な流行であるエピデミックであるが、世界的な流行となるパンデミックになる可能性にも備えなければならないとしており、その後米国のCDCにおいて、世界的なパンデミックに近づいているとの見解も示されております。

世界の経済においては、ニューヨークや欧州、東京やアジアにて連鎖的な株安や金融不安が広がり、先日のG20においては、新型コロナウイルスによる世界経済下方リスクに政策を総動員する共同声明が出されました。

国内においても、経済の停滞はもとより、国民生活や企業活動、医療や教育現場、スポーツ、文化などのあらゆる分野へ甚大なる影響が及んでおり、今後のさらなる影響もはかり知れないものがあると懸念をされる中、25日に国において、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が策定をされました。その後、昨日夕方、感染拡大の防止に向けて、総理大臣より、週明けの来月2日から全国の小・中・高等学校、特別支援学校などに対し、臨時休校の要請が出される異例の事態にまでなっており、現場では波紋や困惑が広がっております。

今後、新型コロナウイルス感染症への対応に

ついては、県民生活や県経済への影響を最小限に抑えるために、県庁を挙げての取り組みが必要となってまいります。知事の御所見をお伺いいたします。

また、現在は県内において感染者は発生をしていない状況ではございますが、現在の相談窓口、検査体制、そして感染者が発生した場合の医療にかかわる対応の強化などについて健康政策部長にお伺いいたします。

それでは次に、県勢の浮揚に向けての取り組みについて、順次お伺いをさせていただきたいと存じます。まず、教育についてお伺いをいたします。

国家百年の計は教育にありと言われるように、高知県の将来に向けて、その将来を担う子供たちのために教育の充実を図ることは何より大切なこととございます。その教育における本県の方針や取り組みを体系化した、教育等の振興に関する施策の大綱及び教育振興基本計画は、本年度が最終年度となっております。

これまでの間、教育大綱に基づくチーム学校の構築などのさまざまな取り組みにより、本県の子供たちの知・徳・体の状況は確実に向上しております。特に、取り組み当初は大変厳しい現状であった小中学生の学力は、小学生においては全国上位に位置するまでになるとともに、中学生においても全国平均まであと一歩という状況にまで改善が図られてきているところでございます。この間における子供たちや保護者、学校現場や教育行政の努力に対し、敬意を表する次第でございます。他方、こうした学力向上の取り組みに対して、一部からは教育現場が疲弊をしてきていると、その取り組みを批判する声があることも承知をしておるところでございます。

しかしながら、子供たちが学力の未定着により、また思考力や判断力、表現力が十分に育つ



ていないことで、その夢や志を断念するようなことが決してあってはなりませんし、学校は子供たちが夢を実現できるよう必要な力を育み、心を育て、そして社会に貢献することのできる人間に導くことこそが本務であると存じております。そして、高知県の大人の責任でもございます。今後とも、知・徳・体のバランスのとれた力を子供たちに育む教育を、濱田県政においても決してぶれることなく実施していただきたいと強く願うところでございます。

そうした中、来年度からは第2期の教育大綱、第3期の教育振興基本計画がスタートすることとなっております。本県の子供たちがみずからの人生をより豊かにするため、そしてふるさと高知や日本の発展に寄与するために必要な力をしっかりと育てていくことが肝要でございます。

今月4日には、濱田知事となって初めての総合教育会議が開催をされ、知事みずから、新たな教育大綱の目標については、これまでのものから後退をするようなことがないように明確に指示を出されたことや、また知事の教育にかけの思いを述べられたと聞いておるところでございます。

来年度から始まる新たな教育大綱においてどのように高知県の教育に臨んでいくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、不登校への取り組みについてお伺いいたします。本県の不登校の状況は、平成30年度に初めて1,000人を超えるなど、依然として全国よりも高い水準にあり、さらなる対策が求められております。

不登校については、さまざまな課題のある子供たちにとって、学校に行かない時期が心の休養となるなどの場合もございますが、義務教育の機会が十分に保障されず、学業のおくれ等による社会的自立を阻害するリスクも抱えております。学校という集団生活の場において、教師

や他の生徒とのかかわりは知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成に重要なものであり、学校に来ることが楽しく思える学校づくりや、不登校の未然防止、早期の対応を図ることで、一人でも多くの子供たちが豊かに学校生活を送れるようにすることが強く求められるものでございます。

このような中で、第2期の教育大綱においても、不登校などの厳しい環境にある子供たちへの支援の充実のために、新たに横断的な取り組みを行い、不登校への総合的な対応を位置づけることとなっております。

子供たちの抱える事情によっては、必ずしもすぐに学校へ行くことが唯一の正解ではない場合もあり、その場合には教育支援センターなどさまざまな関係機関において、安心して生活を送ることができるような居場所を確保していくことも大切な取り組みでございます。

しかし、少なくとも本県の不登校の現状が全国的に見て高い状況にあることは改善をしなければなりません。そして、今議会の提案説明においても全国平均を目指すこととされておりますが、本県の不登校への総合的な対応について教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、大規模校への取り組みについてお伺いいたします。本県の学力は、これまでの取り組みにより全体としては上昇傾向にあり、特に郡部の学校ではその成果が顕著にあらわれておりますが、都市部の大規模校などでは、依然として全国平均、県平均を下回る厳しい状況が続いております。

これまで、県教育委員会においては、規模の大きな学校を抱える高知市学力向上推進室に対する指導主事の派遣を増員し、特に課題の見られる学校への訪問指導の強化にも取り組んでおります。その中で効果の出ている学校もあり、一定の成果は見られるものの、この取り組

みはいまだ道半ばであり、多数の小中学生が在籍をする都市部の大規模校においては、より踏み込んだ取り組みを講じて成果につなげていく必要があると存じております。

きめ細かな学習指導を通じた学力の向上や、不安を抱える子供への早期の気づきによる不登校の未然防止など、第2期教育大綱に基づく取り組みの着実な実施に向け、特に大規模校においてはこれまで以上の教員体制の強化などを図るべきと存じますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、夜間中学についてお伺いいたします。夜間中学につきましては、平成28年に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が成立をし、学齢期を経過した者で、義務教育における就学の機会が提供されなかった者の中で、希望者に対し、夜間中学における就学の機会の提供等の措置を地方公共団体が講ずるように義務づけられました。これを受け、さまざまな理由で義務教育を修了できなかった方や、本国で義務教育を修了していない外国籍の方などの学びの場として、少なくとも各県に1校は夜間中学が設置をされるよう、国により推進が図られているところでございます。

現在では、全国には9都府県に33校の夜間中学が設置をされておりますが、多くの県と同様に、本県にもいまだ設置がなされていない状況でございます。そのような中、県教委におきましては、平成30年の総合教育会議で令和3年4月に夜間中学を開校するとの方針を示し、その後入学希望者などを把握するために、夜間中学体験学校の実施や、開校に向けた準備委員会を開催するなどの取り組みが行われております。その取り組みにより、県内各地域に夜間中学のような学びの場を必要とされる方が一定数おられることも明らかとなってきました。また、

体験学校に参加をされた方からは、改めて学べることの喜びや、それを実現できる夜間中学への期待の声も多数聞かれたとも伺っております。

こうした声に応えていくことは、これまで厳しい環境にあった方を含め、全ての県民が生きがいを持って前向きに暮らすことのできる高知県の実現につながるものであり、早期に本県にふさわしい夜間中学の開校を期待するところでございます。

そこで、現在の夜間中学の開校に向けた準備の状況と、具体的な立地場所等も踏まえた今後の進捗について教育長にお伺いをいたします。

次に、産業振興への取り組みについてお伺いいたします。

知事は、第4期の産業振興計画を策定するに当たり、これまでの取り組みを通じて、本県経済は今や人口減少下においても拡大をする経済へと構造を転じつつある中、これまでの土台に立ち、各種施策をさらに強化していくと述べられております。そこで、各産業分野の取り組みについて何点かお伺いをいたします。

まず、農業振興についてお伺いをいたします。我が国の農業におきましては、高齢化による就業者の減少や、それに伴う耕地面積の減少などにより、生産量の減少傾向に歯どめがかからない厳しい状況に置かれております。

そのような中、本県においては、これまで第3期産業振興計画に基づき、生産力の向上と高付加価値化による産地の強化や、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築、生産を支える担い手の確保・育成などを戦略の柱として、さまざまな取り組みを進めてきた結果、ハウスへの環境制御技術の普及拡大などにより、農業産出額は販売農家戸数や耕地面積の減少する状況下においても、平成20年当時よりも14%増の1,170億円と、計画目標を達成しており、これまでの成果があらわれてきております。しかしながら、

その一方で、全国と同様に生産者は減少傾向にあり、野菜や花卉の生産量も伸び悩んでおります。

こうした状況の中で本県農業が持続可能なものであるためには、UターンやIターンなどの新規就農者も含め、若者を農業に呼び込み、将来の担い手を確保していくことが必要不可欠でございます。そのため、本県農業が産業として若者たちにとって魅力のあるもの、具体的には他産業と比べてもしっかりと稼げるものでなければ、担い手の確保は困難であるものと存じております。

県では、来年度からの第4期産業振興計画においてもこれまでと同じく、地域で暮らし稼げる農業を、目指す姿に掲げられておりますが、大規模な経営体のみならず、小規模な家族経営体やより生産条件の厳しい中山間地域の農業を含め、どのように生産者の所得向上を図り魅力ある産業としていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、農業現場における大型特殊免許についてお伺いいたします。農業従事者の高齢化と担い手不足が進む中、農作業の効率化につなげようと、国は民間団体からの要請を受け、昨年4月に道路運送車両法の運用を見直し、灯火装置などの安全基準を満たすことを条件に、作業機を装着したトラクターの公道走行が可能となりました。

近年、集落営農組織の育成等、また水稻の経営規模の拡大とともに、農作業の効率化を図るため、トラクターの大型化が進み、ロータリー等の作業機を装着すると幅が1メートル70センチを超え、大型特殊免許が必要になるケースがふえてきております。

大型特殊免許には、限定のない大型特殊免許と、農耕車限定の大型特殊免許とがございます。限定のない大型特殊免許は、自動車学校での実

技講習により取得をすることができますが、農耕車以外の大型特殊車両も運転をできる免許となるため、県内の自動車学校には昨年秋から申し込みが殺到し、4月以降でないと入校ができずに、県外の自動車学校に入校された方もおられるともお聞きをしております。

また、限定の有無にかかわらず、免許センターでの一般試験で取得することもできますが、限定のない大型特殊免許の試験には大型のホイールローダーが使用されるため、これまでに乗ったことのない農家の皆さんにとっては大変ハードルが高く、合格率も1割程度と低いこと、また農耕車限定の大型特殊免許の試験では、農家みずからがトラクターを持ち込む必要があることなどが課題となっておりますとお聞きをしております。

これから水田の代かき作業が本格化をする農家にとって、大型特殊免許の取得は切実な問題であり、農家ニーズに対応して、効果的に免許が取得できる体制整備が求められておるところでございます。

こうした状況の中、県では、本年1月から農機具メーカーやJA高知県などと連携をして窓口も設置し、免許センターにトラクターを持ち込んでの農耕車限定の一般試験を実施しております。農家の皆さんの免許取得機会の増加につながる取り組みではございますが、さらなる受験人数の拡大や、合格率の向上などの課題も指摘をされておるところでございます。昨日も、3月の試験の定員48名に対し、既に660人の応募があったことが地元紙でも報道をされております。

そこで、これまでの取り組みを踏まえて、農耕車限定の大型特殊免許の取得機会の拡大や、合格率の向上に向けた対応策について農業振興部長にお伺いいたします。

次に、林業振興についてお伺いをいたします。

県では、これまで産業振興計画の林業分野においては、川上から川下にわたる施策を総合的に展開し、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の誘致などにより原木の需要を拡大するとともに、森林施業の集約化、高性能林業機械の導入、また路網の整備などにより、原木の増産に取り組んでまいりました。この取り組みにより、本県の原木生産量は、平成22年の40万4,000立方メートルから平成30年の64万6,000立方メートルへと拡大し、中山間地域の雇用の確保や所得の向上に一定つながっておるものと存じております。

あわせて、全国の木材需要を拡大させるために、県ではCLT首長連合を組織するなど、全国に先駆けてCLTを使用した建築の促進に取り組む、これまで県内に19棟のCLTを活用した建築物が完成をしております。

また、全国的に見ましても、都市部において中高層のオフィスビルや共同住宅などにも木造建築物が見られるようになってきており、こうした木材を活用する取り組みは、建築物に二酸化炭素を長期固定することにより、地球温暖化の抑制にもつながるものでございます。現在の、国内外を問わず取り組みが求められておりますSDGsへの対応においても、持続的な生産が可能である木材の活用は大変大きな役割を持つものと存じております。

これまでのコンクリートと鉄による一定規模以上の建築物に木材が加わるなど、令和が新たな木の時代の始まりとなることが大いに期待をされるところでございますが、この機を逃すことなく、木材需要をさらに拡大させ、中山間の振興につなげることが今後大変重要であると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、水産業の振興についてお伺いをいたします。昨年、平成30年の漁業センサスが公表されました。それによりますと、漁業就業者は

過去20年で半減をし、国内では15万2,000人となり、比較可能な1963年以降、過去最低、また前回調査時の2013年からは16%減となっております。年齢別では65歳以上が38%以上を占め、県内においても3,300人を割り込むとともに、高齢化や後継者の不足に歯どめがかかっておらず、また漁業生産量においても、昭和59年には1,282万トンであったものが直近では430万トンまで減少しており、国内の漁業を取り巻く環境は大変厳しい状況にございます。

県においては、これまで産業振興計画の中で、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現を目指し、さまざまな取り組みが行われてまいりました。生産年齢人口が減少する中においても生産額を確保し、産業の規模を維持・拡大していくためには、漁業の生産体制の効率化を図るべきとの考えのもと、IoT等の先端技術を漁業に導入する高知マリンイノベーションを推進し、これまで県が弱かった水産加工の育成、生産現場と消費者をつなぐ外商の強化などに取り組んでまいりました。

本年度においても、漁業就業支援センターを設置し、担い手確保対策を抜本強化して取り組みを進めているところではございますが、担い手対策を進めることとあわせて、いかに漁業で生計が立てられるかといった視点で、漁業生産の現場だけではなく、水産加工や流通に至るまでの水産業全体について、省力化や効率化を図っていくさらなる取り組みが必要であると存じております。

知事は提案説明において、特に来年度の新たな取り組みとして、大学や国の研究機関などで構成をする協議会を立ち上げ、高知マリンイノベーションを加速化することのことですが、今後第4期計画の漁業生産額500億円の目標達成に向け、効率的な漁業生産体制への転換を進める高知マリンイノベーションにどのように取り組



んでいくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、中小企業や小規模事業者への支援についてお伺いをいたします。本県の商工業者の大部分を占める中小・小規模企業の成長や発展は、本県経済を浮揚するために必要不可欠であることは言うまでもございません。このため、これまでの産業振興計画の施策においても、中小・小規模企業の振興に向けたさまざまな取り組みを進めてまいりました。

現在、国において制定をされております中小企業基本法、小規模企業振興基本法においては、中小企業、小規模企業の多様で活力ある成長や持続的な発展が図られることを旨とする基本理念や基本原則を明記するとともに、国においては、そのための施策を総合的に策定し実施する責務を、また地方公共団体においては、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的諸条件に応じた施策を策定、実施する責務を規定しております。このため他県では、これらの法律の趣旨を踏まえた条例を制定し、その基本理念に基づき中小企業・小規模事業者の振興や支援に取り組んでおりますが、本県においては、これまでは条例の制定には至っていない状況でございます。

しかしながら、産業振興計画の中で官民協働によるさまざまな支援や取り組みを進めてきた結果、各産業分野においての地産外商が進むなどの成果が上がっておりますことは、法の趣旨及び条例制定と同様の対応は一定なされてきたと考えるところではございますが、昨今の人口減少による人手不足や後継者難など、地域の中小企業・小規模事業者の経営は依然として厳しい環境にあるものでございます。

第4期の産業振興計画においてこれまで以上の取り組みを進めていくためにも、本県の事業者の多くの割合を占める中小企業・小規模企業

者の振興のための条例の制定は必要であると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、日本一の健康長寿県構想についてお伺いいたします。

人生100年時代という言葉が世に出て以来、私たちは既にその時代を生きております。昨年の人口推計によりますと、65歳以上は過去最多の3,588万人、100歳以上は49年連続で過去最高を更新し続け全国で7万1,000人を超え、中でも高知県では人口10万人当たりの100歳以上の人数が101.4人と、全国2位となっております。

政府においては、平成29年に人生100年時代構想会議を設置し、超高齢社会を悲観的に捉えるのではなく、高齢者を対策の対象ではなく社会の担い手として、国の財政負担の軽減と日本の社会全体の活性化を図るために、さまざまな取り組みを進めてまいりました。また、このことに関しましては多くの国々からも、世界に先駆けて超長寿社会に突入をしている日本の人生100年時代におけるさまざまな政策に、大変な関心が寄せられておるところでございます。

しかしながら、国における社会保障の現状を申しますと、昨年の厚労省の発表では、平成30年度の概算医療費は過去最高の42兆6,000億円、介護費用も初めて10兆円を超え、サービス利用者は最多の518万人となっております。また、一昨日には財務省から、国民所得に占める税と社会保障負担比率を示す国民負担率が、来年度には44.6%と過去最高になるとの見通しも発表をされました。

こうしたことから、本年の通常国会において安倍総理は、全世代型社会保障制度を目指し改革を実行すると、強く表明をされました。今後、現役世代の負担上昇に歯どめをかけ、また就労意欲のある高齢者にとりましては人生100年時代を大きなチャンスとし、働き方や年金、医療、介護の改革を進めていくこととしております。

そのような中で、本県において平成22年2月に策定をされました日本一の健康長寿県構想は、これまでの取り組みの中で、例えばがん検診や特定健診の受診率の向上などにより、本県男性の壮年期死亡率は取り組み当初と比較をしますと7割程度まで改善をされてきたことや、また、あったかふれあいセンターがサテライトを含め約290カ所に設置をされたことなどから、各地域に医療・介護・福祉のサービスの提供体制が整ってきつつあるなど、これまでの取り組みによる一定の成果が上がってきているものと存じております。

知事は、今回の第4期日本一の健康長寿県構想の策定に当たり、これまでの取り組みを一層進化させ、さらに発展させつつ数値目標を明確化することを述べられております。

これまでの第3期までの取り組みに対する所見も踏まえ、第4期計画を策定し、取り組みを進めるに当たっての知事の御所見をお伺いいたします。

また、健康寿命の延伸に向けた取り組みの一つの糖尿病の重症化予防対策については、第3期構想から抜本的に強化をされ、医療関係者や保険者と連携をした取り組みが開始をされたところでございます。

今後さらに、来年度からはこれまでにない取り組みも実施し、高知県発の持続可能な社会保障モデルとして全国発信をすることを目指すとされておりますが、具体的にどのような取り組みを行っていくのか、健康政策部長にお伺いいたします。

また、第4期の構想では、ひきこもりの人への支援の取り組みの強化も打ち出されております。この問題については、これまでの本会議において私も質問をさせていただきましたし、また多くの先輩・同僚議員各位からもさまざまな観点から問題提起がなされてきたところでござ

います。

本県の精神保健福祉センターに設置をしている、ひきこもり地域支援センターでは、年々増加をしている相談に対応するとともに、市町村におけるケース会議等への支援など、全国的に見ましても先駆的とも言える市町村単位での取り組みが進められている状況ではあると存じておりますが、今後さらに取り組みの強化を図っていく上では、同センターの体制も含め、まだ課題も多いのではないかと考えているところでございます。

県では昨年10月に、ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会を立ち上げて、今後さらに検討を進めるとのことですが、具体的にどのように取り組んでいくのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、国土強靱化についてお伺いいたします。

平成25年に国土強靱化基本法が制定をされ、その後基本計画や地域計画の策定や見直しが行われ、また平成30年度からは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が実施をされ、日本全国においてこの間にさまざまな取り組みが行われてまいりました。また、世界的に見ましても自然災害が多発をする中で、2015年には10年ぶりとなる国連防災世界会議が宮城県で開催をされ、地球規模での災害死者数の減少を目指す仙台防災枠組が採択をされました。翌年には、自民党の国土強靱化推進本部長が提唱をしました世界津波の日が国連の定めた国際デーとなり、世界初の高校生サミットがこの高知県の黒潮町で開催をされ、若き防災リーダーたちが世界に向けて発信をしました。

全国においてそういったさまざまな取り組みを進めてはまいりましたが、一昨年の西日本豪雨災害や北海道地震、昨年の九州北部豪雨や台風15号、19号など、多くの災害により全国各地で甚大な被害を受け、改めて自然災害の脅威を

目の当たりにすると同時に、さらなる国土強靱化の取り組みが必要であることを認識したところでございます。

県においては、これまで3カ年緊急対策の予算により、河川事業においては、河床掘削、樹木の伐採が安芸川など27河川で完了し、また浦戸湾内の河川堤防の耐震化が進み、また道路事業においては、橋梁の耐震対策やトンネル照明のLED化などにおいて進捗を図っておるところでございます。しかしながら、3カ年緊急対策の期間が終了しても、河川事業においては、7月豪雨で甚大な被害を受けた夜須川などの河川改修や、浦戸湾内の残る約8キロメートルの河川堤防の耐震対策などが残り、また道路事業においては、橋梁の耐震対策は今後も約180橋が必要であり、LED化などの対策が必要なトンネルにおいては約半数は完了しない現状でございます。

このように、国土強靱化3カ年緊急対策が、本県の社会資本の整備、強靱化の促進に一定の効果があったことは間違いございませんが、この3カ年の緊急対策だけでは十分な県土の強靱化が図られたとは言えない状況であり、また今回の3カ年緊急対策の予算においては、完成までに3年以上の期間を要する事業は対象外になっていることから、事業期間の延長などの制度の拡充も求められております。

そうした中、与党である我が党においても、防災・減災、国土強靱化の重要性がさらに増していく中で、自然災害で一人の命も失わせまいよう、今後も強力に推進をしていくこととしております。また、現在令和2年度の国の予算審議が行われておりますが、地方6団体やさまざまな機関から、大災害に備えての国土の強靱化やインフラ整備の必要性を国に対して訴えておるところでございます。

県においても県民の暮らしの安心・安全の確

保に向けて、国に対しその必要性を訴えていくことなども含めて、今後も3カ年緊急対策と同様のさらなる対策により、中長期的な視点に立って計画的、安定的に国土強靱化の取り組みを進めていくことは、県の将来に向けての責務であると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いいたします。来年度、第4期南海トラフ地震対策行動計画の2年目となりますが、その取り組みを加速化するためには、さらなる県内市町村における取り組みの促進や、またそのための県の支援が必要不可欠であると存じております。

来年度は、特に津波避難対策、要配慮者への支援対策、受援体制の強化に力を入れて取り組むとされておりますが、その中で津波避難対策におきましては、これまでの避難訓練を通して明らかになった課題を踏まえ、改めて津波避難空間の整備を行う市町村を支援することとし、要配慮者避難対策におきましては、全国の市町村で要支援者の名簿は作成をされているものの、個別の避難計画が作成をされているのは全市町村の約12%にとどまっていることから、県内においても県と市町村の防災と福祉が連携をし、取り組みを加速化することとされております。

そして、受援体制の強化については全国的に見ましても、各市町村において応援職員の受け入れ体制の整備が進んでいないことが明らかになってきております。また、昨年4月時点における全国の市町村での防災業務に専任をする職員の数は、この10年で1.7倍に増加はしておりますが、規模の小さい自治体などで防災の専任の職員が一人もいない自治体も、全体の約3割となる500市町村を超えている現状でございます。

南海トラフ地震対策の抜本強化には、これまで以上に県内各市町村の危機管理・災害対応能

力の強化に向けての取り組みが必要であると存じますが、今後どのように取り組んでいくのか、危機管理部長にお伺いいたします。

次に、高知県犯罪被害者等支援条例についてお伺いをいたします。

犯罪被害者やその御家族への支援は、平成17年の犯罪被害者等基本法の施行を受け、本県においてもさまざまな取り組みが行われてまいりました。具体的には、県、市町村それぞれに総合的な窓口を定めるとともに、県警察での専用相談電話の設置やカウンセリングの実施、犯罪被害者等給付金の支給、県の配偶者暴力相談支援センターでの一時保護や自立の支援、また民間の支援団体である認定NPO法人こうち被害者支援センターでの相談対応や病院、裁判所への付き添い支援、また性暴力被害者への支援のワンストップ窓口の設置などがございます。

しかしながら、こういった取り組みを進める一方で、最近では住んでいる場所とは異なる地域での犯罪に巻き込まれる場合や、インターネット上でのプライバシーの侵害などによる二次被害を受ける場合も多くなり、犯罪被害者や御家族の方々への支援の充実に対して、新たな視点での取り組みが求められておるところでございます。

そうした中、県においては一昨年の12月に犯罪被害者等支援条例検討委員会を立ち上げ、1年余りの検討を経て、今議会に高知県犯罪被害者等支援条例議案の提出がなされました。

いつどこで県民の誰もが犯罪に巻き込まれ被害者となるかわからない中で、県民の誰もが安心して暮らしていける社会を目指していくために、この条例の制定を機により一層の犯罪被害者等の支援に取り組んでいくべきと存じますが、今後の支援体制の充実をどのように図っていくのか、知事の御所見をお伺いいたしまして第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 梶原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今国会におけます安倍総理の施政方針演説についてお尋ねがございました。

今回の安倍総理の施政方針演説は、半世紀ぶりのオリンピックを控えて日本が世界から注目される中、我が国の進むべき方向性と課題を示されたものと受けとめております。

このうち、本県とかかわりの深いものについて申し上げますと、例えば地方創生に関し、外国人観光客6,000万人の実現を目指すとともに、第4次産業革命を見据え、5Gなどの基盤整備や教育改革にも取り組むこととされております。また、東京への一極集中が解消していない現状を踏まえ、関係人口の拡大により移住を促進し、人口の社会増減均衡の実現を目指す考えを示されました。さらに、相次ぐ自然災害の教訓を生かし、防災・減災や国土強靱化を進めるとの決意なども語られております。また、医療や介護における予防の取り組みを強化し、いつまでも健康で活躍できる社会づくりを行うこととされております。あわせて、深刻化する少子化問題に立ち向かい、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を実施するとともに、女性の活躍の場の拡大に取り組むことも述べられました。

このように、今回の施政方針演説には、本県の5つの基本政策及び横断的な政策と方向性を一にする内容が多く盛り込まれております。

こうした国の動きとしっかりと歩調を合わせ、本県が目指す3つの姿、すなわち、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安心・安全な高知、これらの実現に向けた取り組みを加速させてまいりたいと考えております。あわせて、今後も国の施策が県勢浮揚に向けた取り組みの大きな後押しとなるよう、機を捉えて積極的に政策提言を行ってまいります。



次に、国の令和2年度予算案と令和元年度補正予算についてお尋ねがございました。

国の新年度予算案は、消費税増収分を活用しました社会保障の充実や経済対策の実行、歳出改革の取り組みの継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算であると承知をしております。

また、今年度補正予算については、台風などによる被害からの復旧や、海外発の経済の下方リスクへの対応に向け、必要な施策を行うものと認識をいたしております。

特に経済対策につきましては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を含め、当初と補正で約6.1兆円が計上されました。この予算は、本県の取り組みの力強い後押しとなると高く評価をするものであります。実際に、本県の予算編成におきましても、南海トラフ地震対策などの防災・減災対策や、農林水産業の基盤整備、県立学校のネットワーク環境の整備などに最大限活用をいたしたところであります。

一方で、議員御指摘のとおり、成長目標の先送りや、国と地方を合わせました基礎的財政収支の赤字の拡大など、今後の財政運営に向けては留意すべき事項も見られるところであります。

今後とも国において、安定的な財政運営のもとで社会保障の充実や効果的な経済対策などに継続して取り組まれることは、非常に重要だと考えております。このため国においては、GDP目標の達成や基礎的財政収支の黒字化に向けまして、今回の経済対策の効果が早期に発現されるよう取り組まれることを期待いたしております。

次に、令和2年度の地方財政対策についてお尋ねがございました。

本県のように人口減少が進む地方自治体におきましては、教育や福祉など住民に必要な行政サービスの安定的な確保や、災害に強い社会資

本の整備、地方創生の取り組みが重要度を増しております。これらの取り組みを進めるためには、安定的な財政運営に必要となります地方の一般財源総額の確保あるいは充実が不可欠であります。

令和2年度の地方財政対策では、全国知事会の提言も踏まえまして、地方の一般財源総額は前年度を上回る63.4兆円が確保されました。地方交付税につきましても、前年度を0.4兆円上回ります16.6兆円が確保されておりました。地方にとって必要な財源が一定確保されたものと考えます。

このうち、本県にとりまして大きなポイントは2つございます。1点目は、地方法人課税の偏在是正措置で生じる財源の全額を活用いたしまして、地域社会再生事業費——仮称でございます——これが創設をされたということでございます。これを受けまして、普通交付税の算定に新しい費目が設けられまして、人口減少が進んでおります地方自治体などに対して重点的に配分をされるということになりました。この結果、本県にとりまして非常に有利な算定が行われまして、地方交付税の増が見込まれますことから、本県の財政運営の安定化に大きく寄与するものであるというふうに考えております。

2点目は、防災・減災対策として地方自治体が単独事業として実施をいたします河川などのしゅんせつを推進するため、新たに緊急浚渫推進事業費——こちらも仮称でございます——が計上されたことであります。これによりまして、令和2年度当初予算案では、河川等のしゅんせつにつきましても、前年度比で約3.8倍まで県の事業費を拡大し、県民の安心・安全の確保のための対策の強化につなげることができたところでございます。

これらの措置は、本県がこれまで他県の知事たちと連携をいたしまして訴えてきたことが反

映されたものでございまして、高く評価をいたしているところであります。

本県といたしましては、こうした措置により確保された財源を最大限に活用いたしまして、地方創生あるいは防災・減災対策など、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行してまいります。

次に、県政運営指針の改定についてお尋ねがございました。

県政運営指針は、高知県庁が、県民の皆様のために成果を求めて挑戦し続ける県庁であるために従うべき原理原則として、平成27年4月に策定をいたしましたものであります。

これまで、指針に沿ってさまざまな施策に取り組んできました結果、各種の経済指標は上昇傾向に転じるなど、県勢浮揚に向けて明るい兆しが見えつつあります。一方で、人口減少や経済情勢など、本県を取り巻く環境は依然として厳しく、南海トラフ地震対策、中山間対策など喫緊の課題も山積をしております。

こうした状況を踏まえまして、指針の改定に当たりましては、高知県及び高知県庁が目指すべき姿について、方向性を継続してまいります。すなわち、高知県の目指すべき姿として、「県民の皆さまが幸せで将来に希望が持てる県へ」、高知県庁の目指すべき姿として、「県民の皆さまの共感を得て成果にこだわり前進していく県庁へ」を掲げているところであります。

その上で、改定のポイントとしては大きく3点ございます。第1に、私が知事として県政運営を行うに当たり大切と考えることを、盛り込むことといたしました。具体的には、共感と前進を基本姿勢といたしまして、県民の皆様との対話を通じて共感を得ながら、課題解決に向けて前進をする姿勢、意識を徹底することといたしております。

第2に、働き方改革やデジタル技術の活用など、社会環境の変化に対応することとあります。

具体的には、ワーク・ライフ・バランスの実現など、職員が能力を最大限発揮できる職場環境づくりに取り組むということ、またデジタル技術の活用により、業務の抜本的な効率化を図るとともに、県民サービスの向上や課題解決と産業振興を図ることとしております。また、デジタル技術の活用やスクラップ・アンド・ビルドにより、簡素で効率的な組織を構築しつつ、増加、多様化する行政需要に対応するマンパワーを確保してまいります。このため、効率化の取り組みの成果が本格化するまでの間、時限的に知事部局3,300人体制を見直すこととしております。

第3に、県政運営指針の趣旨が職員に浸透するための方策の検討並びに指針に基づきます取り組み内容や理解度等の定期的な確認及び検証・見直しを行うということとあります。職員に浸透するための方策につきましては、若手職員を中心としたチームを立ち上げ、指針の趣旨を端的に表現した標語の検討などを行う予定といたしております。

新年度以降も、県政運営指針をよりどころといたしまして、県民の皆様がいきいきと仕事をし、いきいきと生活をし、安全・安心に暮らせる県を目指して、全力で取り組んでまいります。

次に、県民座談会の名称が「濱田が参りました」となった経緯を踏まえまして、座談会を行うに当たっての所見についてどうかというお尋ねがございました。

県民座談会「濱田が参りました」は、私が県民の皆様のもとにお伺いをし、地域の強みや課題などについて、対話を通じて教えていただくためのものであります。この取り組みにつきまして、県民の皆様が親しみを持っていただくとともに、わかりやすくお伝えしたい、そういう思いで命名をさせていただきました。県民の皆様のお心に直接触れる貴重な機会でありまして、

私自身、非常に楽しみにしております。

開催に当たりましては、産業、福祉、教育、防災など各分野で地域に関する幅広い意見を聞く形で、意見交換を行うこととしたいと考えております。このため、地域の実情をよく知る市町村から、分野ごとに現状や課題を率直にお話しただけの方を御紹介いただく考えであります。あわせて、市町村に御協力いただく形で傍聴者を広く募るとともに、皆様から直接お話をいただく時間を設けるようにしてまいります。

座談会でいただきました御意見につきましては、県庁内でも共有をいたしまして、各種政策の企画立案の参考とするなど、県政運営に役立ててまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、県庁を挙げての取り組みについてお尋ねがございました。

国内外における状況を踏まえまして、今月13日に私を本部長といたします、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしまして、全庁を挙げて必要な対策に当たるよう、全部局に指示をいたしましたところであります。

具体的には5点について指示をいたしました。第1に、感染予防、蔓延防止、適切な医療の提供に努めること。第2に、人権やプライバシーに配慮すること。第3に、県民の皆様や観光客への丁寧な対応や正確な情報提供、広報の活動に留意をすること。第4に、関係省庁や関係機関と緊密に連携して適切に対応をすること。最後に、県民生活や県内経済への影響を最小限に抑える努力をすること。こういったことに取り組んでいるところでございます。

特に、県民生活や県経済の面では、既に県民の皆さんや事業者の方々の相談窓口をそれぞれ設置いたしましたり、県の制度融資のメニューを追加するなどの対応をとっております。

また、感染の危険性が高い献杯・返杯につきましては、当面の間この行為を自粛していただくよう、昨日県民の皆様には御協力をお願いを行ったところでございます。

あわせて、県が主催する行事に関しまして、多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベントなどにつきましては、中止、延期または規模縮小などを行うことといたしました。その他の比較的小規模なイベントなどにつきましても、開催の適否を改めて検討の上、個別に判断をすることといたしております。

さらには、昨日安倍総理から、感染の流行を早期に収束させるため、全国の小・中・高等学校及び特別支援学校における臨時休業の要請がございました。この要請を踏まえまして、休業の影響についての軽減策の検討も進めまして、本県におきましては、休業期間に向けた指導などの一定の準備を整えました上で、3月4日から臨時休校としていただく方向で検討を今いたしております。

現在、国内では、複数の地域で感染経路が明らかでない患者が発生しておりまして、長期化も懸念される状況にございます。国におきましては、今月13日に緊急対策といたしまして、国内感染対策の強化あるいは影響を受ける産業などへの対応など、順次施策を講じていくことを決定いたしております。さらに、感染が拡大する事態に備えまして、今週25日には総合的な基本方針といたしまして、国民や企業に対する情報提供、感染拡大の防止策、医療提供体制の強化などの具体策が国から示されたところでございます。

本県といたしましても、引き続き県民の皆様への安全・安心を第一に、危機感を持ってしっかりと関係省庁や関係機関と連携をいたしまして、県民生活や県経済のために必要となる対策を適切かつ迅速に講じて、万全を期してまいります。

次に、新たな教育大綱におきます教育の充実についてお尋ねがございました。

平成28年に策定をいたしました教育等の振興に関する施策の大綱、いわゆる教育大綱でございますが、これに基づきます取り組みによりまして、子供たちの学力などの状況は確実に改善が進んでおります。

来年度から4年間の期間とする第2期教育大綱におきましては、これまでの取り組みを継承しつつ、新たな課題への対応も加えまして、各種施策のさらなる強化を図ってまいります。また、その際には、これからの社会を生きる子供たちがどのような力を身につけるべきか、まずは子供たちの目線に立って考えてまいります。あわせて、現場の声も大切にすること、さらには困難を抱える子供には切れ目のない支援を行うことに、意を用いてまいります。

こうした考え方のもと、チーム学校の推進、厳しい環境にある子供への支援や子供の多様性に応じた教育、就学前教育などの取り組みをもう一段充実させてまいります。また、Society5.0の到来を見据えまして、デジタル技術を積極的に活用し、児童生徒一人一人の学習状況や理解度に応じた、個別に最適化された学習の実現を目指してまいります。さらには、喫緊の課題であります不登校への総合的な対応、学校における働き方改革の取り組みにつきましても、しっかりと進めてまいります。

これらの施策の効果を高めるためには、教育現場の体制の充実も欠かせません。このため、予算編成の過程におきまして教育委員会と協議をいたしまして、大規模校などにおきます教員の体制強化を図ることも決定をいたしました。

教育大綱に基づきまして、知・徳・体の調和がとれた子供たちの生きる力を育むために、PDCAサイクルをしっかりと回しながら、成果、効果を意識して取り組んでまいります。

次に、本県の農業をどのようにして魅力のある産業とするのかとお尋ねがございました。

高齢化などによりまして生産者が年々減少する中、農業が産業として持続していくためには、しっかりとした基盤を構築いたした上で担い手を確保していくことが、何よりも重要であります。

このため、産業振興計画のもと、次世代型こうち新施設園芸システムの普及拡大によりまして産地の強化を図るなど、これまでさまざまな取り組みを展開してきました。こうした取り組みの結果、野菜主要11品目の平均反収は10年間で15%アップいたしました。また、平成20年度には114人であった新規就農者数は、近年は毎年270人前後で推移するなど、成果があらわれてきたところでございます。

こうした好循環の流れを断ち切ることなく、来期の計画におきましてもそれぞれの施策を強化し、引き続き農家所得の向上を目指して取り組んでまいります。

中でも、個々の農家所得に直結をする生産力を高めるための取り組みといたしまして、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発を加速化してまいります。具体的には、さまざまなデータを集積し、AIなど最先端のデジタル技術を活用いたしました情報を農家にフィードバックするための情報基盤I o Pクラウドを、構築してまいります。このクラウドの活用によるきめ細かな営農サービスを展開させることで、大規模な生産者のみならず小規模な家族経営体におきましても、高品質・高収量化を実現してまいります。

さらに、中山間地域においては、ドローンの活用などスマート農業の普及を促進することで、作業の省力化や効率化による労働生産性の向上を図ってまいります。

こうした取り組みを一体的に推進することに



よりまして、若者などの担い手の呼び込みにつながりますよう、労働生産性が高く稼げる産業として、本県農業の魅力をさらに高めてまいります。

次に、令和を新たな木の時代として、この機を逃すことなく木材需要をさらに拡大させ、中山間の振興につなげるということにつきましてお尋ねがございました。

県勢の浮揚のためには中山間地域の振興が不可欠でありまして、林業、木材産業の再生なくして中山間地域の再生はないものと考えております。

このため、良質材から低質材に至りますまで、本県の豊かな森林資源を余すことなく活用する体制を整えますとともに、原木生産の拡大にも取り組んでまいりました。

今後は、さらなる森林資源の活用に向けまして、これまで木材が余り使われてこなかった非住宅分野での新たな需要の拡大が必要であると考えております。そのためには、施主となります企業の皆様に、木のよさや耐震・耐火性能などについて正しく理解していただくことが必要であります。また、木造建築を提案できる建築士の育成も喫緊の課題であると考えております。

このため、経済同友会と連携をいたしまして、昨年11月に、300を超えます企業、自治体が参画をいたしました木材利用推進全国会議を設立いたしました。この中で、木材の利用に関する正確な情報を提供し、SDGsやESG投資に木材の活用が貢献をすることにつきましても理解を深める機会をつくってまいります。

あわせて、全国の建築士関係団体などとの連携や林業大学校によりますリカレント教育の実施などにより、木造建築に精通した建築士の育成にも取り組んでまいります。

加えて、県内においては、非住宅建物に必須となりますJAS製材品の供給体制の強化や、

ニーズに応じました付加価値の高い商品開発にも精力的に取り組んでまいります。

このような林業、木材産業の振興を図ることによりまして、若者が希望を持って、いきいきと仕事ができる高知の実現を目指してまいります。

次に、効率的な漁業生産体制への転換を進めます高知マリンイノベーションにどのように取り組んでいくのかというお尋ねがございました。

漁業者の減少や高齢化が進む中、本県の水産業を振興するためには、お話にございました担い手の確保とあわせて、漁業生産額をしっかりと確保することが重要であると考えております。そのため、高知マリンイノベーションに取り組ましまして、生産から流通・販売におきましてIoTなどデジタル化を図ることで、効率的な漁業生産体制への転換を推進しているところであります。

この取り組みを加速するために、幅広い分野の専門家の方々に御参画をいただきまして、高知マリンイノベーション運営協議会を設置し、先日、第1回目の協議会を開催いたしました。この協議会には、データのオープン化や、漁船漁業のスマート化、養殖業のスマート化、高付加価値化の、4つのプロジェクトチームを設置いたしております。各プロジェクトチームでは、現場のニーズを踏まえ、課題を解決するための技術や製品の開発に取り組むことといたしております。

具体的には、例えばデータのオープン化では、海洋観測データや市場データなどを一元的に、管理、発信するデータベースの構築に取り組めます。漁船漁業のスマート化では、AIを活用したメジカの漁場予測システムの開発に取り組んでおります。

これらの取り組みを着実に進めることで、漁業の生産性の向上と高付加価値化を実現し、第

4期産業振興計画の目標であります漁業生産額500億円の達成を図ってまいります。また、こうしたことにより、漁業者1人当たりの所得の向上を図りまして、安定的な担い手の確保につなげてまいります。

次に、中小企業、小規模企業の振興のための条例制定の必要性についてお尋ねがございました。

本県の生産や販売などを支えます商工業者の大多数は中小企業、小規模企業でありまして、経済の活性化や雇用の創出に大変大きな役割を果たしていただいております。

その振興に当たりましては、これまで産業振興計画におきまして、商工団体や事業者の皆様、市町村や金融機関など関係団体とともに、官民協働で取り組んでまいりました。その結果、人口減少に伴って縮む経済から、人口減少下にあってもむしろ拡大する経済へと、県経済は構造を転じつつあるものと受けとめております。

一方で、当面避けられない人口減少でございますとかネット販売などの進展、さらには深刻化の進みます人手不足、事業承継問題など、その経営環境は依然として厳しい状況にあるところでございます。そのため、今後も引き続き産業振興計画の実効性を高めまして、具体的な成果を出していくことが求められていると考えております。

そのような中で、中小企業、小規模企業の振興を図ります条例を定めますことは、次の点で大きな意義があると考えております。1つは、本県の自然的・経済的諸条件を踏まえまして、中小企業、小規模企業の振興の理念や方向性を示し、県全体で認識を共有できること。2つ目には、地方自治体や関係団体、事業者の皆様の役割を明確にすることによりましてそれぞれの意識を高め、官民協働で全県的な取り組みを促進できること。さらに3点目といたしまして、

振興策を組織的、継続的に推進するための体制づくりが可能となることなどが考えられるところでございます。

今後、中小企業、小規模企業の皆様を初めといたしまして、商工団体や金融機関、学識経験者など、さまざまな方々に御意見を伺いながら、条例の制定に向けて取り組んでまいります。

次に、第4期日本一の健康長寿県構想を策定し、取り組みを進めるに当たっての所見につきましてお尋ねがございました。

日本一の健康長寿県づくりにつきましては、これまで尾崎前知事のもと、3期にわたる構想の取り組みを通じまして着実に進めてまいりました。ただし、これまでの取り組みの結果、男性の壮年期死亡率は改善傾向にあるという成果はございますが、依然としてこの率は全国よりは高い水準にございます。また、医療・介護・福祉のサービス提供体制が地域によってはまだ十分とまでは言えないということなど、残された課題は少なくない状況であるというふうに認識をしているところでございます。

そのために、第4期の構想では、これまで成果を上げてきました取り組みをしっかりと継承しながら、一層深化、発展させるとともに、そうした残された課題にも果敢に挑戦をしてまいります。

今回、構想を策定するに当たって特に重視した点は、大きく2点ございます。1点目は、第4期構想で再編をいたしました3つの政策の柱とそれらを構成する各施策の到達目標を、全て数値化したところでございます。目標の数値化によりまして、目指すものがより明確となり、それに向かってやらなければならない施策が明らかになってまいります。あわせまして、PDCAサイクルをよりしっかりと回すことが可能となりまして、施策のバージョンアップにつながりやすくなるというふうに考えております。

2点目は、特に県外の有識者の知見、アドバイスをいただくことができる仕組みを組み込むこととしたところでございます。具体的には、生活習慣病予防や糖尿病重症化予防について、もう一つは在宅療養、この2分野で、県内外の有識者で構成する会議体を新たに設置し、検討を進めたいと考えております。この会議体を通じまして、科学的な、あるいは先進的なアイデアの御提言をいただきながら、より効果的で実効性のある施策に挑戦をしてみたいと考えております。

これまでの取り組みの深化、発展に加えまして、こうした仕組みを講じることによりまして、日本一の健康長寿県構想の目指す姿の実現にさらに取り組んでまいります。

次に、国土強靱化につきまして計画的、安定的に取り組むを進めていくことは、県の将来に向けての責務ではないかとお尋ねがございました。

道路や河川・海岸堤防、港湾などのインフラは、県民の皆様が安全・安心に生活するための根幹をなす重要な社会基盤であります。このためこれまでも、あらゆる機会を捉えまして、国などに対しまして整備の必要性や継続的な予算確保について訴えてまいったところでございます。

現在、本県では、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」も最大限に活用いたしまして、防災・減災に資するインフラ整備を重点的に進めております。具体的には、中小河川の治水対策でございまして、浦戸湾の三重防護を初めといたしました地震・津波対策、また橋梁の耐震化などによりまして、本県の強靱化を一層加速させているところでございます。

しかしながら、御指摘にございましたように、3年間の取り組みだけでは県内のインフラが十分に形成されるとは言えません。また、継続的

な整備を要するものがまだまだ多く残っていると考えております。

また、河川の河床掘削など、県民の暮らしに身近なインフラの維持修繕につきましても、多くの皆様から御要望をいただいているところであります。

引き続き、県勢浮揚をより確かなものとしていくためにも、地域の生活や経済を支え、防災・減災に資するインフラを着実に整備していくことは、県の責務であるというふうに考えております。

今後とも、全国知事会や他県などとも連携をいたしながら、3か年緊急対策後につきましても防災・減災の予算、財源を安定的に確保いたしまして、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めていけるように訴えてまいります。

最後に、犯罪被害者等支援条例につきまして、今後の支援体制の充実をどのように図っていくのかとお尋ねがございました。

本県におきましては、これまで県や県警察、関係機関が、犯罪被害に遭われた方々への相談対応や必要な支援に取り組んでまいりました。

しかしながら、全国的にはさまざまな犯罪が発生しておりまして、被害に遭われた方々が直接的な被害や二次被害に苦しめられ、早期の回復や軽減につながらないといった事例も少なくありません。こうした方々は多様な支援を必要としておられますため、本県におきましても、県や県警察、市町村、民間支援団体などが必要な支援を連携して行うことができる体制をつくる必要がございます。

そのため、本年4月から県の担当部署に専任の職員を配置いたしまして、被害者支援の相談窓口の体制を強化いたします。その上で、県が支援機関との間で調整役を担いまして、個々の相談内容に応じた適切な支援機関につなぐなど、必要な支援が迅速に提供できるよう取り組んで



まいりたいと考えております。

加えまして、市町村やその他の支援機関に対しまして条例の趣旨を周知いたしますとともに、犯罪被害者等の支援への意識の向上を図ることによりまして、支援の充実にもつなげてまいりたいと考えております。

さらに、今後条例に基づきます高知県犯罪被害者等支援推進会議や被害当事者の御意見も伺いながら、必要な支援を盛り込んだ、支援に関する指針を策定してまいります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、新型コロナウイルス感染症対策として、現在の相談窓口や検査体制など、その対応についてのお尋ねがございました。

相談窓口としましては、2月4日に県と高知市で新型コロナウイルス相談センターを合同設置しており、県民の皆様や医療機関からの相談に対応しております。新型コロナウイルス感染症については、感染症指定医療機関である高知医療センターと県立幡多けんみん病院が中核を担うこととしておりますが、心配される方が両病院に集中し過ぎると病院機能の低下や院内感染のリスクが高まることから、まずはこの相談センターで相談に対応することとしております。

相談があった際には、症状や接触歴等、一定の要件に該当するかを聞き取り、該当する場合には、新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する帰国者・接触者外来を紹介することとしております。その紹介に際しては、相談センターから連絡を受けた最寄りの保健所がその都度個別に受診調整することとなっており、この際、一般の外来受診患者と接触しないよう動線に分けるなど、細心の配慮がなされます。

次に、検査体制については、帰国者・接触者外来での診察結果を踏まえ、保健所長がウイル

ス検査の必要性を認めた場合には、高知県衛生環境研究所で通常約6時間の時間を要するPCR法という方法を用いてウイルス検査を実施し、結果を本人と受診医療機関にお伝えします。

なお、現在、高知県衛生環境研究所では、一度に最大16検体の検査が実施でき、体制を加味して1日当たり最大48検体の検査ができますが、3月中には検査機器等を追加整備し、1日当たり最大で144検体の検査ができるよう検査体制を強化する予定でございます。

そして、もし感染者が発生した場合、すなわちこのPCRの結果が陽性で、新型コロナウイルス感染症であると診断された場合には、感染症法に基づき感染症指定医療機関で入院等の措置がなされることとなります。それと同時に、保健所が中心となり、患者の感染経路や濃厚接触者の健康調査など、積極的疫学調査を実施し、感染の広がりへの把握と拡大防止を図ることとしております。

次に、糖尿病の重症化予防について新たな取り組みを具体的にどのように行っていくのかのお尋ねがございました。

現在、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき取り組みを進めておりますが、糖尿病性腎症の治療中の方へのアプローチは初期から中等度の方を対象としており、数年後に人工透析の導入が予測される、腎症が進行した患者に対しては、全国でもほとんどの保険者がアプローチできていませんでした。そのため来年度、新たにモデル地域を設定し、そうした腎症が進行した方に対して、人工透析導入の時期を少しでもおくらせる取り組みにチャレンジしたいと考えています。

具体的には、医療機関と市町村の協力を得て対象者を選定し、腎保護療法と徹底した減塩指導等の保健指導を重点的に行うことを通じて、腎機能の低下をおくらせ、人工透析導入の時期

の延伸を図ろうとするものです。

また、この取り組みを効果的、効率的に行うため、県外の有識者からアドバイスも受けつつ、専門医から成るワーキングチームが中心となって、個々の対象者に応じた新たなプログラムの開発やプログラム実施後の評価などを行ってまいります。

あわせて、それぞれの患者の状態に応じた質の高い腎保護療法を行うことができるよう、高知大学医学部にモデル地域の医療機関に対するサポートを受けることを予定しています。

この新たな取り組みでは、プログラム実施後において、対象者のうち約8割の方の透析導入時期の延伸が図られることを目標に、しっかりと取り組んでまいります。

こうした新たな取り組みにもチャレンジし、令和5年度には、年間の、糖尿病性腎症を原疾患とする新たな人工透析導入患者数を、直近の平均122人から1割減少させ、108人以下にすることを目指してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、不登校への総合的な対応についてお尋ねがございました。

これまで、県教育委員会では、不登校の未然防止や早期対応を図るため、教職員の組織的対応を図る校内支援会の設置を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充などに努めてきたところです。しかしながら、本県の不登校の出現率は依然として高い水準で推移しており、またその背景や要因もますます多様化してきております。

こうしたことから、今後第3期教育振興基本計画において、不登校対策を喫緊の課題として位置づけ、さらに総合的な取り組みとしていくこととしております。

まず、学校においては、魅力ある学級づくりや学ぶ意欲を育む、わかる授業に向けた授業改

善をさらに進めてまいります。また、令和2年度より全公立小中学校で不登校担当の教員を新たに位置づけるとともに、特に不登校児童生徒の多い学校については、国からの加配教員の配分状況を見ながら教員を配置していきたいと考えております。この不登校担当の教員は、全市町村と連携して整備を進めてきた校務支援システムなどを活用し、支援を必要とする児童生徒の情報を一元的に集約して、組織的な支援策を構築するとともに、医療や福祉などの関係機関との連携窓口として活動していただきます。

次に、不登校児童生徒への支援をさらに強化するため、学校以外の学びや相談の充実を図ってまいります。具体的には、人権教育課に学習指導研究員を新たに配置し、教育支援センター等に通所している子供の心身の状態に応じた学習指導に関する研究を進め、その成果を県内に普及するほか、教育支援センターへスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを重点的に配置いたします。さらに、県の相談機関である心の教育センターの日曜日開所や、東部地域と西部地域における相談機能の整備など、子供や保護者に対する相談支援体制の充実強化を図ります。

今後、このような学校、教育支援センター、心の教育センターによる3層での施策を横断的に展開することによって、子供や保護者に対する漏れのない支援体制を構築し、さらに県教育委員会事務局の体制強化も図りながら、不登校への総合的な取り組みを推進してまいります。

次に、第2期教育大綱に基づく取り組みの着実な実施に向けた教員体制の強化についてお尋ねがございました。

学力向上や生徒指導上の問題など、本県の抱える教育課題の解決に向けて、第2期高知県教育振興基本計画に基づく知・徳・体の各分野での取り組みを進めてきた結果、小学校の学力は

全国学力調査において全国平均以上を維持し、中学校の学力も徐々に改善してきております。また、中学校の暴力行為の件数も減少するなど、一定の成果が見られております。

しかしながら、都市部を中心とする大規模校においては、現在学力の定着が十分でない児童生徒の割合も多く、不登校の出現率も高くなるなどの課題が見られています。

大規模校は、1学級当たりの児童生徒数が多いため、多様な意見を出し合い互いに切磋琢磨できる環境にある一方で、学級担任が行う成績処理などの事務的業務や保護者対応などが児童生徒数に比例して増加するため、児童生徒一人一人にきめ細やかな対応ができにくいといった状況があります。また、学級担任としての業務量がふえることで、大規模校では長時間勤務者も多く見られています。こうしたことが、課題を生じる要因の一つになっていると考えられます。

本県の教員1人当たりが受け持つ平均の児童生徒数は、全国で最も少ない状況となっておりますが、学校ごとに見ますと、都市部の大規模校では全国平均よりも多い状況にあります。このため、大規模校における学力や不登校及び教員の長時間勤務の課題を改善するための方策について検討を進め、学級規模を小さくすることにより教員1人当たりの児童生徒数を減らしていくことが、加配した際の目的やその業務範囲も明確となり、効果的であるとの判断をいたしました。

これまで、高知県独自の少人数学級編制の取り組みは、小学校1年生から4年生までとなっておりますので、来年度はまず小学校5年生を対象として、35人学級編制を実施してまいります。この取り組みの成果、効果をしっかりと検証しながら、他の学年への導入についても検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、夜間中学の開校に向けた準備の状況と、具体的な立地場所なども踏まえた今後の進捗についてお尋ねがございました。

本県での夜間中学の設置につきましては、令和3年4月の開校を目指し、平成30年11月から18市町村で計20回の夜間中学体験学校を開催し、PR活動を行うとともに、ニーズ把握に努めてまいりました。

その後、令和元年12月に大学教授など関係者13名から成る設置準備委員会を立ち上げ、入学要件や設置場所等について協議していただいたところです。設置準備委員会の委員からは、市町村に設置の意向がない以上まずは県立で早期に設置する、設置地域は交通の利便性等を考え高知市またはその周辺とする、入学対象者は義務教育の年齢を経過した者とするなどの御意見をいただきました。このような意見等を踏まえ、設置場所としましては、令和3年4月から有効活用ができること、通学するための交通の利便性が大変よいなどの理由から、高知駅に近い現在の高知江の口特別支援学校の校舎を活用したいと考えております。

高知江の口特別支援学校は、令和3年3月末で高知市大原町へ移転することになっており、現在の校舎は耐震補強済みで、中学校教育に必要な特別教室などの施設や設備も整っていることから、ほぼそのままの状態での活用が可能です。立地場所といたしましては、最大クラスの地震において1メートルから2メートルの長期浸水想定地域に当たりますが、1階は使用せず2階以上を使うこと、屋上には十分な規模の物資備蓄倉庫があること、定期的な避難訓練をすることなどにより、万が一においても生徒や教職員の安全は確保できると考えております。

本年4月には、高等学校課に担当となる教員2名を配置して準備を進め、6月議会には、運営体制や教育課程の編成などについて御説明を

させていただきたいと考えております。

あわせて、夜間中学は義務教育を実施する機関ですので、県と市町村との連携や役割分担について協議する場を設け、今後における市町村による主体的な夜間中学の整備などについての検討も続けてまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○**農業振興部長(西岡幸生君)** 農耕車限定の大型特殊免許の取得機会の拡大や合格率の向上に向けた対応策についてお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたとおり、昨年4月に道路運送車両法の運用が見直され、ロータリー等の作業機を装着したトラクターの公道走行が可能となりました。

この基準緩和の一方で、作業機を装着することで幅が1.7メートルを超える場合には大型特殊免許が必要となり、新たに免許を取得しなければならない農家が多数おられることから、取得機会の拡大が求められております。

農家からのニーズが高い農耕車限定の大型特殊免許を取得するためには、本県の場合、運転免許センターにトラクターを持ち込んで一般試験を受ける必要がございます。

このため、県では、JAや農機メーカーに試験用のトラクターの貸し出しをお願いするとともに、一般試験の実施回数や定員をふやすことについて運転免許センターに要請をしてまいりました。その結果、1月に8名であった定員が、2月には16名、3月には48名へと、段階的に免許の取得機会が拡大しております。

また、1月の試験では合格率が約10%と低かったことから、JAや農機メーカーに協力をいただき、2月の試験前に実技講習会を開催したことで、合格率が50%にまで向上をいたしました。

なお、3月の試験には660名から応募をいただいておりますことから、今後も引き続きこうした取り組みを進めていく必要がございます。

4月以降も、取得機会のさらなる拡大、実技講習会の内容の拡充を図りながら、農家の皆様に少しでも早く農耕車限定の大型特殊免許を取得いただけるよう、運転免許センターやJA、農機メーカーと連携して取り組んでまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○**地域福祉部長(福留利也君)** ひきこもりの人などへの支援に関する今後の具体的な取り組みについてお尋ねがございました。

現在、ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会では、保健や医療、福祉、教育、雇用などの関係者や家族会の方々に参加いただき、総合的な支援策の検討を進めており、本年秋には取りまとめを行いたいと考えています。

こうした中、対応が急がれる課題については、その取りまとめを待つことなく、早急に取り組んでまいります。具体的には、まずはひきこもりの人の実態について全体的な把握を行い、その結果をもとに、市町村などと連携した支援策のあり方について検討を進めることが必要だと考えております。このため、民生委員・児童委員の皆様などに御協力いただき、実態把握調査を実施することとしています。

また、ひきこもりの要因は、疾病や障害、離職などさまざまであり、複数の課題を抱えている場合も多く、その状態像についても、接触ができない状態や対人接触が苦しい状態など幅広いことから、支援に当たっては高い専門性が求められます。このため、県のひきこもり地域支援センターの体制を強化し、地域で開催される個別ケース検討会議に出向き専門的な助言を行うなど、市町村の相談支援体制の整備に向けた支援を強化することとしています。

あわせて、ひきこもりの人が社会とのつながりを回復していく過程では、良好な人間関係の中で安心して過ごすことができる居場所の確保



が重要です。このため、居場所として活用可能な各地の資源を積極的に掘り起こし、活用に向けた情報提供などに取り組んでまいります。

さらに、継続した支援の結果、就労などを視野に入れることが可能となった段階では、就労体験や就労訓練など中間的な就労の場の確保が必要ですので、こうした人を受け入れる事業所への助成制度の創設などにより、就労支援を充実してまいりたいと考えております。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 県内市町村の危機管理・災害対応能力の強化についてのお尋ねがございました。

県内の市町村におきましては、防災対策の専門課室を設置している市町村数が、東日本大震災直後の6から17に増加しておりますし、21の市町村で115名の防災専従職員が配置されております。また、業務継続計画につきましても、今年度中に全市町村で策定が完了する予定となっているなど、市町村における災害対応能力は着実に強化されてきています。

一方で、発災後、迅速かつ的確な災害対応を行うためには、災害対策本部マニュアルの策定や本部訓練の実施などにより、職員一人一人の災害対応能力を高めておくことが重要だと考えております。

このため、県としましては、マニュアルの策定や訓練の実施を市町村に働きかけるとともに、地域本部による技術的な支援などを行ってまいります。あわせて、県が実施します災害対策本部や支部の運営訓練、物資配送訓練などにも、市町村に参加していただくことで、円滑な情報共有や連携ができる体制づくりを進めてまいります。

○17番(梶原大介君) それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど来お聞かせさせていただきましたよう

に、この新型コロナウイルス感染症対策においては、今はまさに非常事態、そして緊急事態でございます。国内の経済活動の停滞はもとより、この事態から、総理大臣のほうから全国の小中学校、高校、特別支援学校等に臨時の休校の要請を受けた異例の事態ではありますが、県教委におきましては、即座にこの問題に対して今から対応をしていかなければなりません。

そしてまた、感染者が出た場合における医療体制の強化においては、健康政策や危機管理などなど、いつときも緊張が解けない期間が今後続いてまいりと思います。

そしてまた、先ほど、県内の多くを占める中小企業・小規模事業者の方々への支援、その条例の制定などについてもお伺いをさせていただいたところではありますが、なかなか経営体力の、大きな企業ほどないところによりましては、その業種によりまして、このコロナウイルスの感染症の拡大において、現在既にその経営の継続や事業が困難になっているようなところも出てきております。そのための対策もしっかりととっていかなければなりません。

そして、今後の終息した後の県経済、そして県民生活の回復という点においては、長期のさまざまな対応が求められております。県庁挙げて、この問題には、大変な長期間になろうことかと思いますが、取り組んでいただけるようお願いをさせていただきます。

そして、日本一の健康長寿県構想においては、先ほど来お答えがございました糖尿病の重症化対策においては、高知県発の持続可能な社会モデルを全国に向けて発信できるように取り組んでいくという、その詳細の御説明もありましたが、12月9日、濱田知事が県知事に就任をされて以来、初めての庁議でおっしゃられた言葉をお聞きしました。いろんな意味での課題解決の先進県となっていく、新しいことに挑戦をし、

高知県のできるのであれば日本全国が救われるといった展望を日本中に与えられるような意識を持って仕事をしていきたいとの御挨拶をされたとお聞きをしています。この課題解決の先進県を目指し、日本全体の課題にこの高知から発信をしていくという点は、まさしく前尾崎県政から継承すべき大きな一つであろうかと思えますので、ぜひそういった姿勢をもって、今後県政の運営に当たっていただけるよう、これも心から期待をする次第であります。

そして最後に、大変厳しい時期ではありますが、これまで長きにわたりまして県勢の発展に努めてこられた県職員の皆さん、今年度で退職をされる皆さん方には、これまでの長きにわたる御尽力に対し心から敬意を表しますとともに、今後とも高知県の発展に向けて、さまざまな形で御理解、御協力を賜りますことを心からお願い申し上げまして、私の一切の質問とさせていただきます。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩



午後1時再開

○副議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



### 諸般の報告

○副議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

教育長伊藤博明君から、公務のため午後の会議を欠席し、教育委員平田健一君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



### 質疑並びに一般質問

○副議長(弘田兼一君) 議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

32番坂本茂雄君。

(32番坂本茂雄君登壇)

○32番(坂本茂雄君) 県民の会を代表いたしまして質問をさせていただきたいと思えます。

冒頭に、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、感染者の皆様の一日も早い御回復をお祈りさせていただきます。

そして、けさの梶原議員の質問でもありましたが、本県においてもさらなる検査体制や診療体制の拡充を図ることは当然ですが、災害と同様、正しく恐れ、正しく備えることが大切であり、さまざまな感染予防対応に混乱を生じさせることのないような慎重かつ万全な対策を講じていただくことを要請させていただきます。

それでは、知事の政治姿勢から質問させていただきます。

濱田知事は就任以降、産業振興によって新たな雇用を創出する「いきいきと仕事ができる高知」、教育の充実や子育て支援、日本一の健康長寿県づくりの取り組みなどを通じた「いきいきと生活ができる高知」、南海トラフ地震対策や豪雨災害対策、インフラ整備の推進による「安全・安心な高知」という3つの姿の実現に向けて取り組み、共感と前進を県政運営の基本姿勢として、前へ前へと全力で取り組んでいくとこのことを強調されてされました。

しかし、生き生きと仕事をしなくてもできない人や、生き生きと生活しなくてもできない人がいるということ、そして安心・安全を実感できない地域に暮らさざるを得ない県民がいることを肝に銘じた上で、共感を押しつけることなく、前進から取り残される人がいないような県



政を進めていただきたいことを述べさせていただいた上で、順次質問させていただきます。

まず、高知新聞2月18日付、「発展」への道筋 濱田県政初年度予算(1) 独自色」の記事で、「任期は4年もらっている。仕込みの1年目で計画すべきことはできた」との知事コメントがありました。尾崎県政を継承する余り、濱田カラーが見えないとの県民の声が高まる中、これだけは尾崎県政とは違う視点と言える仕込まれた政策課題にはどのようなものがあるのか、県民にわかるように示すことが必要だと考えますが、知事にお伺いします。

次に、多少そのネーミングに驚かされましたが、県民座談会「濱田が参りました」のあり方についてお聞きします。知事が4月から、県内各市町村に出向いて地域住民と意見交換をする県民座談会「濱田が参りました」を開催すると、提案説明がありましたが、地域の実情を把握し、県政運営に生かすのが狙いであるとすれば、1カ所約2時間で、市町村長が推薦した産業、福祉、教育、防災などの分野に携わる6人程度が参加し、濱田知事と意見を交わすとのあり方は、少し残念な思いがします。

傍聴者からの質疑応答の時間も設けるとのことですが、会場の定員上一定制約されるとしても、参加者を広く募り、市町村の推薦などによる対象者選考としないことが望ましいと考えますが、そのような実施の仕方に改められないのか、知事にお聞きします。

また、出された意見を真摯に受けとめ、あらゆる県民の皆様と共感する姿勢を持って臨むべきだと考えますが、あわせてお聞きします。

知事が最も強調されている施策として、関西圏との経済連携強化による経済活力の呼び込みについてお聞きします。この事業の目的は、2024、2025年と続くIR誘致、大阪・関西万博等により高まる関西圏の経済活力を高知に呼び込み、

拡大基調にある本県経済のさらなる浮揚を図るというものですが、そのいずれもの開催地が夢洲であるということも含めて、この事業への過度の依存には慎重であるべきではないかと考えます。

夢洲や舞洲、咲洲がある大阪南港の埋め立ては1958年に始まり、夢洲の埋め立ては1977年にスタートし、1980年代のバブル真っ盛りの中で浮上した新都心テクノポート大阪を3島につくる構想は、バブル崩壊のあおりを受けてあっけなく頓挫し、大阪では夢洲へのIRや万博の誘致そのものがバブルの後始末、たび重なる開発失敗のツケ回しではないかとも言われています。

東日本大震災で震度3の揺れだったにもかかわらず、壁破損などの被害を受けた大阪府の咲洲庁舎では、耐震性強化のための改修工事に多額の費用を必要としたり、2018年9月の台風21号では関西空港が閉鎖に追い込まれました。同じく人工島である万博等の開催地の夢洲でも、埋立地である以上、粘性土であろうとなかろうと、大地震による液状化のリスクは指摘されています。2018年6月18日には、活断層型の地震である大阪北部地震が発生し、さらには上町断層帯が関係した地震も想定されるとともに、南海トラフ地震のリスクも本県同様高まっている状況にあります。

そこで、お伺いします。12月定例会の知事答弁で、経済活力に満ちており、万博の経済波及効果は約2兆円とも言われていると言及されていますが、IRにしても万博にしてもこの夢洲を舞台とした事業であり、自然災害リスクが高まる中で、いつまでも想定されるような経済波及効果は期待できると考えられないのでありますが、経済活力を呼び込み続けられると考えているのか、知事にお聞きします。

また、カジノも含む統合型リゾートIRについては、事業参入をめぐる汚職事件で、秋元司

衆議院議員が収賄容疑で逮捕されるという、IR利権をめぐる贈収賄疑惑が顕在化していますし、カジノは何も生産的なものを生み出さず客に負けさせることで成立するビジネスモデルである以上、ギャンブル依存症をふやして借金まみれにさせ家庭を崩壊させることになりかねません。カジノに収益を上げさせることで自治体もまさにカジノ依存になり、カジノが経営不振になれば、客を集めるために規制を緩めざるを得なくなる、するとさらに地域の負担がふえることになるということも想定されます。

カジノ汚職やギャンブル等依存症対策の不十分さからも、カジノも含むIRについての懸念が増大しているのですが、どのように考えられているのか、知事にお伺いします。

次に、関西・高知経済連携強化学業費予算は300万円が計上されていますが、戦略の策定、実行に先立ち、一部強化する関西圏における産業分野別の取り組みには4億1,600万円が計上されています。本県への経済効果をどのように考えて取り組んでいかれるのか、知事にお聞きします。

次に、行政サービスのデジタル化と県政運営指針についてお聞きします。県は、行政サービスのデジタル化推進計画ではデジタル化の推進によって、行政事務の効率化や県民サービスの向上を図るとともに、デジタル技術を通じた課題解決と産業振興につなげるとしています。そして、社会全体のデジタル化を促進するための予算をこれまでの3.5倍となる14億円計上し、5つの基本政策掛けるデジタル技術で産業振興と課題解決を図ることとしています。

私は、産業振興計画中心だけではなく、多様な視点を持つ中で、基本政策の日本一の健康長寿県づくりと南海トラフ地震対策に複合的に取り組むことなどの必要性を感じています。高知県は、これまでもノーリフティングケア宣言

を行うなど、介護分野で先進的な取り組みを進め、新年度予算でも介護福祉機器等導入支援事業も拡充されていますが、それを災害時の要配慮者支援につなげる検討をしていただきたいと思うのです。

2018年後半に主要メーカーから価格を引き下げた新製品が投入されたことから、国内のパワーアシストスーツ市場は2023年度に8,000台までになるとロボット情報WEBマガジンに掲載されており、介護ロボットスーツやパワーアシストスーツ、パワードウエアを導入するなど、デジタル技術による介護支援も進んでいます。

だからこそ、難易度の高い災害時の避難行動要支援者対策にも注力し、デジタル技術を通じた課題解決に取り組むべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

また、行政のデジタル化によって業務の抜本的な効率化が図られるとされていますが、県民との対話を通じて共感を得ながら課題解決に向けて前進するという事など、課題に対してひるまず真正面から立ち向かっていく姿勢に基づく質の高い行政サービスが求められる仕事を進めるとすれば、職員の働き方に大きな改善がもたらされる点ばかりではないと思われま

すが、3,300人体制の時限的な見直しはされるようですが、真に時間外労働の縮減につながる組織づくりに取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現し、障害のある方も働きやすい職場づくりや、風通しがよく職員の健康管理に留意した職場づくりに取り組むことについての本気度を知事にお伺いします。

生きづらさを感じている県民を取り残さない県政を求めてお聞きします。先日、福岡県北九州市で1988年からホームレスの自立支援を行っておられる、NPO法人抱樸の理事長などを務められている奥田知志牧師のお話を聞く機会がありました。奥田さんは、今の社会や地域や職

場で助けてと言えない人々がふえていることについて、そこには助けてと言わせない社会や地域や職場がある、自殺者が減少しているとは言われているが、それでも子供の自殺が増加しているのは、助けてと言えない子供がふえているからではないか、それは大人が助けてと言えないからであるとも指摘されていました。

地域に迷惑をかけない人なんているのか。迷惑をかけてもいいから、助けてと言える地域や社会や職場になれば、随分と家族全体も楽になるのではないのでしょうか。ひきこもりに必要なのは、支援だけではなく友達であり、つながることに重点を置く、待つことの大切さも強調されていました。

知事は、第4期日本一の健康長寿県構想の策定の中で、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指すとされています。しかし、本当に生きづらさを抱えておられる方たちが、住みなれた地域で健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができるためにも、高知県には助けてと言ってもいいよと言える地域や職場をふやしていくことが大切ではないかと考えます。

そこで、この社会には経済的困窮と社会的孤立という困難を抱え生きづらさを感じている生活困窮者の方たちがおられますが、その方たちを支援していく際の知事の基本的な姿勢をお伺いします。

ひきこもり支援については、昨年9月定例会で、時間不足で多く言及することができず、引きこもる人が孤立しない相談の窓口、あるいは居場所、さらにはアウトリーチによる相談支援、そういったことに対応できるような高知県の姿勢を要請させていただきましたが、新年度予算では、相談支援体制の強化にしっかりと盛り込んでいただけたことに感謝したいと思います。

そして、県内のひきこもり状態にある人の実態を把握するために、ひきこもりの人の実態把握調査を行うこととなったが、この実態調査について、けさほども部長からありましたように、民生・児童委員の方々を通じて行うことで十分に把握できると考えられているのでしょうか。昨年10月末に県が出した推定値と大きな格差が出るような結果になれば、ひきこもりの人が少ないので政策の優先順位を下げられるのではないかと懸念も生じかねません。これまで先行して取り組まれた自治体では、保健所や事業者、NPOや社会福祉協議会なども通じた調査が行われていますが、より実態の把握ができるような方法はないのか、あわせてこの項は地域福祉部長にお聞きします。

また、中間的就労等の実施による社会参加の創出について、農福連携やテレワークによる就労促進が進められようとしています。長期間引きこもっていた方々に十分寄り添い、心のケアをしながらの支援になるのか心配されます。ただ就労につながればよいとするような結果だけを求める対策ではなく、しっかりと寄り添う伴走型の支援策となるのか、これも地域福祉部長にお伺いします。

次に、住宅確保要配慮者支援について土木部長にお尋ねします。2016年9月定例会でも質問をいたしました。住まいへの不安を抱えた県民のための居住確保の支援策について、政府は2017年、住宅セーフティーネット法を改正し、高齢や障害を理由に入居を拒まない住宅を家主から募り、県や中核市に登録し紹介する制度を準備してきました。しかし、本県では登録された住宅はわずか3戸で、家を借りられない人たちの救済策とはなっていないと、昨年12月に報道されていました。

その質問の際の、今後住宅確保要配慮者の実態やニーズを踏まえて福祉部局と連携し、これ

らの住宅に関する情報の充実や入居の円滑化に係る協議検討など、住宅確保要配慮者の居住支援に努めるとの答弁の具体化をどのように進めてこられたのか、そして住宅確保が困難な人がふえる中、今後どのように登録の促進を図り、住まいと暮らしを一体的に支えるような住宅確保要配慮者の居住支援に努めていかれるのか、あわせてお尋ねします。

南海トラフ地震対策など災害対策についてお尋ねします。間もなく、あの3・11東日本大震災から9年目を迎えますし、阪神・淡路大震災からは25年目を迎えました。そして、この25年間に地震災害だけでなく、さまざまな自然災害が繰り返されてきました。

この2月9日、10日と阪神・淡路大震災から25年目となる神戸市長田区を訪ね、復旧・復興支援のあり方の変遷を学ばせていただくとともに、新長田駅南地区の復興状況から、高知が被災したときの復興への教訓を学ばせていただきました。

命を守る備えとともに、一人一人の被災状況が違う中、どう復興できるのかが今問われています。そのような中で、これまでの被災者支援に関する現行の法律は、災害対策基本法を初め、避難所の開設や仮設住宅の提供の根拠になる災害救助法、住宅再建を支援する被災者生活再建支援法、遺族に一時金を支給する災害弔慰金支給法などがありますが、制定の時期や背景が異なるため、支援に漏れがあったり、内容が現状に合わなくなっていることが指摘されてきました。

そこで、現状のニーズに合った抜本的な改定が求められていたことから、災害への備えから生活再建まで一体的に支援する被災者総合支援法試案が、関西学院大学災害復興制度研究所によって昨年取りまとめられました。これまでは、制度から外れた人は被災者と見なされず、切り

捨てられてきましたが、被災者に配慮し、参画できる仕組みにすることで、ニーズに合った制度がつけられることから、今後立法化に向けた動きがとられていくこととなります。

南海トラフ地震だけでなく、年々増加傾向にある大水害など、いつ被災地となっても不思議でない本県においても、このような法整備が図られておくことが望ましいと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

続いて、受援体制についてお伺いします。知事自身、消防庁や大阪府で東日本大震災や大阪北部地震の災害対応を行った際、受援体制が整っていないことにより、国や他県などからの人的・物的支援がスムーズに行き渡らない事例を目の当たりにしたとのことですが、県や市町村の受援体制が行政機関だけの受け入れではなく、あらゆる被災地で避難所運営や物資支援のコーディネートなどの経験を積まれ習熟された、NPOやボランティアリーダーなどの受け入れもより円滑に行うべきだと考えますが、知事にお聞きします。

また、自治体だけでなく地域防災力のかなめとなる自主防災会なども、受援体制について事前に想定しておくことが必要でないかと考えます。私もともに活動させていただいている地域の下知地区減災連絡会では、神戸、石巻、熊本などの被災地から随時講師をお招きし、多くのことを学ばせていただいておりますが、最初に、皆さんは今うちに受援力を身につけてくださいと言われたのが6年前でした。さらに、先日も熊本の方から、支援に来てくれた方に何を支援してもらいたいのか、あらかじめ考えておいたほうがよいと言われました。

自主防災会などが受援力を高めるための取り組みも行政として行う必要があるのではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

知事自身の消防庁での経験を生かすという点



においては、津波火災の抑制と消火方法の早急な確立を図っていただきたいことについてお尋ねします。2012年9月定例会で、東日本大震災での教訓をもとに津波火災について質問した際、危機管理部長は、「消防庁の消防研究センターが現地に入って調査を行っている。その報告書の中で、津波で流された自動車からの出火あるいは海水をかぶって置かれていた自動車から数時間後に出火をしたというような事例が確認されている。研究センターでは、引き続き詳細な調査を実施しており、水や瓦れきが滞留している地域における自動車火災も含めた消火活動に関する研究を進めているところ。県としては、この研究結果を受けて、また国の対応方向が打ち出されれば、それも参考に対応していきたい」と答弁されていました。

以降、高知県石油基地等地震・津波対策検討会での検討を経て、瓦れき等拡散シミュレーション結果を踏まえた、より早期に対応が必要な対策案として、石油タンクの緊急遮断弁の設置等による石油基地等の耐災化、漂流物から施設を守るための防護柵の設置、火災や避難、救助・救出対策などについて、国や高知市、事業者と連携し進められていますが、これまでも求めてきた津波避難ビルの周辺で発生しかねない津波火災の抑制と消火方法の早急な確立を図れないのか、知事にお聞きしたいと思います。

次に、伊方原発の連続する事故対応と廃炉についてお尋ねします。山口県の住民らが申し立てた伊方原発3号機運転差しとめ仮処分に対する広島高裁の決定が本年1月17日に出されましたが、この決定は、規制基準自体に問題ありと指摘している点で画期的であり、極めて妥当と評価してよい決定であったと思います。

一方、伊方原発では、1月12日、核燃料制御棒を誤って抜くミスがあり、これは7時間放置され、同20日には燃料棒の落下警報が出て、燃

料棒がラックに乗り上げたことが判明しました。さらに、25日には原因不明で全電源が喪失するというあってはならない事故が起きてしまったのです。

共同通信の調査によれば、原発の維持費は13兆円であり、これにテロ対策費などの追加安全費用や核燃サイクル費、万が一事故が起きたときの事故処理や賠償費を加えれば、天文学的金額になることは明らかであり、原発はもはや最もコストの高い発電システムと言わざるを得ず、原発への投下原資を回収しただけの電力会社の思惑にいつまでもつき合うことは避けなければならないと思われま

す。また、広島高裁の審尋で、住民側が伊方原発近くに活断層が存在する可能性を指摘したのに対し、四電側は、海上音波探査をした結果活断層は存在しないと主張したことに対して、高知大学岡村眞名誉教授は、四電は見えないことを存在しないと言っている、しかし見えないから存在しないことにはならないと新聞紙上で述べられていました。

今回広島高裁においては、沿岸部に活断層がないとして行った四電の評価を問題ないとした規制委員会の判断は不合理としており、住民側の主張を認め、中央構造線の上に乗っかっていると云っても過言ではない伊方原発の危険性が改めて明らかになっています。これらのことを踏まえて、順次質問させていただきます。

先ほど述べたような短期間のうちに直ちに公表すべき3回連続のA区分事象が発生し、周辺住民や県民は非常に不安を感じている中、現段階においてもいまだ原因究明がされないままであることについて、四国電力に対して知事として何らの追及姿勢を示さないのか、お聞きします。

1月17日の広島高裁決定も踏まえた上で、あってはならない全電源喪失という事故を初め、3



回連続のA区分事象があったということ、さらに県が「原発をなくし、自然エネルギーを推進する高知県民連絡会」への回答で、電力安定供給の理由として、とりわけ在宅で酸素吸入器を使用している方のために電力提供はとめてはならないなどとしておりますが、この県の理屈では、逆に原発に頼ったときには、大地震による長期間の原発停止時に電力不足に陥るとする、なくす会の指摘に應えるものにはなっていません。

最大電力に対する供給力不足による停電は一瞬であり、最大電力が供給力を上回る一瞬間があったとしても、供給力が需要を上回った瞬間に復旧する。また、それに至らない時点で、四電は他電力からの融通を行うこととなるのであって、県の言う電力安定供給のための伊方原発の稼働の方向よりも、むしろ大地震による長期間の原発停止時に、復旧時間の短いガスコンバインドや再生可能エネルギーをできるだけ細かい単位で設置することのほうが、電力不足のリスク回避可能性があることなどからしても、濱田知事は、継承しなくてもよい尾崎前知事の、電力の安定供給のためには伊方原発の稼働は必要という姿勢を、今後も引き継ぐのかどうか、お聞きします。

そして、今回の事故のように安全対策を重ねてもミスはあり得るわけで、さらに自然災害リスクは年月を重ねるたびに高まり、自然災害による事故または人為的ミスによる事故が伊方原発で一たび起これば、四国という地理的条件から、福島原発事故をはるかに上回る原発災害につながります。

そのことによって知事の言う、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知という本県が目指す3つの姿の実現は水泡に帰すことになりませんが、それでも伊方原発の廃炉に向けた方向転換を図るつも

りはないのか、知事にお聞きします。

四国電力は、このようなトラブルが相次ぐ中で、当初は原因究明や再発防止策の検討を優先するとして、伊方原発3号機運転差し止め仮処分決定に対する異議申し立てを先送りしていましたが、原因究明や再発防止策はまだまとまっていないにもかかわらず、2月19日に高裁決定について、誤った判断がされ、いたずらに申し立ての時期を引き延ばすわけにいかないとして異議申し立てをしました。このような四国電力の姿勢を看過することができるのか、知事にお聞きします。

南海トラフ地震対策についてお尋ねします。

熊本地震の際に、福祉避難所に指定されていないにもかかわらず、誰も排除しない避難所としてインクルーシブな避難所運営を行われて、熊本学園大学モデルと言われた避難所運営に当たられた熊本学園大学の社会福祉学部の先生方3人が、2月11日に高知にいられて、私も災害時要配慮者支援のあり方について意見交換させていただきました。

そして、つい先日の25日には、西日本豪雨災害で避難行動要支援者の多くの方を含む59名が犠牲になられた岡山県倉敷市の真備町で、被災した小規模多機能型施設を、新たにコミュニティー型の共同住宅であり、防災の家としてスタートさせようと取り組まれておられる方々がお訪ねくださいました。

いずれの方々からも、こちらが学ばせていただいたのは、平時に取り組めることを精いっぱい行っておくこと、災害時要配慮者が諦めなくてよい備えは、平時でも暮らしやすいコミュニティーであり、災害にも強い地域であるということです。この項では知事に質問はしませんが、ぜひ知事もしっかりと受けとめていただいて、今後南海トラフ地震を初めとした災害対策に取り組んでいただきたいと思います。

まず、要配慮者支援対策の加速化について質問させていただきます。先ほど知事に、デジタル技術を通じた課題解決を図るべく避難行動要支援者対策を進めていただきたいことの質問をさせていただきましたが、これまでも避難行動要支援者が津波避難ビルなどに垂直避難したくてもできず、個別計画を策定することもできないエリアも多くあることを指摘してきました。

これらの避難場所には、デジタル技術を活用した支援補助具や車椅子でも昇降可能な技術を活用した装備などの改良、開発について加速化しなければならないと考えますが、商工労働部長の決意をお聞きます。

県は、来年度、避難行動要支援者対策として、防災対策臨時交付金の創設による新たな津波避難空間等の整備に充てられる予算を計上されました。その予算は、避難用担架などの補助具を活用してもなお要配慮者の避難が間に合わない場合などが前提要件となっています。

避難用担架などの補助具さえ装備されていない津波避難場所に対する措置を講ずることは急がれる課題であります。どのように取り組むのか、危機管理部長にお尋ねします。

避難行動要支援者対策として、個別計画策定の取り組みが進められていますが、今年度実施された5つの沿岸地区での個別計画策定モデル事業の成果と教訓について、現状どのように明らかになっているのか、また来年度19市町村での計画策定において、モデル地区での成果と教訓の横展開はどのように考えられているのか、地域福祉部長にお聞きます。

個別計画の策定に当たっては、これまで要望してきた福祉専門職に協力いただける仕組みづくりが図られることとなってきましたが、どのような仕組みが想定されているのか、またその際に福祉専門職とつながっていない方がこぼれ落ちないような取り組みも啓発していくことが

必要と考えますが、あわせて地域福祉部長にお伺いします。

避難場所及び一般の避難所に福祉避難所的機能を持たせることについて危機管理部長にお伺いします。2018年9月定例会での私の、通常の避難場所における福祉避難所的機能の質問に対して、地域福祉部長は、「津波避難タワーに要配慮者用のトイレの整備を行うこととした市町村や、避難場所の環境整備を検討している市町村も出てきている。一方では、まずは必要最低限のものを整備するという段階で、福祉避難所的機能まで検討が至っていないという市町村もあることから、引き続き市町村に対し、要配慮者に対する環境整備の重要性をお伝えし、取り組みを進めていただくよう促す」と答弁されてきましたが、その加速化は図られているのか、この項は地域福祉部長にお聞きます。

また、これまでも仮設トイレのバリアフリー化も求めてまいりましたが、最低でも、本来なら日ごろから備えられておくべき一般の避難所における多目的トイレの設置状況を把握するとともに配置をしておくべきと考えますが、どのように取り組んでいくのか、お聞きます。

そして、避難所における障害特性に応じた配慮事例として、身体障害、聴覚障害、視覚障害、知的・精神・発達障害など多様な事例が考えられる中、2017年9月定例会での化学物質過敏症の方々に対する配慮の質問に対して、当時の危機管理部長の、個別具体的に検討しなければならないと考えており、幅広い理解も欠かせませんので、避難所運営マニュアルづくり、そういう中で理解を広げていきたいとの答弁も踏まえて、化学物質過敏症も配慮事由として取り入れ、避難所運営に当たっては適切な配慮がなされるべきではないか、お聞きます。

次に、津波災害警戒区域等の指定基礎調査の実施について危機管理部長にお伺いします。津

波災害警戒区域等の指定基礎調査委託料1,098万9,000円の予算計上がされています。この指定は、早いところでは2013年から取り組まれ、もう既に県外の幾つかの浸水想定県では指定されています。その際に、高知県はなぜ取り組まないのかと思っていました。

調査をしてから指定の検討を経て指定をするまでも数年かかると思われる中、なぜ今から津波災害警戒区域等の指定に取り組もうとされているのか、そしていつごろを目途に指定をするのか、あわせてお聞きします。

さらに、指定の先にある津波災害に強い地域づくりをどのように想定しているのか、お聞きします。

高知県農作物等種子生産条例の制定についてお尋ねします。

2017年4月14日、日本人の食にかかわる重要な法律であるいわゆる種子法が廃止されることになりました。種子は日本人の公共資源として大切に扱われてきましたが、種子法が廃止された今、何の措置もされなくなると、安価な公共種子が作られなくなり、農家は開発費を上乗せした民間企業の高価な種子を買うしかなくなり、その分米の値段も上がるのではないかとの不安も広がっています。そういうことを懸念した道県では、条例や本県も含めて要綱によって、種子を生産、供給していく措置がとられています。

2018年9月定例会の際に、前知事は中根議員の質問に答えて、主要農作物の優良品種の開発や種子の安定供給は生産者の経営安定を図る上でも極めて重要であると認識していることから、種子法を廃止後もこれまでと同様に、県が主体となって種子の安定生産・供給体制を堅持していくことが必要であると答弁しながらも、新たな条例によらずとも、この要綱のもとで種子生産にかかわる皆様と協力をしながら優良な種子

を生産、供給していくことができるものと考えたと断じています。

しかし、この廃止法が成立した後の2017年11月15日付の農林水産省の種子法廃止に関する通知文書にかいま見える懸念なども指摘されましたが、主に品種開発の分野に民間の新規参入を促す狙いが徐々に具体化しつつあります。根拠法である公的種子制度が後退し、新たな根拠法としての農業競争力強化支援法に基づくアグリビジネスによって、毎年購入しなければならない種子や価格が固定種の7から10倍という負担増の実態、つくりやすい反面、多肥、収量低下という栽培方法の指定、画一化と土壌への影響が始まっていることなど、アグリビジネスと契約している米農家の実態が他県では見受けられ始めているのです。

日本人が長い時間とエネルギーをかけて開発した貴重な種子データは、今後民間企業の手へ渡され、そこで改良されたものにさらに特許と高額な価格がつけられ、数百種あった主食の米は今後企業開発で少数に絞られ、確実に値上がりし、企業の特許つき種子を農薬とつくり方マニュアルつきで購入する契約を結ばされることにならないとは限りません。そして、消費者にとっては、農産物の価格高騰と安全性への懸念がツケ回しされることになりかねないのです。

そのような中、2017年4月に種子法廃止法が成立した際に、県内の生産者、農業団体の皆様方から多くの不安の声が県に届けられ、6月には農業団体から県が引き続き種子の生産、普及において中心的な役割を担っていくよう要請文を受けたにもかかわらず、生産者団体が形にこだわらなかつたからといって、なぜ高知県主要農作物種子生産条例ではなくて要綱だったのか、また要綱でもよいとの判断はどこから生じたのか、農業振興部長にお聞きします。

ことし1月の日本農業新聞の聞き取り調査で

は、北海道、山形県など11道県で条例制定・施行済みで、宮城県、長野県など4県で4月条例施行、岩手県、群馬県など8県で今後提案の動きなど、23道県が条例化済みまたは準備中で、中には一旦要綱で定めていた県も条例化するというところも出てきております。

本気で高知県の種子を守りたいというのであれば、本県においても県民が願う条例化に踏み出すべきではないかと考えますが、知事にお伺いします。

最後に、高知県立大学図書館の図書焼却問題について文化生活スポーツ部長にお聞きします。

一昨年8月に、図書焼却問題が報道で表面化したとき、大学幹部は対応を協議し、そのメールの内容が後に流出しました。県の私学・大学支援課からは、今回の大学の処理は基本的には間違っていないというスタンスは変えないようにと言われておりますという事務局長のメールに対し、地域教育研究センター長は、ここは絶対ぶれずにいるべきところだと思いますとの新聞報道がありました。

また、「県立大学等永国寺図書館蔵書除却検証委員会報告書」の図書の「焼却に至った背景」の箇所の冒頭に記載予定であった、規程類の誤った解釈、運用との記述が、「規程類の不備やそれに伴う運用」へと検証委員に送信された1通のメールによって、検証委員の承諾がないままに修正と称して書きかえられました。

さらに、検証報告書において、委員会の議論において検討項目全般にわたり委員全員の意見が一致するよう努めたが、最後まで合意に至らなかった点もあると言及せざるを得なかったことなど、その検証過程におけるさまざまな不信感を生じさせかねないことなどから、県民が理解と納得するような形で図書館改革委員会の議論に移ったとは言いがたい側面を見てきました。

そして、私が危機管理文化厚生委員会で提出

を求めた図書館改革委員会議事録には、一連の出来事について、県民の税金で買ったものを焼却ということに対する批判が強かったことが印象に残っている、税金を使って運営している大学の教育・研究にそういった使い方をしてよいのかという声上がるような時代になってきたことに怖さを感じているという意見などが委員の中から出されておりました。

単なる大学の教育、研究への批判ではなく、県民の税金で買ったり寄贈された3万8,000冊もの蔵書を焼却したら、批判されるのは当たり前との受けとめがあって当然だと思うのですが、そうではなく、怖さを感じていると受けとめられることに違和感を覚えるのは私だけでしょうか。このようなことなどからも、図書館改革委員会の議論が検証委員会の議論の不十分さや真摯に受けとめられていないことのあらわれではないかと思わざるを得ません。

その上でお尋ねします。この高知県立大学図書館の図書焼却問題は、濱田知事の就任する前の事案ですが、県民の関心の高い問題であることも踏まえて、十分な検証がされないままに図書館改革委員会のまとめられるコレクションマネジメント方針で、県民の理解と納得は得られると思われるのか、知事にお聞きします。

また、県立大学の図書焼却処分は、処分に先立つ除籍には学長の承認を要件としていたとの指摘もあり、学長も認めた内規を準用して焼却を行っていたということが、規程等には違反したものとは言えないということになるのか、またそれらのことを踏まえたとき、今回の問題に当たって理事長、学長、総合情報センター長の文書訓諭という処分が責任のとり方として妥当であったと考えるのか、あわせてこの項も知事にお伺いします。

図書館改革委員会委員長は、委員会議事録によると、本学には図書館の専門家がない中で、



図書館の理念や目標について、増築等の機会もありながら長年検討されてこなかったことが、今回のことを招いた根本の原因だと考えると言及されています。

そのような中で、除籍及び処分に関する方針・基準についてが定まったとしても、今後コレクションマネジメント方針の実効性を担保するために、専門家の養成と配置が必要ではないか、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

第11回図書館改革委員会議事録には、永国寺図書館は1年半後には満杯になるという試算であり、来年度から除籍を始めるべく準備を進めているとありますが、過ちを繰り返すことのない対応がコレクションマネジメント方針で図られると考えているか、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

県立大学は、図書を焼却したところから域学共生を掲げ、地域に出かけ、地域の営みや人々の生活を理解し、課題を分析するという取り組みでこられました。県内には人口1万人以下の小規模自治体では図書館そのものが存在しないところもあります。また、図書館があっても資料購入費用が少なく、県民の読書環境は決して望ましい状況ではありません。

そのような中で、県立大学が今回の事案を教訓に、県内の読書環境の整備支援に対してどのような役割を果たしていくべきと考えられているのか、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたしまして私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 坂本議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、来年度当初予算に関連いたしまして、尾崎県政と違う視点で仕込みを行った政策課題についてお尋ねがございました。

当初予算の編成に当たりましては、県勢浮揚

の実現に向けまして、これまで進めてまいりました政策をしっかりと継承するとともに、施策の実効性を高めることに意を用いてまいりました。

その中で、新たな施策として、関西圏の経済活力を高知に呼び込むための取り組みをスタートさせます。来年度は、関西圏の行政関係者、経済界の方々に御参加をいただきましてアドバイザー会議を立ち上げまして、関西圏との経済連携に向けた具体的な戦略づくりに取り組んでまいります。

また、これまで取り組んでまいりました分野におきましても、取り組みの充実を図ったところでもあります。例えば、日本一の健康長寿県づくりにおきましては、糖尿病重症化予防対策や発達障害、ひきこもりの方々への支援などの取り組みを大幅に強化いたしました。加えまして、糖尿病の発症・重症化予防対策あるいは在宅療養の推進につきまして、施策の実効性をさらに高めるために、各分野の有識者に参加いただく会議体を新たに立ち上げまして検討を始めます。会議体では、県内の医療・福祉関係者のみならず、幅広い分野の有識者にお集まりいただくことで、より多角的な視点から取り組みを評価、検証いただけるものと考えております。

来年度はこうした強化を図った取り組みを着実に進めますほか、各分野の有識者や関係者のお知恵をかりながら施策の検討を行いまして、令和3年度以降の事業の充実につなげてまいります。また、その結果として県民の皆様が目に見える形で成果が出せるよう全力で取り組んでまいります。

次に、県民座談会の開催方法についてお尋ねがございました。

新年度開催する県民座談会は、まずはできるだけ早期に多くの県民の皆様と対話を行えますように、1年間で全ての市町村を訪問させていただくことを予定いたしております。1カ所当



たり2時間程度の所要時間を考えておりました、限られた時間の中で地域が抱えますさまざまな課題をそれぞれの分野から広くお聞きしたいと考えております。

そのためには、地域の事情をよく御存じの市町村から、分野ごとの取り組みに精通をし、現状そして課題を率直にお話しいただける方を御紹介いただく方法が、効率の面から見て最善であるというふうに考えております。

議員から御指摘がありました点につきましては、市町村に御協力をいただく中で、傍聴者の方々も広く募っていくということにいたしますとともに、傍聴者の方々を含めました皆様から直接お話をいただく時間を別途設ける形で対応させていただきたいと考えております。

次に、県民座談会に臨む姿勢についてのお尋ねでございます。

県民座談会でいただきました御意見につきましては、まず私自身がしっかりと受けとめさせていただきます。その上で、会場でお答えをさせていただくもの、あるいは案件によっては持ち帰り検討させていただくもの、そういったものがあるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、座談会でいただきました御意見は、県庁内で共有をし、県政運営に役立ててまいりたいと考えております。

次に、関西圏との経済連携強化に関しまして、まず夢洲の災害リスクが大きい中で、経済活力を呼び込み続けられるのかという趣旨のお尋ねがございました。

関西圏は、首都圏に続きます第2のマーケットでありますし、本県にとりましては、首都圏よりも距離的に近いという優位性もございます。このため、関西圏におきまして、これまで産業振興計画に基づきまして観光客の誘致でございますとか地産外商公社によります外商活動などに精力的に取り組ましまして、成果につなげてま

いったところでございます。

今後、関西圏との経済連携をさらに強化するに当たりましては、これまでの取り組みを土台としながら、関西圏の今後の動向も踏まえてしっかりと方向性を定めた実効性のある戦略を策定していくということが重要であると考えております。このため、来年度さまざまな角度から戦略づくりにアドバイスをいただくために、関西の方々によりますアドバイザー会議を立ち上げることとしているところでございます。

会議では、IRや万博を視野に入れた意見も出されるものと思えますけれども、本県がこれまで培ってきた地産外商の取り組みをどう強化していくかが戦略の重要なポイントになるというふうに考えております。インバウンドの誘致あるいは県産品の外商といった取り組みをさらに発展させまして、関西圏の経済活力を継続的に呼び込むことができますように、戦略を練り上げてまいりたいというふうに考えております。

次に、カジノを含みますIRについての懸念に関しましてお尋ねがございました。

IRの事業は、御指摘がございましたカジノ施設だけではございませんで、国際会議場や展示場、ホテルあるいは家族連れが楽しめるエンターテインメント施設などを総合的に整備しようというものでございます。政府は、この事業を観光先進国の実現を後押しするものと位置づけまして、特に外国人観光客の誘致によりまして経済の活性化に結びつけるという考え方で施策を展開されております。

一方、御指摘もありましたが、IRの事業に関しましては、事業者の選定手続におきます汚職の問題あるいは治安の悪化、ギャンブル依存症などの懸念、いわゆる負の側面の御指摘も根強く聞かれるところでございます。

こうした懸念につきましては、開設される自治体におきまして、今後示される政府の基本方

針に基づきまして、1つには透明性のある事業者の選定手続を行うということが望まれると考えております。また、国やIRの事業者も含めまして、治安の問題あるいはギャンブル依存症の問題に関しましては、こうした問題への対策を充実させていくということなどによりまして国民の不安の払拭に向けてしっかりと対策を講じていただくことが必要であるというふうに考えております。

次に、関西圏におきます産業分野別の取り組みに関します本県への経済効果についてお尋ねがございました。

来年度は、関西圏への経済連携に向けた戦略の策定に先行する形で、関西圏におきます地産外商の取り組みを充実強化してまいりたいと思っております。

具体的には、例えば観光の分野におきましては、外国人観光客に向けまして、関西と高知を結ぶ観光商品の開発、販売を行うことあるいはデジタルプロモーションによりまして誘客を手がけると、こういった取り組みを拡充してまいりたいと思っております。また、食品の分野におきましては、大手卸や中食・外食向けの外商活動の強化を図りたいと考えております。さらに、第1次産業の分野におきましては、卸売市場との連携によりまして農産物の販売拡大あるいは高知家の魚応援の店の新規登録促進、こういった取り組みを充実してまいります。

こうした取り組みを通じまして、観光客の増加でございますとか、平成30年度には10.1億円でございました公社支援によりまして関西圏での成約金額をさらに上積みを図っていくというようなことによりまして、本県への経済効果の拡大を目指してまいります。

次に、避難行動要支援者対策におきますデジタル技術を通じた課題解決についてのお尋ねがございました。

本県におきますさまざまな課題に対応しながら、県勢の浮揚を実現していくためには、さまざまな分野でデジタル技術の活用を進めまして、時代の変化に合わせてこれまでの取り組みを進化させていくことが必要だと考えております。

このため、デジタル化技術を活用いたしました課題解決と産業振興につなげる取り組みの5つの基本政策の中に、南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化を位置づけておるところでございます。その中で、避難行動要支援者対策におきましても、技術の進歩が著しい介護福祉機器の分野で開発をされ、活用が可能なものにつきましては、積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、県政運営指針におきます組織づくりと職場づくりの取り組みについてお尋ねがございました。

今回の県政運営指針の改定に当たりましては、策定から5年間の経過をする中で、デジタル技術の発展あるいは働き方改革など、社会環境が変化していることを踏まえまして見直しを行っております。

まず、組織づくりにつきましては、職員の効率的な配置、スクラップ・アンド・ビルドに加えまして、デジタル技術の活用によりまして業務の抜本的な効率化を図ってまいります。他方で、行政需要が増加、多様化をする中で、職員定数に縛られることで行うべき業務ができない、あるいは職員に過度な負担がかかるといったことは避けなければならないと考えております。そのため、職員体制につきまして、効率化の取り組みの成果が本格化するまでの間、時限的に知事部局3,300人体制を見直すということとしております。

次に、職場づくりにつきましては、議員から御指摘ございました、風通しのよい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの実現、障害のある

方も働きやすい職場づくり、職員の健康管理を基本方向として掲げてございます。これらに取り組みますことは、組織として最大の成果を上げていくために必要不可欠なものと考えておりました。職員が能力を最大限発揮できる職場環境づくりを進めてまいります。

次に、生きづらさを感じておられる生活困窮者の方々の支援に対しましてお尋ねがございました。

生活が困窮するに至る背景には、経済的な問題だけではございませんで、家庭の問題などさまざまな問題が複雑に絡み合っているという実態がございます。

今回、選挙におきまして県内を回りました中でも、子供の発達障害やひきこもりなどの悩みを抱え御苦労されている方々の切実な声を私自身伺わせていただいたところでございます。私は、こうした困難な環境を抱えておられる御本人あるいは御家族に寄り添いまして、切れ目のない支援をより強固にしていかなければいけない、そうした思いを強くしているところでございます。

そのためには、その人の気持ちに寄り添いながら継続的に支援を行っていくいわゆる伴走型の支援、あるいはさまざまな課題に対応ができる包括的な支援体制の構築、こういった2つの方向が欠かせないものと考えております。今後、第4期の日本一の健康長寿県構想を推進するに当たりまして、こうした点について意を用いてまいりたいと考えております。

次に、災害への備えから生活再建まで一体的に支援するような法整備について、関西学院大学の研究所が発表されました試案に基づきましてのお尋ねがございました。

被災者の支援に関します現行の災害法制につきましては、これまでの災害の教訓を踏まえまして、目的に応じまして各種の法律が制定され

てきた、そういう経緯なり歴史がございます。

昨年の8月に、関西学院大学の災害復興制度研究所が発表いたしました法律の試案につきましては、議員御紹介ございましたけれども、被災者を支援する現行の法律を一本化してわかりやすくするということが提案されているのだというふうに承知をいたしております。被災した方々あるいは地方公共団体にとりまして災害法制をわかりやすくすることは、重要な視点だと思っております。

全国知事会におきましても、被災者の実態を踏まえたさらなる制度の充実が必要だという考えに立ちまして、法律に基づく救済を平等にしていくということあるいは支給対象を拡大していくということなど、こういうことに関しまして積極的に取り組んでいただくように、国に対して提案、要望をいたしております。現在、この点に関しましては国と都道府県などの実務責任者のレベルで会議を開催し、制度のあり方について議論をしているところでございます。

御紹介ございました関西学院大学の試案につきましては、これを国会議員に働きかけるというふうな報道もございますので、立法化に向けた国会での議論を注視するなどいたしまして、今後の動向をしっかりと見守ってまいりたいと思っております。

次に、災害時におきますNPOやボランティアリーダーの円滑な受け入れについてお尋ねがございました。

受援体制の強化につきましては、来年度から南海トラフ地震対策行動計画の重点課題として新たに位置づけをいたしまして、スピード感を持って取り組みを進めることといたしております。その中では、行政では対応できないきめ細かな支援活動が期待できますNPO、ボランティアとの連携も非常に大事だと考えております。

本県では、過去に災害ボランティアセンターを設置した事例が少ないということがございますので、他県から災害時の活動経験を有しますボランティアリーダーなどを円滑に受け入れることが重要になってまいります。

このため、本県では、災害時に県社会福祉協議会を中心といたしました災害ボランティア活動支援本部を立ち上げまして、他県のボランティアリーダーなどを市町村の災害ボランティアセンターに派遣をするための連絡、調整を行うこととしております。

今後におきましても、他県の社会福祉協議会と共同して実践的な訓練を行うなどいたしまして、平時から連携を強め、より円滑な受援につながるよう取り組みを強化してまいります。

次に、自主防災会などの受援力を高めるための取り組みについてお尋ねがございました。

災害ボランティア活動は、個人宅の片づけや泥出しあるいは買い物や家事の手伝いなど、被災者のニーズに対応したきめ細かな支援ができますことから、大変重要な活動であると考えております。しかしながら、過去の災害時におきましては、見知らぬ方から支援を受けることへの不安あるいはどこまでお願いできるのかわからないというようなお気持ちから、支援を受けることをためらったケースがあったというふうにお聞きをしております。

南海トラフ地震発生時にボランティアの方の力を最大限に生かすためには、受け入れる側の地域の方々にボランティア活動について理解をしていただいくことが必要であると考えます。そのため、県におきましては、今後啓発冊子の配布あるいは地域での学習会、自主防災組織の研修会などを通じまして、災害ボランティア活動の内容や要請方法を周知していく、あるいは被災地での活動事例などを紹介していくというような取り組みを行ってまいりたいと思

ます。

加えまして、災害ボランティアセンターを運営いたします社会福祉協議会や自主防災組織を初めとする地域の方々と県、市町村も連携をいたしまして、ボランティアの方々の受け入れ訓練なども実施をいたしまして、地域の受援力を高めてまいりたいと考えております。

次に、津波火災の抑制と消火方法の確立についてお尋ねがございました。

津波火災対策につきましては、本年度高知市におきまして津波火災対策検討会が設置をされ、漂着物、漂流物及び漂流油の各火災の対策が検討をされています。今年度末には対策に必要となります資機材の整備や想定される消火方法などが基本計画として策定されるというふうにお聞きをいたしております。来年度は、この基本計画をもとに資機材の整備主体やそのスケジュールと消火方法に関する具体的な手順を定めました実施計画が取りまとめられる予定となっております。

県といたしましては、この実施計画を策定する検討会に参加をいたしまして、ヘリコプターの運航に関する助言などを行うことといたしております。あわせて、必要となる支援についての検討も行いたいと考えております。

一方、御指摘もございましたように、消防庁や専門家におきまして津波火災に関しましてはさまざまな調査研究が行われているところでございます。残念ながら、避難ビル周辺での津波火災の抑制及び消火のために本県において参考とできるような事例は見当たらないというのが現状でございます。したがって、引き続き消防庁の研究などについて情報収集を続けるとともに、より効果的な抑制方法、消火方法につきまして、この際研究開発に着手していただけないかということで消防庁にはお願いをしていきたいと、要請をしていきたいと考えており



ます。

あわせて、津波火災から人命を守るために、現在最も有効と考えられますヘリコプターによる消火あるいは救出活動が円滑に実施できますように、緊急消防援助隊の受援計画の見直しも検討してまいりたいと考えております。

次に、伊方原発の一連の事故に関する原因究明につきましてお尋ねがございました。

伊方原発におきまして最近トラブルがたび重なり発生いたしましたことはまことに遺憾でありまして、原発の安全性に関しまして県民の皆さんの不安が高まっている、そういう意味で深刻な事態であるというふうに考えております。

一連のトラブルは、いずれも放射線の影響はなかったということではございますが、こうしたトラブルがたび重なり発生したということにつきましては、さらなる重大事故の発生にもつながりかねないものというふうに考えております。このため先月28日には、副知事から四国電力に対しまして、徹底した原因究明と再発防止策を講じまして、その内容について本県にも説明をしていただくように直接要請をいたしたところでございます。

今月12日に行われました原子力規制委員会への中間報告におきましては、いずれのトラブルに関しましても発生原因の特定には至っておらず、四国電力において引き続き原因究明を行うというふうにされております。この件につきましては、本県も担当課の方で報告を受けているところでございます。また、一連のトラブルにつきまして四国電力側は、原因究明と再発防止策を取りまとめた上で、国や関係自治体への説明を尽くすまでは定期検査を再開しないという方針を示しておられるところでございます。

原発の稼働に当たりましては、言うまでもなく安全の確保が大前提となると考えております。四国電力には、そういう意味で結論を急ぐので

はなく、引き続き予断を排し、徹底した原因究明に努めていただくということを求めていますし、その上で再発防止策をしっかりと講じていただきたいと考えているところでございます。

今後、四国電力によりまして原因究明、再発防止策が取りまとめられました段階で、その内容に疑問点がございましたら、勉強会の開催などを通じて納得できる回答をお示しいただくよう取り組んでまいります。こうした取り組みによりまして、伊方発電所の安全性を確認し、県民の皆さんの不安解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、尾崎前知事の伊方原発に関する姿勢は今後も引き継ぐのか、また廃炉に向けました方向転換を図るつもりはないのかとお尋ねがございました。関連いたしますので、この2つの御質問についてあわせてお答えをいたします。

原発は一たび環境に影響を及ぼす事故を起こした場合には、甚大な被害とその影響を長期間にわたって広範囲に及ぼしかねない大きなリスクを負っております。このため、私といたしましても、前知事と同様に、原発に依存しない社会を目指して、原発への依存度を徐々に減らしていくべきであるというふうに考えております。

そして、原発に依存しない社会の実現のためには、さまざまな特性を持つ電源を多層的に組み合わせる中で、再生可能エネルギーの主力電源化を目指していくことが必要だと考えます。また、災害時のレジリエンス強化という点から、地域分散型のエネルギーの地産地消の仕組みづくりもあわせて目指していくべきだというふうに考えております。

そのためには、送電網の増強を進めますとともに、分散配置された電源を集約し、電力需給のバランスをコントロールしていくための技術革新を進めていく必要があります。



こうしたさまざまな課題を一つ一つ乗り越えていくためには、ある程度の時間が必要であるという考えでございます。このため、電力の安定供給の確保といった観点から、現状においては直ちに廃炉を求めていくという段階にはないと考えておるところでございます。

四国電力には、安全対策に終わりはないとの認識に立って、原発の稼働の大前提でございます安全の確保について万全を期していただくよう、引き続き求めてまいります。

次に、広島高裁の仮処分決定に対しまして異議申し立てを行った四国電力の姿勢についてどうかというお尋ねがございました。

高知県はこの訴訟の当事者ではございませんので、異議申し立ての適否、またその時期につきまして所見を述べるべき立場にはないというふうにご考えておるところでございます。一連のトラブルに関しまして、四国電力には徹底した原因究明と再発防止策により、安全確保に万全を期していただきたいと考えており、そのようにトラブルの対策に関しては要請も行っているところでございます。

県といたしましては、今後とも県民の皆様の安全・安心を守るために、必要と思われることに関しましてはしっかりと四国電力に対して対応を求めてまいります。

次に、農作物等種子生産条例の制定についてのお尋ねがございました。

お尋ねにございましたように、平成30年4月、種子の開発・供給に民間活力を導入するということを目的にいたしまして、主要農作物種子法、いわゆる種子法が廃止をされたところでございます。

県といたしましては、種子は農業生産の根幹をなす重要な資材であるとの認識のもと、種子法の廃止にあわせて高知県主要農作物種子生産要綱を制定いたしました。この要綱に、普

及すべき奨励品種の決定、原種・原原種の生産、種子を生産する圃場の審査や発芽率の調査といった、種子法に基づきまして県が担っていた役割を明記することによりまして、種子法の廃止前と同様に種子を安定的に生産、供給する仕組みを堅持いたしております。

また、高知県農業技術センター種苗配付規程では、種子の配付先や配付を受ける場合の事務手続を明記いたしております、種子の県外流出を制限いたしております。

種子法が廃止されてから現在まで、これらの要綱や規程に基づきまして優良な種子を安定的に生産、供給をしていると考えております。今後も、農業団体や県民の皆様の御意見をお聞きしながら、優良な種子が安定供給されますよう、適切に対応をしてまいります。

次に、高知県立大学の図書館のコレクションマネジメント方針につきましてお尋ねがございました。

高知県立大学は、新たに整備した図書館への蔵書移転の際に多くの図書館を焼却したことで、学外からさまざまな御批判を受けまして、図書館の処分方法などを検証するために、外部委員から成る委員会を設置いたしました。この検証におきましては、図書館の管理運営体制の弱さや図書館管理に関します規程の曖昧さなどが課題であると指摘をされたところでございます。

大学はこれを受けまして、学外の専門家を含みます図書館改革委員会におきまして、図書館の受け入れや除籍及び処分に関する基準などを定める蔵書構築方針、いわゆるコレクションマネジメント方針を策定しようとしている段階にあるというふうに承知しております。

今後、この方針に基づきまして、大学が組織としてしっかり対応をし、県民の皆様の理解が得られるように図書館運営に取り組んでいただくことを要請してまいりたいと考えております。

最後に、県立大学の図書の焼却と規程との関係、また理事長や学長などの処分につきましてお尋ねがございました。

まず、高知県立大学の図書の焼却が、大学の規程等に違反していなかったかという点についてでございます。大学の当時の規程には、廃棄の方法は規定されておりませんでしたので、焼却したことが規程などに違反したものとは言いえないのではないかとこのように考えております。しかしながら、学内での再活用は図られたものの、引き取り手を広く学外に求めていくといった対応が十分検討されなかったことは、私も大変残念なことだと思っております。

さらに、理事長などの処分につきましては、検証委員会の検証結果も踏まえまして、公立大学法人として就業規則に基づいて判断をされたものだというふうに受けとめているところでございます。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、ひきこもりの方々の実態調査の手法についてお尋ねがございました。

今回の実態調査は、県全体の施策を検討する基礎資料とするため、まずは幅広く、できるだけ多くの情報を収集することを目的に実施するものです。そのため、地域において幅広く福祉活動を行っている民生委員・児童委員の皆様にご協力いただき、実施したいと考えています。

調査に当たりましては、日ごろから民生委員・児童委員の活動を支援している市町村や社会福祉協議会、福祉保健所にもかかわってもらい、幅広くひきこもりの実態を把握したいと考えています。

次に、長期間引きこもっていた方々への支援についてお尋ねがございました。

ひきこもりとなる背景にはさまざまな要因が

あり、多様で個別性が高いことから、ひきこもりの人に対しては、十分な時間をかけて関係性を築き、その人に寄り添いながら支援していくことが必要であると考えています。

来年度、県では中間的就労の機会の充実など就労支援の強化について取り組むこととしていますが、一方で支援に携わっている方からは、社会参加に至ることができない人が多くいるといった状況もお聞きしているところです。そうしたことを踏まえ、身近な地域で息の長い伴走型の支援を続けることで、本人や家族に寄り添った心のケアに取り組んでいくことも重要と考えております。

このため、県のひきこもり地域支援センターの体制を強化し、地域で開催される個別ケース検討会議に専門的な助言を行うことなどを通じて、市町村の相談支援体制の整備を支援してまいります。

次に、避難行動要支援者の個別計画策定モデル事業の成果と教訓、来年度の横展開についてお尋ねがございました。

個別計画の作成の取り組みを進めるため、今年度沿岸5市のモデル地区において、県と市の防災と福祉によるワーキンググループを設置し、自主防災組織や民生委員など地域の支援者と連携した取り組みを進めてきました。

その成果としましては、防災と福祉の連携が強まったこと、地域の支援者との協議の場の持ち方などのノウハウが得られたこと、また要配慮者の身体機能のチェックリストを作成できたことなどがあります。教訓としては、着手前の関係者による打ち合わせが重要であることや、戸別訪問に行政職員や民生委員が同行することで相手の方の安心につながることで、また専門的な支援内容については専門職の協力が必要といったことが改めて確認されたところです。

次年度は、本年度モデル地区で取り組んだ5

市では、蓄積したノウハウを生かして市内の他の沿岸地区に取り組みを広げていただくこととされています。また、残りの沿岸14市町村では、防災と福祉のワーキンググループを設置した上でモデル地区を設定し、先行モデルのノウハウを参考に、それぞれ取り組みを進めていただくこととしています。

次に、個別計画の策定への福祉専門職に協力いただく仕組みづくりについてお尋ねがございました。

要配慮者の個別計画の作成に向けて、県では日ごろから要配慮者本人や御家族と接する機会が多く、信頼関係が築かれている福祉の専門職に協力いただく仕組みづくりが必要と考え、関係団体と協議を重ねているところです。

具体的には、まずはケアマネジャーなどの専門職に通常業務の中で要配慮者本人や御家族に個別計画の必要性を説明していただき、計画作成に必要な名簿情報の提供について同意を得ていただくようにしたいと考えています。

さらに、同意取得後の個別計画の作成にも専門職の協力をいただくことが必要と考えておりますが、この場合、専門職の業務量の増加や経費負担の取り扱いなどの課題がございます。このため、他県の先行事例も参考に、市町村や関係団体と協議しながら、円滑に専門職の協力が得られる仕組みづくりを検討してまいります。

また、福祉の専門職とつながっていない方への対応については、日ごろから地域の見守り活動を行っているさまざまな方の理解と協力を得ることが重要と考えています。このため、来年度は各地域において要配慮者支援についての研修会を行うなど、啓発を強化してまいります。

最後に、避難場所での要配慮者に対する環境整備についてお尋ねがございました。

避難場所において要配慮者に対応するための資機材の整備については、各市町村が危機管理

部の補助金を活用して取り組みを進めているところです。こうした取り組みを促進するため、平成30年11月に、要配慮者の困り事に対して必要なものやケアの留意点を紹介するチラシを作成し、改めて市町村に環境整備の重要性を周知したところです。

避難場所の環境整備は、避難する要配慮者一人一人の特性に合わせた対応が必要ですので、今後要配慮者の個別計画の作成が進む中で、それぞれの避難場所に必要な資機材なども明らかになってくるものと考えられます。

このため、市町村における個別計画の作成を積極的に支援することを通して、計画の実効性を高めるためにも避難場所の環境整備が必要であることを改めて市町村にお伝えし、取り組みを進めてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 住宅確保要配慮者の居住支援についてお尋ねがございました。

本県では、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的として、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会が事務局となり、平成25年に高知県居住支援協議会が設立されております。平成29年の住宅セーフティーネット法の改正を受けまして、県では、この協議会の中に住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティーネット住宅の普及促進を目的に、学識経験者、福祉部局、不動産業者などから構成する、高齢者等の住まいの確保対策部会を平成30年度に設置いたしました。

この部会におきまして、セーフティーネット住宅の普及に関する課題や対策を議論しており、その中でまずは賃貸住宅のオーナーとあわせて不動産業者に対してさらなる制度の周知を図るといった取り組みを進めることを確認いたしました。そのため、今年度住宅セーフティーネッ

ト制度について周知する説明会を、高知市などでこれまでに4回開催しております。その結果、現在登録された住宅は11戸に増加しております。

今後は、さらに住宅確保要配慮者の方が住宅を探しやすくするために、セーフティーネット住宅の紹介に協力していただける不動産業者を登録する制度について、居住支援協議会と準備を進めております。これらの制度を通じて、セーフティーネット住宅の普及を図ってまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) 避難行動要支援者の垂直避難に関して、デジタル技術を活用した支援補助具や車椅子でも昇降可能な装備などの改良・開発の加速化についてお尋ねがございました。

車椅子など避難行動要支援者の方が安全に垂直避難するための製品につきましては、県内企業による製品としては、津波避難タワーに設置をする手巻き式のゴンドラや、階段などの狭い場所で介助者が要支援者の状況に応じてさまざまな方法で使用可能な担架などがあります。また、県外の企業による製品としましては、階段の昇降が可能な車椅子や階段に設置する車椅子用のレールなどがあります。このうち県内企業による製品につきましては、県内各地で開催される防災イベントで展示をするなど、普及促進に向けた支援を行っているところです。

また、新たな防災関連製品の開発や改良を促進することを目指し、防災製品開発ワーキンググループの取り組みを今年度から開始しております。この取り組みの一環として、要配慮者対策をテーマにした第1回目の勉強会を昨年12月に専門家を招いて開催し、現在のところは主に避難所における衛生用品の改良のニーズが浮び上がったところです。

今後、議員から御指摘のありました避難行動要支援者への対応につきましてもテーマとして

取り上げることとしており、デジタル技術を活用した製品も含め、県内企業による製品開発への意欲の喚起に努めますとともに、改良や開発の案件が生じた場合には、公設試験研究機関による技術的な支援や産業振興センターによる補助事業なども活用して製品化を強力に後押ししてまいります。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 南海トラフ地震対策について、まず避難用担架などの補助具さえ整備されていない津波避難場所の取り組みについてのお尋ねがございました。

避難行動要支援者の方々が、津波避難タワーなどに避難する際に必要となるスロープの設置や担架などの補助具の整備は重要な課題だと認識をしています。このため、県では、避難場所におけるスロープ等の整備状況の調査を進めており、本年度は津波避難タワーについて実施をいたしました。その結果では、既に完成している津波避難タワー111基のうち、20基にスロープが設置されていないことがわかりました。

このため、昨年10月には、市町村に対しまして、スロープの設置とともに用地などの制約によりスロープの設置が難しい場合は、住民が協力して避難させることができるよう、エアバッグ式や肩かけ式の担架などの整備を進めるよう要請をしております。また、こうした整備を行う場合には、県の地域防災対策総合補助金が活用できることも改めてお示しをいたしました。

今後、高台の避難場所や津波避難ビルについても、タワーと同様の調査を実施することとしており、その結果を踏まえ、次期行動計画の期間中をめどにスロープや補助具の整備が行われるよう、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、一般の避難所における多目的トイレの設置についてお尋ねがございました。



県では、車椅子の利用者など要配慮者の方々が安心して一般の避難所に避難できるよう、施設のバリアフリー化や多目的トイレの設置を進めています。

一般の避難所への多目的トイレの設置につきましては、現在避難所となっている公立学校の体育館では121の体育館に、また学校以外では230の施設に設置されていますが、具体的な数や仕様などの詳細については把握できていませんので、今後調査を行いたいと考えています。

次に、今後の整備につきまして、まず県立学校では長寿命化計画に基づき、校舎等の大規模改修や改築などを進めていく中で多目的トイレも整備していくこととしております。また、市町村立学校においても同様に、校舎等の改修などにあわせて国の補助制度を活用して整備を進めていくことになると考えています。その他の学校以外の施設につきましては、県から市町村に対しまして、施設の改修や改築の際に整備していただくよう働きかけてまいります。

一方で、多目的トイレの整備に長期間を要したり整備が困難な施設につきましては、災害時に簡単に設置できる仮設の多目的トイレを、県の補助事業も活用していただきながら早期に備えていただくよう市町村に働きかけてまいります。

次に、化学物質過敏症について避難所の運営に当たって適切な配慮をすべきとのお尋ねがございました。

大規模災害時の避難所運営に当たっては、化学物質過敏症の方を含む要配慮者への対応が大変重要であると認識しています。このため、現在市町村が策定を進めている避難所運営マニュアルでは、避難されてきた方に避難者カードをお配りし、名前や住所などに加えて配慮が必要な事項を記載していただき、それを踏まえた適切な居住スペースの確保や食事への配慮などを

行うこととしております。

特に、化学物質過敏症につきましては、においや日用品に含まれる化学物質に触れることで頭痛や目まいなどの症状があらわれるといった特性や、においが少なく換気が可能なスペースを確保する必要があるといった対応方法について、平成29年度に市町村にお知らせをしております。

今後も、避難所運営マニュアルの作成や訓練を通じて、化学物質過敏症を含めた要配慮者の方に適切な支援が行えるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、津波災害警戒区域等の指定に関する取り組みについてお尋ねがございました。

津波防災地域づくりに関する法律は、最大クラスの津波が発生した場合でも、何としても人命を守るという考え方で、平成23年12月に施行されました。この法律に基づき、県では平成24年12月に浸水想定を公表しております。

また、法律では、警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域として、開発行為や建築を制限すべき区域を津波災害特別警戒区域として県が指定することができるとされております。警戒区域に指定されますと、市町村がハザードマップを作成すること、避難訓練を実施することなどが義務化されますが、法が制定されました当時、本県ではこうした取り組みを加速化して進めており、警戒区域を指定する効果は大きくないと考えておりました。

津波からの早期避難の重要性の周知につきましては、さまざまな取り組みを進めているところですが、直近の県民意識調査では、揺れがおさまったらすぐに逃げるという早期避難の意識率は約7割、津波浸水区域にお住まいの方でもその認識率が約8割にとどまっております。こうした状況を踏まえ、もう一段の啓発を進めるため、警戒区域の指定にも取り組むこととした



ものです。

警戒区域の指定に当たっては、指定する範囲や浸水の深さなどの基準について、専門家や市町村による会議を設けて検討し、市町村の意見もお聞きしながら速やかに指定に取り組みたいと考えております。

次に、津波災害に強い地域づくりをどのように想定しているかとお尋ねがございました。

津波災害に強い地域とは、住民の皆様一人一人が津波からの早期避難を徹底し、命を守ることができる地域だと考えております。これまでもテレビやラジオ、啓発冊子の全戸配布など、さまざまな取り組みを通じ、県民の皆様は、揺れがおさまったらすぐに逃げるを徹底していただくよう啓発してまいりましたが、十分浸透しているとは言えない状況です。

津波災害警戒区域に指定されますと、避難訓練が義務化されることに加え、宅地建物取引業者は不動産取引の際に警戒区域であることを重要事項として説明する必要が生じますので、住民の皆様にとって津波避難を考える新たな機会となることが期待されます。

県としましては、何としても人命を守るという法の趣旨を踏まえ、津波から県民の命を守り抜くことができる地域づくりを進めてまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) 主要作物種子法廃止法案が成立した際に、条例ではなく要綱で対応した理由についてお尋ねがございました。

平成29年4月の種子法廃止法案の成立を受け、同年の6月に農業団体から、種子法廃止後も優良な種子を安定して確保するため、これまでと同様、県が種子の生産、普及において中心的な役割を担うよう要請がございました。

この要請を受けまして、平成29年11月に国から示されたガイドラインに基づき、奨励品種の

決定や原種、原原種の生産、圃場の審査や発芽率の調査などに関する法廃止後の関係者の役割について、JAや種子協会などの農業団体や稲作農家などの生産者の方々と協議を重ねてきたところでもございました。

この協議の結果、県、種子協会、種子生産者それぞれの役割を要綱に明記することにより、引き続き安定的に種子を生産、供給できるものと判断をしましたことから、高知県主要農産物種子生産要綱の制定に至ったものでございます。

(文化生活スポーツ部長橋口欣二君登壇)

○文化生活スポーツ部長(橋口欣二君) 高知県立大学の図書の処分に関して、まず今後コレクションマネジメント方針の実効性を担保するために、専門家の養成と配置が必要ではないかとお尋ねがございました。

高知県立大学では、今後除籍を本年3月に策定する蔵書構築方針、いわゆるコレクションマネジメント方針と具体的な処分方法を定めた学内規程に基づいて行うこととなります。

図書の除籍の手順としては、まず基準に基づいて定期的に計画を策定して整理をしていくこととし、その際には必要に応じて学外の専門家からの意見を聞くこととしております。さらに、学内委員会の協議を経て、最終的に学長の承認が必要となっておりますので、専門家の配置ということではなく、学長のマネジメントのもとで、大学全体で組織的に蔵書構築方針の実効性を担保していくものと考えております。

次に、除籍をする図書を焼却しないことがコレクションマネジメント方針で図られていると考えているのかとお尋ねがございました。

蔵書構築方針では、除籍した図書に関して、図書館資料管理細則や図書館資料の除籍及び処分に関する要領に基づいて処分することを定めることとしております。これらの規程では、無償譲渡、売却または廃棄のいずれかにより処分

すると定められております。

具体的には、まず無償譲渡を行うこととしており、譲渡先としては、高知工科大学の図書館、高知県立大学の教職員や学生、そして県内の公立図書館、小・中・高等学校や大学等を対象としております。無償で譲渡できなかったものにつきましては、図書館の利用者や大学の行事の参加者等に安価で売却することとされております。その上で、古本業者に売却するなど、図書、本としての活用を可能な限り図ることとしております。最終的に残ったものにつきましては、やむなく廃棄となりますが、その場合、再資源化が可能な方法で処分することとされております。

このように、今回策定する蔵書構築方針や規程に基づけば、広く利活用の道を探し、除却する図書は可能な限り再活用が図られるものと考えております。

最後に、高知県立大学が県内の読書環境の整備支援に対してどのような役割を果たしていくべきと考えるのかとのお尋ねがございました。

大学図書館の大きな役割としては、学生や教員に必要な書籍や資料を収蔵し、教育研究活動を支えることだと考えております。あわせて、大学の図書館を広く県民の皆様に利用していただくことで、読書を提供することも役割の一つであると考えております。加えて、高知県立大学には、オーテピアを初めとする公立図書館とのネットワークを通じて、大学の図書を有効に活用することなどにも努めていただきたいと考えております。

○32番（坂本茂雄君） 2問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、知事に関西圏との経済連携強化による経済活力の呼び込みのところで、いわゆるIRや大阪・関西万博の開催地である夢洲の関係で最初にお尋ねした中で、自然災害リスク

が大きいことによる立地条件など含めた課題の提起を私はさせていただいたんですけども、答弁の中でそこには一言も触れていただけなかったような気がします。

そういう意味では、関西万博は一時的なものかもしれませんが、もう一つの大きな活力呼び込みの一つの要因とされているIRはそこにずっと設置されるわけですから、それが自然災害リスクの大きい人工島にあることによって、いつまでも経済活力を呼び込むことができるのかどうかということについて疑問を感じておりますので、そのことについて触れていただけますでしょうか。

そして、もう一つのカジノも含むIRの課題について、負の側面の指摘もあるというふうなお話がありました。そういった中で、今後業者選定などに当たって透明性を図っていくことなんかを求めていきたいということなんですけれども、もともとやはりカジノも含むIRというのが、本当に経済効果を——大阪のこの計画の中では、西日本に向けてそういったものを波及させていくということが書かれてありますけれども、実際カジノ等については、その地域の中で完結するというか、自己完結型の施設のように思われます。

特に日本のIRにつきましては、当初は海外からのインバウンドというか、そういった方たちだけに限定をするというようなことを想定していたわけなんですけれども、外国人専用ではないそういう施設になっていることから、むしろ日本経済といいますか、その地域の周辺の経済がそこへ集中させられてしまう。場合によっては、大阪の周辺地域でさえ疲弊していくことになってしまうのではないかとということも心配されているということが言われている中で、カジノも含むIRに依存した経済連携強化あるいは経済活力の呼び込みということについて、高知

県が期待をするようなそういう今後の連携強化事業でいいのかどうかということを改めてお尋ねさせていただきたいというふうに思います。

そして、これは少し私が十分に答弁を聞き切れなかったのかもしれませんが、むしろI Rや大阪・関西万博ということを大きなよりどころにするよりも、今までのさまざま関西と連携していた地産外商の問題とか、そういったことをこれから発展させていく、そういうことが今後の検討課題にあるかのようなことも述べられたんではないかというふうに思います。

そういった意味では、I Rやあるいは大阪・関西万博というのをそれほどいわばそこに依存したような経済連携強化ではないんだということなのかどうかということについても、お聞かせさせていただきたいというふうに思います。

それと、南海トラフ地震対策などについて、いわゆる被災者総合支援法、これから国会での立法化に向けた議論に注視していくというふうに言われましたけれども、ぜひ注視ということではなくて、積極的に知事会の中などでもこの課題については議論をしていただきたいということを要請しておきたいと思います。

それと、伊方原発の関係で、事故対応の問題、結論を急ぐのではなく、再発防止などに徹底した取り組みを検討してほしいというふうに言われたと思うんですけれども、そのところが一方で結論はまだ見出せていないのに異議申し立てだけはやっていくということに対して、県民の方は非常に疑問を持っているわけです。

そういう意味では、そのことも含めて今後機会があれば、確かに当事者ではないかもしれませんが、知事のほうからも四国電力に対して一言申し添えをしておいていただきたいというふうに思います。

さらに、電力の安定供給のために伊方原発の稼働は必要というふうに言われていますけれど

も、一方で依存度を下げていくという基本的な考え方はあるわけで、さらには地域分散型の電源配置をしていくという考え方もあるわけで、そういう考え方を本当に具体的に進めていくその進捗状況はどうなっているんだとか、そういったことをやはり県民に対して明らかにすることが必要だろうというふうに思います。そのことをぜひ、今後はそういったことを随時明らかにしていくんだというふうなことをあわせておっしゃっていただきたいというふうに思いますので、お聞きします。

それと、これは地域福祉部長にお尋ねいたしますけれども、避難行動要支援者対策のいわゆるモデル地区での個別計画の策定の問題につきまして、ことし取り組んだ中での成果と教訓の中で、防災と福祉の連携が必要であるということが明らかになったり、あるいは個別計画を策定する際に、対象者の世帯を訪問する際、行政や福祉職員がかかわることの大切さとか、そういったことも明らかになってきたというお話がありました。

実は、やはりこの個別計画をつくる際に、地域の者にとっては行政からの丸投げ感があるというふうに私は受けとめています。今言われたことは非常に大事なことであって、それをやっていくためにそういった今後福祉専門職の方やあるいは行政、そういった職員が地域とどうかかわりながら個別計画をつくっていくんだということを積極的に啓発もしていくし、具体化にもつなげていく、そんな取り組みにつなげていただけるのかどうか、今後の取り組みの中でお話を聞かせていただけたらというふうに思います。

ほかにもさまざまありますけれども、ぜひ種子条例、これは本気でこの高知県において守るのであれば、要綱ではなく条例化していただきたいというふうに思いますけれども、もう一度

このことについて知事にお伺いいたします。

時間がありません。最後に、この3月末で退職されます県職員の皆さん、本当にお疲れさまでした。今後も県民の皆さんの求める高知県政の実現に向けてさまざまな形でお力添えをいただきたいということをお願いいたしまして私の一切の質問とさせていただきます。

○知事（濱田省司君） 坂本議員からの再質問にお答えをいたします。多岐にわたりましたが、簡潔に全体としてお答えをさせていただければと思います。

1点目が、関西圏の関連で、夢洲の自然リスクについてお話がございました。

確かに人工島、埋立地ではございますので、一般的には津波などにおきます被災のリスクあるいは液状化のリスクというのは考えられるわけでございます。こうしたものに関しましては、想定される最大の津波の高さに対して3メートル以上の余裕高をもって埋め立てをしているということでございますとか、粘性土を使って液状化が起こりにくい埋め立てをしているというような対策がハード面でとられているというふうに伺っております。

2年前に関空が台風の高潮災害で浸水いたしましたときも、夢洲については特段被害は生じていなかったというようなこともございますので、もちろん一般的なリスク対策は必要でございますし、講じていかなければいけませんけれども、殊さらに夢洲について大きく懸念をするというような状況ではないというふうに思っております。

2点目が、カジノについてのいわゆる負の側面、例えば依存症対策でございますとか治安の問題でございます。

これに関しましては、地元の大阪におきましても依存症対策、例えば相談体制ですとか医療の体制、こういったものを全国のモデルになる

ような先進的なものをやろうというような取り組みもされておりますし、治安面も地元で警察署の新設が必要ではないかと議論もされておまして、そうした形で地元自治体におきまして十分な対策をとっていくという方向で議論が行われていくということだと思います。本県といたしましては、I Rが一種の観光のハブとして、そこに入ってきた外国人を日本各地につないでいくと、その性格の部分重視して、そこを活用できないかという議論をさせていただいているところでございます。

そして、万博、I Rに過度に依存することなく関西の経済活力の受け入れをということに関しましては、ちょうど今タイミングとして2025年の万博あるいはI Rというのが、今までにない新しい要素として、関西圏の経済活力を高める要素として入ってきているということがございますので、これを活用できるものは活用しない手はないのではないかと考えてございます。もちろん先ほど申しましたように、我が国第2の大きなマーケットが関西、大阪ということでございますので、いわゆる伝統的な手法での地産外商、これもしっかりと進めてまいりたいと思っております。

それから、南海トラフ地震対策について、関西学院大学の研究所から提案ございました法案の件でございます。

かなり具体的に詳細にわたって、ないしは財政措置の金額みたいなものをしっかりと書き込んだような各論にわたる提案になっているということだと思いますので、これについてそれぞれまたいろいろな実務レベルの議論もあろうかと思っております。その意味で、知事会などにおきまます実務的な議論の場にこういった御提案もあるということは御紹介をして議論の際の参考にさせていただくということも考えていきたいというふうに思います。



それから、伊方原発に関して申しますと、訴訟の異議の申し立てがけしからんというお話でございました。

訴訟のほうの問題は、いわば原発の立地そのものが活断層あるいは火山との関係でどうかという立地条件の問題であります。一方で、今原因究明を求めていますのは、日常的な運転におきますトラブルあるいは操作ミス、こういったものについての原因究明の問題でございまして、問題の次元のフェーズがちょっと違う話ではないかというふうに私としては考えているところでございます。

それから、再生エネルギーの比率を高めて原発依存を低めていくということについての状況の報告についてでございます。

国全体の動向につきましては、国のほうで行われると思いますし、それにつきまして県としても御紹介していくということはやっていきたいと思っております。県として、再生エネルギーをより進行させていく、促進をしていくということに関しましての状況については、いろいろな県政の広報上のツールでしっかりPRをしていきたいというふうに思っております。

さらに、種子条例につきましては、先ほど御答弁申し上げましたけれども、条例という形でなくても要綱という形で必要な事務事業は適切に行われているというふうに考えておりますので、現時点で特段の大きな状況変化がないという中で条例化をするということは現時点では考えておらないということでございます。

以上でございます。

○地域福祉部長（福留利也君） 要配慮者の方の個別計画の策定に当たりまして、今年度5地区でモデル的に取り組んだわけでございますが、その中では、当然ながら要配慮者の方お一人お一人の状況に応じた個別計画を策定していくということとともに、地域の実情に応じたそれぞ

れの取り組み方で取り組んでいくということが非常に大事だということがわかったわけでございます。そうした中で、各地区では福祉と防災の、それから地域の方々を交えたワーキンググループを設置していただきまして、事前にこの地域ではどういう取り組み方をしていくのかというところをよく話し合っていたということがあろうかと思っております。

そうした中で、専門的な課題については、福祉の専門職の方にもかかわっていただくような必要性があるといったようなこともそれぞれわかってきたところでございます。

今年度、こうした行政とそして地域の方々連携して取り組んだこのノウハウを、今後他の14の沿岸地域にも広げてまいりますし、またモデルで取り組んだ5市の他の沿岸地区にもそのことをしっかりと横展開をしていくということで、地域福祉部そして危機管理部が連携をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩



午後3時10分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

37番塚地佐智さん。

（37番塚地佐智君登壇）

○37番（塚地佐智君） 私は、日本共産党を代表し、以下質問をいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いをいたします。

12月に中国武漢で確認された新型コロナウイルスによる感染症は、感染力が強く、世界中が



危機感を持って対応する状況となりました。ウイルス性の肺炎は、重症化すればウイルスそのものが肺の中で増殖し、治療が困難となります。過度に恐れずに、インフルエンザと同じような対応をと言われたりもしてまいりましたが、これでこのウイルスに立ち向かうことはできないと、東北大学大学院の押谷仁教授は述べています。

武漢では、流行が始まったとされる市場の周辺で見えていた流行を追いかけているうちに、見えない感染拡大が急速に進みました。本県においても、地域内で感染が起こるという前提で、想定外を想定する医療体制等を考え、準備を進めることが重要となっています。

この間、日本政府は大規模な客船に罹患者も含めて閉じ込めた結果、感染者が拡大をし、諸外国から批判の声が上がっています。また、政府はウイルス検査の対象を中国・武漢等への渡航歴のある人に限った対応を行いました。ところが、北海道や和歌山の感染例や多くの感染者が出現。ダイヤモンド・プリンセス号の集団感染では、誰もが武漢には立ち寄っておらず、地域に縛りをかけた検査対象のあり方は適切ではなかったとの指摘が上がっています。

安倍首相は、昨夜突如、小・中・高・特別支援学校を3月2日から休校するようにと要請を出しました。政府の新型コロナウイルス対策の専門家会議の委員で、感染症に詳しい川崎市健康安全研究所の岡部信彦所長が、専門家会議で議論した方針ではなく、感染症対策として適切かどうか一切相談なく政治判断として決められたものだ、判断の理由を国民に説明すべきだと述べたと報道されており、首相の要請が専門的知見を欠いたものであることが明らかになっています。

知事は、この問題で3月4日からの一斉休校を教育委員会から各学校に要請をしたと述べら

れましたが、今後保護者を初め各方面での混乱も予想される事態となっています。

初動体制が適切でなければ、ウイルスを封じ込めることはできません。この間の政府の対応について知事の御所見を伺います。

高知県での発症患者は現在確認されていませんが、県内で患者が発生したことを想定し、具体的に取り組みを進めなければと考えます。人口わずか561万余のシンガポールでは、2003年にSARSが流行した後、体制を整備し、ほとんどの病院でウイルスの検査体制が整備をされています。1日2,000検体以上を検査することが可能となっています。現時点で、日本には感染連鎖を可視化するすべは限られています。その中で、効率よく感染連鎖を突きとめていくしかありません。

感染症拡大を防ぎ適切な処置をするために、医療機関や保健所はどのような体制と対策をとっているのか、また本県で確定診断ができるウイルス検査体制はどうなっているのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

体の変調や不安を覚えた一般の県民はどうすればいいのか、医療機関の対応はどうなっているのか、健康政策部長に具体的にお示しをいただきたい。

県は、新型コロナウイルス相談センターを開設していますが、現在相談時間が午前9時から午後9時となっています。不安感が募る夜間相談への対応などや相談内容に応じた新たな体制を検討する必要はないのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

県民がウイルスに感染した場合、ためらわずに休める環境をつくっておくことも重要です。事業所の理解や県民への周知を図り、雇用する側もされる側もウイルスに対する正しい知識を広め、感染が心配になったら出勤しない、出勤させないという意識を醸成することが大切だと

思います。

そこで、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の県民への周知の徹底をどのように行っていかれるのか、知事にお伺いをいたします。

高知新港へのクルーズ船の寄港状況はどうなっているのか、また状況によって県内の観光業にどのような影響があらわれているのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

経済産業省は、経済の大きな落ち込みに対して緊急融資等、緊急対策を打ち出してまいりました。高知県でもこの対策に該当する事例があるのか、調査がされているでしょうか。あれば具体的対応がなされるべきだと思いますが、商工労働部長にお伺いをいたします。

高知県は、この間観光政策で、大型クルーズ船の寄港に力を入れてきました。今後も、高知龍馬空港への新ターミナルビルの整備で国際線を導入しようとしています。また、商工業分野や観光分野で販路拡大や交流人口をふやし、県経済の活性化に取り組もうとしています。

今日の事態を踏まえ、しっかりとした感染症への危機対応策を構築しておく必要があると思います。今後、どのような協議や体制づくりをされるおつもりか、知事の決意をお伺いいたします。

次に、2月7日に示された第4期高知県産業振興計画案、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略案について。まず、創生総合戦略案についてお伺いをいたします。

第3期産業振興計画はおおむね成果を上げているものの、創生総合戦略は、2018年に人口の社会増減ゼロにするという目標が達成できず、4本の基本目標に対してそれぞれ課題を残しているものになっています。基本目標1、地産外商により安定した雇用を創出するについては、課題として県民所得などの伸びは全国を上回る

ものの依然全国の絶対水準を下回る、また人手不足や後継者不足は深刻化していると総括。2、新しい人の流れをつくるは、一定改善傾向にはあるものの、若者を中心に県外流出が続く。3、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大するは、希望の実現に向けては道半ば、安心して妊娠・出産・子育てができる環境が必要。4の、コンパクトな中心部と小さな拠点との連携により人々のくらしを守るでは、高齢者や若者が地域で住み続けられるよう活動の継続や暮らしへの支援の充実が必要と、課題を示しています。

その上で、全体総括として、計画基本目標ごとで一定の成果が見られるものの、人口動態の改善効果が発現するには取り組みの継続が必要、次期戦略においては、基本目標の大枠は維持しつつ各施策群のバージョンアップを図るとしています。こうした総括をもとに、第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像と構成、それぞれの柱の具体的取り組みがまとめられています。

この間、本県は、官民協働でさまざまな取り組みを展開し、市町村とも連携をし、知恵と力を寄せ合ってこれらの目標の達成を目指してきました。しかし、そうした努力が展開をされても、国の施策の動向にその道を阻まれてきたと言えます。

今後、住み続けられる高知県づくりに何が必要なのか、その方向性と考え方、具体的施策の提案をする形で質問を行いたいと思います。まず第1は、地産外商の取り組みと新しい人の流れをつくる柱に対する提案です。

この間、産業振興計画で一定の成果を上げてきました。しかし、一方では、平成21年2万9,575あった企業数が、平成28年には2万5,025になっており、年平均で650の事業者が減少しています。減り続けている事業者の多くは、従業員5人未

満の個人事業主を含む小規模事業者。平均2人と換算しても年間1,300人の職が失われたこととなります。小規模事業者をどう維持・発展させるか、この視点が今後重要になってくると考えます。

昨年11月、中土佐町のある集落の商店を訪ねました。70代の御夫婦が営んでおられ、お聞きすると、この店がなくなるとこの地域ではお買い物ができなくなってしまう、そう思って一生懸命2人で頑張ってきたけれど、消費税が10%になって続けていく気力がなくなっていますとお話をされました。そうした商店は、まさに地域の暮らしを支えています。この営みをしっかり守る視点が本県にとって極めて重要だと考えます。もちろん、小規模事業者の事業内容は多岐にわたっています。多種多様であると同時に、地域に密着した存在でもあります。

そこで、知事に、この間事業者数が減り続けている本県の実情をどのように分析し、どのような認識をされているか、まず伺いをいたします。

国において、2014年小規模企業振興基本法を制定し、小規模企業振興基本計画に基づく施策を展開してきました。しかし、その間も減少に歯どめがかからず、2019年6月に改訂された第2期小規模企業振興基本計画の1、現状認識の項では、中小企業のうち小規模事業者のみが減少しており、大企業数も横ばいで推移していることを鑑みれば、小規模事業者のみが減少した4年間であったと言えるとし、その背景の分析を行っています。

振り返って大事なことは、さまざまな要因と同時に、的確な施策展開であったかどうかではないのでしょうか。マクロの経済・社会政策は後ほど述べるとして、ここでは県政における具体的な取り組みについてお尋ねをいたします。小規模事業者の持続発展に寄与する国の施策の

中でも、中核をなしているのは小規模事業者持続化補助金です。身近で役立つ補助金としての成果も上がってきていますが、十分に行き渡っている状況とは言えません。さらなる活用のために、予算の拡充、支援体制の充実が必要だと考えます。

小規模事業者持続化補助金の活用状況と今後の対策について商工労働部長に伺います。

この補助金の事業者への周知、需要の掘り起こし、申請に当たって、各商工会議所、商工会の果たす役割は極めて大きなものがあります。これまでも、体制の充実やスーパーバイザーの配置などで指導力の向上などに、県としても一緒に努力をされてきました。また、事業承継のために、これまでの組織に加え、高知県事業承継ネットワーク事務局も開設され、関係する団体で情報と対応策を共有するシステムも構築をされてきました。

ここで、さらにステップアップする上で、それぞれの関係団体、自治体との連携が不可欠だと考えます。市町村においては、県の産業振興計画のアクションプランなど、新たな事業展開に力点が注がれているようにも見受けられます。事業の承継を図る上では、地域づくりの視点を持った取り組みが必要で、小規模事業者の果たしている役割、存在価値を自治体、地域住民が共有し、小規模事業者自身にその社会的価値に誇りを持っていただく取り組みにしていかなければなりません。そのためにも、小規模企業振興条例の制定には大きな意義があるものと考えます。

県は、これまで産業振興計画を持っているため、小規模企業振興条例の制定に前向きではありませんでした。しかし、午前中の梶原議員への御答弁で、来年度この条例制定に取り組むと表明されました。

条例制定に当たり、小規模事業者の声が反映

され、実効性のあるものとしていただきたいと思います。改めて知事の決意をお伺いいたします。

小規模事業所の継続でマクロ政策の最大の課題は、消費税の引き上げによる経営悪化、軽減税率やポイント還元へのシステム導入などの負担増、インボイス制度の導入による免税事業者の排除の懸念です。これらの課題にどのような認識をお持ちか、今後の対応策について商工労働部長にお伺いをいたします。

マクロ政策のもう一つの課題は、最低賃金制度の問題です。最低賃金制度をめぐっては、全国知事会が昨年7月の令和2年度国の施策並びに予算に関する提案・要望において、全国一律の最低賃金制度の実現とそれにより影響を受ける中小企業への支援強化を提言しています。

日本における最低賃金額は、全国をA、B、C、D4ランクに分けた地域別で決められています。令和元年度の最低賃金額は、高知県も含む最も低い地域で790円、最も高い東京都では1,013円と、223円の格差があるのが現状です。これは、年額で言えば40万円以上の格差になります。最低賃金は上昇したものの、2010年には179円の差であった高知と東京の格差はさらに拡大をしてきたというのが実態です。

全国知事会の提案・要望においても、世界的に見れば、全国一律最低賃金は世界の9割と常識であり、地域別は3%のみであること、最低賃金の地域間格差が地方からの人口流出と地方の衰退を招いていることなどが指摘をされています。都道府県別の最低賃金額と人口の社会減、人口流出を重ね合わせると、最低賃金が低い地域から高い地域へ人口が流出していることが指摘をされています。同じ仕事をしていても年40万円以上の差が生じるとすれば当然のことと言えます。

この間、高知県内でも労働力不足が課題となっ

ていますが、最低賃金の地域間格差は、地方の労働力不足、継承者不足を助長するものとなっていると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

最低賃金を考える上で重要なのは、それが働く方々にとって十分な暮らしを営める賃金であるかという、生計費としての視点です。働く方が一般的な家財などをそろえ普通に生活できる最低生計費の試算については、全国労働組合総連合が、生活に必要な費用を積み上げるマーケット・バスケット方式による全国的な調査を行っています。

この調査では、25歳単身者を想定し、賃貸ワンルーム、家具・家事用品、被服費、保健医療、教養・娯楽費、交際費など、生活に必要な支出を地域実態に即して積み上げて、地域における生計費を試算したものです。その2019年調査によれば、東京都北区で月額最低生計費は24万9,642円、月150時間労働すると仮定をして時給換算すれば、時給1,664円となります。高知県における同調査は、2012年の数値になりますが、高知市で月額22万4,653円、月150時間労働で1,497円と試算をされています。

全国的に物価水準自体に大きな違いはなく、都会では家賃が高い一方で公共交通機関が整備をされており交通費が安いこと、地方は自動車の維持管理費などの交通費の出費が多いことなどから相殺され、大きな生計費格差は生じていないと分析をされています。働く方々の暮らしという観点からも、最低賃金は全国一律であることが望ましいと言えます。

昨年12月県議会でも当会派の米田県議が全国一律最低賃金制度についてお聞きをしましたが、改めてこの全国知事会も求めている全国一律最低賃金制度への知事の御所見をお伺いさせていただきます。

その上で、どのようにすれば地域の最低賃金



を引き上げることができるのかが問われます。最低賃金引き上げは、地域の消費力を高め、地域経済の好循環をつくり出す焦眉の課題です。この間、高知県でも、2010年の642円から2019年の790円まで、10年で148円、最低賃金が上昇してきました。非正規雇用の増加による最低賃金制度への関心の高まり、最低賃金の引き上げを求める国民世論と運動の強まりなどを踏まえれば、今後もこの最低賃金の上昇は継続され、加速されていくものと考えなければなりません。

企業数で言えば日本経済の99%、雇用者数の面からも7割を担う中小企業への支援を、全国知事会提言にもあるように、抜本的に拡充することこそが最低賃金引き上げを継続し加速化するための最大のかなめです。

日本商工会議所と東京商工会議所が昨年5月に共同でまとめた、最低賃金引き上げの影響に関する調査では、中小企業の38.4%が最低賃金を下回ったため賃金を引き上げたとしており、最低賃金の引き上げの影響が広がっています。その上で、最低賃金引き上げに対応するために必要と考える支援策として、1番目に税・社会保険料負担の軽減が65.2%、2番目に助成金の拡充・使い勝手の向上が46.8%と回答されていることは重要です。

日本における最低賃金を引き上げるための中小企業支援策は、国際的に見ても非常に手薄であると指摘しなければなりません。中小企業が最低賃金引き上げに対応するための支援策である業務改善助成金は、2014年度には35.9億円であったものが、2019年度予算では20億円に減少、交付件数も14年度2,762件から18年度870件へと減少しています。

業務改善助成金の県内の交付実績はどうか、また何が原因で交付件数の減少につながっていると分析をされているのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

一方、国際的には、最低賃金引き上げに各国が本腰を入れて取り組んでいることがわかります。フランスでは、2019年度だけで社会保険料の事業主負担軽減などに2.5兆円の対策を予定、韓国では、中小企業向け人件費支援を2017年から5年間で9,800億円、アメリカでは、2007年から2011年の間に8,800億円の中小企業向け減税が実施されるなど、各国と日本の最低賃金引き上げに対する支援策を比較すれば、非常に大きな開きがあるのが実情です。

日本でも最低賃金引き上げに伴う中小企業の人件費負担を支えるために、税負担・社会保険料の軽減に踏み込むなど、抜本的な中小企業支援強化が必要です。

中小企業が今後とも最低賃金の引き上げに対応するに当たり、県として、県内の中小企業の置かれている状況をどのように捉えておられるか、知事にお聞きをいたします。

また、最低賃金の引き上げにつなげていくためには、国に対して支援策の拡充などを提言していくべきではないかと思いますが、あわせてお聞きをいたします。

次に、地方創生総合戦略の第3の柱にかかわって子育て支援策について伺います。

私たちはこの間一貫して、子供の医療費助成を県として、群馬県などでも実施している中学校卒業まで、せめて小学校卒業まで外来も含めて充実させるよう求めてまいりました。この間、他の都道府県では助成の対象年齢を引き上げ、本県の助成対象は4歳までの3県に次いで低く、自己負担や所得制限もある制度となっています。

子育て支援策の象徴的取り組みにおいて、外形的には子育て支援に冷たい県と見られる状況となっています。まず、このことを知事はどのように受けとめておられるのか、お伺いをいたします。

私たちの要請に対し県は、既に各市町村で実



施されており、新たな政策効果が見られず、もっと違った形での子育て支援に予算を注ぎたいとも述べられてきました。確かに、高知版ニューボラの推進など、地域で安心して子育てのできるシステムの構築に努力をされていることを評価していますし、一層の促進を図っていただきたいと思えます。そのためにも、市町村への人的・財政的支援が必要です。

現在、高知市を除く全ての市町村では中学校卒業までの医療費助成に取り組み、高知市もこの間小学校卒業までへと拡大をしてまいりました。しかし、県としての助成対象は今でも未就学児までにとどまっており、市町村の独自の持ち出しが増大をしています。

国の子ども・子育て支援交付金ができ、市町村は最も住民に身近な自治体として、例えば乳児家庭全戸訪問事業や放課後児童健全育成事業などを行っています。その上で、子育て世代への住宅費補助、市独自の奨学金制度の創設、保育料や学校給食への助成、就学援助の充実など、地域の特殊性と要望に見合った施策の展開を行っています。医療費助成の市町村負担が軽減できれば、それに見合ったさらなる施策展開も可能になります。

既に全市町村が県を上回る助成を実施しているからこそ、改めて市町村と調整することなく県としての予算出動が可能となり、その分で市町村は地域に密着した独自の子育て施策の実施が可能となり、きめ細かな子育て支援策の推進を図ることができるのではないのでしょうか。何より、子育て応援を大事にしている県としての発信は、移住促進の上でもアナウンス効果が期待できます。

高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略第3の柱での今後の課題解決の取り組みに位置づけ、子供の医療費助成の拡充に取り組んでいただきたいと思えますが、知事の御所見をお伺いいた

します。

次に、第4期産業振興計画案について伺います。

この間、高知県の産業振興は、地域の人材、資源に光を当て、付加価値をつけて外商や観光振興に結びつけていくことを基本に推進してきました。当然そうした観点は引き継がれていくものと思いますが、今回の改定に当たってポイントとして打ち出されたものの中に、濱田知事が選挙中から提案をされてきた、関西圏との経済連携の強化があります。その狙いとして、来年5月開催のワールドマスターズゲームズ2021関西、2025年の大阪・関西万博、そして大阪IRオープンを視野に、関西圏の経済活力の呼び込みに向け、仮称関西・高知経済連携強化アドバイザー会議の設置を提案されました。

本県はこれまでも、大阪・関西圏との交流、観光や経済流通などに精力的に取り組んできましたが、これまでの蓄積、成果をどのように評価されているのか、まず知事に伺います。

その上で、この会議の必要性についてどのように考えておられるのか、この会の目的、獲得目標、構成メンバーなどについて基本的な考え方を知事にお伺いをいたします。

ワールドマスターズゲームズも万博も期間限定のものです。IRは設置されれば長期にわたる影響があります。しかし、このIRについては、今国民の中に大きな不安と見直しを求める声が上がっており、県民としても戦略の中に位置づけることへの疑問の声が大きくなっています。

IRの最大の特徴はカジノの開設にほかなりません。カジノの占める面積は3%が上限とされていますが、売り上げの約8割はカジノが占めると言われていることから、IRの中心施設であることは明確です。知事がカジノについてどのような認識を持たれているのかは、多く

の県民の注目している点でもあります。

そこで、何点か伺いたいと思います。2月19日、毎日新聞が「論点 日本にカジノ必要か」を掲載、大阪府知事ほか2の方が意見表明をされています。お一人は、30近いカジノの誘致や建設、実際の運営状況を見てきたという、建築デザイナー村尾武洋さん。村尾氏は、「米国は成功しているのはほんの一部で大半は苦しい経営状況にある。米国で伸び悩み、代替えの候補地として日本が注目されている。カジノとはつまるところ賭博場だ。魅力的な観光財源があふれている日本にカジノは必要ない」と述べています。

もう一人の、弁護士で全国のカジノ賭博場設置反対に取り組む新里宏二さんは、「法律が掲げるカジノ解禁の目的、国内外の観光客の促進、地域経済の振興、財政の改善は、どれも現状に合っていないと言えるだろう。韓国を視察した際、カジノの近くに「お父さん、お母さん、自殺しないでください」という看板があった。カジノで身ぐるみ剥がされ、自殺する韓国人が後を絶たないという。カジノは人の命の問題だ。人の不幸を前提にした経済成長に頼るほど、日本が落ちぶれてしまったとしたら悲しい。自治体も早く目を覚ましてほしい」と訴えています。

このカジノの問題点、カジノ整備への批判的な意見についてどう受けとめておられるか、知事に伺います。

さらに、この間のカジノ企業をめぐる汚職事件は、カジノの持つ危うさを露呈したものと言えます。共同通信社の世論調査結果が2月16日に公表されました。その一つに、カジノを含む統合型リゾート施設、IR事業をめぐる汚職の疑いで、衆議院議員が逮捕、起訴されました。あなたはIR整備をこのまま進めてよいと思いますか、それとも見直すべきだと思いますかとの問いがあります。このまま進めてよいは、前

月より5.8%減って15.4%、見直すべきは、6.9%ふえて77.5%になっています。

知事は、8割に及ぶ圧倒的多数の国民世論をどのように受けとめておられるか、お伺いをいたします。

今国会に野党が共同して、統合型リゾート実施法、いわゆるカジノ実施法廃止法案を提出いたしました。廃止を含めて抜本的な見直しを行うことが、多数の国民の声です。そうした声を見無視して、本県の産業振興計画において、関西圏との経済連携強化戦略の中にIR連携を含めることは見直すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、地域医療・介護問題について伺います。

県が掲げる基本目標である、若者が住み続けられる高知県、誰もが安心して暮らせる高知県にとって、深刻な医師や介護士不足を解消し、しっかりとした医療・介護・福祉の体制を築くことは、その根幹をなすものです。

また、医療・介護分野の充実とは地方創生の重要なテーマではないかとの私たち県議団の質問に答え、前知事は、県内の医療・介護分野の雇用者は全産業種別の中で最も多く、うち約8割が女性労働者であり、雇用の場、女性活躍の場としても大きなウエートを占めており、高齢社会において医療・介護分野は、地域で安心して働ける仕事をつくり出す重要な産業であると答弁をされています。

まず、医療・介護・福祉分野の充実の持つ意義についての認識を知事にお伺いいたします。

その上で、地域医療構想について伺います。地域医療構想の策定に当たっては、これまで本会議において、自主的な取り組みであること、ふさわしいサービスが提供できる受け皿を確保すること、行き場のない入院患者を出さないこと、削減目標ではないことなどを確認してまいりました。

こうした論戦や県民、医療関係者の思い、意見を反映し策定をされた高知県地域医療構想には、病床数が極めて多い状況について、通院に不便で、訪問診療、訪問看護等の実施も困難な中山間地域が多いことに加え、全国に先行して高齢化が進み、高齢単身世帯の増加と家庭の介護力の低下によって、施設における療養、介護のニーズが高いことをその背景として指摘をした上で、療養病床数と介護保険施設等の定員数との合算では、75歳以上人口1,000人当たり全国第16位であり、高齢者の施設系サービス全体では、本県におけるベッド数が全国的に見て著しく多いものではないと明記をしています。

また、必要病床数について、医療法に基づく計算方法により一定の仮定を置いて機械的に人口推計等を代入して計算した推計値であり、病床の削減目標ではありませんと明記し、進め方についても、地域ごとの需要に応じた適切な医療提供体制の検討については、今後の協議等の中で、医療関係者や介護関係者、住民の方などの意見を十分に踏まえつつ、丁寧に調整を行っていくとなっています。

まず、地域医療構想について、尾崎県政のこうした基本的立場を当然引き継ぐ決意であると思いますが、知事にお聞きをいたします。

こうした考え方のもとで策定をされた地域医療構想に基づき、一昨年、新公立病院改革プラン及び公的医療機関等2025プランを策定し、厚生労働省に提出をいたしました。全国的にも同様に計画が策定されています。ところが、昨年9月厚生労働省が突如、公立・公的医療機関等について424の個別病院名を挙げ、改めて再度協議を行うよう各都道府県に要請したわけですから、自治体、病院関係者から一斉に怒りと反発の声が上がったのは当然です。

この発端は、昨年5月の経済財政諮問会議で民間議員の地域医療構想に基づく病床数削減が

進んでいないという意見を受けてのもので、そもそもが削減ありきで始まったものと言えます。再検証を求める病院を選び出す基準も極めてずさんなものです。実績が少ないとは、手術や分娩の取扱件数やへき地医療拠点病院の指定の有無など、9項目です。医師不足で手術や出産という地域のニーズに応えられないという実態や透析や地域包括ケアで果たしている役割は全く考慮されていません。車で20分という近くに類似の医療機関があるとの基準も、地方の実態を無視したものです。

再編統合の対象を選定した厚生労働省の基準は、地域の実態を反映しない極めて一方的なものではないか、健康政策部長にお聞きをいたします。

昨年12月の佐川町議会では、執行部から、厚生労働省の発表は地域の実態を全く考慮したものではなく、またデータの取り方もおかしい。高北病院は既に再編しており、今のまま地域包括ケアシステムの拠点、救急告示病院、災害救護病院として今後も住民の健康福祉を守っていくと答弁をされています。

土佐市議会でも、市民病院は災害拠点病院であり、土佐市管内の救急患者の収容率50%、消防からの要請に限れば90%を超え、退院後の連携も構築できていること、また1日当たりの外来517人、入院127人と、14年度に比べプラス101人、プラス5人と実績を上げていることなどが報告をされています。

高知保険医協会の方が、対象とされた5つの病院を訪問し懇談をされていますが、どこでも機械的な基準に困惑を訴え、実績が少ない問題でも、本当は心疾患の手術や分娩も扱いたいが医者がないという切実な声が出されたと伺っています。

また、高知西病院は、透析で重要な役割を果たしていますし、南海トラフ巨大地震で長期浸

水被害が想定される高知市において、浸水被害に遭わない医療機関としてその役割が期待をされています。高知市長は1月21日の記者会見で、高齢化に伴い医療は非常に重要になる、高知市エリアをとってもかなり重要な病院も入っているので、地域の意見をしっかり申し入れていくと、市長としてアクションを起こしていくことを明言しています。

今回の再編統合の再検討について、医療機関、関係自治体から上がっている声を、県として把握している内容を、健康政策部長にお聞きをいたします。

また、再編統合の再検討をしない場合には、3月中に返答することになっています。私たちが話を聞いてきた限り、どこも現在の構想のもとでの努力を続けるという姿勢だと受けとめています。厚生労働省への返答はどうなっているのか、また県として関係病院や自治体に圧力をかけるようなことは断じてあってはならないと思いますが、健康政策部長に伺います。

今、政府がなすべきことは、医師不足で地域の医療ニーズに応えられていないことの解決です。日本の医師数は決して多くはありません。人口1,000人当たり医師数は日本では2.4人、OECD平均3.5人を大きく下回っていることが日医総研リサーチエッセイで述べられています。この改善こそが求められています。

現在、本県の医師不足をどのように認識しているか、健康政策部長にお聞きをします。

しっかりとした医療体制は、地方創生の前提ですし、南海トラフ巨大地震対策、インバウンド促進のもとでの感染症対策としても重要です。実態を無視した再編統合の病院名公表は白紙撤回しかありません。県民の代表として国に白紙撤回を求める御意思はないか、改めて知事にお聞きをいたします。

財界主導の病床削減の押しつけの一方、地方

の実情を反映した財政措置がなされています。来年度の地方財政対策の中で、不採算地区の100床未満の病院について、経営状況等を踏まえた特に病床数が少ない病院を中心に、特別交付税措置が拡充されます。また、地域医療介護総合確保基金の使い道は、これまで3つの使い道でしたが、新たに来年度は医療従事者の働き方改革が入りました。さらに、在宅医療、医療従事者確保で27億円増額をされています。

県として、地域医療介護総合確保基金などの財政措置をどう活用しようとしているのか、自治体への周知も含め健康政策部長にお聞きをいたします。

最後に、介護問題について伺います。第4期の健康長寿県構想の3つの柱の一つに、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化が掲げられました。

その提案説明で知事は、在宅での療養を希望される方が、重度の要介護状態になったとしても、できる限り入院治療や施設での入所サービスに依存することなく、住みなれた地域で在宅サービスを受けながら暮らし続けられる環境を整えることが重要であるとして、支援を充実強化した結果として在宅介護サービス利用者の平均要介護度が令和元年度の2.09から令和5年度に2.2となることを目指してまいりますと述べられました。これは、在宅で介護を受けている方の平均要介護度を引き上げるという目標値を打ち出したこととなります。

そもそも介護保険制度は、少子化、核家族化などにより、家族だけで介護を支えることはとても困難だとして、介護を必要とする状態になっても安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えることを目的として成立した制度です。

しかし、実際には必要なサービスが受けられないという実態があります。山奥では、サービスを提供してくれる事業者がおらず保険料だけ



負担しているとか、介護士が見つからず施設にあきがあるが受け入れられない、国民年金の方が入れる施設は特別養護老人ホームの多床室しかないが待機者が多く利用ができないなど、多くの切実な声が寄せられています。

まず、こうした実態を解消することが前提ではないでしょうか。そうしてこそ初めて、施設にも入れるが在宅でやってみようという、まさに個人が尊重され、自由な選択が可能となるわけです。

そこで、まず特別養護老人ホームの待機者数について知事にお聞きをいたします。また、その実態についてどのような認識をお持ちなのか、知事にお聞きをいたします。

政府はこの間、要支援の人を介護保険から外す、さらに利用料負担の引き上げを検討するなどの改悪を続けています。そうしたもて在宅介護の介護度を上げるという目標の提示は、県民に大きな不安を与えるものではないでしょうか。

在宅の介護度を上げる、この目標の最も簡単な達成の方法は、施設入所を制限することとなります。おのずと在宅の介護度は上がります。特別養護老人ホームの待機者の解消などの前提を抜きにこの数値目標が導入されると、そうしたことが起こり得るのではないかと、無理な在宅への押しつけが生じるのではないかと懸念が広がってしまいます。

在宅の介護度を上げる目標は県民にとってわかりにくいと思いますが、知事の認識をお聞きいたします。また、本来利用者が施設や在宅療養を選択できるようにすべきであり、施設整備の目標とあわせた目標を持つことが必要だと思いますが、知事に認識をお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 塚地議員の御質問にお答

えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に関する政府の対応についてお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、感染症の蔓延を封じ込めるという観点からは、初動対応は極めて重要であります。そうした中、現在新型コロナウイルスに関する科学的知見が十分に得られていないという状況におきまして、国や自治体が総力を挙げて感染蔓延防止対策に取り組んでいるところであります。

さらには、ただいまお話がございましたように、昨日安倍総理から、感染の流行を早期に収束させるため、全国の小・中・高等学校及び特別支援学校における臨時休業の要請がございました。この要請を踏まえまして、本県においては、休校の影響についての軽減策の検討も進めまして、休業期間に向けた一定の準備を整えた上で、3月4日から臨時休校とすることを、本日県立学校に通知をいたしますとともに、市町村教育委員会等に市町村立学校に関しまして要請をいたしたということございまして、この旨教育委員会から私も報告を受けているところでございます。

こうした状況を鑑みますと、私といたしましては、まずはこの流行を封じ込めることに全力を挙げて取り組むことが第一に求められることだと思っております。この封じ込めに成功した後に、専門家の議論を経て評価、検証がなされるのが適当だというふうに思っております。

高知県といたしましては、まずは国や県内医療機関と連携をいたしまして、発生します事象に対しまして迅速かつ的確に対応することを第一に、適切に対処してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきまして、県民への周知徹底をどのように行っていくかというお尋ねがございました。

県では、新型コロナウイルス感染症発生後、



1月16日からホームページで情報発信を始めております。また、あわせて相談窓口を設置いたしまして県民の皆様には正確な情報発信に努めてきたところでございます。2月13日には、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部の会議におきまして、私から県民の皆様へのメッセージを発信いたしまして、正確な情報をキャッチしていただくようお願いをいたしました。2月25日には、県のホームページのトップに専用のポータルサイトを設置いたしまして、よりわかりやすくお伝えする工夫を行っております。

一方、国からも、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が出されまして、現時点で把握できている新型コロナウイルス感染症の特性が既に示されております。また、例えば発熱などの風邪症状が見られる場合の休暇取得や不要な外出の自粛などの呼びかけ、あるいは適切な相談をせずに医療機関を受診することによるリスクなども挙げられているところでございます。

今後も、こうした国からの情報などにつきましては、この専用ホームページなどを通じまして、迅速かつ正確に県民の皆さんに周知をまいります。なお、当然ながら、お伝えすべき緊急を要する事案が発生した場合には、報道機関の御協力もいただきながら、また関係機関とも連携して広く周知を図ってまいります。

次に、感染症への危機対応策の構築についてお尋ねがございました。

午前中の梶原議員の御質問にお答えいたしましたように、新型コロナウイルスに関しましては、今月13日に設置しました対策本部の体制のもと、感染の予防に向けた対策などをしっかりと講じるよう取り組んでおります。その上で、県民生活や観光面、産業面など、経済活動への影響についても注視をしまして情報収集を行いまして、適切に対応していくように、全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。

引き続き、感染拡大や県経済の状況、さらには国が決定をいたしました対策の基本方針なども十分に踏まえまして上で、県民生活あるいは県経済のために必要となる対策を適切かつ迅速に講じられるように、しっかりと体制を整えて万全を期してまいりたい所存でございます。

また、このたびの感染症対策については、今後国において検証がなされていくことになるというふうに考えます。その結果を踏まえて、本県としても将来に向けた感染症対策について、関係省庁や関係機関としっかりと協議をした上で体制を整えて対応していく必要があると考えております。

次に、事業者数が減り続けている本県の実情をどのように分析をしているか、あるいは認識しているかというお尋ねがございました。

御指摘ございましたように、本県の事業者数はここ数年間、大企業や中規模企業においてはおおむね横ばいとなっておりますが、小規模企業について見ますと一貫して減少傾向にあります。その要因といたしましては、人口の減少あるいは高齢化などによりますマーケットの縮小、全国チェーン店の進出、ネット販売の拡大などによります競争の激化などが挙げられると考えます。加えまして、深刻化する人手不足や事業承継問題なども大きな要因となっているというふうに受けとめております。

地域の小規模企業は、経済活動において重要な役割を担っているのはもちろんでございますが、例えば地域におきます食料品の販売、ガソリンスタンドの営業などで地域の人々の生活を支えているというふうに考えます。また、イベントや伝統行事などに取り組まれる中で、地域活動の担い手としての役割も果たされているということだと考えております。このような小規模企業の減少は、地域経済の縮小につながるだけではなく、住民の皆様暮らしにも支障を生

じさせるといことになると思います。

このため、県といたしましては、関係機関とともに事業者の経営基盤の強化のために、販路の拡大や新製品の開発、事業承継への対応など、課題に応じました経営計画の策定と実行を支援をいたしております。また、個々の事業者に対する支援だけでなく、面的な取り組みとして、地域アクションプランと連携をいたしました商店街等振興計画の策定・実行への支援も行っているところでございます。

県といたしましては、今後ともさまざまな支援機関と連携をいたしまして、地域の経済と生活を支えます小規模企業の持続的発展をしっかりと支援をしております。

次に、小規模企業振興条例の制定に当たりまして、この事業者の声が反映され、実効性ある内容にするための決意についてお尋ねがございました。

小規模企業の皆様は、先ほども申し上げましたとおり、地域における経済活動や活力の維持など、大変重要な役割を担っておられます。このため、条例の制定に当たりましては、小規模企業特有の課題などもしっかりとお聞きをしてみたいと考えております。

具体的には、商工会、商工会議所、金融機関、市町村などの関係団体から幅広い御意見を集約するとともに、学識経験者を交えた検討会を開催してまいります。あわせて、地域ごとに意見交換会などを開催いたしましてさまざまな事業者の方々の御意見をお聞きしてまいります。また、条例には理念や方向性に加えまして、商工団体を初めとするさまざまな関係者の役割でございまして、いわゆるP D C Aの考え方を盛り込むことで、可能な限り実効性を担保してまいりたいと考えております。

次に、最低賃金の地域間格差と地方の労働力不足等に関する認識、全国一律最低賃金制度の

導入に関しましてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

人口減少の要因につきましては、昨年12月議会において米田議員の御質問にお答えいたしましたように、経済状況、生活環境などさまざまなものがございます。また、最低賃金も労働者の賃金や生計費を考慮して決定されるものでございまして、最低賃金と人口移動には一定の相関関係があると考えております。

県内企業の生産性が高まりまして働く方々の賃金が向上することで最低賃金の地域間格差が縮まるということは、人口の社会減の抑制という観点から大変望ましいことだと考えております。また、全国知事会においては、主として女性の活躍推進という観点から、全国一律の最低賃金制度を提案しているというふうに承知をしているところでございます。

一方で、本県におきましては、経営規模の小さな中小企業、小規模企業が大多数を占めておりまして、都市部との間には経済力の格差が大変大きいという現状でございまして。こうした中では、全国一律の最低賃金の実現は、現実問題として大変困難ではないかというふうに考えている次第でございまして。

高知県といたしましては、県内企業の経営基盤の強化、企業の働き方改革を両輪で進めてまいりまして、生産性の向上や経営基盤の強化を図ることが、今は何より肝要だと考えております。こうした取り組みを通じまして、最低賃金の地域間格差が縮まるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、最低賃金の引き上げに関連いたしまして、県内の中小企業の状況に対する認識、国からの支援策の拡充についてのお尋ねがございました。

本県の最低賃金は15年連続で引き上げられておりまして、対前年度の上昇率もここ4年連続

で3%を超えているところでございます。昨年示された最低賃金は、引き上げ額、上昇率ともに現行制度のもとで最大となりました。高知地方最低賃金審議会では、労働者側からはさらなる引き上げを求める声がある一方、経営者側からは大幅な賃上げが経営を圧迫しているといった声が上げられているところでございます。

先ほども述べましたように、本県は中小企業、小規模企業が大多数でございまして、都市部との間には経済力の格差がございまして、こうした現状を考えますと、現時点で最も重要なことは、本県企業の生産性を向上し、経営基盤の強化を図っていくということだと考えております。そのために県といたしましては、事業戦略の策定・実行の支援などに取り組んでおりますが、あわせて国の支援策を十分活用していくことが効果的だと考えております。

これまでも、ものづくり補助金を初めといたします生産性向上に資する支援策を活用いたしますとともに、当初予算化や十分な予算の確保を提言してまいりました。その結果、今年度補正予算の中小企業生産性革命推進事業におきまして、複数年で、国全体になります、3,600億円という予算の確保にもつながったところでございます。

県といたしましては、引き続き中小企業、小規模企業の実業性の向上と経営基盤の強化に取り組んでまいりますとともに、国に対して必要な政策提言を行ってまいります。

次に、子供の医療費助成に関しまして、子育て支援に冷たい県と見られるのではないかなというふうなお尋ねがございました。

子供の医療費助成の全国の状況を見ますと、本県と同様に小学校就学前までの入院を助成している県が47都道府県中の20府県、通院は25道府県ということで、多数を占めているというのが現状でございまして。

また、県内の市町村におきます状況につきましては、お話にありましたように、高知市を除きます全ての市町村で中学校卒業まで医療費助成を行っているところでございます。これを全国の市区町村レベルと比較をしてみますと、5割を超える市区町村が同様に中学校卒業までの助成でありまして、全国で高校卒業まで助成している市区町村は約3割となっているのが状況でございまして。

こうした状況を見ますと、決して高知県の状況がトップランナーとは言えませんが、必ずしも子育て支援に冷たい県だというような状況ではないというふうにとらえているところでございます。

次に、子供の医療費助成をまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけて施策の拡充に取り組んでいただきたいというふうなお尋ねがございました。

確かに議員のお話にございましたように、県の医療費助成を拡充することで市町村負担を軽減し、市町村の子育て支援の取り組みの充実の結果としてつなげていくというのも一つの考え方ではあるというふうには思います。

ただ、県といたしましては、どの市町村に住んでおられますとも安心して妊娠・出産・子育てができるという姿を目指しまして、県全体の課題を見据えた子育て支援の取り組みを進めてまいりたい、そうした取り組みを優先してまいりたいと考えております。そうした観点に立ちまして、第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に、高知版ネウボラの推進を掲げているところでございます。

限られた財源の中でございまして、今後とも安心して子育てができる環境づくりに向けまして、市町村とも連携しながら、より幅広い施策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、これまでの大阪・関西圏での地産外商の取り組みへの評価、関西・高知経済連携強化アドバイザー会議の目的などについてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

大阪・関西圏におきましては、これまで観光客の誘致や県産品の外商、県人会との交流などさまざまな取り組みを行ってまいりました。例えば、観光面では、個別セールスや観光商談会への出展などによりまして旅行会社との関係構築を図り、旅行商品の開発、販売促進に取り組んでまいりました。また、さまざまなメディアによる情報発信も行っていました。

この結果、長らく300万人台で推移してまいりました県外からの観光客の入り込み数は、435万人の定常化が実りつつあります。その中で、抽出調査によります関西圏からの入り込み数は、四国に次ぎます第2位。全国をブロック別に見ますと、第2位の25%が関西圏からという、こういうポジションを安定的に占めておりまして、県外からの観光客の増加に、関西圏からの観光客の増加というのは大きく貢献しているというふうに考えます。

また、県産品の外商面で申しますと、平成27年度から大阪事務所内に地産外商公社の大阪グループを設置いたしまして、小売・卸売業者への外商活動などを強力に展開してまいりました。その結果、公社の支援によります関西圏での成約金額は、事業を始めました平成27年度の3.6億円から平成30年度は10.1億円となりまして、大きな伸びを見せております。

このように、これまでの大阪・関西圏での地産外商の取り組みは、着実に成果につながっていると考えております。

今後は、これまでのこうした取り組みを土台としながら、大阪・関西万博の開催などを見据えまして、経済活力が高まっている関西圏との

経済連携をこれまで以上に強めまして、本県経済のさらなる活性化につなげたいと考えているところでございます。この経済連携を進めるに当たりましては、まずは観光客の誘致あるいは各産業分野の外商などを効果的に進めるためのしっかりした戦略をつくることが重要だと考えております。

このため、関西圏の経済界や農林水産業の関係者あるいは観光や行政の関係者、こういった幅広い分野から8名程度の方に御参画いただくようなアドバイザー会議を立ち上げたいということで、今調整を進めているところでございます。この会議におきまして、さまざまな角度から御意見をいただきながら、数値目標も掲げながら、大きな方向性と具体的な施策から成ります実効性の高い戦略を練り上げてまいりたいと考えております。

次に、カジノの問題点あるいは整備への意見に対する受けとめ、ないしはIR整備についての世論調査の結果の受けとめがどうかというお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

IR事業は、日本の魅力を発信いたしまして外国人観光客を集め、来訪者を国内各地に送り出すという、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を目指すということから、日本経済に活力を与える有望なツールの一つであるというふうに考えております。他方、カジノ事業を含みますことから、報道の記事や世論調査などにおきまして、ギャンブル依存症を懸念する声あるいは先日の贈収賄の事件を踏まえまして、IRの整備に対する慎重な御意見があるということは十分承知をいたしております。

IR事業者の選定に当たりましては、いわゆる汚職問題につながることをないように、透明性を確保していくということが必要だと考えておりますし、また負の側面とも言えますギャン



ブル依存症あるいは治安の問題、こうしたことへの対策をしっかりと講ずる必要があると考えております。

今後、政府は、IR事業者の選定基準を明らかにするための基本方針を定める予定でございます。この基本方針では、パブリックコメントの結果も踏まえまして、行政とIR事業者の接触制限をルール化するということが示されているところでございます。

この基本方針も踏まえまして、今後ともIR整備に当たりましては、政府や関係自治体におきまして、国民の理解と納得が得られますよう万全の対策を講じますとともに、十分な説明を行うなど、丁寧に進めていただきたいということを期待いたしているところでございます。

次に、関西圏との連携の戦略の中にIR連携を含めることは見直すべきではないかというお尋ねがございました。

関西圏との経済連携強化に向けました戦略は、私自身の大阪府副知事時代の人的なネットワークも生かしながら、これまでの関西での地産外商の取り組みをさらに発展をさせて本県経済の活性化につなげたいとの思いで、策定をしようとするものでございます。

戦略につきましては、先ほどお答えいたしましたアドバイザー会議の御意見も踏まえまして、来年度具体化をしていきたいということで考えております。中身といたしましては、例えば短期的には、既に1,000万人を超える外国人観光客が関西圏を訪れておられますので、こうした外国人観光客いわゆるインバウンドの誘客を関西圏との連携によって進めていくということ、あるいは県産品の外商の拡大を図っていくということ、こうしたことが考えられると思います。中期的には、大阪におけますIR整備あるいは大阪・関西万博との連携がポイントになるのではないかという考えをしているところでござい

ます。

大阪のIRにつきましては、地方も含めました日本の魅力の発信拠点の形成をしていくということ、あるいは日本各地との連携による観光客を送り出す機能、すなわち日本観光のゲートウエーの形成などを目指すというふうに構想として明記がされているということでございます。大阪の側がそうした態度で整備をしようということでございますから、こうした点も踏まえまして、大阪におけますIR整備も活用していくということを視野に入れた経済連携強化戦略を策定することが効果的であるというふうに考えております。

アドバイザー会議におきましてさまざまな御意見をいただきながら、より実効性の高い戦略を目指して取り組んでまいります。

次に、医療・介護・福祉分野の充実の持つ意義につきましてお尋ねがございました。

本県では、今後も高齢化が進みまして、医療や介護、福祉サービスを必要とされる方が一層増加するというふうに見込まれております。

こうした県民生活を支えます医療・福祉の分野において就業されている方々は、平成29年度の就業構造基本調査によりますと、雇用者の17%となります約6万人でございまして、産業別では最も多くなっております。また、本年度本県が実施いたしました介護事業所実態調査におきましては、介護事業所の職員のうち約75%が女性ということでございます。

医療・福祉分野の充実は、新たな雇用を生み出しまして、また女性の活躍の場としても期待ができますけれども、まずは県民生活の安心につながるサービスをしっかりと届けるということが重要であります。その結果として、そのことが地域での新たな雇用を生み出すものにつながっていくという関係にあると考えております。

次に、地域医療構想に対します基本的な立場



についてお尋ねがございました。

地域医療構想は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります2025年を見据えまして、地域の実情に応じた効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を目指したものであります。

このため、構想の実現に向けましては、単に全国水準に合わせて病床を削減するというようなものでは決してございません。患者さんの生活の質を向上させる観点から、よりふさわしい療養環境を確保していかなければならないと、そういう前提に立つものだと考えております。また、将来のあるべき医療提供体制の協議も、地域ごとの需要に応じました適切な体制について、関係者の意見を十分に踏まえながら調整を行っていくべきものであります。

こうした考え方は、私もしっかりと引き継いでまいります。

次に、再編統合の病院名公表の白紙撤回を求める意思はないのかというお尋ねがございました。

議員の御指摘にございましたように、地域医療体制は、県民が安心して暮らすことのできる県づくりにおきまして、重要な社会インフラの一つであると認識いたしております。一方、単に現状を維持していくというだけではなくて、今後の高齢化の進展あるいは人口減少などを見据えまして、地域に必要なかつ将来に残すべき医療機能について議論していくということも重要だというふうに思います。

この議論の過程におきましては、まずは法的な位置づけあるいは財政・税法上の措置が民間医療機関とは異なります公立・公的医療機関が率先して検討を深めていく必要がある、そういう関係にあると考えます。

また、国も、本年1月の正式な再検証の要請におきまして、公立・公的医療機関等の担うべき役割や機能分化・連携等の方向性を機械的に

決めるものではないこと、そして地域医療構想調整会議において、今回の分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら議論を尽くされたいと、こうした考え方を明示しているところでございます。

こうしたことから、再編対象の医療機関の公表が確かに唐突であったということは否認せんけれども、国に白紙撤回を求めるということまでは必要ないというふうに考えております。

次に、特別養護老人ホームの待機者数と、それに対する認識についてお尋ねがございました。

まず、県内の特別養護老人ホームの入所待機者数につきましては、要介護度が3以上の方が、昨年4月1日現在で2,219名となっております。また、そのうち老人保健施設など他の施設に既に入所されている方あるいは病院に既に入院されている方を除きまして、在宅で待機をされている方が517名という調査結果となっております。

こうした状況を踏まえまして、今後の介護サービスのあり方について検討する必要がございますので、まずはこのような状況を保険者であります市町村と共有をしてみたいと思います。加えまして、5年後、10年後といった中長期的な高齢者人口の動向あるいは県民の皆様の介護サービスに関するニーズを市町村とともに見通していく、そうした作業をする必要があると思っております。

そうした上で、高齢者の方の生活の質いわゆるQOLを確保するというを基本に、施設サービスを初め、居宅介護や居住系などの必要な介護サービスを確保してみたいと考えております。

最後に、在宅の要介護度を引き上げるという目標のあり方ないしは施設整備の目標についてお尋ねがございました。

このたびの第4期の日本一の健康長寿県構想

の作成に当たりまして、在宅サービス利用者の平均要介護度を高めるという目標を設定いたしましたのは、要介護度が高くなっても在宅での生活を続けたいと願う方々の希望をかなえたいと、こういう趣旨によるものでございます。こうした背景には、平成30年度の県民世論調査におきまして、長期療養や介護が必要になった場合にも自宅で過ごしたいと答えた方の割合が約45%と半分近くで、最も高かったことがございます。

さらに、今後におきましても、75歳以上の後期高齢者の増加に伴いまして、介護を必要とされる方が一層ふえていくということが見込まれます。このため、こうした今後ふえていく方々のうち在宅での療養を希望される方が、できる限り入院や施設の入所によらずに在宅で暮らし続けられる環境を整えるということが重要だというふうに考えた次第でございます。

今回の目標は、こうしたことを踏まえたものでございますので、決して施設での生活を希望される方にまで在宅療養を勧めようということを意図したものではありません。今後におきましては、そうした趣旨につきまして県民の皆様にはわかりやすくお伝えしていくことで、県の取り組みへの御理解と御協力を得てまいりたいと考えております。

また、お話のございました施設整備の目標につきましては、来年度第8期の介護保険事業支援計画の策定を予定いたしておりますので、その策定に当たりまして市町村と連携をして検討してまいります。

私からは以上でございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

**○健康政策部長（鎌倉昭浩君）** まず、新型コロナウイルス感染症対策として、医療機関や保健所の体制と対策、ウイルスの検査体制についてお尋ねがございました。次に、体調や不安を覚

えた一般の県民への対応についてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制につきましては、午前中の梶原議員にもお答えしましたように、感染症指定医療機関である高知医療センターと県立幡多けんみん病院が中核を担うこととなります。しかしながら、両病院に集中し過ぎると病院機能の低下や院内感染のリスクが高まることから、まずは新型コロナウイルス相談センターにおいて、症状や接触歴等一定の要件に該当するかを聞き取り、検査が必要な場合等については、保健所を通じ個別に帰国者・接触者外来への受診につなげることとなります。

そして、帰国者・接触者外来での診察結果を踏まえ、保健所長がウイルス検査の必要性を認めた場合には、高知県衛生環境研究所で通常約6時間の時間を要するPCR法を用いてウイルス検査を実施し、その結果が陽性で、新型コロナウイルス感染症であると診断された場合には、感染症法に基づき感染症指定医療機関で入院等の措置がなされます。同時に、保健所が中心となり、患者の感染経路や濃厚接触者の健康調査など、積極的疫学調査を実施することとなります。

また、県民の皆様への相談窓口としては、先ほども申し上げました新型コロナウイルス相談センターを設置しています。風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いたり、強いだるさや息苦しさがある場合のほか、新型コロナウイルスについての疑問や不安がある場合には、まずはこのセンターにお気軽に御相談いただきたいと考えています。

あわせて、一般的な衛生対策として、石けんなどによる手洗いを徹底していただきたいこと、またせきなどの症状のある方は、せきやくしゃ

みを手で押さえると、その手でさわったドアノブなどを通じて周囲の者にウイルスが付着し、そこから他の人に病気をうつす可能性がありますので、せきエチケットを行うことなどをお願いしているところです。

次に、新型コロナウイルス相談センターについて、新たな体制を検討する必要はないのかとのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス相談センターは、一般相談窓口と帰国者・接触者相談センターの2つの機能をあわせ持っており、開設時間は休日を含む午前9時から午後9時までとなっています。なお、夜間に症状があり、医療機関の対応を必要とするなど緊急を要する場合には、県庁代表または高知市保健所への電話を通じて担当課に連絡が入り、折り返し担当課から連絡をすることで、センターが開設されていない時間帯でも対応できるようにしています。

これまでの相談内容としましては、検査はどこで受けられるのか、コロナウイルスの症状とはどんなものかなどという医療機関との受診調整ではなく、不安を感じる方からの相談が多いという状況でございます。

今後の相談センターそのものの開設時間の延長等につきましては、県内での感染者発生状況や相談件数等の推移を見ながら必要に応じて検討してまいります。

次に、公立・公的医療機関に対して厚生労働省が再検証を求めた際の基準が、地域の実態を反映していないものではないかとお尋ねがございました。

国は、公立・公的医療機関が担うべき高度急性期及び急性期機能に着目して、当該医療機関でなければ担うことができない機能に重点化が図られているかどうかについて、まず診療実績がないまたは特に少ない、そして構想区域内に一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ

以上あり、かつお互いの所在地が近接しているといった分析を行い、2025年に向けた具体的対応方針の再検証を要請する対象を選定しました。

これは、あくまで各医療機関の診療実績や医療機関間の物理的な近接性といったデータのみをもって分析したものであり、地域包括ケアシステムの構築に必要な急性期機能以外の医療機能や、地域の生活圏や交通インフラ等を含めた地勢などの実情は考慮されておりません。このことは国も認めており、国が発出した再検証を求める通知において、地域医療構想調整会議において今回の分析だけでは判断し得ない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら議論を尽くしていただきたいとしています。

このため、地域医療構想調整会議における再検証に当たっては、国から示されたデータをもとにしつつ、そのデータからは見えない地域の実情をしっかりと踏まえ、その病院が将来にわたって求められる医療機能とは何で、どうあるべきかという点について議論を進めたいと考えています。

次に、再編統合の再検証に関して、医療機関や関係自治体から上がっている声の内容についてお尋ねがございました。

昨年9月に、国が再検証対象の医療機関を公表して以降、対象となった病院の管理者や開設者に対して、県からその選定理由について個別に説明するとともに、意見交換を行ってまいりました。

これまでの意見交換では、地域の中核病院として十分役割を果たしつつ、地域の医療ニーズの変化を踏まえて既に病床削減を行ってきたこと、災害時には隣接した二次医療圏の後方支援の役割も担っていることなどの実情が考慮されていないなどといった御意見をお聞きしました。その一方で、再検証の対象となったことを契機として、地域の他の医療機関との連携を深めて

いくことや、病床数の見直しの検討を行っていききたいとの声もお聞きをしています。

次に、再編統合の再検証結果の国に対する返答の状況についてお尋ねがございました。

具体的対応方針の再検証に当たっては、当初地域医療構想調整会議における議論を経て、何も変更を行わない場合は本年3月中に、再編統合を行う場合であっても本年9月までには結論を得るよう求められておりました。このため、全国知事会などによる地域医療構想に関する国と地方の協議の場を通じて、本県を含む複数の県から、厚生労働省が一方的に設定した期限に間に合わせることは困難という意見を国に申し上げていたところです。

本年1月に、国から再検証を求める正式な通知が出されましたが、そこにはこのことに関して、厚生労働省において今後の具体的な進め方、スケジュール等について整理の上、改めて通知予定と記されております。再検証に当たっての当初の期限は事実上撤回されたとの解釈もできるところですが、今後改めて国から報告期限が示されることから、地域医療構想調整会議での議論は速やかに行っていかなければならないと考えています。

ただし、そうした中であっても、一方的にダウンサイジングや機能分化・集約化を求めることにならないよう、各病院や開設者である自治体等の御意見をよく伺いながら議論を進めていきたいと考えています。

次に、本県の医師不足をどのように認識しているかとお尋ねがございました。

本県の医師の状況は、平成30年末の医師数で見ますと、人口10万人当たり316.9人で、全国3位と多くなっています。しかしながら一方で、40歳未満の医師の減少や高知市周辺への医療資源の集中、産婦人科等の医師の不足などといった年齢、地域、診療科の偏在という課題を抱え

ていると認識しています。

これまでこれらの課題に対して取り組んできた結果、40歳未満の若手医師数が増加に転じるなど、明るい兆しもあります。ただし、まだ中山間地域で中心的な役割を担っている医療機関の医師不足の解消には至っておらず、これらの医療機関から個別に御相談をいただくこともあります。こうした個別の相談に対しては、まずは当該医療機関が地域で担うべき診療機能や近隣の医療・介護施設との連携体制を含めた明確な将来ビジョンを持っていただき、医師に選ばれる医療機関を目指すことが肝要であるとお伝えをしております。

その一方で、県としましては、その医療機関が果たす地域における役割の重要性や医師の指導体制などを勘案し、奨学金受給医師を配置することや高知医療再生機構における紹介、県外大学との連携などを通じた医師の確保に取り組んでまいりました。引き続き、地域の医療機関や市町村の御意見をお聞きしながら、地域や診療科に着目した医師の偏在対策に努めてまいります。

最後に、地域医療介護総合確保基金等の財政措置の活用についてお尋ねがございました。

令和2年度の国の予算案では、公立病院に対する地方財政措置や地域医療介護総合確保基金が拡充されており、これは国と地方の協議の場を通じた全国知事会等からの政策提言が一定反映されたものと考えます。

まず、地方財政措置の拡充については、再検証対象の関係自治体を含む市町村に周知を図り、要件に該当する公立病院での活用を促しています。

また、来年度の地域医療介護総合確保基金による事業計画では、昨年夏から各市町村や医療関係団体からも意見を募り、病床転換やダウンサイジングに向けた施設の改修設計への支援、



「高知家@ライン」の安芸圏域でのモデル事業の継続実施や幅広く活用してもらうためのシステム改修、幡多地域における臨床研究医の養成などの事業を拡充する予定としています。

一方、医師の働き方改革に関する基金の拡充については、現時点で対象となる事業の範囲が明確となっていないことから、今後国から示される内容を踏まえ、市町村や関係団体の御意見も伺いながら基金の事業計画を調整していきたいと考えています。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) 新型コロナウイルス感染症に関します高知新港へのクルーズ船の寄港状況と県内観光業への影響についてお尋ねがありました。

まず、現時点での寄港状況につきましては、今年度においてコロナウイルスの影響が出始めた1月中旬以降に寄港予定であった1回がキャンセルとなりました。また、来年度は45回のうち12回のキャンセルが発生しております。

次に、県内観光業への影響につきましては、これら13回のキャンセルに伴う乗船客数が約2万9,000人と見込まれることから、県内の観光地や高知市中心市街地などでの観光消費に影響が出てまいりますし、仮予約も含めておよそ370台のバスを手配予定であったと伺っているところです。

県としましては、新型コロナウイルス感染症の収束状況を注視しながら、適切な時期にクルーズ船ツアーの需要が回復に向かう取り組みを、国や全国の自治体、船会社などと連携して展開してまいりたいと考えています。また、県内の観光関連業の皆様の事業の見通しが少しでも立てやすくなるよう、今後もクルーズ観光の動向を把握しまして、迅速な情報提供に努めてまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、新型コロナウイルス感染症対策として、経済産業省が打ち出した緊急融資等の緊急対策に該当する事例の調査とその具体的対応についてお尋ねがございました。

経済産業省は、1月29日以降新型コロナウイルス感染症対策として、商工団体等への相談窓口の設置を初め、事業者への資金繰りの支援策として、業種や地域を指定し、通常とは別枠で債務を保証するセーフティーネット保証を実施するほか、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業など影響の大きい業種への特別貸し付けなどを打ち出しています。

県内事業者への影響につきましては、2月17日から21日にかけて商工会、商工会議所等を通じて聞き取り調査を行いましたところ、宿泊業、飲食業を初め、卸売業、小売業、製造業など幅広い業種で既に売上げの減少や資金繰りの悪化等の影響が生じ始めており、先行きを懸念する事業者もおられます。

そのため、県では、国の支援策のうち県の要請に基づいて指定され、有利な保証が受けられるセーフティーネット保証4号が本県に適用されますよう国に対して要請しておりましたところ、3月2日付で適用される見込みとなったところです。また、県といたしましても、経営支援課に相談窓口を設置するとともに、県の制度融資である経済変動対策融資において、新型コロナウイルス感染症に起因して売上げ等が減少した事業者のためのメニューを、2月27日から追加をしたところです。

今後とも、引き続き関係団体と連携して、事業者への影響について状況を把握しながら、必要な支援に努めてまいります。

次に、小規模事業者持続化補助金の活用状況と今後の対応についてお尋ねがございました。

小規模事業者持続化補助金は、商品開発や設



備の導入など、販路開拓や生産性向上につながる幅広い取り組みを対象としており、小規模事業者にとりましては非常に活用しやすい補助金となっています。本県における活用状況は、平成26年度から令和元年度までの6年間で、補助申請2,361件に対して、採択1,643件となっています。年度によりばらつきはありますが、約7割の申請が採択をされており、販路開拓等に活用されています。

この補助金は、小規模事業者の振興に向けた重点施策である経営計画の策定を要件の一つとしており、小規模事業者が明確なビジョンに基づいた経営を行う大きな契機ともなっております。本県では、平成28年度及び29年度に経営計画を策定した事業者の約9割が策定前の業況を上回るなど、大きな成果につながっているところ です。

これらのことから、県におきましては、当該補助金の当初予算化や十分な予算の確保を政策提言してまいりました。本年度は補正対応ではありますが、ものづくり補助金、IT導入補助金などと統合された中小企業生産性革命推進事業において、複数年で総額3,600億円の予算が確保されているところです。

今後も引き続き、関係団体を通じて事業者の積極的な活用を促しますとともに、必要に応じて国に対して予算の確保などの政策提言を行ってまいります。

次に、消費税の引き上げ、軽減税率等のシステム導入、インボイス制度の導入などに伴う課題への認識についてお尋ねがございました。

消費税率の引き上げによる県内事業者の経営への影響について、2月時点で商工団体へ聞き取りを行いましたところ、業種によって駆け込み需要による反動減や暖冬による影響等が見られるものの、引き上げを主要因とする経営悪化の話は比較的少数でございました。日本銀行高

知支店の経済概況でも、個人消費に駆け込み需要の反動が見られるが、持ち直し基調であるとの見解が続いており、引き続き注視をしてまいりたいと思います。

軽減税率やポイント還元に係るシステム導入につきましては、地元金融機関と連携をしたキャッシュレスセミナー等を開催することなどにより、支援策などについて周知をすることで、できるだけ負担を少なく導入していただけるよう取り組んでまいりました。その結果、ポイント還元事業への参加店舗も一定ふえてきていますが、なお中山間地域が少ないなどといった課題もありますので、引き続き周知に取り組んでまいります。

令和5年10月からのインボイス制度の導入に向けては、導入までの4年間と導入後の6年間、段階的な経過措置が設けられているものの、免税事業者にとりましては負担感が大きなものとなっていると考えます。そのため、商工会、商工会議所を中心に、制度の内容や国の支援策等について講習会の開催や巡回指導等により周知をしており、県でも、今後キャッシュレス決済の勉強会とあわせて勉強会を開催してまいります。

いずれにしても、こういった外部環境の変化にしっかりと対応できるよう、各事業者に経営基盤を強化していただくことが肝要であると考えます。そのため、引き続き商工会、商工会議所、金融機関と連携をして、経営計画の策定・実行支援を通じて経営力を向上し、事業の継続につなげていただけるよう取り組んでまいります。

最後に、最低賃金引き上げへの支援策である業務改善助成金の交付実績とその分析についてお尋ねがございました。

業務改善助成金は、生産性向上と賃金引き上げを同時に支援する国の制度で、設備投資など

を行うとともに、事業場内の最低賃金を引き上げた場合に、一定の要件のもとで支給をされるものです。

県内の支給実績は、高知労働局によりますと、平成26年度は75件、27年度は10件、28年度と29年度がそれぞれ17件、30年度は5件となっています。27年度以降大きく減少した原因としては、業務改善に要する経費のうち、パソコンの購入や就業規則の作成などにかかわる経費が対象外になるなど、制度の見直しが行われたためと考えられます。

また、制度上、地域別最低賃金の水準を上回る賃上げが求められていることや、一部に従業員数の制限があることなどから、使いたくても使えない、あるいは使い勝手がよくないといった声が寄せられているとお聞きをしています。こうした中小企業の意見や要望なども踏まえ、国ではさらなる利用促進を図るため、より使い勝手のよい要件への見直しや諸手続の簡素化が図られているとお聞きしています。

県といたしましても、高知労働局や産業振興センターなど関係機関と連携をし、制度の周知を図るとともに、働き方改革推進支援センターにおいて、職場環境の改善に向けて積極的に各種助成金の活用をアドバイスしてまいります。

○37番（塚地佐智君） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。御丁寧なコロナウイルス対策の御答弁、大変参考になりました。ありがとうございます。

まず、これは要請なんですけれども、新型コロナウイルス感染症の質問に対しての御答弁、本当に一つ一つ県民の生活に寄り添って抜かりなく対応をぜひしていただきたい。全庁を挙げた取り組みを求めたいと思います。

その上で、先ほど知事のほうから、3月4日からの一斉休校という衝撃的なお話がありました。これは、子供たちの安全を担保するという

ことと同時に進める話なんですけれども、保護者の皆さんですとか、学校現場とか、大変な混乱が予想されています。給食の搬入をする業者さんの対応ですとか、事細かく多方面にやっばりかかわってくる課題になっていまして、その線については相当集中的な取り組みをこの間図っていかないといけないというふうに思います。

特に保護者の皆さんは、子供をどうするのか、自分の仕事はどうするのか、そういった板挟みの状況がつくられてくることになります。一つ一つ寄り添った対応が必要になりますので、そこは私は、一定窓口はつくるべきだというふうに思うんです。新型コロナウイルス対策という保健医療的立場の相談窓口ということではなくて、この間本当にたくさんのさまざまな問題がこの学校の休校ということをめぐる出てくると思うんで、県としてそれぐらいの対応策はとっていただいて、これから具体策を考えていくということをする必要があると思うんです。

それは、教育委員会というサイドではなくて、県民の経営と暮らしというところに携わって、しっかりとそういう不安点を受けとめる窓口が必要だというふうに思いますので、その点だけはこの問題に関して知事の御答弁をいただけたらと思います。

もう一点が、これは知事へのまた質問になるんですけれども、先ほど特別養護老人ホームへの入所待機者の数が示されて、在宅の方が517名おられると。この方は、要介護度が3以上の方です。要介護度3以上の方が500名おられる状況が、今在宅であるんですね。その待っておられる方々の日々の思いというのは大変な状況で、老老介護もされておられる、いつ介護離職をしようかと思っておられる。こういった人たちに在宅での要介護度を高めますよということが伝わったときに、本当に希望を持ってその数値が

受け入れられるのかということ、私はすごく感じております。その点について、この数値目標を言うときは、例えば必ずその前置きとして、家族介護者の負担軽減を前提にした目標値ですか、在宅で介護しようとしている人たちに対するメッセージというものをつけ加えないと、この数字がひとり歩きする。

目標数値というのは、往々にしてひとり歩きするという危険性はやっぱり持つものになりますので、ぜひそういう点は考慮いただけないかということをお聞きしたいと思います。

最後に、IRの問題です。

この問題は、先ほど坂本県議のほうからもお話がありましたけれど、知事自身もやっぱり負の側面があるんだと。それへの対応を国も大阪府もやるんだということを言っていて、それがやれるかどうかはまだ明らかじゃないわけです。それで本当に効果が出るのか、その負の側面が解決できる効果になるのか、その点が明らかでない段階でIRの事業が、高知県の産業振興計画の中にIRという文字が入る。国民の8割が反対している、県民の中にも不安がある、そういう不安があって統一していないという、その点だけでも、一旦やっぱり外されるべきじゃないかというふうに、私は思っております。以上、この3点の質問になりましたけれども、2問目とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○知事（濱田省司君） 塚地議員の再質問にお答えします。3点についてでございます。

1点が、コロナウイルス対策に関してでございます。今後、特に学校の休校に関連して、さまざまな局面で県民の皆さんの御意見また御要望が出てくるであろうと。それへの対応の窓口をということでございました。

これは、具体的にどうした形で設計するかを検討させていただきたいと思いますが、おっしゃ

いますように、教育委員会だけでは受けとめ切れないようなお声が出てくるということは容易に想像されることとございます。そういった声をしっかり受けとめて必要な対応がとっていただけるように、まさしくそういう趣旨も含めて全庁的な対策本部を既に立ち上げるところでございますから、そうした対応がとれるような体制をとってまいりたいと思います。

2点目は、在宅の介護度を上げるという数値目標に関しまして、これがひとり歩きをしないような配慮をという御趣旨でございました。

御説はごもっともでございまして、先ほど申し上げましたとおり、これは施設を希望する方に在宅にしましょうということと呼びかけようという趣旨では全くございません。お話もいただきましたように、あと少しの支援があればそれなら在宅を選択してみようか、頑張ってみようかという人をふやしていきたいという趣旨でございますので、そうした趣旨がしっかり伝わる説明ができるように努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、3点目のIRの関連でございます。

この点については、高知県として私もIRを推進したい、誘致したいとは全く申ししておりません。大阪府の中でも府民の皆さんいろんな御意見ございますが、そういった議論を踏まえた上で、大阪府・市としてIRの整備を進めたいという方向で進んでおられると。

その中で、整備が行われた折には大阪だけに人を集めるのではなくて、そこから全国各地に観光客を送り出していくんだというプランも立てておられると、そういうことを前提としたものということでございます。そうしたものであるということを前提に、ぜひ御理解をいただいてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○37番（塚地佐智君） 御答弁ありがとうございます。  
ました。

相談窓口のことは、やっぱりいろんな思いがちゃんと伝わる、ここに行ったらいいということがやっぱりないといけないと思うんです。そこはまた庁内で議論していただいて、どんな形で立ち上げるか検討してぜひ実現の方向でお願いをしたいと思います。

それと、長寿県構想のその数値目標のことなんですけれども、在宅の。まずは、やっぱり入りたくて入れない人が500人もいるんだということを改善するという、その県の意思がないと、そこの本気度は私は伝わっていかないというふうに思うので、県としてのそうした目標達成に向けて、この在宅で特養待ちをゼロにしますというぐらいのところをやっぱり打ち出してこの構想を進めていただくというふうにぜひしていただきたいと思います。それは要請をしておきたいと思います。

I Rの問題は、当然おっしゃるとおり、高知に呼ぼうと思っているわけではないと思いますけれど、でも高知で呼ばない、高知に呼ぶつもりはないものをあそこはやるので、じゃああそこに来る人を高知に来てもらおうという、私たちが積極的に推進するものでないもので高知が商売しようと思うというところは、私は高知県民としてそこはいかなもんかというふうに思うので、ぜひその点の見直しを最後に求めまして、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明29日から3月2日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月3日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月3日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時55分散会

## 令和2年3月3日（火曜日） 開議第3日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 小田切泰禎君  
 公職代理者 熊坂隆君  
 警察本部長 植田茂君  
 代表監査委員 麻岡誠司君  
 監査委員局長 土居秀喜君  
 選挙管理委員長



事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第3号)

令和2年3月3日午前10時開議

- 第1 新型コロナウイルス感染症対策に関する報告の件
- 第2
- 第1号 令和2年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別

会計予算

- 第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和2年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和2年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和元年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和元年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和元年度高知県災害救助基金特別

	会計補正予算		
第 31 号	令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 49 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 32 号	令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 51 号	ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和元年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和元年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和元年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和元年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例議案	第 58 号	高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 59 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県犯罪被害者等支援条例議案	第 60 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の
第 46 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 47 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案		

一部を改正する条例議案

第 64 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

第 65 号 高知県よさこいピック高知記念基金条例を廃止する条例議案

第 66 号 高知県が当事者である仲裁の申立てに関する議案

第 67 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案

第 68 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案

第 69 号 権利の放棄に関する議案

第 70 号 県が行う高知県防災行政無線システム再整備事業に対する市町村の負担に関する議案

第 71 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案

第 72 号 包括外部監査契約の締結に関する議案

第 73 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

議発第 1 号 高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案

第 3 一般質問

(3人)

午前10時開議

○議長(桑名龍吾君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

公安委員長古谷純代さんから、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員小田切泰禎君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。

新型コロナウイルス感染症対策に関する報告の件

○議長(桑名龍吾君) これより日程に入ります。

日程第1、新型コロナウイルス感染症対策に関する報告の件を議題といたします。

ただいま議題となりました知事の行政報告を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 新型コロナウイルス感染症対策について御報告を申し上げます。

同感染症に関しましては、国内では、ここ一、二週間が、感染が急速に拡大するかどうかの瀬戸際と言われており、また一部の地域には小規模な患者の集団、いわゆるクラスターが見られるとの報告も出ております。本県におきましても、先月29日県内初の感染が確認をされました。さらに、一昨日、昨日と続いて感染事例が確認をされております。現在、患者の方々は、県内の感染症指定医療機関に入院し、治療を受けておられるところです。

なお、1例目の患者が勤務するクリニックにおかれましては、医療機関名を公表することに関して早々に御承諾をいただきました。また、3例目の患者が勤務する病院におかれましても、同様の御承諾をいただきました。このことにより、両医療機関を受診していた患者の方や職員の方などが、自身の体調管理や行動に気を配ることができるようになるとともに、県民の皆様の臆測や混乱を最小限にとどめることができたのではないかと考えております。両医療機関の

御英断に対しまして、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

県におきましては、現在高知市と連携し、感染経路の特定や濃厚接触者の把握などの調査を早急に進めているところです。特に、濃厚接触者に該当する方については、御本人に説明をした上で健康観察を実施するとともに、発熱などの症状が出ていなくても、御本人の意向を確認しながらウイルス検査を行ってまいります。

このように、県内で感染者が確認されたことにより、本県における感染症対策は新たな局面に入ったものと認識をしております。このため、私を本部長とする高知県新型コロナウイルス感染症対策本部を中心として、感染の拡大防止に向けた対策を全力で進めてまいり所存であります。

具体的には、クラスター化による集団的な感染の拡大を防止することが極めて重要でありますことから、県内での患者のさらなる増加に備えて、国のクラスター対策班とも連携し、必要な医療体制や県民の皆様からの相談に応じる体制など、一層強化してまいります。あわせて、県が主催するイベントなどについて、小規模なものも含め、2週間程度は中止、延期、または規模を縮小するなどの対応を行います。さらに、県民の皆様に対して、迅速かつ丁寧な情報提供や冷静な行動の呼びかけなどを引き続き行うとともに、県民生活や県内経済への影響を最小限に抑える努力も継続してまいりたいと考えております。

一方、県内の公立学校、私立学校におきましては、子供たちの健康、安全を守るため、国の要請を踏まえて、今月2日ないし6日から臨時休業を開始することとなりました。あわせて、県立の特別支援学校では、自宅で過ごすことが難しい児童生徒について個別に学校で受け入れることとし、各市町村においても、放課後児童

クラブなどの受け入れ体制が整うまでの間、学校での受け入れを検討いただいているところであります。

県といたしましては、引き続き県民の皆様の安全・安心を第一に考え、より一層の緊張感を持って、関係機関と緊密に連携をしながら、必要な対策を迅速かつ的確に講じてまいります。

以上をもちまして、新型コロナウイルス感染症対策についての私からの御報告を終わらせていただきます。



#### 質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） 次に、日程第2、第1号「令和2年度高知県一般会計予算」から第73号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び議発第1号「高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案」、以上74件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第3、一般質問をあわせて行います。

24番黒岩正好君。

（24番黒岩正好君登壇）

○24番（黒岩正好君） 皆さんおはようございます。私は、公明党を代表して、知事並びに関係部長に質問をいたします。

先ほど知事から、新型コロナウイルスに関しての行政報告がありましたけれども、県においては、さまざまな機関での相談窓口がございます。これまでもさまざまな県民からの問い合わせ等があったと思いますが、これからさらに問い合わせ等もあると思いますので、丁寧な対応をしていただきまして、県民の皆様が安心して生活ができるように、ぜひともお願いを申し上げます。

それでは、順次質問に入らせていただきます。



知事は所信表明で、共感と前進を県政の基本姿勢として、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、5つの基本政策と3つの横断的な政策に沿った各種の施策をさらに発展させ、高知県政を一段と高いステージへ引き上げることを明言いたしました。

2009年度より本格的にスタートしました産業振興計画は、県勢浮揚の大きな下支えになってまいりました。特に、地産外商公社を設立以来、2018年度までの10年間で成約件数は54倍、また成約金額は把握を始めた2011年度からの8年間で12倍と、地産外商の成果が明らかとなっております。このことにより、県内産業分野の底上げや雇用の創出拡大へとつながってまいりました。

知事は、1月に開かれた初めてとなる産業振興推進本部会議で、尾崎県政で進めてきた産業振興計画の継承を掲げることを改めて言及され、4期計画を策定するに当たっては、付加価値や労働生産性の高い産業を育成することを表明されました。

そこで、高知県勢浮揚のかなめとなります産業振興計画への思いや決意につきまして知事に伺いたいと思います。

また、大阪府の副知事など、これまで培った経験や人脈を生かして関西圏の経済活力を誘引することにより、インバウンドなどの観光振興や食品などの外商拡大につなげるため、アドバイザー会議などで戦略の策定に取り組むことも示されました。

そこで、具体的にどのようなイメージで関西圏の活力を高知に誘引しようと考えているのか、知事に伺います。

次に、昨年10月から消費税が10%になり、その影響緩和策として、政党として唯一公明党が主張した軽減税率がスタートいたしました。日本では、今回初めて軽減税率が適用されました

が、世界では41カ国が軽減税率を既の実施しており、中には4つの税区分を採用している国も存在いたします。

日本は、ますます高齢化が進展する中、社会保障費は年々増加するため、子育て支援などを含む全世代型社会保障の構築に必要な財源は、あらゆる世代が広く分かち合い、長期的・安定的な税収である消費税を活用することが適しています。しかし、消費税引き上げ前後には、野党各党が軽減税率は複雑で混乱するのではと批判し、マスコミにも不安をあおるような報道姿勢が目立ちました。

昨年12月に、公明党が民間の調査会社に委託して行った世論調査では、消費税10%引き上げ時に導入した軽減税率に対して、国民の6割が評価し、混乱はなかったが7割の結果となり、食品などの税率が据え置かれた安心感などから高く評価していることが明らかとなりました。また、この消費税増税分も活用して、幼児教育の無償化、私立高校生の授業料の無償化、低所得者家庭の大学授業料の無償化等、教育費の負担軽減が講じられております。

そこで、消費税10%への対応策としての軽減税率の導入や増税分も活用した教育費の負担軽減について知事の所見を伺います。

次に、近海カツオ一本釣り漁船の漁業経営を取り巻く環境は厳しく、深刻な状態が続いております。殊に、資源の減少は確実に進むとともに、高齢化と新規就業者不足による船員の確保が困難となっております。さらには、燃油の高騰はカツオ漁業経営にさらなる負担となっており、今後近海カツオ一本釣り漁業の存続すら懸念される事態となっております。

4年前、カツオ漁船の寄港地である気仙沼市を訪れた際、副市長や漁業組合関係者から、高知のカツオ漁船は、全盛期には100隻を超えて寄港する時代もあり、いつも高知県には感謝して



いと披瀝していました。しかし、時代も変わり、現在の高知かつお漁業協同組合に所属する漁船は21隻の状況となっています。資源の減少や燃油の高騰に加え、技能実習制度で外国人の受け入れをしており、この技能実習制度から新たな在留資格である特定技能制度が開始されれば事務量が大きな負担となるため、県の支援のもとに円滑な導入ができる体制づくりが求められています。

さらに、カツオ船は、船歴20年以上の老朽化した船が多く維持管理経費の増大で、更新費用が賄えず、新たな漁船の取得ができない状況とも言われています。さらに、100トンクラスの漁船リース事業も金額が高額となるため、厳しい状態となっております。このような状態が続けば、高知のカツオ一本釣り漁業が存続できなくなることは明らかであります。

そこで、カツオ漁業経営の維持・安定のため、抜本的な対応が必要ではないかと考えますが、知事の所見を伺いたいと思います。

次に、地方自治法の一部改正に伴い、この4月より地方公共団体における事務が適正に実施され、住民の福祉の増進を図るといった組織目的が達成されるよう、内部統制制度が導入されることとなりました。毎年指摘をされている不適切な事務処理などをチェックする体制の強化などが求められています。

そこで、適正な事務執行を確保するための内部統制制度にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、幼児教育・保育の無償化について伺います。

公明党が2006年に発表しました少子社会トータルプラン以来、その必要性を訴えてきた幼児教育無償化が昨年10月よりスタートしました。この制度について、昨年12月の参議院本会議で安倍総理は次のように言われました。幼児教育・

保育の無償化が実現しました、これは、小学校、中学校9年間の普通教育無償化以来、70年ぶりの大改革ですと、我が党の質問に答える中で高く評価をしました。幼保無償化は、9年間の普通教育と同様に、3歳からの教育と保育の質の向上に対して、国と自治体が責任を担う宣言とも言えると思います。

そして、全国の公明党所属の議員により、昨年11月から12月にかけて共通の調査票を持ち、関係する当事者の皆様の声を聞くため、幼児教育・保育の無償化に関する実態調査を行いました。その結果、幼児教育・保育の施設を利用する保護者の皆様、施設を運営する事業所の皆様の約3万人の方々から回答をいただくことができ、また1万人を超える方々が自由回答欄に御意見を記していただきました。

調査の結果、利用者の約9割が、幼保無償化制度を評価し経済的負担が減ったと回答していることから、幼保無償化制度の目的である家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策に対して、高く評価している結果となりました。また、今後取り組むべき課題は、幼児教育・保育の現場における質の向上と受け皿整備であることも明らかとなりました。他方で、事業者が求める施設の安定的な経営を続ける上で期待する政策の回答で一番多かったのは人材の育成・確保への支援が約9割を占め、事務負担の軽減、運営費への補助、障害のある子供の教育・保育の充実がいずれも5割を超えています。

そこで、幼保無償化の制度がスタートして5カ月が経過をしました。この制度の目的である家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策として、関係する方々からは高い評価をいただいておりますが、本県の現状を踏まえ、認識や評価について知事に伺いたいと思います。

また、本県も他県と同様に、慢性的な保育士不足が顕在化をしております。保育士の人材育

成が急務となっております。これらの解消のため、昨年教育委員会は保育士実態調査を実施しておりますが、実態調査の規模や回答の結果はどうか、あわせて調査結果を踏まえた今後の対応について教育長に伺います。

次に、第3期高知県医療費適正化計画について伺います。

本県は、全国に先駆け、高齢化の進展やひとり暮らしの高齢者の比率が高く、入院に頼らざるを得ない実態などから、医療費が高どまりの現状にあります。本県の県民1人当たりの医療費は、平成28年度44万円で全国第1位、1人当たりの入院医療費は20万7,000円で全国第1位であり、全国平均の1.7倍となっております。また、後期高齢者医療費は県民医療費の44.9%を占め、県民医療費に対する後期高齢者の占めるウェイトが高くなっている状況にあります。

そのため、本県は、国の基本方針のもとに、今後の高齢者人口の増加に伴い医療費の増加も見込まれることから、県民生活の質の確保及び向上や良質かつ適切な医療の効率的な提供により、中長期的に医療費の伸びを適正化することなどを目的として、平成30年3月に第3期高知県医療費適正化計画が策定をされています。

そこで、この2年間の取り組みを踏まえ、医療費適正化に向けた知事の所見を伺います。

次に、この医療費適正化計画では、国が示した基本的な数値目標が示されています。これまでも他県と比べ、生活習慣病が死亡原因の多くを占める壮年期男性の死亡率の改善が課題とされてまいりました。この適正化計画では、例えば特定健診で70%以上、特定保健指導で45%以上などとなっております。

そこで、これらの住民の健康保持に関する数値目標に対しての取り組み状況や課題はどうか、健康政策部長に伺います。

次に、糖尿病の重症化予防について伺います。

国内の糖尿病が強く疑われる人は推計で1,000万人に上ることが、厚生労働省の平成28年国民健康・栄養調査の結果で明らかとなっております。

糖尿病は放置すると、網膜症、腎症、神経障害の3大合併症を引き起こしかねず、特に糖尿病性腎症が原疾患の4割以上を占める人工透析は1人当たり年間約500万円の費用となり、日常生活へも支障を来し、医療費適正化の点でも課題となっております。

また、国民健康保険制度においては、自治体に対する新たなインセンティブである保険者努力支援制度を創設し、糖尿病の重症化予防の取り組みに高い配点が設定をされています。さらには、令和2年度からはアウトカム指標として、県全体の新規透析導入患者数の減少が求められております。

本県においても、これらの課題解消のため、平成30年1月に高知県医師会、高知県糖尿病医療体制検討会議、高知県の3者で糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、取り組んでまいりました。

そこで、この2年間の本県の糖尿病の重症化予防の取り組み内容と、取り組みを行う中で見えてきた課題について健康政策部長に伺います。

また、県下全体で糖尿病の重症化予防を推進するためには、実施主体となる市町村が取り組みやすい環境整備が必要であります。本県では、県と国保連合会の連携により対象者抽出ツールを作成し、市町村へ提供しております。さらに、平成30年度より県のプログラムに基づいた介入対象者リストを作成して、市町村の取り組みを支援していることは大変評価したいと思います。

一方で、KDBシステムの疾病管理一覧のメニューにより、過去5年間のレセプトの有無とレセプトがあった年度の健診データ及び投薬状況を把握することが可能となっております。栃木県では、5年分のレセプト情報と3年程度の健

診データを活用して対象者の抽出を行っており、神奈川県でも、これらのデータを活用した対象者抽出ツールの開発を検討していると聞いております。

現在、本県で使用しているツールは、平成29年度から3年分のレセプト情報と1年程度の健診データからプログラム対象者を抽出していますが、糖尿病の重症化予防を効果的に行うためには、他県のようにさらに幅広く対象者を抽出し医療機関につなげることがより重要になってくると思います。

そこで、国保連合会や市町村とも連携し、抽出可能な過去5年間のレセプトデータを用いて行えるよう、財政支援も含め支援体制を強化し、重症化予防対策を講じることが必要ではないかと考えますが、健康政策部長に伺います。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率向上について伺います。高齢者肺炎球菌ワクチンは、平成26年度から5年間の経過措置として定期予防接種となりました。平成30年9月議会の部長答弁では、本県の対象者数は約20万人で、そのうち約8万人の方が接種し、接種率は約40%とのことでありました。全国的にも接種率が4割程度ということから、昨年3月予防接種法施行令の一部を改正する政令が出され、高齢者の肺炎球菌感染症対策として、国の経過措置により平成31年度から5年間延長されました。

そこで、高齢者の死因で高い割合を占める肺炎の重症化を防ぐため接種率向上に向け市町村や対象者にどのような周知を行ったのか、そしてどの程度の方が接種をされたのか、あわせて健康政策部長に伺います。

次に、後発医薬品の使用促進について伺います。医療費適正化計画では、後発医薬品の使用割合の数値目標も80%以上と示され、その達成に向けて取り組みが進められております。厚生労働省保険局が公表しております、最近の調剤

医療費の動向によると、2019年7月の後発医薬品の使用割合は、全国平均が78.4%のところ、本県は74.6%で全国45位と低迷をしています。

そこで、後発医薬品の使用を促進し目標である80%を達成するために、今後県としてどのような取り組みを行っていくのか、健康政策部長に伺います。

次に、高齢者介護における介護人材の確保対策について伺います。

団塊の世代の高齢化が進み、今後介護を必要とする方が増大すると見込まれている一方で、少子化に伴い高齢者を支える若い世代が減少し、介護サービスを安定的に提供するための介護人材の確保はますます厳しさを増しています。

本県では、昨年度からの3年間を期間とする第7期介護保険事業支援計画において、特別養護老人ホーム待機者の解消など必要な介護サービスを確保するために、第6期計画からの残り分も含め、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどを469床整備することとしています。また、この施設整備などにより介護職員は、平成28年度と比べ約2,000人多く必要となるとの試算も行っております。

一方、1月に公表されました民間調査会社の老人福祉・介護事業の倒産状況では、全国では介護人材の不足などによる介護事業者の倒産がふえてきており、過去最高となったとされています。本県では、こういった事例はなかったようですが、事業者の方からは、人材確保については厳しい状況が続いていると聞いています。このような介護人材の確保の難しい状況が、第7期計画の施設整備や地域包括ケアシステムの構築に影響を与えていないか心配をするところであります。

そこで、第7期計画の進捗状況と整備目標の達成の見通しについて地域福祉部長に伺います。

次に、介護事業所認証評価制度について伺い

ます。介護人材を確保するために、国や地方公共団体は、介護職員の処遇改善や多様な人材の確保・育成など、さまざまな対策を講じております。その中の一つである介護事業所認証評価制度は本県でも平成29年度から取り組んでいますが、現在認証を取得した法人は26法人と聞いております。制度の目的である職員の離職を防止するとともに、新たな人材を確保することにより、質の高い介護サービスを提供し続けていくためには、高齢者介護を行っている法人の中で、認証取得法人の割合を高めていく必要があると思います。

そこで、認証取得法人が現状にとどまっている要因と、今後割合を高めていくための具体的な方策について地域福祉部長に伺います。

次に、介護職員の給与改善のために、介護報酬における介護職員等特定処遇改善加算が昨年10月から始まりました。この制度が創設された背景から、可能な限り多くの事業所が早期に加算の届け出を行うためには、周知を含め、県と市町村が緊密に連携し、対応することが重要と考えます。

そこで、現在の状況をどのように認識し、今後どう取り組んでいくのか、地域福祉部長に伺います。

また、高齢者の介護に当たっている事業所の中でも居宅介護支援事業所は、この加算の対象外となっています。これらに勤務している介護支援専門員の給与は、他の産業と比べると低い額となっています。

処遇改善のための加算が算定できる事業所と対象外の事業所の両方を経営している法人では、対象外の事業所の処遇改善のための費用の捻出が難しく、職員間の給与のバランスを保つために、対象となる事業所の加算を取得するかどうか苦慮したという話も聞くところであります。

こうしたことから、高齢者の介護に従事し

ているものの、国の処遇改善の対象外である事業所や職種の職員の処遇改善について国に提案すべきではないかと考えますが、地域福祉部長の所見を伺います。

また、介護職員の処遇改善は、給与だけでなく休日をふやすことも必要ではないかと思えます。平成27年度の社会福祉士・介護福祉士就労状況調査によると、労働時間、休日、勤務体制が合わなかったことも、介護福祉士の離職理由の上位となっておりますが、休日をふやす場合には介護職員の増員が必要となります。これから先、必要とする介護人材を確保するためには、こういった面についても改善が必要になると思えます。

現在、介護保険における介護職員の処遇改善のための加算は給与の改善を対象としているため、加算で得た資金は給与以外の処遇改善に充てることができません。

事業者がそれぞれの職場の実態に即した処遇改善に柔軟に対応するために、これらの加算を給与の改善以外にも活用できるよう国に対し要望すべきではないかと考えますが、地域福祉部長の所見を伺います。

次に、養護老人ホームの保護措置費について伺います。養護老人ホームの入所者の介護や食費などに必要な経費を賄うための保護措置費については、平成17年度から国の保護費負担金が一般財源化されて以降、養護老人ホームが所在している市町村が、地域の社会経済状況などを踏まえ決定することとされています。これまでに消費税が2度引き上げられ、国からは消費税の引き上げに伴う保護措置費の改定に関する通知文書も、その都度出されております。

一方、特別養護老人ホームなどの介護保険サービスでは、社会経済状況の変化に合わせ、3年に1度介護報酬の見直しも行われております。しかし、養護老人ホームの保護措置費に関



しては、平成17年度以降今日まで、全く改定をしていない市町村も県内にはあると聞いております。

現在、昨年10月の消費税改定には間に合わなかったものの、来年度からの改定に向けて検討を行っている市町村もあるようですが、入所者の適切な処遇を確保するためには、適切な時期に適切な保護措置費の改定が必要と思います。また、養護老人ホームが設置されている市町村からは、適切な額をどのように設定すればいいか県に助言をしてもらいたいとの声も聞きます。老人福祉法や国の措置事務の実施に係る指針において、県は必要があれば市町村に助言を行うべきとされています。

そこで、適切な保護措置費のあり方について、県は市町村に対して積極的に助言すべきではないかと考えますが、地域福祉部長の所見を伺います。

次に、介護職場における事務負担の軽減について伺います。事務負担の軽減については、これまでも改善や対応について質問をしてまいりました。昨年12月には厚生労働省において、介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の中間取りまとめが行われました。この委員会は、介護人材が不足している状況において、介護現場における事務負担を軽減することにより、ケアの質を確保することを目的として設置されていますが、委員会の最終取りまとめを待たず早急に実施できるものもあるのでしょうか。

国の法令改正などは必要とせず、県独自または県と市町村が協力すれば実施できるもの、例えば届け出様式の簡略化、統一化などについては最終報告を待たずに早急に実施すべきではないかと考えますが、今後どのように事務負担の軽減に取り組んでいくのか、地域福祉部長に伺います。

さて、来年度は、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期介護保険事業支援計画を策定しますが、75歳以上の高齢者が今後も増加する見込みであることから、介護を必要とする方も増加し、それに伴い介護を担う人材も今以上に必要となります。東京都など都市部では、本県以上に介護を必要とする高齢者が急増し、必要な介護人材も同様に急激に増加すると見込まれています。

若者の都市部への流出が続いている本県において、都市部への介護人材の流出を防ぎ、必要な介護人材を確保するためには、他県が行っている介護人材確保対策と同じことを行っているだけでは不十分であり、本県独自の魅力と実効性のある対策が必要であると考えます。宮城県では、来年度から介護人材を確保するために、週休3日制の促進や外国人材の受け入れのためにベトナム政府などと覚書を結ぶといったことに取り組むことが公表されています。特別養護老人ホームなどの施設の増設や地域包括ケアシステムの構築も、必要な人材が確保されなければ、幾ら計画をしても絵に描いた餅となります。

そこで、介護人材の確保が今以上に厳しくなると考えられる状況における、第8期計画の策定に向けた基本的な考え方や決意について知事の所見を伺いたいと思います。

次に、障害者スポーツセンターの施設整備について伺います。

高知県立障害者スポーツセンターは、障害者スポーツへの関心の高まりや障害者自身からの要望を受け、平成8年に高知市春野町にオープンし、障害者スポーツの拠点としてこれまで活動を行ってきました。この間、同センターの施設では、体育館、屋外プール、グラウンド、テニスコートなどで、健康増進や競技力向上を目的とした利用が行われてきており、その利用者数は年々増加し、現在年間5万人近い人が利用



しております。この施設を利用されている方の中には、県と県社会福祉協議会が毎年開催している高知県障害者スポーツ大会にも多くの方が参加されており、障害を持つ人がスポーツを通じて自信をつけ、障害者の自立と社会参加にもつながっております。

しかしながら、施設によってはふぐあいや劣化が発生し、小規模修繕で対応する状況となっております。例えば、障害者スポーツセンター開館時から設置されているグラウンドは、平成30年度には約7,000人もの方が利用しています。このグラウンドに整備されている全天候型走路は、20年以上経過しゴム表面の劣化が進んでおりますが、今まで全く補修や修繕が行われておらず、摩擦により表面が滑りやすくなり、雨天時などでは転倒することもあり、早急な改修が求められています。

また、プールの活用については、屋外プールのため、夏場の40日程度しか利用できない状況の中、約2,000人を超える利用があり、利用者からは屋内化への要望が寄せられています。水に入ることは、障害のある方にとって非常に効果があると言われておりますが、身体障害者の場合は体を見せることや、知的障害者の場合は大声を上げたりすることなどにより、御自身や保護者の方に抵抗があり、近隣にある他の施設の屋内プールでの利用が進まないことも理由の一つとなっております。

折しも、ことしは56年ぶりに東京オリンピック・パラリンピックの開催もあり、スポーツへの関心も一段と高まっているときだけに、日ごろからの障害者スポーツへの環境整備に取り組んでいくことは大変重要と考えます。

そこで、これら障害者スポーツセンターの施設整備を進める上で、今後計画的な大規模改修や修繕等が必要と思っておりますが、国の制度活用も含めた対応について文化体育スポーツ部長に伺

います。

次に、被災者支援システムについて伺います。

近年、地震や台風、集中豪雨などの多くの自然災害が発生しており、また南海トラフ地震が想定される本県においては、将来起こり得る災害に備え、災害発生時の緊急対応や迅速な被災者支援を進めるために必要となるさまざまな情報を管理するための仕組みを、平常時から構築しておくことが重要であります。

そのような中、マイナンバー制度関連システムの構築や地方公共団体の情報化推進を支援するための各種事業を行う、地方共同法人である地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISが兵庫県西宮市において構築したシステムをベースに、被災者や被災家屋等の属性情報、救援物資等の情報などの管理が可能となる被災者支援システムを、全国の自治体が活用できるよう無償提供しております。

地方公共団体情報システム機構、J-LISでは、特に小規模自治体において、この被災者支援システムの普及への取り組みとして、被災者支援システムと、市町村が発行する住民票の写しや印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストア等で取得できるサービス、いわゆるコンビニ交付サービスをセットで導入するという、小規模市町村向けコンビニ交付サービス・被災者支援システムのクラウド化の試行事業を本年度から実施しております。新聞報道でも話題となりましたが、この事業を活用し、これまで高知県下の自治体では全く行われていなかったコンビニ交付サービスが、2月4日から大豊町、土佐町、仁淀川町で開始となりました。

全国の自治体のコンビニ交付サービスの導入状況を調べてみると、令和2年1月6日時点では、全市区町村1,741団体のうち導入済みの団体が675団体、対象人口は9,867万人であり、日本の人口の約8割弱の方が、このサービスを享受

することが可能となっています。一方、本県は令和2年2月4日時点で、先ほど紹介しました大豊町、土佐町、仁淀川町の3団体が導入し、対象人口は約1万3,000人であります。

そこで、県下の市町村において、これまでコンビニ交付サービスを導入する団体がなぜなかったのか、総務部長に伺います。

仮に導入するために必要となる経費の問題であれば、国において3年間は、コンビニ交付サービスの導入経費の2分の1が特別交付税措置されることとなっています。

したがって、本県としても県下の市町村に対してコンビニ交付サービスの導入を促し、このサービスを楽しむ県民人口をふやすべきだと考えますが、総務部長の所見を伺います。

また、本県はこれまで、総務省が周知を図っている、自治体が無償で使用できる被災者支援システムを県下の自治体に周知するため、被災者支援システムの開発者吉田稔氏を高知に招き、被災者支援システムの講演会などを幾度も行ってきています。昨年9月にも高知県下の自治体職員に向け、被災者支援システムとコンビニ交付サービスについて講演が行われています。

現在、被災者支援システムは、全国の400近い自治体で導入されています。南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時に県として自治体を支援する場合、自治体が使用する防災システムは自治体ごとのシステムとするよりも、被災者支援システムのような統一された全国版であるほうが、県としても支援しやすくなると思います。これまで本県も、県下の市町村に対して被災者支援システムの周知を図ってきております。

そこで、県下での被災者支援システムの導入状況はどうか、危機管理部長に伺います。

被災者支援システムは、発災時に重要な被災者台帳の作成や罹災証明の発行に役立つ中核となる被災者支援システムと、被災者の見守り・

追跡支援ができる避難行動要支援者関連システム、避難所関連システム、緊急物資管理システム、仮設住宅管理システム、犠牲者遺族管理システム、倒壊家屋管理システム等から構成をされています。

このような総務省が周知するシステムがある中、内閣府は大規模災害時における物資調達等を支援する物資調達・輸送調整等支援システムを新たに開発し、今後自治体への導入を図ろうとしております。しかしながら、県下の自治体には被災者支援システムを既に導入しているところもあることから、災害時に幾つものシステムを持つこととなります。

そこで、これまで本県として周知してきた被災者支援システムと、これから推進を図ろうとする物資調達・輸送調整等支援システムをどのように整理し、県下市町村への推進を図ろうとするのか、危機管理部長に伺います。

次に、公共工事の品質確保の取り組みについて伺います。

近年、全国各地で想定を超える自然災害が頻発しています。これらの自然災害に対して、住民の安全を確保し被害を最小限に食い止めるためには、地域の建設土木事業者の協力が不可欠であります。少子高齢化、人口減少社会において、人材の確保が年々難しくなっております。また一方で、知事部局における土木技術職員は、応募者数の減少により人材の確保が厳しい状況になっています。事業の繰り越しも、昨年末で土木部に限っても、件数が491件、金額で399億円余りとなっています。

さまざまな理由があるにせよ、公共工事を円滑に遂行していくには、適切な発注、監督や検査、工事受託業者の適正な評価を行うことが重要だと考えられますが、技術系職員の減少や経験不足による影響、発注者側の個人の能力差による品質低下、発注のおくれ等が懸念をされま

す。特に、災害が起きた後の迅速な対応が困難となるのではないかと懸念があります。

国は平成17年、公共工事の品質確保の促進に関する法律を制定し、行政側として行う職務の一部を民間に委託することにより品質確保を行っています。これまで、発注者支援業務として民間事業者の一部を委託する業務は、広島県や福島県でも積極的な導入が行われています。民間事業者の力を積極的に取り入れることにより、災害発生時の迅速な対応が可能になるのではないかと考えます。当然、民間事業者への一部委託の場合は、行政の透明性の面からも考慮し、行政情報の漏えいにも注意するため、適切な業者を選定する明確な評価基準や条件を付したガイドラインの策定が必要となります。

そこで、他県での事例等も参考にして本県も発注者支援制度を検討すべきと考えますが、土木部長の所見を伺います。

次に、新たな国の取り組みとして、災害に遭った自治体の復旧・復興業務を支援するため、県の技術職員の採用をふやし自治体へ派遣することが計画をされています。

そこで、本県は新たな制度への対応をどのように図る考えなのか、総務部長に伺います。

次に、国土交通省は、国や自治体が公共工事の予定価格を算出する際に使う公共工事設計労務単価を全国・全職種の平均2.5%引き上げることを発表しています。労務単価の上昇は9年連続で、労働者不足に伴う賃金の伸びを反映し過去最高を更新しています。

国は3月1日以降に契約する工事に適用するとしていますが、本県はどのような対応を図るのか、土木部長に伺います。

次に、G I G Aスクール構想について伺います。

昨年6月には、学校教育の情報化の推進に関する法律が成立し、国や自治体が学校教育の情

報化の推進に関する施策を総合的、計画的に策定、実施する責務が明確化されています。

そして、文部科学省はG I G Aスクール構想として、学校I C T環境の抜本的な改善とI C Tを効果的に活用した、多様な子供たちを誰ひとり取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現を目指していくことを打ち出しました。このG I G Aスクール構想では、子供たちの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を目指しており、令和元年度補正予算では約2,300億円が決定しています。これまでは地方財政措置での対応とされており、予算化はそれぞれの自治体の一般財源に委ねられていたのと比べると、画期的な政策転換と言えると思います。

そこで、国は、子供たち1人1台のコンピューター端末の整備を目指していますが、本県はどの程度整備がされているのか、また県内の市町村間で格差が生じないように県内全域での共同調達を進めるべきと考えますが、どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

ハードが整備されてもそれが使われなければ意味がなく、教師がI C Tを活用して指導する力も高めていかなければなりません。

そこで、教師がI C Tを活用できるように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

また、本県としてG I G Aスクール構想の実現にどう取り組んでいくのか、知事に伺いまして、第1問を終わります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 黒岩議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県勢浮揚のかなめとなります産業振興計画への思いや決意についてお尋ねがございました。

来年度からスタートいたします第4期の産業

振興計画におきましては、5つのポイントを考えております。すなわち1点目が、デジタル技術と地場産業の融合、2点目が、県外・海外とのネットワークの強化、3点目が、担い手確保策と移住促進策の連携、4点目が、県内事業者の、いわゆるSDGsを意識しました取り組みの促進、5点目が、中山間地域での施策の展開を特に意識すること、こうした5つの点でございます。これによりまして、多面的かつ重層的に施策を強化したいと考えております。

これらのポイントは、しっかりと成果を上げてこられました尾崎県政の路線を継承いたしまして、さらに前に進んでいくという形を基本に据えております。その上で、私の、付加価値や労働生産性の高い産業を育成し、多様な仕事を生み出していく、そのことで中山間地域においても若者が住み続けられるようにしたいという思いを込めまして、掲げさせていただいたところであります。

特に、デジタル技術と地場産業の融合は、本県の地場産業の高度化と、高知ならではのSociety5.0関連の産業群の創出につながるものであります。産学官民の総力を結集して、さまざまな分野で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、国連の開発目標SDGsに関しましては、全世界でこのSDGsの達成を目指した取り組みが進められております。こうした中で、事業者におきましてSDGsを意識した事業活動を行うことにより、大きなビジネスチャンスを得られる可能性がございます。このため、県内事業者のSDGsを意識した取り組みを促進してまいりたいと考えております。

この第4期の産業振興計画の着実な実行を通じまして県の経済をさらに活性化させ、高知県政を一段と高いステージへ引き上げられますよう、前へ前へと全力で取り組んでまいります。

次に、関西圏の活力を高知に誘引するための具体的なイメージがどうかというお尋ねがございました。

大阪・関西圏との経済連携の強化に向けた戦略につきましては、これまでの本県の地産外商の取り組みでございますとか、予定されております大規模プロジェクトなどを踏まえまして、現時点では、次の3つの方向性が考えられるのではないかと考えております。

1つ目は、いわゆるインバウンド、海外からの観光客の推進でございます。例えば、関西と高知を結びます新たな旅行商品を開発、販売するということによりまして、関西圏を訪れます外国人観光客を高知に誘引できるのではないかと考えております。

2つ目は、食品を初めといたします県産品の外商の拡大ということでございます。例えば、食品の分野では、関西におきます中食・外食産業でございますとか大手卸などとの連携によりまして、新たな販路の開拓につなげることで、さらなる外商の拡大を図っていただけるのではないかと考えております。

3つ目は、大阪・関西万博などの大規模プロジェクトとの連携でございます。例えば、万博の施設などにおきまして、県産食材あるいは県産材の活用や情報の発信ができますと、本県の認知度を高めますとともに、本県の観光あるいは外商の拡大にもつながっていくというふうに考えております。

開催を予定しておりますアドバイザー会議におきましては、こうした視点に限らず幅広く忌憚のない御意見を伺いながら、具体的な戦略を練り上げてまいりたいと考えております。

次に、消費税10%への対応策としての軽減税率の導入あるいは増税分も活用した教育費の負担軽減についてお尋ねがございました。

消費税の軽減税率につきましては、経済的に



弱い立場の方々への配慮から、食料品などについて、わかりやすい形で税負担を軽減するという点で評価ができると考えております。また、制度の導入に当たりまして、軽減税率の適用区分が複雑ではないかと、混乱が発生するのではないかというような危惧もございましたが、本県におきましても全国的にも、そうした目立った混乱はなかったというふうに聞いております。

今後は、この軽減税率も含めました消費税の適正な申告に向けまして、国におきまして講習会あるいは相談会の実施などが予定されており、県としても周知などに協力をしてまいります。

また、増税分を活用いたしました教育費の負担軽減が図られたところでございます。これは、少子高齢化に対応いたしまして、子育て世代や子供たちに大胆に政策資源を投入いたしまして、いわゆる全世代型の社会保障へ転換していくというための人材への投資というべきものであると承知をいたしております。

あわせて、私立高校の授業料無償化に関しては、従来の県単独の減免補助制度と重なる部分について財源が不要となることから、新たな財源が生み出されまして、これを活用して県単独の制度の対象を拡大することができるという次第でございます。その予算を今回お諮りしているところでございます。

今後とも、県といたしまして、消費税の引き上げによります財源などを活用し、少子化対策や人づくりに関する施策について、しっかりと役割を果たしてまいります。

次に、カツオ漁業経営の維持・安定のための対応につきましてお尋ねがございました。

本県のカツオ一本釣り漁業は、かつては140億円に迫る生産額を誇りまして、本県の漁業を牽引いたしますとともに、地域にとって重要な雇用の場でもございました。また、カツオのタタキに代表されます土佐のカツオは、観光や食文

化の面で、本県にとって極めて重要な資源でございます。

しかし、本県のカツオの漁獲量は長期的に減少傾向にありまして、特に平成26年以降は過去最低の水準となっております。生産額につきましては、近年では40億円前後で推移しているという状況でございます。こうしたカツオの不漁は、熱帯域におきますまき網漁船の大量漁獲によって、資源が減少したことに原因があるというふうに考えております。加えて、議員のお話にもございましたように、燃油価格の高どまり、あるいは漁船員の不足、漁船の老朽化など、カツオ一本釣り漁業の経営を取り巻く環境は厳しい状況が続いていると考えております。

このため、県におきましては、カツオの資源管理を協議いたします国際会議におきまして、我が国が率先して資源管理の強化を提案いたしますよう、国へ政策提言を行ってきております。あわせて、国が行います資源調査への協力あるいは高知カツオ県民会議とともに国際会議でのロビー活動、こういったことも行ってございまして、今後もこれらの取り組みを継続してまいります。

漁業経営の安定に向けましては、漁船の取得や運転資金に対する融資制度を拡充してまいりました。また、国への政策提言によりまして、燃油高騰時の差額補填のための基金に対しまして漁業者負担の軽減が実現をしてきております。

さらに、今後関係者の御意見を伺いながら必要な対策を検討いたしまして、来年度中をめどにこの対策を取りまとめ、伝統ある土佐のカツオ一本釣り漁業の灯を消さないように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、内部統制制度についてどのように取り組んでいくのかについてのお尋ねでございます。

内部統制と申しますのは、自治体内部におきまして、あらかじめ事務執行上のリスクを把握



した上で対応策を講じ、定期的な確認や評価を行いまして、事務の適正な執行の確保を図るという制度でございます。この制度は、地方自治法の改正によりまして、新年度から導入が義務づけられております。

現在、本県におきましても、基本方針の策定などの導入に向けた準備を進めているところでございます。対象となります事務は、財務に関するものが必須、必ずやるということになっておりまして、本県ではこれに個人情報保護、そしてコンプライアンスに関する事務を加えるという予定で準備をしております。

本県の推進体制といたしましては、副知事をトップといたします内部統制推進会議を設置いたしまして、全庁的な取り組みの推進や事例の共有を図るということにいたしております。あわせて、関係課によりましてプロジェクトチームを設けまして、リスクとなる事象の例や対応策、ひな形的なものをお示しするとともに、各所属に推進員を配置いたしまして、対応策の策定と適正な運用を図ってまいります。その上で、制度所管課が運用状況の評価を行いまして、毎年度評価報告書を作成し、監査委員の審査を受けまして、議会に提出をさせていただくこととしております。

本制度の導入により組織的にリスクへの対応策が講じられますことで、政策的な課題に集中して取り組むことが可能になるなどの効果が期待されます。制度の趣旨に沿った運用となりますよう、事務の適正な執行にしっかりと取り組んでまいります。

次に、幼児教育・保育の無償化についての認識と評価についてお尋ねがございました。

幼児教育・保育の無償化は、子育て家庭の経済的な負担を軽減することによりまして、少子化対策の取り組みを抜本的に強化するものであります。政策的な意義は大きいものと認識をい

たしております。このことは、公明党が実施されました実態調査——御紹介ございましたように、保育所、幼稚園等の利用者の約66%が経済的負担の減少を実感されているという結果にもあらわれているというふうに言えると思います。

本県におきましては、昨年4月1日の時点で、3歳以上の子供のうち98.3%と、ほぼ全ての子供が保育所、幼稚園などを利用している状況でございます。このような本県の現状からいいますと、今回の無償化の政策的な効果は子育て家庭に幅広く及んだというふうに評価をいたしております。

今回の無償化によりまして、原則として、保育所などを利用いたします全ての3歳児から5歳児までの保育料、そして住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児までの保育料が無償という形になりました。逆に言いますと、住民税が課税されております世帯ですと、ゼロ歳児から2歳児までの保育料については、所得に応じまして引き続き負担が必要だという状況にあるわけでございます。

少子化対策をさらに強化するという観点に立ちますと、このゼロ歳児から2歳児までの保育料につきまして、一定の所得制限は必要かというふうにも考えますが、そうであるにしても無償化の対象範囲を現状よりも拡大していくことが必要なのではないかと考えております。このため、このことにつきまして全国知事会などを通じて、引き続き政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、第3期医療費適正化計画におけます2年間の取り組みを踏まえまして、医療費適正化に向けた所見についてお尋ねがございました。

第3期の医療費適正化計画につきましては、1つが県民の健康の保持、2つ目が医療の効率的な提供、大きくこの2つを柱といたします取り組みを進めてまいったところでございます。

県民の皆さんの健康の保持に向けましては、特定健診の受診率の向上あるいは生活習慣病の重症化予防などの取り組みを進めているところでございます。また、医療の効率的な提供といたしましては、病床機能の分化や高知版地域包括ケアシステムの構築、さらには後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用促進などに取り組んでいるところでございます。

しかしながら、本県の壮年期男性の死亡率は全国よりも高うございまして、その死亡原因の約2割は糖尿病、脳血管疾患などの血管病となっております。また、後発医薬品の使用割合が依然として全国下位にあるなど、まだまだ課題も残されておりますことは御指摘のとおりでございます。そのため、新たな第4期の日本一の健康長寿県構想におきましては、血管病重症化予防対策あるいは医薬品適正使用の取り組みの拡充などについて、さらに施策の強化を図ることといたしております。

言うまでもなく、医療費の適正化を進める上で、医療費の削減そのものが目的ということではなならないと考えております。まずは、県民の皆さんのQOLの向上を図るということを目指しまして、その結果として、医療費の伸びが徐々に下がり医療費の適正化につながっていくと、こういう経路をたどることが肝要だと考えております。引き続き、こうした観点で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第8期の介護保険事業支援計画の策定に向けました考え方、あるいは決意についてお尋ねがございました。

本県におきましては、今後も高齢化がさらに進みまして、介護サービスを必要とされる方が一層増加するものと見込まれているところでございます。こうした中で、第8期の介護保険事業支援計画を策定するに当たりましては、高齢者の生活の質、いわゆるQOLを高めることを

基本に、必要な介護サービスを確保するということが重要であると考えます。また、介護サービスを確保し、将来にわたって高知版地域包括ケアシステムを推進していきます上で、介護人材の確保は克服すべき大きな課題であると認識をいたしております。

県ではこれまでも、介護人材の確保に向けましては、日本一の健康長寿県構想や介護保険事業支援計画に基づきまして、新たな人材の参入と定着の両面で対策を強化してまいりました。これまでの取り組みによりまして、例えば本県が先駆的に取り組んでおります、いわゆるノーリフティングケアにおきましては、ケアを実践する事業所におけます離職率は11.3%となっております。他の事業所に比べて2.5ポイント低くなっている、定着率が相対的に高いということになっております。また、魅力ある職場づくりを推進いたします介護事業所認証評価制度におきましては、認証を受けた施設から、就職の問い合わせが増加してきているといったようなお話もお聞きをいたしております。

今後は、こうした取り組みをさらに進めてまいりますとともに、介護分野に多様な人材の参入を促す取り組みを強化する必要があると考えております。このため、例えば元気な高齢者などを介護助手として受け入れる環境整備などについて強化をしてまいります。

あわせて、外国人介護人材の確保対策の強化に向けまして、来年度介護福祉士の養成校や施設の関係団体などと検討会を立ち上げてまいります。この検討会では、外国人介護人材の受け入れ拡大に向けました関係機関の連携のあり方や、課題となっております日本語の習得などについて十分協議をしてまいりたいと考えております。

最後に、GIGAスクール構想の実現に向けました取り組みについてお尋ねがございました。

技術革新が急速に進む中でございますので、教育につきましても、人工知能、AIやビッグデータなどの新しい技術の活用が進んできております。これまでの学校教育のあり方が大きく変化しようとしている局面にあると考えております。

こうした中で、先般国の令和元年度の補正予算におきまして、1人1台端末環境あるいは校内の高速通信ネットワークを一体的に整備いたします、GIGAスクール構想の実現に向けた経費が盛り込まれたところでございます。この構想におきましては、1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校のスタンダードだとされておりまして、令和5年度までに全小中学校に整備するためのロードマップも示されているところでございます。

本県におきましても、国の補正予算も活用いたしまして、県立学校の高速通信ネットワーク環境等の整備を進めてまいります。また、小中学校におきましても、高速通信ネットワーク環境の整備と1人1台端末環境の実現に向けまして、市町村と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。あわせて、整備したICT環境を教員が効果的に活用していきますよう、研修の強化充実など、ICT活用指導力の向上にも取り組んでまいります。

4月から始まります第2期の教育大綱におきましては、学習指導への先端技術の活用など、デジタル社会に向けた教育の推進を新たな基本方針に掲げて取り組むことといたしております。一人一人に個別最適化され、創造性を持ってICTを活用できます教育環境の充実に向けまして、国のGIGAスクール構想を本県もしっかりと実現してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、昨年実施した保育士実態調査の結果と今後の対応についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、昨年10月に実態調査を実施し、先月その結果を取りまとめております。この調査では、本県で保育士登録をされている方のうち、平成26年度以降に養成施設を卒業された方、また保育士として一定の経験を積まれた30歳代から40歳代までの方、合わせて3,870人を対象に郵送方式でお聞きし、684人から回答をいただきました。

その中で、保育士として働き続けるために必要な条件について3項目を選択する方式でお聞きしたところ、給与の増額が80.2%、保育士の増員が41.0%、保育業務や持ち帰り仕事の軽減が41%、休みをとりやすい職場環境が30.2%という順になっております。

また、改善可能な保育活動やその他の御意見をお聞きした自由記載欄には、それぞれ200件を超える御意見があり、その中には先ほど申しました処遇改善のほか、保育中は多忙で保育準備は勤務時間終了後になることや、保育の時間を確保するための行事等の軽減、提出書類の削減を求める意見が多くありました。このため、まず保育士の給与の増額等の処遇改善につきましては、国に対して全国知事会を通じて、引き続き要請を行ってまいります。

加えて、処遇改善や働き方の見直しのためには、保育士確保に向けての施設経営者の意識や課題を把握する必要もありますことから、市町村も含めた施設経営者側への調査やヒアリングを実施したいと考えております。その上で、市町村や保育士会、保育所経営管理協議会などの関係団体の皆様との協議の場を持ち、国の制度を最大限活用しつつ、労働環境の改善や業務負担の軽減に向けた経営者側の主体的な取り組みを促すための手だてを検討し、県教育委員会と

しましても必要な支援を行うことで、保育士の確保と定着につなげてまいりたいと考えております。

次に、本県の子供たちのコンピューター端末の整備状況と今後の整備に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

本県の公立学校における教育用コンピューターの整備状況は、平成31年3月現在で児童生徒3.6人に1台の割合となっており、全国平均である5.4人に1台を上回る全国第3位の水準にあります。しかしながら、個々の市町村の整備状況にはばらつきがあり、また児童一人一人の習熟度に応じた授業や個別学習、協働学習などに有効なタブレット型端末の整備が十分でない状況もございます。

こうした中、国においてはGIGAスクール構想の実現に向け、令和2年度から5年度までの4年間で、小中学校の全ての児童生徒に1人1台のコンピューター端末を整備するための財政的な支援策を講じることとされたところです。今回のコンピューター端末整備に係る国の支援については、児童生徒1人当たり4万5,000円の定額補助となっていることから、各市町村においては、それぞれの財政状況などにかかわらず計画的な整備が進められるものと考えております。加えて、県教育委員会としましても、県と各市町村の共同手続によるスケールメリットを生かした有利な条件での調達を想定し、仕様の標準化などの検討を市町村教育委員会連合会と連携しながら進めております。

なお、国の支援対象となりますタブレット型端末につきましては、文部科学省の標準仕様において、3つのオペレーティングシステムが示されております。教職員の人事異動等を考慮すれば、各市町村が調達するオペレーティングシステムを統一することで、学習活動や指導方法などの共通化が図られるというメリットが想定

されます。一方で、先行して独自にタブレット型端末の整備を進めた市町村もあり、オペレーティングシステムの統一には、各市町村の意向も踏まえた慎重な検討が必要であると考えております。

現在、県教育委員会としましては、各市町村におけるタブレット型端末の選定に資するよう、3つのオペレーティングシステムの実演会を開催するなど支援に努めているところです。今後とも、各市町村における円滑で効率的な調達の実現に向けた助言など、必要な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に、教師のICTの活用についてお尋ねがございました。

まず、来年度予算において、小・中・高等学校教員の資質能力の向上に向けた研修を担う県の教育センターにおける、タブレット型端末やプロジェクター等のICT環境の充実を図りたいと考えております。あわせて、教育センターにおいては、来年度からそれらを活用した各種の研修を実施し、教員のICT活用指導力を育成してまいります。

また、来年度からプログラミング教育が必修化される小学校教員については、タブレット型端末等を活用した効果的な指導が可能となるよう、具体的な授業実践モデル等を盛り込んだICT活用ハンドブックを策定し、周知、活用を図ってまいります。さらに、小・中・高等学校の若年教員研修におけるICTを活用した授業づくり及び校内研修の実施や、高等学校における大学教員等の外部人材を活用した校内研修の充実などを通じ、教員のICT活用能力を高めることとしております。

こうした取り組みにより、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、学校のICT環境の整備を進め、第2期の教育大綱に基づき、ハード・ソフトの両面から、デジタル社会に対



応した教育を推進してまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、医療費適正化計画について、住民の健康保持に関する数値目標に対しての取り組み状況や課題についてお尋ねがございました。

本県の医療費適正化計画には、県民の健康の保持に関して、特定健診、特定保健指導、そしてメタボリックシンドロームの3つに数値目標を定めています。

まず、1つ目の特定健診につきましては、これまでがん検診とのセット化などを支援し、受診者の利便性向上を図ってまいりました。また、さまざまな広報媒体による受診の呼びかけとともに、特に受診率の低い40歳代前半と60歳代前半の方を対象に、直接郵送による受診勧奨も行っています。

データとしましては、第3期医療費適正化計画策定以前の平成28年度が直近のものとなりますが、受診率は48.2%と、目標の70%以上には届いていない状況です。その受診者を分析してみると、市町村国保の40歳代、協会けんぽの被扶養者の受診率が特に低くなっています。そのため来年度は、引き続き保険者と連携した取り組みを強化するとともに、新たに翌年に特定健診の対象となる39歳の方への啓発も行っていく予定にしております。

次に、特定保健指導につきましては、保険者の保健指導技術力の向上に向け、研修会の開催などを通じて支援を行ってまいりました。ただ、これも直近のデータである平成28年度の実施率は18.0%にとどまっており、目標である45%には達していません。その要因として、保健指導を行う保健師や管理栄養士のマンパワー不足が考えられますので、県としては、保険者と個別に協議を行い、民間の特定保健指導受託事業者や高知県栄養士会への委託を促進したいと考え

ています。

そして、3つ目のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少につきましては、保健指導の徹底により、平成20年度と比べて令和5年度には25%以上減少させることを目標としていますが、平成28年度時点では10.6%の減少にとどまっています。この減少率が小さい背景には、本県では肥満につながる食生活習慣が見受けられることや1日の平均歩数が少ないことの影響が考えられます。そのため来年度からは、新たに野菜の摂取量や運動量をふやすなどしていただくため、日常生活に少し健康行動をプラスして取り込む5つのプラス運動の啓発活動を展開したいと考えています。

次に、本県の糖尿病性腎症の重症化予防プログラムの取り組み内容と課題についてお尋ねがございました。

本県の糖尿病性腎症の重症化予防プログラムは、受診勧奨により医療機関につなぐ取り組みと、保健指導により病状の維持・改善を目指す取り組みの2つから構成されております。

まず、受診勧奨の取り組みにつきましては、レセプトデータ等を分析し、特定健診で医療機関への受診が必要と判断されながら健診後3カ月以上経過しても受診していない者、いわゆる未治療ハイリスク者、そして過去に糖尿病の治療をしていたが直近6カ月以上治療を中断している者、いわゆる治療中断者を抽出し、受診勧奨を行っています。

プログラムを開始した平成30年度からこれまでに、286人に受診勧奨を行い、約4割に当たる113人の方を受診につなげることができましたが、逆に受診につながっていない方が約6割いらっしゃいます。その要因としては、受診の必要性が十分に理解されていないことだと思われしますので、広報を充実するとともに、保険者にかかわらず、市町村による地域としての取り組みを

進めていく必要があります。そのため、本年度から新たに市町村に対して、糖尿病看護の専門家等をアドバイザーとして派遣しております。

次に、保健指導により病状の維持・改善を目指す取り組みにつきましては、糖尿病の治療中で重症化リスクの高い方に対して、かかりつけ医と連携して保健指導を行っております。現在のところ、連携して保健指導に結びつけた割合は、対象者の2割程度と低くなっています。ただ、保健指導を受けた方においては、血糖値が改善あるいは維持されている方がいらっしゃいますので、来年度は保険者とかかりつけ医が連携した保健指導をより一層推進するため、ブロック単位の研修会を開催するなどして、まずは保健指導に結びつける割合を高めてまいります。

他方で、これらの取り組みを糖尿病性腎症の重症化を起因とする新規透析導入患者数を減少させるというアウトカム指標に結びつけるためには、どうしても時間がかかります。そのため来年度は、糖尿病性腎症がより進行した方に対して、人工透析導入の時期を少しでもおくらせる取り組みにもチャレンジすることを予定しています。現在の取り組みの強化に加えて、この新たな取り組みを着実に進めることによって、新規透析導入患者数の減少を図っていきたくと考えています。

次に、過去5年間のレセプトデータを用いて糖尿病の重症化予防を行えるよう、支援体制を強化する必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

議員のお話にありましてとおり、県では、平成30年度から糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく対象者抽出ツールにより、市町村に介入対象者リストを提供しております。この対象者リストは、レセプトデータなどからプログラムに基づく対象者を毎月抽出することで、最新の情報で市町村が対象者に介入できるもので

す。

このリストは、プログラムの開始時にとり始めた平成29年度のデータ以降、現在は3年間のレセプトデータで作成しており、基本的にはデータを蓄積していくこととしておりますが、何年間のデータを蓄積するかは決まっておりません。そのため、議員のお話にありました5年間という期間も含めて、今後市町村、国保連合会など関係者の御意見や他県の事例も参考にしながら、蓄積するデータの期間を検討してまいります。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率向上のための周知方法と接種実績についてお尋ねがございました。

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、65歳、70歳、75歳と5歳刻みの年齢の方を対象に平成26年度から開始され、平成30年度には開始から5年を経過したことから、65歳以上の全ての方に予防接種の機会があったこととなります。本県では、かかりつけ医などの医療機関でも個別接種が受けられる予防接種広域化の体制が確立されております。高齢者の肺炎球菌についてもその対象の予防接種になっており、これまで市町村での広報に加えて、県も新聞広告で制度の周知を行うなど啓発に努めてまいりました。

高知県では、平成26年度から平成30年度までの5年間に約10万人が予防接種を受けられましたが、残念ながら65歳以上人口に対する5年間の平均接種率が39.6%と、直近の全国データである平成29年度の35%を若干上回った水準にとどまっております。このような全国的にやや低調な実績と、肺炎で亡くなる方の97%以上を65歳以上の高齢者が占めていることなどを踏まえ、議員御指摘のとおり、国は、この肺炎球菌ワクチンの予防接種を、これまで接種を受けていない方を対象とする経過措置として、今年度から改めて5年間延長いたしました。

肺炎球菌ワクチンの予防接種は、県の第3期医療費適正化計画の中にも、高齢者に対する必要な予防接種として位置づけられております。国が、改めて今年度から制度を延長した理由を踏まえまして、接種率向上に向け、ホームページなどで啓発するとともに、市町村に対しても対象者への周知を積極的に図っていただくよう働きかけてまいります。

最後に、後発医薬品の使用促進に関する県の取り組みについてお尋ねがございました。

県では、これまでも後発医薬品の使用促進に向けて、医療関係者に対する研修会や県民に対する講演会などを通じて、後発医薬品の有効性や安全性に関する知識の普及啓発に取り組んでまいりました。また、医療保険者におきましても、後発医薬品を使用した場合と先発医薬品を使用した場合の差額通知や、後発医薬品の希望カードの配布などを行ってきたところです。

さらに、平成30年度からは、国による後発医薬品の使用促進を図る重点地域に指定されたことなどを受けまして、県民向けのテレビCMや新聞広告の実施といった啓発事業や、高知県薬剤師会の御協力のもと、後発医薬品への切りかえを薬局薬剤師が直接声をかけて促す取り組みを強化しました。また、市町村国保及び後期高齢者医療広域連合から提供されたレセプトから、使用割合の低い病院や薬局を抽出し、そこへの個別の働きかけも行っています。

こうした取り組みを行ってきた結果、後発医薬品の使用割合はまだ全国45位であるものの、過去1年間の使用割合の伸び率は5.1%で全国2位になるなど、一定取り組みの手応えも感じているところです。今後も引き続き、医療保険者や薬剤師会と連携しながら、これまでの取り組みを着実に進めてまいります。

またあわせて、来年度は後発医薬品の使用が進んでいない医療機関や薬局のレセプトをより

詳細に分析し、後発医薬品へ切りかえた場合の診療報酬加算の取得に向けたシミュレーションや薬剤費の削減効果額をお示しすることなど、個別の働きかけを強化して、目標達成に向けて取り組んでまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、第7期介護保険事業支援計画の進捗状況と整備目標の達成の見通しについてお尋ねがございました。

第7期計画における施設の整備につきまして、市町村から、公募したものの介護事業者の人材確保の厳しさなどから応募がなかったケースもあったと聞いていますが、そうしたケースでは再公募が予定されるなど、おおむね計画に沿った整備が進められているところです。

具体的には、特別養護老人ホームは、既に計画どおり2施設、55床の整備が完了しています。老人保健施設については、高知市において160床の整備に向けて、今後公募がされる予定と聞いています。また、認知症高齢者グループホームについては、4市町で90床の整備計画があり、このうち既に18床が整備され、残りの72床も来年度に整備される予定とお聞きしています。さらに、介護つき有料老人ホームなどが対象となる特定施設入居者生活介護につきましては、4市町で計画されている164床のうち、これまでに75床が整備され、残り89床も来年度中に整備される予定となっております。

来年度は、第7期計画の最終年でありますことから、整備計画に掲げた介護サービスが確保できますよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、介護事業所認証評価制度の現状と今後の具体的な方策についてお尋ねがございました。

本県では、平成29年12月に認証評価制度を導入して以降、現在までに26法人、158事業所が認証を取得しています。認証の対象となる介護事

業所は県内に約1,100ありますことから、現在の認証取得率は約14%となっております。この認証評価制度について、本年度実施しました介護事業所の実態調査では、64%の事業所から今後の認証取得に前向きであるとの回答をいただいております。さらに多くの事業所の認証取得につながるよう、一層支援を強化していく必要があると考えています。

認証取得の課題について事業者の方々からは、小規模な法人では、キャリアパスに応じた昇給の仕組みや職員の育成計画が未整備であり、その整備に時間を要すること、また規模の大きな法人では、サービス種別の異なる事業所を多く抱えており、取り組み実績の確認作業や事業所間の調整に時間を要することなどがあるとお聞きしています。

こうした事業所の課題に対しては、個別のサポートを行っているところです。具体的には、認証取得に向けたキャリアパスの構築や給与体系の整備などの事業所の取り組みを支援するセミナーを開催するとともに、その際に個別相談を行い、個々の事業所の課題に応じて専門家がアドバイスを行うなどのサポートをしています。さらに来年度は、介護労働安定センター高知支部など関係機関とも連携し、これまでに認証を取得した法人の取り組み事例を紹介するなどして、法人の規模や課題に応じたきめ細かなサポートを一層強化してまいります。

次に、介護職員等特定処遇改善加算の現在の状況への認識と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

介護職員等特定処遇改善加算は、経験、技能を有する介護職員の賃金改善について重点化を図るとともに、一定の条件のもとではありますが、介護職員以外の職員の賃金改善ができるよう制度化されたものです。

県としましては、できる限り多くの事業所に

この加算を活用いただけるよう、加算の説明会や介護事業所認証評価制度支援セミナーで活用を呼びかけるとともに、県のホームページなどでも取得を促してまいりました。しかしながら、現在県内における加算取得率は約39%と、まだ十分に活用されていない状況です。加算を取得していない事業所からは、介護職員とその他の職員の給与体系のバランスをとることが難しいことや、処遇改善加算制度が複雑でわかりにくいといったさまざまな声をお聞きしております。

このため、今後より多くの事業所が加算を活用できるよう、事業所ごとに個別のサポートを強化していく必要があると考えております。具体的には、各事業所に加算を取得していない要因を詳しくお聞きした上で、参考となる活用事例なども紹介しながら、きめ細かく助言を行ってまいります。また、その際には地域密着型サービスを所管する市町村とも緊密に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、処遇改善加算の対象範囲の見直しを国に提案することの必要性についてお尋ねがございました。

議員からお話がありました居宅介護支援事業所については、今回の加算を含めて、処遇改善加算の対象外となっております。こうした中、本年度県が居宅介護支援事業所を対象に実施したアンケート調査では、地域によって介護支援専門員の確保が難しい状況があることや、介護支援専門員の処遇改善を求める意見があり、介護支援専門員の方々との意見交換会においても、こうした声をお聞きしているところです。

このような実情を踏まえ、介護支援専門員の安定的な人材確保を図るため、介護支援専門員の処遇改善について、国に提案してまいりたいと考えております。

次に、処遇改善加算の給与改善以外への活用を国に提案することの必要性についてお尋ねが



ございました。

県では現在、介護・福祉職場における子育てと仕事の両立を支援するため、介護職員等が育児休業または休暇を取得する場合に代替職員を派遣する事業を実施しているところです。

今後は、こうした支援に加え、処遇改善加算のあり方を初め、業務の効率化や休暇制度、職員体制のあり方など、介護人材を確保するための働きやすい環境づくりについて、幅広く事業者の皆様の御意見をお聞きした上で、本県の実情を国に伝えてまいりたいと考えております。

次に、養護老人ホームの保護措置費のあり方に関する市町村への助言についてお尋ねがございました。

養護老人ホームの老人保護措置費につきましては、昨年10月の消費税率の改定に伴い、関係の市町村に対して、適切な改定が行われるよう個別に助言をしてまいりました。その結果、養護老人ホームが所在している9市町村のうち、現在までに4市町村で措置費の改定が行われ、残る5市町においても、令和2年度に改定を行う予定であるとお聞きしております。

今後とも、施設入所者の適切な支援体制を確保するため、社会経済情勢等に応じて措置費の適切な改定が行われるよう、市町村に対して積極的に助言を行ってまいります。

最後に、介護事業所の事務負担の軽減についてお尋ねがございました。

議員のお話にありました昨年12月の国の専門委員会における中間取りまとめでは、事務負担の軽減策として、指定申請時などの添付書類への原本証明を求めないことや、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に関する計画書の一本化などの対応の方向性が示されております。

県といたしましては、国の検討内容を参考にしますとともに、議員から提案いただきました届け出様式の統一化など、現時点でも見直し

可能なものについては、速やかに改善を図っていきたいと考えています。そのため、市町村や事業者の皆様の御意見もお聞きしながら、具体的な見直しの検討を行ってまいります。

(文化生活スポーツ部長橋口欣二君登壇)

○文化生活スポーツ部長(橋口欣二君) 障害者スポーツセンターの施設整備に関して、計画的な大規模改修や修繕などが必要ではないかとお尋ねがございました。

第2期高知県スポーツ推進計画の中では、障害者スポーツの振興を強化のポイントの一つに位置づけまして、競技力の向上や参加者の拡大などに取り組むこととしており、この点からも障害者の方が利用できる施設の維持・充実は不可欠だと考えております。

議員のお話にありました障害者スポーツセンターの全天候型走路につきましては、利用頻度や施設の状況から優先順位は高いと捉えており、できるだけ早期に改修できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。一方、屋内プールの整備につきましては、通年利用するためには温水プールとなりますことから、多額の建設費用とランニングコストが必要といった課題もございます。

今後の県立スポーツ施設の大規模改修や修繕につきましては、国の補助制度など財源活用を最大限図りながら、引き続き関係者や利用者の御意見も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) まず、県内の市町村において、これまでコンビニ交付サービスを導入する団体がなかった理由、また県としてのサービス導入促進に対する所見についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

マイナンバーカードを用いてコンビニエンス

ストアなどで住民票の写しなどを取得できます、いわゆるコンビニ交付サービスは、住民の方にとりましては市町村の窓口に出向くことなく、閉庁日や閉庁の時間帯であっても証明書を取得できるようになるとともに、自治体側にとっても証明書発行業務の軽減につながることであります。こうしたメリットを享受できるよう、県としてはこれまでも、知事と市町村長との意見交換の場や担当者向け説明会において、導入を促してきたところですが、県内市町村では、議員のお話にありましたように、先月まで導入した団体はございませんでした。

その理由としましては、このサービスを導入するに当たり、既存システムの改修費や地方公共団体情報システム機構に対する運営費負担など新たな費用が生じること、マイナンバーカードの普及が進んでおらずニーズが見込めないことがあるものと考えております。

国においては、費用面の課題に対し、平成26年度から特別交付税措置を講じ、その後も上限額の引き上げや措置期限の延長を行うなど、財政支援の拡充を図っているところです。また、マイナンバーカードの普及については、キャッシュレス決済サービスと連携して買い物などに使えるポイントを付与する消費活性化策や、マイナンバーカードの健康保険証利用など、さまざまな取り組みを進めているところであります。

こうした状況の中、去る2月4日には大豊町、土佐町、仁淀川町が、地方公共団体情報システム機構の小規模団体向けのモデル事業を活用してサービスを導入し、昨日には南国市、香南市においてサービスを開始したところであります。今後、他の市町村においてもサービス導入に向けた機運が高まっていくと考えられますが、例えば高知市では、令和6年度に予定されている大規模なシステム更新に向けて検討するとの意向が示されておりますように、各団体の事情に

も留意する必要があります。

県としましては、多くの市町村でコンビニ交付サービスの導入が図られますよう、国の財政支援制度についての周知やマイナンバーカードの普及に向けた広報などの取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、技術職員の確保に係る国の新たな制度に対する本県の対応についてお尋ねがございました。

まず、国が新設する制度は、技術職員が不足傾向にある市町村を支援するとともに、大規模災害発生時に必要となる中長期の派遣要員を確保するため都道府県などが技術職員を増員した場合、その人件費に対して財政措置を講ずるというものであります。県内の市町村におきましても、技術職員が不足傾向にあることは全国と同様であり、また近年全国的に多発している自然災害や南海トラフ地震など、大規模災害への備えとして本制度は有効でありますことから、積極的に活用してまいりたいと考えております。現在、作業中の県政運営指針の改定案におきましても、時限的な知事部局3,300人体制の見直しの中で、本制度を活用していくことを明記しているところです。

一方で、議員からも御指摘のありましたとおり、本県においても、応募者数の減少等により技術職員の確保が困難な状況となっております。このため、土木技術職員を確保する取り組みとしまして、新年度業界紙への採用試験の掲載など全国に向けた広報活動を強化いたしますほか、新たにU・I・Jターンとなる方などを対象とした採用試験を実施する予定としております。引き続き、人事委員会や関係部局と連携しまして、技術職員の確保に取り組んでまいります。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) まず、県内での被災者支援システムの導入状況についてお尋ね

がございました。

地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISが提供している被災者支援システムにつきましては、先月末に本県が調査したところ、高知市など11市町村が導入している状況でした。そのほか、導入を検討していると回答した市町村も複数ありました。

このシステムは、住民基本台帳を基盤にして被災者の被災状況を管理できるメリットがあります。一方で、システムを起動させるOSが、一般的なウィンドウズではなくリナックスであることから、専用端末の購入やリナックスの知識が必要となります。

次に、物資の調達に関して、これまでの被災者支援システムと内閣府が新しく開発したシステムをどのように整理し、市町村に推進するかのお尋ねがございました。

大規模災害発生時に、大量かつさまざまな物資を迅速に調達し、必要とするところに必要な量を的確に届けるためには、国、県、市町村が避難所での物資ニーズなどの情報を共有しながら、連携して調達、輸送を行う必要があります。このため、内閣府は、熊本地震や西日本豪雨での教訓を踏まえて、避難所のニーズの把握、必要な物資の発注、物資到着状況の確認を、国、県、市町村が情報共有しながら一元的に行うことができるシステムを開発し、本年4月から運用を開始することとしています。一方、J-LISの被災者支援システムの中にある緊急物資管理システムは、市町村内における備蓄物資の在庫管理を主な機能とするものです。

県としましては、内閣府のシステムは、国、県、市町村で情報共有や発注などができる機能を持っていること、同一システムを使用することによって入力作業を省力化できることから、今後はこのシステムを導入していただくよう市町村に働きかけてまいります。

なお、J-LISの被災者支援システムにつきましては、避難行動要支援者システムや倒壊家屋管理システム、仮設住宅管理システムなど、物資管理以外のさまざまな機能を有しておりますことから、今後も市町村に対して、このシステムの機能や有用性について周知をしてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、公共工事の品質確保への取り組みについて、他県での事例なども参考にして発注者支援制度を検討すべきではないかとお尋ねがございました。

県では、県民生活や県経済を支えるためのインフラ整備を初め、南海トラフ地震対策や「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応などの多くの事業を推進しているところです。一方で、土木技術職員の確保が年々難しくなっており、業務の一部を県の外郭団体である公益社団法人高知県建設技術公社に委託するなどして、事業の円滑な推進に努めてまいりました。しかしながら、近年建設技術公社では県内市町村からの受託業務も増加しており、県が希望する全ての業務の受託は困難な状況となっております。

このため、本県においても、一部の土木事務所において、広島県や福島県のように発注者支援業務を民間のコンサルタントなどに委託することについて、来年度から試行することとし、現在制度設計を行っているところです。委託する内容につきましては、これまで県の職員が行ってまいりました現場での出来形管理や変更図面の作成などを予定しております。

来年度試行を行った後は、その結果を検証した上で、より効果的な制度となるよう改善を図るとともに、運用の拡大を図っていきたいと考えております。

次に、国は3月1日以降に契約する工事に公

共工事設計労務単価の引き上げを適用することとしているが、本県はどのような対応を図るのかのお尋ねがございました。

今回の公共工事設計労務単価の改定は、国の補正予算成立にあわせて実施するもので、実勢価格を適切に反映するよう見直しが行われています。また、今年度は労働基準法の改正がありましたので、有給休暇の取得義務化に要する費用も踏まえた労務単価となっております。

県としましても、労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保などによる処遇改善が重要であると考えているところです。このため、国の対応におくれることなく設計労務単価の改定を行い、3月1日以降に契約する工事及び委託業務の予定価格に適用しております。

○24番（黒岩正好君） それぞれ丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございます。

教育長にちょっとお伺いをしたいと思います。保育士の実態調査をして、県下の状況もさまざま御意見等も付していただいた調査票をまとめていただいているわけですが、全体的に3,870名に郵送で依頼をして、実際17.7%しか回収ができていないという状況に対して、どのような御感想を持っているのかということをお聞きしたいと思います。

そしてその上で、御意見をいただいている中で私が感じましたのは——こういった意見がございました。なぜ人材不足なのかの理由、原因を明確にし、その問題を払拭しなければいけない。答弁でもありましたけれども——幾ら人材確保しても同じことの繰り返しで改善されることはないでしょうか。無償化とか無資格の方の雇用など悪いことではないと思うけれども、処遇改善もうたわわれていますが実際現状は何も変わっていないと思いますとか。それから、正社員採用が少なく感じますということで、子供が好きで保育士になったけれども将来の貯蓄と

かプライベートを充実させるために転職といった形をとりましたとか。いろいろやはり処遇改善あるいは労働状況の中での保育士の多忙化というのは、非常にネックになっているかと思えます。

そういうことで、例えば福島県で昨年度から保育士等におけるICT化推進事業というのを実施しております。これは、保育士等における業務の効率化、そして保育士の事務負担の軽減ということを図っていつているわけですね。

ちょうど、本県もデジタル化ということで、ICTの環境整備を今後どんどんいろんな分野で進めていくわけですので、こういった多忙化の保育士の職種についても、やっぱりある一定推進していくべきじゃないかなと思いますけれど、そのあたりをどういう認識なのか、お伺いをしたいと思います。

それから、GIGAスクール構想ですが、先ほど教育長から答弁ありました折、これまでの1人1台端末に向けての取り組みの中で、一般財源化の中で非常にやりくりをしていただいて、全国3番目の、3.6人に1台という非常にすばらしい取り組みを進めてこられたと思います。

答弁にもありましたが、取り組んできた機種が3種類あるということで、非常に具体的な——人事異動等で教師がほかの市町村の学校にかわった場合に、その機種がどうなのかということになった場合に、きちっと使い分けができるような形が、実際教師の研修等で確保できるかどうか。

あと、一括調達していく場合において、市町村と連携しながら検討していくという答弁もありましたが、現場の状況等もさまざまと思いますので、そのあたりも含めて、ある一定の方向性を出さなきゃいけないと思います。どうかそのあたりも種々混乱の起きないように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。



以上です。

○教育長（伊藤博明君） まず、1点目の回収率の件でございます。

これは郵送でありましたけれど、まず宛先不明というのが14%、600通ぐらいございました。これが一つ大きかったのかなというふうに思っております。あと、30代、40代で、過去に保育士であった方に対して送らせていただきましたけれども、現在保育士として在職していない方の回答率がすごく低かったのかなというようにこともございましたし、職場を通じてということではなくて個人に直接郵送させていただいたことで、結果的に回答率が低かったのかなというふうに分析をさせていただいております。

それから、その内容につきまして、今議員から言われましたように、処遇の中でも働き方改革というのは、そこは非常に大事なところだろうと。今回、それぞれ2項目について自由記載をお願いしましたが、それぞれで200件を超えるような御意見をいただきました。それは、やっぱり多くが処遇改善の中でも働き方改革と言われるような分類になるものだというところで、今回保育士の方または保育士をやっておられた方からそういった御意見をいただきましたけれども、働き方改革になってきますと経営者側と申しますか、施設設置者側の御意見、考え方も非常に大事になってくるんだろうと。

今回保育士さんのアンケートを実施しましたけれども、今後経営者側に対してヒアリングなりアンケートなりして、働き方改革、処遇改善に向けて、意識とか課題とか把握した上で、協議をしていく必要があるんだろうというふうに考えました。保育士会とか保育所経営管理協議会とは既に協議を進めていきたいと思いますというお話もさせていただいておりますので、今後その施設設置者側の調査をさせていただきながら、働き方改革について検討を進めていきたいと

思っております。

先ほどお話にありました福島県のICT、そういったようなものも、アンケートの中でも一々記載するのが非常に業務として煩雑だという御意見をいただいておりますので、そういったような活用なんかも、しっかり検討していきたいというふうに思っております。

それから、GIGAスクールのところについて。

オペレーティングシステムを統一すれば便利だということもありますけれども、先ほど言いましたように、市町村によっては先行して特定のオペレーティングシステムを入れているところがあるというお話もでございます。入っていったらなると、それぞれ3つの部分でもできてくるんだろうかなというふうに思いますけれども、ここにつきましては、先ほど御答弁いたしましたように、今市町村教育委員会連合会も含めて、どういったような統一化をすれば効率的かというふうな検討も進めておりますので、市町村教育委員会側と調整もしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、仮にオペレーティングシステムが幾つかに分かれたとしても、共同調達というような、スケールメリットが生かせる効率的、効果的な調達については取り組んでいきたいというふうに考えております。

○24番（黒岩正好君） 大変ありがとうございました。時間も参りましたので、以上で、一切の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩



午後1時再開

○副議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

25番大石宗君。

(25番大石宗君登壇)

○25番(大石宗君) 発言のお許しをいただきました一燈立志の会、大石宗でございます。

午前中、濱田知事から新型コロナウイルス感染症対策について行政報告が行われ、1例目と3例目の患者さんの勤務されていた医療機関名の公表について、両機関の英断に対する感謝と、現在の高知県の対応、今後についても、緊張感を持って関係機関と緊密に連携しながら必要な対策を講じるとの強い意志が示され、心強く感じたところであります。

そのような中、感染症対策のある種副作用でもある経済の縮小ですが、本県は他県よりもGDPの多くを消費に負う地域であることから、より深刻な影響も懸念されるところであります。事業者の実態把握と、国の動向を見ながら的確な対応が求められますし、あわせて東日本大震災のときも同じでしたが、こういったときには流言飛語を含めさまざまな情報が出回りますので、行政が正確な情報を速やかに公開していくことに、ぜひ注力していただきたいと思えます。

大変な中ではありますが重要な時期ですので、県庁挙げてのななお一層の御努力を心よりお願いし、会派を代表しての質問に入らせていただきます。まずは、今2月定例会は、令和2年度の当初予算を審議する大変重要な議会であると同時に、濱田知事にとっては本格的な予算編成に初めて取り組まれた、今後の県政運営の上で節目の議会になろうかと思えます。その節目の議会で質問できる機会をいただいたことに感謝し、尾崎県政から濱田県政、その継承と変化、発展の政策的内容に主眼を置いて、本日は質問させ

ていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

まずは、濱田知事の政治姿勢についてであります。

知事は、昨年の知事選挙のときから、母校土佐高校由来の報恩感謝を座右の銘とされています。この報恩感謝、文字どおり、恩に報いて感謝するという仏教から来る言葉ですが、今から19年前の平成13年、土佐中学校・高等学校が出版した創立80周年記念誌「冠する土佐の名に叶へ」、そうそうたる土佐出身者28名が寄稿されておりまして、当時馬路村村長の上治県議も文章を寄稿されておりますけれども、この記念誌に濱田知事が「報恩感謝」の今日的意味、それは、自分で考え行動し責任を負う、自立の人。」というタイトルの寄稿をされております。今回、濱田知事に関する資料を探す中で、議会図書室の植村さんに見つけていただいたこの文章を読んで、さまざま思うところがありましたので、恐縮ですが引用して質問をさせていただきます。

いま、行政の仕事に携わっていて痛感するのは、社会はものすごい勢いで変化をしているということです。一昔前までは、去年のファイルを取り出して、数字を更新するとか、前例を調べて最低限の修正を加え同じことを繰り返していればよい、といった仕事で足りていた時代でした。今ではそんな仕事しかしていない組織は、会社でも役所でも消えてなくなるしかないといった風情です。

また、かつて経済が順調に拡大していった時代なら、与えられた目標に疑問を抱かずに、がむしゃらに邁進する人材が重宝されたでしょう。しかし、今や大銀行や大手企業もあつげなく倒産してしまう時代です。行政機関でも、いわゆる薬害エイズ事件や大蔵省の接待問題、地方自治体のカラ出張問題等々、かつてなら部内では当然の慣行であった仕事の進

め方が、ある日突然に社会の指弾を浴びるといったことが枚挙にいとまがありません。だからこそ、今あるものを当然と思ってはいけない、根底からひっくり返ることもありうべしで、自分たちが今まで行ってきた仕事の進め方や制度に絶えず疑問をもって、時代の変化によって意味がなくなってしまったものは思い切って変えていかないと生き残れない、という時代になっています。

その意味で、私は土佐校の校訓である（と私は理解していますが）「報恩感謝」の今日的な意味を痛感します。私の解釈では、「報恩感謝」は、別に道德教育をしろということではなくて、何事も現状が当たり前と思うな、他人が自分のために何かしてくれることを当たり前と思うな、ということだと思います。そのような問題意識をもって、他人や社会に「感謝」でき、自らも自分が能力を発揮できる分野で創意工夫を重ねて社会に恩返しができる人間になれ、ということではないでしょうか。

また、他人や社会に感謝することができる人間になれということは、言い換えれば、一個の人間として自立しようという意欲を持って、ということでもあると思います。他人の世話にならずに、自分のことはまずは自分でやろうと考える人間でなければ、自分ではできないことを他人から助けてもらった時に感謝することもないと思うからです。

私は、知事を書かれたこの文章を拝見して、自立と感謝の心を基礎に、現状に満足せず常に変化に挑み、社会に恩返しするという、この志に軌を同じくするとともに、19年たった今でも、いや今の時代だからこそ、さらに重要さが増している、深く感じ入ったところがあります。

知事は、この19年前に取り上げた報恩感謝を現在でも座右の銘にされていますが、まずはこの言葉に込めた思いについて、19年前と現在で

変化があったのかどうかも含めて、お考えをお伺いしたいと思います。

また、この考え方は、個人の生き方のみならず、組織の中での仕事の進め方とも関連すると思いますが、濱田県政下における県の職員の皆さんに期待する仕事への姿勢や進め方について知事のお考えを伺います。

また、この文章を書かれた2001年は、高知県の橋本大二郎知事を初め、マニフェストの導入で知られた三重県の北川正恭知事、岩手県の増田寛也知事、宮城県の浅野史郎知事、鳥取県の片山善博知事など、いわゆる改革派知事に脚光が当たり、地方分権の議論華やかになりし時代でありました。一方、この年、小泉内閣が発足、構造改革がスタートし、その後の三位一体の改革と、地方にとっては、ある意味で試練の始まりの年でもありました。

そこで、知事にお伺いをいたします。さきに取り上げた寄稿文の最後で、知事は地方分権について、「私は現在総務省で地方分権の推進の仕事に携わっています。地方分権とは、地域のことは国の指図を受けたり国に依存したりするのではなく、地域自身で決めていくという社会の仕組みを作っていくことだと考えますが、そのためには、究極的には、国民一人ひとりが自分のことは自分で決め、その結果の責任は自分自身で負う、という気風が培われることが必要だと感じています。」と書かれています。

この19年、地方行政のエキスパートとして地方分権論議にかかわってこられた中で、知事に就任された今、これまでの地方分権論議、そして今後の姿についてどのような所感を持たれているのか、あわせて地域自身で決めていく社会の仕組みづくりは、今においても地域づくりの重要なポイントだと考えますが、今後どういった取り組みが必要だと考えるのか、お伺いをいたします。

また、2001年は、アメリカ同時多発テロの発生、今に続く世界の安全保障環境の大きな変化が始まった年でもありました。その後の対テロ戦争での疲弊などもあり、ついにオバマ政権時には大統領みずから、米国は世界の警察官ではないと明言。米国を中心とした世界の安全保障環境は、我が極東の状況を初めとして、さらに大きく変化をしつつあります。

そのような中、我が国の政治は、歴史を振り返ると、平時は緩やかな分権的体制をとる一方、外からの脅威にさらされたときは、白村江の戦いと大化の改新、蒙古襲来による鎌倉幕府への権力集中、その後、権力の一元化を目指した建武の中興、黒船来航から始まる帝国主義に対抗した明治維新、敗戦後、郷土の政治家である吉田茂総理がGHQと取り組んだ財閥解体や農地解放を初めとする急進的な改革など、国家の権力を集中させる政治体制をとってまいりました。

現在、我が国はコロナウイルスという非常に強い感染症と闘っていますが、安全保障や感染症対策などの本質が危機管理であることを鑑みると、特にこの分野においては、現在の日本には、集権的政治体制の必要性が増しているように思います。

そこで、今後は、さきに取り上げた地方分権と中央による権力集中をどのように両立させていくか、あわせて権力集中の弊害をどのように補完していくかなど、さまざまな論点があるかと思いますが、これからの国と地方の関係における役割分担についてどのような御所見をお持ちか、知事に伺いたいと思います。

また、最後のくだり、「国民一人ひとりが自分のことは自分で決め、その結果の責任は自分自身で負う、という気風が培われることが必要」という部分は、一見厳しいようですが、外に安全保障環境の変化、内に財政問題や少子化、人口問題、成長率の低下など、構造的な課題を抱

えた我が国日本、そして人口減少に代表される厳しい環境の続く私たちのふるさと高知、困難な時代だからこそ、しっかり向き合わなければならない言葉でもあります。

ケネディの演説に、国があなたのために何をしてくれるのか問うのではなく、あなたが国のために何をなすことができるのか問うてほしいという、有名な言葉がありますが、まさに我がふるさと高知県を次世代により形で引き継ぐためには、それぞれが自立し、地域のために何ができるのか問う、そうした気風が必要不可欠です。

そのためには、政治や社会の動向を我が事として捉え行動する主権者をふやしていくための、いわゆる主権者教育を推進していくことが重要だと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、平成29年3月には、総務省主催の主権者教育の推進に関する有識者会議から、現状の課題と将来の方向性を取りまとめた報告が出されており、高校入学以前の子供段階、高校生段階、高校卒業後の有権者、3つの発達段階ごとの取り組みが重要だとして、授業参観に合わせた出前授業や児童会・生徒会選挙の充実、実際の選挙を題材とした模擬選挙、期日前投票所の大学設置などの事例も紹介をされております。

そういった中、高校生段階の主権者教育の一環として、先日は県立高校にお邪魔をして生徒さんたちとの意見交換会を行い、教え子さんたちから黄色い歓声を一身に集めて終始御機嫌だった山崎正恭県議会議員を筆頭に、参加した私たち県議会議員は大変有意義な時間を過ごさせていただいたところです。

今後、本県において、この3つのそれぞれの段階でどのような取り組みを進めていくべきか、現在の取り組みと課題、今後の展開について教育長並びに選挙管理委員長にお伺いをいたしま



す。

この項最後に、この令和2年度からが本格的な濱田県政のスタートだと思いますが、この濱田丸の船出に当たり、昨年12月議会では岩城副知事が再度選任されたところであります。尾崎政権の城代家老として県政をさまざまな面から支えてこられた岩城副知事が、濱田県政の出発に当たって、しっかり船に乗り込み、支える体制ができたということは、全会一致で認めた私たち議会にとっても、恐らく県庁職員の皆さんにとっても安心できる人事であったように思います。改めて御就任おめでとうございます。

昭和53年、中内力知事1期目に入庁された岩城副知事は、中内知事、橋本知事、尾崎知事、そして濱田知事と、4代の知事と向き合い仕事をされてきたところですが、それぞれのリーダーにはそれぞれの特徴があり、県政に果たされた役割があったと思います。

そこで、岩城副知事がこれまで向き合ってきた高知県政のリーダーを振り返っての所感と、県の職員さんの思い、そして今回船出した濱田県政について、報道では部局長が先頭に立つ自覚の必要性を語ったとされておりましたが、現在の思いをお聞かせいただきたいと思います。

また、最近、専ら県民が興味津々なのは、濱田知事がどんな人柄で、どんなリーダーだろうかということで、実際に私自身も一番聞かれる質問であります。

そこで、森田療法で有名な野市出身の森田正馬先生の孫弟子、土佐町出身の精神科医沢田淳氏が昭和43年に「いごっそう考―土佐人気質の性格学的考察―」を出版。代表的土佐人を、性質は温順、忠実、純真だが、いざ戦いになると決然として攻撃し、死ぬまで敢然と戦う、中岡慎太郎、岩崎弥太郎、浜口雄幸、吉田茂、金子直吉などの闘犬型と、忍耐強く、努力を惜しまず、こつこつと粘り強く研究に取り組む、牧野

富太郎、寺田寅彦、森田正馬、西谷退三などの長尾鶏型、そして藩の声がかかりで研究された尾長鶏に対し反発した民間有志が、逆に丸く尻尾の短い鳥をつくり上げたエピソードから、反骨、草の根の象徴となった、中江兆民、植木枝盛、弘瀬洞意いわゆる絵金などのチャボ型の3類型に分けて考察。坂本龍馬は闘犬とチャボの混合だなどとさまざま当てはめて、当時大いに議論を呼んだとされています。

御自身の分析では濱田知事はどの類型に当たるのか、差し支えなければ御所見をお伺いしたいと思います。

次に、尾崎県政から引き継がれた重要政策についてお伺いをさせていただきます。まずは、高知県の歴史を引き継ぐという意味で、尾崎前知事が思い切って事業実施を決断された県史の編さんについてであります。この県史編さん、前は溝渕知事時代の昭和38年に、学識経験者及び郷土史家から県に対して要望があったことをきっかけに事業開始、古代から現代に至るまでの高知県の発展の過程を各時代にまとめ、考古編、古代中世編、近世編、近代編、民俗編と5分野を通史編と資料編に分けて刊行したものであります。この作業は、昭和38年冬に始まり、最初の近世編の刊行は5年後の昭和43年、最後の民俗編はさらに10年後の昭和53年ということで、足かけ15年もの歳月をかけて行われたもので、現在でも非常に高い評価を受けているものであります。

前回の事業開始からことしで57年、終了から42年がたち、その後の時代の変遷や近年の学術研究の成果なども踏まえた新たな県史の編さんの必要性や、地域の変化とともに急速に失われつつある歴史資料の保存に関する危機感などから、この県史編さんを通じ、高知県の歴史の保存と継承を行ってほしいとの声が高まっていたところであります。

そのような中、昨年、尾崎知事は県政150年に当たる記念の年である令和3年度から事業に着手するとの方針を明らかにし、県庁内に検討本部を設置、基本方針の策定を行うこととし、有識者による基本方針策定準備検討委員会も立ち上がり、今後の検討すべきポイントについての整理が始まったところであります。

第1回の検討本部会議の冒頭、当時の尾崎知事は、「この県史編さんは、十数年かけて実施する大変な大事業でございます。きょう、この本部会議を開催することをもって第一歩を踏み出すということになります。十数年、皆さんとともに、十数年後、バトンを引き継いでいながら、この県史編さんの取り組みを進めさせていただきたいと思っております」と挨拶し、長期戦になるこの事業に対する熱意と覚悟を示されたところですが、私は、この県史編さんに当たっては、まずは県として、この事業に具体的にどれぐらいの力を注ぐ意志があるのか、最初にはっきり打ち出す必要があると感じているところであります。

この県史編さんは、ほかの都道府県でももちろん取り組んでおり、ちょうど知事が財政課長として予算査定されていたころの福岡県でも事業が行われていたと思っておりますが、それぞれの地域によって取り上げる内容、全体の予算、成果物なども千差万別であり、どこかに先例があるわけではありません。あわせて、大学や研究機関など、高知県以外からも多くのサポートを受けながら進めなければならない性質上、事務局体制と予算がどれほど確保できるのか、そして長い期間、着実に最後まで進めていけるものなのかどうか、その全ては政治判断による体制次第と言っても過言ではありません。

我が高知県は、長宗我部、幕末・維新、自由民権運動という、全国の中でも注目の高い歴史を有していることなどから、歴史を前面に出し

た県土づくりを行ってまいりました。また、近年では、観光においても歴史文化が基幹の取り組みになるなど、ますます歴史の重要性は増えています。あわせて、前回の県史編さん以降に出てきた資料を追加記録すること、カバーできていなかった昭和22年以降の現代史を取り上げること、何より散逸しつつある資料の保存を行う、今回が最後の機会であることなど、今回の県史編さんはその緊急性、必要性ともに大きいものがあると考えます。

このまたとない機会に、歴史関係者のみならず県民を巻き込んで、日本にその名をとどろかし、将来の子供や孫に誇ることのできる県史編さん事業を実施するためには、知事の意志と県の体制整備が必要不可欠であります。

ぜひとも、この県史編さんに当たり、濱田県政として全力で歴史の記録に取り組むという決意を示していただきたいと心より願うところでありますが、知事のお考えをお伺いいたします。

また、この事業を進めていくに当たり一番の肝は、調査を進めていく上での歴史人材の確保と育成であります。県内歴史施設の学芸員さんや県内外の大学、さらには県立高校などとの連携がもちろん重要になってきますが、こうした歴史人材の確保についてどうお考えか、文化生生活スポーツ部長にお伺いいたします。

また、前回の編さんのときは高校の先生方が大変な尽力をされたと伺っていますが、市町村の歴史人材も減少しつつある中、県立高校を初め教員の皆様方のお力をかりる、あわせて高校生の皆さんにもこの高知の歴史を残す一大事業にかかわってもらうことが、成功への重要なポイントであると同時に、教育的効果も高いのではと考えますが、現在の状況と今後の連携の可能性について教育長に御所見をお伺いいたします。

次に、44連隊の証言集の作成についてであり

ます。今回の当初予算の中には、県が購入を計画している旧陸軍歩兵第44連隊跡地に関するさまざまな証言を記録するためのものが含まれております。

生きた記録である証言を残すという大変意義のある事業だと、大いに評価をするところですが、この事業の狙いについて教育長にお伺いをいたします。

また、あわせて取り組んでいただきたいのが、県が管理する兵籍簿の研究であります。戦時中、陸軍、海軍、それぞれの兵隊の行動記録は陸軍省と海軍省が管理していましたが、戦後復員省に引き継がれ、現在は、陸軍関係は都道府県、海軍関係は厚生労働省が管理しており、本県陸軍の記録は11万3,963件残されているところです。県はこの兵籍簿をもとに、軍人恩給や遺族年金などの事務処理を行っていますが、まさにこの兵籍簿は兵隊一人一人の生きたあかしの資料でもあります。さらに、この兵籍簿は、高知県において軍に入隊した兵隊の記録ですから、今回証言を集める朝倉兵舎に関連するものばかりであります。

個人情報との関連もありますので、詳細の閲覧は自由にはできませんが、研究を進めることができれば、入営からの行動、県出身者が所属した部隊、どの戦地に赴いたのか、そして終戦後の行動など、高知の兵隊の足跡が明らかになる可能性を秘めており、歴史的価値の非常に高いものであると考えますが、現在は、さきに触れたような地域福祉部の現用公文書であるため、研究用に資する資料としては使用のハードルが高いと承知しております。

一方、今後の歴史研究に関する価値については、沖縄県の公文書館が作成した広報誌にも、将来の歴史資料として兵籍簿が重要な役割を果たすという記事が掲載されているように、非常にその扱いが注目をされているところでもあり

ます。

そのような中、令和2年4月1日から施行される高知県公文書管理規程によると、昭和27年度までに作成された文書は歴史公文書等に当たる可能性が極めて高いことから、保存期間満了後には公文書館に移管するものとするとしております。

もしこの兵籍簿が歴史公文書として公文書館に移管された場合、歴史資料として研究目的での活用を図ることが可能になるのか、またあわせて、現在地域福祉部が6親等以内の親族からの問い合わせに対応して閲覧事務を行っていますが、公文書館に移管された後、現在のように親族が閲覧を希望した場合の対応がどう変化するのか、総務部長にお伺いをいたします。

また、現在地域福祉部が所管している戦時中の公文書は、兵籍簿以外にどういったものがあるのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

次に、漁業、その中でもカツオ・マグロ漁業の将来展望についてであります。

午前中に、カツオ漁業について黒岩議員より同じ趣旨の質問があり、知事からは来年度中に方針を出すかと踏み込んだ答弁もあったところですが、あわせて、おいらの船は300とんという歌があるように、マグロ漁業に関しても本県は、遠洋、近海、沿岸と全国でも有数の地域であります。

漁業統計では、マグロはえ縄とカツオ一本釣りの遠洋・近海で高知県の海面生産量の3割を超え、沿岸や沖合を含む生産金額でも、マグロ、カジキで約4割、カツオで2割、合わせて6割強をカツオ・マグロ類が稼いでおり、名実ともにカツオ・マグロ漁業は高知県の水産業の根幹であると考えますが、これまで、特に遠洋、近海のカツオ・マグロ漁は、県外の港で水揚げを行っていることや、水産庁を初め国の機関などとの調整が多かったということもあり、県の水

産行政の中で特別に支えていくという体制は余りなかったように思います。

県の産業振興計画の中にもカツオ・マグロ漁の振興対策は一行も出てきませんが、これまで高知を支えてきた産業を何としてでも守るという視点で、県の水産行政の中で、特にこのカツオ・マグロ漁業に関しては、特別な位置づけも視野に入れつつ、事業者の皆さんとも胸襟を開いて議論し伴走しながら、特に勝負どころであるこの10年の間に、将来展望が描けるような産業として再生させていく決意が必要ではないかと考えますが、濱田知事のお考えをお伺いいたします。

次に、農業、近年高知県農政の目玉事業となっているNext次世代型こうち新施設園芸システムについてであります。

まずは、その中で県の取り組んできた、いわゆる環境制御技術に関してですが、この技術はこれまでに約5割の農家が導入しており、これにより高収量・高品質化を図る中で実際に収量アップという結果が出ていますが、品質という面では、導入前のハウスと導入後のハウスを比較してその秀品率がどう変化しているのか、農業振興部長にお伺いいたします。

また、農家の実所得に環境制御技術の導入がどう反映されているか考えたときに、収量アップというプラス効果がある一方——収量増に対応する人件費のアップや設備導入によるコストの増加などを差し引いた中で、所得の変化を分析することも必要ではと考えます。2019年度のJA高知県の園芸販売の状況を見ると、取扱量は環境制御技術で3%ふえた一方、暖冬による全国的な収量増加などで1キロ当たりの年間平均単価は7%ダウン、結果、販売額は4%減という数値が出ています。

そこで、収量はふえても、結果的にコスト増と単価減で所得が下がることとなれば、県の期

待する収量アップがイコール所得向上につながるわけではないという側面もあるように思いますが、農業振興部長のお考えをお伺いいたします。

またあわせて、環境制御技術を導入した農家の実所得について、好成绩者が数値を引き上げる平均値ではなく、新規就農者なども含め一番多い層を正確に把握しやすい中央値が、導入前と比較してどう変化をしているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

また、県の進める中規模・大規模次世代ハウス並びに大規模施設園芸団地の経営状況について、補助金を除く純利益がどう変化をしているのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、I o Pプロジェクトの根幹となるI o Pクラウドに関してお伺いをいたします。県は、このプロジェクトを通じて5年以内に全てのハウスをインターネットに接続すると同時に、独自に開発するI o Pクラウドを通して各農家が生産や販売の最適化、ハウスの遠隔制御や自動化、省力化を図るとしており、一連のプロジェクトを進めるため、大学や民間企業などと官民協働の連携協議会を設置、研究開発、運営体制、人材育成の3つの部会を設け、大きな予算を投じて取り組みを進めているところであります。

その取り組みの肝となるのは、農家が生産や出荷情報をクラウドに提供し、そのデータをAIが解析して生産と販売を最適化するシステムで、将来はこのシステムを管理運営する一般社団法人I o P推進機構が、蓄積したデータを活用する企業との連携や、県外や海外へのシステム販売まで進めていくということになっていきます。

そこで、農業振興部長にお伺いをいたします。農林水産省の知的財産に関する啓発資料には、農業は知的財産に立脚した産業ですという見出しに始まり、農業は動植物、化学、気象、土壌、



土木、水利用、機械、経営、経済といった幅広い知識と経験の上に成り立つ高度な知的産業であり、これからは特許や商標といった権利化されたものだけではなく、幅広い農家の知見を知的財産として守ることが必要不可欠だと書かれております。

そうした中で、今回の仕組みでは、高知の農家がある種の経営機密でもある生産や販売の情報をクラウドに提供するというスキームになっていますが、その知的財産の所有権はどうなるのか、また農家とはどのような契約を結ぶ予定なのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

また、特に先駆的な取り組みで結果を出している、いわゆる篤農家の皆さんに至っては、情報を提供することがむしろ不利益になる可能性もあると考えますが、そのリスクを上回る利益をどう提示するのか、農業振興部長にお伺いをいたします。

また、このスキームを見ると、一見、県外や海外に高知の農家から得た情報で構築したシステムを販売するということになっているとも読めます。競合相手に自分たちの技術を渡してしまうというリスクを背負う危険性をはらむとともに、質で勝負してきた高知の野菜がコピーされることによって高知の野菜でなくてもよいという状況がもしできれば、強みが失われてしまい、そうするとKPIで示したシステム販売で100億円売り上げたとしても、そもそもの高知野菜のシェアが失われ、結果、産出額も現在の1,000億円から減るリスクも出てくる可能性があると思いますが、農業振興部長のお考えをお伺いをいたします。

次に、今回の予算案の中で新規事業として取り組もうとするオープンイノベーションプラットフォームの設置による課題解決型産業創出について質問させていただきます。

この仕組みは、農林水産業から交通、防災、

福祉、観光など、県内のあらゆる分野の課題を掘り起こし、企業などが持つ技術やアイデアと組み合わせることで、新しいビジネスモデルやサービスの開発につなげようとするもので、課題側と解決側をつなぐためのプラットフォームを構築しようとするものであります。

課題解決先進県を目指す我が高知県にとって非常に重要な取り組みだと評価するところですが、一方、今後の課題となってくるのが解決側の企業と人材の確保だと考えます。特に、社会課題を思い切ったアイデアで解決に導くとともに、ビジネスとしても成功をおさめる起業家の参画、育成は重要であります。

そのような中、以前県は、株式会社日本トリム様よりいただいた寄附金を活用し、新規事業の立ち上がりを支援するこうちビジネスチャレンジ基金事業を、平成25年度より3年間にわたり行っております。ここで認定されると用途の自由な支援金が支払われるということで、自己資金に頼らざるを得ない事業立ち上げ時のスタートアップ企業にとっては、非常に意義のある支援制度だったと伺っております。

この認定事業者からは、ヘルステックの分野で全国的に注目されるスタートアップに成長し、先日会社ごとマイナビに売却した株式会社エクスメディオや大手企業などから11億円を調達し、人工知能を活用した医療情報の分析やオンライン診療を手がける、旧の株式会社情報医療から現在社名変更した株式会社MICINを初め、県内外で活躍を続ける多くの企業も巣立っているところであります。

この事業は、残念ながら、基金が尽きた時点で廃止となっていますが、今後県が取り組もうとする課題解決を真に果たそうとするなら、これぐらいの思い切った取り組みで創業や新規事業展開を後押しし、スタートアップ企業を高知から生み出し、さらに高知県に協力してもら

仕組みをつくることも必要ではないかと考えますが、産業振興推進部長に御所見をお伺いいたします。

また、この基金事業では、認定された事業者とのその後の県の連携は仕組み化されていなかったようですが、認定された事業者は、現在でも意欲的に新規事業に取り組もうとする傾向もあると思われま

す。卒業生のネットワーク化を図り、県とのさらなる連携を図ることも必要ではないかと考えますが、産業振興推進部長に御所見をお伺いいたします。

また先日、出前授業で嶺北高校と山田高校に伺った際、さきに取り上げたエクスメディオの物部真一郎社長の生き方について、高知大学医学部在籍時に地域情報誌Velocityを発行する企業を起こし、その後医師として現場に出ながらもビジネスへの思いを捨てず、スタンフォード大学に留学、MBAを取得、世界中から集まった起業家の卵たちと切磋琢磨する中で医療分野での起業を決意、現在の事業につなげ、AIやIoTといった新技術を活用した地域医療課題の解決に取り組んでいるとのエピソードを紹介させていただきました。

その際に、食い入るようにうなずきながら聞いてくれる高校生たちを見ていて、うれしく思うとともに、物部社長のよう

な実際に起業し成功をおさめた、いわゆる起業家、アントレプレナーたちの生きざまを学校現場で学ぶ仕組みがあったらよいのではと思ったところでもあります。学ぶの語源はまねるといいますが、こうしたアントレプレナーシップ教育を通じ変革者の生きざまを学ぶことは、将来の世代にとって非常に有益だと考えますが、今後県立高校に導入してはどうか、教育長に御所見をお伺いいたします。

この項最後になりますが、オープンイノベー

ションを図るためには、行政が持つさまざまな情報のうち提供できるものに関してはインターネットなどを通じて外部に広く公開していく、オープンデータの取り組みが必要不可欠だと考え

ます。まずは、このオープンイノベーションプラットフォームの取り組みを進めるに当たり、オープンデータの活用がどのような可能性を秘めているのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

また、このオープンデータは、県のデジタル化推進会議で取りまとめている高知県行政サービスデジタル化推進計画案にも、重要な取り組みとして記載されていますが、一方高知県内の取り組み状況を見ると、市町村での取り組みは全国で唯一ゼロ、取り組み率はワースト1位となっております。

この要因は、市町村の意識の課題や情報担当の余力の問題などさまざま考えられますが、ここは市町村の取り組みを県が思い切って支える体制を整備しないと進んでいかないのではないかと感じます。総務部長に、現在の課題と今後の展開について御所見をお伺いいたします。

次に、観光政策「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」2ndシーズンについてであります。

自然豊かな高知の強みを生かしたこの観光キャンペーン、観光客からも好評で、去年は東部と西部の主要観光施設の利用者数が5%ずつ増加するなど、好調に推移しているところであります。セカンドシーズンもますますの前進を図ってもらいたいと願うところですが、そのような中、少し懸念されるのが、アウトドア観光につきものの事故に関する課題であります。

そもそもアウトドアに出かける場所は、都市部から離れた地域が多く、もともと医療体制が弱いところが多い上に、観光客の多い休日は特に医療空白地帯がふえる、厳しい状況があるよ

うに思います。ましてや、土地カンのない県外や海外の観光客にもアウトドア観光を安心して行ってもらうためには、健康政策部が運用するこうち医療ネットなどの活用を含め、地域の医療情報を共有し、いざというときに慌てない対策も必要だと考えます。

現在のところ、大きな事故が起きたとは伺っておりませんが、アウトドア観光を進める上での事故防止策や事故が起きた場合の対処など安全管理について、現在の取り組みと今後の対応を観光振興部長にお伺いいたします。

次に、県有施設のさらなる活用についてであります。

昨年、トリップアドバイザーの格付で、のいち動物公園が何と日本一になりました。県有施設のこうした評価はうれしいものですが、県にとっては、こうした県有施設をさらに磨き上げていくということは至上命題だと考えます。

そこで、幾つかの施設の現在の課題と今後の活用について質問をさせていただきます。まず、世界的な評価も高く、観光施設としても重要な牧野植物園に関してであります。御案内のとおり、植物の精と言われ、植物研究にその一生をささげた牧野富太郎博士を記念して整備されたこの植物園ですが、最近新たなハード整備も終わり、ますます集客も好調、今後への期待も高まっているとお伺いしているところであります。

一方、植物という特殊なものを扱うこの園の性質上、その質をどう担保していくか、そのための技術を持った職員さんをどう育成していくかという観点は非常に重要だと思いますが、近年、特に契約職員の皆さんを中心に、退職、あるいは引き抜きにあって転職するという事例が続いているとも伺っているところであります。

ことし1月の監査でも、この点に関しては質疑の中で委員からの指摘もあり、牧野記念財団もこの事実を認めた上で、困っているとの答弁も

なされているところですが、幾らすばらしいハード整備が行われても、技術が育たず、植物園の質の向上が図れないということになれば、まさに本末転倒であります。

そこで、今後、園がその質を担保しつつ、さらなる発展を図っていくためには、職員の処遇向上を含めて対策を早急に図るべきだと考えますが、牧野記念財団を初め、公社職員の処遇の問題に関して議論している公社等改革推進会議の座長である岩城副知事に御所見をお伺いいたします。

次に、高知県立交通安全こどもセンター、いわゆる比島交通公園についてであります。この施設は、幼児期からの実践を通じた交通安全教育を行う施設として昭和45年にオープン、以来、子供たちを中心に多くの県民に親しまれている施設です。年間の利用者は何と、さきに取り上げた牧野植物園と同程度の約14万人と、非常に県民の支持も高く、私自身ももちろん子供連れで伺ったこともあります。子育て中のお父さんお母さんからは、その過ごしやすさやゴーカートなどの設備、高いコストパフォーマンスから、聖地とも呼ばれる施設であります。

一方、この施設も運営体制は厳しく、平成25年と平成30年に行われた監査でも、パート、アルバイト、非常勤職員の賃金は最低賃金プラス100円程度と厳しく、生活できないために長続きしない、できるだけボランティアに頼っている、イベントなどは自主企画で県の予算はないなどの状況が議論もされているところであります。

せっかく利用者も多く県民の支持も高い施設であるのに、こうした運営の厳しい状況を指定管理者の努力だけに任せていいものか、監査の書類を見ながら懸念も覚えたところではありますが、現状をどのように評価しているのか、また今後この施設に期待するものについて、所管する文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

また、昭和45年オープンということは、ことし、ちょうど半世紀の節目を迎えることとなりますが、記念行事などは予定しているのか、あわせて部長にお伺いをいたします。

この項最後に、高知県立芸西天文学習館、いわゆる芸西の天文台についてであります。この施設は、安芸市出身の株式会社五藤光学研究所元会長、五藤齊三氏が、アマチュア天文家関勉氏の天文学上のすぐれた業績をたたえとともに、青少年の自然科学への知識・関心の高揚とさらなる成果を期待し、高知県へ口径60センチの反射望遠鏡を寄贈されたことをきっかけに昭和56年3月にオープン、現在でも天文家のメッカとして、高知こどもアストロクラブの取り組みなど、天文少年の育成施設として、そして幅広い県民の生涯教育の施設として活用されているところであります。

ちなみに、現在の望遠鏡は2代目で、一般財団法人日本宝くじ協会の助成により平成20年3月に完成したもので、初代の望遠鏡は遠くレバノンのノートルダム大学に寄附され、大変現地の皆さんに喜ばれたそうであります。当時の報道では、日本にとっては小さな望遠鏡でも、レバノンでは本格的な研究ができる初めての望遠鏡、夢のようだという、大学関係者の声が紹介されています。何とロマンのある話でしょうか。

また、本県は、古くは儒学の大家として有名な谷秦山に始まり、葉山の片岡直温の祖先直次郎や、その弟子でからくり半蔵として有名な細川半蔵などに引き継がれた土佐天文暦学の歴史や、日本で初めてすい星を発見した佐川町出身の天文学者山崎正光、先述した株式会社五藤光学研究所の創業者であり日本で初めてプラネタリウムの国産化に成功した五藤齊三、コメットハンターとして世界的に有名な現在でも御活躍の関勉先生など、天文に関しては日本でも類を

見ないほど多くのエピソードを抱えた県でもあります。

一方で、この天文学習館も、施設の老朽化や、駐車場から学習館に向かうまでの間も街灯設備がなかったり、バリアフリー化もなされていなかったり、苦しい状況もあるように感じます。

一方、教育的機能や今後の観光などにも、これまで培った人脈や知見も生かすことができる重要な施設だと、私は大いに期待もするところですが、観光という観点からすると、星まつりに1万人以上動員する沖縄県石垣市や、シーズンオフのスキー場施設を活用して大成功をおさめ、何と一晚で2,000人もの観光客が訪れるようになった長野県阿智村などの例に鑑みれば、星空観光は、自然豊かな本県にも大いに成功の可能性があるとあります。

まずは、観光振興部長の星空観光に関する御所見、あわせて教育施設でもあり、キャパの問題も考えれば直接観光施設としての活用は難しいと思いますが、今後の県の観光振興に当たり、学習館との連携の可能性についてお考えをお伺いさせていただきます。

また、この施設の今後を考えたとき、新規オープン以来、大人気の施設となっているオーテピアの高知みらい科学館とのさらなる連携の強化も重要だと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

最後に、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークについてであります。

このネットワークは、我が国にとって重要なパートナーである太平洋島嶼国と地方自治体の関係を発展させようと、郷土の先人森小弁の関係で、高知とゆかりあるミクロネシア連邦と我が高知県がそれぞれ呼びかけて、太平洋島嶼国の16の国と地域、そして14の地方自治体で平成30年に設立されたもので、昨年高知で実務者会議を開催、防災面など複数の分野での連携を



確認しているところであります。

そのような中、国においては太平洋島嶼国とのきずなを深めるため、1997年から3年に一度首脳レベルでの意見交換を行うため、太平洋・島サミットを開催しています。次回は2021年に第9回の開催を予定しており、昨年8月には開催地を公募、ことし2月に同じ地方自治体ネットワークの仲間である三重県の志摩市が開催地に決まったと聞いております。次の次の開催はさらに3年後の2024年を予定していますが、この年は、明治25年に渡航して以来、ミクロネシアと高知県のきずなの象徴となった森小弁のちょうど生誕155年に当たる年でもあります。

今後、ますます重要性の高まる両地域の関係を考えて、大変貴重な機会となるこの島サミット。歴史的にもこの地域と関係深く、ネットワークの呼びかけ人でもある我が高知県も、ネットワークの強化とあわせて島サミットへの積極的な参画を図るべきだと考えますが、尾崎知事からネットワークの代表を引き継がれた濱田知事のお考えを伺い、第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 大石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、報恩感謝の言葉に込めた思い、そして職員に期待する仕事への姿勢や進め方についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えを申し上げます。

19年前に、お話の寄稿をいたしました際、報恩感謝という言葉につきまして、現状に対する問題意識を持ちながら他人や社会に感謝をする、そしてみずからが能力を発揮できる分野で創意工夫を重ねて、社会に恩返しができる人間になることだと、私なりに解釈をいたしておりました。その思いは、県知事となりました今も相変わらず持ち続けておりますし、ある意味、そうしたこともあって出馬を決意したという部分も、

正直ございます。まさに今、報恩感謝の思いで県政のかじ取りを進めていかなければならないと、気持ちを新たに、日々職務に努めているところでございます。

一方、そうした県政に対する思いを形にする上で、私から、職員と共有しておきたい点について、これまでに5つのキーワードを職員に対してお示ししているところでございます。まず、県民の皆様をしっかり説明することで信頼を得るという透明性の確保、2番目に、時代の変化に合わせて行政自身も変わっていく進化の必要性、3つ目は、今の仕事が県民の皆様役に立っているかということを決えず問い直す使命の感覚を持つこと、4つ目には、新しいことをなし遂げるためのリスクをとって挑戦すること、最後に、行政運営について相手方がどう思うかについて意を用いて想像力を発揮すること、こういった5つのキーワードでございます。こうしたことが実践をされていくようになることで、私が基本姿勢としております共感と前進の県政運営を進めていくことができると——その上で非常に重要だというふうに考えているところでございます。

現在、私たちは、日進月歩のデジタル技術の革新など、急速な時代の変化の潮流の中におります。しかし、今後時代がどのように変わっても、他人や社会とのかかわり合いの中で、報恩感謝という言葉が持つ意味合い自体は、決して色あせることがない普遍的なものであるというふうに考えております。県の職員が一丸となりまして、県民の皆様への英知も結集をして、高知の強みを十分に発揮しながら、県勢浮揚に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、これまでの地方分権論議と今後のあるべき姿、地域自身で決めていく社会の仕組みづくりにつきましてお尋ねがございました。

これまで、国と地方の関係を、以前の上下・

主従の関係から新たに対等・協力の関係に転換していくという理念のもとで、機関委任事務制度の廃止でございますとか、いわゆる義務づけ・枠づけの見直しが行われてまいりました。あわせまして、いわゆる三位一体の改革におきましては、国から地方への3兆円の税源移譲も行われましたけれども、一方で、地方の自主性、自立性の発揮のために必要な国庫補助負担金の見直しは、十分ではなかったという思いであります。将来にわたりまして、地方が安定的に行政サービスを提供するためには、地方の一般財源の総額の確保、そして充実が必要不可欠だという思いであります。

また、近年、国と地方の協議の場が法制化されますとともに、地方から国に規制緩和などを提案いたします、提案募集方式が導入されまして、毎年法案も提出され、一定の成果が出てきていると考えております。今後は、国の政策立案の早い段階から地方の実情を一層反映させていく、こういうことが求められると思います。そのために、こうした仕組みを質的に、また量的にも拡充していくということが必要であるというふうに考えます。

さらに、地方の自主性、自立性を高めていく上では、これらに加えて、地域で課題解決に取り組む人材の確保・育成を図っていくということが重要であると思います。このため国におきましては、地方創生の施策をさらに充実させるということとともに、地方の取り組みを継続的に後押ししていただきたいと考えております。

本県といたしましても、引き続き課題解決に向けて全力で取り組みますとともに、全国知事会などとも連携をしながら、国に対して積極的に政策提言などを行ってまいり所存であります。

次に、これからの国と地方の関係における役割分担についてお尋ねがございました。

国と地方は、時代の情勢、あるいは課題の性質に応じまして、最適な役割を分担し合うということが重要だと考えます。さらに、国と地方のあるべき関係について申しますと、地方分権を進めるべき行政分野と、逆に中央政府のリーダーシップを強化すべき行政分野とに、御指摘もありましたように、仕分けをして議論は行われるべきであるというふうに考えております。

例えば、人口減少、あるいは高齢化など、進展の度合いが地方によって異なっているという状況がございますので、課題も地方によって異なってくるという状況がございます。そのため、こうした課題解決に向けました地域の福祉、あるいは地方創生などの取り組みについては、国が一律に行うよりも、地方がその実情に応じて実施をするという方向で対応すべきものと考えます。

一方で、御指摘もございましたが、外交、防衛、こういった国家としての存立にかかわります事務については、専ら国が実施すべきということだと思っておりますし、またこれもお話がございました、大規模な災害対策、重度の感染症対策など、統一的、広域的に対応する必要がある事務、ある意味では究極のスケールメリットが必要な事務とも言えると思っておりますが、こういったものにつきましては、国が基本方針を定めまして、地方が実行し、国が地方の取り組みを支援すると、こういった役割分担で進めていくということが適当ではないかと考えている次第でございます。

次に、主権者教育の推進についてお尋ねがございました。

主権者教育と申しますのは、主権者として社会の中で自立をし、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力、あるいは地域の課題解決を主体的に担う力を育成する教育であるというふうに考えております。こうした教育を推進して

いくためには、学校や家庭、そして地域が連携をしながら、子供たちの発達段階に応じた適切な教育内容を実施することが大切だと考えております。

現在、本県におきましては、地域の課題を自分なりに追求して解決策を探るという探究的な学習が、多くの学校で行われております。特に高知国際中学校では、国際バカロレア教育の理念のもとで、みずからが設定したテーマについて探究する学習活動が活発に行われているというふうに承知しております。こうした取り組みによりまして、子供たちは主体的に自分の役割を見つけまして、クラスや生徒会の運営などに多くの生徒が競ってかかわろうとする姿が随所に見られるというふうにお聞きをしております。このような学習活動は全県的に取り入れられてきておりまして、この春からは、山田高校には探究科という科が新たに設置をされることになっております。地域とのつながりの中で、今後、社会に主体的に参画する意識が子供たちにどんどん育まれていくものと、またそうなってほしいと考えております。

これまで、各地域での子供たちが参画いたします模擬議会でございますとか、お話にもございました県議会の議員との意見交換、こういった企画も実施をされ、政治への関心が高まっているということだと思います。私自身も、県民座談会などさまざまな機会を通じまして、若い方々の御意見もぜひお聞きをいたしまして、若者に向けた政策をPRすると、こういったことも含めまして、効果的な主権者教育、あるいは探究学習の推進に向けて、県教育委員会とも連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、私自身が、いわゆる土佐人氣質の類型について、闘犬型、長尾鶏型、チャボ型、この3類型に照らして、どの類型に該当するのかと

いうお尋ねがございました。せっかくのお尋ねでございますので、即してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、私自身の性格、あるいは目指しているリーダー像について申しますと、私自身は、前知事のような強力なリーダーシップを発揮するというよりは、むしろボトムアップの要素も取り入れて、調和型、調整型のリーダー像を目指していきたいという意識でおります。それを目指していく際には、トップに立って人を引っ張るという側面よりは、県民の皆様と同じ目線に立ってさまざまな御意見をたくさんお聞かせいただく、また職員の意見や悩みにも耳を傾けていくということを、まず心がけたいと思っております。そうした形で、いわば県民の皆様や職員と心をつなげて一緒に進んでいく方向性を見定めていく、少し不器用かもしれませんが、そうした形で着実に歩みを進めるようなやり方が、私の性格に合っているのではないかとこのように感じております。

その意味で、この沢田先生の3分類、土佐人氣質のどの類型に当てはまるのかということを変更して考えてみますと、基本は忍耐強く努力を重ねるという形の長尾鶏型、これが分量的には全体の4分の3ぐらいを占めているんじゃないかなと思っております。一方で、時に敢然と闘う闘犬型というの、残る4分の1ぐらいはまざっているのではないかとこのように自己分析をしております。そういう意味での混合型ではないのかなと、私なりに自己評価をいたしております。

こうした土佐人氣質にあふれます県民の皆様とともに、時代の流れを見据えました先進的な取り組みも追求しながら、さらなる県勢浮揚に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県史の編さんに取り組む決意について

お尋ねがございました。

県史の編さんの取り組みは、本県の歴史を後世に着実に継承いたしますとともに、資料の発掘や研究によりまして学術、文化の一層の振興にもつながる、大変意義のある取り組みであるというふうに考えております。

県史の編さんは、資料の収集や調査、執筆などに膨大な労力と長い年月を要する大事業となります。したがって、十分な体制のもとで計画的に進めていく必要があると考えております。

本年度から、各分野の有識者から成る、県史編さん基本方針策定準備検討委員会におきまして、編さんの範囲、あるいは分野、期間、体制などの具体的な検討を行っていただいているところでございます。これまでの検討委員会の議論の中では、1つには、現在の県史では記述がされていない戦後の現代史をまとめてはどうかというような御意見、また幕末・維新ですとか自由民権運動といいました本県の特徴を打ち出すような取り組みを考えてはどうかというような御意見、さらに本県の災害の歴史を含みます自然の分野の県史を取り上げてはどうか、こういったようなさまざまな御意見もいただいているというふうに報告を受けております。

今後、そうした御意見も踏まえまして、来年度中には県としての基本方針を策定してまいりたいと思います。その上で、令和3年度から本格的に事業に着手できるように、しっかりと準備を行ってまいります。

次に、カツオ・マグロ漁業の再生についてお尋ねがございました。

本県の遠洋・近海のカツオ・マグロ漁業は、海面漁業におけます生産量のおよそ3割を占めておりまして、本県を代表する重要な漁業でございます。また、小型魚までも漁獲をするまき網漁業と異なりまして、一本一本魚を釣り上げ

る、資源に優しい漁業でもございます。本県といたしましては、県を代表いたします、また資源の持続的な利用が可能なこうした漁業を、将来にわたって存続させていきたいというふうに考えております。

一方で、カツオ・マグロ漁業の現状を見ますと、燃油価格の高どまり、漁船員の不足、漁船の老朽化など、非常に厳しい状況にあると考えております。このため、関係者の御意見も伺いながら必要な対策をしっかりと検討し、来年度中をめどに取りまとめてまいりたいと思います。これを踏まえてカツオ・マグロ漁業の存続に向けた取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

最後に、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークと太平洋・島サミットに関してのお尋ねがございました。

このネットワークは、太平洋島嶼国と地方自治体のこれまでの個別の交流を、国や関係機関と連携してネットワーク全体で取り組むということで、面的な交流に発展させるということを目的としております。前回の太平洋・島サミットにおきましては、このネットワークを通じた地方による交流の活性化が、島嶼国に対する国の公約の一つとして位置づけられております。

ことしの2月には、次回サミットに向けました外務省主催の太平洋島嶼国との意見交換会に、本県が地方自治体代表として出席をいたしました。会議では、活動の実績、あるいは今後の目標などについて発表いたしますとともに、国を初め島嶼国や関係機関に、本ネットワークのさらなる活用でございますとか、今後の協力を呼びかけたところであります。

代表県であります本県といたしましては、島嶼国のニーズが高い医療従事者の研修などを先行して実施いたしまして、これを他の自治体に広げていくということを予定いたしております。



今後、こうした具体的な交流の取り組みの推進とネットワーク全体の活性化を通じまして、我が国と太平洋島嶼国とのさらなるきずなの強化にしっかりと貢献をしてみたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、主権者教育を3つのそれぞれの段階で、どのような取り組みを進めていくべきか、現在の取り組みと課題、今後の展開についてお尋ねがございました。

18歳への選挙権年齢の引き下げによって、来年度から順次全面実施となる学習指導要領において、主権者教育は、あらゆる教科等を活用し、さらに体系的に実施されることが示されました。また、子供たちは発達段階に応じて、家庭や学校から地域や社会を題材にして、その中にある課題を解決するためのプロセスを体験的に学び、主体的、協働的に考え判断し、実践していく学習を行うことが重要になります。

例えば、現在、小学校段階では、ごみ処理に関することなど、地域の身近な課題についての解決方法を自分たちで考え実践する学びを通して、地域の一員としての意識を育てています。

中学校では、生徒会活動や総合的な学習の時間の中で、地域でのボランティア活動を企画、実施するなど、よりよい社会の実現を視野に入れた学習を進め、社会参画意識の涵養を図っております。

高等学校では、基本的な知識の習得に加えて、生徒がみずから地域の課題を見つけ、その解決に向けた方策を考える活動など、実践的で探究的な学びを通して、社会的な活動にみずからが参画しようとする意欲や態度を育む取り組みを進めております。このような取り組みにより生徒の主体性は育ちつつあるものの、選挙での投票行動にはまだ十分つながっていないことなど

が課題となっております。

今後は、主権者教育がより重視された新学習指導要領に基づき、高知国際中学校の探究学習の成果などを踏まえて、生徒の主体性と社会性を育む地域探究活動を軸に、各学校段階の学習をしっかりと実施してまいります。

次に、高知県史編さん事業への教員や高校生のかかわりと現在の状況、今後の連携の可能性についてお尋ねがございました。

前回の県史編さんにおきましては、当時現役の県立学校の教員が、高知県史編さん専門委員として3名参加するなど、執筆や資料調査等に携わっておりました。教員が編さんに参画することは、本県の歴史の根拠となる史料に直接的にかかわり、県史研究の最先端に触れることができるとともに、歴史的な知識、技能を高めることはもちろん、調査手法の習得にもつながるものと認識をしております。

一方で、教員が編さんに携わるためには、作業量も多いと想定されますので、学校籍を離れ、例えば知事部局の職員になることなどが必要だとも考えられます。また、極めて高い歴史的専門性を有し、調査技能等も有することが求められますが、こうした知見を持った現職教員はごく少数の者に限定される状況もあり、退職教員の協力を求めることも検討する必要があると考えております。

高校生が編さんに直接的に携わることは、高い専門性が求められますことから困難であると思われませんが、編さんに携わった研究者と交流したり、研究成果に触れたりする機会は大変重要であると考えております。

県史編さん事業に教員や高校生がどのように具体的にかかわることができるかにつきましては、こうした状況も考慮しながら、県教育長も本部員となっております県史編さん検討本部会議などにおいて、検討、調整が図られるものと

考えております。

次に、旧陸軍歩兵第44連隊跡地に関する証言記録作成の狙いについてお尋ねがございました。

本年度、県教育委員会は、44連隊跡地の適切な保存と活用に向け、遺存する旧弾薬庫及び旧講堂等の保存活用や管理等を含めた当面の土地利用について、専門家による旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会を立ち上げ、検討いただきました。

検討委員会からは、44連隊跡地の整備に当たっては、各委員からのさまざまな意見や提案を反映させて県教育委員会が策定した基本方針をもとに、関係諸分野でさらに検討を重ね、高知県民にとってかけがえのない場所として、適切な整備が行われていくことを期待するとの報告をいただいたところです。

その検討委員会における協議の過程におきまして、44連隊跡地に関する証言記録に関しましても、戦後74年が経過し戦争体験者並びに遺族等の関係者が高齢化している現状において、関係者の記憶が徐々に失われつつあることから、建物や土地、文書、戦争に使われた道具類などの有形の資料は大切だが、急ぎ保存しなくてはならないのは人々の記憶であるとして、関係者の方々の記憶を記録として残すことの重要性と緊急性についての御提言をいただいております。

こうしたことから、兵役につかれていた方などへの緊急のインタビューを行い、映像と文字による証言記録を急ぎ作成することで、体験や記憶の次の時代への継承を行うとともに、展示や公開など将来の活用にも備えることとしたものでございます。

次に、アントレプレナーシップ教育を通じ、変革者の生きざまを学ぶことを、今後県立高校に導入してはどうかのお尋ねがございました。

起業家や経営者が持つ、情報を収集・分析する力や新しい価値を創造する力などは、これか

らの不透明な時代を生きていく生徒にとっても身につけてもらいたい資質、能力の一つであると考えております。

高等学校段階において、起業家として必要となる資質や能力を体系的、専門的に学ぶことは、まだ難しい面がありますが、例えば県内で起業されている方から、歩んできた道のりや苦労したことなどについて講話をしていただくことで、起業家の職業観、勤労観等を学ぶことができます。既に安芸桜ヶ丘高校では将来の起業家を目指して、県内の経営者団体の協力を得て、起業家としての理念や人材育成の手法を学ぶ課題研究の取り組みも実施されております。

今後は、各高校において、地域課題解決学習やインターンシップを活用することや、実際に起業されている方々から直接指導していただくことで、従来の枠組みにとらわれず新たなことにチャレンジする起業家精神の育成に努めていきたいと考えております。また、生徒みずから生き方を主体的に考え、将来、起業することや地域の担い手として活躍するために必要な資質、能力を身につけられるよう、今後も地域での実体験の場を整えるなど、起業に関する学習を充実してまいります。

最後に、芸西天文学習館と高知みらい科学館とのさらなる連携の強化についてお尋ねがございました。

芸西天文学習館では、世界的に有名な関勉さんを初め、天文分野の専門家や退職教員を講師に、季節ごとの観測会や、小学生を対象として天文に関する知識や観測技術を身につけてもらう、高知子どもアストロクラブなどを実施しております。このような実際の星空を通じて、子供たちが天文について学ぶ機会を長年提供してきているところです。

一方、一昨年の7月に開館した高知みらい科学館のプラネタリウムでは、宇宙や天文に關す

るオリジナル番組をライブで解説しております。科学館では、プラネタリウムをきっかけにして天文に関心を持ち、生の天体観測の魅力を知っていただけるよう、現在プラネタリウムで放映中の番組において、関勉さんの業績とともに芸西天文学習館を紹介し、観測会などへの参加を呼びかけているところです。ことし6月には、オーテピアにおいて、全国から集まるすい星ファンを前に、関勉さんが天文に関する知見や芸西天文学習館について語る、第50回彗星会議の開催も予定をしております。

こうした取り組みを初め、今後も例えば、七夕や流星群など、季節季節で更新されるプラネタリウムの番組と連動した本物の星空体験イベントなど、科学館との連携を深めながら、芸西天文学習館のさらなる活性化策を検討してまいります。

(選挙管理委員長土居秀喜君登壇)

○**選挙管理委員長(土居秀喜君)** 本県での3つの段階における主権者教育の取り組みについてお尋ねがございました。

県選挙管理委員会では、継続的に投票に参加する主権者の育成を目指し、小中学生や高校生、大学生などを対象に、それぞれの段階に応じた主権者教育の取り組みを進めてきております。

まず、高校入学前の段階では、県内全ての小学6年生と中学3年生を対象に、政治や選挙制度を説明した冊子を配付しております。また、高校生及び高校卒業後の大学生などを対象に、政治や社会をより身近に感じていただくために、議員の皆様にご協力をいただき開催しております。若者と議員の座談会や、ワークショップなどのイベントを開催しております。このほか、県内全ての高校3年生と県内大学の入学者を対象に、住所移転時に住民票の異動が必要である旨の周知や、不在者投票制度を説明したチラシの配付などを行っております。加えて、各段階

に共通する取り組みとしまして、小・中・高・大学生などを対象とした選挙出前授業を行ってきております。

ただ、近年の投票率を見ましても、特に若年層が低い傾向にあり、政治や選挙への関心が高まっているとは言えない現状にありますことから、それぞれの取り組みをさらに充実させていくことが必要であると考えております。

例えば選挙出前授業におきましては、小中学生には、より政治や選挙への興味を持っていただくため、模擬投票の題材として地域の課題を取り上げること、また高校生や大学生には、実際の選挙への参加を見据え、新聞記事などの具体的な事例をもとに議論することにより、選挙の意義や選挙制度などへの理解を深めていくことも必要ではないかと考えております。

今後も、政治や選挙への関心が高まりますよう、それぞれの段階に応じた取り組みに工夫を加えながら、教育委員会とも連携し、粘り強く取り組んでまいります。

(副知事岩城孝章君登壇)

○**副知事(岩城孝章君)** これまでの高知県政のリーダーを振り返っての所感、職員及び濱田県政についての思いに関してお尋ねがございました。

お話にありましたように、私が入庁したのは中内知事の1期目。私が20代、30代ということもあり、直接接する機会はほとんどありませんでしたが、廊下でお会いするときなど、ようと手を挙げて挨拶していただくなど親しみやすいお人柄で、安定感のあった知事だという印象を持っております。

その後を受けた橋本知事。任期終盤には私も所属長としてともに仕事をさせていただきましたが、行政の透明性の確保に向けて県庁改革に積極的に取り組まれ、地方分権時代の全国的なリーダーとして活躍をされました。

そして尾崎前知事。部長として、副知事として、3期12年間のほとんどをともに過ごさせていただきました。経済の活性化を初めとする5つの基本政策や中山間・少子化対策等に真正面から立ち向かい、目標達成への強い意志のもと、類いまれなリーダーシップを発揮されました。

その尾崎前知事の後を受け、昨年12月に濱田知事が就任をされました。就任直後だと思いますが、私が部局長を集めて話をしたのは、これまで尾崎前知事に頼り過ぎていた面があると感じていたことから、それぞれの所管部門でこれまで以上にしっかりとリーダーシップを発揮し取り組んでいくこと、また部局長同士、横の連携を重視し、新知事を支えていくようにという話をさせていただきました。

早いもので、濱田知事就任後、間もなく3カ月が経過しようとしています。この間、知事と職員たちとのきずな、連帯感は着実に強まっていると思います。今後とも、知事を先頭に職員一丸となって、県勢浮揚に向け取り組んでまいります。

次に、高知県牧野記念財団についてお尋ねがございました。

牧野植物園は、平成29年12月に策定しました牧野植物園磨き上げ整備基本構想に基づき、新しい園地のオープンやガイド機能の強化など、ハード・ソフト両面の磨き上げを進めているところです。植物園として、こうした磨き上げにより、県外からの誘客を図る観光面や、子供たちの探究心を育む教育面での役割を高めていくこととしています。

こうした役割を果たすために、植物園の運営管理を担う財団の職員の皆さんが、植物園で経験を積み、スキルを高めていくことは必要不可欠です。そのためには、職員の処遇を含め、働きがいのある職場づくりも重要な要素の一つだと考えております。このため、これまでも正職

員の増員や手当の増額など処遇の改善に努めてまいりましたが、財団からは、すぐれた人材を確保するためには、さらなる職務内容や知識経験に見合った処遇にしていく必要があると聞いております。

来年度は、牧野植物園の5年間の指定管理期間の最終年度を迎えますので、財団とは、令和3年度以降の植物園の指定管理に向けた協議を始めたところです。この中で、県としても職員の処遇のさらなる改善を含め、適切な運営体制が構築できるよう検討していきたいと考えております。

(文化生活スポーツ部長橋口欣二君登壇)

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） まず、県史編さんに当たっての人材確保についてお尋ねがございました。

長期間にわたります県史編さん事業には、膨大な資料の調査や研究、執筆等にかかわる人材の確保が何より欠かせないと考えております。県史編さん基本方針策定準備検討委員会の中でも、この大事業をなし遂げるためには、こうした専門的な人材の確保が最大の課題であるとの御意見をいただいております。

このため、歴史民俗資料館や高知城歴史博物館など県内の文化施設の学芸員や、大学の研究者、高等学校の教員など、幅広く専門家にかかわっていただくことが必要と考えております。そうした方々に編さんに深くかかわってもらうには、今後関係機関との調整を行わせていただき、人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、県立交通安全子どもセンターの現状についての評価と今後施設に期待することについて、またオープン記念行事についてお尋ねがございました。

交通安全子どもセンターの指定管理者につきましては、限られた予算の中で経費の削減に取



り組みますとともに、年間を通じた交通安全教室や工夫を凝らしたイベントの開催などにより来場者数をできるだけふやし、収入の増加にもつなげていただいている等、その運営に当たりましてさまざまな努力をされているというふう

に認識をしております。  
今後とも、正しい交通知識や交通ルールを楽しみながら体得できる県内唯一の施設として、多くの皆様に利用していただけるよう取り組んでいただきたいと考えております。

また、50周年の記念行事につきましては、指定管理者と、実施に向けて今協議をしているところです。その内容は、近隣住民の方々や利用者、関係者の皆様に喜んでいただけるものとなりますよう、取り組んでまいりたいと考えております。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) まず、兵籍簿が公文書館に移管された場合の取り扱いについてお尋ねがございました。

兵籍簿に限らず公文書館に移管された歴史公文書は、利用請求をしていただくことによりまして、原則としてどなたでも御利用いただけます。この際、所管課から公文書館へ移管するに当たって、プライバシー保護の観点などから、利用の制限を行うことが適切である旨の意見が付された場合には、一定の期間、該当箇所をマスキングするなど一定の制限を行うこととなります。

兵籍簿の場合、御遺族からの問い合わせ対応など、使用が見込まれなくなった時点で、移管することが想定されます。この場合、作成から相当の年限が経過しておりますことから、利用の制限というものは限定的になると考えております。

また現在、個人情報保護条例に基づきまして、6親等以内の御親族であれば、申し出により閲

覧可能となっております。公文書館への移管後、利用の制限がかかる場合には、現在と同様の対応をすることになると考えております。

次に、市町村のオープンデータの取り組みの現在の課題と今後の展開についてお尋ねがございました。

市町村の状況を見ますと、各種統計などのデータは公表されております。ここに、利用に当たって出典を記載することなどのルールを定めて、これが適用されることを明らかにすれば、これはオープンデータとして取り扱われるということになります。このルールにつきましては国がひな形を示しております、費用や手数がそれほどかかるものではございません。

現在の課題は、保有するデータを民間等に活用していただくという意識や、オープンデータを扱う際の手続などに関する理解が十分でないということであると認識しております。

これに対して、国においてはオープンデータを推進するため、ガイドラインや公開を推奨するデータの種類、活用事例などを示しているところです。

県としましても、これまで国のアドバイザーを活用した研修会や担当職員への説明会を開催し、市町村の取り組みを促してまいりました。新年度からは、これまでの取り組みに加えまして、県のデジタル化推進計画に基づく具体の取り組み状況を市町村とも共有し、意識の向上を後押ししますほか、情報政策課の体制を充実して、市町村からの相談窓口機能を強化してまいります。さらに、県において、市町村のオープンデータもあわせて公開する専用のウェブサイトを導入することも検討してまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) 戦時中の公文書について兵籍簿以外にこういったものがあるのか、お尋ねがございました。

県では、旧陸軍関係者の恩給申請等に係る在職期間を証明するため、兵籍簿などの文書を保管しています。兵籍簿のほかに国から引き継ぎを受けた文書として、戦没地の情報や遺族との続柄を記載した戦没者原簿、引揚者が収容された場所や復員年月日を記載した陸軍身上申告書、戦没者の死亡事由や遺族に遺骨を伝達した日を記載した遺骨伝達原簿など、24種類の文書を保管しています。こうした文書は、戦没者の遺族への特別弔慰金の支給要件の確認などに使用しています。

兵籍簿などの文書は、戦時中の様子を記録する貴重な財産であると認識しております。こうした公文書につきましては、引き続き適切に保管してまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○**農業振興部長(西岡幸生君)** まず、環境制御技術について、導入前後を比較した秀品率の変化についてお尋ねがございました。

環境制御技術につきましては、平成26年度に補助事業を創設し、重点的に普及拡大に取り組んでまいりました。その結果、野菜主要7品目では、今年度末の導入面積率が53%まで達する見込みとなっております。

環境制御技術による秀品率の変化につきましては、平成25年度から平成26年度に県内主要産地で実施した現地実証の結果によりますと、ナスでは83%から84%にやや向上、キュウリでは60%から66%に向上、ピーマンでは91%の高どまりで変化なしとの結果となっております。

野菜主要7品目につきましては、それぞれの品目の主産地の営農指導員らに実態を確認しましたところ、いずれの品目におきましても環境制御技術の導入前後で、秀品率は同等もしくはやや向上するという傾向でございました。収量が1割から2割増加することに伴い、価格の高い秀品での出荷量もふえることから、所得の向

上につながっている場合が多いとの声をいただいております。

また、花卉につきましては、平成29年度に主要産地で実施した現地実証の結果によりますと、オリエンタルユリで茎が強くなるという品質向上効果が認められ、トルコギキョウでは花数の増加や全体のボリュームアップにより、秀品率が60%から64%に向上するなどの効果が出てきております。

その他、特に品質が重視されますハウスメロンやスイカにおきましては、栽培環境がより厳しい冬場においても、玉ぞろいや糖度が安定し秀品率が高くなるということで、主産地である香南市では9割以上の農家に導入が進んでおります。

次に、収量アップがそのまま所得向上につながるわけではないという側面についてお尋ねがございました。

まず、環境制御技術の導入によるコストについてでございますが、高知県のハウス野菜で平均的な栽培面積である25アールを例にとりますと、環境測定器、炭酸ガス発生機など標準的な機器類の年間の償却額は約20万円、ランニングコストは約30万円、合わせて約50万円のコスト増となります。このコスト増に対応する採算ラインは品目により異なり、例えばナスやキュウリでは4から5%の増収が必要となりますが、実際には10から30%の増収が得られており、これらの農家では所得の向上につながります。

また、環境制御技術の導入当初は、機器類を使いこなせず収量が伸びないため、所得の上まらない農家も一部おられました。環境制御技術普及推進員による指導や学び教えあう場での情報共有により、年々技術が定着してきております。その結果、県内各地に所得が増加する成功例がふえたことが、現在の普及状況につながっていると考えております。

一方、単価につきましては、高知県の出荷量のみならず全国の産地の出荷量や消費動向に左右され、年によっても、時期によっても変動いたします。単価が下落した場合にも農家の所得を安定して確保していくためには、環境制御技術によって単価の高い冬場の収量をふやし、年間を通して安定生産を図っていくことが必要だと考えております。

次に、新規就農者などを含めた農家実所得の中央値の変化についてお尋ねがございました。

環境制御技術導入による農家所得への影響でございますが、個々の農家の所得までは把握ができておりませんので、中央値での比較は困難でございます。そこで、新規就農者なども想定しまして、栽培面積が小さく収量が平均に達していない農家が環境制御技術を導入した場合の所得がどう変化するかにつきまして、モデル的に検証してみますと、ナスとキュウリでは、栽培面積が平均より小さい15アールで収量も平均より少ない10アール当たり14トンの農家が環境制御を導入した場合、コストは約30万円増加しますが、15%増収することにより、所得はナスで約55万円、キュウリで40万円ほど増加する結果となっております。

このように、環境制御技術は、経営規模の小さい農家やこれまでに収量を上げてこられなかった農家にも、所得向上の見込める技術であると考えております。実際に現場におきまして、農業経験のない新規就農の方が、環境制御技術を活用したデータ農業の実践により、ナス、ピーマン、キュウリ、トマトなど複数の品目において、二、三年で地域におけるトップレベルの収量を上げ、所得が大幅に増加する成功例が多く見られており、早期の経営安定にも有効な技術となっております。

今後、個々の農家の経営規模や所得目標などに応じたきめ細かな指導を徹底し、農家の所

得が高まるよう、環境制御技術の普及に取り組んでまいります。

次に、中規模・大規模次世代ハウス及び大規模施設園芸団地の経営状況についてお尋ねがございました。

県内における次世代型ハウスは、本年度末までに282棟、59ヘクタールに普及してまいりました。

次世代型ハウスの経営状況につきましては、1ヘクタール未満の中規模ハウスでは、しっかりと栽培技術や経営管理能力を有した農家が規模拡大したケースが多く、初年度から安定した経営が継続されている傾向にございます。また、1ヘクタール以上の大規模ハウスでは、異業種からの企業参入のケースが多く、初年度は栽培管理者のスキルや雇用労働力の確保が課題となりましたが、2年目以降の経営状況はおおむね計画どおりに改善されております。四万十町の大規模施設園芸団地では、高度な環境制御装置などを使いこなせる技術力を有した栽培管理者と雇用労働力の確保により、初年度からほぼ目標どおりの経営状況となっており、全国に10拠点整備された次世代施設園芸拠点の中でも優良事例となっております。このように、いずれの事例もおおむね安定した経営状況となっておりますことから、純利益は確保されているものと考えております。

なお、これらの次世代型ハウスの整備には国や県の補助事業が活用されており、補助金による初期投資の圧縮を踏まえた経営計画のもと、営農に取り組まれております。そのため、補助金を除く想定での収支を考えると、資金の借入れが増加し毎年の返済がふえていきますことから、純利益が減少し資金繰りが厳しくなる場合もあるのではないかと考えております。

次に、農家の生産や販売の情報をクラウドに

提供するスキームにおける知的財産の所有権について、また農家と結ぶ契約についてお尋ねがございました。

I o Pプロジェクトにつきましては、平成30年度から令和4年度までの5カ年間、内閣府の地方大学・地域産業創生交付金を活用しながら、さまざまな研究開発を進めているところです。その成果を少しでも早く農家の皆様に活用いただくため、来年度からI o Pクラウドのプロトタイプを構築し、実際に農家の皆様にお試しをいただきながら、令和4年度末からの本格運用を目指して取り組みを進めてまいります。

このI o Pクラウドでは、農家の皆様のさまざまな情報を集約してまいります。これらの情報には、所有権の対象とされていない環境データや出荷データなどの単なるデータ情報のみならず、栽培技術やノウハウなどの知的財産ともなり得る有益な情報も含まれますことから、本人の承諾なしには他者が閲覧したり利用できないことを基本に構築してまいります。

なお、I o Pクラウドの構築に当たり農家と結ぶ契約につきましては、農家と県の間で、提供いただくデータをI o Pプロジェクト以外の目的での利用や第三者提供は行わないことなどを定めた同意書を交わし、守秘義務を遵守した上で取り組んでおります。

次に、篤農家の皆様に対し、情報を提供することのリスクを上回る利益の提示についてお尋ねがございました。

県では、これまでもI P M技術や環境制御技術等の最新技術を普及していくために、多くの篤農家の皆様が実際に栽培管理している圃場を、学び教えあう場として活用させていただき、地域の農家の皆様と情報を共有し切磋琢磨していくことで、産地全体での技術の確立と普及を図ってまいりました。

I o Pクラウドの構築におきましても、この

学び教えあう場と同様に、県内の篤農家の皆様に御協力いただき、ハウス環境データや生育調査結果などの情報から作物の光合成や生育の最適モデルを提案するA Iの開発等に取り組んでいるところです。

I o Pクラウドでは、篤農家の皆様にとりましても参考となる最適モデルと、実際の自分のハウスの状況を比較し、有益な情報が得られる仕組みとして、構築をしております。最適モデルを参考に日々の栽培管理を改善していくことにより、さらに安定した、一步進んだ生産が行えるようになるものと考えております。

最後に、I o Pクラウドのスキームにおける、高知野菜のシェアが失われ、産出額が減少するリスクについてお尋ねがございました。

I o Pプロジェクトでは、産学官が連携して制御機器類やシステム、アプリケーションの開発を促進し、これらの製品を全国や海外に外商していくことで、県内施設園芸産業群の創出につなげていきたいと考えております。

議員の御指摘のとおり、高知で培われてきた技術やノウハウとも言える情報やデータに関しては、県にとりましても、また個々の農家の皆様や産地にとりましても重要な財産であり、I o Pクラウドのスキームにおいて、データをもとに開発したA Iなども含め、高知のノウハウを県外や海外に流出させてはならないというふうに考えております。

そのため、高知の農家から得た情報で構築したシステム自体を県外や海外に販売することはありませんが、一方で新たな知見をもとに開発された製品等については、県外や海外への外商も目指してまいりたいと考えております。例えば、高知工科大学等で開発中の画像解析によりナスの花や実の数をカウントするA Iなどは、将来的に高知で栽培していない品目にも応用していくことで、外商が可能になるのでないかと



いうふうに考えております。

I o Pプロジェクトの推進に当たりましては、農家の皆様や農業団体ともしっかりと連携し、情報共有しながら、データの提供をいただいた農家の皆様はもとより、県内の農家の皆様の利益を損なうことには決してならないよう、また高知野菜のシェア拡大と産出額の増加につながりますよう取り組んでまいります。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) まず、思い切った取り組みによるスタートアップ企業の創出と、そうした企業に県に協力してもらう仕組みについてお尋ねがありました。

本県経済の持続的な発展のためには、継続的に新しい挑戦が行われ、新たな付加価値を創造する環境をつくっていくことが重要であり、起業や新事業展開を促進していくための施策を強化してまいりました。

具体的には、起業の専門家による相談対応から、アイデアを形にしビジネスへとつなげるプログラムの実施、そして初期投資に対する資金的な支援といった、起業に必要な一連の手厚い仕組みとして、お話がありました基金事業の終了後、平成28年度にこうち起業サロンを、そして平成29年度からはこうちスタートアップパークを構築しまして、起業家の裾野の拡大とビジネスの創出に取り組んでいるところでございます。さらに、今年度からは、高付加価値ビジネスを目指す県内起業家の育成に向けまして、県内の起業希望者がチームを組み、都市圏のスタートアップ企業の持つ技術や知見に触れながら、ビジネス化の手法を習得するプログラムも実施しております。

こうした一連の仕組みによるサポートの中で、資金調達へのサポートも重要なポイントとなります。基金事業があったころと比べますと、県による試作品の開発への助成や、昨年度から始

まりました国、県による起業支援金の助成といった公的な支援に加えまして、クラウドファンディングの活用、さらには金融機関からの融資やファンドからの出資など、資金調達手法も多様化をしておるところであります。起業しようとする方のニーズに合った資金調達ができますよう、こうちスタートアップパークに御協力いただいております県内の金融機関の皆様とも連携して、引き続きしっかりと資金面でのサポートもしてまいりたいと考えております。

また、こうした取り組みを通じて生まれる起業家の皆様方には、こうちスタートアップパークにおいて、起業を志す方々に対するメンターとして参画をしていただくなど、人材育成や事業のブラッシュアップ、さらには起業後のフォローにも協力をしていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、基金事業の卒業生との連携についてお尋ねがございました。

こうちビジネスチャレンジ基金事業の認定企業16社は、医療や農業、食品加工などさまざまな業種にわたっており、それぞれの分野で活躍をされております。これまでも、産学官民連携センターの開所記念イベントでの基調講演を初め、起業セミナーの講師として県の取り組みに御協力をいただいておりますけれども、昨年度は初めて認定企業の交流会も開催いたしまして、ネットワーク化も進めているところでございます。

今後、こうしたつながりをさらに深めていきたいと考えており、来年度、ココプラにおける革新的なビジネスに取り組む経営者を対象に開催しますセミナーの講師などもお願いをしたいと思います。

また、起業や新事業展開を目指す方々の交流会への先輩企業としての参加も呼びかけまして、スタートアップ人材の育成や、新しい事業にチャ

レンジする方々との交流などへの協力もお願いするとともに、県の進めます起業促進策のさらなるバージョンアップに向けましたアドバイスも賜りたいというふうに考えております。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) オープンイノベーションプラットフォームの取り組みに当たり、オープンデータを活用することによる可能性についてお尋ねがございました。

県では、IoTやAIなどのデジタル技術を活用してあらゆる分野の課題解決と産業振興を図る、課題解決型産業創出の取り組みを平成28年度から進めてまいりました。来年度からは、県内外から企業や研究者等に参画を求め、技術やアイデアを組み合わせる新しいビジネスをつくり出すことを目指して、オープンイノベーションプラットフォームを新たに設置することとしております。

少子高齢化、過疎化など、今後全国各地で直面するであろうさまざまな課題を抱える本県において、地域の実相を客観的にあらわすオープンデータを活用することができる環境を整えることは、より市場のニーズに即したビジネスが生まれる可能性が高まるものと期待されます。

具体的な例としましては、東京都が公開をしている、都立文化施設の多目的トイレの位置情報などのオープンデータを活用しまして、都内のNPOと企業が共同でバリアフリー地図アプリを開発し、障害者やベビーカー利用者などが外出時に必要となる情報を提供するサービスにつながった事例などがございます。

このようなサービスは、情報がオープンデータとして公開をされていれば、全国各地に展開が可能となりますことから、ビジネス面でのメリットも大きなものになると考えられます。

本県におきましても、県民消費動向調査や公共交通データなど、現在およそ100件のデータを、

オープンデータとして県のホームページで公開し、順次拡大していくこととしており、今後市町村の取り組みも含め、オープンイノベーションプラットフォームの施策との連携を図ってまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、アウトドア観光を進める上での安全管理の取り組みと今後の対応についてお尋ねがありました。

県では、これまで土佐の観光創生塾や観光拠点の整備支援などを通じまして、安全管理の視点も取り入れながら、地域が主体となった、自然や産業、暮らしなど身近な資源を生かした、滞在・体験メニューの創出に取り組んでまいりました。

このたびの自然&体験キャンペーンの実施に当たりまして、県内で活躍するインストラクターなどの方々から、安全管理に関する標準的なガイドラインを定めるよう要請されたことを機に、体験型観光における安全管理の業務手順を明示して、事故防止や事故発生時の対策に万全を期すことといたしました。現在、弁護士や保険会社、体験事業者などの皆様から御意見をいただきながら、メニューの実施前に必要となる事前準備や、実施中の安全対策、事故が起こった場合の対策に区分し、必要な業務手順をまとめているところです。

具体的には、まず事前準備として、天候悪化時や危険箇所を想定したコースづくり、メニューのプログラムに応じた参加資格の設定や保険加入の推奨、事故発生に備えた緊急連絡網の構築、こうち医療ネットを活用した医療案内といった、事故防止のための備えについて定めています。次に、実施中の安全対策としては、危険箇所の注意喚起、参加者の体調や天候の変化に伴う中止やコースの変更、参加者に合わせた進行など、事故防止のための運営について定めています。

3つ目の事故が起こった場合の対策としては、被害を最小限に抑えるための応急手当てや救命処置の実施、警察や消防、病院、保険会社等との確かな連携などについて定めています。

このガイドラインを、今月中にはまとめ上げまして、アウトドア観光などの体験事業者の皆様幅広く周知し、各事業者の業務マニュアル等への反映や見直しに役立てていただくことで、安全管理のさらなるレベルアップが進みますよう取り組んでまいります。

次に、星空観光に関する所見と芸西天文学習館との連携の可能性についてお尋ねがありました。

スターウォッチングや天文台を活用した天体観測などのいわゆる星空観光は、観光客の皆様が夜間の観光を楽しんでいただく機会を提供しますことで、滞在時間の延長によるにぎわいづくりや宿泊にも結びつきやすいことから、観光総消費額の増加が期待できると考えています。

本県におきましては、足摺岬の展望台から広がる眺望を生かし、都会ではなかなか見ることのできない星が見られる足摺スターウォッチングや、本県で唯一国から認定を受けた星空の街、四万十市での天体観測などのガイドプログラムが人気となっています。

こうしたプログラムは、ナイトタイムエコノミーの推進や中山間地域の振興につながる観光資源であり、自然&体験キャンペーンにおいても、特設ウェブサイトなどを通じた情報発信を行っているところです。

さらに、津野町の天狗荘では、ワンランク上の宿泊施設を目指して、星空を眺められる客室を初め、プラネタリウムや天文台などを備えるとともに、1,400メートルの標高を生かした満天の星の魅力を伝えるガイドプログラムが計画されています。

このように、県内各地に、それぞれの立地条

件を生かした星空観光ガイドの取り組みが広がっていますので、芸西天文学習館の講師の方々の知見やネットワークを活用させていただくことにつきまして、検討を進めてまいりたいと考えています。

○25番（大石宗君） 知事初め、皆さんの本当に丁寧な御答弁、ありがとうございました。

知事が、闘犬が4分の1入っているということで、今は本当に危機管理の時代です。そういう意味では、また闘犬型のよさも出していただけたらと思います。

その中で、県史の編さんですけれども、知事から十分な体制で計画的に進めるという御答弁をいただきました。この十分な体制というのが、まず何を意味するのかというのを、再質問で聞きたいと思います。これを、資金と、それから県庁内の事務局体制という意味と、具体的には私は捉えています。

知事は長尾鶏型が4分の3ですけれども、長尾鶏の人ですね、大体牧野富太郎とか西谷退三とか寺田寅彦とかが共通して人生において困ったのはお金なんですね。研究を続けるのにお金がなくて大変で、奥さんにも逃げられかけるとか、こういうことで、研究を続けていくというのは大変なことであります。

そういう意味で、この県史の編さん、本当に資金をしっかりと県が手当てするのか、そして事務局をしっかりと引き受けるのかどうか、こういう具体的なことが必要かと思っておりますけれども、十分な体制でという意味について、もう一度知事にお伺いをしたいと思います。

そして、教育長には県史編さん——要請になりますけれども、もう本当に日本の第一人者のような研究者がたくさん来る可能性があるわけですから、ぜひ生徒さんたちがそういう人材とくに触れ合う——余り歴史のことはわからなくても、例えば調査に行くとか、こういう仕事も

あると思うんですね。そういう意味で、また県立高校の学生さんと連携できるような体制をぜひつくっていただきたいと、これは要請をしておきます。

アントレプレナーのところで、起業した人を呼ぶという御答弁いただきましたけれども、私は起業しただけではだめだと思うんですね。あと2つ条件があって、成功しているかどうかということと、それからもう一つは変革者であるかどうかということだと思います。今まで社会になかったような新しい仕組みを提供するとか、そういう本当に変革者と言われる人、そして実際成功した人、こういうところまで突き詰めて呼んでいただくようなことをできたらなというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、文化生活スポーツ部長は交通公園50周年、やるということで、ぜひ楽しみにしていますので、また前へ進めていただけたらというお願いをしたいと思います。

それから、兵籍簿の関連ですけれども、総務部長から御答弁いただきましたとおり——答弁を聞くと、歴史的資料として研究するという余地があるように、思いました。地域福祉部長にお伺いしたいのは——今、多分閲覧の事務をずっとやっていることに支障が出るのが一番まずいというふうに思いますけれども、このあたりは本当に支障がないなら、やはりこういうことも検討を進めていくべきだと思います。遺族会とか遺族の皆さん、親族の皆さんと、ぜひ話し合いもどこかの段階でしていただきたいと思いたすけれども、これはちょっと質問として、今の見解——それからそのほかの資料のことも御答弁いただきましたけれども、こういうものも今後そういう協議ができないのかということも、見解をお伺いしたいと思います。

それから、農業ですけれども、環境制御、本

当にすばらしい結果を出しているということは今お伺いしました。特に質に関して、本当にいい話ばかり今回出たんですけれども、逆に課題はないのかということも伺いたいで、これは農業振興部長に質問をさせていただきます。

それから2点目です。中規模以上のハウスについては、補助金を前提としているから補助金を除くとそもそも計画していないという、こういうお話もありましたけれども、もともとこういうものをどんどん横展開していくということで考えれば、補助金を今回——しかも1発目で結構なお金が入っている補助金を前提にしている以上、今後の広がっていく見通しをどういうふうに考えられているのか、あわせて農業振興部長に伺いたいです。

それから、クラウドに関して、農業振興部長に2点伺いたいです。1つは、他者が利用できないように同意書も、それから守秘義務もしっかりやるということで、これは農家の皆さんは安心されると思うんですけれども、情報というのは一旦中に入ると、名前もわからないわけですし、少し条件を変えるとその人の情報かどうか特定できないとか、こういう課題もあるように思うんです。そういう意味で、本当に一個一個守秘義務を守ってできるのかという懸念も少しあるわけですが、そのあたり、もう一回御答弁をいただきたいと思いたす。

そして、篤農家に関してです。学び教えあう場はこれまでも成功してきたという話でしたけれども、今度のクラウドの話は、それ以上に大きな話だと思うんですね。だから、これまでのように、本当に篤農家の皆さんにメリットがあるのかどうかというのが、先ほどの答弁では少し腹に落ちないというか、ちょっとわかりづらかったので、もう一回詳しくお伺いをしたいと思います。

それから、産業振興推進部長に、これは質問



じゃないんですけども、スタートアップパークを利用してというお話がありましたけれども、やっぱり起業家というのは、育成するって余りうまくいかないと思うんですよね。やっぱりビジネスプランに投資をした前のような事業のほうははっきりわかりやすく、新しい人が生まれるような気がします。そういう意味で、県外の人にノウハウを学ぶとかこういったことではなくて、新しい事業を応援するような取り組み——県のお金では前のような事業はできないかもしれませんが、ぜひ仕組みを考えていただきたいというふうにお願いをして、2問目とさせていただきますと思います。

○知事（濱田省司君） 大石議員からの県史編さんについての体制についての再質問にお答えをいたします。

ただいま教育長や文化生活スポーツ部長のほうからも御答弁申し上げましたとおり、まず人材というのが、大いに大事な体制の中身になるかと思えます。そういった具体的な人、ないしは処遇といいますか、組織上の位置づけ、こういったものはもちろんでございますけれども、今議員から御指摘もございましたような予算面、お金の面での手当てというのも、当然必要な体制に入ってくると思えます。

何分長期にわたるといふ事業でもございますし、やる以上は中途半端なものをやっても仕方がないという思いもございますので、しっかりと県の財産になるようなものをつくっていくという観点から、財政的にもしっかりとした裏打ちをしたいと考えております。

○地域福祉部長（福留利也君） 兵籍簿の研究用の使用ということでお話ございました。

現在、兵籍簿につきましては援護事務ということで、個人情報の取扱事務、こちらのほうで取り扱っているものでございまして、個人情報保護条例では、こうした取扱事務を目的以外の

目的のために利用提供することが禁止されております。ただし、例外的に高知県個人情報保護制度委員会の意見を聞いた上で、公益性の必要があると認められるときは、目的外の利用提供が可能となります。

議員のほうからお話のありました、兵籍簿の研究用の利用に当たってのハードルということになりますと、この兵籍簿を研究用に利用する場合の公益性の検討が必要ということになるかと思えます。

以上でございます。

○農業振興部長（西岡幸生君） 4点、答えさせていただきます。

まず1点目は、環境制御技術に関する課題が何かないかということでございます。

今考えられるところで言いますと、先ほど答弁の中にもありましたが、例えば、環境制御技術を導入するに当たり、一定のコストがかかるということがございます。今のNext次世代型の研究の中でも、そういう部分の、もっと安価な環境制御技術の装置なんかができないかということも考えております。

さらに、ここから先、例えば環境制御技術を広げていこうとすると、もう先進的な考え方の方は大分入れてまいりましたので、今後広げていくとなると、どうしてもまだちょっと消極的な方がやはり多いのではないかと思います。そういう方々に対しましては、やはり事例をよく見せるということが、これからの方向性ではないかというふうに考えております。

続きまして、中規模以上のハウスの今後の見通しでございます。

これも、先ほどの環境制御技術と似たようなところがあると思いますが、やはり取り組もうとする方はもう既に、今の補助金なんかも含めて取り組まれているところがございます。そういうところについて、やはりそれ自体もしっか

りと成果を出しているところがございますので、例えば、次世代型ハウスの連携協議会、議員のほうからもおっしゃっていただきましたが、そういうものもつくっておりますので、そういうところで情報共有しながらいい成果を広げていくという形で考えたいと思います。まだまだ広がっていくというふうには考えております。

それと3点目でございます。I o Pクラウドに関する守秘義務についてでございます。

基本的には、守秘義務については、先ほどおっしゃっていただきました個人にひもづいた形でとるという場合もありますし、そうではないという場合もあるかと思えます。特に篤農家さんからいただくような情報につきましては、しっかりと個人とひもづいた形で、それが全体として成果を上げているという形が非常に大事なところでもございます。そういうところについては、おっしゃいましたように、セキュリティーにも非常に意を用いて、しっかりと構築していきたいというふうに考えています。

それから最後でございます。学び教えあう場等の篤農家に対するメリットというところですが、やはりこれまでも、先ほども申しましたが、篤農家さん自体には学び教えあう場において、非常に自分のノウハウとかも積極的に地域の皆さんに広げていこうというふうな形で、これまでも御協力をいただきました。今回、地域の篤農家さんにも、もう既に同意書をいただいて、その情報をいただいているところもでございます。

それともう一つは、最後のほうで言いましたが、最適モデルをつくると、農家さんはそのとおりやるわけではなくて、例えば、温度はこう、湿度はこうという、パーツパーツだけでも自分に対するメリット——じゃ、こういうやり方もあるのかというような形でも、やはり参考になるところがあるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういうところが篤農家さん

に対しては、より一步進むためのメリットになるんじゃないかと思えます。

以上でございます。

○25番（大石宗君） どうもありがとうございました。

きょうは、知事には、19年前の作文を引っ張り出して大変失礼な質問もしましたけれども、知事の本当に温厚な姿勢と、それから芯のあることは、非常にみんな理解したと思えます。

県史編さんも、あるいはさっきの農業の知財の話も、県民の皆さんにしっかりと説明して、対話していくことが大事だと思いますので、ぜひ引き続きお願いをしたいと思います。

それからもう一点、尾崎県政を振り返って、やっぱり攻めという姿勢が、非常に産業振興計画を初め、尾崎知事にはあったと思うんですね。これは非常にすばらしいことだったと思うんですね。すけれども、一方で、守るということも、これから非常に重要になってくると思えます。きょうは、マグロの話とかカツオの話、あるいは農家の話もしましたけれども、濱田県政、ぜひ守るということも主眼に置いて、これから県勢発展に取り組んでいただきたいということをお願いして、一切の質問を終わらせていただきたいと思います。きょうはどうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後3時2分休憩



午後3時20分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

21番上治堂司君。

(21番上治堂司君登壇)

○21番(上治堂司君) 私は、昨年4月に中芸地域5町村から選出され、議員活動を行って10カ月になります。今議会、初めて登壇する機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について、本日知事から報告がありました。知事を本部長として、県は適切な対応をしているということでございますけれども、県民の安全・安心を第一に考えて、各分野においてさまざまな面で、なお一層の対応をよろしくお願いいたします。また、観光関係や宿泊施設等ではキャンセルが相次いでおり、各産業分野においても厳しい環境になっていると聞いております。経済・産業面においても、適切な対応、支援がされますようお願いをいたします。

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず濱田知事は、当選後最初の12月議会、そして今議会において、若者が住み続けられる中山間地域の実現なくして高知県の発展はないという強い思いを持って、県政の各政策において、中山間振興を念頭に置いた取り組みを進めていくと表明されています。私たち中山間地域に暮らす県民にとりましては、本当に心強い限りであります。

さて、私は、日本という国は大変すばらしい国だと思っております。それは、政治、経済などの中心として世界に活動する大都市東京、そして北は札幌から始まって、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡など人口100万人以上の中核となる都市、そして全国県庁所在地の地方都市、そしてそれを取り巻く市町村それぞれが、農山漁村なくして都市はなく、都市なくして農山漁村はないという互惠の理念のもと、それぞれの役割を行っていて、日本という国を形成していると思っております。

その中であって、本県の中山間地域の自治体は、少子化や社会的要因による人口減少に伴う過疎化のスピードが速く、また道路や公共交通等の条件不利地域が多いため企業誘致も難しく、税収を確保することが厳しい環境にあります。しかしながら、風土とともに地域の文化、伝統を守りながら農林水産業の振興、資源循環型社会の構築、国土保全など諸課題に積極的に取り組んでいます。

また、自主性、主体性を発揮し、地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、道路や橋梁、水道などの重要インフラの整備、住民の命を守る防災・減災対策等、山積する各種施策を着実に推進するため、日々努力を積み重ねている状況であります。しかしながら、多くの中山間地域の自治体は、これらの施策を実現するために、国、県の補助金や交付金を活用したとしても、多くの自主財源を必要としているところです。特に小規模な町村においては、税収が少ないため、財源調整機能と財源保障機能の役割を持つ地方交付税に頼っていて、歳入に占める地方交付税の割合が約40%になっているのが現状であります。

その地方交付税も、算定の基礎となる測定単位において、多くの項目で人口が基本になっています。本県のように、少ない人口で広い面積を有し、多面的機能を発揮し、国土保全を行いながら離れた多くの集落を維持し、社会福祉の充実、人口定住に向けたさまざまな取り組みを行っていくということは大変厳しい状況であります。また、民間事業者が少ないため、景気が上向いたからといって、地方税収が大きく伸びることもないところであります。

国は、こうした厳しい市町村の状況を鑑みて、基準財政需要額の算定に特別枠を設けて対応していますが、平成24年度に創設をされました地域経済・雇用対策費も年々算定額が減少し、平

成29年度の最終には創設から83%の減少となる自治体もあり、予算編成が厳しい状況だとお聞きしています。

令和2年度には、人口減少率、高齢者人口比率、生産年齢人口減少率など、全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割り増し算定する、地域社会再生事業費が創設される予定であり、本県のような中山間地域にとっては、これは大いに期待をしているところです。

県内の中山間地域がこれからも地方創生を進め、知事の思いであります若者が住み続けられる地域の実現に向けては、安定した地方交付税の配分が必要であります。令和2年度に創設される予定の地域社会再生事業費が、将来にわたってしっかりと確保されていくことが県内の自治体にとって大事であると考えます。

自治体を総括する総務省におられました知事の地方交付税に対する考え方についてお伺いたします。

次に、県内多くの自治体にとって、施策を行っていくのに欠くことのできないのが過疎債であります。現過疎法は、令和3年3月末をもって法の期限が来るところであり、全国過疎地域自立促進連盟は、令和元年11月15日に新たな過疎対策法の制定に関する決議を行い、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう、関係機関に強く要望しているところです。県におかれましても、令和元年7月に県と高知県地域振興総合協議会、過疎関係市町村等で構成する高知県次期過疎対策検討会を立ち上げ、令和元年11月15日に新たな過疎対策の施策の視点として、産業をつくる、生活を守る取り組み、集落の維持・再生の仕組みづくり、担い手の確保と育成を基本とした全体提言や、過疎地域の環境と特性を生かした産業の振興、安全で安心して暮らし続けることができる

生活基盤の確立、集落対策等の推進、高度情報通信基盤及び道路網等のインフラ整備促進を図る個別提言を取りまとめているところです。

過疎地域は、言うまでもなく豊かな自然や歴史文化を有する心のふるさとであり、都市に対して食料、水、エネルギーの供給、国土保全など、国全体に対して過疎地域が果たしている役割は大きいと思います。本県の取りまとめた提言は、全国の過疎地域でも同様の課題であると考えますので、この提言が実現されるよう期待をするところです。

そこで、今後高知県及び高知県地域振興総合協議会が取りまとめた次期過疎対策に向けた全体提言や個別提言の実現に向けて、知事はどのように取り組んでいくのか、お伺いたします。

次に、ダム、水力発電施設が立地する中山間地域は、さまざまな環境の中で条件不利地域に所在し、これまで多くの犠牲を払いながら、水源地域として森林を形成し水資源を育み、水や電力の安定供給という重要かつ公益的な役割を担っています。また、国土保全や水源の涵養、河川環境の維持・保全を通じた水資源の開発や、クリーンで安全な水力発電の安定供給など、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指す水資源政策を実施しています。

国においては、過疎化、少子高齢化の進行、財政基盤の脆弱化など水源地域の厳しい状況に対し、ダム・発電関係市町村振興対策として、水力発電施設周辺地域交付金を制度化して対応しているところです。

全国で組織するダム・発電関係市町村全国協議会の会員は536市町村で、県内では17市町村が会員となっており、平成31年度には約1億4,000万円が交付され、地域住民の生活の利便性の向上や産業振興など、それぞれ市町村の振興策に活用されているところです。しかしながら、県内で交付を受けている16市町村のうち9市町村



が、令和3年3月末をもって交付期限を迎えることになっています。

水源地域の重要性、また中山間地域の活性化を考えた場合、水力発電施設周辺地域交付金制度は継続、または時限立法ではなく恒久的に措置されるべきと考えますが、この交付金制度に対する知事の考え方をお伺いいたします。

次に、私は商工農林水産委員会に所属しておりますけれども、県勢浮揚を図っていく施策の中で、高知県の強みである農業、林業、水産業の1次産業の活性化を図っていくことは、大変重要であります。そして、時代と環境の変化に対応し、次世代の1次産業を推進していくために、県では、さまざまな研究施設、試験場、また人材育成を行っていく上で、大学や技術学校を設置しているところです。そして、設置している施設の多くは、県土全体で見えますと、中央部と西部地区にあるのが現状であります。

県東部2市7町村で構成します安芸広域市町村では、東部地域全体の各種行政課題に各市町村が協力して対応しているところです。近年、県東部では、医療に携わる人材不足によって医療機関の存続が困難な状況になり、地域住民にとって安全・安心の確保ができていないところがあります。そのため、安芸広域行政の中で、看護学校の設立に向けて研究、検討を行っていましたが、さまざまな面で課題が大きく、前進できていない状況にありました。しかし、平成30年に入って、県が主導で東部地域医療確保対策協議会を設置し、看護師養成所を含む多機能型支援施設の提案もいただいているところがあります。

県においては、次期過疎対策に向けた提言の中で、県全体の底上げを図るため、財政力の乏しい市町村の抱える課題に対して、県がより大きな役割を果たしていくことが重要であるとしています。その役割として、人的支援、財政的

支援を行いながら、県が関係市町村と連携・協調して広域で実施するとなっています。また、安全で安心して暮らし続けることができる生活基盤の確立では、医療体制の充実の重要性もうたっているところです。

私の村、馬路村は、昼の人口が住民基本台帳より約1割程度多い村であります。将来にわたって定住人口の増加を図っていくために、通勤者に対しまして、問題点等について聞き取り調査を行いました。馬路村は、地域医療対策によって診療所やヘリポートは設置できておりますけれども、そのときの多くの方々の回答には、病院等医療に対する不安で、馬路村に住むということにはならなかった点もありました。そしてまた、高知市から東部へ車で走っていると毎日のように救急車に会いますが、室戸市消防が目につくことが多いのが現実であります。室戸市佐喜浜地区から高知市の医療機関までの時間は、救急車でも約2時間半かかるようではありません。

少子化が進む本県にとって、生徒数の確保の問題など、新たな複合的な看護専門学校の設置には課題が多いと思いますが、地域住民の安全・安心を確保していくには、地域医療に携わる医療スタッフの確保が必要であると考えます。

東部地域は県が主体的に行っている施設が少ないところであり、いま一度県がリーダーシップをとり、スピード感を持って県東部への看護学校の設置に取り組むべきと考えますが、副知事に御所見をお伺いいたします。

次に、令和7年に大阪・関西万博が開催予定になっており、今関西圏は、経済活力が上向いているということでもあります。知事は、大阪副知事の経験を生かし、万博の機会を捉え、さまざまな面で活力に満ちている関西圏から、外国人観光客の誘致や地産外商の拡大など、高知に誘引する施策を行おうとしています。

第3期産業振興計画の観光分野の実行3年半の取り組みの総括では、宿泊を伴う外国人観光客数は、平成28年から平成30年まで7万人泊台で、目標の54%となっています。今議会の提案説明において、令和5年には約4倍の30万人泊にまで伸ばすことを目指して、台湾や香港を初めとする重点市場を中心に動画配信などのプロモーションを積極的に展開するとともに、関西国際空港を経由した旅行商品づくりなどにも取り組むと述べられました。さらに、これから知事のトップセールスにより関西圏からの誘致活動が進めば、外国人観光客だけではなく、国内観光客も含めた多くの宿泊客が本県に来るのではと期待をするところです。

また、近年において効果的なセールスやプロモーションを行って、スポーツのキャンプ誘致、マラソンやサイクリングなどのイベント、全国的な催しなどが高知市内で多く開催され、全国から観光客などを受け入れている状況であります。私は郡部でありますので、会議、研修、調査などで高知市内に宿泊する機会が多いわけですが、近年早くから予約をしないと、なかなか泊まることができない状況であります。

また、高知市内に急に泊まることになった場合、なかなか泊まることができないということ、郡部の市町村からたびたび耳にします。外国人だけでなく、関西圏から多くの観光客が本県を訪れ出したとき、このような宿泊環境の状況を考慮すると、何らかの手だてが必要ではないかと考えるところでもあります。

そこで、今後関西圏からの観光客が大きく伸びることを想定した場合、どのように宿泊の受け入れをしていくのか、観光振興部長にお伺いいたします。

次に、関西圏から高知県へ迎える交通網の整備についてですが、高知インターチェンジから高知南インターチェンジまでの高規格道路は、

令和2年度末の開通を目指して工事が急ピッチで進んでいるところです。関西圏に最も近い県東部の高規格道路の進捗を見てみますと、新規事業化となっている工事推進中の高知龍馬空港から香南のいち間、芸西西から安芸東間、北川村柏木から和田までの工事状況は、着実に進んではいるものの道路用地の確保などの問題もあり、完成には時間がかかると思われます。

東部の関係市町村で構成いたしますそれぞれの道路整備促進期成同盟会、また各市町村長や議会議長会においては、早期の8の字ネットワークの完成を目指して各関係機関に要望活動を続けているところですが、高知インターチェンジから高知南インターチェンジまでの工事が完了しますと、いよいよ本格的にそれぞれの東部の未整備区間に多くの予算が投入され、目に見えて進んでいくものと期待をしているところでもあります。

去る2月1日に行われました、四国の新幹線を考えるシンポジウムで、新幹線は北海道から九州まで行き渡り、具体的な整備計画がないのは四国だけであり、スローガンを「さあ、次は四国の番だ。」として声を上げているところです。8の字ネットワークの中で、整備がおこなわれている東部地域の住民の皆様は、高知インターチェンジから高知南インターチェンジまでが完成をいたしますと、まさに、さあ次は東部の番だという気持ちで積極的に整備促進活動をしているところです。

また、去る1月18日に安芸市で行われました、四国の道を考える会主催の高知県東部における道路整備の進展を祝う会において、四国地方整備局長は、四国8の字ネットワークの中でも県東部未整備区間は最重点的に行わなければいけない区間だと発言され、私たちは大いに期待をしているところでもあります。県東部の高規格道路の整備が進むことによって、徳島県南部地区

も同様に進み、四国8の字ネットワーク全体の完成が早期になると考えます。

2025年の大阪・関西万博までに県東部が待ち望んでいる高規格道路の整備をどこまで進捗させていきたいのか、県の考え方を土木部長にお伺いいたします。

また、東部の高規格道路が進んでいきますと、観光や物流などにおいて接続される主要地方道である安田東洋線、魚梁瀬公園線の利用度も今以上に大きくなっていくと思います。現在、同路線は、災害復旧事業や社会資本整備総合交付金などを活用したトンネル工事を含めて15カ所、明許繰り越しを入れて約24億2,000万円の事業費が投入され、整備が進んでいるところです。しかしながら、本路線の2車線化での整備率は約20%と極めて低い上、急峻な地形や厳しい自然条件に阻まれ、落石により通行どめとなるなど、たび重なる道路の寸断は地域住民に大きな不安を与えているところです。

道路は、言うまでもなく地域住民の生活や経済と社会活動を支える最も基本となる施設であり、地域が自立していく上で欠かせない重要な社会基盤として、最優先して整備しなければならない根幹的施設であります。関係する安田町、馬路村、北川村は、同路線の整備促進期成同盟会を設立して活動を続けているところです。

県として、地域住民の日常生活を支える命の道の道路整備、特に条件不利地域で整備がおくられてきた主要地方道安田東洋線及び魚梁瀬公園線について、令和2年度以降も積極的に予算を投入し整備していくべきと考えますが、土木部長に御所見をお伺いいたします。

次に、森林環境譲与税は、全国の森林・林業・環境行政等に関係する多くの団体の長年の努力により、平成31年4月に森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された制度であります。この制度が創設されたこと

で、84%の森林を持つ本県、そして県土の多くを占めます中山間地域の活性化につながっていくことが期待をされているところです。

森林、林業の現状を見てみますと、全国平均の原木価格は、木造住宅の新設住宅着工戸数の減少や住宅様式の変化などから、昭和55年をピークに下落しており、林業・木材産業にとって厳しい時代が続いています。本県においても、原木価格は、昭和60年代までは杉が1立方メートル当たり2万円、ヒノキが1立方メートル当たり5万3,000円程度でありましたが、平成16年からは杉で1立方メートル当たり1万円、ヒノキで1立方メートル当たり1万8,000円を切る状況が続いています。近年は、少し盛り返しているということですが、製材品価格においても、平成25年ごろまでは杉、ヒノキとも平均で全国を上回っていましたが、それ以降は全国平均より2割程度安い状況であります。

今申し述べましたように、原木価格、製材品価格ともに安価な状況が続いており、生産量がふえても作業に携わる方々の賃金を初め、労働環境は厳しい状況にあります。また、木材加工のスタートとなる製材工場も、厳しい経営状況などから事業継承が難しく年々減少している状況です。

森林環境譲与税の配分は、御案内のとおり、森林面積だけではなく人口も考慮して決める仕組みになっており、配分金額のトップは横浜市で、トップ10の中に7つの政令指定都市が入っている状況です。また、近年の台風等の大災害を受けて、森林の持つ公益的機能、多面的機能の発揮、そしておこなっている森林整備を積極的に進めていくために、森林環境譲与税の譲与額並びに市町村及び都道府県への譲与割合が見直され、譲与額が前倒しをして増額されることになり、令和2年度には市町村で令和元年度の約2.1倍、都道府県では約1.5倍になることが見込

まれております。

森林環境譲与税の使途は、市町村は間伐や人材育成、担い手の確保など、また都道府県は森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用となっています。本県のように、県土の84%が森林の場合、おこなわれている森林整備に譲与税の活用はできると思いますが、森林面積の少ない大都市では、木材を活用して公共建築などに譲与税を活用していくこととしていますが、将来に向けて使い道探しに苦慮することも想定されております。

近年、木材製品は木の欠点に対応するため、CLTや集成材など、強度や品質が確かで安定した工業的木製品が製造されるようになりました。また、環境貢献やSDGsの観点から、都市部の民間企業においても木造の事務所などを建設するといった事例も出てきており、全国的に国産木材を活用する機運は高まっています。しかし、一方で建築用の製材品は厳しい価格競争を強いられていることから、新たな用途の創出と付加価値の高い製品づくりによって製材品価格を高めていくことのほうが重要であると思っております。

そこで、木材製品が住宅等建築資材だけではなく、これからもまだまだ整備が促進される公共道路の資材などとして、幅広い分野で活用できる新たな木材製品を開発していくことが大事であると思っております。近年では、公共道路に県内で生産、あるいは製造された木製のガードレールや防護柵が使用されるようになってきておりますので、こうした製品の売り込みを進めるとともに、例えば道路の縁石やほかにも多くの部分に使用できる木材製品が開発できるのではないかと考えています。

このように、木材製品の開発や売り込みを進めることは、現在パブリックコメントを実施している第4期高知県産業振興計画において、計

画全体を貫く目標の一つとして掲げている県際間の収支の改善にも資するものと考えます。

ぜひ、県として木材需要を拡大するため、スピード感を持って積極的に木材製品を開発し、森林環境譲与税の配分の多い大都市の自治体に活用策の一つとなることも含めて製品を売り込んでいただきたいというふうに考えますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

以上で、私からの第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上治議員の御質問にお答えをいたします。

まず、地方交付税に対する考え方についてのお尋ねがございました。

本県のように、人口減少や過疎化が進みます地方自治体におきまして、地域の実情に合った地方創生などの施策を実施していくためには、使途が制約されない一般財源の確保が大切でございます。とはいえ、議員から御指摘もございましたように、人口減少が進み、都市部に比べて民間の事業者も少ないといった事情がございまして、税収の確保が難しいというのが、高知県の自治体の実態であるというふうに思います。

このため、一般財源を確保していくためには、地方交付税が非常に大事な存在となってまいります。平成30年度決算の県内市町村の状況を見ましても、地方交付税、臨時財政対策債を合わせますと、一般財源の約6割を占めるというふうな状況になっております。

一方で、本県のように人口の少ない県あるいは面積が広大な道県によりましては、近年一般財源が減少する傾向にございまして、景気回復により税収が増加している都府県との財政力格差が拡大をしているという状況でございます。このために、他の10道県とともに、一般財源総額の確保に加えまして、地方交付税の財源調整機能の充実強化を訴えてまいったところでござ



います。

その結果、令和2年度の地方一般財源総額は、前年度を上回ります63.4兆円が確保されまして、地方交付税につきましても、前年度を0.4兆円上回ります16.6兆円が確保されました。この中で、御指摘がありましたような、地方法人課税の偏在是正措置により生じます財源の全額を活用いたしまして、地域社会再生事業費が創設をされたところでございます。全国で、4,200億円という額になっております。

この地域社会再生事業費は、普通交付税の算定上、人口減少が進んでいる自治体などに対しまして、重点的に配分されるという仕組みになっております。この結果、本県及び県内の市町村にとって、相対的に有利な算定となるということが想定され、普通交付税の増額が見込まれます。こうした手当てをとられましたことは、私といたしましても高く評価をしたいと思っております。御指摘もございましたように、令和3年度以降もこの項目がしっかりと地方交付税の基準財政需要額に計上されていくことが重要であると認識しております。

今後も、地方交付税の財源調整機能の充実強化とあわせまして、一般財源総額が安定的に確保されますように全国知事会とも連携をいたしまして、国に対してしっかりと訴えてまいりたいと考えております。

次に、次期過疎対策に向けた取り組みにつきましてお尋ねがございました。

国の過疎対策につきましては、これまでの特別措置法によりまして、本県におきましても産業の振興あるいは生活環境の整備などの分野で大きな成果を上げてまいったと考えております。

一方で、過疎地域では、依然として人口減少、少子高齢化が進行しておりまして、担い手不足あるいは生活・生産基盤の弱体化といった深刻な課題を現在も抱えているというのが実情であ

るというふうに認識をしております。こうした課題を解決していくために、引き続き国におきまして過疎対策に取り組むということは、大変重要であると考えます。新たな過疎対策法の制定、そして過疎対策事業債などによります支援の継続がぜひ必要であるというふうに考えております。

このため、本県といたしまして、お話もいただきましたように、高知県地域振興総合協議会と共同で次期の過疎対策に向けた提言を取りまとめ、その実現に向けまして、昨年11月に関係の市町村長とともに、県選出国会議員の方々への要望活動を行ったところでございます。主な内容といたしましては、1つには、令和3年度を初年度といたします新たな過疎対策法を制定するという事、2つ目には、過疎地域におきまして、必要な行政サービスを提供するために、地方交付税のほか過疎対策事業債の財源を十分に確保し、市町村の財政基盤を強化すること、3つ目には、合併前の旧市町村の区域を過疎地域とみなします、いわゆる一部過疎の取り扱いを継続すること、また4つ目には、県の果たす役割を明確化するとともに、県に対する新たな財政措置を講じること、こういったことなどを盛り込んでいただいております。

また、全国知事会といたしましても、過疎対策特別委員会を設置いたしまして、関係の国会議員及び総務大臣政務官に対し、昨年11月に要請活動を実施していただいております。

御案内のとおり、過疎対策法は議員立法で成立をされてきておるとい歴史がございます。そのため、令和3年度を初年度といたします新たな過疎対策法が制定されますよう、県といたしましても関係の国会議員に対しまして強く要望を行ってまいります。さらに、国の過疎問題懇談会の動きなども見据えながら、私自身が総務省などの関係省庁に足を運びまして、提言内

容の実現に向けて、働きかけを行ってまいり所存でございます。

最後に、水力発電施設周辺地域交付金制度についてでございます。この制度は継続、または時限立法ではなく恒久的に措置されるべきではないかというお尋ねがございました。

この交付金は、水力発電施設の設置あるいは運転の円滑化を目的といたしまして、昭和56年度に創設をされました国の制度でございまして、交付期間は当初、最大15年間ということにされておりました。その後、ダム・発電関係市町村全国協議会などの要望もありまして、水力発電に協力する旨の意思表示をすることなどにより、2回にわたって期間の延長がされておまして、現在では当初から通算しますと、最大40年間ということになっているものでございます。

この交付金は、交付を受けます県内の16市町村にとりまして大変貴重な財源となっております。例えば、道路などの公共施設の整備あるいは保育所の運営などの地域振興に活用されております。ただ、この16市町村のうち9市町村におきましては、令和3年3月末に先ほど申し上げました40年の期限が到来しまして、交付期限を迎えるという状況でございます。

一方では、発電の施設によりまして、自然環境への影響を受けます県内の市町村におきましては、森林の間伐によります水源の涵養あるいは稚アユの放流などの取り組みも行われております。こうした取り組みは、発電施設の運転の円滑化に貢献するものであるというふうに考えておまして、その意味で、その施設が存続する限りは、この取り組みも継続をしていくことが重要だというふうに考えます。

このために、県といたしましては、関係団体とも連携いたしまして、あらゆる機会を捉え、この交付金の制度のほうも、恒久化ないしは拡充などを図られるように、国に対して訴えてま

いる考えでございます。

私からは以上でございます。

(副知事岩城孝章君登壇)

○副知事(岩城孝章君) 東部地域への看護学校の設置についてお尋ねがございました。

住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、地域医療の確保はなくてはならないものと認識をしています。特に、東部地域においては、医療提供体制を構築するに当たり、看護師を初めとした医療人材の確保に苦勞されておられます。

そうした状況の中、安芸郡医師会や東部地域の市町村を設立母体とする看護師養成所整備が検討されましたが、結果的に運営組織に関する問題などから実現には至りませんでした。その後、平成30年6月に県は、東部地域における看護師確保を含めた医療提供体制の課題を協議することを目的として、東部地域の市町村や地元医師会等で構成する東部地域医療確保対策協議会を設置したところです。この協議会では、会を立ち上げるに至った経緯を踏まえ、県が前面に立って積極的に提案を行うこととしており、これまでの議論の中で県から、看護師の養成に加えて訪問看護センターに対する支援機能など、東部地域の高知版地域包括ケアシステムの構築に資する複数の機能を持った、多機能型支援施設の提案をしています。

しかしながら、さきに申し上げました東部地域の医療人材の確保という大きな課題に対しましては、看護師養成所を設置さえすれば、その課題が解決できるというわけではありません。18歳人口の減少など厳しい状況が見込まれる中、いかに地域の学生を確保するか、また卒業生にいかに地元に残ってもらうかなどについて、セットで考える必要がございます。そうした課題への対応も含めて、地元市町村等の御協力をいただきながら、スピード感を持って精力的に検討

を進めてまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) 関西圏からの観光客の増加を想定した宿泊の受け入れについてお尋ねがありました。

第4期産業振興計画の観光分野では、令和5年に観光総消費額と県外観光客入り込み数をそれぞれ1,288億円以上、460万人以上まで引き上げる目標を設定しています。この目標の実現に向けましては、中山間地域を中心に、お話にありました関西圏を初め国内外から多くの観光客を誘致するため、現在展開しています自然&体験キャンペーンを通じて、地域の自然や体験資源を生かした外貨を稼ぐ仕組みづくりを、一層推進してまいりたいと考えています。

このため、第4期計画では、中山間地域を含む県全域で、市町村や宿泊、飲食、交通、体験施設など多様な関係者の連携のもと観光資源を磨き上げながら、地域での周遊や宿泊を促進する滞在型の観光地域づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

この取り組みに当たりましては、県内の旅館やホテルを初め、民宿やゲストハウス、宿泊機能を備えた集落活動センターといった、多様な宿泊施設をフルに活用いたしまして、宿泊の受け入れを図ってまいります。また、県内全ての市町村で構成する、れんけいこうち広域都市圏におきましても、高知市から中山間地域へと観光客の周遊を促進するため、新たな観光資源や自然体験プログラムを組み込んだ複数の周遊ルートの開発が進められています。

このような市町村の取り組みとも連携しながら、県全域で滞在型観光の仕組みづくりを進めることによりまして、多くの観光客の宿泊需要を満たしていけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、2025年の大阪・関西万博までに、県東部の高規格道路の整備をどこまで進捗させていきたいのかとお尋ねがございました。

四国8の字ネットワークは、本県の産業振興に大きな効果をもたらすとともに、災害発生時の命の道として不可欠な社会資本です。このため、県政の重要課題の一つとして、これまでも県議会や市町村の皆様と一体となって整備促進に取り組んでまいりました。県東部地域の四国8の字ネットワークでは、国土交通省が整備する南国安芸道路や安芸道路、県が整備する北川道路において、橋梁やトンネル、盛り土などの工事が着々と進んでおります。

2025年に大阪・関西万博が開催される大阪府を初め、経済活力に満ちている関西圏との連携を強化し、本県経済の活性化につなげていくためには、四国8の字ネットワークを早期に整備し、本県と関西圏の間の安全で快適な人流や、安定した物流を確保することが大変重要となります。現時点では、県東部地域の四国8の字ネットワークについて、2025年に向けた開通の見通しは示されておりませんが、早期完成に向け、事業中の箇所の整備をできる限り進めていかなければならないと考えております。

このため、県としましては、国土交通省が整備する安芸道路へのアクセス道路であるとともに、工事用道路としても活用できる県道安芸中インター線や大久保伊尾木線について、来年度の完成を目指し、先行して整備を進めているところです。あわせて、用地の取得や残土処理場の確保など、工事を実施できる環境が早期に整えられるよう、引き続き関係する市町村と連携してしっかりと取り組んでまいります。

次に、主要地方道安田東洋線及び魚梁瀬公園線について、令和2年度以降も積極的に予算を投入して整備していくべきではないかとお尋

ねがございました。

主要地方道安田東洋線並びに魚梁瀬公園線は、地域にとって唯一の幹線道路であり、農林業や観光業など中芸地域の産業を支える重要な路線です。このため県では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的に活用し、安田東洋線については、安田町小川地区で令和3年度の完成供用を目指して明神口トンネルの整備を進めているほか、安田町瀬切地区や馬路村朝日出地区での拡幅工事、北川村久木地区での橋梁整備など、複数の箇所でも2車線整備や防災対策に取り組んでおります。また、魚梁瀬公園線では、魚梁瀬大橋の修繕及び耐震補強に取り組んでおり、これまでも両路線の整備を重点的に進めてきたところです。

今後とも、日常生活を支える命の道として安全な通行を確保するとともに、高規格道路のストック効果の中芸地域に広げていくよう、引き続き両路線の整備を積極的に進めてまいります。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) 森林環境譲与税を利活用した木材需要の拡大についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、森林環境譲与税の前倒しの増額やSDGs、ESG投資といった環境や社会に配慮した企業活動など、木材利用への追い風が吹き始めております。この追い風をしっかりと捉えて、住宅分野以外での木材需要の拡大や地産外商体制をさらに強化していくとともに、市場ニーズに合った付加価値の高い製品の開発を進めていくことが重要と考えております。

このため、TOSAZAIセンターが全国レベルの木造建築の専門家と連携して、県内の製材や木工関係企業による多様な木材製品の開発に取り組んでいるところです。具体的には、個別のテーマごとにワーキンググループを設置し、

そこに参加した企業がマーケット情報をもとに、非住宅建築物の構造用部材から内装材、外装材など幅広い用途での活用を想定した新製品の開発を進めております。

また、都市部の自治体に対しては、県産材の需要拡大に向けて、県とTOSAZAIセンターが提案型の販売促進活動を行っております。この活動の中で、本県において既に開発されている木製ガードレールや木製防護柵等の土木用資材につきましても、森林環境譲与税の活用も含め、その採用を働きかけてまいります。あわせて、これらの自治体のニーズを把握し、迅速に関連する企業等にフィードバックすることにより、スピード感を持って新たな付加価値の高い商品開発につなげてまいりたいと考えております。

○21番(上治堂司君) それぞれに丁寧な御答弁ありがとうございました。また、その中には前向きな御回答もいただきまして、本当に心強い限りであります。

県土の多くを占めます農業、林業、そして漁業を主産業とする農山漁村の中山間地域は、本当に日本の食や水、空気を育むなど、国土保全にとって欠くことのできない地域だと思っております。そうした中、本県は温暖な気候を活用いたしました農業振興、また県土の84%を占めます森林を生かした林業振興、そして清流と言われるそれぞれの河川や雄大な太平洋に面した立地を生かした漁業振興と、県内それぞれの地域で地域資源を利活用した産業振興を進めているところであります。

また、21世紀は環境がテーマとも言われております。ぜひ、今後も環境をテーマとしながら、地域資源を生かした取り組みを本県から全国に発信するとともに、これらの産業に携わる方たちの所得の向上も図られ、若者がそれぞれの地域に住み続けられることによって中山間地域が



維持されるような施策の実行をこれからも期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明4日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時21分散会

## 令和2年3月4日（水曜日） 開議第4日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 西山彰一君  
 職務代理者 西山彰一君  
 警察本部長 熊坂隆君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮脇 涼 君



議事日程(第4号)

令和2年3月4日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和2年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和2年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和元年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和元年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	金条例の一部を改正する条例議案	
第 33 号	令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 51 号	ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和元年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和元年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和元年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和元年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例議案	第 58 号	高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 59 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県犯罪被害者等支援条例議案	第 60 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県高压ガス保安法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案		
第 49 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基		



- 第 65 号 高知県よさこいピック高知記念基金  
条例を廃止する条例議案
- 第 66 号 高知県が当事者である仲裁の申立て  
に関する議案
- 第 67 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関  
する議案
- 第 68 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関  
する議案
- 第 69 号 権利の放棄に関する議案
- 第 70 号 県が行う高知県防災行政無線システ  
ム再整備事業に対する市町村の負担  
に関する議案
- 第 71 号 県が行う土地改良事業に対する市町  
村の負担の一部変更に関する議案
- 第 72 号 包括外部監査契約の締結に関する議  
案
- 第 73 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一  
部を変更する契約の締結に関する議  
案
- 議発第 1 号 高知県歯と口の健康づくり条例の  
一部を改正する条例議案

第 2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開  
きます。



諸 般 の 報 告

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

公安委員長古谷純代さんから、所用のため本  
日の会議を欠席し、公安委員西山彰一君を職務  
代理者として出席させたい旨の届け出がありま

した。



質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。

日程第 1、第 1 号「令和 2 年度高知県一般  
会計予算」から第 73 号「和食ダム本体建設工事請  
負契約の一部を変更する契約の締結に関する議  
案」まで及び議発第 1 号「高知県歯と口の健康  
づくり条例の一部を改正する条例議案」、以上 74  
件の議案を一括議題とし、これより議案に対す  
る質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行  
います。

9 番浜田豪太君。

(9 番浜田豪太君登壇)

○9 番（浜田豪太君） おはようございます。自  
由民主党の浜田豪太でございます。議長のお許  
しをいただきましたので、質問させていただきます。

初めに、就職氷河期世代への支援について伺  
います。

私は、昨年の 2 月定例会の一般質問におきま  
して 7040 問題、そして 9 月定例会で 8050 問題に  
ついて質問いたしました。今では、多くの県民  
の皆様がこの問題について認識されているので  
はないかと推察いたします。7040、8050 問題と  
は、70代もしくは 80代の無職の親と、40代また  
は 50代の非正規や無職で独身の子供が同居し、  
生活困窮で共倒れ寸前にある状況のことであり  
ます。また、その中には子供がひきこもり状態  
という方も多く、今後親の高齢化による新たな  
問題の発生が予想されております。

そこで、このような社会問題が発生している  
現状について質問させていただきます。1 つ目  
は、バブル崩壊後の失われた 20 年と呼ばれる長  
い経済停滞の時代に就職時期が重なり、希望の

職につけないまま非正規やアルバイト、または無職となってしまった1970年から1980年代中ごろに生まれた方で、就職氷河期世代やロスジェネ世代とも呼ばれている方々への支援についてであります。

私は、1974年生まれの就職氷河期世代であり、私の高校時代の1991年から1993年にかけてバブル経済が崩壊し、失われた20年が始まりました。それを典型的にあらわしたのが株価であります。1989年12月29日に日経平均先物が3万8,957円の史上最高値を記録した後、長期にわたり下落し、リーマンショック後の2008年10月28日には、最高値の5分の1以下の水準となる6,994円にまで落ち込みました。

内閣府は、就職氷河期世代を平成5年から平成16年ごろに卒業期を迎えた世代と定義すると、その人口規模は2018年時点で約1,700万人とのことであり、これは我が国の人口動態上も非常に大きな人口の塊であり、その中には団塊ジュニア世代が含まれております。戦後の第1次ベビーブーム世代である団塊の世代、そしてその子供たちである団塊ジュニア世代が第2次ベビーブーム世代と言われております。この流れを見れば、団塊ジュニア世代による第3次ベビーブームが起こっていても不思議ではありませんが、第3次ベビーブームは起きませんでした。

誤解のないように申しますが、私は、戦前の産めよ、ふやせよということが必要だと申しているわけではありません。子供を産む産まないは、夫婦間、パートナー間、家族間の問題であります。私は、本県の最大の課題である人口減少の要因として、失われた20年が無関係ではなく、それらをしっかりと認識し、早急に就職氷河期世代への支援を実行しなければならないと考えます。

こうした中、昨年6月に政府は、経済財政運営と改革の基本方針2019において、就職氷河期

世代支援プログラムを盛り込み、本格的な対応に乗り出しました。このプログラムでは支援対象として、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者、就業を希望しながらさまざまな事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりをつくり、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度を見込んでおります。3年間の取り組みにより、現状よりもよい処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については30万人ふやすことを目標としております。

そして、政府は、令和2年度予算案の全世代型社会保障の構築の中に、バブル崩壊後の不況期に就職難だった就職氷河期世代への支援に、前年度当初予算比23.3%増の603億円を盛り込んでおります。ハローワークにおける相談窓口の設置や、専門担当者による就職相談から職場定着までの一貫した伴走型支援、ひきこもりや生活困窮者など社会的に孤立しやすい方に積極的に手を差し伸べるアウトリーチ支援が盛り込まれるなど、具体的な取り組みが示されております。

本県におきましても、今議会の知事の提案説明にて、就職氷河期世代への支援に向けて、来年度に高知労働局と県、業界団体、支援団体などで構成するプラットフォームを立ち上げることでありました。

そこで、就職氷河期世代の中で、非正規雇用や不安定就労状態を余儀なくされている方々に対して、それらの支援策を実行することの意義について濱田知事の御所見をお伺いいたします。

また、厚生労働省は、就職氷河期世代の就労支援策の一つとして就職氷河期世代の正規職員募集を行い、採用予定人数10人に対し、その応募者が1,934人であり、倍率は190倍超とのことでありました。なお、その受験資格は、1970年

4月2日から1985年4月1日までに生まれ、正社員としての経験が過去1年間なく、過去5年間でも通算1年以下である人が対象とのことであります。そして、兵庫県宝塚市も同様に、就職氷河期世代を対象とした事務職員を募集したところ、600倍の倍率があったと大きく報道されるなど、国と地方の各所で支援の輪が広がるようとしております。

知事の提案説明の中で、本県も就職氷河期世代を対象とした来年度の県職員採用試験を行いたいとお話でありましたが、具体的にどのような形で採用し、その方々に対してどのようなことを期待しているのか、総務部長に御所見をお伺いいたします。

次に、就職氷河期世代を含めましたひきこもり者及び御家族の支援について質問いたします。

昨年、内閣府の40歳から64歳までを対象にした調査により、ひきこもり状態にある人が約61万3,000人になると公表されました。平成27年の15歳から39歳を対象とした調査では、約54万1,000人との推計も出ており、これらの調査を合わせますと、15歳から64歳までのひきこもり状態にある方は、全国に115万人以上いると推測されることとなります。

そして、昨年5月には川崎市、6月には東京都で、極めて痛ましい事件が起きました。厚生労働省では、平成30年度から生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、訪問支援等の取り組みを含めた手厚い支援を充実させるとともに、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化を図っております。

本県におきましても、ひきこもり者とその御家族からの相談に応じ、適切な関係機関から成る連絡会の開催による連携強化、ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信を行うために、精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設置して対応いただいております。そ

して来年度には、新たにひきこもり実態把握調査の実施や、アウトリーチ支援員の配置による生活困窮者自立相談支援機関の体制の強化が予定されております。

私は、先月15日に、KHJ全国ひきこもり家族会連合会理事であるジャーナリストの池上正樹さんによる、ひきこもり8050問題という、ひきこもりに関する普及啓発講演会に参加しました。ひきこもり当事者、その御家族、民生委員など多数が参加される中、ひきこもりの背景は多様であり、実態調査で推計される115万人には115万通りの要因と困り事があり、社会に安心を得られず自宅などに退避をし、自殺などの自死ではなく、生き続けるための選択肢として引きこもっていることなど、ひきこもり問題の現状と課題など、具体的な実例を挙げながら御講演くださいました。

池上さんは、ひきこもり者に対して、自立やひきこもりといった言葉は、今の自分を否定されるイメージを持ってしまうために、使ってはいけない言葉であり、ひきこもりの反対語は、自立ではなく、つながりであることを訴えられました。一例として、ある社会福祉協議会の職員さんが、ひきこもり者と話をする中でコーヒーが好きだと知り、その町のコーヒーショップを全て一緒に回り、その後その中で一番気に入ったお店でそのひきこもり者が働くことになったという例を挙げられておりました。

このような成功例は、誰にでもできることではないと思います。とにかく粘り強くつながりをつくっていくことが必要でありますし、また一方でその社協の方は、昼間からコーヒーショップに行っても働いていないと周囲に誤解が生じるのではと、気が気ではなかったとの話もされました。このように、実際にひきこもり当事者に接して支援される方の育成とフォロー、そして行政を含めた社会全体の寛容さが、ひきこもり

支援には不可欠であります。

この講演会を通じて、私が最も心に残った言葉があります。それは、昨年6月にありました元農水事務次官の長男殺害事件に対する、関西地方の当事者会と家族会、計23グループで構成する、さかいハツツ友の会の石橋代表が公表した声明文であります。

「団塊世代の両親は、右肩上がりの昭和の時代に生きてきたから、頑張れば結果が出た時代だった。でも僕らがいま生きているのは、頑張っても結果が出ない時代。社会がまだ昭和の価値観を引きずったままだから、結果が出ない人は頑張っていないとみなし、自分の子をつぶしてるのに気づいてない親が多い」。

この言葉に対して、よい悪いとか、正しい正しくないといった評価は、皆様それぞれお考えがあると思います。ただ、周囲の期待に応えなければいけないや、頑張らなければいけないという価値観にとらわれてしまい孤立し、自宅などに退避してひきこもり状態にある方が、日本国内で少なくとも約115万人、県内でも15歳から64歳までで約6,000人であると推測されております。どの年代でも、何歳からでも、誰もがひきこもりになる可能性があります。だからこそ、この問題に対して早期の支援体制の構築が必要です。

社会全体として、ひきこもり問題への理解を深め、いかに就労させるか、どうやって自立させるかではなく、どのようにして、ひきこもり当事者のQOLを向上させることができるかを考える必要があります。

そこで、濱田知事のひきこもり問題についての現状認識と、ひきこもり当事者及び御家族に対する支援に向けた御所見をお伺いいたします。

また、県の令和2年度一般会計当初予算案では、ひきこもり支援関連予算として2億900万円を盛り込んでいただいております。その中には、

ひきこもり相談体制の強化に関して、当事者や御家族等の相談に対応する、ひきこもりピアサポートセンターが新設されます。このひきこもりピアサポートセンターの運営は、県内の家族会に委託されます。

ひきこもり問題を考える場合、ひきこもり当事者とのつながりを構築するために最も大切なことは、御家族をいかに支援するかであります。そのためにも、親や御家族の悩みを聞いてあげる人と、その場所を確保することが必要不可欠であります。

これまで、引きこもる子供の存在を知られたいくないとの思いから、周囲にはその存在を隠して普通の家庭を演じてこられた方や、子供に普通を求めてしまうことで苦しんでこられた方などにとりまして、ひきこもりピアサポートセンターの存在は、挫折や孤立を経験した方であればわからないことを共感することができる、貴重な居場所になります。

同居する親や家族自身が人生に幸せを感じることができるようになることが、ひきこもり当事者にとりましても、生きる意欲につながるのではないのでしょうか。

そこで、このたび、ひきこもりピアサポートセンターが新設されることの意義とセンターの果たす役割につきまして地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

次に、学校におけるICT環境整備の推進について質問いたします。現在、ICTを初めとしてインターネット等の通信技術や、AIの急速な技術革新など、社会状況が大きくデジタル化している中、次世代を担う子供たちがそれらの技術を活用することによって学力を向上させる取り組みが進められております。学校におけるICTを活用した学習活動は、ICTの特性や強みを生かすことにより学びの質を向上させるものであり、児童生徒が将来迎えるデジタル



化社会の中で生きる力を育む上で、重要なものとなっております。

このため、新学習指導要領では、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力として育成していくこと、また、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが明記されました。しかしながら、学校におけるICT活用の有効性や必要性に対する認識は各自治体ごとに異なるため、ICT環境の整備状況は我が国が目標とする水準に達していないことなどから、児童生徒が十分にICTを活用した学習活動を行うことができていない状況にあります。

昨年12月、文部科学省国立教育政策研究所より、OECD生徒の学習到達度調査2018年調査のポイントが公表されました。OECDの生徒の学習到達度調査は、義務教育修了段階の15歳児を対象に、2000年から3年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施されており、2018年調査は読解力が中心分野でありました。

前回の2015年調査からはコンピューター使用型調査に移行され、今回は79の国と地域から約60万人が参加し、日本は無作為抽出された高校1年相当学年の6,100人が参加されました。その結果、日本の平均点は、数学的リテラシーが6位、科学的リテラシーが5位であるのに対し、読解力は15位でありました。前々回の4位、前回の8位から大幅に下がっております。私は、この読解力の平均得点の低下の要因分析の中で、コンピューター画面上での長文読解のなれが指摘されていることに注目しました。

今回の読解力分野のコンピューター使用型調査の特徴として、これまでよりもオンライン上の多様な形式を用いた課題文が活用され、全小問245題のうち173題が、コンピューター使用型

調査用に開発された新規問題が出題されたとのことであります。そして、今回の調査の中のICT活用調査の、学校・学校外でのデジタル機器の利用状況についての結果では、日本は、学校の授業、国語、数学、理科におけるデジタル機器の利用時間が短く、OECD加盟国中、最下位でありました。また、そもそもデジタル機器を利用しないと答えた生徒の割合は約80%に及び、OECD加盟国中最多でありました。

これまで、学校といえば、先生が黒板にチョークで書いたものを、同じ時間、同じ教室で生徒がノートに書き写し、学んでいく、一斉学習が一般的でありました。しかしながら、これからは急激な社会環境の変化に合わせた授業、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導方法を充実させていくことが必要であります。その意味においても、さきのOECDの調査などの結果を踏まえて、本県におきましても、学校現場におけるICT環境の整備が急務であると考えます。

私は、本年と昨年の2年間、総務委員会に所属し、この4月から本格稼働する、ICTを活用した郡部校での遠隔補習システムなどを視察してきました。既に、試行的に補習配信が行われている梶原高校では、遠隔補習を受けた5人が、センター試験利用入試などで国公立大学に合格したとの報道もあり、これからさらなる成果が期待されております。

このように、学校におけるICT環境の整備の効果が生まれている中で、教育委員会は来年度予算案で、新たにGIGAスクール構想の推進に取り組むとのことであります。

このGIGAスクール構想とは、昨年12月5日に閣議決定されました、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進するとともに、特に義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ

端末を持ち、十分に活用できる環境を実現するための全体像を描いたものであります。

さらに、安倍総理も昨年11月13日に開催された経済財政諮問会議において、パソコンが1人当たり1台となることが当然だ、国家意思として明確に示すことが重要だと発言されております。そして、来年度には小学校新学習指導要領の全面実施、再来年度には中学校新学習指導要領の全面実施が控えており、計画的に学習環境整備も行わなければなりません。

こうしたGIGAスクール構想の実現に向けた一連の施策により、学校のICT環境が大きく前進することと考えますが、整備したICTをどのように活用していくのかということが何よりも重要であります。

そこで、来年度から始まる小学校のプログラミング教育への活用など、GIGAスクール構想の実現によって本県の教育をどのように変えていこうとされているのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、ネット・ゲーム依存症対策について質問します。現在、未成年者のインターネットやゲームへの依存を防ぐことを目的として18歳未満の使用制限に踏み込んだ、都道府県初となる仮称ネット・ゲーム依存症対策条例案が、香川県議会2月定例会に上程されております。

この条例案では、依存防止に向けた県や学校、保護者の責務を規定しており、家庭内での使用ルールの基準として、18歳未満のコンピューターゲームの使用は1日平日60分、休日は90分までとする、スマートフォンの使用を中学生以下は午後9時、高校生などは午後10時以降は控える、射幸性が高いオンラインゲームの課金システムは事業者の自主的な規制をとる点などが明示されております。

この条例の素案がまとまった1月20日、報道各社の取材に応じられた、香川県議会ネット・

ゲーム依存症対策に関する条例検討委員会、大山一郎委員長は、メッセージを公表されました。

その中では、ネットやコンピューターゲームの過剰な利用は、学力や体力の低下、慢性的な睡眠障害、注意力・記憶力の低下、視力障害や頭痛を引き起こすとされ、2019年5月に世界保健機関、WHOがゲーム障害を疾病と認定するなど、国内外で大きな社会問題となっていると指摘されました。そして、厚生労働省研究班が2018年8月に公表した調査結果についても言及され、病的なインターネット依存が疑われる中高生が93万人に上るとの推計を紹介された上で、低年齢化が進行していると、危機感をあらわにされました。また、地元紙などによる世論調査で、香川県民の8割がゲーム依存症対策が必要と考えているとする結果を示された上で、この条例は、ネット・ゲーム依存症対策の推進について基本理念を定め、県や学校、保護者の責務などを明らかにするとともに、依存症対策を総合的かつ計画的に推進する目的があると強調されたそうであります。

当初、この条例案は、制限対象をオンラインゲームに限らず、スマートフォンやゲームなどの利用時間を制限としていたために、現在では日常生活に欠かせないスマートフォンの使用にかかわる話題とあって、インターネット上を中心に賛否両論が噴出し、この問題に対して、対象がコンピューターゲームのみに変更されました。

毎日新聞によりますと、この条例での規制について、ネット依存外来を設ける神奈川県国立病院機構久里浜医療センターの樋口院長は、意味のあることだと評価しております。同センターが2019年11月に公表した10代、20代の男女を対象とする実態調査では、1日当たりのゲーム時間が長い人ほど、学業や仕事に悪影響があったり、心身に不調を感じてもゲームをやめられ

ない傾向にあったそうであり、60分という線を示すのは予防として有効、他の子も同じ条件なので守ろうという意識も高まりやすいと話されております。

一方、社会学と精神医学が専門の井出大阪大非常勤講師は、一律の時間制限は合理的ではないと疑問を投げかけられ、依存には鬱病や不安症など他の精神障害もかかわっていると言い、対象者を個別に見つけ出してアプローチするほうがいいと指摘されております。

朝日新聞が1月25、26日に実施した世論調査では、全体で反対が57%で、賛成の31%を上回りました。男女別では、賛成は、男性の26%に対し女性は36%と高く、年代別では、18歳から29歳の75%が反対したのに対し、70歳以上の高齢者は賛成40%、反対39%と割れました。地域別に見ると、香川県を含む四国では賛否が割れたが、その他の地域ではいずれも反対のほうが多かったとのことであります。

また、この条例の賛否をめぐっては、1月31日に高松市に住む高校生が、条例の素案に反対する約600人分の署名を県議会に提出するなど、物議を醸しております。

このように、この条例案に対しましては、保護者、専門家、世代、性別、地域によって賛否が異なっているのが現状であります。

かつて、2014年に愛知県刈谷市が市内の小中学生を対象に、午後9時以降の携帯電話やスマートフォンの利用を禁止しました。この取り組みは、同市の市教委や小中学校長、警察などでつくる刈谷市児童生徒愛護会が発案し、実施されました。

各小中学校長とPTA会長名で、各家庭に文書で、必要がなければスマホは持たせない、フィルタリングサービスを利用するなど親子で約束を結ぶ、夜9時以降は保護者が預かるという、3つのルールを呼びかけたそうです。その後、

実際に取り組みを実施した中学校では調査を実施し、保護者の9割以上が、学校が決めてくれたほうが子供に守れと言いやすいと賛成し、中学生へのアンケートでも、勉強に集中できるようになった、29%、睡眠時間がふえた、19.3%、精神的に楽になった、4.8%などという結果でありました。

また、今回の仮称ネット・ゲーム依存症対策条例案では、平成30年度に香川県教育委員会が行った香川県学習状況調査が参考とされました。その調査は小学5年生から中学2年生が対象で、平日のスマートフォンなどによるSNSなどの利用時間が1時間を超えると、正答率が低くなるという傾向が出ております。

さて、これまで子供たちのインターネットやゲームを取り巻く環境について述べてまいりましたが、私は、本県も香川県同様に、ネット・ゲーム依存症対策条例が現時点で必要であると申し上げるつもりはありません。私は、条例を制定するよりも前に、数ある遊びの中からSNSやオンラインゲームなどが選ばれ、なぜそれをみずからの力でやめることができなくなるのか、子供たちが依存していく背景を分析し、依存症に陥らない環境を県が率先してつくるのが先であると考えます。

そこで、WHOのゲーム障害の疾病認定や厚生労働省の調査結果などをどのように受けとめられ、どう対応していかれるのか、濱田知事の御所見をお伺いいたします。

また、前項で取り上げましたOECDによるICT活用調査結果などを踏まえますと、子供たちにはネットやゲームが、遊びやコミュニケーションのツールとしては利用されておりますが、これを今後学習のためのツールとして利用するようにしていくことも、ネット・ゲーム依存症対策につながるのではないかと考えます。

そこで、児童生徒のネット・ゲーム依存を防

ぐための適切なインターネット利用が重要になるものと考えますが、長時間、ネットやゲームを行っている児童生徒に対する具体的な取り組みについて教育長の御所見をお伺いいたします。

また、香川県の条例案では、依存症治療の医療体制を県が整備することと、依存症の知識を持つ人材を県が育成することなどが記述されておりますが、本県におけるネット・ゲーム依存症への対応について地域福祉部長に御所見をお伺いいたします。

次に、学校内におけるアレルギー対策について質問いたします。先日、私に、県内の県立高等学校に通っている生徒の保護者より相談がありました。その生徒は食物アレルギーがあり、卵、乳成分は一切食べることができず、仮に大量に摂取すると命にかかわるそうです。そのことについては、入学時に学校に保護者が直接お話をし、ふだん学校へはお弁当を持参しており、これまでは特にトラブルもなかったとのことでした。

そんな中で、昨年、この県立学校の教員が家庭科の調理実習の準備段階において、使用する食材中の成分表示の確認を怠り、食物アレルギーの原因となるものが入っていることに気づかず、実習直前に食材を確認したところ、混入されていることが発見されたという事案があったと聞きました。この事案は、実習前に確認されたことで大事には至らなかったものの、食物アレルギーに対する対応が不適切な事例であったのではないかと考えます。

私は、県教育委員会は、全ての教職員がアレルギー疾患及び緊急時の対応について、正しい知識と理解のもと迅速かつ適切に対応できるよう、マニュアルを作成し、アレルギー疾患の児童生徒が学校生活を安全・安心に送るために、適切に対応しておられることは、承知しております。しかしながら、保育園、そして給食の

ある幼稚園や小中学校に比べて、高等学校では、生徒自身が中学校までよりも自己管理ができるということもあり、アレルギーに対する認識が低くなっているのではないかと危惧します。

そこで、高等学校における食物アレルギー疾患の生徒に対する対応状況について教育長にお伺いいたします。

また同様に、アレルギー疾患をお持ちの子供を持つ保護者は、その子が赤ちゃんのころから、他人から善意で子供に対してお菓子や食べ物をいただいても、成分表示を見て明らかにアレルギーが入っていない場合以外は、食べさせることができません。そのような中で、今後予想されております南海トラフ地震や大規模自然災害等が発生し避難所に避難した場合に、避難所等の備蓄食料の中にアレルギー対応食があるのか、危惧されております。

そこで、災害発生時におけるアレルギー疾患のある方への対応と、本県の災害備蓄用物資の中でのアレルギー対応食の現状について危機管理部長に御所見をお伺いいたします。

次に、産業振興政策についてお聞きします。

まずは、農業分野について。農業は、病気、天候、雑草、そして虫との戦いの連続であり、それらに対抗し乗り越えてきた結果、農業は飛躍的に発展してきております。

かつては、農家お一人お一人の知識と経験に裏打ちされたたくみの技術で、本県の園芸農業は成り立ってきたと言っても過言ではないと思います。それと同時に、本県では、オランダ型の環境制御装置や次世代型ハウスなどといった、次世代型こうち新施設園芸システムを推進し、今日の成果を出しております。

その一方で、病害虫との戦いには、化学合成農薬だけに頼るのではなく、天敵、防虫ネット、防ガ灯などさまざまな防除技術を組み合わせ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程



度に発生を抑制しようとするIPM技術を推進するなど、積極的に取り組んでいただいております。

日本一のニラの産地である私の地元香南市では、日々ニラ農家さんたちが、ニラの害虫であるアザミウマ類、ネダニ類などと戦っております。そして、それら害虫に対しまして、幾つかの農薬が登録され、使用されております。そのような中で私は、ニラで最も重要な害虫であるネギアザミウマに対して効果のある幾つかの農薬を使用しているが、特定の農薬に頼った状況では、効果のある農薬であっても、いつか抵抗性を持ったネギアザミウマが出現するのではないかと、危惧する声をお聞きしました。

先ほどから申しておりますように、農業の歴史において病虫害と農薬の関係はイタチごっこであり、病虫害の中から、いつか耐性菌と抵抗性害虫が生まれるものであります。

そこで、現在のニラの害虫対策の課題を踏まえまして、今後の対応策について農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、宝石サンゴの保護育成並びに増殖事業についてお聞きします。宝石サンゴは、100年を超える本県の伝統的な特産品であり、貴重な資源であります。この海の宝石として知られる宝石サンゴ類は、黒潮流域の水深約100から300メートルに生息し、高知県、沖縄県、鹿児島県、長崎県、和歌山県、小笠原諸島などで漁獲されております。中でも、本県沖は世界的な漁場として知られており、サンゴ網と呼ばれる伝統的な漁具、漁法による採取が行われております。

また、宝石サンゴは、我が国では持続的に利用されてきた貴重な資源であると考えられておりますが、一方、近年のワシントン条約締約国会議では、附属書掲載提案がなされているのが現状であり、本年7月にはワシントン条約第31回動物委員会で、宝石サンゴに関する議論が予

定されております。

そのような状況の中で、宝石サンゴ資源の持続的な利用を確立するために、現在、高知県サンゴ漁業連絡協議会、日本珊瑚商工協同組合、NPO法人宝石珊瑚保護育成協議会など、宝石サンゴ関係団体が協力して、これまで取り組んできた漁獲制限を主とした資源管理に加えて、人工増殖等による積極的な資源の保護増殖を2016年から実施しております。

人工魚礁へ宝石サンゴの小枝を接着し、投入し、引き上げる作業を繰り返し、その結果、サンゴの成長は確認されております。また、宝石サンゴの成長速度は遅く、さらに人工的に宝石サンゴを増殖するために着底試験や形状改良を試み、サンゴ漁師が船上でも手軽に放流できるように、小型増殖基質が新たに開発されました。そして、昨年11月と本年1月には、宿毛港柏島沖や土佐清水沖で、100基、300本の宝石サンゴの稚苗が放流されております。

濱田知事は、今議会の提案説明の第4期産業振興計画の策定の中で、SDGsを意識した取り組みの促進を取り上げました。そして今後、SDGsを意識して事業活動を行うことにより、事業者にとって大きなビジネスチャンスが生じる可能性と、SDGsに関する講座の開催や、SDGsを意識した製品開発の促進などに取り組むと説明されました。

この宝石サンゴの保護育成と増殖事業は、まさにSDGsの目標14「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」の中の14の2「2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取り組みを行う」、14の4「水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性

によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する」という2項目の取り組みにぴったりと該当するのではないかと考えます。

そこで、この宝石サンゴの保護育成と増殖事業の取り組みについて濱田知事の御所見をお伺いいたしまして、私の1問目とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 浜田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、就職氷河期世代の中で、非正規雇用や不安定就労状態の方々への支援策を実行する意義につきましてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、長い経済停滞の時代と就職時期が重なりまして、不本意ながら不安定な就労状態で働き続け、年齢を重ねられた方は少なくありません。国の公表によりますと、そういった方々がおよそ、全国で50万人、本県では3,500人とされております。

そうした中、昨年、国の骨太の方針2019におきまして、就職氷河期世代支援プログラムといたしまして、3年間、集中的に取り組むことが盛り込まれたところでございます。こうした方々に、希望する職や正規雇用につながります支援を行いますことは、生活面での安定はもとよりでございますが、将来設計を描く上で大変重要なものだと考えております。加えて、本県におきましては、さまざまな産業分野の人手不足が深刻化しております。そうした産業分野におけます担い手としての活躍も、大いに期待するところでございます。さらには、これらの取り組みが進むことは、あらゆる世代の方々が高齢を發揮できる社会の実現にもつながるものと考えております。

今後、この世代の方々が高齢化している状況は、年齢とともに切実度が増し、早急な支援が求められております。こうしたことから、国と地方自治体が連携して集中的に取り組むことは、大いに意義があると考えております。

県といたしましては、こうした方々が望む形での就労につながりますように、国や関係機関などで構成をいたしますプラットフォームの中で、相談から就業後の定着支援まで切れ目のない支援を行ってまいります。

次に、いわゆるひきこもり問題への認識、当事者の方などへの支援についてお尋ねがございました。

ひきこもりの背景には、病気や障害、人間関係などさまざまな要因があり、ひきこもりの期間や家族の状況なども多様であります。かつ、複雑な問題を抱えている課題だというふうに考えております。私も、昨年夏に高知に戻りまして以来、県内各地で県民の皆様から、ひきこもり問題に関する切実な声をお聞きいたしました。しっかりと取り組むべき重要課題だというふうに考えております。

ひきこもりの人への支援に当たりましては、何よりも御本人の気持ちに寄り添いまして、御家族も含めて、息の長い伴走型の支援を行うことが重要だと考えております。あわせて、個々のケースが抱えます複合的な問題につきまして、多様な職種及び関係機関が連携をして、包括的に支援する体制の構築が求められているところでございます。

また、御指摘がございましたように、ひきこもりの人が周囲とのつながりを回復していくと、こういう過程では、社会全体がこの問題に対する理解を深めまして、本人や御家族に接していくということが不可欠となってまいります。

今後につきましては、こうしたことに十分に意を用いながら、市町村あるいは関係機関との

連携・協調のもと、現状において困難を抱えておりますひきこもりの方々と御家族への支援を、より強固なものにしてまいりたいと考えております。

次に、WHOの疾病認定などをどう受けとめ、対応していくのか、ネット・ゲーム依存症対策に関してのお尋ねがございました。

近年、日常生活や社会生活に悪影響を及ぼしますゲームの過剰使用が問題となっております中で、WHO——世界保健機関によりまして、ゲーム障害が疾病として認定されました。この点は、御指摘のとおりでございます。これによりまして、2022年の発効に向けまして、ゲーム障害の治療体制の構築などが大きく前進をするものと、評価をいたしております。

昨年、国立病院機構久里浜医療センターによるアンケート調査が行われましたが、この結果でも、ゲームの過剰使用から、学業成績の低下や、あるいは昼夜逆転といった悪影響が出ているという状況が明らかになっております。こうした若者が、今後ネット・ゲーム依存となる可能性を考えますと、この対策は急務であるというふうに受けとめております。

ネット・ゲーム依存への対策を進めるに当たりましては、依存症の進行や再発を予防するための、医療の充実や人材の育成が欠かせません。あわせて、ネット・ゲーム障害に関します正しい知識の普及啓発あるいは相談支援を、家庭や学校を含む社会全体で行っていく必要もございます。

今後、国におきまして、普及啓発の強化を初め、相談支援、治療などの体制充実に向けた取り組みが進んでまいります。県といたしましても、そうした状況も踏まえながら、まずは正しい知識の普及啓発の充実、この点を中心に検討してまいりたいと考えております。

最後に、宝石サンゴの保護育成、増殖事業の

取り組みについてのお尋ねがございました。

宝石サンゴは、漁業者や加工業者など多くの方々に広く恩恵をもたらしてきた、本県が誇るべき資源であります。近年は、中国の好景気を背景に価格が高騰いたしまして、令和元年の水揚げ額は平成20年のおよそ5倍となり、30億円を超えているところでございます。

しかし、このような国際取引が宝石サンゴ資源に影響を及ぼすおそれがあるといったしまして、これまでワシントン条約締約国会議におきまして、取引規制に関する議論がなされてまいりました。この点、御指摘のとおりでございます。また、本年にはこの会議の動物委員会におきまして、宝石サンゴに関する議論が予定をされておりまして、引き続き予断を許さない状況にあるという認識でございます。

このような中、漁業者や加工業者の方々によりまして、宝石サンゴの小枝を取りつけました魚礁を海底に投入し、増殖を図る活動が行われておりまして、小枝の成長も確認をされております。また、新たに安価な小型の魚礁も開発されまして、増殖活動に取り組む漁業者の作業も省力化が図られてまいりました。先日、私も関係者の方々から直接お話をお聞きいたしましたところでございます。

このような取り組みは、宝石サンゴの保護育成を図っていく上でも、本県の資源管理の姿勢を国際的にアピールしていくためにも、大変重要な取り組みであるというふうに評価をいたしております。また、お話もございましたように、国連の開発目標SDGsの方向性にも大いに沿うものというふうに考えております。

こうした自主的な取り組みに加えまして、漁獲量や操業の規制といった漁業管理を適切に行うことが大切であると考えております。このため県といたしましても、関係者の方々を合わせまして、宝石サンゴの持続的な利用に向け

まして、取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 来年度の就職氷河期世代を対象とした県職員採用試験の具体的な採用方法と、採用者への期待についてお尋ねがございました。

今回新たに実施する採用試験につきましては、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代のうち、特に正規雇用の機会に恵まれなかった方々に、県職員としての就職の機会を拡大しようとするものです。

具体的には、御紹介のありました厚生労働省と同様に、令和3年4月1日時点で36歳から50歳までの方で、この1年間、正規雇用労働者として雇用されておらず、かつ直近5年間の正規雇用期間が通算1年以下の方を対象といたします。学歴不問の試験といたしまして、従来より実施しております社会人経験者採用試験などとは別枠によって実施いたします。

県といたしましては、今回の試験で採用となる方々の、厳しい社会環境における多様な経験が職務に活かされることにより、組織の活性化が図られることを期待しております。また、採用となる方々には、他の職員とともに創造性やチームワークを発揮して、高知県の抱えるさまざまな課題に果敢に挑戦する職員となつていただくことを期待しております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、ひきこもりピアサポートセンターの新設の意義と役割についてお尋ねがございました。

ひきこもりの人への支援におきましては、同じ状況を体験したことのある方によって相談や助言などを行っていただくピアサポートが、当事者御本人との関係性を構築し、その後の支援

につなげていく上で、大変有効となっております。

また、ひきこもりの問題は、御家族からの相談によって初めて明らかになるなど、御家族が深い悩みを抱えていることが多い状況がございます。さらに、御家族も社会から孤立することで、誰かに相談することを望んでいても、その一歩を踏み出すことができず苦しんでいる場合も少なくないことを踏まえ、当事者本人のみならず、御家族への相談支援は、大変大きな課題だと認識しております。

現在、本県では、家族会の方々に、そうした御家族への相談対応などを一定担っていただいているところですが、県として、今後ピアサポートの体制強化を図るため、家族会の方々にも御協力いただき、新たにひきこもりピアサポートセンターを設置することとしています。

このセンターでは、相談窓口としての体制を強化しますほか、地域の支援機関とのネットワークを構築して、適切な支援機関へのつなぎや、他機関からの依頼に基づく支援の受け入れも行つてまいります。さらには、ひきこもりの人や家族の立場に立った、ひきこもりへの正しい理解を普及するための啓発活動も行つてまいりたいと考えております。

次に、本県におけるネット・ゲーム依存症対策についてお尋ねがございました。

香川県の条例案に掲げられている相談支援や啓発、医療体制の整備、人材育成といった取り組みは、本県におきましても必要な取り組みであると認識しております。

現在、本県における相談支援については、教育現場でスクールカウンセラーによる面談などが行われているほか、精神保健福祉センターにおいて、年間30件前後の相談に対応しています。

また、精神保健福祉センターでは普及啓発のための、アディクション・フォーラム高知の開



権に取り組んでおります。昨年12月のフォーラムは、ゲーム依存をテーマに開催し、教育や医療・福祉などの多くの関係者に参加いただいたところです。本県では、まずはこうした普及啓発の取り組みを充実してまいりたいと考えております。

また、医療体制の整備や人材の育成につきましては、WHOにおいてゲーム障害が疾病として認定されたことを踏まえて、来年度から国立病院機構久里浜医療センターが実施する、ネット・ゲーム依存の診断・治療等の研修へ、医療従事者を派遣することとしております。

今後も、国におけるネット・ゲーム依存症対策の検討状況を注視しながら、教育や医療などの関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、GIGAスクール構想の実現による本県の教育改革についてお尋ねがございました。

現在の一斉一律を前提とした授業では、理解が十分ではなく授業についていけない子供や、内容が平易過ぎると感じている子供などに対する指導や、個々の興味、関心に沿った授業の実施といった点で、課題が生じている場合があると考えております。このため、ICTを活用し、子供たち一人一人の能力や興味、関心に応じた学びの実現を図るため、第2期の教育大綱において、デジタル社会に向けた教育の推進を、基本方針の柱として新たに掲げることとしております。

このたびの国の令和元年度補正予算において、1人1台端末や校内通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれたところであり、これら国の後押しも受けながら、本県の学校のICT環境の充実を図ってまいります。

こうした1人1台端末や校内通信ネットワー

クは、日々の授業へ活用していくことが大変重要となります。このため、個々の学習進度に応じた学習や、興味、関心に応じた探究活動を推進するため、拠点となる高等学校を指定し、民間事業者等の知見も得ながら、1人1台端末を用いたAIドリルや動画教材などによる学習のあり方について、研究を進めてまいりたいと考えております。

また、来年度から必修化される小学校のプログラミング教育においては、タブレット型端末などの利用が効果的であることから、研究指定校の実践事例等を集めたICT活用ハンドブックを策定し、研修会等において活用してまいります。さらに、文部科学省や民間企業で構成されます、未来の学びコンソーシアムにおいても、多様なタブレット型端末等の実践例が報告されており、これらの積極的な活用も各学校に促してまいります。

こうした取り組みを通じ、子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を持ってICTを活用できる教育環境の充実に向けた国のGIGAスクール構想を、本県においても実現させ、Society5.0の社会で活躍できる子供たちの育成に努めてまいります。

次に、長時間ネットやゲームを行っている児童生徒に対する具体的な取り組みについてお尋ねがございました。

インターネットなどの情報技術は、多くの世代にとって生活に必要不可欠なものになっています。一方で、児童生徒のネットやゲームの長時間利用が、生活習慣の乱れやコミュニケーション能力の低下といった弊害を生み出すことも指摘されているところです。このため、県教育委員会では、保健の授業や特別活動を通じて、ネットの利用に伴う健康への影響やさまざまな危険の可能性と、その回避の方法などについての教育を実施しております。また、長時間利用が心

配される児童生徒には、家庭と連携し、スクールカウンセラーによる個別指導や面談などを行い、適切な利用に向けた支援を行ってまいりました。

今後は、こうした取り組みを継続するとともに、長時間の利用となっている児童生徒の立場から見た実態調査、例えば、ネットやゲームの魅力は何か、長時間利用していることに対する思い、そして長時間利用をやめたいと思うときはどんなときかなど、こういったことを行いまして、その分析から効果的な指導・支援などを検討していきたいと考えております。あわせて、健康教育の中核を担う養護教諭に対して、専門家を講師に招いての研修を実施し、この実態調査の成果を活用した児童生徒への効果的な指導や支援に向けて、取り組んでまいります。

県教育委員会としましては、ゲームやネット依存は、デジタル化社会の進展に伴い解決しなければならない重要な課題だと認識しております。今後とも、こうした取り組みについて、家庭はもとより医療や福祉などの関係機関とも連携して、予防、改善につなげてまいります。

最後に、高等学校における食物アレルギー疾患の生徒に対する対応状況についてお尋ねがございました。

食物アレルギーについては、個々の生徒の状況に合わせて慎重に対応することが重要で、今回、県立高等学校において事故の発生につながる可能性のあった事案が発生したことを、重く受けとめております。

現在、県立高等学校においては、食物アレルギーのある生徒には、医師による学校生活管理指導表を入学時に提出していただき、校内支援委員会などを開催してアレルギーの情報を全ての教職員で共有し、基本的な対応について理解を図るようにしております。さらに、家庭科の調理実習においては、食物アレルギーに対して

個別に配慮を行うようにしており、生徒本人や保護者と確認しながら、食材の取り扱いにも注意しておりました。

しかしながら、今回、高等学校において調理実習時に、教員が計画的に食材のチェックを行って万全の態勢で実習に臨むべきところ、実習直前の教員の確認でアレルギー成分が入っていることが判明したという事案が生まれました。食物アレルギーのある生徒や保護者には、大きな不安を生じさせる結果を招いてしまいました。

このことを受けまして、県教育委員会としましては、特に調理実習における食材チェックを複数の教員で行うことなどを通知し、再度徹底を図ってまいります。具体的には、使用する食材等について、チェックリストをもとに複数の教員で確認を行うことに加えまして、調理作業中における微量の混入も防止するため、調理機材や調理工程などについても慎重な確認を行うなど、食物アレルギーのある生徒への確実な対応を行ってまいります。

また、食物アレルギーにつきましても、命にかかわることであるという意識を全ての教職員で共有し、食物アレルギーについての理解をより深めることや、万が一症状が出た場合の適切な対応などについても、各校において教員研修を実施し徹底してまいります。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 避難所における食物アレルギー疾患のある方への対応と、アレルギー対応食の備蓄についてお尋ねがございました。

まず、食物アレルギーのある方への対応については、県内の避難所ではアレルギーのある方でも安心して避難生活を送っていただけるよう、受け付け時に避難者カードへ配慮が必要な事項を記入していただき、その方に合った食品の調達や提供を行うこととしています。

次に、食料の備蓄については、基本的には県民の皆様に御自身に合った食品の備蓄をしていただくよう、啓発冊子やテレビ、ラジオなどを通じて啓発を行っております。

公的な備蓄としては、市町村では想定避難者1日分の備蓄を進めているとともに、県では市町村を補完するため、その20%の備蓄をしています。このうち、県が備蓄している食料は、全てがアレルギー対応のアルファ米です。また、全ての市町村において、アルファ米や缶詰、クラッカーなどの何らかのアレルギー対応の食料備蓄を行っているものの、品目や数量については市町村によって異なっております。

このため、来年度、必要なアレルギー対応食品の品目や数量などの備蓄の方針について、学識経験者の御意見もお伺いしながら市町村と検討を行っていくこととしています。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) ニラの害虫対策の課題を踏まえた今後の対応策についてお尋ねがございました。

議員のお話にございましたとおり、ニラ栽培では、アザミウマ類やダニ類等の害虫による被害が問題となっております。特に、ネギアザミウマは、葉の食害だけでなく、葉に白い斑点が発生するウイルス病も媒介することから、わずかな発生でも品質低下につながる、最も被害が大きい害虫でございます。

ネギアザミウマの発生要因としましては、圃場周辺に放置したニラの残渣が害虫の発生源となり、ハウス外から常に侵入しやすい栽培環境にあること、農薬の散布むらにより害虫が生き残ることが考えられます。さらに、同じ種類の農薬を繰り返し使うことで、抵抗性害虫が発生する可能性が高まることも、懸念されるところでございます。

これらの課題に対しましては、まず残渣をしっ

かり処分するとともに防虫ネットを張ることによってハウス内への害虫の侵入を防ぐ、次に農薬が株元までかかるよう丁寧に散布することで害虫の生き残りを防ぐ、その上で種類の異なる農薬をローテーションで使用することにより抵抗性害虫を発生させないといった対策を行うことが重要となります。

今後も、農業振興センターとJA営農指導員が連携して、農家の皆様にこれらの対策を周知徹底してまいります。

○9番(浜田豪太君) それぞれに丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず、知事におかれましては、就職氷河期世代とひきこもり問題というものにお答えいただきました。

2つとも非常にかぶっておるといふか、つながりの深いものじゃないかと私は考えております。ある種、時代の中で、その時代のために機会の平等を失ったといふか、奪われたといふか、そういった方々が実際におられるということ、やはり知事の言葉から御認識いただきまして——これから氷河期世代の方々、そしてまたひきこもりの方々に対して、県も光を当てていただくと——そしてまた、その御家族にということも当然でありますし、そのような言葉をただけて——そしてまた、総務部長には——今後、これまでさまざまな境遇といひますか、その中で正職員でいられなかった方が県庁にも入られることになるということ、どうなるのか。しかし、いろんなことを知っておるということ、強みに、県庁でもしっかりと働いてもらえるように、総務部長としても応援していただければと思うところでございます。

そして、今回、ネット・ゲーム依存症対策ということで、今香川県議会上がっておりますことを取り上げさせていただきました。私もゲームというものをほぼやったことがないわけであっ

て、どういうものかなということ、実際に自分の知り合いなんか聞いて、そしてまた自分でもスマホにゲームを入れてやってみたり、いろんな方から話を聞きました。

かつて、ゲームというと、例えばロールプレイングゲームが、私が子供のときに、はやっていたんだと思います。私自身はやったことはありませんが、それなんかは、やはり終わりがあって、それを目指してやってきたのがゲームではないかと思います。しかし今、オンラインのゲームというと、やはり、一番小学生、中学生あたりで、はやっておるのが、終わりが無い、何と云いますか、オンラインでつながった友達と永遠にやることができるようなゲームが主流であるというふうに私は聞いておりますし、どうやって終わったらいいのか。

そして、SNSも同じであります、子供たちが学校であったことを、家に帰って、例えば携帯のSNSで上げますと、それに次々とみんなが反応することに対して、終わることができない。これ、大人も同様のところがあると思います。しかし、先ほど申しました93万人がおられて、そしてまたさまざまな問題も目に見えてきております。そしてWHOでも、そういう結果を受けて疾病ということになっておるといふ現実を踏まえていただいて、今後必ず出てくる場所です。今、私が一番危惧しておるのは——このコロナウイルスで学校が休校しております。その間に——いつもより長い1カ月という休み、そしてまた外へ出るなということで室内にお子、そしてまたその中でやることの中で、ゲームというものに入って行く子供がたくさんおるのではないかと云うふうなことを危惧しております。

そういったことがある可能性を十分に考慮いただきまして、教育長、そして地域福祉部長、知事は当然のことですけれども、連携して、

この春以降と云いますか、これがおさまったときに何かしらありましたら、丁寧に対応していただきますことを心から要請させていただきます。私の全ての質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩



午後1時再開

○副議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

30番橋本敏男君。

(30番橋本敏男君登壇)

○30番(橋本敏男君) 県民の会の橋本敏男でございます。早速質問に入らせていただきます。

持続可能な開発目標と訳されるSDGs、それは極めて抽象的であり、具体的に何をどうすればいいのか、見えづらくわかりづらい。SDGsは、17の目標と169のターゲットが設定されていますが、一般の人々にはなじみがないのが実態だといふふうに思います。今議会冒頭での知事の所信表明演説で、SDGsという文言が幾度となく使われ、その理念に基づいた本県の取り組みが加速しています。

しかしながら、SDGsに沿った政策を推進していく上で、県民のSDGsに対する理解は必須だと考えますが、県民や企業の理解、取り組む意欲の喚起など、どのように図っていくのか、知事にお尋ねいたします。

国も、出入国管理法や日本語教育推進法などを整備して、多文化共生グローバル社会への対応を着々と整えています。外国人労働者の受け入れ拡大はSDGsの目標に沿った取り組みで



あり、産業界の人材不足への対応策となる一方、日本語教育推進法の制定は、多文化共生の大きな一歩となるのではないかと思います。

外国人との多文化共生社会実現に向け、環境整備を県政の重要政策と位置づけ、条例制定も視野に進めていくべきではないかというふうに考えますが、知事の所見を求めたいと思います。

イスラム教を信仰する人々はムスリムと呼ばれており、マレーシア、インドネシアを初めとして、ムスリムの多い東南アジアのほうから訪日旅行者が増加しています。こうしたムスリムの多い国々は、今後生産と消費が急速に拡大することが見込まれる市場であるため、本県においても、ムスリム旅行者に対する受け入れ環境の整備や誘致のプロモーション、さらには輸出市場としての環境整備対応が求められるというふうに思います。

ムスリムは、世界人口のおおよそ4分の1を占めると言われ、キリスト教に次ぐ規模で、割合、人数ともに、他の宗教に比べ大きな伸びが予想されます。ムスリムによる旅行市場規模は、2021年には2,430億ドルにも達すると予想されており、この市場に向き合わない手はないと思います。

平成30年2月定例会で田中議員から、ハラール認証についての質問がなされ、食品分野の流通が確保できつつあるインドネシアやマレーシアなど、イスラム圏の国々での販路拡大に取り組むと産業振興部長の答弁があり、観光振興部長からは、ハラール対応を進め、周知啓発を行っていくとの答弁がありました。

その後、どのような取り組みをしてきたのか、どのような成果を得たのか、さらには現状と対策について産業振興部長並びに観光振興部長に示していただきたいというふうに思います。

特にムスリム旅行者は、成長余地の大きい貴重な旅行セグメントであると考えられることか

ら、その拡大のための受け入れ環境整備を進めることが重要であると同時に、積極的なプロモーションやハラール対応に取り組む必要があると思います。

本県のインバウンド誘客のさらなる拡大や、イスラム圏への貿易促進を考えるのであれば、ムスリム対応は必須だと思いますが、その必要性を知事はどう認識しているのか、答弁を求めます。

人材不足は、あらゆる業界において課題となっていますが、特に本県は急速な高齢化に相まって、介護人材の不足が喫緊の課題となっています。介護現場に行くと事業所関係者からは、人材不足による経営の行き詰まりを心配する悲痛な声が聞こえてまいります。本県における介護サービスを安定的に提供するためには、介護サービスの担い手である介護人材の確保は待ったなしの状況であると思います。

昨日の黒岩議員の介護人材の確保対策についての質問で、介護処遇改善や第8期介護保険支援計画の策定の方向性が示されましたが、改めて介護現場の実態と人材確保の取り組みについて地域福祉部長の答弁を求めます。

日本全体が人口減少下にあり、生産人口が極めて厳しい状況にあることから、政府は外国人介護人材を確保するため、平成20年から経済連携協定、いわゆるEPAをベトナム、フィリピン、インドネシアの3カ国と締結し、EPAに基づく外国人介護福祉士候補の雇用に力を入れてきました。また、日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格、介護を持つ外国人の雇用や技能実習制度を活用し、外国人雇用などの取り組みも行っていました。さらには、新たな在留資格、特定技能1号を持つ外国人の雇用などの取り組みを行い、介護ニーズの爆発的な増加に対応するための施策が推進されることとなりました。

介護ニーズと介護人材確保の厳しい現状を考えると、外国人介護人材の活用なくして、介護業界は成り立たなくなるのではないかとさえ思います。本県における外国人介護人材の受け入れ状況について地域福祉部長の答弁を求めます。

外国人介護人材の活用が有効な手段の一つとすれば、将来的には介護業界に多くの外国人が参入してくると考えますが、県として、今まで外国人介護人材確保のためにどのような取り組みをしてきたのか、具体的な受け入れ支援策について地域福祉部長の答弁を求めたいと思います。

特に、外国人材を活用している現場では、言葉の違いなどから利用者との意思疎通や介護記録の作成が問題となっており、それを満たすためには日本語の支援を行う必要があるのですが、事業者にとっては大きな負担となります。

そこで、外国人介護人材の日本語教育にかかわる経費の一部についてさらなる支援ができないか、地域福祉部長の答弁を求めます。

出入国管理法が改正され、昨年4月から外国人労働者の受け入れを拡大する新たな制度として、在留資格、特定技能を持つ外国人の雇用が可能となりました。この新たな在留資格は、日本の慢性的な労働力不足を補うための制度で、特に人手不足とされている特定14業種に限って受け入れを可能としています。

現在、国内で働く外国人には大きく分けて、実習生と留学生、そして高度人材、永住者に加え、人手不足枠として新たな在留資格が加わることになりました。しかしながら、現時点で外国人労働者の受け入れの拡大を目指して創設された新たな在留資格制度の利用は低調で、人手不足の現場が依存するのは実習生や留学生という名の外国人労働者です。

国は、本格的に外国人労働力の確保に踏み出し、外国人材を日本の力にと、公的支援も含め

たさまざまな施策を推進していますが、県内における働く外国人の人数など現状と課題について商工労働部長の答弁を求めます。

それにしても、高知県の人手不足は深刻で、地域経済、社会基盤の維持が阻害される可能性が生じてきていることに強い危機感を持っています。特に、県内の中山間地域では危機的な状況に落ち至っているところが多く、地域を守っていくには労働力の確保は待ったなし、外国人労働者に依存することもやむなしと考えます。しかしながら、外国人労働者を取り巻く環境は、決して楽観できるものではありません。

ここ最近、頻繁に職場や語学学校から姿を消す、外国人技能実習生や留学生が後を絶たないとの報道が繰り返し行われています。御承知のとおり、外国人技能実習は、国際貢献として途上国への技能移転を目的とする制度ですが、実際は安価な労働力として使われてきたのは周知の事実です。受け入れ事業所は、新制度は手間も費用もかかると敬遠していることから、技能実習生の受け入れが、さらにふえることが予想されます。

読売新聞は2月23日の朝刊において、「実習生らヤミ就労で返済」との見出しで、外国人の失踪に関しての記事が掲載されていました。それによると、送り出し機関から誇大宣伝をされ、日本に来てみると、事前に説明を受けた就労契約とはほど遠い中身のもので、現地の送り出し機関により来日前に徴収された手数料は100万円を超え、それを全額借金で賄ってまで夢見て来日したのに、働き始めて愕然と、記事には書かれています。

また、日本語を勉強するため日本語学校などに在籍している留学生も、就労目的で来日しアルバイト漬けになったあげく、所在不明になっているケースは後を絶たないというふうに聞いています。この記事のとおり、人手不足の現場

が依存するのは、実習生や留学生という名の労働者ですが、そんな外国人が消えていなくなる事件が勃発していることも事実です。

外国人労働者の問題は労働基準監督署の担当ですが、県内における外国人の失踪者は何人に上り、県内において、現状どのような問題があり、外国人就労環境についてどこまで把握されているのか、商工労働部長の答弁を求めたいと思います。

また、入管難民法違反の不法就労、俗に言う闇就労に対して県警としてどのような対応がなされているのか、警察本部長の答弁を求めたいと思います。

さらには、不法就労させることを目的として、暴力団が外国人に在留資格を不正取得させるなどにより、不法滞在者が増加すれば治安に対する重大な脅威となると思いますが、現状と県警の対応について、重ねて警察本部長の答弁を求めます。

一極集中、人も金も全て東京に集まる、そんな社会構造の中で、人口減少という地方が同じ課題を抱え、外国人材の取り合いになっている現状があります。いい外国人材に高知の企業や地域が選ばれ定着してくれる、そんな地域社会になるよう、県として外国人材の定着支援をどのように果たしていくつもりか、知事の答弁を求めます。

また、今後の外国人労働者の受け入れによる本県への影響に対して、県民の中には、労働需給の関係で、賃金上昇抑制の懸念も心配されている声も聞こえます。

私は、高知県の人口や生産年齢人口が減少し、人手不足が強まっていくと考えれば、外国人労働者の増加による賃金上昇の抑制への影響は薄まっていくのではないかとと思いますが、知事の見解を求めたいと思います。

外国人技能実習制度により来日した実習生の

失踪と大きくかかわり合いがあるのが、受け入れ機関である監理団体と実施機関です。上陸基準省令では、行方不明者を多発させた監理団体、実施機関は、その責めに帰すべき理由がない場合を除き不正行為として、実習生の新規受け入れを一定期間停止する措置がとられることとなっています。

しかしながら、行方不明の実習生からは、通常失踪理由等を聴取することができず、他の者に対する調査では、監理団体、実施機関の帰責性を認定することは困難であると思われ、実際過去に受け入れ停止となった監理団体及び実施機関は少ないというふうに聞いています。これでは、実習生を劣悪な環境で働かせていることが原因で失踪者を多発させている監理団体、実施機関の摘発はできず、事実上、現行規定が空文化していると言わざるを得ません。

県として、失踪者が一定数に達した監理団体及び実施機関の事情聴取を行い、状況によっては関係機関に対し、実習生への聴取なく、監督官庁に停止措置を講ずるよう要請することができないか、商工労働部長の答弁を求めます。

日本で暮らす外国人に対して、日本語教育の充実を促す日本語教育の推進に関する法律が成立し、昨年6月に公布されました。労働力不足を背景に、ふえ続ける外国人の日本語教育ニーズの高まりとともに、人種や文化の違いを超えて理解し合う共生社会を目指すには、言葉の壁をなくすことは的を射ていると思います。ただ、法律の定めているほとんどが基本理念で、これをどのように具体的な施策として実現するかが、今からの課題となってくると思います。

法律では、国や自治体に日本語教育に関する施策に取り組むこと、さらには企業にも雇用する外国人や家族に対しても、教育機会を提供するよう努める責務があると明記しています。国は、文部科学省や外務省など関係機関と日本語

教育推進会議を立ち上げ、専門家から意見を聞いた上で、教育環境の整備に具体的な取り組みを決めていくとしています。

この法律は同時に、地方公共団体の具体的な取り組みについても言及し日本語教育の機会拡充が求められています。県はどのように向かい、具体的な施策の構築に向け進んでいくのか、知事の答弁を求めます。

また、法第28条関係の、地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等では、地方公共団体に、基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができるとあります。

本県においても関係条例を定め、審議会やその他の機関を置いてはどうかと思いますが、知事の見解を求めたいと思います。

日本語教育が必要なのは、まず高知県に住んでいる外国人の子供たちであると思います。県内の中山間地域では、日本語を学ぶ機会を必要とする方々の学習機会の保障がなされておらず、このことは、法の理念からいっても重要な取り組みの一つであると思います。特に中山間では、外国人に対する日本語ニーズに対して、人材や予算の不足などを理由に進んでいないため、日本語教育の空白地域となっています。

現在日本語理解が困難な児童生徒はどれくらいいて、学校教育における支援の状況はどうなのか、教育長に示していただきたいというふうに思います。

さらに、外国籍の子供たちの中学校卒業後の進路状況と、市町村に対する県教育委員会の指導対応について教育長の答弁を求めます。

昨年改正された出入国管理法は、外国人労働者の家族の帯同を可能とする特定技能2号が盛り込まれ、担い手が不足する中山間地域で、外国人労働者が増加していくものと思われます。

子供たちへの日本語教育について、今回の法律の施行に合わせた具体的な推進策が求められると思いますが、どのように対応していくのか、教育長の答弁を求めます。

昨年の4月、国土交通省は、農耕トラクターが作業機を装着したままで公道の走行が可能となるよう、道路運送車両法の運用を見直す基準の緩和に踏み切りました。それまでは、作業機を装着したトラクターは、公道を原則として走行できませんでしたが、農業における生産性向上を図るため、条件、制限等を満たしていれば合法とされることになりました。道路運送車両法による基準緩和と同時に、道路交通法との関係も相まって、トラクターに装着した作業機の大きさによっては、大型特殊免許が必要となりました。

道路交通法の小型特殊自動車は、その車長、車幅、車高を規定しており、トラクターは道路運送車両法の規定と同じ小型特殊自動車でも、作業機を装着した長さ、幅、高さによって道路交通法上は大型特殊自動車となり、大型特殊免許の取得がなければ運転できないややこしさがあります。小型トラクターであれば、普通免許に附帯する小型特殊免許で公道を運転することは可能ですが、作業機を装着したトラクターが高さ2メートル、幅1.7メートル、長さ4.7メートル以上に該当する場合は大型特殊免許が必要となり、対象農家は免許取得の必要性に迫られています。

少し辛口な指摘となりますが、4月に道路運送車両法の運用を見直す基準緩和がなされ、通達を受けても10月に至るまで道路交通法との連動性の検討がなされていないことが、現場を混乱せしめる大きな要因になっていると同時に、行政の初動対応のおくれにつながっているのではないかというふうに思います。

その基準緩和に対応するため、高齢農業者が



大型特殊免許を取得しようと自動車学校に問い合わせたそうですが、5月までいっぱい早急の対応はできないと言われ、免許を取るには10万円くらいの費用がかかるので負担も大きいし、80歳近くになって今さら教習所に通うのもと、つぶやく始末です。とは言っても、作付は待つはくれないので、田んぼも畑もたたかなければならない。トラクターが使えない状態では、耕作を行うにも準備することができず、このままでは田んぼも畑も放棄せざるを得ないかもと、嘆く農業者の声が聞こえてまいります。

厳しい中山間の農業を取り巻く環境を考え、優良な農地を耕作放棄地にしないように、よかれと思って行った基準緩和が逆に現場の混乱を招き、本県の農業に大きな影響が出ているというふうに思います。過日の梶原議員の大型特殊免許の取得機会の拡大や、合格率の向上に向けた対策についての質問に対し、しっかりと向き合うとの答弁がありました。農家にとっては死活問題で、早急な救済措置が求められます。

一人でも多くの農業者が、農耕車限定の大型特殊免許取得が可能となるよう取り組んでいただくことを、私からも要請しておきたいというふうに思います。

また、大型特殊免許や農耕車限定の大型特殊免許といえども、取得するためには多額の費用と時間がかかり、さらには高齢農業者にとっては合格することも容易ではありません。

少しでも農家の負担が軽減されるよう、免許取得に対して最大限の配慮をお願いできないか、農業振興部長の答弁を求めたいと思います。

近年、抗がん剤や放射線等がん治療の進歩により、不治の病とされてきたがんも完治する人がふえてきています。それと同時に、がん治療における長期的な影響に、目が向けられるようになりました。

がん治療において、有効な抗がん剤や放射線

はがん細胞も破壊するかわりに、感受性の高い精子や卵子などの生殖細胞にも障害を与えてしまいます。その結果、がん治療によって子供をつくることできない若者が存在することが問題視され、治療による生殖機能低下における対策をとることが求められてきています。

15歳から39歳までの思春期、若年成人をAYA世代といいます。小児と成人に好発するがんが発症する可能性がある年代で、肉腫などは特にAYA世代に多い特徴的ながんでもあるといえます。

今では、がんの治療前に情報提供がなされ、将来の妊娠を希望する患者が治療前に精子や卵子を採取し、未受精の状態に凍結する技術が確立しています。生殖機能を保存する受精卵凍結は、不妊治療で行われている治療でもあり、妊娠率は通常の不妊治療とほぼ同等だとも言われています。

この生殖機能を凍結保存する技術を妊孕性温存療法と言われ、それにかかる費用は、採卵から未受精卵凍結保存にかかる費用が約25万円、卵巣組織凍結保存に60万円、凍結卵巣組織の融解と自家移植術が60万円、精子保存は3万円、さらに年間の保存料は1万円と、おおよそ女性の場合150万円もの費用がかかってしまいます。現在、妊孕性温存療法は全て自費で行っており、実施できる施設も限られています。

治療までの時間の制約や経済的、地理的な問題もあり、妊孕性温存療法は全ての人がひとしく恩恵を受けられる治療法ではないかもしれませんが、全国で妊孕性温存治療のネットワークができたり、助成金を出している自治体もふえています。

本県でも、令和元年6月議会で西森議員から、妊孕性温存療法にかかわる助成についての質問がなされ、それを受けてのことだろうと思いますが、当初予算にがん患者が受ける妊孕性温存

療法への支援として、妊孕性温存治療に要する費用70万円の補助金が組まれています。その助成制度における対象者の見込みと内訳について健康政策部長の答弁を求めます。

また、妊孕性温存治療を行うことができる医療機関は限られていると思いますが、どの医療機関で治療を行うことができるのか、健康政策部長にお示しいただきたいと思えます。

このように、県が妊孕性・生殖機能の温存の助成を行うことで、子供を望むがん患者に希望を与え、がん治療に悩むAYA世代に対しても大きな力になると思えます。しかしながら、幾ら助成制度を整えたからといって、この治療や制度を知らなければ絵に描いた餅となります。

そうならないように、県は、妊孕性温存治療や支援制度についてAYA世代に対してしっかりと情報提供に努めなければならないと思えますが、具体的な周知方法について健康政策部長の答弁を求めます。

個人・法人住民税は、自治体における基幹税目と言われ、市町村により地方税の徴収率に濃淡がありますが、本県は全国と比較して増加傾向にあります。高知県では全国に先駆け、個人住民税の特別徴収に取り組んできたことや、県内4つの租税債権管理機構と市町村との連携により、滞納処分や執行停止、不納欠損処分の適正な処理による積極的な徴収の成果があらわれてきています。今後とも、滞納の実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、さらなる高みを目指し、収入未済の縮減を図っていく努力を続けていただきたいというふうに思えます。

また、税外債権については、債権管理条例が制定されたことにより整理が進んでいるのではないかとと思えますが、実績と課題について総務部長の答弁を求めます。

特に、中小企業高度化資金貸付事業は、中小企業の経営基盤強化を図るため、国と都道府県

が連携し、協業組合等に対して資金を融資する事業ですが、本県においても協業組合モード・アバンセに貸し付けが行われていました。この事業は、中小企業が長期低利で利用できる一方、経済情勢の変化に伴う企業側の資金調達の弱体化や経営不振などにより、返済計画の最終期限を過ぎて返済できず、完済が困難になっている事案がモード・アバンセ債権でございます。

協業組合モード・アバンセは、中小企業高度化資金と県単の産業パワーアップ融資が焦げつき倒産し、連帯保証人から長期分納されていますが、25億円分の債権に対し、月1万円少しの返済金でございます。これは計算上、完済までに2万1,000年以上、複数世代どころか、途方もない世代にまでかかわる可能性がございます。このことから、債務者の関係子孫は生まれながらにして、その借金を背負ってしまった後継ぎということになります。

当然、貸付金の原資は税金でありますから、回収すべきものはしっかり回収しなければなりません。こうした長期分納返済により、借り手側の次の世代における新たなチャレンジ機会の喪失や次世代にわたる債務の承継、さらには債権管理者コストの増大などの課題にも向き合わなければならないというふうに思えます。

闇融資モード・アバンセ問題は刑事事件ともなり、県政において大きな汚点を残し、高知県の歴史上、最も巨額な不良債権ではありますが、中小企業基盤整備機構とも協議の上、債権整理が可能ならば、ピリオドを打つことも大きな政治決断だと思います。知事の見解を求めて、第1問としたいと思います。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 橋本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆるSDGsについての理解の促進、取り組み意欲の醸成についてお尋ねがござ

いました。

国連の開発目標でありますSDGsの達成を目指しました取り組みが、今全世界で進められております。こうした中で、今後県内企業の皆様がSDGsを意識して事業活動を行いますことは、リスクの軽減、また大きなビジネスチャンスを生む可能性があるというふうに考えております。

このため、第4期の産業振興計画におけます強化のポイントの一つといたしまして、県内事業者のSDGsを意識した取り組みの促進を位置づけました。このために、SDGsへの理解を深めるための講座の開催でございますとか、SDGsを意識した製品開発の促進などに取り組むこととしております。また、事業者のSDGsを意識した取り組みが広がりますように、事業戦略などの策定や実行へのサポートの中で助言をしてまいりたいと考えております。

さらに、県庁職員がSDGsを意識し施策を進めることを、現在改定作業中の県政運営指針に盛り込むこととしたいと考えております。日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策、中山間対策など、県が行います各種の施策におきましては、SDGsの達成に資する取り組みが数多くございます。今後、SDGsを意識しながら、施策をさらにブラッシュアップしてまいりたいと考えております。

こうしたSDGsを意識した県の政策に、多くの事業者の方々や県民の皆さんに御参画いただくことは、SDGsへの理解促進と取り組みの意欲喚起にもつながるものと考えております。このため、SDGsと関連づけました政策の広報や情報発信、さらには県内事業者のSDGs達成に向けた取り組み事例の紹介などを積極的に行ってまいります。

次に、多文化共生社会実現への環境整備についてのお尋ねがございました。

外国人が暮らしやすい多文化共生の社会づくりを目指しまして、県ではこれまでも在住外国人の支援ですとか、県民の方々の異文化理解の向上に取り組んでまいりました。

在住外国人が増加するにつれまして、行政サービスや医療機関などの多言語化を初めといたしまして、多方面にわたる対応が一層求められております。このため県では、昨年1月に、外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応会議を設置し、外国人生活相談センターの開設でございますとか医療機関への電話通訳サービスの導入など、さまざまな取り組みを全庁的に進めているところであります。

現状では、条例制定の必要性までは感じておりませんが、多様な文化や背景を持つ人々が互いを認め合い、ともに生きるということができる地域社会の形成は重要な政策課題だと考えております。

今後とも、市町村や関係機関と連携をしながら、多文化共生の社会づくりに取り組んでまいります。

次に、ムスリム対応の必要性につきましてお尋ねがございました。

国の推計によりますと、2020年のムスリム人口は19.1億人、2030年には22.1億人の規模になると示されております。また、日本政府観光局の統計によりますと、昨年のマレーシアとインドネシアからの訪日客数は91万人を超えまして、過去最高を記録いたしております。

本県は、令和5年にインバウンド客の延べ宿泊者数30万人泊を目指しておりますので、この2カ国を初めといたしますイスラム圏は、目を向けるべき大きな市場であるというふうに考えております。そのため、関西空港を經由いたしました旅行商品づくりなどを通じまして、ムスリム旅行者の誘致拡大を図ってまいります。

また、食料品の輸出につきましては、イスラ

ム圏のマレーシア、インドネシア、UAEにおきまして、商流の確保や食品見本市への出展などを通じました販路拡大を図ってまいりました。この結果、これら3カ国への食料品の輸出額も大きく伸びてきております。

今後とも、現地の商社と連携いたしまして、販路の拡大に向けまして取り組みますとともに、いわゆるハラール認証の取得に向けました支援などを行うことによりまして、さらなる輸出の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、よい外国人材に選ばれる地域社会になるための外国人材の定着支援についてお尋ねがございました。

外国人の方々に本県が選ばれ、定着をしていただくためには、安全に、そして安心して働き、暮らし続けることができる社会の実現が欠かせません。そのためには、日常生活におけます不安の解消や、職場や地域におけます受け入れ環境の充実が何より重要となってまいります。

そのため、県では、先ほど申し上げましたが、昨年5月に高知県外国人生活相談センターを開設いたしまして、医療や福祉、教育などのさまざまな相談に多言語で対応いたしております。2月の末までに外国人から172件の相談を受けまして、解決に向けたサポートを行っているところでございます。

今後は、地域での出張相談の機会を拡充するなど相談体制の充実を図りますことで、暮らしやすく、安心した生活が送れるように支援をしてまいります。また、職場や地域におけます受け入れ環境を整えますためには、円滑なコミュニケーションが欠かせません。そのため、地域や企業などでの日本語学習支援や異文化交流などによりまして地域での多文化共生に向けた取り組みを進めてまいります。

こうした取り組みを総合的に展開することで、外国人労働者にとって働きやすく住みやすい環

境づくりを進めまして、高知県が働き続けたい場所として選ばれますように努力をしてまいります。

次に、外国人労働者の増加により賃金上昇の抑制への影響についてお尋ねがございました。

外国人労働者が増加することで、賃金が抑制されるのではないかと、いわゆる下方圧力が働くのではないかとという御懸念の声はお聞きをしているところでございます。確かに、本県も今後人口減少が想定されておりますが、人口減少とともに経済の規模も縮んでいくと。そして、必要な労働力の規模も縮んでいくというような状況ですと、そこに外国人労働者が新たに入ってくるというのは、賃金の下方圧力になる可能性はあるかと思えます。

しかし、本県は、人口減少下でも経済の規模は維持・拡大していくという方針で望みたいと考えておりますから、それに伴って必要となる労働力の総量も、それなりに維持され、また拡大していくと、そういう状態を目指さなければいけないと考えております。そういう状態のもとで不足いたします労働力の範囲内でありましたら、外国人労働者が入ってこられましても、賃金の下方圧力は働かないのではないかとこのように考えている次第でございます。

次に、日本語教育推進法に関します施策、また推進に関します審議会などについてのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えを申し上げます。

日本語教育推進法におきましては、地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために、必要な施策を実施するように努めるものというふうにされております。現在県では、技能実習生などの外国人材や地域の在住外国人に対しまして、高知県国際交流協会など関係機関と連携いたしまして、日本語学習の支援に取



り組んでいるところでございます。

具体的には、技能実習生を受け入れます企業への日本語講師の派遣でございますとか、レベルに合わせた日本語講座の実施、地域におけます日本語教室の開設の支援などによりまして、日本語学習の機会の拡充を図っているところでございます。来年度は、在留外国人や企業、地域のニーズに応じまして、技能実習生受け入れ企業向けの日本語指導講習でございますとか、地域での日本語教室の拡充など、取り組みをさらに充実させてまいりたいと考えております。

なお、ことしの6月ごろ国におきまして、この法律に基づきます日本語教育の推進に関します基本方針が取りまとめられるということになっております。今後、国が示しますこの基本方針の内容あるいは本県の実情を踏まえまして、本県としてどういった取り組みが必要なのかというのを、まず検討いたしたいと思っております。その上で、審議会やその他機関の必要性の有無について判断をいたしたいというふうに考えております。

最後に、協業組合モード・アバンセへの貸付金の回収にピリオドを打ってはどうかというお尋ねがございました。

南国市で縫製業の協業化に取り組みました協業組合モード・アバンセへの貸付金に関しましては、これまで担保物件の処分や連帯保証人への請求などにより回収に努めてまいったところでございます。この組合の担保物件は全て処分されておりまして、現在は連帯保証人からの回収のみとなっております。その人数も、破産あるいは本人の死亡によります相続放棄によって減ってきておりまして、現在では4名の連帯保証人から返済を受けている状態でございます。

本県の高度化資金におけます不納欠損処分の基準となっております、主債務者及び連帯保証人の破産や本人死亡による相続放棄などに該当

すれば、議会の議決を経て権利を放棄することは、制度上は可能であります。しかし、現状では、ただいま申し上げました4名の連帯保証人の方々は、この基準には該当いたしておりません。この債権の放棄を、基準によりませず返済可能額の少なさを理由に特例で行うということは、他の貸付金を真摯に返済していただいております方々との公平性を担保する上で、適当ではないという考えでございます。

連帯保証人からの返済は少額でございまして、債権全額の回収が厳しいというのは御指摘のとおりだと思いますけれども、引き続き連帯保証人の収入や資産状況の把握などに努めてまいります。あわせまして、可能な限りの回収を図るなど、適切な債権管理に引き続き努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) イスラム圏の国々での販路拡大に向けた取り組みと今後の対応についてお尋ねがありました。

県では、まずは、アメリカ、ヨーロッパ、中国といった大きな市場を有望市場として位置づけ、輸出促進に取り組んでおりますけれども、イスラム圏の中で、UAE、インドネシア、マレーシアの3カ国については、経済力が増しつつある魅力的な市場であり、既に本県の食料品の輸出も始まっていることから、ポテンシャルの高い新興市場として位置づけまして、販路を広げているところでございます。

具体的には、平成30年度以降、UAEやインドネシアについては、現地の有力な食品商社を本県に招きまして、県内事業者との商談機会を設け、商流の確保に努めてまいりました。その上で、ドバイやジャカルタの食品見本市に出展するなど、現地商社と連携した販路拡大を進めているところです。この結果、3カ国への食料

品の輸出額は、平成28年の約4,000万円から、平成30年は3倍になる約1億2,000万円まで増加してきておるところでございます。

今後も、現地食品商社との連携を密にしながら、食品見本市への出展やプロモーション活動などを通じまして、イスラム圏への輸出拡大を目指す県内事業者を積極的に支援してまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) ムスリム対応に関するこれまでの取り組みと成果、現状と対策についてお尋ねがありました。

県では、食事や生活習慣など、きめ細かな配慮が必要なムスリム旅行者の受け入れに向けて、県内事業者の理解が深まる取り組みを進めてまいりました。特に重要な食事の面では、飲食店や宿泊施設向けに、高知県観光コンベンション協会と連携して、食材や加工食品の制約を理解していただくなど、ハラール対応の啓発を行ってまいりました。また、生活習慣などの面では、宿泊施設や観光施設向けに、礼拝の習慣などへの理解を周知するほか、観光案内所向けには、ムスリム旅行者へのすぐれた対応をしている事例を紹介してまいりました。

こうした取り組みを通じまして、食材や加工食品をピクトグラムで明示していただいている店舗数は、2年前の12から現在48にふえ、徐々にではありますが、旅行者みずからが利用の可否を判断できるようになってまいりましたし、宿泊施設の一部では、ハラールに対応した料理の提供が可能となっています。

今後のムスリム旅行者の誘致拡大に向けましては、利用可能な店舗や宿泊施設の数をさらにふやしていく必要がありますので、引き続き事業者の理解が一層深まるよう取り組んでまいります。加えて、来年度からは、おもてなしに関する相談体制を構築しまして、事業者のニーズ

や課題に応じたムスリムへの対応も支援してまいりたいと考えております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、介護現場の実態と人材確保の取り組みについてお尋ねがございました。

県が、本年度実施しました人材確保に係る介護事業所実態調査では、63%の事業所が人員不足を感じていると回答しています。その理由としては、採用が困難であるが最も多く、次いで離職率が高いとなっています。県では、こうした状況を踏まえ、介護人材の確保に向けて、新たな人材の参入促進と介護現場で働いている方の定着促進の両面で取り組みを強化してまいりました。これまでの取り組みにより、本年度の実態調査では、介護事業所における離職率が、平成28年度の15.8%から12.3%に低下するなど一定の成果が出てきておりますが、介護人材の確保は厳しい状況が続いております。

このため、新たな人材の参入促進では、福祉人材センターによるマッチングを初め、元気高齢者などを介護助手として受け入れる環境整備や外国人介護人材の確保対策の強化など、多様な人材の参入を促進してまいりたいと考えています。また、人材の定着促進では、本県が先駆的に取り組んでおりますノーリフティングケアを推進しますほか、介護福祉機器やICTを活用した介護業務の効率化を一層進めてまいります。さらには、介護事業所の認証評価制度の認証取得への支援を強化し、介護人材の確保に向けた魅力ある職場づくりを支援してまいります。

次に、本県における外国人介護人材の受け入れ状況についてお尋ねがございました。

県が外国人材の受け入れを支援する団体や介護施設等を通じて把握している、県内の特別養護老人ホームや老人保健施設などに雇用されている外国人介護人材は、ことし2月現在で、E

PA、経済連携協定に基づく方が8施設で26人、技能実習制度に基づく方が7施設で14人、合計40人となっています。このほかに、本年度開校された介護福祉士養成校に、24人の外国人留学生が在籍しています。

次に、外国人介護人材の確保のための具体的な支援策についてお尋ねがございました。

県では、外国人介護人材のコミュニケーション能力と介護技術の向上を図るため、外国人材を受け入れた事業所に対して、日本語学習や介護に関する研修の費用を助成しています。

また、外国人留学生の経済的負担を軽減するため、介護福祉士養成校の学費などを貸し付ける修学資金制度を設けています。さらに、介護施設などが独自に外国人留学生に対して奨学金を支給する場合に、その経費の一部を補助するなど受け入れを支援しているところです。このほか、外国人の方が安心して生活することができるよう、受け入れ施設や高知県外国人生活相談センターと連携して支援に取り組んでおります。

最後に、外国人介護人材の日本語教育についてさらなる支援ができないのかのお尋ねがございました。

本年度実施した介護事業所の実態調査では、外国人介護人材の活用に当たった課題として、利用者との会話等の意思疎通や介護記録の作成に支障があるなど、日本語能力に関することが多く上げられています。このため、来年度から事業所が行う日本語学習への支援などに加えまして、県内の介護福祉士養成校に入学する前の日本語学校に在学している外国人留学生に対して奨学金を支給する介護施設などにも補助を拡大し、日本語習得の支援を強化してまいりたいと考えております。

あわせて、外国人介護人材の確保対策の強化に向けまして、来年度介護福祉士養成校や施設

関係団体などと検討会を立ち上げることであります。この検討会において、課題となっている日本語の習得などにつきまして議論を深めてまいりたいと考えております。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、県内における働く外国人の人数などの現状と課題についてお尋ねがございました。

本県における外国人労働者数は、昨年10月時点で3,141人が雇用されており、前年同時期と比較しますと549人、約21%増加しています。その内訳としましては、技能実習が1,972人で最も多く、全体の62.8%を占めています。次いで、永住者など身分に基づく在留資格が477人、高度専門職など専門的・技術的分野の在留資格が348人、一部就労が認められております留学生については256人となっております。また、昨年新たに創設されました特定技能は、昨年12月末時点で農業及び外食業分野の4人にとどまっています。

人手不足が顕著な1次産業や、建設業、製造業を初めとする県内企業では、外国人材に対する期待が高まっており、本県での外国人材の受け入れはこれからさらに進んでいくものと考えています。

一方、人手不足が深刻化する中で、外国人材の受け入れは地域間競争が激しくなっており、今後いかに優秀な外国人材を安定的に確保していけるのかといった課題がございます。そのためには、制度が適切に運用されますとともに、相談体制の整備や日本語教育など、地域住民として外国人の方々が安全・安心に暮らせるよう、社会生活の支援をさらに充実させていく必要があると考えております。

次に、県内の外国人失踪者数と現状の問題、外国人就労環境についてお尋ねがございました。警察からの情報提供によりますと、令和元年

の本県の外国人行方不明者の届け出数は41人で、全てが技能実習生となっています。近年の技能実習生の増加に伴い、失踪件数も増加傾向にあることから、就労環境の把握や地域社会との共生に向けた取り組みが、ますます重要性を増していると考えています。

技能実習生の就労環境に関する労働局の資料によりますと、平成29年においては、労働時間や賃金など労働関係法令に違反した事業所は13で、県内受け入れ事業所全体の約4%となっています。いわゆる技能実習法においては、受け入れ事業所に対する管理監督は、法務省及び厚生労働省が所管する外国人技能実習機構が中心的役割を担い、定期的な実地検査などを行っています。

一方、都道府県には、技能実習法上の権限はございませんが、本県では、高知県中小企業団体中央会と連携して、監理団体や受け入れ事業所などを個別に訪問して、実習生の就労環境等についてヒアリングを行い、制度が適切に運用されますよう取り組んでいます。ヒアリングでは、定着に向けては日本語が十分にしゃべれないことに起因する実習先での孤立や、生活習慣の違いによる地域社会からの孤立の解消が何より必要との意見をいただいています。このため、実習生への日本語教育に加え、来年度からは受け入れ事業所を対象としたやさしい日本語教室など、日本語支援も実施してまいります。

引き続き、こうした取り組みを通じて関係機関との連携を図ることで、技能実習生の就労環境を把握し、地域社会で共生できるように取り組んでまいります。

最後に、失踪者が一定数に達した監理団体及び実施機関について、状況によっては監督官庁に停止措置を要請できないかとお尋ねがございました。

技能実習制度の適正な運用については、外国

人技能実習機構が、監理団体や受け入れ事業所に対して定期的な実地検査等を行い、計画に従った技能実習の実施や、賃金の未払い等の労働関係法令違反の有無などを確認しています。悪質な違反の場合には、改善命令や認定の取り消しの対象となり、厳正な対処がなされることとなっています。また、高知県中小企業団体中央会においては、平成27年度から県内の監理団体を対象に外国人技能実習制度適正化講習会を年3回程度開催し、監理団体や受け入れ事業所への指導強化を図っています。

県では、協同組合である県内監理団体に対して、中小企業等協同組合法に基づき、実施状況の聴取や指導を行っています。その中で、指導に従わない、または従わないおそれがあると認められる場合には、外国人技能実習機構などの行政庁に情報提供を行うこととしており、行政庁の処分等の判断にもつながるものと考えております。また、運営が著しく不当である疑いがあるときは、県として、同組合法に基づいて報告の徴収や是正命令を行うことが可能となっています。

こうした取り組みに加え、国や地方公共団体等により構成される四国地区地域協議会や、本県独自に設置しております連絡協議会等において、法令違反や生活関連の課題などの情報共有を図ってまいります。また今後は、監理団体や受け入れ事業所との定期的な情報交換を行うネットワークの場を創設するなど、制度の適正な運用に努めてまいります。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) まず、不法就労外国人に対する県警察の対応についてお尋ねがございました。

不法就労外国人の態様につきましては、従来不法残留や不法入国という、いわば単純な形態であったものに加えて、近年、技能実習生が失



踪して他所で就労する事案、表面上は正規の在留資格を有するもののその実態は在留資格に応じた活動を行うことなく専ら単純労働に従事するなど偽装滞在して就労する事案、偽造した在留カード等を行使して就労する事案など多様化し、年を追うごとに悪質かつ巧妙化しております。

これら不法就労事犯に対して、県警察では、出入国在留管理庁等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、不法就労の撲滅に向けた厳正な取り締まりを推進しており、昨年1年間で外国人3名を検挙しております。また、不法就労外国人であることを承知で雇用し、その弱みにつけ込み労働搾取を図るなどの悪質な雇用者に対する取り締まりも推進しており、昨年1年間で、日本人1名とその企業である1法人を検挙しております。

一方で、不法就労を未然に防止するため、県警察では、関係機関と連携して、外国人技能実習生や受け入れ団体に対し不法就労の防止を強く訴えるとともに、外国人を雇用する際には在留資格や在留期間を十分に確認するよう注意を呼びかけるなど、広報・啓発活動を推進しております。

次に、外国人の不法滞在への暴力団の関与の状況と対応についてお尋ねがございました。

県警察では、平成21年に暴力団幹部等が中国人男性の在留資格を取得することを目的に、結婚の実態がない女性との婚姻届を役所に提出したとする偽装結婚事件を検挙しておりますが、この事件以降外国人の不法滞中に暴力団の関与が疑われる犯罪を把握していないのが現状でございます。

しかしながら、これまで都市圏に集中していた外国人が、技能実習生の増加等を背景に地方でもふえる傾向にあり、これにより県内の不法滞在中者が増加すれば、治安に対する重大な脅威

となるおそれがあることは、議員御指摘のとおりでございます。また、暴力団等の犯罪組織は、資金獲得を目的にさまざまな活動を行っており、今後偽装結婚を初めとした在留資格の不正取得に着目して、関与を強めてくる可能性は十分に考えられるところであります。

こうした状況を踏まえ、県警察では、暴力団の資金獲得活動の一つとして、外国人が関係する事件にも目を向けつつ暴力団に関する情報収集や実態解明を行うとともに、在留資格の不正取得等各種犯罪の取り締まりを推進しており、引き続きこれらの対策を徹底していく所存であります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、日本語理解が困難な児童生徒の数や学校教育における支援の現状についてお尋ねがございました。

昨年5月に文部科学省が実施した調査において、高知県内の公立小中学校に就学している外国籍の児童生徒数は、小学生が41名、中学生が25名の計66名となっております。各市町村教育委員会に問い合わせたところ、そのうちの19名——小学生が13名、中学生が6名が学校生活や日常生活を行う上で、日本語についての学習支援を必要とする状況にありました。

県教育委員会では、日本語の理解に困難がある児童生徒が複数在籍している学校に対して日本語指導教員を加配し、子供たちの支援を行っております。本年度は、小学校3校、中学校1校に計4名の教員を配置しております。また、高知市教育委員会では、学校外で週1回4時間程度の日本語指導教室を開催し、帰国・外国児童生徒支援補助員による日本語習得のための指導・支援を行っております。その他の市町村教育委員会でも、外国語が堪能な補助員を学校に派遣し、国語や算数等の個別指導を行ったり、翻訳ソフトの入ったタブレットを教員や児童生

徒に貸与し、わからない日本語や外国語について調べながら授業を進めるような工夫を行っています。

このような県や市町村の対応によりまして、19名の子供たちについても確実に日本語教育の支援を行っているところです。

次に、外国籍の子供たちの中学校卒業後の進路の状況と市町村に対する県教育委員会の指導についてお尋ねがございました。

文部科学省が平成30年度に実施した調査においては、本県で日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は、小学生12名、中学生8名の合計20名となっております。この8名の中学生のうち、4名が調査当時に中学3年生であり、平成31年4月には4名全てが県内の公立高校へ進学しております。

外国籍の子供も含めて全ての児童生徒に必要な学力を身につけさせ、将来の社会的、職業的自立に必要な力を育み、進路を保障することは学校教育の重要な役割です。このため、日本語の理解に困難がある子供たちに対しては、県や市町村教育委員会において、教員や指導員を加配し、さまざまな教材の工夫を行いまして、日本語指導の充実を図っております。

また、日本語指導教員を配置する際には、市町村教育委員会による該当児童生徒に応じた特別の教育課程の編成、実施を県教育委員会として支援するとともに、実際の学習場面を参観しながら必要な助言も行っております。

一方で、外国籍の生徒を含む中学校卒業後の進路未定者については、学校との関係もなくなり、必要な手だてが十分でない状況も見られます。そのため、外国籍の生徒を含め卒業後1年間は、在籍していた中学校が卒業後の子供の動向を確認するとともに、若者サポートステーションや関係機関に情報をつなぐなど必要な支援を確実に行っていけるよう、市町村教育委員会と

の連携を進めているところです。

最後に、子供たちへの日本語教育についてどのように対応していくのかとお尋ねがございました。

昨年6月に日本語教育推進法が施行となり、外国籍の子供たちに対して生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実を図るため、教員の配置や養成、研修の充実、就学の支援等の施策を講じることとされました。

今後、日本語指導を必要とする児童生徒が都市部だけではなく、中山間地域にも増加することが予想されるため、県教育委員会では、日本語指導教員の配置に必要な教員定数の確保について、国に対してしっかりと要望してまいります。

また、日本語を指導する教員の資質・指導力の向上を図るための研修会や日本語指導についての情報交換等を行う協議会の実施、さらには管理職や初任者を初めとする各種研修の実施を検討してまいります。

市町村教育委員会に対しては、国や県の補助事業を活用した日本語支援人材等の確保や、地域ぐるみでの外国籍の児童生徒の支援体制づくりなどを提案してまいりたいと考えております。

さらには、令和3年に開校予定の県立中学校夜間学級では外国籍の方々の入学も想定しており、必要に応じて正規の授業を開始する前の時間などに、日本語を学ぶ時間を提供できるように準備を進めてまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) 大型特殊免許の取得に関する農家の負担軽減についてお尋ねがございました。

このたびの基準緩和に伴い、新たに大型特殊免許の取得を希望する農家が多数おられ、自動車学校だけでは、早期に免許が取得できない状況となっております。自動車学校以外では運転

免許センターにおいて、大型特殊免許に加え、農耕車限定の大型特殊免許も取得することができますが、大型特殊免許の試験は、乗りなれていない大型のホイールローダーで実施されるため合格率が低いこと、農耕車限定の大型特殊免許の場合は、農家みずからがトラクターを持ち込む必要があることなど、農家の負担は大変大きいものとなっております。

こうしたことから、県では、JAや農機メーカーに試験用のトラクターの貸し出しをお願いすることで、農家の負担を軽減し、運転免許センターでの農耕車限定の大型特殊免許の取得機会の拡大に取り組んでまいりました。さらに、現在合格率の向上を目指して有料の実技講習会を開催しておりますが、次年度につきましては、講師の報償費やトラクターの利用料などに対しまして国の補助事業を活用することにより、農家の皆様の負担を少しでも軽減していきたいと考えております。

今後とも、免許の取得機会の拡大や合格率の向上、農家の負担軽減に向けまして、取り組みの充実も図りながら、少しでも早く農家の皆様が免許を取得できますよう、運転免許センターやJA、農機メーカー等と連携して取り組んでまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、令和2年度当初予算案に計上しているがん患者を対象とした妊孕性温存の補助金制度における対象者の見込みと内訳についてお尋ねがございました。

妊孕性温存に関する助成につきましては、来年度の当初予算案に70万円を計上していますが、男性は1人当たり上限2万円で5人分、女性は同じく1人当たり20万円で3人分を見込んでいます。この人数につきましては、県内のがん診療連携拠点病院等から妊孕性温存に係る治療を実施している医療機関への紹介の実績、そして

助成金額につきましては、他県の例を参考に見積もっているところでございます。

次に、妊孕性温存治療について、どの医療機関で行うことができるのかとお尋ねがございました。

妊孕性温存に係る治療を実施するためには、一般的な不妊治療とは違って長期にわたる可能性があり、保存期間も未定であるため、長期間にわたって管理できる医療機関である必要があります。

女性の場合は、日本産科婦人科学会が認める医学的適応による未受精卵子、胚及び卵巣組織の凍結・保存に関する登録施設での治療を条件としており、限られたものとなります。県内では、高知大学医学部附属病院とレディスクリニクコスモスが、その登録施設になっています。一方、男性の場合は、そうした登録の仕組みがなく条件をつけなため、県として現時点で全て把握しているわけではありませんが、県内では高知大学医学部附属病院と高知医療センター、さらにレディスクリニクコスモスでは凍結保存ができるとお聞きしております。

なお、間もなく高知大学医学部附属病院を中心として、県内に妊孕性温存に係るネットワークが構築される予定ですので、今後県も一緒になって関係医療機関と連携して、円滑に妊孕性温存を実施できる体制を整えてまいります。

最後に、妊孕性温存治療や支援制度の具体的な周知方法についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、円滑に妊孕性温存が実施されるためには、助成制度を創設することのみならず、妊孕性温存を必要とする患者に治療の内容や助成制度についてしっかり説明し、周知することが大切です。

県としましては、まずはホームページを初め、若者に届きやすいSNSなども活用して、広く県民に対してしっかりと周知してまいります。

また、チラシ等による周知も図る予定ですが、その際、患者と直接接したり話す機会の多いがん拠点病院やがん相談支援センター等に従事しているスタッフに対して内容を丁寧に説明し、がん患者の方に確実に情報が届くよう努めてまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 債権管理条例制定後の債権管理の実績と課題についてお尋ねがございました。

県では、平成29年の条例制定に合わせ、担当課では対応困難なケースの弁護士委託や回収困難な債権を条例に基づき放棄するなど、債権管理を強化してまいりました。この結果、条例施行前の平成28年度末で55債権、53億1,900万円余りの税外未収金は、令和元年度末で44債権、50億9,600万円余りの見込みとなっております、この3年間で11債権、2億2,300万円余りの未収金が減少して、一定の成果が出ていると認識しております。

課題といたしましては、対象の債務者の数が多いことに加えまして、滞納の長期化に伴って相続の発生等により、対応が困難となっている未収金が多く残っていることが上げられます。これに対しましては、引き続き債務の承継者を特定の上、納付を促す交渉に努め、それでもなお回収が見込めない場合は、条例に基づく放棄を検討してまいります。また、そもそも滞納が発生した際の滞納者への早期対応を徹底してまいります。

○30番(橋本敏男君) 2回目の質問に入らせていただきたいというふうに思います。

ムスリムの取り組みについて、産業振興推進部長、観光振興部長、それぞれから答弁をいただきました。そしてまた、知事のほうからは、その必要性についての見解も述べられたところでございます。

これまでの取り組みでハラール対応やプロモーションなどを行ってきて、一定の成果も出ているというふうな答弁だったと思います。しかしながら、他県の取り組みと比べて非常におくれているのではないかなというふうに、率直に私は思います。実はことしの1月に、私と同僚の石井県議でインドネシア・ジャカルタのほうに調査に行かせていただきました。その現場で、それを痛感いたしました。高知って何、どこ、そんな状況だったというふうに思います。

それから、向こうに行って知ったのは、ハラール認証そのものが、今回制度化されたということでございます。ハラール認証がなければ、要はインドネシアのほうでは、商売はできない、物は売れないということが法制上決まったようでございます。今は、食品に絡めては5年間の移行期間ということがございますので、今からしっかりと、やっぱりハラール認証についても取り組んでいかなければならないというふうに思います。

また、インバウンド、誘客についても、旅行会社にもお邪魔していろいろ御意見等も聞かせていただきました。やっぱりハラール対応がないような状況では、非常に不安がついているということも一つおっしゃっていました。しっかりとしたハラール対応がなければ、なかなか誘客をすることもままならないというふうにおっしゃっていましたので、その対応についてもしっかりとしていかなければならないというふうに思います。

世界人口の4分の1を占めるムスリムでございますから、このムスリムを相手にビジネスをしていくためには、先ほど言いましたように、ハラールの対応はもちろん、ムスリム対応について、しっかり全力を挙げてやっていくべきなんだろうというふうに思います。知事もムスリム対応についての必要性も認めていらっしゃる



ますので、どうか強化していただくようによくお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、外国人リクルートについてでございます。外国人リクルートの第1ステージ、外国からの労働提供に対して、その対価としてその地域のお金が海外に流れていくというのが、今の構図ではないのかなというふうに思っています。まるで、一昔前の出稼ぎのような印象さえ持ちます。家族のために自分を犠牲にして、食べるものも食わずに質素な生活をして、稼いだお金を家族のもとへ送金する。そういう実態が今あるのではないかなというふうに思うところでもございます。

それでは、本当の意味の地域経済の活性化にはつながっていかないのではないかなというふうに思います。それは、消費が喚起できていないからでございます。しかし、国の場合は特定技能2号という第2ステージをもう用意していただいているところがございます、その特定技能2号になれば家族の帯同も許されて、そして永住も可能性が出てきます。そういう枠組みに向けて、やっぱり高知のほうも第2ステージに向けた取り組みが必要なのではないかなというふうにも思います。

これは知事にお伺いしたいんですが、第1ステージから第2ステージに向けた施策の展開についてのお考えをお聞かせいただければ、ありがたいというふうに思います。

先ほども、少し私触れましたけれども、今やっぱり都会のほうに外国人が集まっています。地方はいい外国人を得るために、争奪戦が繰り返されているのではないかなというふうにさえ思います。

過日の高知新聞に、国は外国人材の都市集中を是正すべく、外国人材の地域定着支援として、厚生省がモデル事業を行うと掲載されていました。この事業に手を挙げることはできないか、

知事にお伺いをしていきたいと思えます。

次に、規制緩和による作業機つき走行についてでございます。農業振興部長のほうから、農家の負担軽減について、ある一定前向きな答弁をいただいたというふうに思います。聞くところによりますと、担当課のほうでは、毎日数十件のそういう電話がかかってきて、その対応に非常に追われているというふうにも聞いております。農家も非常に不安がっていますので、できるだけ丁寧な対応をお願い申し上げたいというふうに思います。

これは、質問ではございませんが、本県における対応のおくれについては、国の基準緩和における通知のあり方にも、私は問題があったんだろうというふうに思います。もう少しきちっと整理をした段階で、要は通知をしていただければ、しっかりとした対応がとれたのではないかなというふうに思いますので、このことに対して、また国に、機会がありましたら、しっかりと提言をしていただければありがたいというふうに思います。

それから、日本語教育推進法についてでございますけれども、日本語教育推進法そのものは理念法というふうに言われています。特に、しなければならぬじゃなくて、することができるということになっておりますから——でも今やっと日本語教育推進に対して土台ができ上がったということだろうというふうに思います。地域のほうはそれの上に立って、しっかりとした枠組みを築いていただきたいということをおっしゃりたいというふうに思います。

2問目を終わります。

○知事（濱田省司君） ただいま御質問ございました外国人労働者の、いわゆる特定技能の問題についてでございます。

いわゆる1号から2号に上がる2階建ての制度が設計されたということに関してということ

でございますが、私の認識するところでは、今回の特定技能におきましては、賃金の水準も日本人と差をつけないと、同じ労働の中身であれば同じ水準でと。まさしく地域社会の一員としてしっかり受け入れていこうという理念の中で、2号という家族の帯同もできるような制度が準備されたということだと思います。

実際の運用はもう少し先になると思いますが、まさしくそういった制度も入っておるわけでございますので、先ほど来申し上げました土台となりますような、あるいは環境となりますような多文化共生の社会づくり、これを高知県内でもしっかりと進めていきまして、高知を外国人の方々にも気に入っていただいて、長く働き続けようと思っただけのような環境にしていくということが大事であるというふうに考えております。

それから、ただいまお話がございましたモデル事業につきましてでございます。

こちらで、応募ができないかということを担当の厚生労働省に打診したようでございますけれども、これにつきましては要件がございまして、本県はこの要件に該当しないというような回答いただいたというふうに報告を受けております。

以上でございます。

○30番（橋本敏男君） 2回目の答弁ありがとうございました。

先ほど外国人については、特に私は、1つは、この高知で、高知に合った外国人をしっかりとくっつけていくという——言い方はまずいかもわかりませんが、そういう視点を持って対応していただければありがたいというふうに思います。

日本語の教育もしかりです。そういうことも含めて、ぜひとも今から多文化共生に向けて、高知県が全力を上げるよう、よろしくお願いを申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。  
午後2時27分休憩



午後2時50分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

7番土居央君。

（7番土居央君登壇）

○7番（土居央君） 自由民主党の土居央でございます。

令和2年度は、濱田県政の事実上のスタートですが、この先の4年間、尾崎県政で残された課題である少子化と人口流出に歯どめをかけることと、いまだ全国水準の80%台にとどまる県民所得や労働生産性、その双方を解決していく処方箋をどう導くのか。そして、現下の新型コロナウイルス感染症問題や毎年のように繰り返される自然災害、また変化の激しい社会経済情勢や日進月歩の科学技術、さらにはSDGsなどの世界的潮流にどう対応していくのか。濱田県政の直面する課題は山積しておりますが、その解決に向け、建設的な議論をさせていただきたいと思っております。

今議会では、濱田知事に質問できる初めての議会ということで、基本的な知事の政治姿勢なども含め、以下質問をさせていただきます。

まず、高知市とのパートナーシップについて知事の政治姿勢をお聞きいたします。

今、県人口は70万人を割り、県内人口の47%、約半数が高知市に集中しています。今後もその割合はさらに高まると予測される中、県全体の均衡ある発展を図っていく中で、高知市との連

携は今まで以上に重要になってくるものと思います。

御承知のとおり、昨年11月24日、濱田知事が初当選されたその日は、高知市では岡崎市長が高知市政初の5選を果たされた日でもあり、県都では今、岡崎市長のもと高知市型共生社会の実現に向け、県とともに前進を続けております。これまでの16年間を振り返りましても、南海トラフ地震対策や地方創生、そして教育分野を中心に、尾崎県政、岡崎市政のもとで、高知県、高知市の連携は深化をしてきたと感じています。

岡崎高知市長は、県に対する高知市の役割として、人口の県外流出を県都が押しとどめる人口ダムとしての役割、二段階移住政策の一次受け皿としての役割、れんけいこうち広域都市圏による周辺市町村との連携事業などを例に、高知市だけが生き残ればよいとは考えていないと述べ、県都として他の33市町村と連携しながら共存共栄を目指す考えを明確にしています。濱田知事も、共感と前進を県政運営の基本姿勢として、市町村との連携・協調のもと、施策をさらに発展させるとの考えを示されています。

そこでまず、濱田知事は岡崎高知市政をどう評価し、今後の高知市とのパートナーシップをどう深めていく考えか、まずは基本的な見解をお聞きいたします。

また、濱田知事が昨秋の知事選以来ずっと訴えてこられました関西圏の経済活力を呼び込む政策について、令和2年度予算でも最大の独自色として、関西圏との経済連携強化策を打ち出しておられます。経済波及効果が2兆円とも言われる2025年の万博を当面のターゲットとして、アドバイザー会議の設置や戦略の策定、実行のスケジュールが示されています。

こうした経済の新戦略を効果的、効率的に展開する上にも、県都高知市の役割は重要になってくるものと考えますが、県として、高知市に

どのような役割を求め、連携していく考えか、知事にお聞きいたします。

次に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略関連で質問いたします。以下、総合戦略で統一いたします。

今、国と地方は、総合戦略により地方創生の取り組みを全力で進め、国と各自自治体が連動・連携して現状の人口減少時代に立ち向かっています。しかしながら、ことし1月総務省は2019年の人口移動報告を発表し、東京圏への15万人近い転入超過と、それ以外の39道府県での転出超過状態が明らかになり、東京一極集中が是正される兆しは見えてはいません。

本県でも、総合戦略、産業振興計画などの推進により、かつての全国的な景気回復局面の社会減の水準と比較して2分の1程度にまで改善しているものの、若者を中心に県外流出は依然続いています。このことから、総合戦略の大きな柱であった地方への新しい人の流れをつくる政策については、その効果が発現されているとは言いがたく、今後も国、県、市町村が連動して取り組んでいかなければならない大きな課題です。

そこでまず、県内では令和2年度、全ての市町村が第2期総合戦略をスタートさせますが、第1期総合戦略での結果を踏まえて、県版総合戦略と市町村版総合戦略の取り組みの歩調をいかに合わせていくかが重要かと思いますが、どのように進めていかれるのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、総合戦略の地方への新しい人の流れをつくる政策に関して質問いたします。国の第2期総合戦略では新たに、都市部に住みながらも兼業・副業などで地方に貢献する関係人口の拡大を後押しする方針を打ち出しています。地方が都市部の人材と少しずつ交流を深め、将来的には移住につなげようという狙いがあるようで

すが、非常に息の長い話になりますので、具体的な取り組みが伴わなければ、かけ声だけに終わる危険もあろうかと感じています。

そこで今、この関係人口拡大を考える上で、都市部と田舎での二重生活を楽しむデュアラーと言われる二拠点生活者が注目されています。デュアラーは、リクルートホールディングスの2019年のトレンド予測で取り上げられたことで注目を集めた言葉でもあります。かつて自然や趣味を満喫するために、毎月数日間を田舎で暮らすというようなライフスタイルは、富裕層が一時期を別荘で過ごすようなイメージでありましたが、最近では交通網の発達や、民泊やシェアハウス、ゲストハウスなど宿泊施設も多様化したこともあり、世代にかかわらず、より気軽に、リーズナブルに二拠点生活を楽しめるようになってきています。

私は、こうしたライフスタイルを将来の移住に向けたプレ移住と捉え、まずは第2の生活拠点としてもらうための取り組みは中長期的な視点からの移住政策として非常に有効ではないかと考えています。本県の場合、豊かな自然と食文化など、デュアラーが求める資源は豊富にあります。一方で、都市部との距離が遠く、移動コストや時間の面での課題もあります。

そこで今後、本県が関西圏との関係を深めていく中で、関係人口の拡大策として、比較的距離の近い関西圏の方々をターゲットとして、高知県での二重生活を楽しむデュアラーをふやす政策を強化してはどうかと考えますが、産業振興推進部長の所見をお聞きいたします。

次に、第4期産業振興計画関連で働き方改革について質問いたします。人手不足が全国的な課題となる中で、本県が産業振興に必要な人材を確保できる環境を整備するだけでなく、もっと大きな、人口の社会増減の均衡という目標の実現を目指していく上にも、私は、本県の産業

現場への働き方改革の浸透が非常に大きな鍵を握るのではないかと考えます。高賃金による大都市圏の求心力に対抗するには、女性、若者の人材育成や、子育て、介護と仕事の両立など、働きやすく魅力的な仕事環境の総合力で対抗する以外にないと思うからでございます。

本県ではこれまで、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度などにより、一定の成果を上げてきているものと思います。そこでまずは、今後ワーク・ライフ・バランス推進認証企業の着実な拡大に向けてどのように取り組んでいられるのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、産業振興計画の視点から、デジタル化支援と働き方改革の一体的推進について質問します。これまでの総合戦略や産業振興計画でやり残した大きな課題は、県民所得の水準が低い、若者が流出する、人手不足が進行する、企業成長の壁となるというような悪循環の克服です。そこで、第4期産業振興計画では、各事業体における省力化、効率化による労働生産性の向上の支援などにより、経営と両立する形での働き方改革を進めることを目指しています。

しかし、昨年の県の労働環境等実態調査では、県内の働き方改革実施企業は42%、効果があらわれているとした企業はそのうちの約3割、つまり働き方改革に実際に取り組み、効果を上げている企業は全体の12%にとどまるという結果になっています。この結果から、本県は小規模企業が多く、限られた資源をフルに活用して、何とか生産あるいはサービスの提供を行っている状況から、労働条件や労働環境の改善をやりたくてもやれない、やったとしても効果を発現できないというジレンマを抱える企業が多いという実態があらわれたのではないかと感じています。

したがって、経営と両立する働き方改革の実現は、本県にとってもかなり難問であろう



かと思いますが、その実現には、企業内における生産性向上と働き方改革を一体的に進めることが非常に重要だと考えます。

第4期産業振興計画では、世界的にAIやIoTなどの最先端デジタル技術の革新が社会、経済のあらゆる分野に変革をもたらしている中、デジタル技術と地場産業の融合を一層進め、付加価値や労働生産性の高い産業の育成を目指していますが、今後働き方改革のギアを上げていくためには、そうした取り組みを確実に働き方改革につなげていくモデルを蓄積し、成功例を標準化していくための仕組みづくりが必要ではないかと思えます。

そこで、どのようにデジタル化による働き方改革を進めていくのか、商工労働部長にお聞きいたします。

次に、産業振興計画におけるイノベーション政策についてお聞きいたします。平成29年2月議会で私は、国の第5期科学技術基本計画と科学技術イノベーション総合戦略をもとに、文部科学省の地域科学技術指標2016のデータを踏まえて、本県のイノベーション政策について質問し、今後の本県産業振興における企業内の研究開発人材の育成とオープンイノベーションの必要性を指摘させていただきました。

現在、国では、統合イノベーション戦略として、これまでの施策や体系を大幅に整理、強化するとともに、2021年から5年間を見据えた第6期科学技術基本計画の策定作業を進めています。本県でも来年度予算案では、イノベーション政策の戦略的な展開として、土佐MBAでのIT・コンテンツアカデミーの充実や、Next次世代型の開発プロジェクトの推進、高知マリンイノベーションの推進、そしてオープンイノベーションプラットフォームの設置などが示され、本県のイノベーション政策も着実に前進しているものと感じています。

そこで以下、数点質問いたします。まず、オープンイノベーションプラットフォームについては、IoT推進ラボの取り組みを発展させ、さらに戦略的に県外企業等の技術や知見を取り入れることで新しいビジネスモデルやサービスの開発につなげるとともに、地域課題解決型の産業創出を図る仕組みだと認識しています。

県内のあらゆる分野の課題解決や、意欲的な研究開発に挑戦する県内企業のさらなる成長につながる可能性に期待をする一方で、参加する県内事業者と県外事業者、お互いウィン・ウィンの成長にどうつなげるのかという課題もあろうかと思えます。3年前の質問でも取り上げましたが、客観的データからも、本県の企業は研究開発に従事する人材数が全国一少なく、これは地域課題などのニーズに対応できるシーズを生み出す能力が全体的に弱いことを示しています。

だからこそそのオープンイノベーションなのですが、このプラットフォームで、高い技術を持つ県外企業のモチベーションだけが上がり、県内企業が空洞化していくことがないように、参加する県内事業者と県外事業者、お互いがイノベーションの連鎖を生み出すような仕組みをどうつくるのか、商工労働部長の見解をお聞きいたします。

また、開発された新しい製品やサービスを外商拡大につなげるという、これまでの課題解決型産業創出の取り組みでの課題を踏まえた解決策にどう取り組んでいかれるのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、イノベーション人材の育成についてお聞きいたします。本県の人材育成事業の代表格が土佐MBA、まるごとビジネスアカデミーでございます。土佐MBAは、さまざまなビジネス知識やスキルを体系的に身につけることができる、地方自治体の人材育成事業として全国に

誇れる学びのシステムだと思っています。

そして、その中に土佐FBC、フードビジネスクリエーターがあります。これは、食品産業に特化してその中核人材を育成することを目的に平成20年度からスタートし、これまで12年間に延べ557名の人材を輩出しています。注目すべきは、その受講生により開発された商品の売上総額が、平成29年までの10年間で20億円を超え、その経済波及効果を加えると約33億円に達しています。特徴として、年を重ねるにつれ年間の売上高は拡大しており、平成29年度だけで年間売り上げは約6億円、経済波及効果は約10億円を占めています。

このことは、土佐FBCは明らかに地域における一定の経済効果を生み出していることを証明するとともに、産業人材育成事業の成果を最大限発揮するためには事業を継続していくことが必要であるということを示しているのではないかと思います。

そこでまず、知事はこれらの産業人材育成事業についてどう評価されているのか、また、土佐FBCが13年目、土佐MBAが9年目を迎えるなど、長きにわたり継続されているということで、今後国費による支援の見通しは明らかではないと思いますが、県としての事業の継続と財政支援についての考え方を知事にお聞きいたします。

このように本県の産業振興計画は、一貫して各産業分野で新たな付加価値を生み出す仕組みづくりに、人材育成という視点でも後押しをしてきましたが、人口減少、人材不足が加速する中において今後も県内企業が成長を続けていくためには、産業現場で、今まで以上に効率化や新たな付加価値の創造が求められるようになってきています。

土佐FBCでは、食品産業分野で現場の要請に対応するべく、令和元年度から研究開発能力

を身につけるためのコースを新設しています。企業の研究開発人材を育て、企業の中で研究開発が進み、イノベーションを生み出していける体質に変えていくことを促すことが狙いだ伺いました。

現状では、土佐MBAとしては、FBCやIT・コンテンツアカデミーなど、イノベーションを生み出すための研究開発に携わるような人材育成については、一部特化して実施していますが、イノベーションマネジメントシステムが今やISO認定されているという世界的な流れも踏まえ、今後、土佐MBAでも産官学の連携のもと、研究開発をマネジメントするという視点を持ったプログラムを充実させていく必要があるのではないかと考えますが、産業振興推進部長にお聞きいたします。

次に、過疎地域自立促進特別措置法が令和2年度末に失効することを踏まえ、過疎対策についての今後の県の対応について、高知市の視点からお聞きいたします。

過疎対策については、昭和45年に議員立法による過疎地域対策緊急措置法の制定以来、4次にわたる特別措置法の制定や延長を経て、今日まで総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業振興になくはない制度として活用されてまいりました。

今、令和2年度末の失効に臨み、総務省の過疎問題懇談会や全国過疎地域自立促進連盟での議論などを踏まえ、現行過疎法の期限以降も引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要であるとの認識は国も地方も一致しており、新たな過疎対策法の制定に向けた動きが進んでいるものと認識しています。高知県でも昨年11月、次期過疎対策に向けた提言書を取りまとめ、過疎関係市町村とともに要望活動を実施したと伺っております。高知県の提言内容は、高知市を含む高知県次期過疎対策検討会での議

論を経てのものであり、高知県の実情に即した内容になっています。

一方、総務省の過疎問題懇談会では、特に過疎対策の対象地域のあり方についてはさまざまな意見があり、一部には、ある程度大きな市の中の一部過疎地域はその都市の行政に委ねるといった考え方や、都市型の低密度化地域——郊外地域への対応は別の枠組みとすべきという意見、さらに、ある程度の人口規模がある市町村は自主財源で対策を講じることが可能という観点から、人口規模の上限を加えてはどうかなど、一定規模の自治体を一部過疎の適用から除外するような議論もあるように聞いています。

県内には一部過疎適用の市町村は4市町あり、高知市は、平成の合併で吸収した旧鏡村・土佐山村を有することから、一部過疎の適用を受けています。除外が議論されている一定規模の自治体ということになれば、中核市である高知市がその対象となる可能性は排除できませんが、当制度は、高知市でも中山間地域の維持・発展になくてはならない制度として、適用が除外された場合の大きな影響について懸念するところです。

そこで、知事は、高知市における一部過疎制度の必要性についてどう認識しておられるのか、そして新過疎法についての提言活動の中でどう国に働きかけていかれるのか、お聞きいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

2月29日、県内初の新型コロナウイルス感染症が確認され、知事は、感染症対策は新たなフェーズに入ったとの認識を示されました。その後の県の対応や感染拡大防止策については、これまでの答弁で示されています。

予断を許しませんが、既に複数の地域で感染経路の完全な把握は難しく、厚生労働省や専門

家からは、3月から4月にかけて国内でのさらなる感染拡大の可能性が指摘をされており、この問題の長期化が懸念されています。本県でも、店頭から感染防止のためのマスクやアルコール系の消毒液が消え、全国では客同士のトラブルも発生する例もあり、国民生活には不安も広がっています。

国は、感染拡大を受けて業界団体にマスクや消毒液の増産を要請し、マスクについては通常の3倍、消毒液については1.8倍の増産が継続される予定であります。あわせて、買い占めや売り惜しみをしている事業者等に自粛の要請を行うなどの対応をとっており、一刻も早い品薄状態の解消が待たれるところです。

本県においても、他県と同様にマスクなどの品薄状態が続いており、県民の不安は広がっています。県民への、手洗い、せきエチケットなど基本的な感染症予防対策のさらなる周知と、新型コロナウイルスに関する情報提供、広報活動を充実させることなど、県民の不安解消に向けた取り組みの強化を県になお要請いたします。

また、マスクや消毒液といった物資の不足は、医療や介護の現場にまで及んでいます。国内では、既に病院内で医療従事者が感染する事態も複数発生していることから、院内感染防止に必要な医療物資の確保は極めて重要になります。

国内の一部の病院では、マスクの供給が見通せない状況から、医療従事者にマスクの使用制限をするなど、コロナウイルスだけでなくさまざまな防疫体制の徹底を図る上で深刻な状況になっています。また、重症者への対応時に必要となる人工呼吸器の不足も心配をされているところです。

マスクについては、厚生労働省は医療機関に優先的に供給するようメーカーや販売会社に要請し対応を急いでいるとお聞きしていますが、マスクを含めて新型コロナウイルス感染症対策

に必要な物資の確保について、県内医療機関の状況はどうか、備蓄状況や今後の確保の見直しも含め、県の認識を健康政策部長にお聞きいたします。

最後に、青年団について質問いたします。

かつて青年団は、県内各地に組織された地域の担い手集団としての役割を果たし、その活性化を支えていました。しかし、昭和、平成と人口減少が続く中、各地で次第に下火になっていったと聞いております。しかし、令和の今、少子高齢化と人口減少が続く中でも、何とかふるさとの繁栄や地域を盛り上げていきたいという意欲的な若者たちを中心に、青年団復活の兆しも見え始めています。

特に、農山漁村では、その活性化への苦心が続く中、若者みずからが自主的、主体的、積極的に地域にかかわり、さまざまな活動を企画、実行する青年団の役割が見直され、ともに地域を盛り立てていこうという機運も高まっている地区もあります。元気な地域は、青年組織が地域活動を担っています。地域おこしには、青年組織の存在と連携が大きな鍵を握っていると考えます。

そこでまず、知事は青年団に対し、どのような評価をされているのか、また何を期待するのか、お聞きいたします。

私は、青年団が、商工会や農協の青年部あるいは消防団などと並び、地域の仲間とともに社会に積極的にかかわるきっかけの場としても重要な役割を果たしていると感じています。地域に居住しているということだけでなく青年団に参加することで、地域の課題を理解し、仲間や地域の人々と協同して地域の課題解決につながるさまざまな活動を始めることは、本県にとっても非常に有意義です。

本県の青年団は、かつては300団体、約8,000人の団員がおりましたが、現在、高知県青年団

協議会に所属する団体としては、8市町村、11団体、約200人だと伺っております。このうち、土佐市青年団は一昨年、30年ぶりに復活し、市職員や農家、会社員、学生、さらには警察署員まで幅広い職種の若者が参加し、県内最大の青年団になっています。また、四万十町松葉川地区でも、意欲的なリーダーの呼びかけにより地元の若者が参集し、昨年、これも30年ぶりに青年団が復活したとお聞きしました。

こうした青年団の動きが関係人口の増加を生み、外部からのアイデアも取り入れながら若者ならではの視点から、地域に新たな活力を生み出す原動力になるものと思います。

本県では、2060年、令和42年の県人口を55.7万人にとどめるという大目標を掲げています。そのためには、出生率の向上と社会増減の均衡の双方を達成せねばなりません。また、県内での高知市の求心力が強まる中で、それぞれの地域が努力をしていかなければなりません。そのため、さきの質問でも触れましたが、第2期総合戦略では、新しい人の流れをつくることや、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大すること、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域をつくることなどを主な目標にしていますが、この実現には地域の青年の力が必要です。高知県青年団協議会の森岡代表は、私との意見交換の中で、青年団はこうした目標の追求に大いに貢献できるということを力強く話してくれました。

こうした活動は、中山間の振興なくして県勢浮揚なしを標榜する本県にとりましても大変有意義な、若者による自主的な取り組みであり、人口減少と過疎化が深刻化した現代においては、青年団活動の重要性はこれまで以上に増しているものと考えます。

本県は、既に青年団への一定の支援があることは承知をしていますが、こうした状況を鑑み、



青年団を再評価し、その活動の検証と結果を踏まえた支援体制の強化を県としても図っていくべきだと考えますが、教育長の見解をお聞きいたします。

以上、1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 土居議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高知市政の評価と、高知市とのパートナーシップについてお尋ねがございました。

高知市におきましては、平成15年に岡崎市長が就任して以来、徹底した行財政改革によって財政再建を進めてこられました。こうした厳しい財政状況の中でも、喫緊の課題であります南海トラフ地震対策を初めといたしまして、保育料無料化、医療費助成の拡充などに取り組んでこられました。

また、県と高知市は、県・市連携会議などの機会を通じ協議を重ねてまいりまして、産業振興や南海トラフ地震対策、教育の充実など幅広い分野で緊密に連携した施策を進めております。

例えば、県と市が一体となりましてオーテピアを整備する、また運営するということを行いますとともに、県市で役割分担を行いながら、本県の誇るよさこいの振興などに取り組んでいるところでございます。また、教育分野では、県の指導主事を高知市に派遣いたしまして学校の授業改善を支援するなど、子供たちの学力向上に向けてともに取り組んでおります。さらに、議員のお話にもございましたように、高知市では、県及び各市町村と連携し、二段階移住を初めといたしますれんけいこうち広域都市圏の取り組みも進めているところでございます。

こうした高知市の取り組みは、市の発展に資するのみならず、本県全体の活性化にも大いにプラスの効果をもたらしていると考えております。

また、現在も、重大かつ喫緊の課題でありまず新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けまして、高知市と連携して徹底した対応に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、本県人口の約半分を占めます高知市との連携・協調は、県勢浮揚のためでも、また危機管理対応を行う上でも、必要不可欠であると強く認識いたしております。今後も、岡崎市長との信頼関係のもと、県と高知市との連携を一層強化いたしまして、各般の施策をとともに推進してまいりたいと考えております。

次に、関西圏との経済連携戦略の展開におけます高知市の役割などについてお尋ねがございました。

これまで、産業振興計画におけます地産外商の推進に当たりましては、市町村との連携・協調を意識して取り組みを進めまして、成果につなげてまいりました。関西圏との経済連携戦略につきましても、特にこの点を意識して策定し、実行していくということで、県内全体に経済効果をもたらしたいと考えております。このため、戦略の策定に当たりましては、県内7ブロックで開催する産業振興計画フォローアップ会議の場などを通じまして、市町村長の皆様からも御意見をいただきまして、この戦略に反映をさせていきたいと考えております。

特に高知市につきましても、他の33の市町村と高知市が形成しておりますれんけいこうち広域都市圏の取り組みと連携していくことが、非常に効果的であるというふうと考えております。この広域都市圏の観光面の取り組みといたしまして、高知市の中心市街地に外国語にも対応できる観光案内所を設置いたしまして、各市町村の観光情報を発信することによりまして、県内各地への周遊を促進しているといった取り組みがございました。また、高知市を交通の結節

点といたしまして、県内の新たな広域観光周遊ルートの開発も進められております。

こうした取り組みと連携をすることで、関西からの外国人観光客などを中心といたしました効果的な誘客につながるというふうに考えておりまして、高知市と協力して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、産業人材育成事業の評価、そして事業の継続につきましてお尋ねがございました。

本県の産業が将来にわたって持続的に発展していくためには、産業の成長を支え、また将来を担います新たな事業を生み出す人材を育成することが大変重要でございます。

産業人材の育成プログラムでございます土佐まるごとビジネスアカデミー、通称土佐MBAと申しておりますが、こちらで学んだ方はこれまでに延べ2万4,000人を超えまして、大変多くの方々に御活用をいただいております。また、現在県の寄附講座として高知大学で実施しております土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業、こちらは通称土佐FBCと称しておりますが、これは土佐MBAの専科として位置づけているところでございます。昨年度からは、国の交付金も得まして、新たに本県の食品産業の高付加価値化に向けました研究開発を行います人材の育成にも取り組んでいるところでございます。

これらを受講された方々は、さまざまな産業分野におきまして、学びを自社の成長につなげられまして、新たな事業、あるいは外商活動などにも積極的にチャレンジされておきまして、人材育成への手応えを感じているところであります。

第4期の産業振興計画におきましては、IoTやSDGs等の視点を企業経営に生かす講座を新たに設けるということなど、土佐MBAのバージョンアップを図るということにいたして

おります。今後とも、時代の変化を的確に捉えながら、産業人材の育成に積極的に取り組んでまいります。

また、土佐FBCは、本県の強みであります食材を使って高付加価値の商品を生み出す人材を育成するというために大変重要な役割を果たしてまいりました。これまでの12年間の実績も踏まえながら、今後運営面も含めてどのように土佐FBCを進化させていくのか、実施主体となつていただいております高知大学とも十分協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、新たな過疎対策法に関連いたしまして、いわゆる一部過疎制度の必要性、国への働きかけについてお尋ねがございました。

現行の過疎地域自立促進特別措置法におきましては、高知市の中の旧鏡村や旧土佐山村のように、合併前の市町村を過疎地域とみなします、いわゆる一部過疎の取り扱いがなされているところでございます。

こうした一部過疎地域でございまして、環境保全や水、食料の供給など、全国に恩恵をもたらす多面的で公益的な機能でございましてか価値を有している、こういう点におきまして、通常のいわゆる過疎地域と何ら変わりはないところでございます。また、同じ市町村内でございまして、人口減少や高齢化の進行に伴います担い手不足、あるいは生活・生産基盤の弱体化といった課題に直面をしているという地域でもございます。

本県の一部過疎地域は、県内でも人口減少率が極めて高い地域でございまして、こうした課題はより一層深刻となっております。そのために、産業振興、あるいは集落の維持・活性化に向けまして、引き続き過疎対策を講じていくことが不可欠であります。

こうしたことから、県と関係市町村が共同で取りまとめをいたしました提言におきましては、

こうした一部過疎地域を引き続き法律の対象地域とするように求めています。また、一部過疎地域を含めまして、過疎地域において必要な行政サービスを提供するために過疎対策事業債、いわゆる過疎債でございますが、これなどの財源を十分に確保し、市町村の財政基盤を確保するということも提案いたしております。

今後、新たな過疎対策法の制定に向けまして、一部過疎地域の取り扱いの継続など、本県の提言内容が実現いたしますように、関係国会議員及び関係省庁に対する働きかけをしっかりと行ってまいります。

最後に、青年団に対しましてどのような評価をし、何を期待しているのかというお尋ねがございました。

本県の青年団は、戦後間もなく前身となります団体が発足して、現在に至っております。長い活動の歴史があるわけでございます。昭和の南海大地震の際には、団結した青年たちのネットワークとフットワークが復旧の大きな原動力になったというふうにお聞きいたしております。現在も、自己の向上にとどまらず、地域や郷土の発展に寄与したいということで、スポーツや文化活動、ボランティアなど地域に根差した活動に取り組んでくださっているという認識をいたしております。

加えまして、そのネットワークを生かしまして、婚活イベントでございますとか、地域住民との協働によります防災学習会を開催するなど、県の施策の推進にも直接的に寄与していただいているところでございます。

青年団の若い方々ならではの行動力は、少子高齢化が進む中、地域に大きな活力を与えるものと高く評価をし、大変頼もしく、またうれしく思っているところでございます。

青年団は、若い方々が集いまして、一人では解決が難しい地域の課題に組織として取り組ま

れております。このような組織は、将来にわたって活力あるふるさと高知の持続的な発展を目指す本県にとりまして、なくてはならない存在だと考えております。今後も、本県の青年団が大事にされております、まずは動くとの姿勢で、本県の地域活動を牽引していただくことを大いに期待しているところでございます。

私からは以上です。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) まず、第2期総合戦略における県と市町村の歩調を合わせた取り組みについてお尋ねがありました。

第1期の総合戦略につきましては、県と市町村の総合戦略を両輪としまして、お互いが連携・協調して取り組むことを基本に推進してまいりました。その結果、雇用の創出や出生率の向上などにおいて一定の成果が見られたところではありますが、人口の社会増減の均衡に向けてはまだ道半ばの状況にあり、さらに力強い取り組みが必要であると考えております。

このため、より一層県と市町村がベクトルを合わせ相乗効果を発揮していくことが重要と考え、第2期の戦略の策定に当たりまして、全ての市町村長と意見交換を行い、課題の共有や今後の取り組みの方向性の確認などを行ったところであります。

その結果、移住促進策を初め、ファミリー・サポート・センターや集落活動センターなど、市町村と歩調を合わせて進めることが重要な県の施策が、市町村の総合戦略にも位置づけられましたし、市町村の御意見も踏まえ、県の各種の施策も強化することとしたところでございます。

第2期戦略に掲げた目標の達成に向けまして、こうした取り組みを、それぞれがPDCAサイクルを回しながら着実に推進することが重要であり、引き続き産業振興推進地域本部を中心に

取り組みを支援いたしますとともに、市町村の総合戦略に位置づけられました市町村独自の取り組みにつきましても、しっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

次に、関西圏と高知での生活を楽しむデュアラをふやす政策の強化についてお尋ねがありました。

デュアラと言われる方々、すなわち二拠点生活者は、趣味や仕事、子育てなどを目的に都会と地方の2つの生活を楽しむ方々であり、現在増加傾向にあると言われております。こうしたデュアラの方々は、まずは関係人口として、さらには兼業・副業などを通じた地域の産業の担い手として、そして将来的には移住者として、地域への貢献が期待できる方々だと考えております。

本県には、デュアラが地方に求めるという豊かな自然や食に加えまして、人の温かさも有している一方で、都市部との二拠点生活を送るためには、移動にかかる時間的、経済的な負担が課題となってまいります。このため、御提案のありました、こうした負担が少なくて済む関西圏からデュアラを呼び込む取り組みを進めるということは、有効ではないかというふうに考えておるところでございます。

来年度は、さらなる移住促進に向けまして、交流人口や関係人口の拡大、創出を図るために高知家プロモーションと提携もし、本県の出身者や本県ゆかりの方々、あるいは本県ファンの方々などへのアプローチを強化することとしております。また、移住促進・人材確保センターにおきまして、都市部の人材の志を満たすような兼業・副業の掘り起こし、それからマッチングを推進することにもしております。

こうした強化策は、デュアラへのアプローチにも有効と考えておりますので、特に関西圏を意識して積極的に取り組んでまいりたいと考

えております。

最後に、土佐MBAでの研究開発をマネジメントするプログラムの充実についてお尋ねがありました。

本県経済が持続的に発展をしていくためには、各企業において新しい付加価値を生み出すイノベーションスキルを持った人材を育成することに加え、議員のお話にありました、事業化に向けて企業が組織的に支援する、すなわちイノベーションをマネジメントできる仕組みが整っていることが重要だと考えております。

企業におけるマネジメントを進めていくためには、まずは経営層が、自社の資源や強みを生かしつつ、オープンデータなどの活用や社外との連携も視野に、新しい事業展開に取り組もうという意識を持つことが重要だと考えております。このため土佐MBAでは、経営戦略コースや事業マネジメント・業務改善コースの中で、経営層の意識醸成を図っているところです。

また、イノベーターの育成に向けましては、社内起業家、いわゆるイントラプレナーの育成支援プログラムを開催するとともに、イノベーションスキルのアップのためにはこれまでとは異なる層の方々との出会いも重要だと考えておりました。大学等の新しい技術や研究を知り、交流や連携のきっかけとなるようなセミナーや意見交換の場も設けているところです。さらに、来年度からは新しく、首都圏等のスタートアップとのコラボレーションを通じまして、新しい事業展開を目指す事業者や起業家の育成とビジネスの創出につなげる事業も実施してまいりたいと考えているところでございます。

今後とも、県内の大学や専門家の御意見もお聞きしながら、イノベーションマネジメントやイノベーションスキルを学び実践するプログラムのさらなる充実に向けまして、土佐MBAのバージョンアップを図ってまいりたいと考えて



おります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、ワーク・ライフ・バランス推進認証企業の拡大に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

県では、仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として認証する制度を設け、企業の働き方改革の取り組みを促進しています。平成29年度までの次世代育成支援や介護支援の2部門に加えて、30年度からは健康経営や女性の活躍推進、年次有給休暇の取得促進など5部門に拡大することで、企業の取り組みの幅を広げてまいりました。

推進体制としては、本年度から社会保険労務士であるワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーが、働き方改革推進支援センターと連携して企業訪問を行い、掘り起こしや助言を行っています。特に、健康宣言企業や育児休暇・育児休業取得促進企業など意欲の高い企業を訪問することで認証企業の拡大を図りました結果、30年度の延べ233社から、現時点で延べ344社に拡大してまいりました。

今後は、引き続き意欲の高い企業を戦略的に訪問するとともに、優良モデルの事例集を作成し広く県民に周知することで、企業の人材確保などの後押しと幅広い企業への横展開を進めてまいります。さらには、今後ますます求められる男性の育児休業の取得に仕組みやすいよう、認証要件の見直しを行うとともに、認証や更新に係る手続の簡素化を図ることにより、認証企業の拡大に取り組んでまいります。

次に、デジタル化による働き方改革の推進についてお尋ねがございました。

県内企業が働き方改革を進める上で、生産性の向上などを実現する手段としてデジタル技術を導入することは大変重要であると考えています。

働き方改革につながるデジタル技術としては、総務系では会計や労務管理システム、事務作業を自動化するRPAなど。工場などでは工程管理や遠隔管理システムなど。また、レジのキャッシュレス化などで現金や在庫の管理を省力化していくことも、その一例だと思います。

これらは専用のシステムを開発するケースもごございますが、市販のパッケージ製品を導入することで実現できるものも多くあります。パッケージ製品の導入に当たっては、最近では月々の定額の利用料金を支払うモデルも普及してきており、中小企業でも導入しやすい環境が整ってきています。

このため、県では、こういったデジタル技術を導入しようとする県内企業の相談窓口として、昨年4月にデジタル化総合相談窓口を設置しており、相談のあった企業に対しては、アドバイザーの派遣や県内のIT企業等とのマッチング支援、国のIT導入補助金制度の紹介などを行っているところです。

引き続き、デジタル化総合相談窓口で企業の相談に応じるとともに、具体的な成功事例について、セミナーでの発表や優良モデルの事例集などにより広く県内企業に紹介していくことで、デジタル化による働き方改革につなげてまいりたいと考えています。

次に、オープンイノベーションプラットフォームの取り組みにおいて、県内外の事業者によるイノベーションの連鎖の仕組みについてお尋ねがございました。

オープンイノベーションプラットフォームの取り組みを推進していく上で、県内企業に主体的に参画いただくための仕組みをつくることは、大変重要なことであると認識しています。そのため、プラットフォームを運営する企業を選ぶプロポーザルでは、県内の産業構造や企業の現状と課題に対する認識を問うなど、県内の事情

に一定通じた企業を委託先として選定するための工夫をしております。また、県内企業を対象としたオープンイノベーションの意義やメリットなどに関するセミナーを開催するなど、機運の醸成を図ってまいります。

さらには、プラットフォームの取り組みにおいて、県外企業が県の補助金を活用して製品開発を行う場合には、県内企業を含む3社以上でコンソーシアムを組成することを要件とすることで、県外企業にも県内企業と組むことを促進する仕組みとしております。県内企業にとりましては、高い技術を有する県外企業と組むことで、技術力の向上やノウハウの蓄積、さらには人脈の形成などのメリットが享受できるのではないかと考えております。

これらの取り組みを通じて、新たなチャレンジをしようとする意欲的な県内企業の掘り起こしと、その事業活動を支援することで、県内企業によるイノベーションの創出などにつながるよう取り組んでまいります。

最後に、これまでの課題解決型産業創出の取り組みでの課題と解決策についてお尋ねがございました。

県では、平成28年度から課題解決型の産業創出の取り組みを進めてまいりましたが、この中で、さらに外商につなげていくため、より市場性を意識した製品開発が必要という課題が見えてまいりました。そのため、新年度からのオープンイノベーションプラットフォームの取り組みを進めていくに当たり、製品の市場性を高めるといった視点で幾つかの改善を行うこととしています。

具体的には、まず、あらゆる分野から抽出した課題について、ビジネス展開が期待できるかどうかといった市場性の有無の視点を中心に精査を行った上で、県内企業等で構成するIoT推進ラボ研究会の会員に公開することとしてお

ります。また、県内企業が製品等の開発に着手しようとする際に、市場を意識した取り組みがなされるよう、事前の市場調査や試作品の開発に対する補助制度を新たに設けたいと考えております。さらには、製品開発の補助金を申請する際には、性能や仕様だけではなく、想定する顧客や価格、販売方法などを計画として取りまとめることを求め、審査に当たっても計画の妥当性の評価にウエートを置くこととしています。

これらの取り組みに加えて、プラットフォームの運営を委託する企業が有する知見やノウハウを活用した伴走支援、また、県や産業振興センターによる展示会への出展などの外商活動の支援を通じて、開発された製品やサービスの販路拡大を図ってまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 医療機関における、マスクを含めた新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資の確保についてお尋ねがございました。

県内全ての医療機関における必要な物資の確保状況の把握はしておりませんが、2月3日以降、帰国者・接触者外来を設置している医療機関に対しては、医療用マスク等の感染防護具の在庫量調査を実施しています。現状では、一定量の備蓄がされており、直ちに不足する状況にはないものの、県内で感染患者が確認されたことから、今後受診患者が増加し、それに伴って感染防護具の使用量も増加が見込まれるのではないかと考えています。

一方、医薬品及び医療機器の卸売販売業者にも感染防護具の在庫量の調査を行っておりますが、現状では調査を開始した2月12日の在庫量に対して医療用マスクが約50%、消毒薬が約25%減少していることに加え、入荷のめどが立っていないことや、県内での感染者の確認を受け医療機関からの発注が増加傾向にあるとお伺い

しています。

そうしたことから、県では、医薬品及び医療機器の卸売販売業者に対して、帰国者・接触者外来を設置している医療機関で感染防護具の不足が生じた場合には、当該医療機関に優先的に供給していただくようお願いをしているところです。

また、国も、感染症指定医療機関または帰国者・接触者外来医療機関を対象に新型コロナウイルスの確定患者を受け入れている都道府県において、医療用マスクの備蓄量が国が定める標準量を下回った場合には、当該都道府県等の要請により、医療用マスクを優先供給するスキームを構築しています。本県では、N95マスクが、国が定める標準量である1万枚を下回っているため、国に対して要請を行っています。

医療機関におけるマスク等の感染防護具は、医療従事者を感染から守り、安定的に医療を提供する上で欠かせないものでございます。県としましては、引き続き医療機関等の医療用マスクを初めとする感染防護具の在庫量の推移を見ながら、不足する場合には国に優先供給を要請するなどの対策を講じ、まずは感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来を設置している医療機関の感染防護具が不足することがないように努めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 青年団の活動の検証と評価を踏まえた支援体制の強化についてお尋ねがございました。

県教育委員会においては、生涯学び続ける環境づくりと安心・安全な教育基盤づくりを取り組みの柱の一つとし、人づくり、地域づくり、つながりづくりを推進しております。青年団においても地域の活性化や人、団体との交流を積極的に図っており、県の事業の推進にも大いに貢献いただいております。こうしたことから県

教育委員会は、これまでも青年団を支援し、協働した取り組みを行ってまいりました。

特に、中山間地域の多い本県においては、若者の組織である青年団の存在は、防災・減災の機動力となり、地域の方々に安心感をもたらします。また、青年団の活動により、地域の交流人口が増加し、新しい人の流れが生まれることで地域づくりに結びついております。さらに、地域の大人や子供といった異なる世代のつながりや、地域を超えた人とのつながりなど、新たなネットワークの創出にも大きな力を発揮しております。このように、青年団は地域づくりやつながりづくりに大きく寄与してくださっていると認識しております。

このようなことから、県教育委員会としては、子供の自然体験活動の推進や生活習慣の定着の取り組みに関連した事業など、青年団の強みであるコーディネート力、ファシリテート力が生かせる活躍の場を提供してまいりたいというふうに考えております。また、県内の社会教育団体が一堂に会して実践交流し、団体同士のつながりを構築する社会教育実践交流会の実行委員として、企画、運営に参画する機会を提供するなど、今後もさまざまな活動に連携して取り組んでまいります。

○7番(土居央君) それぞれ御答弁ありがとうございました。おおむね納得できる御答弁をいただいたんじゃないかと思っております。

一つだけ質問をさせていただきます。商工労働部長にお聞きいたします。

オープンイノベーションプラットフォームのところで御答弁はいただきました。プロジェクトに参加する企業についてのプロポーザルという話をいただいたと思うんですけど、以前いただいた資料で、この運営に当たるのがノウハウや人脈を有する企業に委託するというんですけど、これがオペレーターということで、

オペレーターが運営するという事になってるんですね。

ただ、そのオペレーターの主な役割というのが、プラットフォームの運営、課題の深掘り、精査、首都圏コミュニティとの連携、開発チーム組成の支援、製品開発に対する伴走支援等、多岐にわたっておるわけですが、こういったことを見たら、そのオペレーターの役割というのが非常に大事になってくるんだろうと思います。これだけの役割を求めらるんだったら、委託契約の内容とかも問われてくると思うんですが、これだけこなせる企業とは、どんな企業を想定しているのかということと、オペレーターの役割がすごく多岐にわたっているんで、県として、これ丸投げになってしまうてはいけないんじゃないかというような気がしております。

課題解決に向けたアウトカム、成果であるとか、アウトプット、実装に向けた司令塔機能的なものはやっぱり県がしっかり担っておく、確保しておくべきだと思うんですけど、その辺のプラットフォームの推進体制、組織体制についての考えを、2問としてお聞きいたします。

○商工労働部長(近藤雅宏君) オープンイノベーションプラットフォーム全体の運営そのものをノウハウのある企業に委託するという考えでございます。これまで、案件の掘り起こしが大分進んできておまして、100件、200件というふうになってきておる中で、県の商工労働部の職員だけでさばっていくということは、非常に厳しい状況にもなっておりました。そこへ、専門のノウハウを持った企業に委託するということが、まず基本の考えでございます。

その中で、これまで県内に立地している企業も含めて、いろいろ可能性について打診をしてまいりました。県内企業に行って、県内企業のことを承知されている企業、あるいは都市部に非常にネットワークを持っている企業、そういっ

た企業の中で幾つか応募したいという声もいただいております、実際にこういった新しいイノベーションを開発していくというような事業に取り組まれた経験のある企業の中で、県内事情に精通している企業というものをぜひ選んでいきたいというふうに考えております。

それから、丸投げになるんじゃないかという御懸念については、特に、最終的に市場へ通用するような製品開発につなげていきたいという思いが強くあります。そういった市場性を見きわめた上で最終製品につながる絞り込みなど、そういったところの精査、そういったところから伴走支援、チームを組むときのアドバイス、そういったものを期待しておるわけですが、物すごく可能性の高い案件、20件程度を集中的にやっていただく。全体の運営とともに、開発案件20件程度に絞っていただく。それから、その次のレベルの案件については、もちろん産業創造課も、それから各部局の人間も伴走支援に、一緒に動くことで連携をとりながらやってまいります。そして、トータルの司令塔機能は、当然商工労働部の産業創造課が受け持ってまいります。

○7番(土居央君) ありがとうございます。よくわかりました。

時間ありますので、1点、産業振興推進部長に答えていただきましたデュアラーのところです。後押しする意味で少し意見を申し上げたいんですが、リクルートによりますデュアルライフに関する意識・実態調査2018というのが、これに基づいて2019年のトレンド予測ということが出てきたわけですが、この調査が、全国の20代から60代の男女5万人に調査をしています。

これは、相当信憑性が高いデータになるんだろうと思うんです。これで、既に実践している人の割合が1.3%でございますが、今準備をして



いる人、今後したいと考えている人、興味がある人、これらを合わせたデュアルライフ意向者は14%ということになっています。これを推定値として人口換算しますと、全国に100万人の実践者がいて、1,100万人の意向者がいるということになります。また、実践者への調査からの推計では、毎年毎年17万人前後、新たにデュアルライフを始めている人がいるということですので、こういうことから、今後、デュアラールと言われるような人々がふえる可能性は大いにありそうに思っています。

御承知のとおり、移住には、仕事、教育、居住、コミュニティと、さまざまな不安要素がありまして、そのことがなかなか決断できないということの原因になっているんだろうと思うんですけども、このデュアラールを調査していく中で、実践者の方のインターネット、ブログだったと思うんですけど、いきなり移住、定住しませんかというふうなアプローチをされるよりも、一旦、二拠点生活をしてみませんかというようなアピールの仕方を変えるということで、随分とハードルが下がるんだというような意見を見ました。まさにそのとおりじゃないかと思っております。

こういった意向者の皆さんにうまくアプローチできて、第2の生活拠点として高知県の魅力を伝えることができれば、もっと一段、移住政策にも厚みが出てくるんじゃないかと思えます。

あと最後に、青年団に関しても、知事と教育長から御答弁いただきまして、すごく期待をいただいているなということが伝わりました。御答弁を聞いたら、青年団の団員の皆さんも随分元気が出るんじゃないかと思えます。活躍の場は年々広がっております。出会いから、防災から、教育からですね。

こういった皆さんが、やる気がしっかりと発揮できるような後押しを行政としてもお願いい

たしまして、私からの全質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)  
○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明5日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時散会

## 令和2年3月5日（木曜日） 開議第5日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 熊坂隆君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第5号)

令和2年3月5日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和2年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和2年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和元年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和元年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	金条例の一部を改正する条例議案	
第 33 号	令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 51 号	ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和元年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和元年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和元年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和元年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例議案	第 58 号	高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 59 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県犯罪被害者等支援条例議案	第 60 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案		
第 49 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基		



- 第 65 号 高知県よさこいピック高知記念基金  
条例を廃止する条例議案
- 第 66 号 高知県が当事者である仲裁の申立て  
に関する議案
- 第 67 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関  
する議案
- 第 68 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関  
する議案
- 第 69 号 権利の放棄に関する議案
- 第 70 号 県が行う高知県防災行政無線システ  
ム再整備事業に対する市町村の負担  
に関する議案
- 第 71 号 県が行う土地改良事業に対する市町  
村の負担の一部変更に関する議案
- 第 72 号 包括外部監査契約の締結に関する議  
案
- 第 73 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一  
部を変更する契約の締結に関する議  
案
- 議発第 1 号 高知県歯と口の健康づくり条例の  
一部を改正する条例議案

第 2 一般質問  
(2人)



午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開  
きます。



質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） 直ちに日程に入ります。

日程第 1、第 1 号「令和 2 年度高知県一般会  
計予算」から第 73 号「和食ダム本体建設工事請  
負契約の一部を変更する契約の締結に関する議

案」まで及び議発第 1 号「高知県歯と口の健康  
づくり条例の一部を改正する条例議案」、以上 74  
件の議案を一括議題とし、これより議案に対す  
る質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行  
います。

10 番横山文人君。

（10 番横山文人君登壇）

○10 番（横山文人君） おはようございます。吾  
川郡選出、自由民主党の横山文人です。議長の  
お許しをいただきましたので、早速質問に入ら  
せていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてお聞きしま  
す。

濱田知事におかれましては、12 年ぶりの選挙  
戦となりましたさきの知事選におきまして、3  
期 12 年続いた尾崎県政の後を託され、新たな高  
知県のリーダーとされました。選挙戦では、  
若い人たちがもっと帰ってこられる高知にしたい、  
若者が都会に出ずに定着できる高知にしたい、  
そのために経験や人脈を生かすと強く訴え  
てこられました。確かに、知事の総務省や大阪  
府副知事時代などで培われた行政経験や幅広い  
人脈は、新たな県政のかじ取り役として大きな  
強みであると同時に、選挙戦におきましても有  
権者である県民の期待と支持が集まった部分で  
はないでしょうか。

他方、県人口は戦後初めて 70 万人を割り、人  
口の減少は今後も続いていくという厳しい中、  
本県の未来をどのように切り開いていくのか、  
その羅針盤をしっかりと県民に示すことが求め  
られております。本県は、尾崎県政による産業  
振興計画の着実な取り組みを通じて、各産業分  
野の地産外商は飛躍的に拡大し、県経済は人口  
減少下にあっても、むしろ拡大する経済へと構  
造を転じつつあります。そして、第 4 期となる  
産業振興計画におきましても、これまでの土台  
の上に立ち、各種施策群をさらに強化し発展さ

せ、着実に推進していくという方向性が示されました。剛の尾崎、柔の濱田とタイプの違いはあれども、高知県を元気にしたいという思いは両者共通の信念であると存じます。

そこで、選挙戦でも訴え、支持を集めたこれまでの経験と人脈を今後の県政にどう生かしていくのか、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、地域アクションプランについてお聞きします。これまで県は、独自の支援策で市町村を応援してきており、特に地域アクションプランは地域地域に新たな産業や雇用を生み出し、所得の向上を支えてきました。知事は就任直後の訓示の中で、御自身が3カ月間県内各地を回った際、尾崎県政で心に灯をともしられ、地産外商や中山間振興のため一生懸命に挑戦する若者たちの姿があったことに触れ、ここにこそ高知の未来があることを確信したと述べておられます。知事の掲げる、中山間地域での展開を特に意識、この背景には、都会では見ることのできない日本の原風景を歩き、ふるさとを元気にしたいという思いを持ちながら地域を回った、いわゆるどぶ板を通じて感じたことではないでしょうか。

そのような地域地域で頑張る若者や企業を支え、中山間GDP増などの成果につなげてきたのが地域アクションプランの取り組みであります。私も先日開かれました、仁淀川地域アクションプランフォローアップ会議を森田英二議員とともに傍聴させていただきました。仁淀川地域において、いの町ではショウガ、仁淀川町ではクラフトビール、佐川町では自伐型林業、越知町では体験型観光のキャンプ場、日高村ではトマトなど、それぞれの強みを生かした33の取り組みが展開されることとなっております。今後とも、仁淀川地域のアクションプランを力強く推進してもらうよう要請をいたします。

本県の中山間対策においては、産業をつくる取り組みを政策の柱として位置づけ、産業成長

戦略、地域アクションプラン、集落活動センターの3層構造の政策群を相互に連携させることにより、地域の隅々までに経済効果をもたらすネットワークづくりを進めております。このうち、県が中心となり基幹となる産業を育成する1層目の産業成長戦略や、3層目の集落活動センターについては、これまでも多くの議論が重ねられてきました。そのような中で、2層目に当たる地域アクションプランは、地域資源を生かした地域における地産外商の取り組みであり、知事が施策の展開を特に意識する中山間地域を元気にするために大変重要な取り組みであります。

他方、課題としまして、新しく地域アクションプランとなる案件が減少傾向にあることや、第3期産業振興計画で設定した数値目標のうち、半数近くの地域アクションプランは目標に対する成果が十分でない状況にあること、また新たな雇用を生み出すような規模の大きな案件が減少傾向にあることが挙げられております。

そこで、第4期の産業振興計画を迎える中で、これらの課題を踏まえ、地域アクションプランをどのように強化していくのか、知事にお聞きいたします。

この項最後に、土佐和紙の振興についてお伺いいたします。日本三大和紙の一つである土佐和紙は、本県の宝であるとともに、清流仁淀川に育まれた地元いの町のシンボルでもあります。以前、尾崎前知事は私の質問の際、土佐和紙がユネスコの選に漏れた当時のことを振り返り、あれぐらい悔しかったことはない、思い出したら眠れなくなるぐらい頭にくる案件の典型的な一つであり、何とかしたいという思いを持たせていただいていると御答弁されました。そのような中で立ち上げられた土佐和紙総合戦略であり、土佐和紙に対する熱い思いを聞かせてもらったと強く印象に残っております。

ぜひ濱田知事におかれましても、土佐和紙の振興についてしっかり取り組んでいただきたいという願いから質問をいたしますが、土佐和紙に対する思いと、土佐和紙総合戦略への御所見をお聞かせください。

次に、少子化対策と子育て支援についてお聞きします。

現在、我が国の少子化は急速に進んでおります。厚生労働省が昨年12月24日に発表した2019年の人口動態統計の年間推計で、日本人の国内出生数は86万4,000人となり、前年比で5.9%の急減となりました。これは、1899年の統計開始以来初めて90万人を下回るとともに、出生数が死亡数を下回る人口の自然減も51万2,000人と、初めて50万人を超えることとなりました。

国、地方におけるさまざまな対策にもかかわらず、我が国の少子化は加速の一途をたどっております。これを受けた安倍総理は、衛藤一億総活躍担当大臣と首相官邸で面会し、国難であり、しっかり頑張らなければならない、検討してほしいとの指示を出しております。

言うまでもなく、少子化が社会にもたらす深刻な影響は、経済の縮小や社会保障制度の崩壊、小規模自治体の消滅など国全体の活力が失われることとなる、喫緊かつ深刻な課題であります。米国の戦略家、エドワード・ルトワックは、著書「日本4.0」において、300年続いた江戸時代のシステムを日本1.0、包括的な近代化を達成した明治システムを日本2.0、軍事的敗北を経済的勝利にかえた戦後システムを日本3.0と呼び、江戸、明治、戦後に続く現在が日本4.0であると定義し、日本4.0が戦わなければならないフィールドは北朝鮮の脅威と、米中対立を軸とした地経学的紛争、そして少子化問題であると指摘しています。

ルトワックによれば、北朝鮮や尖閣といった安全保障上の問題と少子化問題は2つの点で通

底するものがあると言ひ、1つは、いずれも日本がまさに直面している致命的な問題でありながら、実際的かつ有効な対処に取り組もうとしていないことであり、そこに共通するものはリアリズムの欠如であると言っております。また、もう一つの点は、子供がいなければ安全保障の議論など何の意味もないと述べ、未来は子供たちの中にしかなく、当然国家の未来も子供たちの中にしかない、したがってその未来を守るために安全保障が必要だと指摘しています。すなわち、少子化対策と安全保障は未来への繁栄を約束するため、日本4.0を生きる現代の私たち日本人が乗り越えなければならない、最も優先すべきフィールドだと指摘しております。

外交・安全保障政策は国が積極的に取り組むべきものですが、少子化対策は国、県、市町村を初め社会全体で取り組まなければなりません。そのような中で、政府も全世代型社会保障への転換を初め、一億総活躍社会、人づくり革命、そして働き方改革など、さまざまな政策を打ち出してきておりますが、国難打破への兆しは見えてきておりません。

全国知事会は平成26年に少子化非常事態宣言を取りまとめ、尾崎前知事も次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして政策提言を行ってきました。高知県は防災対策の先進県ですが、その後を引き継ぐ濱田知事には防災・減災対策と同様に、本県の少子化対策を真正面から受けとめ、着実に前に進めてもらいたいと心から願うものであります。少子化対策は息の長い取り組みとはいえ、今からしっかりやっておかなければならない、まさに結果にこだわっていただきたい最重要課題であります。

そこで、本県の少子化対策にどのように取り組まれるのか、知事の決意をお聞きいたします。

第4期計画となる日本一の健康長寿県構想の柱立ての一つ、子どもたちを守り育てる環境づ

くりでは、高知県が安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるような社会になっているという県民意識調査を、令和元年度の28.1%から45%へ引き上げることを目標値としております。しかしながら、8割近くに上った前の県政に対する県民満足度の中で、この項目については満足度が3割以下と著しく低くなっていることに、少子化問題の深刻さがうかがえます。

確かに、この国難とも言える課題において県民の満足度を高めていくためには、国の施策に頼るところも多いとは考えますが、出会いから結婚・出産・子育てまで切れ目のないサービスと支援を展開するためには、住民に最も身近なところで施策を展開する県と市町村の取り組みが欠かせません。

そのような中で、本県は、平成27年度からの5年間を計画期間とする、高知家の少子化対策総合プランを策定しており、その内容は未婚化・晩婚化の対策や地域の実情に応じた子育て支援策などの拡充・強化を図ることを初め、地域社会全体で世代を超えて子育てを支え合うといった取り組みなどが盛り込まれております。しかしながら、さきに述べたとおり、子育て環境に関する県民意識調査は3割未満と低い満足度にあることから、今年度末に改定する後期計画はしっかりしたものに磨き上げる必要があります。

そこで、後期計画を策定する少子化対策総合プランについて、前期計画で見てきた課題と今後の取り組み、また改正と強化のポイントも地域福祉部長にお聞きします。

また、これらの課題解決に向けた中心的な取り組みが高知版ネウボラの推進であります。ネウボラを中心となるのは、市町村が設置する出産や育児で悩む母子を支えるワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターであります。母子への支援は、出産の前と後で担当の部署や機関が異なることが多く、連携不足から支援が途切

れるなど不十分になりがちとなるため、センターでは保健師等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、全ての妊産婦、子育て期の家族にワンストップで切れ目のないサポートを提供しております。したがって、子育て世代包括支援センターを起点として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施する市町村をどのように支援していくのが重要となってまいります。

そこで、第4期構想において、高知版ネウボラの推進並びに市町村への支援にどう取り組むのか、地域福祉部長にお聞きします。

地域子育て支援センターは、各地域の強みや特性に応じて柔軟に運営されるものであり、各市町村の創意工夫が求められるとともに、独自の子育て支援を通じて、まちづくりに取り組む自治体も少なくありません。そのような中で、子育て支援センターと同じく、子育て支援の拠点という意味で注目すべきは、それぞれの市町村に設置されている公立図書館を通じた子育て支援策であります。

先日、自民党会派の議員とともに、佐賀県武雄市に平成29年10月にオープンした、武雄市こども図書館を視察しました。全国に先駆けたTSUTAYA図書館で話題の、武雄市図書館のすぐ隣に新たに建設されたものです。子どもが楽しく、親も楽しく学べる図書館、親も子も遊べ、ゆっくり過ごせる図書館、子育て応援ができる図書館の3つのコンセプトを目指してつくられており、私たちが訪れた際も多くの親子連れでにぎわっておりました。館内は、子供目線で楽しめるようになっており、大人も子供も、まるで家でくつろいでいるような気分になれる工夫が随所に施されておりました。

同じく先日、自民党会派で、梶原町の、雲の上の図書館を視察した際も、同じように感じられたものでした。そちらでも、県内市町村にお



ける図書館を通じたまちづくり、子育て支援の取り組みをお聞きし、公立図書館を通じたさまざまな発信力、住民サービスの新しい可能性を確認したところであります。

公立図書館は、地域における知の拠点であると同時に、子育て中の早い段階で親子が連れ立っていく憩いの場所であり、子供たちにとっては知的好奇心にあふれた楽しい場所、大人たちにとっては子供たちを安心して連れていける癒やしの場所でもあります。この意味でも、武雄市こども図書館、ゆすはら雲の上の図書館ともに、来館する親子にとって満足度の高い公共施設であると感じましたし、親子が図書館に足を運ぶ機会を捉えて、子育てに関するイベントやセミナーを積極的に開催しております。

また、公立図書館などは町の中心部に所在していることが多く、親子を初め住民が通う機会がふえることで中心市街地の活性化につながるなど、まちづくりの重要なインフラになると考えます。同時に、従来の本を読む、借りるという図書館だけではなく、まちづくりのプラットフォームとして、図書館のドメインを変更することが重要と考えます。事実、梶原町では、図書館で子供が遊んだり勉強したりする合間に、親が地元で買い物をしたり自分の時間をつくったりと、新たな人の流れやライフサイクルが生まれているとお聞きしました。

このようなことから、子育て支援やまちづくりのインフラとして、公立図書館のポテンシャルをさらに生かさない手はないと考えますし、公立図書館と子育て支援の関連については、文部科学省が平成24年に改正しました、図書館の設置及び運営上の望ましい基準において、市町村図書館は地域の課題に対応したサービスの実施に努めるものとされ、その中には子育ても盛り込まれております。

本県もオーテピアの整備を通じて、図書館に

おける人的、技術的な資源を保有しておりますし、市町村図書館への支援も大きな役割であることから、市町村図書館を活用した子育て支援策を推進すべきと考えます。また、現在古くなった市町村図書館の建てかえなども県内各所で行われていることから、その整備に合わせた新たな取り組みも期待されます。

そこで、市町村図書館における子育てサービス等の現状と、市町村図書館の振興に向けた県の今後の取り組みについて教育長の御所見をお聞きします。

また、同じく子育て支援の拠点として、自治体病院を初めとする公立・公的病院による医療サービスの提供も、地域の子育て支援、親子に安心・安全を与える重要なものであります。このたび国は、不採算地区の中核的な公立病院への支援を拡充するとともに、周産期医療、小児医療など特に公立病院が役割を果たすことが期待される分野についても支援が拡充されることとなりました。公立病院は、山間へき地や民間病院が手がけられない小児など、不採算となりやすい医療サービスを提供する役割を担っております。

そこで、国がこのたび公立病院の周産期医療、小児医療等に対する支援を拡充することを踏まえ、県内自治体病院における小児医療サービスの向上をどのように支援するのか、健康政策部長の御所見をお聞きします。

また、さきの知事提案説明では、男性の育児休業取得について、県内企業などの取得率を平成30年の7.6%から、令和6年までに30%まで引き上げることが目標とし、取り組みを充実させていくことが示されました。県庁も、知事部局などの男性職員の育児休業取得率について、早期に30%を達成するとともに、令和6年度末までに50%にするという目標が掲げられました。

日本では、男性の育休取得率は約6%と際

立って低く、一億総活躍社会の実現のためには、男性も育児を担うのが当然という社会の実現が不可欠であります。そのためには、男性育休への機運の醸成とともに、支援制度や職場環境の整備も重要となってまいります。すなわち、社会全体で進めていかなければならない課題であります。その障壁は低くありません。日本の職場では、誰かが休むとほかの業務量がふえる傾向にあることから、職場の上司や同僚に気兼ねをしたり、自身のキャリアアップや今後の評価に影響するかもしれないという不安も、取得が進まない要因とされています。国連児童基金、ユニセフの報告書では、日本の男性育休における支援制度は世界一にもかかわらず、実際に取得する父親は非常に少ないと特異性を指摘しております。

そのような中で、高市総務大臣はことし1月、全国の都道府県知事、市区町村長らに対し、就職氷河期世代の中途採用を促すとともに、男性の育児休業取得促進に取り組むよう協力を要請する書簡を出し、育児休業を取得しやすい職場づくりをトップの力で進めていただきたいと、地方自治体に積極的な協力を求めています。政府は、男性育休の促進を図るため、男性国家公務員の仕事を分担する計画や管理職等に対して男性部下に育休を促すことを人事評価に反映させることとしており、このような取り組みは民間への広がりも期待されます。

また、将来にわたり少子化問題を克服していくためには、子供たちに、少子化問題が自分たちの未来にどのような不利益があるのか、学校で教えるのも一考であります。濱田知事の官僚時代は、時代背景からそのような環境にはなかったと思いますが、男性の育休を子育ての潮流にしていくためには、社会全体のパラダイムシフトを起こしていかなければなりません。

そこで、御自身の官僚時代の経験も踏まえ、

男性育休の取得推進について、目標達成に向け今後どのように取り組むのか、知事にお聞きいたします。

この項の最後に、子供の貧困対策についてお聞きします。子供の貧困には幾つかの階層があり、十分な食事をとれず、いつもおなかをすかしていたり、親がネグレクト状態で家庭での養育を受けることができていないなどは、今すぐにでも支援が必要な絶対的貧困の状態です。一方、子供の貧困対策に関する有識者会議で示された資料による、全国に約270万人、7人に1人という数字は、相対的貧困の状態にある子供を指します。この相対的貧困にある子供たちを放置するとより困難な状況となるため、絶対的貧困になる前の予防的な支援が必要です。また、子供の貧困は他人事ではなく、国民一人一人に影響し得る自分事でもあります。

日本財団では、子供の貧困の放置による経済的影響に関する推計を実施しております。子供時代の経済格差が教育格差を生み、将来の所得格差につながるという想定で、現状を放置した場合と子供の教育格差を改善する対策を行った場合の2つのシナリオを比較し、改善シナリオでは現状シナリオに比べ、生涯所得の合計額が2.9兆円、税・社会保障の純負担額が1.1兆円、正規職が9,000人と、それぞれが増加すると分析しております。この結果から、子供の貧困は、日本経済や国民一人一人に影響を及ぼす問題であり、しっかり対策を講じた場合には極めて大きなリターンが期待できると指摘しております。

本県におきましては、高知家の子どもの貧困対策推進計画を策定し、子供の貧困率の改善に努めており、今年度末で第2期計画に改定されることとなります。知事は就任直後から、不登校を初めとする子供たちへの支援を強化するとともに、教育施策においては子供たちのためになるかどうかを基準にすると、厳しい環境にあ

る子供たちへの支援に力強い決意を示されております。要因が多岐にわたり特効薬がないとされる不登校対策ですが、心の問題とともに子供の貧困対策にも取り組むことで改善が期待されます。

そこで、子供の貧困対策におけるこれまでの課題と今後の取り組み、またそれらを踏まえどのように計画を改定していくのか、地域福祉部長にお聞きします。

次に、子供への新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

現在、重い肺炎を引き起こす新型コロナウイルスが世界で猛威を振るい、国内にも広がっております。先月28日には、県内で初めてとなる感染者が確認され、その後の経過については、知事より行政報告並びに記者会見が行われております。新型コロナウイルスに感染された方々へのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復と感染の収束を願うものであります。また、大変な中ではありますが、県を挙げて万全の体制をとっていただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、多くの議員が質問をされ、県としての対策や方針が示されました。ここでは、昨日本県で小学生1名の感染が確認され、対策の強化が急がれる子供たちへの感染症対策についてお伺いいたします。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策について、先月25日に対策の基本方針を発表し、その2日後の27日安倍総理は、感染の拡大を防ぐため、全国の小・中・高校と特別支援学校について3月2日から春休みに入るまで臨時休業するよう要請する考えを表明しました。安倍総理は、子供たちの健康、安全を第一に考え、多くの子供たちや教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備えるとして臨

時休業を要請、これを受けた本県は3月4日からの臨時休業を求める方針を通知し、県内でも今月2日ないし6日から臨時休校が開始されております。

子供同士は距離が近く、学校は感染が拡大しやすいと言われる中、休校は春休み明けまでの期間が想定され、その間学校等におけるクラスター感染を防ぐことに加え、重症化するおそれもある小児ぜんそくなど体の弱い子供への予防も期待されます。また、重症化しにくいと言われる若年層が気づかずクラスターを生んでいる可能性も指摘される中、子供たちから家庭等への感染拡大を防止する効果も大きいと考えられます。しかしながら、子供の学習時間や居場所の確保、またひとり親や共働きの保護者はどうするかなど、一斉休校に伴う混乱が早くから叫ばれております。

このことを踏まえ、政府が取りまとめた臨時休校への具体的対応策を積極的に活用し、県としてもしっかり対応していただきますよう要請をいたします。

また、県内の観光関連産業やサービス業を初め、地域経済への影響も深刻となっておりますことから、このことにつきましても国と連携しつつ、必要かつ十分な経済的支援を講じていただきますよう、重ねて要請をいたします。

このように一斉休校が始まり、また県内で児童の感染が確認された中で、子供たちを持つ親や家族の心配も日増しに高まってくると思います。そのような中、県外の小児診療所では、新型コロナウイルスへの感染が相次いでいることを受けて、症状から新型コロナウイルスと見分けがつきにくい、せきや発熱など風邪の症状で診察に訪れる子供が多くなり、対応に苦慮しているとの報道がありました。感染拡大の収束が見えない中で、今後は県内の小児医療機関でも同様の事態が危惧されます。

いずれにしても、国内ではここ一、二週間が感染が急速に拡大するかどうかの瀬戸際と言われており、また一部の地域には小規模な患者の集団、いわゆるクラスターが見られるとの報告がある中で、本県でも確認されました子供たちへの感染拡大を防ぐため、万全の体制をとることが求められます。

そこで、県内の子供に対する新型コロナウイルス感染症対策をどのように講じていくのか、健康政策部長にお聞きします。また、県内の小児医療機関等といかに連携を図るのか、あわせてお伺いいたします。

また、子供たちへの感染拡大を防ぐという一斉休校の所期の目的を達成するためには、県教育委員会を初め関係機関の連携による取り組みが実効性を担保する上で重要となってまいります。

そこで、政府の要請による小・中・高校、特別支援学校における臨時休校の期間中、児童生徒の予防対策にどう取り組むのか、教育長にお聞きします。

次に、防災・減災、国土強靱化とインフラ整備の加速化について順次お聞きします。

本県は、国の3カ年緊急対策を活用して、南海トラフ地震や豪雨災害対策を一層加速させております。一方、緊急対策は3カ年限定の臨時特別枠であり、令和3年度以降の予算が担保されているわけではありません。当然ながら、3年でできる事業量は今後必要とされる事業の一部であり、令和3年度以降もこの予算規模を継続または拡大していくことが強く求められます。

そのような中、昨年10月に行われました国と地方の協議の場において、武田国土強靱化担当大臣は、3カ年緊急対策後に向けては、まずはことしで2年目となる対策を着実に実施するとともに、その進捗状況や達成度合い等をしっかりフォローアップすることが重要な土台となる

と述べられております。この点については、先日の梶原議員の質問におきまして丁寧な御答弁があったところでありますが、もし3カ年緊急対策が終了した場合、本県はどのような影響を受けると考えられるのか、問題提起の意味も込め、把握しておくべきだと考えます。

平成29年度の道路財特法における補助率等のかさ上げ措置が期限を迎えたときのことを例にとりますと、もし延長されなかった場合、県では配分国費の約25%に当たる25億円、市町村では約20%の10億円が減額となり、おこなっているインフラ整備への大きな影響が危惧されたところでもあります。その後、地方からの強い要望を受け、道路財特法のかさ上げ措置は延長となりましたが、3カ年緊急対策についてもそのスピードを緩めることなく、切迫する自然災害から県民の生命と財産を守るため、防災・減災の取り組みをさらに進めていかなければなりません。

そこで、もし令和2年度で3カ年緊急対策が終了された場合、本県の公共土木分野における防災・減災のインフラ整備にどのような影響が出ると考えられるのか、知事にお聞きいたします。

また、影響を受けるという意味で、まだまだ防災・減災、インフラ整備を進めていく必要のある市町村に加え、産業振興、観光振興などストック効果の観点から影響を受ける企業や団体など民間とも連携し、必要かつ十分な予算の確保を講じるよう求めていくことが肝要と考えます。

そこで、このことを踏まえ、市町村や県内経済団体など官民の声を結集し国へ訴えていくべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

そのような中で関係大臣からは、3カ年緊急対策後も国土強靱化基本計画に基づき必要な予算を確保していくとの答弁がある一方で、今後



は各自治体みずからが、しっかりと中長期の防災・減災に対する計画を策定することが重要となっており、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画がそれに当たり、国土強靱化関係の一部の補助金・交付金事業の交付要件とすることも検討されております。

そこで、既に策定している高知県強靱化計画も国の方針に沿った形に磨き上げるべきと考えますが、県計画の改定状況について危機管理部長にお聞きします。また、県内市町村における国土強靱化地域計画の策定状況について、あわせてお伺いいたします。

また、策定や予定が立っていない市町村があるとするならば、令和2年度からは地域計画に位置づけられた事業が交付金の重点配分条件になり、令和3年度からは交付金の要件となることを検討されていることを十分理解しているのでしょうか。

そこで、要件化されるに当たって、国が提示する期限までに計画を策定できていない市町村はどのような影響を受けると考えられるのか、危機管理部長にお聞きします。また、このことを踏まえ、未策定の市町村が早期に策定できるよう県としてどのように支援していくのか、あわせてお伺いいたします。

防災・減災対策における地方財政対策の新たなメニューとしまして、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等のしゅんせつを実施できる、緊急浚渫推進事業費が創設されようとしております。治水関係予算については回復傾向にあるとはいえ、ピーク時に比べまだまだ6割程度であると指摘される中で、今回のしゅんせつ等に係る事業費の創設は大変ありがたいことだと考えます。

そこで、本県としてどう生かしていくのか、土木部長にお聞きします。

また、緊急浚渫推進事業費と同じく防災・減

災への新たなメニューとして、都道府県が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置が講じられることとなりました。さきの台風19号では、東北・関東地方に全国から国土交通省の緊急災害対策派遣隊、TEC-FORCEが派遣され、自治体の支援を行い、地元からも高く評価されました。

また、近年地方整備局では定員削減が続いていましたが、来年度には全国で101名の定員増が認められました。技術職員の少ない市町村にとって、いざというときに国、県から受ける技術的な支援は心強いことから、県においてもさらなる体制の強化が求められます。一方で、災害対応の実効性を高めていくためには、現場でTEC-FORCEと緊密に連携することが最も重要と考えます。

そこで、災害現場における本県の土木職員とTEC-FORCEとの連携についてどう考えるのか、土木部長にお聞きします。

最後に、公共事業費の個別補助化についてお聞きします。政府は、従来自由度の高い交付金を通じ地方のインフラ整備を支援してきましたが、災害の多発や施設の老朽化といった課題が山積する中、交付金の一部を特定の事業に支出する個別補助に転換、拡充を図ることとしております。赤羽国土交通大臣は、昨年12月20日の閣議後会見において、相次いで発生する甚大な自然災害を踏まえ、国と県と市町村が連携し防災・減災対策を迅速かつ着実に実施する必要があることから、特定の事業に対し確実かつ集中的に予算を充てることができる個別補助が効果的という認識を示すとともに、令和2年度以降も個別補助化を進める方針が述べられました。

そこで、個別補助化が進むことにより本県において期待される効果とはどのようなものか、

知事にお聞きいたします。

とりわけ、道路メンテナンス事業の補助金の創設は、大規模な橋梁等の補修工事を抱える自治体にとって、個別、集中的に予算が配分されるため、事業に安心して取り組むことができることとなります。他方、従来の交付金が補助金に移行することから、社会資本整備交付金や防災・安全交付金は減少することが予想されます。そうしますと、個別補助がついた自治体はよいとして、つかなかったところは交付金が減ることになります。

そこで、このような道路メンテナンス事業を初めとする公共事業費の個別補助化など公共事業予算のルール変更にどう対応し、十分かつ有利な予算を確保していくのか、県としての戦略を土木部長にお聞きします。また、このことを踏まえ、市町村もしっかり予算を確保することができるよう県としてどのように支援していくのか、あわせてお伺いしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 横山議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、これまでの私自身の経験、人脈を今後の県政にどう生かしていくのかについてお尋ねがございました。

私は、昭和60年に当時の自治省、現在の総務省に入省した後、34年間にわたりまして消防庁、内閣府といった省庁を含めます中央省庁で勤務をし、また福岡県や島根県、大阪府では幹部職員として地方自治の行政経験を重ねてまいりました。この間、総務省では、地方交付税制度あるいは地方税制度の企画、運用の業務を通じまして、地方の振興に向けました対応策、地方財政制度のあり方などについて視点を持ち続けてまいりました。そして、福岡県や島根県などの地方勤務におきましては、厳しい財政状況のも

とで財政規律を保ちながら地域の振興を図っていくことの難しさを、まさに現場で肌で感じてまいりました。こうした経験を今後の県政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さらに、消防庁におきましては、東日本大震災を初めといたします大規模災害の対応にかかわりまして、被災地に全国の消防、救急の部隊を応援派遣する業務にも携わりました。発災時の即応体制はもとよりでありますけれども、高知県の防災対策をさらに充実させまして、県民の皆様の安心・安全の確保、向上に努めてまいります。

また、大阪府の副知事時代には、関西圏の経済界、政界を初め、さまざまな業界の皆様との人脈が広がりました。そうした人脈を生かしまして、関西圏の行政関係者、経済界の皆様からアドバイスをいただきながら、本県の誇る食や観光といった分野の魅力を積極的に発信をし、関西圏の経済成長を高知県に取り込むことができるような施策を展開してまいります。

これまで私は、地方自治を中心に経験を重ねてまいりましたけれども、ここで得た人脈の活用を基本としながらも、中央省庁あるいは大阪で培いました、経済界などを含みます地方自治にとどまらない人脈も幅広く生かしまして、県政課題の解決につなげたいと考えております。そして、さらなる県勢浮揚のために役立つことができるように、全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、産業振興計画の地域アクションプランの強化策につきましてお尋ねがございました。

地域アクションプランは、地域の資源や特性を生かした地域主体の取り組みをビジネスとして育てまして、地域の基幹産業へと発展をさせていきます、まさに中山間地域の活性化のために欠かすことのできない大変重要な取り組みであると考えます。このため、県内7つのブロッ

クに設置をいたしました産業振興推進地域本部を中心といたしまして、市町村、事業者の方々と連携をし、地域地域で強力に取り組みを支援してまいりました。その結果、第1期産業振興計画のスタート時点から平成30年度末までの10年間の累計で、雇用の増加数は1,641人となっております。また、産業振興推進総合支援事業費補助金で支援をいたしました事業者の売上額も、累計で約68億円増加するなどの成果が上がっておりまして、一定の手応えを感じているところでございます。

しかしながら、議員からの御指摘にございましたように、さらなる飛躍に向けまして乗り越えるべき課題もございます。第4期計画では、特に次の2つのポイントで取り組みを支援する施策を強化いたしたいと考えております。

1つ目は、地域アクションプランを目指す事業者への支援の強化であります。具体的には、特にマーケティングあるいは戦略づくりの局面を支援いたしますアドバイザーを新たに派遣することによりまして、地域のアイデアをビジネスプランへと深めてまいりたいと思います。また、2つ目は、数値目標に対する成果が十分でないプランへの支援の強化でございます。目標の達成と地域への経済効果をさらに高めていくために、課題一貫支援型アドバイザー制度を新たに設けまして、課題の明確化、その解決、磨き上げまでを切れ目なくサポートしてまいります。

こうした強化策を地域の方々や市町村と協働し、地域地域でしっかりと展開をしていくことによりまして、地域の産業として定着、発展をさせまして、若者が誇りと志を持って暮らしていけることができるように取り組んでまいります。

次に、土佐和紙に対する思いと土佐和紙総合戦略への所見についてお尋ねがございました。

1,000年以上の歴史があると言われます土佐和紙は、美濃、越前と並びます日本三大和紙に数えられております。また、本県には世界的にも高いシェアを有する製品あるいは技術を持ちます製紙企業が多数存在しておりまして、その多くは土佐和紙の生産技術を発展させてきたものであります。このような伝統を有します土佐和紙は、後世に引き継いでいくべき本県を代表する産業であるというふうに考えております。しかしながら、土佐和紙を取り巻く状況は、生活様式の変化に伴います需要の減少あるいは後継者不足、原料のコウゾ生産の減少などから、大変厳しい状況にあると受けとめております。

このため、県では、昨年度に庁内の関係部署から成りますプロジェクトチームを立ち上げまして、生産や流通などに携わるの方々からも御意見をいただき土佐和紙総合戦略を策定いたしたところでございます。具体的には、4つの局面、1つは原料の確保、2つ目は後継者の育成、3つ目は販売促進、4つ目は文化の発信、この4つの基本方針を定めまして、方針ごとに戦略を掲げまして、取り組みを進めております。

これまでに、コウゾの生産拡大のための試験栽培を開始いたしますとともに、2年間の研修を通じた和紙生産の後継者育成にも努めております。また、県外での土佐和紙展の開催、県内文化施設での企画展など、販売促進や文化の発信につながる取り組みも行っておりまして。さらに、来年度は国際的な版画展で第11回目となります、高知国際版画トリエンナーレ展を開催することといたしております。

こうした取り組みをより実効性の高いものとするために、来年度は生産者や流通事業者などにも御参画をいただきまして、新たな組織を設置することといたしております。この組織では、戦略の磨き上げや実行面におきまして専門的な御助言をいただきますとともに、関係者には当

事者として参画いただくということも期待をいたしております。

今後も、関係いたします団体あるいは市町村などと一体となりまして、土佐和紙の持続的な発展を目指して、危機感を持って取り組んでまいります。

次に、少子化対策の取り組みに向けました決意についてお尋ねがございました。

本県の少子化の現状は、平成30年の合計特殊出生率が1.48と、平成21年の1.29を底に回復基調にありますものの、出生数は過去最低の4,559人となっております。このままで推移いたしますと、県の人口は令和42年に約39万4,000人まで減少すると予測されておりますが、さまざまな対策をいわば総動員することで、これを約55万7,000人ととどめたいと考えております。

少子化の背景には、出会いの機会の減少、経済的生活基盤の弱さ、あるいは仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての不安感などさまざまな要因がございます。そのため、出会いの機会の創出や安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりなど、ライフステージの各段階に応じた対策を総合的に講じてまいります。あわせて、こうした取り組みをより大きな効果につなげるため、官民協働によります県民運動として進めてまいります。

このまま出生率が改善されなければ、今の子供たちが社会を支える時代には、我が国全体の活力が失われることとなります。出生率の人口置換水準、人口を維持できるための水準でございますが、2.07までの回復、そして希望出生率2.27の実現に向けましては、広い意味の少子化対策も力強く進めていくことが重要であります。このため、地産外商により仕事をづくり、若者の定着、増加を図ります産業振興計画や中山間地域の対策にもしっかりと取り組んでまいります。

少子化の克服は決して容易ではなく、対策の効果が発現するまで息の長い取り組みが必要となつてまいります。そうした中におきましても、課題に向き合い、それぞれの施策についてしっかりと検証しながら、着実に成果を積み重ねてまいりたいと考えております。そして、希望する誰もが安心して結婚・妊娠・出産・子育てをできる社会が実現されますよう、私自身が先頭に立って全力で取り組んでまいります。

次に、この具体策として、男性の育児休業の取得の推進についてお尋ねがございました。

私自身の経験といたしましては、若いころはいわゆる激務の状態にあったこともございまして、父親といたしまして子育てへの気持ちはありましたものの、十分にその役割を担うことができていなかったというふうに思っております。また、職場におきます上司といたしましても、意識をして育児休業の取得を促すまでには到底至らなかったというのが正直なところでございます。

そうしたみずからの過去を省みますとともに、現在大いに時代が変化しております、男性の育児休業の取得促進は、少子化対策という意味に加えまして、働き方改革の観点からも重要な取り組みだと考えております。実際、私が霞が関の中央省庁の人事担当者などと意見交換をいたしておりますけれども、最近の状況を見ますと、やはり優秀な人材確保という観点からも、こうした働き方改革、育児休業の取得を含めました改革を進めていかなければ人材の確保すらままならないと、そういう大きな危機感を抱いていると痛切に感じておりまして、そうした危機感は、私自身も共有をしているところでございます。そういうこともありまして、今回県内企業などの令和6年の育児休業の取得率を30%にするという目標を設定することにいたしました。

県民の意識調査によりますと、男性の取得率



が低い理由といたしまして、職場が忙し過ぎて休暇を言い出せる雰囲気でないとの回答が最も多くなっております。そうしたことから、企業のトップなどへの意識醸成を初めといたしまして、休暇などを取得しやすい職場環境づくりが必要だと考えております。このため、男性の育児休暇・育児休業の取得促進宣言への賛同を企業の経営者に働きかけますとともに、官民協働によるトップセミナーの開催などによりまして、意識醸成を図ってまいります。また、高知家の出会い・結婚・子育て応援団交流会の開催などを通じまして、先進事例を横展開してまいります。

加えまして、県庁といたしましては、まず隗より始めよということがございます。率先垂範を心がけまして、令和4年度の末までには取得率30%、前倒しで達成をする、そして令和6年度末までに50%というかなりチャレンジングな目標を掲げまして、私自身が先頭に立って取り組んでまいります。具体的には、職員向けのメッセージを発信いたしましたり、対象者の把握、バックアップ体制の構築まで、一連の新しい仕組みを設けてまいります。

また、取り組みを進めるに当たっては、私自身が各部局長と協議をいたしまして、部局別の数値目標の設定をお願いしまして、PDCAサイクルを回しながら、この目標達成を目指してまいりたいと考えております。

次に、国土強靱化に関連いたしまして、3年間の緊急対策が終了された場合、本県のインフラ整備にどのような影響が出るのか、また官民の声を国に訴えていくべきではないのかというお尋ねがございました。関連をいたしますので、あわせてお答えをいたします。

近年、全国の各地におきまして、災害が頻発、また激甚化をしております。深刻な水害や土砂災害がもたらされております。防災・減災に

資するインフラ整備の重要性が一段と高まっている状況だと思います。現在、本県におきましては、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」も最大限に活用いたしまして、インフラ整備をより一層加速いたしております。しかし、御指摘もございましたように、この3カ年の取り組みだけでは、本県のインフラが十分に形成をされるとは到底言えません。今後とも、スピードを緩めることなく、防災・減災に資するインフラ整備を推進しなければいけないと考えているところでございます。

そのような中で、3カ年緊急対策が終了いたしまして、公共事業予算が縮小されるということに仮になりますと、現在せっかく加速して取り組んでおりますインフラ整備のスピードが緩むということになります。したがって、3カ年緊急対策後におきましても、これまでの整備のペースを緩めることなく、継続的に事業を進めることができる予算を安定的に確保することが必要不可欠であると考えております。

このため、県内の市町村はもとよりでございますが、インフラの利用者となります経済団体の方々のお声もしっかりとお聞きをし、また取りまとめながら、国などに対しまして、整備の必要性を訴え続けまして、公共事業予算が安定的に確保されるよう、精いっぱい取り組んでまいります。

最後に、公共事業費の個別補助化が進むことによりまして、本県において期待される効果はどのようなものかとお尋ねがございました。

平成30年11月に、国の財政制度等審議会が取りまとめました建議におきまして、実効性の高い防災・減災対策を進めるために、国の個別補助によります計画的、集中的な支援を検討すべきであるという旨が示されたところでございます。これらの意見なども踏まえまして、国土交通省では、対策が急務であります防災・減災対

策などにつきまして個別補助の創設、拡充を進めておられるところでございます。この個別補助化が進みますことで、例えば地震や津波対策などの大規模かつ長期間を要するインフラ整備の計画的かつ集中的な進捗が可能となります。本県におきます国土強靱化をより一層加速させることができるというふうに考えております。

一方、交付金のほうについては、地方にとりまして自由度が高く、創意工夫を生かせるといったメリットもございます。本県におきましては、交付金制度の趣旨を生かしまして、地域の実情も踏まえながら優先順位や地域特性を考慮し、効率的、効果的な整備を図ってきたところでもございます。他県と比べまして立ちおくりしております県内のインフラ整備にスピードを緩めることなく取り組むためには、個別補助への予算の集中によりまして、その意味で、これまで確保されてきた交付金が縮小されてはならないという関係にあると思います。

したがいまして、引き続き国に対して、緊急性の高い防災・減災対策への補助事業による支援を働きかけてまいりますとともに、地域の実情を踏まえましたインフラ整備が着実に推進されますように、交付金の安定的な確保についてもあわせて訴えを続けてまいります。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、少子化対策総合プラン前期計画の課題と今後の改正、強化のポイントなどについてお尋ねがございました。

前期計画では、地域子育て支援拠点の実施箇所増加といった子育て支援策の充実が図られるなど、それぞれの取り組みが一定進んだものの、まだ十分とは言えない状況です。また、未婚化・晩婚化傾向にある中、結婚を希望しながらも出会いにつながる行動を起こしていない方

が多いといった独身者の行動特性が明らかになっています。加えて、育児をしている女性の有業率が上昇する中、仕事と子育ての両立が難しい、子育ての身体的、精神的な疲れに対する不安といった声があります。

このため、次期計画においては、官民協働によるライフステージの各段階に応じた一連の対策は継承しながら、支援を希望する県民の皆様にしめ細やかに対応できるよう、対策を強化することとしております。具体的には、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行う高知版ネウボラの体制を構築し、子育て家庭の孤立化の防止や子育て支援サービスの一層の充実を図ることとしています。また、出会いへの支援を希望する方が具体的な行動を起こせるよう、婚活サポーターの増員による情報発信の強化や、マッチングシステムの利便性と認知度の向上を図り、より多くの出会いの機会を創出してまいります。

あわせて、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、育児休業取得率の目標値を新たに設定することとしています。特に、男性の育児休業取得率については、国の目標値を1年前倒した数値としており、働き方改革の取り組みとあわせて、育児に関する休暇等を取得しやすい環境づくりを推進してまいります。

次に、高知版ネウボラの推進と市町村への支援についてお尋ねがございました。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行う高知版ネウボラは、母子保健や子育て支援、児童福祉に関する部門が緊密に連携し、家庭状況を含めた子供の情報を定期的に共有しつつ、子供の成長段階に応じてそれぞれが担うサービスを適切に提供していく取り組みです。この取り組みでは、市町村の子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等の専門職を母子保健コーディネーターとして配置して、

母子健康手帳交付時に面談するなど、早期から妊婦への支援を開始しています。このような子育て世代包括支援センターは、現在19市町村、20カ所に設置されており、来年度には30市町村にまで拡充される予定となっております。また、身近な地域で親子が交流、相談できる地域子育て支援センターなどの利用を促していくほか、個々の子育て家庭のニーズに応じた延長保育や一時預かり事業などの必要な子育て支援サービスが適切に提供されるよう取り組んでまいります。

こうした取り組みの中で、リスクがある場合には、母子保健と児童福祉の両部門や保育所、幼稚園などの子育て支援部門、さらには児童相談所との連携を強化し、早期の段階で適切に対応することで、虐待などの未然防止に努めてまいります。さらに、発達障害に関するフォローが必要な子供については、早期発見と適切な支援につながる体制の充実に取り組んでまいります。

こうした高知版ネウボラを推進するため、健康政策部や教育委員会と連携して、地域の子育て支援機関のネットワークの構築を初め、人材の育成や支援機能の強化などに積極的に取り組み、市町村を支援してまいります。

最後に、高知家の子どもの貧困対策推進計画の改定についてお尋ねがございました。

高知家の子どもの貧困対策推進計画につきましては、幼少期においては生活や就労面などの保護者への手厚い支援を中心とし、学齢を重ねるに従って、学びの場や居場所づくりなどの子供たち自身を見守り育てるための支援を中心として取り組んでまいりました。

こうした中、生活保護世帯や児童養護施設の子供の高校卒業後の進学率は上昇してきましたが、県全体の平均には届いていない状況です。また、刑法犯少年の非行率も全国水準まで改善

してまいりましたが、再非行率は依然として全国平均を上回って推移しております。一方、保護者に関しましては、育児をしている女性の有業率が増加する中、母子世帯の正規雇用率は向上してまいりましたが、年間就労収入200万円未満の世帯が約6割を占めるなど、まだまだ十分とは言えない状況となっております。

このため、次期計画では、放課後等における学習の場の充実や再非行防止に向けた対策に引き続き取り組むとともに、施設に入所している子供や生活困窮などの厳しい環境にある子供たちの社会的自立に向けた支援を強化してまいります。あわせて、保護者の就労支援では、単に職を得るにとどまらず、所得の向上につながる資格取得への支援や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターと高知家の女性しごと応援室などとの連携強化による雇用の促進に引き続き取り組んでまいります。また、地域における子育て支援の場の拡充などにより、働きながら子育てしやすい環境づくりをさらに推進してまいります。

今後とも、厳しい環境にある子供たちの現在から将来が、子供たち自身の努力の及ばない不利な環境により閉ざされることのないよう、PDCAサイクルをしっかりと回しながら、子供の貧困対策に取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、市町村図書館の子育てサービスなどの現状と、市町村図書館の振興に向けた今後の取り組みについてお尋ねがありました。

現在、県内の多くの市町村図書館や公民館図書室では、地域のニーズや実情に応じて、親子を対象にした読み聞かせや読書に関するイベントなど、多様な子育てサービスが実施されております。例えば、津野町立図書館では、親子読書室での読み聞かせや育児相談を定期的で開催

しているほか、居心地のよい空間づくりを通して、子供たちが安心して過ごせる居場所として図書館が機能しております。市町村図書館のこうした取り組みを支援するため、オーテピア高知図書館では、児童書や育児関連図書のまとめ貸しや、図書館職員対象の児童サービスに関する研修、また児童書の全点購入を行い、選書の参考としていただくための巡回展示などを実施しております。

また、図書館は、地域の活性化や交流の拠点としても大きな可能性を持つ知のインフラであるというふうに考えております。このため、今後は高知県図書館振興計画に基づき市町村の教育委員会や首長部局に対して、情報資源の活用により産業振興や地域の課題解決につながった例や、地域づくりの中核施設として交流人口の増加に寄与している例など、全国の成功事例も紹介しながら図書館振興のメリットを理解いただき、図書館の価値や施策としての優先度を高めていただけるよう、あらゆる機会を通じて働きかけてまいります。私も説明に回らせていただきたいというふうに考えております。

あわせて、現在計画中也含めて10の市町村において、図書館や図書室の改修や建てかえが進んでいることから、これを機に子育て支援も含め図書館サービスの充実が進むよう、訪問による相談、助言や開館時の図書のまとめ貸しなど、オーテピア高知図書館とともに支援に取り組んでまいります。

次に、小中学校、高等学校、特別支援学校における臨時休校の期間中、児童生徒の予防対策にどう取り組むのかについてお尋ねがございました。

2月27日に、政府から、全国の小・中・高校及び特別支援学校の一斉臨時休業について要請があり、このことを受け県教育委員会では、3月4日から県立学校の一斉臨時休業の方針を決

定するとともに、市町村教育委員会にも同様の対応を依頼いたしました。今回の臨時休業は、新型コロナウイルスが各地に広がっており、高知県も例外ではなく、健康、安全にかかわる重大かつ緊急な措置であることを周知しました。また、各学校において児童生徒に対しては、感染リスクをできる限り避け一人一人が感染予防に努めていくことを理解させるため、休業に入る3月4日までの準備期間中に、臨時休業中はあくまで自宅学習期間であること、部活動等についても禁止すること、不要不急の外出は控えることなども指導をしております。

学校の一斉休業に当たり、子供たちの感染リスクが増大することがないようにするためには、保護者、県民の皆様にも今回の臨時休業の趣旨を十分に御理解いただくことが大変重要だと考えております。家庭や地域では、感染拡大防止に向けてマスクの着用や手洗いの励行、アルコール消毒の推奨など感染予防対策を実施し、子供たちが不要不急の外出は控えるよう御協力をお願いしたいと考えております。

なお、臨時休業期間中は、各市町村の少年補導育成センターや県警察には、量販店など多くの人が集まる場所において不要不急の外出をしている児童生徒を見かけた場合には、臨時休業の趣旨を説明して、感染防止のために帰宅を促す声かけなどを行っていただくよう協力をお願いしております。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) まず、国の支援拡充を踏まえ、県内自治体病院における小児医療サービスの向上をどのように支援するのかとお尋ねがございました。

周産期医療、小児医療の入院医療につきましては、24時間の対応が求められますので、本県では、医師の厳しい勤務環境の緩和と医療の質の確保の観点から、公的病院も含めて集約化が



図られております。他方、外来医療につきましては、産婦人科、小児科の民間医療機関が少ない郡部では、公立病院の3病院が小児科を、4病院が婦人科の外来診療と妊婦健診を大学等の支援を受けながら行っております。

こうした状況の中、議員のお話にもありましたように、国の令和2年度当初予算案において、公立病院に対する地方財政措置の見直しが示されています。これは、周産期医療、小児医療のうち、入院医療に対する措置ということですが、経営面から本県の周産期医療、小児医療の充実につながるものであり、各公立病院の開設者にはお伝えをしています。

また、県としましては、その他、個々の公立病院のみの取り組みでは困難な産婦人科・小児科医師の養成や定着、そして県内で医師としてキャリアが積めるような環境整備のための地域医療介護総合確保基金の活用や医師確保に向けた大学などへの診療支援の働きかけなどを行っており、今後ともそうした取り組みなどを通じて小児医療サービスの向上への支援を行ってまいります。

次に、県内の子供に対する新型コロナウイルス感染症対策をどのように講じていくのか、また県内の小児医療機関などといかに連携を図るのかのお尋ねがございました。

昨日、PCR検査の結果感染が確認され、高知医療センターに入院となりました小学生の児童につきましては、症状はないと聞いておりますものの、児童に感染者が出たということで、小さいお子さんをお持ちの親御さんはさぞかし御不安をお持ちのことと思います。

この新型コロナウイルス感染症は、まだ医学的に未知なところが多いわけですが、やはりまずは外から帰った際の手洗いの徹底やせきエチケットの励行、不特定多数の人が多く集まる場所への長時間の滞在は避けるなどといった基本

的な予防策に加えて、バランスのとれた食事と十分な休養、睡眠をとるなど、規則正しい生活リズムを心がけるよう、お子さんを見守っていただきたいと考えております。

その上で、お子さんに風邪のような症状がある場合には、かかりつけ医による保健指導に従って療養していただくことが基本となりますが、発熱が続いたり強いだるさや息苦しさを感ずるときは、県が設置している新型コロナウイルス感染症相談センターにお気軽に御相談いただきたいと思っております。センターが症状等を聞き取り、検査が必要な場合等については、保健所を通じて個別に帰国者・接触者外来への受診を紹介いたします。

一方、県としましては、これまで各保健所が小児科を初めとした地域の医療機関との間で説明会を開くなどして、外来診療で新型コロナウイルス感染症を強く疑うお子さんを診療した場合の対応等について手順を確認するなど、緊密に連携を図ってきています。お子さんに対する新型コロナウイルス感染症対策におきましては、地域のかかりつけ医による初期段階の対応が重要になりますことから、これからも地域の小児医療機関や医師会、小児科医会などとは十分に連携して、相談体制や医療体制の確保に努めてまいります。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) まず、高知県強靱化計画の改定状況と市町村計画の策定状況についてお尋ねがございました。

国は平成30年12月に、災害から得られた知見や社会情勢の変化等を反映させるといった視点から、国土強靱化基本計画の見直しを行いました。これを受けまして本県でも、高知県強靱化計画の改定作業を進めており、避難所となる施設の非構造部材の耐震対策や避難所の衛生環境の確保、南海トラフ地震臨時情報への対応、要

配慮者への支援対策といった取り組みを反映することとしております。

加えて、国から令和3年度以降、国土強靱化関係の一部の補助金や交付金については、地域計画への事業の位置づけを交付要件とするという方針が昨年8月に示されたため、各省庁から情報収集を行いながら、事業の位置づけに漏れないよう取り組んでおります。本年度中には県計画の改定案を作成し、パブリックコメントや市町村への意見照会を経て、本年5月に改定することとしております。

また、市町村計画の策定状況につきましては、既に策定している高知市と佐川町以外の市町村においても、国の方針を受けて策定に向けた取り組みを開始しており、令和2年度中に全市町村の策定が完了する予定となっております。

次に、計画を策定できていない市町村が受ける影響と、未策定の市町村に対する県の支援についてお尋ねがありました。

現在のところ、地域計画の策定が交付要件となる具体的な国の補助事業等は示されておられません。要件化された場合、計画を策定できていない市町村については補助が受けられなくなる可能性が高いと考えております。これまでの国からの情報によりますと、おおむね令和2年中に計画案を策定し、令和2年度末までに策定を完了すれば、令和3年度からの要件化に対応できるものと考えております。こうしたことを踏まえて、市町村に速やかに計画を策定していただく必要があったことから、県では要件化の方針が示された昨年8月以降、随時国からの情報を提供するとともに、昨年11月には国と合同で説明会を開催するなど、早期策定に向けた働きかけを行ってまいりました。

今後は、市町村が計画を策定する上で参考としていただけるよう県の計画や関連資料を提供するとともに、計画策定に要する経費に対する

財政支援や地域本部による技術的な支援などを行ってまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、国の緊急浚渫推進事業費をどのように生かしていくのかのお尋ねがございました。

本県に大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨の後、土砂の堆積状況などを点検し、浸水の危険性が高まっていることが判明した河川につきましては、国の3カ年緊急対策などを活用し、堆積土砂の掘削など洪水を安全に流すための対応を実施してきております。

河川では、台風や豪雨のような異常時のみならず、平常時にも自然の作用により土砂の堆積や樹木の繁茂が蓄積されることから、河川の状態を定期的に点検し、掘削や樹木伐採などの必要な対策を行い、常に河川的能力が発揮できるよう適切に維持管理することが大切と考えております。

このため、来年度は氾濫により家屋などへの影響が大きい箇所において、土砂の堆積状況を定期的に記録する仕組みをつくり、より計画的な維持管理を進めます。そのために必要な経費としまして、来年度創設される有利な緊急浚渫推進事業費を最大限活用し、今年度の3.8倍の予算を今議会に提案させていただいております。緊急浚渫推進事業は5年間と時限的な制度のため、この間に適正な維持掘削の実績をしっかりと積み上げながらその必要性を整理し、継続的な取り組みとなるよう他県とも協力・連携するなどして、国に訴えてまいります。

次に、災害現場における本県の土木職員とTEC-FORCEとの連携についてお尋ねがございました。

国土交通省のTEC-FORCEは、大規模災害が発生した場合において地方公共団体等の応急活動を迅速に支援するため、平成20年に創

設された制度です。

県がTEC-FORCEの支援を受けました近年の事例といたしましては、平成30年7月豪雨において安芸川の堤防が侵食され決壊のおそれが生じた際に、大型の照明車の配置や大型土のうを提供いただき、堤防の決壊を防いだという事例がございます。

TEC-FORCEは、高度な技術力を踏まえた被災状況の調査を初め、大型の照明車や排水ポンプ車など災害用の機材を多く保有していることから、県だけでは対応が困難な被災現場の応急復旧において、その支援は非常に有効だと考えております。このため、発災直後の混乱した現場においても迅速にTEC-FORCEの支援要請を行うとともに、円滑な受け入れができるよう過去の経験も踏まえた体制と手順などを定め、本県の土木職員との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、公共事業費の個別補助化を受け、どのような戦略で予算を確保していくのか、また市町村の予算確保に向けた支援についてお尋ねがございました。

個別補助化により、防災・減災対策やインフラの老朽化対策といった重要施策について、安定的な支援が得られることとなります。補助化された事業につきましては、例えば道路メンテナンス事業の場合、各道路施設の長寿命化修繕計画に基づき、予算規模とスケジュールを国に対してしっかりと示すことで、継続的な予算確保につながると考えております。一方で、中山間の道路整備などを進めていくためには、交付金をしっかりと確保していくことが重要であるとも考えております。交付金は、来年度から国土強靱化地域計画に基づく事業について重点的な予算配分を行うとの方針が示されていることから、この方針をしっかりと踏まえ、必要な施策について明確に計画へ位置づけてまいります。

こうした取り組みを通じ、今後も本県のインフラ整備が着実に推進できるよう、補助事業の継続的な予算確保に取り組むとともに、県内のインフラ整備に必要な交付金もしっかりと確保してまいります。また、市町村の予算確保につきましても、県と同様に長寿命化修繕計画や国土強靱化地域計画の策定を進めていただくことが有効であることから、県としまして、市町村の計画策定に対して積極的に支援してまいります。

○10番（横山文人君） 知事初め執行部より丁寧な御答弁をいただきました。今回、濱田知事への初めての質問となりましたが、国難として我々が立ち向かわなければならない少子化対策、また切迫する自然災害について主に質問をさせていただきました。

そして、現在新たな国難とも言える新型コロナウイルス感染症が県民生活を脅かしております。濱田知事におかれましては、そのような厳しい時代の知事として、これまで積み上げてこられました行政経験と幅広い人脈、また地方自治のトレーニングの成果を、県民のために存分に振るっていただきたいと存じます。そして、高知県の未来をどのように切り開いていくのか、このことについても県民とともに鋭意取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

これまで我が国の大きな転換点には、強い地方の存在がありました。中山間地域の発展なくして本県の発展なし、また強い地方なくして日本の未来はないと考えます。そのためにも、令和新時代の強い地方の代表として本県が輝けるように、今後の県政のかじ取りを担っていただきますようお願い申し上げます。

結びに、濱田知事の実質的なスタートである令和2年度が、県民と県庁にとりまして実り多きものとなりますよう御期待申し上げますとともに、これまで県庁を支えてこられました今期

で退職される県職員の皆様に感謝と敬意を表しまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩



午後1時再開

○議長(桑名龍吾君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

6番田中徹君。

(6番田中徹君登壇)

○6番(田中徹君) 自由民主党の田中徹でございます。

初めに、地方創生についてお伺いいたします。

今定例会は濱田知事就任後初めての当初予算案が上程されています。また、同時に予算編成の骨格ともなる産業振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略など大きな計画が改定時期を迎えようとしています。これまでも私は、人口減少問題が最大の課題であるとの認識から、移住促進など社会増につながる取り組みを積極的に質問してまいりました。やはり、当面の県政課題は人口減少や高齢化社会への対策であると同時に、いかにして人口減少を克服し、経済を活性化させるかだと考えます。

そこで、濱田知事への初めての質問項目として、人口減少問題についてお伺いします。5年前のちょうど今ごろは、県も市町村も国の新たな政策、地方創生に向けて、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に追われていたことが、きのうのこのように思い出されます。あれから5年が経過し、第1期の総合戦略から第2期へと新たなステージに入ろうとしています。

国は第2期総合戦略において、関係人口の創出や拡大とSociety5.0の推進、SDGsの促進といった新たな目標を打ち出しています。しかしながら、現状は人口減少に歯どめがかからず、対策の柱に掲げた東京への一極集中の是正は逆に東京への一極集中が加速するなど、地方創生の取り組みは依然厳しい状態が続いています。

そんな中、本県の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略案では、2023年度の人口の社会増減の均衡を図り、2060年の本県人口を約55万7,000人とする将来的な人口ビジョンを示しました。東京一極集中が加速する現状への認識も踏まえ、この高い目標を実現するための知事の決意をお伺いします。

また、2023年度の人口の社会増減の均衡を図るためには、県外からのUターン者を含めた移住の促進策をさらに強化しなければならないと考えます。これまでも移住者1,000組の定常化に向け、さまざまな施策を展開してまいりましたが、今後人口が減少する中で、さらには他県との競争も激化する中での移住者1,300組の達成は、極めて困難な目標数値の設定だとも感じます。直近5年間の推移を見ても、毎年2,000人程度の社会減が続いている状況です。今後は、関係人口も含めた、県民総動員で県民運動として展開していく必要もあるでしょう。

そこで、県外からのUターン者を含めた移住促進の具体的な施策の展開について産業振興推進部長にお伺いします。

さきにも述べましたように、県内市町村においてもまち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期への改定を迎えますが、これまでの第1期の5年間、県として市町村の総合戦略の取り組みにどのような支援を行ってこられたのか、また今後どのように支援していかれるのか、産業振興推進部長にお伺いします。

次に、地産外商についてお伺いします。



これまで濱田知事は、県知事選挙への出馬を決断されて以降さまざまな機会を通じて、経済活力に満ちている関西圏との連携を強化することにより、経済活力を高知に呼び込み、本県経済のさらなる浮揚を図っていくと表明されていますが、今後外商活動を全国展開し海外への輸出を強化するためには、関西圏のみならず海外への知事のトップセールスも非常に重要になってくると思います。一例を挙げれば、I N A P 会議に合わせて行われる商談や企業訪問などにおいては、知事が直接行うことで絶大な効果があると思います。

今後は、経済的、文化的な交流のある海外の都市を訪問することも多くなってくると思いますので、ぜひトップセールスを行っていただきたいと思います。また、率直に、海外の国や都市に濱田知事のこれまでの行政経験や人脈を生かしたつながりがあるのか、お聞きしたいと思います。

今後の海外へのトップセールスも含め、地産外商の強化について知事の御所見をお伺いします。

また、今後海外への輸出を強化するためには、県産品を販売する海外拠点のさらなる強化が必要であり、そのためにも戦略が求められていると思います。他県でも官民連携による多様な運営により海外に販売拠点を設けています。本県では、これまでユズや土佐酒、さらには水産物と輸出を伸ばしてきましたが、やはり本県の強みである食を海外へ売り出すことを考えれば、海外においても高知をアピールできるアンテナショップのような拠点をふやすことも必要ではないかと考えます。

そこで、今後の海外への食の輸出強化策や販売戦略について産業振興推進部長にお伺いします。

次に、高知龍馬空港の新ターミナルビルの整

備と国際線の誘致についてお伺いします。これまでも高知龍馬空港に関する質問はたびたび行ってきましたが、濱田知事が就任されてから初めてになりますので、質問に入ります前に、少し高知龍馬空港や飛行機について私自身の思いを述べさせていただきたいと思います。

私は、高知龍馬空港から直線距離で約3キロのところに生まれ育ち、また現在も居住しておりますので、物心ついたときから日常的に自宅の上を飛ぶ飛行機を見上げ、そしてエンジン音を聞きながら生活してきました。そのような環境で育ちましたので、幼少期から自然と飛行機に憧れを抱くようになり、飛行機を見ては、航空会社名と機種名を叫んでいたことを今でも覚えていています。

私の息子と娘も同じ環境で育っておりますので、私と同じように飛行機に憧れを持ち、2人とも見ることも乗ることも大好きです。休日には、空港近くの公園で離発着を見ることが好きでした。時には、高松空港に隣接するさぬきこどもの国へ家族で出かけることもありました。そんな中、私も政治に携わるようになり、何とか空港を活性化したいという思いをずっと持ち続けてまいりました。

また、昨年の県議会議員選挙において、私は南国市に高知県で唯一の空の港である高知龍馬空港があり、この空港があるという強みを生かした政策を展開し、空港を核としたまちづくりを行っていきたくと訴えさせていただきましたので、今回新たなターミナルビルが検討され、整備されることは大変うれしく、今後の可能性に大きな期待を膨らませています。

そのような空港への思いから、本年1月22日に開催されました第6回高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議を傍聴させていただきました。その検討会議において、国際チャーター便や国際定期便に対応可能な最低限の施設

を先行整備し、航空需要を見ながら増築する段階的な整備手法が確認され、次の整備時期については、国際定期便を運航する航空会社の2社目の就航が決まったときと説明されました。しかしながら、検討会議の資料によれば、次の整備には増築に要する期間も加え、新たに20カ月が必要と示されています。この整備手法は、もう少し期間の短縮に向けた議論が必要と考えます。

また、新ターミナルビルを整備する目的の一つである国際チャーター便の誘致と、その先にある国際定期便の就航に向けた取り組みを並行して行わなければなりません。まずは、検討会議で説明のありましたアクションプランの目標である年間100往復の国際チャーター便の運航を目指されることと思います。この年間100往復の国際チャーター便の就航を実現するためには、航空会社や旅行商品の造成と販売を行う旅行会社などへのセールス活動が今まで以上に必要となってくると思います。

そこで、新ターミナルビルの今後の整備と、国際定期便化に向けた取り組みについて知事に御所見をお伺いします。

次に、空港へ結節する二次交通を含めた活性化についてお伺いします。以前にも質問をさせていただきましたが、新幹線の開通時期が見通せない中において、空港への鉄道アクセスは非常に魅力を感じますし、利用者の利便性も確実に向上すると考えます。現在は、空港へのアクセス交通手段は空港連絡バスを利用するか、もしくはレンタカーや自家用車の利用が多数を占めているのではないかと思います。今後、新たなターミナルビルが整備されることにより、空港利用者が増加することや、ますます外国人旅行者がふえることを想定すれば、空港施設へ直結する鉄道アクセスを新設することを真剣に考える時期に来ていると思います。

具体的には、ごめん・なはり線の立田駅周辺から空港施設まで、およそ2キロメートルの路線を新設できないかと考えます。空港周辺には高知大学農学部や海洋コア総合研究センターも立地することから、空港駅までにもう1駅できれば、非常に利便性の高いものとなると思います。実現すれば、空港周辺で就学、就労されている方や、特に県東部にお住まいの方の空港利便性は確実に向上します。そして、これまで弱点とされてきた県東部への観光にも新たな流れができることは言うまでもありません。

ここで、熊本県の取り組みを紹介させていただきます。現在、熊本県において、熊本地震で被害を受けた阿蘇くまもと空港を創造的復興のシンボルと位置づけ、空港の活性化による交流人口の拡大と地域の活性化を目指されています。50年、100年先の熊本県の発展を見据え、県民の利便性の飛躍的向上や交流人口、ビジネスの拡大に向けて、空港ターミナルビルの新たな整備や空港アクセス鉄道の実現に向けて全力で取り組まれています。この事業は、これから行われる県知事選挙において大きな争点の一つになっており、熊本県民の大きな関心が寄せられていることをうかがい知ることができます。

本県においても、現在進められています新ターミナルビルの整備とともに、空港へのアクセス鉄道の整備を含めた新たな二次交通の検討や、空港アクセスのさらなる改善など、今後の空港をどう維持・活性化させていくかという議論を続けていくことも必要であると考えます。

そこで、高知龍馬空港へのアクセスの改善を含めた今後の空港の活性化に向けてどのように取り組んでいかれるのか、知事に御所見をお伺いします。

次に、教育環境についてお伺いします。

近年、小学校で授業を拝見させていただく機会がありますが、少し気になることがあります。

それは、担任の先生が板書する字についてです。特に、小学低学年では書くことに重点を置いた学習が行われている中で、担任の先生が書く字というのは、児童に与える先生像にも大きな影響を及ぼすことではないでしょうか。

私自身、小学1、2年生のときには、きれいな字を書く担任の先生に憧れを抱き、将来自分も字が上手に書けるようになりたいと思ったことでした。成人すると、自分が書いた字を見て人はどう思っているのか気になることもあるのではないのでしょうか。

先日、テレビでニュースを見ていた時のことです。それまで何げなく報道を見ていた私も、協定書にサインする濱田知事の字が映し出されたときには、知事、字が上手だなあ、達筆だなあと思わず声が出ました。濱田知事の自筆の字を初めて拝見しましたので、私は強く感銘を受けました。名は体をあらわす、字は体をあらわすという言葉もあります。

濱田知事は幼少期から字を書くことに対してどのような思いを持たれてこられたのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

また、さきに述べましたように先生の書く字というのは、授業を受ける児童生徒に与える影響が大きいと考えます。本県では、今後さらに若手の教員が増加すると思いますが、板書する字を含め板書力を高める取り組みをどのように進めていかれるのか、教育長にお伺いします。

本県の子供たちが、これからの時代をみずからの力でたくましく生き抜き、みずからの夢に向かって力強く羽ばたけるようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる能力を育ていくことが必要だと考えますが、とりわけ今回は体の分野、運動能力や体力向上の取り組みについてお伺いいたします。昨年末、県教育委員会はスポーツ庁が実施した「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の県内結果を

公表しました。小学5年生と中学2年生が対象である、いわゆる全国体力テストと呼ばれるものです。実技調査による体力合計点では、小学5年女子を除き、いずれも過去最高であった前年度より順位を下げ、再び全国平均を下回るという結果になりました。背景には、本県の小中学生の肥満傾向やシャトルラン、持久走などにおける走力の弱さが見られ、小学男子においては2008年度の調査開始以来、ワースト2位ということでした。

小中とも、ほぼ全国水準に追いついた2017年度には、当時の田村教育長が保健体育の授業改善に積極的に取り組んだ成果とコメントされていますが、今回の結果を受けて、どういった点が前回の結果を下回る要因になったのか、教育長にお伺いします。

私は以前より、小中学生の運動能力や体力を向上させるためには、幼児期からの系統立てた取り組みが重要であると考えています。高知大学医学部の講師である野田智洋氏の論文を引用させていただくと、「保育園で子どもたちにとび箱や鉄棒を指導することによって園児の情緒安定にも効果を上げているようで、様々な運動遊びを組み合わせた独自のプログラムを行わせることによって、園児たちの集中力が向上し、自分で感情をコントロールできるようになった」という内容の研究が紹介されていました。また、「子どもの運動不足は心の働きを統合する大脳前頭葉の発達を阻害するため、状況に合わせて感情を制御する能力の低い子どもが増えているらしい。しかし、運動遊びをさせることによって普段使わない筋肉を動かし、彼らの前頭葉に刺激を与えることができる」という見解のものです。なるほど、心と体は一体なのだと思えてきました。

子供が体の動かし方を覚えるのも幼児期だと言われています。社会環境や生活様式の変化に

左右されない体力づくりが理想であり、そういった機会をつくっていくのが大事なのではないでしょうか。

小中学生の運動能力や体力を向上させるためには、幼児期からの系統立てた取り組みが重要であると考えますが、幼児期からの取り組みに関して教育長に御所見をお伺いします。

また、最近気にかかるのは、小学生の登下校における車での送迎の多さです。通学路の危険性やもろもろの事情もあるでしょうが、車送迎を続けていると、子供の持久力が落ちるばかりか、肥満を助長させる一因にもなっているような気がします。

日常的な運動習慣の定着が課題であると、教育長のお答えにもよく出てきますが、本県の児童生徒の肥満傾向や走力の改善など、課題をどのように解決され、運動能力や体力を向上させていかれるのか、今後の取り組みについて教育長にお伺いします。

次に、教育現場における感染症対策についてお伺いします。インフルエンザ感染症を初めとする感染症を教育現場において予防する取り組みは、ますます重要になっていると考えます。年により数に変動はあるものの、毎年インフルエンザ感染症の集団発生により学級閉鎖や学年閉鎖、また学校閉鎖が行われています。本年度は、新型コロナウイルスへの対策が奏功してか、インフルエンザ感染症の罹患者は少ないとの報道もありますが、来年度以降においても感染症による学級閉鎖や学年閉鎖、学校閉鎖の発生数を減少させる取り組みを強化することが重要と考えます。

そこで、児童生徒に対する感染症予防対策について今後どのように取り組まれるのか、教育長にお伺いします。

次に、危機管理についてお伺いします。

今回の新型コロナウイルスへの対応は、濱田

知事の危機管理における手腕が問われる初めての局面であるとともに、重大な事態への対応として、大変重要な政治的局面を迎えていると言っても過言ではないと思います。今回の事象は住民にとって、首長の判断や発信される情報が生活に直結する事柄であることから、大きな関心が寄せられています。

一方で、全国的に感染が拡大している状況で、政府からもさまざまなメッセージが発信されていますが、今なお御自身の行動に対して判断を迷っている県民の方が多くいらっしゃることも事実です。本県においても新型コロナウイルスへの感染が確認されたことにより、今後も引き続き新たな情報を迅速に開示し、発信し続けられることと思いますが、長期化することも見据え、担当部署等に集中する負担を軽減することも考えなければならないと思います。

国難とも言える今回の新型コロナウイルス対応において、情報発信のあり方や体制について力強いリーダーシップを発揮していただきたいと考えますが、高知家の家長でもある知事に決意をお伺いします。

次に、自助の力を高める取り組みについてお伺いします。天はみずから助くる者を助くということわざがありますが、自己責任をめぐる問題は古くて新しいテーマであります。来る南海トラフ地震への備えのみならず、近年の激甚化する台風や集中豪雨、人知をはるかに超えた被害状況を鑑みれば、行政機関や公的機関が対応する公助の限界を感じざるを得ないのも事実です。最後に命を守るのは、自分や家族を自分たちで守る自助、近隣住民や地域の人が互いに協力し助け合う共助とも言われており、その力を高める取り組みの必要性がますます求められてきています。

高齢化社会を迎え、自然災害によるお年寄りの犠牲がふえてきている中、体力的な問題はも



ちろんのこと、ひとり暮らしで情報が得られず、自己判断で命を落とすケースも少なくないとお聞きします。こうした事態を防ぐためには、日ごろから地域で話し合うことで、いざ災害が発生したときにも、すぐに対処できる関係づくりが極めて重要と考えます。過去の事例から学び、起こり得るさまざまな事柄を改めて洗い出し、共有することでおのおの防災意識を向上させていくことが、本当の意味での備えにつながるのではないのでしょうか。

また、昨年9月議会において、自然災害への対策についての私の質問に対し、尾崎前知事から、自助・共助・公助の役割分担をあらかじめ定めておくことが非常に重要であるとの御答弁をいただいております。今まさに、行政への過度な依存を正すことと同時に、自助や共助の力を高める取り組みをさらに進めなければならないと感じています。

そこで、今後は公助にも限界があることを伝えていながら、特に自助の力を高めていくことが重要と考えますが、危機管理部長に御所見をお伺いします。

平成30年7月豪雨を教訓に、地方公共団体が避難勧告等の発令基準や伝達方法を改善する際の参考となる、避難勧告等に関するガイドラインが昨年3月に改定され、1年が経過しようとしています。住民はみずからの命はみずからが守る意識を持ち、みずからの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなりました。しかしながら、実際にはまだまだ住民の避難行動に結びついていないことが多いのではないのでしょうか。

本県では、昨年10月に県が管理する国分川及び鏡川において、想定最大規模降雨による洪水

浸水想定区域図を公表し、今後ほかの河川でも公表を進めていくとお聞きしております。今回想定したような異常な洪水の際には、氾濫が発生するまでに住民が適切な避難を行い、みずからの安全を確保することが重要となります。

そのためには、洪水浸水想定区域図で示された地域の浸水リスクを住民が正しく理解しておく必要があると考えますが、土木部長に御所見をお伺いします。

最後に、eスポーツの活性化についてお伺いします。

初めに、eスポーツとは何ですかと聞かれたときに、明確に答えられる方はまだまだ少数だと思いますので、まずeスポーツとはどういったものなのか、また国内外の現在の状況について触れさせていただきたいと思います。

このeスポーツとは、エレクトロニックスポーツの略で、競技性の高いコンピューターゲームやパソコンゲームを使った電子上で行われる対戦のことをいいます。恐らくほとんどの方がスポーツという言葉からイメージされるのは、主に体を使ったものであり、特に日本では運動競技要素の強いフィジカルスポーツを連想されることでしょう。しかしながら、スポーツの本来の意味は、人間が考案した施設や技術、ルールにのっとり営まれる遊戯や競争、肉体鍛錬の要素を含む身体や頭脳を使った行為の総称であり、思考力や計算力といった頭脳を主体とした、いわゆるマインドスポーツと呼ばれるものも本来はスポーツに含まれているのです。

これまで、日本におけるeスポーツの状況は、世界でトップを走る欧米や中国、韓国と比べかなりおこなわれていると考えられていましたが、2018年末に発表されたユーキャンの新語・流行語大賞のトップ10に入ったことや、2019年茨城国体の文化プログラムの一環として、全国都道府県対抗eスポーツ大会が開催されたことなどを契

機に、現在は市場規模も認知度も急速な進展を遂げています。また、2022年中国・杭州で開催される予定のアジア競技大会ではメダル競技としての採用が決まり、将来のオリンピックでの競技化についても大きな関心が寄せられています。

このようなことから、私もeスポーツに関心を持ち、有識者や関係者にお話を伺うとともに、官民の先進的な取り組みを調査してまいりましたので、今後本県においてどのようにeスポーツとかかわり、また活性化していくのかという視点で質問させていただきたいと思います。

そこで、まず国の動きについてですが、経済産業省では、「世界各国で盛り上がりを見せている「eスポーツ」は、近年、国内においても流行の兆しを見せつつあり、日本のコンテンツ市場においても今後の成長分野として期待されている。民間企業の調査によると、スポンサー料や放映権、チケット販売等のゲーム産業としての市場規模は、2018年時点で約48億円と推計されており、2022年には約100億円に達するとの予測も存在する。一方、「eスポーツ」には、ゲーム産業のみならず様々な周辺市場・産業への経済効果があり、更には、これを通じた様々な社会的意義が見込まれている。特に社会的意義については、国内において統一的な議論・検討が行われた例が少なく、こうした観点での検討はeスポーツの健全かつ多面的な発展にも重要」との趣旨から、本年度一般社団法人日本eスポーツ連合とともに、eスポーツを活性化させるための方策に関する検討会を開催し、周辺市場・産業への経済効果を含めた国内のeスポーツの市場規模の試算、諸外国のeスポーツの発展経緯等に関する調査分析、eスポーツの社会的意義に係る現状、課題、今後の展望等の整理、検討に取り組んでいます。

私も、先月18日に開かれました第5回目の取

りまとめの検討会を傍聴させていただきました。会の中では、直接市場の長期目標を2025年に600億円から700億円とすることや、2025年以降も市場規模成長のための努力を継続する方針、また社会的意義に関する提言などが協議されました。正式な報告書は間もなく取りまとめられるようでしたが、私が傍聴して感じたことは、委員それぞれの発言からeスポーツにかける思いや熱意、期待感が感じられたこと、そして何より傍聴者の多さでした。このことは、協議の内容とともにeスポーツへの関心の高さのあらわれだと実感しました。

また、昨年2月に地方都市として初となるeスポーツのモデル、eスポーツ金沢モデルというビジョンを策定している金沢市を訪問し、お話を伺うことができました。経済局産業政策課の方からは、eスポーツを通じての人材育成や新たな産業の創出、また普及の推進により、eスポーツ文化の聖地を目指す姿勢に熱意を感じられました。

そして、近年は教育とのつながりも出てきています。専門学校にeスポーツの専門コースが設立され、高等学校の選択科目にもなっています。また、学校での部活動や学生サークルの動きも活発化しています。神奈川県横須賀市のように、高等学校の部活動としてeスポーツ部の設立を支援する自治体もあります。

加えて、本年4月には銀座に、スクール、スタジオ、体験型ショールームを併設した、eスポーツの複合施設コナミクリエイティブセンター銀座がオープンします。先日、プレオープンの際に広報の方にお話を伺うことができました。その広報の方には、将来的には銀座を本校にして、全国各地に分校を持ちたいという構想もお聞きしたところです。また、地方創生や地域活性化の起爆剤としてeスポーツを取り入れることにより、商店街や温泉街の活性化を図

るイベントは、ますます全国各地に広がっています。

ここまで、さまざまな分野において成長するeスポーツについて述べてまいりましたが、他方では、インターネットやゲームへの依存が社会的な問題として議論されていることも事実です。

このように多岐にわたるeスポーツだからこそ、今後高知県としてどのようにかわり、どのように活性化に向けて取り組んでいくのか議論すべき時期だと考えます。また、議論を開始する上で、国や金沢市のように行政機関として明確な方向性を示すためには、本県のビジョンを検討する会議体を立ち上げることも必要ではないかと考えます。

そこで、このeスポーツに対して高知県としてどのようにかわっていくのか、知事の御所見をお伺いし、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 田中議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げます本県人口の目標についてお尋ねがございました。

令和元年の東京圏への転入超過は、一昨年より約9,000人増の14万8,000人という数字になりまして、増加傾向にございます。御指摘のとおりでございます。その大半は若年層でありまして、多くは進学や就職に伴い地方から東京圏へ移動しているというふうに考えられます。

こうした厳しい状況の中でも、本県に多くの若者が戻ってくることができる、さらには県外に出ていなくても誇りを持って定住ができる魅力ある県を目指すことが私の使命であるというふうに考えております。そのため、第2期の総合戦略におきましては、令和5年度に人口の社会増減の均衡を図ることを目標に掲げまして、

若者の県内定着の促進と県外からの移住の促進の2つの点で取り組みを強化してまいります。

1点目の若者の県内定着の促進に向けましては、若者の夢や希望がかなえられる魅力のある仕事を数多く作り出すということが何よりも重要でございます。そのためにも、デジタル技術と地場産業の融合を一層進め、付加価値や労働生産性の高い産業の育成に全力で取り組んでまいります。

次に、2点目の県外からの移住の促進につきましては、令和5年度の年間移住者1,300組を目標に掲げまして、仕事と住まいの掘り起こしの強化など、移住促進策をさらに強化してまいります。

また、東京圏一極集中の是正に向けましては、国において地方の創意工夫を凝らした取り組みへの後押しと、地方の力を生かす総合的な支援策の展開が重要であります。このため、全国知事会とも連携しながら、国に対して積極的な政策提言を行ってまいります。

さらに、2060年の本県人口を55万7,000人と定める、確保するという人口ビジョンの実現に向けましては、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえることによりまして、出生率の向上を図ることが必要であります。このため、第2期の総合戦略におきまして、高知版ネウボラの推進など、少子化対策を強化することとしております。

こうした施策を総動員することによりまして、人口ビジョンの実現を目指してまいります。

次に、私自身のトップセールスも含めました地産外商の強化についてお尋ねがございました。

本県では、これまで産業振興計画に基づきまして、国内におきましては地産外商公社やものづくり地産地消・外商センターを推進母体といたしまして、活力ある県外マーケットに向けて地産外商を進め、成果につなげてまいりました。

また、海外につきましては、庁内の体制や海外の支援拠点を順次強化しながら、食料品あるいは防災関連製品といたしました本県が強みを持つ分野を中心に輸出額の増加につなげてまいりました。

今後は、国内におきましては地産外商公社の取り組みをさらに強化いたしますとともに、関西圏との経済連携の強化に向けました戦略の策定と実行によりまして、観光分野も含め、さらなる地産外商の拡大を図ってまいります。

また、人口減少に伴います国内マーケットの縮小が見込まれる中、海外展開につきましては、より一層強化していく必要があると考えております。このため、例えば食品分野におきましては、海外における支援拠点をさらに強化した上で、ヨーロッパ、米国、中国といたしました大規模市場での取り組みを充実させ、輸出のさらなる拡大を図っていきたくと考えております。

県産品の輸出を拡大していくためには、海外の政府機関や企業などとの信頼関係を構築していくことが重要でございまして、その際には、議員からお話がございましたように、トップセールスが有効な場面もあろうかと思えます。

私自身の海外人脈はどうかというお尋ねがございました。直接直ちにキーマンになるような方が海外に人脈としてあるという状況にはございませんけれども、私自身、25年以上前になりますけれども、アメリカのサンフランシスコで3年間勤務した経験もございます。また、中央省庁の関係者の知人の中に海外勤務を現にされておったり、経験をお持ちの方、たくさんおられますので、必要に応じましてそうした方々のつてを頼って、キーマンにアクセスしていくといったこともぜひ試みたいというふうに思っております。

今後、機会を捉えてトップセールスの機会も設けまして、私自身の海外のネットワークづく

りも進めてまいりたいと考えております。

次に、高知龍馬空港の新ターミナルビルの整備あるいは国際定期便化に向けました取り組みについてお尋ねがございました。

新ターミナルビルの整備につきましては、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議でこれまで議論を重ねてまいりました。その結果、国際線の就航に対しますリスクヘッジの観点から、ことし1月に開催されました検討会議におきましては、チャーター便などの受け入れに必要な最小限の施設整備を行うべきではないかという方向で意見が集約をされたところでございます。

現在、誘致目標の国際チャーター便100往復の達成に向けまして、台湾を初め韓国、中国などのチャーター便を運航する航空会社あるいは旅行商品を造成する旅行会社へのセールス活動を展開しているところでございます。このような活動を通じてチャーター便の実績を積み重ねまして、航空会社との信頼関係を築くことで、その先にある定期便の就航につなげてまいりたいと考えております。

今後、定期便の就航後に誘致活動を継続していく中で、さらに増設が必要となる、そうした場面が見えてくれば、高知県にとって非常に喜ばしい状況であるというふうに思えます。その際には、新たな定期便の受け入れに支障を生じさせないように、速やかな対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、高知龍馬空港へのアクセス改善を含めました空港の活性化の取り組みについてでございます。

高知龍馬空港を活性化していく中で、県内外の利用者の利便性の向上は大変重要な要素であると考えております。御質問にございました空港への鉄道の乗り入れにつきましては、昨年度の9月議会におきまして、巨額の建設費が必要



であり、また年間数億円の運営上の赤字が発生するといった調査の結果も踏まえまして、現実的ではないとの答弁を副知事からさせていただいたところでございます。

また、鉄道と結びます二次交通に関しましては、これまで空港の最寄り駅であります、のいちや立田、後免町を經由いたしますバスが数度にわたって運行されましたけれども、いずれも利用者が少なく採算がとれないということもありまして、路線廃止に至っているという状況でございます。こうした利用者の需要の面からいたしましても、大量輸送を強みといたします鉄道の建設というのは、なかなか難しいものと考えます。

一方で、議員御指摘のとおり、二次交通の整備は非常に重要な課題だと考えております。このため、現在県などで構成いたします高知県航空利用促進協議会の事業といたしまして、のいち駅と空港間で乗り合いタクシーを運行いたしております。こちらは年間3,200人を超える方々に御利用いただいておりますので、この乗り合いタクシーの運行を維持していくこと、そしてさらなる周知が必要であると考えております。

今後も引き続き、航空利用促進協議会や航空ネットワーク成長戦略検討会議などでも空港の活性化、二次交通の改善につきまして検討を重ねてまいります。

次に、教育問題に関しまして、字を書くことの私自身の思いについてお尋ねがございました。

私は、これまで学生時代は勉学に励むといった中で、社会人になりましてからは執務をしていくという場面で字をたくさん書いてまいりました。その際に、字を書くことで情報を周囲に向かって的確に伝えるということ、そして自分の思考をきちんと整理するということもできるということもありますので、自分なりに字を丁寧に書こうという意識でございました。とりわけ、

漢字はいわゆる表意文字になりますので、そこには成り立ちを示す意味が込められているという思いで書いております。私は、そこに込められた意味に思いをいたしまして、また相手に対して自分の思いをしっかりと伝えたいという思いを込めながら、大切に書くように心がけております。

次に、新型コロナウイルスへの対応に関しまして、情報発信のあり方あるいは体制についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の患者が県内でも確認されましたことで、本県の感染症対策は新たな局面に入ったと認識をいたしております。今後も感染拡大を防止することに全力を挙げなければなりません。

県民の皆様に対しましては、迅速な情報提供あるいは冷静な行動の呼びかけなどを行いますため、対策本部の会議は報道の方々にも公開の形で開催をいたしております。また、患者が確認をされた際には記者会見を行いまして、その時点の情報を可能な限り丁寧に御説明してまいったところでございます。その中で、特に県として重点的に取り組むべき事項でございますとか、県民の皆さんにお願いをしたい点につきましては、私自身が直接局面に応じたメッセージを発してまいります。その際には、報道機関の御協力もいただきながら広く周知を図ってまいりますとともに、県のホームページなども通じまして情報発信を行っております。また、経済面、観光面などで非常に厳しい状況となっておりまして、不安の解消に向けた対策を早急に取りまとめまして、近日中にお示しをしまいる考えでございます。

国内におきましては、ここ一、二週間が感染が急速に拡大するかどうかの瀬戸際だと言われておりますが、御指摘もございましたように、感染への対応はさらに長期化することも考えら

れるという状況だと思います。そのため、業務の集中いたします特定の職員に過度な負担がかかることのないように留意をしております。例えば、新型コロナウイルス相談センターなどにおきまして、まずは担当部内の技術職員を動員いたしまして対応を強化しているところでございます。このように、部内の協力体制の強化を図るということとあわせまして、状況に応じ、部局にとらわれない全庁的な応援体制も含めまして、県庁組織が一丸となって対応してまいります。

引き続き、私自身がリーダーシップをとり、県民の皆様にとって重要な情報は迅速に発信をすることに努めてまいります。また、庁内の役割分担については、適時柔軟に調整をしております。

最後に、eスポーツに対する所見についてお尋ねがございました。

現在、国内におけますeスポーツは、企業がスポンサーとなった大規模な大会が、主に都市部で商業イベントとして開催されるという形で、流行の兆しを見せつつある段階だというふうに受けとめております。また、昨年の茨城国体に引き続きまして、本年開催されます鹿児島国体でも文化プログラムに位置づけをされることになると承知しております。

県内では、昨年4月に高知県eスポーツ協会が一般社団法人化をされまして、12月には日本eスポーツ連合の地方支部として認定をされるなど、民間主導によります推進体制が整備をされてきております。また、これまでに親子を対象といたしましたゲームの体験イベントや、茨城国体の高知県代表決定戦などが開催されておりました。一部に県の名義で後援をするというような形で協力をいたしております。

eスポーツは、企業によります産業、経済活動の側面だけではなく、にぎわいづくりなど地

域の活性化につながる有望なツールではないかというふうに考えています。しかし、一方でこれも御指摘がございましたように、ゲーム依存症の問題など、いわゆるゲームに対するさまざまな御意見があるということも認識をしております。問題状況はなかなかそういう意味では複雑だと考えておりました。県といたしましては関係者の声をお聞きいたしますとともに、他県の取り組み状況などの情報も集めまして、県としてどのようなかわり方ができるのか研究をしてみたいと考えております。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) まず、Uターンを含めた移住促進の具体的な施策展開についてお尋ねがありました。

今年度の本県への移住者数は1月末現在で前年同期比109%の793組と、第3期産業振興計画の目標である1,000組の達成が視野には入ってまいりましたが、第4期の計画の目標として掲げます年間移住者1,300組は、非常にチャレンジングな目標であるというふうに思っております。

先ごろ、ふるさと回帰支援センターから公表されました調査結果によりますと、昨年同センターに寄せられた移住の相談件数は、前年から20%増加するなど、全国的に移住希望者が多い状況が続いております。また、移住希望地としての本県のランキングは前年の13位から9位へと上昇しているところでございます。こうしたことも追い風にしつつ、第4期計画において、3つの視点により移住促進策をもう一段強化し、施策を総動員して目標の達成に向けまして挑戦をしてみたいと思っております。

まず1点目は、本県への移住を検討される方の裾野を広げるということであります。高知家プロモーションとも連携しつつ、交流人口や関

係人口へのアプローチを強化してまいります。

2点目は、相談から移住へつなぐマッチングを強化することです。移住促進・人材確保センターの体制を強化し、市町村や関係団体との連携のもと、相談者の熟度に応じた戦略的なアプローチとフォローを展開してまいりたいと考えております。

3点目は、県内の受け入れ体制や受け入れ環境を整備することです。マッチングの成功率を高めるためには、移住を希望されます方のニーズに合った仕事、住まいを徹底的に掘り起こし、しっかりと情報発信することが重要であり、市町村への仕事相談専門員や空き家相談専門員の配置などを支援してまいりたいと考えております。

こうした一連の取り組みの中で、本県出身者のUターン促進についても強化してまいりたいと考えております。具体的には、県内企業を知ってもらうためのインターンシップの拡大、SNSなどを活用しました県外の若者への仕事などの情報の提供、就職支援協定を締結している大学や県人会、同窓会などと連携したUターン情報の提供、そして市町村が行うUターン促進の取り組みへの支援の強化など、こうした取り組みを強力に推進いたしまして、Uターンの増加にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、市町村の第1期総合戦略に対する県のこれまでの支援と今後の支援についてお尋ねがありました。

地方創生の実現に向けましては、県版の総合戦略と市町村版の総合戦略を両輪とし、県と市町村が連携・協調のもと取り組むことが大変重要となります。このため県では、第1期戦略の5年間市町村の総合戦略の実行への支援を行ってまいりました。具体的には、市町村職員のデータ分析能力の向上に向けまして、人口推計や地域経済分析などをテーマとした研修会や、有識

者による具体的なデータを活用した地域活性化の取り組みに関する勉強会などを毎年開催するほか、県と包括協定を結んでおります企業の協力も得まして、民間企業のノウハウを地方創生に生かす取り組みなども紹介してきたところであります。

さらに、日本一の健康長寿県構想や少子化対策などの毎年度のバージョンアップに向けまして、市町村とも協議を重ねる中で、県の施策への反映はもとより、市町村の取り組みも後押しをしてきたところでございます。

また、本年度は第2期の総合戦略の策定に当たりますことから、全ての市町村長を直接訪問いたしまして、これまでの取り組みの成果と課題を共有するとともに、県に対する要望などもお聞きしてまいりました。その中で喫緊の課題であります人手不足への対応や移住促進についての議論も交わし、いただいた御意見も踏まえまして、来年度、移住を希望される方のニーズに合った仕事とか住まいの掘り起こしへの支援などの取り組みも強化したところであります。

もとより、総合戦略では産業振興を初め、少子化対策、女性の活躍促進、中山間対策など、幅広い分野での総合的な取り組みが必要となっております。引き続き、市町村に身近な産業振興推進地域本部が中心となりまして、庁内各部とも連携して、市町村の総合戦略の着実な推進に向けて支援を続けてまいります。

最後に、海外への食料品の輸出強化策や販売戦略についてお尋ねがありました。

食料品の輸出につきましては、これまでユズや土佐酒、水産物などの本県が強みを持つ品目を中心に、まず海外の商社との連携体制を整え、いわゆる商流を確保した上で、世界的な情報発信地を舞台にプロモーションを重ねることで、そのシャワー効果を最大限活用しまして、販路を拡大するという戦略を進めてまいりました。

今後は、これまでの取り組みを土台としつつ、さらなる輸出の拡大に向けて、もう一段の戦略の強化が必要であると考えています。

まず、海外の消費者に対する県産品の認知度向上、こちらに向けまして、アンテナショップの設置は一定の効果はありますけれども、設置のハードルはなかなか高いということもございまして、量販店などでの定期的なフェアの開催やメディアへの露出などによりまして消費者向けのPRを進めてきており、こうした取り組みは今後も継続してまいりたいと考えております。

加えて、輸出の拡大に向けましては、BツーBの取り組みをさらに進めることが必要となります。このため、現地において商社や飲食店などとの関係づくりをさらに進めるため、来年度食品海外ビジネスサポーターの設置国を拡大し、ヨーロッパ、アメリカ、中国などでの販路拡大を強化してまいります。また、各企業ごとに強み、弱みを整理し、ターゲットとする国、顧客を明確にした上で、販路拡大を進めていくことが重要でありますことから、県内企業の輸出戦略の策定とその実行を支援してまいります。

あわせて、残留農薬や食品添加物規制など輸出に対応した商品づくりへの支援や、国の交付金も活用し、輸出向けHACCP対応の施設整備や機器の導入を支援するなど、地産の強化にも取り組んでまいりたいと考えております。

こうした施策を総合的に進め、第4期産業振興計画に掲げます令和5年の食料品輸出額35億円の達成に向けて取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、若手教員の板書力を高める取り組みについてお尋ねがございました。

近年、教職員の定年によります大量退職に伴い、初任者を初めとする経験年数の浅い教員の割合が年々高くなってきております。これら若

年の教員も教育に対する知識や情熱、高い学習意欲を持って教壇に立ち、子供たちに向かっております。

しかし、それぞれに教育経験が少ないために、授業づくりや児童生徒への接し方など教員としての基礎的な知識や技術の点で、まだ十分と言えない部分があることは否めません。議員が言われるように、重要な指導技術である板書に関する知識や技能を十分に修得できていない若年教員が一定存在することも事実だと思います。若い教員には、黒板への文字の書き方や板書の作り方を初め、授業づくりなどについて積極的に学び、練習や経験を重ねながら、教授法の知識や技術を身につけていただく必要があります。

そのため、県教育委員会では、教育センターにおいて若年教員の集合研修を実施するとともに、各学校で組織的に教員を育成するOJTの仕組みを構築してまいりました。中学校においては、定期的な教科会やチーム会を通して組織的に教員を育成する教科の縦持ちや教科間連携などを実施し、小学校においては、先輩教員が指導・相談役として若年教員を育成するメンター制を導入してきました。このような中で、若年教員は先輩教員から、チョークの持ち方から板書の仕方、さらには教材解釈や授業技術などを学び、身につけている状況です。

今後ますます若年教員が増加していく中であって、研修の充実はもちろん、それぞれの学校において、全ての教職員が協力して若年教員を育成していくことが重要となります。メンター制などOJTの仕組みの拡充を図るとともに、市町村教育委員会とも連携して若年教員の育成に努めてまいります。

次に、今年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県の結果が前回は下回った要因についてお尋ねがございました。



令和元年度の調査で、50メートル走などの8種目を点数化した全国の体力合計点は、小中学校の男女ともに前年度を下回り、小学校男子は平成20年度の調査開始以来、過去最低となっております。

本県でも、体力合計点が小学校女子を除き、いずれも前年度を下回り、小学校男子は過去2番目に低い点となっています。小学校では男女ともに上体起こしや50メートル走に課題が見られ、中学校では上体起こし、シャトルラン、持久走、50メートル走で課題が見られます。

小中学校ともに課題が大きい50メートル走については、正しい姿勢で走る、リズムよく走るなど正しい技能が身につけていないことが原因だと考えています。また、1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合が高くなったことや、平日のテレビやゲーム、スマートフォンなどの画面を見る時間が長くなったことなど、日常的に運動する機会が減少していることも、全体的に体力合計点を下げた要因の一つだと考えております。

このため、走ることの課題を初め、小中学校の9年間で身につけておくべき体力、運動能力を明確に設定し、それらが系統立てて身につけていくような取り組みを進めていくこととしております。

次に、小中学生の運動能力や体力を向上させるための幼児期からの取り組みに関してお尋ねがございました。

幼児期の子供は、その発達に応じた運動を適切に行うことで、体力、運動能力を一層高め、またさまざまな活動への意欲や社会性、創造性などを育てていくこととなります。しかしながら、社会環境や生活様式の変化により、子供たちが遊び、運動する場や時間が減少し、またベテラン保育者の退職によりまして、保育者の専門性や指導力が低下している状況もございました。

こうしたことから、県教育委員会では体を使った運動となる運動遊びに関する保育者の指導力を向上させ、日々の生活や遊びの中に体を使った多様な活動を取り入れるように、運動遊びプログラムの冊子等を作成しまして、これらを活用した研修を実施してきました。また、文部科学省が策定した幼児期運動指針に沿った、幼児期の体を使った遊びに関する研修も実施しております。このような取り組みを通して、各保育所、幼稚園等では、子供たちの発達に合わせた柔軟遊びや縄遊び、新聞紙ボール遊びなどが積極的に取り入れられ、運動遊びが徐々に充実してきています。

こうした運動能力等をさらに向上させるためには、保育所等と小中学校が連携した継続的な取り組みや、保護者や地域の方々とともに運動習慣を育てていくことが必要となります。そのため、毎年実施しております保育所、幼稚園等と小学校との連絡会等においては、互いの保育や授業を見合ったり、各カリキュラムの中に系統性のある体を使った遊びや運動を計画的に位置づけることなどを確認しております。加えて、地域の運動に関して専門的な知識を有する方の御協力のもと、運動の仕方について御指導いただくなど、地域との連携も進めております。

このようなことを通して幼児期の運動に関する取り組みを充実させ、子供たちの運動能力や体力の向上を図ってまいります。

次に、今後の運動能力や体力の向上に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

平成30年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、ふだんの登校方法において、自家用車などを利用する児童生徒の割合が小中学校ともに全国平均を大きく上回っており、児童生徒の運動習慣や生活習慣への影響が懸念されます。

県教育委員会では、今年度も養護教諭を対象

とした研修の中で、生活習慣の課題の一つである肥満傾向の児童生徒に対して効果的な取り組みを行っている学校の事例を共有するとともに、その指導方法を習得させております。また、課題が見られる学校には県の指導主事等が直接訪問し、助言や支援をするなど、その改善に向けて取り組みを進めております。

先ほどの答弁でも触れました、本県の運動能力の大きな課題の一つである走る能力の向上につきましては、来年度陸上競技を専門とする有識者を初め、小学校、中学校、高等学校の教員によります検討委員会を立ち上げて、効果的な指導方法について協議し、指導資料の作成を進めてまいります。

また、小中学校の9年間において、児童生徒が発達の段階に応じた体力、運動能力を身につけるために、来年度から他県の好事例や有識者などに助言を仰ぎながら、学年ごとに重点的に行う運動や取り組み方の研究などを進め、総合的に体力、運動能力を向上させるための取り組みを具体的に推進してまいります。

最後に、児童生徒に対する感染症予防対策についてお尋ねがございました。

感染症の流行早期における学級閉鎖などの臨時休業は、学校保健安全法に基づき、校内での感染拡大を防止するために各校長の判断により実施をしております。学校で感染が拡大すると、家庭を通じて地域まで感染が拡大するおそれがありますので、早期の対応が極めて有効かつ重要であるというふうに考えております。

議員のお話にもありましたように、今年度1月から2月末までにインフルエンザで臨時休業を実施した学校が117校であり、昨年と同時期と比較しますと9校減となっておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、緊急に県全体で学校の臨時休業を行うこととなりました。

通常、学校ではウイルスや細菌などの感染を未然に防ぐために、児童生徒への手洗い、うがい、せきエチケットなどの感染症予防のための教育や保護者に対する啓発などが行われております。また、感染症流行期においては、換気、温度や湿度の管理、また消毒作業など、学校の環境を安全に保つために衛生対策の強化も行っております。

県教育委員会としましては、今後新型コロナウイルス感染症対策等も含めて、学校現場で感染症対策の中核となる養護教諭と連携しながら、感染症の予防対策をさらに徹底していく必要があると考えております。特に、流行期に入る前から計画的に児童生徒や保護者に対しても、感染症予防教育や学校だよりなどを用いた啓発に取り組むことで、未然に感染症の拡大防止を図ってまいります。

あわせて、学校だけでは十分な感染症予防対策をとることが難しいことから、高知県感染症予防計画などに基づいて、家庭の理解を得つつ、教職員も含めた予防接種の励行を行うなど、予防対策に取り組んでまいりたいと考えております。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 今後、自助の力を高めていくことが重要とのお尋ねがございました。

近年、全国的に大規模な被害をもたらす台風やゲリラ豪雨が増加傾向にあり、行政を主体とした公助のみで災害を防ぎ切ることは、ますます困難になってきています。このため県では、県民の皆様は、自然災害の特性や地域の災害リスクを理解し、正しく恐れ、備えることの重要性を知っていただくとともに、みずからの命はみずからが守るという自助の意識を持って行動していただく必要があると考えております。

県では、その自助の行動を支援する一つとし

て、適切な避難行動を促す高知県防災アプリを開発しており、来年度から運用を開始する予定です。

また、これまでもチラシや動画などを作成して、県民一人一人に自助などの必要性を理解していただくための啓発に努めてきたところですが、来年度は、啓発冊子である「南海トラフ地震に備えちょき」を改訂し、公助にも限界があることや、豪雨災害に備えるための行動などについても記述を充実させることとしております。

県民の皆様には一人一人の自助に加え、避難訓練を初めとした地域の防災活動に積極的に参加していただくなど、共助の取り組みも行っていただき、自助と共助が一体となった備えを進めていただきたいと考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 洪水浸水想定区域図で示された地域の浸水リスクを、住民が正しく理解しておく必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

県は、昨年10月に国分川及び鏡川の洪水浸水想定区域図を作成し、関係する市や土木事務所などが参加する豪雨に強い地域づくり推進会議におきまして、地域の浸水リスクなどについて情報共有を行いました。

これを受けまして、高知市では昨年11月に洪水浸水想定区域図を反映したハザードマップを作成し、全戸に配布するとともに、先月には市内5カ所で住民の皆様を対象とする説明会を開催しております。説明会には県も同席し、洪水浸水想定区域についての説明や参加者からの質問などに対応しております。南国市では、現在ハザードマップの更新作業を実施しております。来年度には住民の皆様へ配布するとともに、説明会も行うと聞いております。高知市の場合と同様に、県としても協力して取り組んでまいります。さらに、県では住民の皆様の要望に応じ

まして、浸水リスクに関する説明を行う県政出前講座などを開催し、本年度は2月末までに5回実施してきたところです。

今後作成するほかの河川における洪水浸水想定区域図につきましても、流域の市町村としっかりと情報共有するとともに、住民の皆様への周知方法などについて協議を行い、それぞれの地域の浸水リスクを住民の皆様が正しく理解され、避難につなげていただけるよう取り組んでまいります。

○6番(田中徹君) それぞれに丁寧に御答弁をいただきましてありがとうございます。

また、知事にはなかなか知ることができないような字のことでありますとか、またこれまでの御経歴なんかも触れていただきまして、ありがとうございます。その中で、何点か少しだけ方向性を知事に確認させていただきたいというふうに思いますので、お聞きをさせていただきたいと思います。

まず1つは、高知龍馬空港の新たなターミナルビルの整備についてでありますけれども、先ほどの答弁では、私がお聞きするところによると、まずこれからの整備をして、次を行う、そうならば非常にありがたいということなんですけれども、今の当初の計画ですよね。ちょっと段階的などといいますか、初めに整備する案は縮小されたんですけれども、2つ目の航空会社が就航されるという意味合いまで含めて、しっかりこれから高知県としてそこまで取り組んでいきますよというような方向性といいますか、そういった知事の思いというものも少しお聞かせをいただいたらと思うんです。

もう一つが、最後のeスポーツのことなんですけれども、eスポーツについてもまだまだこれからで、高知県としてしっかり他県の事例も研究しながら調査研究していくというお話だったんですけれども、これをしっかり前向きに進

めていただけるのかどうかということも踏まえ、もう一度知事にお伺いさせていただきたいと思えます。

○知事（濱田省司君） 田中議員からの再質問、2点についてお答えを申し上げます。

まず、空港のターミナルビルの整備の方向性についてでございます。

御答弁申し上げましたとおり、まずは国際線対応の最小限度の施設整備を行う、優先すべきであるというのが会議のほうの方向性でもございますから、そうした線に沿って今回予算の編成をし、御提案申し上げているというところがございます。

ただ、空港のあり方もさることながら、県の国際観光のあり方等々考えましたときに、今最低限で対応できる体制のような状況で満足だと考えたわけでは全くございませんので、それは国際定期便が2社、3社という形でどんどんふえていくような状況であってほしいと、そう持っていきたいという気持ちは山々でございますから、そうになりましたときにただいま御提案申し上げます最小限の施設整備では足りないということになれば、それはさらなる対応を講じていかなければいけないと、そういう思いは当然持った上で今回御提案申し上げているということでございます。

それから、2点目のeスポーツについてでございます。

これも、今御質問いただきましたように、1つは産業振興といいますか、そういった側面からの取り組みがかなり先行して行われている面もあり、片や国体の文化プログラムといったような、ある意味スポーツ的な位置づけで進んでいるという面もあります。その点が問題を複雑にしているという面があるのは確かだと思いますが、いずれ依存症という考慮すべき問題はございますけれども、せっかくこうした形で

広がってきているということを何とか県の活性化につなげられないかという観点から研究をしてまいりたいと、こういうことでございます。

○6番（田中徹君） 非常に前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

あと、先ほど1問目に対しての御答弁の中で危機管理、特に今回の新型コロナウイルスに関して、近日中に県としての対策を取りまとめるというような御答弁もいただいたと思います。今、県内でもこの状況でかなり経済的な影響というものは大きいと考えられますので、近々、本当は近日中とはいつだと聞きたいところなんですけれども、近日中にぜひ全庁挙げて取り組みに推進をしていただきたいというふうをお願い申し上げまして、少し時間は余りましたけれども、私からの一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明6日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後2時15分散会



## 令和2年3月6日（金曜日） 開議第6日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 熊坂隆君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮脇 涼 君



議事日程(第6号)

令和2年3月6日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和2年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和2年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和元年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和元年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

第 32 号	令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	金条例の一部を改正する条例議案	
第 33 号	令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 51 号	ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和元年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和元年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和元年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和元年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号	高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例議案	第 58 号	高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 59 号	高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県犯罪被害者等支援条例議案	第 60 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 61 号	高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 63 号	公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 48 号	高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案		
第 49 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 50 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基		

第 65 号 高知県よさこいピック高知記念基金  
条例を廃止する条例議案

第 66 号 高知県が当事者である仲裁の申立て  
に関する議案

第 67 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関  
する議案

第 68 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関  
する議案

第 69 号 権利の放棄に関する議案

第 70 号 県が行う高知県防災行政無線システ  
ム再整備事業に対する市町村の負担  
に関する議案

第 71 号 県が行う土地改良事業に対する市町  
村の負担の一部変更に関する議案

第 72 号 包括外部監査契約の締結に関する議  
案

第 73 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一  
部を変更する契約の締結に関する議  
案

議発第 1 号 高知県歯と口の健康づくり条例の  
一部を改正する条例議案

第 2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開  
きます。



質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） 直ちに日程に入ります。

日程第 1、第 1 号「令和 2 年度高知県一般会  
計予算」から第 73 号「和食ダム本体建設工事請  
負契約の一部を変更する契約の締結に関する議  
案」まで及び議発第 1 号「高知県歯と口の健康

づくり条例の一部を改正する条例議案」、以上 74  
件の議案を一括議題とし、これより議案に対す  
る質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行  
います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によるこ  
ととします。

西内隆純君の持ち時間は 50 分です。

11 番西内隆純君。

○11 番（西内隆純君） おはようございます。自  
由民主党会派の西内隆純でございます。議長の  
お許しをいただきましたので、早速ではござい  
ますが、質問に入らせていただきます。

濱田県政の目玉施策について質問を行います。  
知事におかれましては、大阪府副知事の御経歴  
を生かされて、関西圏との連携強化を柱の一つ  
として打ち出されております。活性化する関西  
経済を少しでも取り込むことによる高知県側の  
メリットは明快でございますけれども、一方、  
関西圏側のメリットについて、どのように先方  
に PR されていかれるおつもりか、知事にお伺  
いたします。

○知事（濱田省司君） 関西側のメリットに関し  
ましては、3 点ほどあると考えております。

1 点目は、観光面におきまして、いわゆるゲー  
トウエー機能を関西が持ち得るといことだ  
と思います。関西と高知を結ぶ新たな観光商品  
の開発をすることなどによりまして、関西を入  
り口とした外国人観光客に対するメニューが充  
実をいたしまして、日本各地の新たな魅力  
を求めます外国人観光客の満足度の向上につ  
ながるといことだと思っております。

2 点目は、外商面におきまして、県産品の外  
商を拡大することによりまして、関西圏の小  
売・卸売業者にとりましては特色ある商品  
の品ぞろえがそろうということになってまい  
りますので、彼らにとりましてもプレゼン  
スや売り上げの向上につながるという面  
でのプラス面があるとい



うことだと思えます。

3点目は、例えば万博といった大規模プロジェクトにつきましては、ちょうどオリンピックもそうでありますように、これは大阪・関西だけのローカルな盛り上がりではなくて、全国的な盛り上がりを演出したいという意図も先方にあると思えます。そういう意味で、日本全国への波及効果をテーマとしたものにつきまして、本県との具体的な連携が姿をあらわせるということは、こういった目的を達成することにもつながってくると思えます。

これらの点によりまして、関西圏側にもメリットがあるということだと思っております。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。

ただいま知事から、3点のメリットが関西圏側にあるんじゃないかというお話をいただきました。近江商人の例にもありますように、やはり買い手よし、売り手よし、世間よしと、全ての条件がそろって、やっぱりみんながウイン・ウインになれるような体制でもって進めていかなければ、この関西圏の経済の取り込みというのは成功しないんだろうなというふうに思います。ぜひ、その3点をしっかりPRして進めていただければと思います。

続きまして、話題変わります。知事の提案説明でたびたび取り上げられておりましたけれども、AIやビッグデータ、ICT、IoTといったデジタル技術の活用というのが、今後新しい製品やサービスを生み出す上で、極めて重要になってくる。また、労働力不足をいかに補うかという観点からも、積極的な活用が望まれるところであります。

さて、そのデジタル技術の活用分野についてですけれども、農林水産業や製造業のみならず建設業にも波及をしております。国土交通省では、以前より建設業の人手不足の解消、きつい、汚い、危険の3Kイメージからの脱却を目指し、

情報通信技術、以下ICTの積極導入を推進しておるところでございます。

県は、ICT活用工事試行要領を策定いたしましたけれども、これが国のルールに準じております。その意図について土木部長にお伺いたします。

○土木部長（村田重雄君） 国は、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指すとの方針を示し、ICTの全面的な活用を推進しております。本県におきましても、建設業は地域の守り手であり、人口減少や高齢化社会における担い手の確保が喫緊の課題だと認識しております。

そこで、ICT活用工事の普及によりまして生産性の向上を図り、建設現場を給料がよい、休暇がとれる、希望が持てる、この新3Kの魅力ある現場に改善したいと考えまして、県としまして、平成29年にICT活用工事試行要領を策定したところでございます。

○11番（西内隆純君） 御答弁ありがとうございます。その国に準じたという点については、ちょっと答弁にはなっていないように思うんですけれども、ただ将来的なことを見越してということだろうとは思っています。

準じているわけじゃないということでおっしゃられていたのかもしれませんが、ただその内容を見ましたときに、本要領の第2条において、ブルドーザーやバックホーに3次元のマシンコントロール技術を導入し施工できることが条件として定められております。

そういった高価なマシンの使用要件等について、ハードル高いなというふうに感じて、事業者がICT活用工事の参入を忌避する傾向があるのではないかと考えますけれども、土木部長に御所見をお尋ねいたします。

○土木部長（村田重雄君） 自動制御が可能となりますICT建設機械の導入ですとか3次元

データの活用は生産性を大きく向上させる一方、施工やデータ作成に要する費用が通常の施工よりも、確かに割高になるという状況でございます。このため、県が定めましたICT活用工事試行要領におきまして、ICT活用工事では、通常の施工に比べまして経費を増額して設計、計上することにしております。この仕組みにつきましては、これまでも県が主催いたしますi-Construction講座ですとかICT技術講習会などでお知らせしてきております。今後も、より多くの機会を捉えまして、さらに周知を図ってまいりたいと思います。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。

たしか、この取り組みは平成30年ごろから取り組んでおるといふふうに理解しておりますけれども、発注者指定型でありますとか施工者希望型、内製化チャレンジ型、いろいろな間口を設けることによって参入しやすい環境を整えようと、努力をされておるんだろーと思います。

今日までの受注・施工状況について把握されておりましたら、土木部長の御答弁をお願いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 済みません。今時点、件数については手元にございませんで、<sup>(注)</sup>別途御報告させていただきたいと思ひます。

○11番（西内隆純君） そういった取り組みで、間口広く努力されておるんだろーと思ひますけれども、実際関係者に聞きますと、高齢化も進んでおりますし、先ほど御答弁にありましたように、事業者のほうの持ち出しも大きい。また、この事業に取り組むことによって創意工夫という形で加点がなされておりますけれども、ちょっとまだ、それじゃ足りないということで、また別枠の評価方法なんかも取り入れていかなきゃいけないんじゃないかと。ICT活用に取り組んだところについては、別でまた評価できるような方式というのを考えていかなきゃいけ

ないんじゃないかというふうに、私も思ふわけでございます。

例えば、食品衛生分野の事業者がHACCP認証取得を目指すに当たり、県では、より緩やかな基準の県版HACCPの認証制度を緩衝材的に設けることによって、事業者が最終目標のHACCP認証取得を目指しやすい環境を整えているわけでありませう。こういうことが、同じくICT土木分野でもできないものかと考えませう。

そこで、第2条の求められる条件を大幅に削りまして、1つは、3次元データの作成、もう一つは、出来形管理を3次元計測技術による出来形管理技術、以上2項目のみに条件を絞ってはいかがかと私は考えるわけでございます。参加のハードルを下げつつ、現場負担、作業量と人手の大幅な削減が達成できれば、多くの事業者が取り組みやすくなるものと予想されませう。

ICT活用工事試行要領の県版化について、土木部長に是非をお尋ねいたします。

○土木部長（村田重雄君） ICT活用工事を実施した業者からは、測量機器を使用するだけでも生産性が向上するといった意見をいただいているところでございませう。

先ほど議員の御説明の中にもありましたけれども、今年度からICT活用工事試行要領の中で、受注者がみずから3次元設計データを作成することを条件に、ICT建設技術を使用しなくてもよいという内製化チャレンジ型の選択肢を追加し、全ての項目で取り組みをしなくてもいい、選択肢というものを追加して取り組みやすくしているところでございませう。この3次元設計データを作成するというのは、非常に県としても進めているところで、講習会等を実施しましてその取り組みを後押ししているところでございませう。

今後も、より一層ICT活用工事の普及拡大

が必要と考えておりますので、受注者の意見等をお聞きしながら、裾野を広げるための取り組みを進めていきたいと考えております。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。

ぜひ、これは取り組んでみたいなと思うような間口のとり方を研究していただければと思います。だから、これとこれだけでいいんだよとか、条件をとにかく少なくする。そういう中で、御年配の方でも、あるいはこの程度の投資ならできると、そういう環境をぜひつくっていただいて、これをさらに進化させていくということが重要なんだろうと思います。

そういったことの視点を持ちまして、次の質問に入らせていただきます。こういったデジタル技術の活用を初め、さまざまな県土木の取り組みの有用性が事業者さんと県関係者の間で共有されて、課題も逐次解決されるようなフィードバックの仕組みを、これからシステムとして持っていなくちゃいけないんだろうと思います。

そのヒントを、山口県の公共工事、コンクリート構造物品質確保のための取り組みを視察した際に得ることができました。山口県では、ウェブデータベースに公開された現場ごとのコンクリート施工記録、そういったものに工事のよしあしを判断する具体的な数値が記載されております。山口県土木建築部の理想とする成果品・公共工事の姿が、事業者、土木建築部、関係機関との間で具体的に共有されるとともに、その後の講習会や工事に生かされるという、非常によい循環が生まれておるとのことです。発注者側あるいは受注者側の相互の努力により、よりよいものが紡ぎ出される、すばらしい協働の形なのではないかと考えます。

そういった施工記録の公開をベースに、フィードバックの仕組みを構築していくお考えはないか、土木部長にお尋ねいたします。

○土木部長（村田重雄君） 山口県の事例は、コ

ンクリート構造物に対するひび割れ調査・補修に多くの時間を費やしていた建設業界からの要望に基づく取り組みであり、受注者が作成した膨大な施工記録をもとに構築されているとお聞きしております。

本県において、施工記録の公開やフィードバックは、構造物の品質向上の観点から有効であると考えておりますが、このような取り組みは、新たな資料作成ですとか受注者のそういった負担が大きくなることもありますので、建設業界等の意見もお聞きしながら、本県に合った仕組みを検討していきたいと考えております。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。

その手間も生じるかもしれませんが、そこら辺は比較優位の考え方で、結果として、事業者が遠回りしなくても、あるいは発注者側が事細かく指示しなくても、いいところにたどり着けるようなシステム、情報公開のあり方をしっかりと調査していただければと思います。

また、山口県土木建築部の情報発信のあり方を見ておりますと——そのウェブサイトを訪ねました。誰が訪れても必要な情報に容易にアクセスできる工夫がなされており、フィードバックだけでなく、フォローの姿勢をかいま見ることができました。

これらの取り組みについて、本県土木部のページを見させていただきましたけれども、まだ改善の余地があるかなと感じました。土木部以外の各部局のウェブサイト、そこにおける情報発信を見ましても、公表、更新が目的化しているように見受けられます。

例えば、徳島県のウェブサイトでは、トップの入り口を一般の方、事業者、県外の方などに分けるなど、情報にたどり着きやすくするための工夫がなされております。

情報を何のために公開、発信するのか、どのように伝えるのか、そして探しやすさなどに、

今まで以上に注意を払っていただきたいと思えます。

この際、ユーザー側に立ったよりよいウェブ情報発信のあり方について検討を進めてはいかがでしょうか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（君塚明宏君） ウェブ情報発信のあり方については、常に検討など必要だと思っておりますし、これまでも工夫をしてきておるところです。本県のウェブサイトで申し上げますと、例えばトップページを見ますと、重要なお知らせですとか観光など関心の高い情報へのリンクを掲載という形をとっておりますし、県庁ホームページのインデックス部分につきましては、庁内外の意見を参考にして、より情報を探しやすいするために分野を細分化するなどしております。また、ようこそ知事室へのページなんかも見やすく更新をしたところがございます。

今後、各所属のホームページにつきましても、より見やすく、わかりやすいものに改善していくように、ホームページの好事例集を作成いたしまして、研修などを通じて庁内で共有してまいります。そうした際に、各所属の相談に答えられるよう、広報広聴課の担当職員のスキルアップなどを図ってまいりたいと思えます。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。もちろん、その部局によって、あるいは課によって努力されておることも重々承知しております。移住のページ単体であったり、あるいは今回のコロナのことに関する注意喚起でありますとか、それぞれ努力しているところもありますけれども、多くのサイトにおいて、とにかく情報を発信、こういうことがあるということを上げることだけが目的化されておって、例えば、全体としてどういうことをその課が考えているのか、この問題についてどう捉えているかというのが、県民の皆さんにわかるような情報発信になっているかということ、私は必ずしもそうで

はないというふうに感じるところでございます。

これは、もう広報広聴課だけじゃなくて、それぞれの部局の担当者の、あるいはその課全体としての、やっぱり気をつけて取り組んでいかななくてはいけないところで、ぜひその取り組みのほうを一段掘り下げていただければと思います。特に、これから紙ベースというよりも、インターネットウェブサイトを通じて県情報をとる方もどンドンドンドンふえていくわけがございますから、ぜひともよろしく願います。

次は、地域共生社会の取り組みについて質問をさせていただきます。

さて、先般の社会福祉法の改正によりまして、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。高知市を初めとして208の自治体で実施中のモデル事業を参考に、今後本格的な運用がなされるものと理解しております。

この新たな取り組みの狙いは、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティ、地域共生社会をつくることにあります。その射程は、福祉の政策領域だけでなく、保健・医療などの社会保障領域、さらに成年後見制度等の権利擁護、再犯防止・更生支援、自殺対策など対人支援領域全体にわたります。加えて、一人一人の多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地域創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育などの広大な政策領域に広がるとの説明がなされています。

地域共生社会の実現に向けて、市町村に包括的な支援体制づくりに取り組んでいただくに当たり、県としてどのように指導をされるお考えか、地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 平成29年度の社



会福祉法の改正によりまして、市町村は、地域住民の抱えるさまざまな課題を解決するための包括的な支援体制の整備に努めることとされております。このため県では、あつたかふれあいセンターの職員のスキルアップ研修あるいは市町村社会福祉協議会の職員を対象に地域福祉コーディネーターの養成研修を実施するなど、市町村の包括的な支援の中心となります人材の養成に取り組んできております。

今後も引き続き、こうした専門的な人材の養成に取り組みますとともに、県の社会福祉協議会と連携をいたしまして、各市町村が地域の実情に応じた包括的な支援体制を構築できますように個別に助言を行うなど、支援を強化してまいりますと考えております。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。包括的に、複雑化する、一つの要因でなくさまざまな要因で起きる個人の、あるいは地域の課題に全体で対処するというところで、このような取り組みがなされたら、そのために必要な人材もしっかり支援して育て上げていくということで御答弁いただいたと理解しております。

また、市町村の事業実施のためには、県の地域福祉支援計画に市町村の取り組みに対する支援を記載する必要がありますけれども、どのような内容をお考えか、地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 現在、策定をしております第3期の高知県地域福祉支援計画では、市町村の包括的な支援体制の構築を支援しますために、先ほど申し上げました専門的な人材の養成のほかに、民生委員・児童委員などが地域の課題や住民の困り事を把握して、市町村の相談窓口につなぐ仕組みづくりを支援していく。そして、各市町村における関係機関が連携した支援のネットワーク、プラットフォーム、こういったものの構築を支援していく。あるいは

は、包括的な支援体制づくりのノウハウでありますとか先進事例を紹介するセミナーを開催していく。こういった支援を盛り込む予定としております。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。しっかり運営がスムーズにいくように支援をしていただければと思います。

そういった中で、県内でも高知市など幾つかの市町村でモデル事業が実施されておりますけれども、その内容を把握されているのか、地域福祉部長にお尋ねいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 本県では、高知市、黒潮町、佐川町、中土佐町、本山町が国のモデル事業を実施しております。このモデル事業では、より身近な地域で住民からの相談を受けることができる窓口の設置、あるいは相談窓口や関係機関をつなぐコーディネーターの配置、そしてコーディネーターとあつたかふれあいセンターなどが連携したゲートキーパー機能の強化など、地域の実情に応じたさまざまな取り組みが行われております。

例えば、高知市におきましては、薬局などと連携をして住民の相談を受ける、ほおっちょけん相談窓口が設置をされていると承知をしております。

○11番（西内隆純君） そういったモデル事業の成果を、今後市町村の取り組みの支援にどのように反映されていかれるおつもりか、地域福祉部長にお尋ねいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） モデル事業を実施しております5市町からは、住民から困り事などの相談が寄せられるようになって問題が深刻化する前に早期解決につながったという声や、また相談支援機関などをつなぐコーディネーターの配置によりましてさまざまな課題に対応できる包括的なネットワークができつつあるといったお話、またあつたかふれあいセンターな

どのゲートキーパー機能との連携によって潜在化していた課題を発見し支援につなぐことができたといった成果があったというふうにお聞きをしております。

こうした5市町の取り組みにつきましても、れんけいこうち広域都市圏の取り組みに反映するなど、他の市町村に横展開をしてみたいというふうを考えております。

○11番（西内隆純君） そうですね。いい取り組みというのは、ぜひお互いに共有して、現場に反映させていけるような支援をしていただければと思います。

こういった取り組み——いろいろ話がありましたけれど、あったかふれあいセンターとか集落活動センターの取り組み領域を拡大したものでこの新事業に移行するに当たっては、手挙げ方式ですけれども、枠組みをそのまま利用することが想定されます。ということであれば、従来の事業とこの地域共生社会の新事業の関係がどのように整理されるのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） この市町村の包括的な支援体制の構築に当たっては、既存の資源を活用して相談支援体制をつくっていくということになっております。あったかふれあいセンターにつきましても、地域福祉の拠点として、既存の福祉制度の枠組みを超えて、子供から高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが1カ所で必要なサービスを受けられる、共生型の支援を行っております。また、集落活動センターにつきましても、集落の維持・再生の拠点として、経済活動などとともに、高齢者の生活支援や見守り活動などに取り組んでおられます。

こうした両センターの位置づけあるいは果たしている役割を踏まえますと、この包括的な支援体制の中核となる社会資源でありまして、今

後も両センターを活用して取り組みを進めていく必要があるというふうに考えております。さらに、ひきこもりの人などの社会参加の支援におきましても、重要な役割を担っていただけるものと考えておまして、一層連携を強化してみたいと考えております。

○11番（西内隆純君） 御答弁にありましたように、従来の取り組みを拡充していくということの中で、この地域共生社会、国がこれから具体的に中身を詰めて、こうなさいよという話をしていくんだらうけれども、実際に包括的な——どこから予算がつくからこういうふうにしなさいねという制限がつかないように、現場が柔軟にワンストップの窓口で、しかもしっかり伴走しながら複雑化する問題に対処できるような環境の構築に、これからもしっかり国の動向も注視しながら、必要な提言も時に応じてしながら、構築していただければと思います。

では、次の質問に移ります。高知県の医療について質問を行います。

公立病院の赤字解消に向けた取り組みについて、各病院の経営的努力の議論とは別に、マクロレベルの病院間の医療機能の振り分けの議論を行う必要があると考えております。

ある医療関係者から、高知市内の大きな病院では、おのおのが医療機能の幅を広くとっており、他病院との機能の重複があると。こういったことが原因で、経営が圧迫された末に診療体制や職場環境等に何かしらのしわ寄せが生じると、その病院は従事する医師や患者にとって魅力的でなくなり、医療の質的、経営的に悪循環に陥ってしまう旨のお話がありました。

このようなことがないように、各病院の医療機能について改めて振り返り、見直しを行う必要があるのではないかと考えております。医療資源の集中と選択を行った結果として、各分野にトップランナーを生むことができれば、臨床

の経験を求めて若いよい医師が集まりますし、よりすぐれた医療を患者に提供できることが期待されます。さらには、効率的な病院経営によって経営状況が改善されることが期待されます。

つきましては、令和5年に次回の保健医療計画の策定に向けて一段掘り下げた各医療機関の機能の見直しと重点化の検討を進めてはどうか、健康政策部長にお尋ねいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 現在の第7期の保健医療計画から盛り込んでおります地域医療構想では、各病院の有する医療機能について、地域医療構想調整会議において病院間の役割分担の協議を進めることになっております。

県としましては、地域医療の課題の整理ですとか分析に努めますとともに、県内の医師の需給あるいは医師の働き方改革の動向なんかも見据えながら、各病院の医療機能の明確化を支援することで、その議論の活発化を後押ししながら、次期の保健医療計画には反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

○11番（西内隆純君） ぜひとも深掘りをして、しっかりと進めていただきたいと思います。

医療現場におきましても、話の延長にはなりませんけれども、資源のシェアリングというものの重要性が増しております。一事例ですけれども、ある手術のために高知大学に対して、民間病院が呼びかけて手術室の共同利用を申し出たところ、以後は他の病院からも類似の手術について、手術室の共同利用の提案が寄せられるようになったとのお話を耳にいたしました。患者は手術までの待ち時間が削減され、さらには共同利用として手術室を供する側に所属する医師も、高知大学や他の大学出身の医師の医療技術に触れる貴重な機会となっているとのことでございます。

限られた資源を有効に活用しつつ、医療の質の向上に資するシェアリングのあり方について

どのようにお考えか、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 今お話のございました共同利用は、診療報酬制度でも評価されておりまして、県内では9つの病院が共同利用による紹介患者を受け入れる開放型病院として届け出ております。平成29年度の1年間で、889名の患者に対して制度を利用した医療連携が行われております。この開放型病院で開催されますカンファレンスや勉強会には、制度を利用するかかりつけ医も参加できるようになっておりまして、そうした機会を通じて医師の交流、あるいは医療技術の向上、地域医療の推進につながるものというふうに考えております。

○11番（西内隆純君） 御答弁ありがとうございます。

こういった医療資源、技術のシェアリングを今後さらに推進していくためどういった政策誘導を試みるか、その点について健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 平成30年の医療法の改正によりまして、CTあるいはMRIなどの高額な医療機器を新たに整備する場合などにおきまして、複数の医療機関で共同利用を促すことなどを盛り込んだ外来医療計画というものの作成が義務づけられたところでございます。この計画で、新たに機器を購入あるいは更新しようとする場合には共同利用を検討していただいて、地域医療構想調整会議での協議を通じて公表し、各医療機関での機器の整備状況の情報共有を行うこととなっております。

こうした取り組みを通じまして、地域における医療連携の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○11番（西内隆純君） 限られた医療資源でございますので、ぜひとも進めていただきたいと思っております。ありがとうございました。

次に、よさこいについて質問を行いたいと思います。

先日、ふるさとイベント大賞において、よさこいが最優秀賞を受賞いたしました。大変喜ばしいお話だと思います。また昨年、食わず嫌いもいけないとの思いから、私もよさこい祭りに参加をいたしました。参加してみると非常に楽しいもので、よさこいの振興の重要性を実感いたしました。

さて、そのよさこい祭りといえば、各商店街に設営された競演場、演舞場に支えられておりますけれども、そこに運営上の課題が生じているとお聞きいたしました。どのような課題があると認識されているのか、観光振興部長にお尋ねいたします。

○観光振興部長（吉村大君） よさこい祭りの振興にとりまして、競演場や演舞場の維持・発展は何より大切だと考えています。2年前には、よさこい祭りを未来に継承していくため、よさこい祭り振興会、よさこい祭り競演場連合会、高知市観光協会、高知市、県の5団体とよさこいチームの皆さんとで、8月10日をよさこい祭りの日とする宣言をいたしました。

現在、この5団体において宣言の目的達成に向けまして、祭りを継承していくための現状や課題を共有しております。競演場や演舞場の運営の面では、担い手の不足や運営方法の引き継ぎ、後継者や資金の確保が課題であると認識しています。

○11番（西内隆純君） 今、部長が述べられましたような課題があるということは、私もお聞きしておりました。

ただ、第一義的には、もともとは高知市の商店街振興のための取り組みということも承知しております。県でも、あちこちのよさこいチームさんに、まあ言うたら御協力いただいて、オリンピックもそうですし、東京でのイベント、

あちこちで御活躍いただいておりますので、そういう意味において、高知県観光の中核を担うイベントであろうと思います。その競演場、演舞場における課題というのは、やっぱりよさこいを今後いかに安定的に維持していくかという点において、何かしら、県によってもフォローがなされるべきじゃないかと思います。

その5つの団体で検討しておるということでございますけれども、この現状について、どういふふうなフォローがなされるべきかということについて観光振興部長にお考えをお尋ねいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 課題に対するフォローにつきましても、県を含む5団体で連携してしっかりと取り組んでいるところでございます。担い手不足への対応や運営方法を引き継ぐ取り組みとしましては、県内の企業や大学などにも御協力をいただきながら、ボランティアなどの運営の担い手向けに運営の手引を作成いたしました。昨年のよさこい祭りでは菜園場競演場で、早速この手引を使って学生ボランティアに運営の一部を任せることができたと同っております。

今後も、こうした効果を5団体で共有しながら、引き続き運営上の課題解決に向けまして、具体策を検討してまいります。

○11番（西内隆純君） その競演場、演舞場の運営メンバーは、もちろん商店街振興がスタートですので、基本的には商店街が中心、プラスアルファのところもありますけれども、やっぱりその枠組み自体がそのままいいのか。これは我々が外から言うべき問題ではないかもしれませぬけれども、基本的には町内会とか、ちょっと広目の枠組みですね。人手はボランティアで支援するにしても、お金の面の問題もございしますので、広く薄く支援体制をつくるということについて、今後検討を重ねていく必要があるの



ではないかということ念頭に、今後も5団体の協議でしっかりと議論を深めていただきたいと思います。これは要請でございます。

次の質問に移ります。移住及び住宅政策についてお尋ねいたします。

現在、全国のさまざまな自治体において、移住促進が積極的に政策として進められております。四万十町にも行きましたし、この間農業の関係で芸西のほうへ行ったときにも話題に上ったんですけれども、移住というのが市場的に飽和局面を迎えているんじゃないかというようなお話もありました。

こういった移住政策の現況を踏まえた見通しについてどのようにお考えか、産業振興推進部長にお尋ねいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 昨日の田中議員の御質問にもお答えいたしましたように、昨年のおふるさと回帰支援センターへの移住相談件数でございますけれども、その前の年よりも20%増加しまして、4万9,000件を超えるというふうにお聞きをしております。まだまだ全国的には、移住希望者が多い状況にあるというふうに思っております。しかし一方で、お話にありました首都圏近郊も含めて、全国の自治体が移住促進に力を入れるようになってきておまして、競争は年々激しくなっておるというふうに思っております。

このため、本県への移住者をふやすためには、いきなり移住という切り口ではなくて、本県のファンとか、あるいは観光で訪れてくださっております交流人口、関係人口、そして土居議員からも御提案のありましたデュアラーの方々、それから地方で兼業とか副業とかをしたい方々など、幅広い層にアプローチをしていくことで、将来的な移住にもつなげていくことが必要ではないかというふうに考えております。あわせて、Uターンをさらにふやす取り組みも強化すべき

というふうに思っております。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。まあまあ一定パイがあるということで御答弁いただきましたけれども、その将来的なことも見越しながら、しっかり手を打っていただきたいと思っております。

その意味において、実際四万十町で空き家対策事業の視察を行ったんですけれども、これからはやっぱり定着率でありますとか、地域とのなじみややすさというところにおいて、町から出た人を積極的に呼び戻すようなところに力を入れていきたい。県としても、しっかりと力を入れていくということで、予算のほうにも書いてあったと思っております。

そういったことで、即戦力となり得る人材を確保する観点から、Uターン移住への取り組みレベルを一段引き上げるべきではないかと考えますけれども、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

○産業振興推進部長（井上浩之君） 本県への移住者のうちUターンの占める割合は、平成29年度の26%から昨年度は31%にアップしておりますけれども、まだまだ伸ばせる余地はあるものと思っております。特に移住を希望されます方々は、出身地を移住の第一候補として検討する傾向が強いというふうにも言われております。

このため、第4期産業振興計画では移住促進策の柱の一つに、Uターンの着実な推進を掲げまして、商工労働部とも連携をして、若い世代の方々へのSNSなどによる仕事の情報の発信、そして県内企業をもっと知っていただくためのインターンシップ施策の拡充、さらには市町村の方々が行うUターン促進の取り組みへの支援などに、精力的に取り組んでいきたいと考えております。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。町村が、政策的に人口をふやしたい特定の地

域を対象に住宅を新築しローンを設定する場合、10年程度経過後に残価を払って購入するか、あるいは転居するかを選べるような制度があれば、移住先の地域で安定的に生活を送れるか等の見きわめがしやすいといったメリットがあるものと思われま

す。定住促進に向けた住宅政策として、このような残価設定型クレジットの住宅版の開発、導入について土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 政策的に人口をふやしたいそれらの地域に、10年経過後の住宅に対して中古住宅としての需要があるか、それがこの仕組みを成立させるための大事な要素であると考えております。また、住宅を再販することができる事業者が、その地域に存在することも大事でございます。

まずは、仕組みとして成立するかどうかにつきまして、宅建業者や工務店などから意見を聞いてまいりたいと思います。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。

やはり課題となるのは、そういった残価設定型クレジットの金融商品ですね、これを引き受けることのできる事業者があるのかということが課題になってくるんだらうと思います。

例えば、この仕組みを進めるためにも、工務店さんとか宅建業者、金融機関が連携した取り組みとして展開することも考えられますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 残価設定型クレジットの住宅版の仕組みが成立する場合には、工務店、宅建業者、金融機関の連携が必要だと考えます。現在、北海道の工務店、宅建業者、金融機関などで構成する協議会において、同様の仕組みの研究が進められているとお聞きしております。それらの情報を収集いたしまして、この仕組みに関心のある工務店などに情報提供していきたいと考えております。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。なかなか難しいと思いますけれども、引き続きの研究をよろしく願いいたします。

次に、高知県耐震改修促進計画によって定められました広域的な避難や支援物資の輸送のために通行を確保すべき道路、いわゆる緊急輸送道路等についてお尋ねいたします。

高知県緊急輸送道路ネットワーク計画によって定められた、地震直後に緊急輸送を円滑に行うために確保すべき道路を指して緊急輸送道路と呼び、緊急輸送道路等と混同するおそれのある呼称でございます。

緊急輸送道路等という呼称を改称してはどうかと考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 高知県耐震改修促進計画で指定します緊急輸送道路等は、道路啓開計画のルートのうち特に重要なもの、広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路といったものを選定したものでございます。このルートは、緊急輸送道路ネットワークと大部分が重複しております。この点で混乱を招く名称であるということに改めて認識させていただきました。

今後、計画の見直しの際に名称についても検討させていただきます。

○11番（西内隆純君） ぜひともよろしくお願いいたします。

この高知県耐震改修促進計画によって定められた緊急輸送道路等に指定された道路沿道の建物のうち、一定の高さを有する耐震不明建築物は避難路沿道建築物に分類され、耐震診断が義務づけられます。

耐震診断の進捗状況について土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 避難路沿道建築物の対象となっております建築物は310棟でございます。このうち、現時点で耐震診断が完了してい

るものは70棟でございます。

○11番（西内隆純君） その耐震が必要と判断された建物のうち、耐震化が実際に進んでいる状況、そのことについて土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 先ほど申し上げましたように、耐震診断が実施された70棟、このうち耐震化が必要と判断されたのは67棟でございます。この67棟のうち現時点で、改修、建てかえ、除却のための設計が完了しているものは21棟、その21棟のうち工事を行って完了しているものは8棟でございます。

○11番（西内隆純君） そうですね、私はその数字をぱっと聞いたら、やっぱり少ないなというふうに思います。

それぞれいろいろ事情ございますけれども、今後、耐震診断及び耐震化の取り組みをどのように進めてこの達成率を上げていくおつもりか、どのように対策を講じる必要があるとお考えか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 対象となります建築物は、比較的規模の大きい鉄骨造、また鉄筋コンクリート造のものが多くございまして、診断や工事の費用が多額になる、また使いながら改修工事を行うことが難しい、また対応できる技術者が少ないなどといった課題が多くございます。

そこで、県では、関係市町村と協力して所有者を個別に訪問いたしまして、補助があることにより、少ない自己負担で診断、設計が行える事例が多くあることを紹介するとともに、対象となります建築物が昭和56年の耐震基準改定以前に建てられたということで、これまでに更新時期を迎えているものも非常に多くあるということがありますので、リフォームなどをあわせました改修、建てかえの提案、また診断、設計を受託することができる事業者のリストの提供、

こういったことを行っております。

今後も引き続き、粘り強く耐震化の実施を働きかけていきたいと考えております。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。

しっかりやっていただきたいと思います。有事のときに避難道路と指定したものの、機能しなければ意味がないわけで、またその避難道路の建物の後ろの、のり面が崩れて道路が使えなくなるおそれがあるというような話もお聞きしております。そのあたりも重々留意されて、取り組みを進めていただきたいと思います。

（土木部長挙手）

○議長（桑名龍吾君） 土木部長、発言を許します。

○土木部長（村田重雄君） 失礼いたしました。

なお、先ほどICT活用工事の実績についてお尋ねがございました。

平成29年に制度を作成いたしまして、平成29年度から令和元年12月時点で21件、全て施工者希望型でございますが、その実績がでございます。

○11番（西内隆純君） 済みません。その質問を深堀りしていくと、また時間をとってしまうので、次の質問に行きます。

高知県新エネルギービジョンの改定に関する質問を行いたいと思います。

豊富な森林資源を有する本県においては、木材消費量の拡大が喫緊の課題でございますけれども、木材学会誌のある論文の推計によりますと、人口減に伴い2030年には、木材の建築関連用途の需要は2015年の3分の2まで減少するとの指摘がございます。

県では、CLTの内装材等の利用を通じて県産木材の消費拡大を目指すとのことですが、人口減の大きな流れから鑑みるに、建築以外の出口要素を振興しなければ大変厳しい雲行きになると感じております。

私は以前より申し上げておりますとおり、か

つて木材をまきとしてエネルギー活用していたように、木質バイオマスによる熱と電気の併給に代表されるエネルギー用途を拡大することが、地域の雇用、林業、そして山を守っていくために重要との立場でございます。

新エネルギー計画の策定に当たっては、どれだけ高知県に果実を還元できるか、雇用や地域の関連産業への経済効果、エネルギー供給源としての安定性など、総合的な観点を重視するとともに、これらの要件を満たすと期待される木質バイオマスの積極導入を目標高く推進していただきたいと考えます。

木質バイオマスの重要性について林業振興・環境部長のお考えをお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 地域の雇用確保と林業の振興を図るためには、本県の豊富な森林資源を良質材であるA材から低質材のC材、D材まで余すことなく活用し、それぞれの需要を拡大していくことが必要だというふうに考えております。

その中でも、木質バイオマスの利用を促進することによって、以前は採算の面から搬出されずに森林に残されていたことが多かった低質材が燃料として有効利用され、売れるようになりました。このことは、エネルギーの地産地消や地球温暖化の防止といったことに貢献するだけでなく、中山間地域の活性化にもつながる非常に重要な取り組みであると考えております。

現在、国においても、いわゆるFIT制度の見直しの中で、災害時のレジリエンス強化にも資する分散型のエネルギーシステムの構築といったものの方向性が示されております。

今後の木質バイオマスエネルギーの活用は、地域の中で持続的に森林資源を活用して、エネルギーを効率的に利用できる熱電併給などを進めていくことが重要であると考えております。

来年度、県の新エネルギービジョンの見直し

に当たっては、これらの観点を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。

この木質バイオマスですけれども、需要家へ効率的に融通するエネルギーシステムを構築できるかも成否のポイントでございます。本山町のトリジェネの事例等も参考に、持続可能な活用法や規模を見きわめて、先ほど部長も言われました木質バイオマスを用いた分散型熱電併給システムの導入を積極的に進めていただきたいと考えます。林業振興・環境部長の御決意をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 本山町の次世代園芸施設は、発電、熱利用に加えまして二酸化炭素も利用する、エネルギーを効率よく利用する計画となっております。資源の有効活用や地域経済へも貢献できるモデル的な事例であると認識しております。

木質バイオマスを利用した地域分散型のエネルギーシステムにおいては、地域における熱や電力の需要量と、その地域で安定的に供給ができる木質バイオマスの量のバランスがとれることが重要であると考えております。地域の需要に応じて、原木の増産にもしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

今後、県といたしましては、農業を初めさまざまな分野での木質バイオマスの利用に向けて、市町村、地域の関係者と連携し、地域の産業と結びつけながら、木質バイオマスによる分散型の熱電併給といったものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○11番（西内隆純君） ありがとうございます。

ぜひともお願いいたします。

この意味において、やっぱり農業、高知県の園芸用ハウスと周りの住宅なんかで年間の安定的な需要を見込める地域、そういうところには活用していくポテンシャルがあるんじゃない



かと思えます。

こういった園芸用ハウス地帯に同システムを導入していくお考えはないか、農業振興部長にお尋ねいたします。

○**農業振興部長（西岡幸生君）** 現在、施設園芸での木質バイオマス活用は、バイオマスボイラーなどによる熱利用のみでございますが、229台、面積で言いますと43.8ヘクタールで活用されております。

ただいま議員のおっしゃられました施設園芸の電熱供給システムの導入につきましては、熱利用の際に必要な配管等の整備コストの発生など課題もございますが、エネルギーコストが削減できればメリットがあるというふうにも考えられますので、今後また検討してまいります。ただ、まずは新たなモデルとなる本山町での取り組みを、林業振興・環境部と連携して着実に成功させてまいります。

○**11番（西内隆純君）** この山の資源のバイオマス活用については、卵が先か、鶏が先かの議論がずっと続いておって停滞している感がありますので、ぜひ思い切った判断をして、アクセルを一段踏み込んで取り組みを進めていただきたいと思えます。

最後、家族支援策について質問するつもりでしたけれども、ちょっと時間がございませんので、この春をもちまして退職される県職員の皆様に、本当にお疲れさまでしたと御挨拶申し上げます。私の質問の一切を終わらせていただきたいと思えます。立場は変われど、世のため、人のため、高知のため、お互い頑張ってみましょう。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。終わります。（拍手）

○**議長（桑名龍吾君）** 以上をもって、西内隆純君の質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

午前10時50分休憩



午前10時55分再開

○**議長（桑名龍吾君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田所裕介君の持ち時間は40分です。

27番田所裕介君。

○**27番（田所裕介君）** 県民の会の田所裕介でございます。議長にお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。それでは、お伺いいたします。

教員の働き方改革についてお伺いいたします。

給特法の改正を受け、各自治体は4月1日の施行日より、時間外在校等時間の上限、1年360時間、1カ月45時間を示し、校務をつかさどる校長及び服務監督権者である教育委員会が教員の業務の適切な管理を行うよう、条例や教育委員会規則等の整備が促されております。

文部科学省の指針の告示に基づき、教員の働き方改革において、より実効性のある対策を講じる必要があるという観点から質問をさせていただきます。

本年4月の条例施行に伴い、関連規則を整備することになると思えますが、県教育委員会及び各市町村教育委員会の進捗状況を教育長にお伺いします。

○**教育長（伊藤博明君）** 県教育委員会では、県立学校の教職員の業務量の適切な管理等のため、今議会で条例議案を可決していただきましたら速やかに同条例に基づく規則を制定し、来月1日から施行できるように、既に規則案の作成をほぼ終えているところでございます。

市町村の教育委員会につきましては、先月下旬に35の全ての市町村と学校組合の教育委員会

を対象に、規則の整備時期等について調査を行いましたところ、30団体から本年度中に整備するという回答をいただいております。

○27番（田所裕介君） そしたら、市町村教委としっかりと連携して取り組みを進めていただくよう要請を申し上げます。

文科省からの通知では、タイムカードやICTなどの客観的手段により時間外勤務の記録をとり、また公務災害が起こった場合を想定し、その記録を公文書として保存することが求められております。

在校時間管理システムの記録を公文書としてどのように保管管理していくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 県立学校につきましては、在校時間管理システムで管理する教職員ごとの毎日の在校時間や、勤務時間外の在校時間及び勤務時間外に行った主な業務内容を、各学校において電子データで管理、保存するということになっております。

○27番（田所裕介君） わかりました。

上限規制の例外として、児童等に係る臨時的な特別な事情がある場合が挙げられております。文科省は、いじめや学級崩壊等の指導上の重大事などを、臨時的な特別な事情の例として挙げておりますが、最終的には服務監督権者である教育委員会や校長が、その事案を見きわめつつ決定することになるとされています。

具体的には、上限規制の例外となる児童に係る臨時的な特別な事情をどのようなケースを想定しているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 現時点においては、国のQアンドAでも示されております学校教育活動に伴う事故や災害によって児童生徒が負傷する、または亡くなるなどの学校事故等が生じて対応を要する場合及びいじめや、いわゆる学級崩壊などの指導上の重大事案が発生し、児童生

徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれがある場合ということを想定しております。

○27番（田所裕介君） 各関係機関、特に国とどのように連携して、その事例が出た場合に検討していくのか、教育長に再度質問させていただきます。

○教育長（伊藤博明君） 個別の事例になると思いますけれども、安易に例外を認めるということにつきましては、この働き方改革そのものが進まないということにつながりますので、あくまでも今例示されましたものを含めて、限定的なケースに限って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

それでは、もう一つ質問をさせていただきます。教職員を取り巻く学校現場の現状を考慮すると、時間外勤務の上限厳守のために、多忙を原因に、やむなく教員が実際の時間より短い虚偽の時間を記録してしまうケースも考えられるのではないかと思います。そのような事態の防止について教育長はどのような取り組みを行うのか、お伺いさせていただきます。

○教育長（伊藤博明君） 勤務時間を正しく把握することは、各学校の実情に応じた働き方に係る具体の改善策を検討する上で前提となるものであり、本人が正確に毎日入力することはもとより、管理職が責任を持って適正に記録させる必要がございます。県立学校につきましては、昨年12月に県立学校長宛てに、勤務時間の把握と時間管理の徹底に関する文書を発出しまして、勤務時間の正確な把握などの取り組みの徹底を図ったところでございます。

管理職がマネジメント力を発揮して取り組むことが大事であり、今後も管理職を対象とした研修や、校長会等の機会を捉えて徹底するほか、学校訪問の際や校長会との協議の場などを活用しまして、勤務時間の把握の実態を確認してま

います。

○27番（田所裕介君） しっかりと実態把握に努めていただきますよう、要請を申し上げるところでございます。

それでは、持ち帰り業務について質問させていただきます。時間外勤務の算定に持ち帰り業務は含まれておらず、そのため持ち帰り業務がふえると時間外勤務の上限規制は意味をなしません。持ち帰り業務がふえないよう取り組む必要があると考えます。

そこでお伺いします。持ち帰り業務縮小のために、どのような具体的な取り組みを行うのかについて教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会では、学校現場における働き方改革を進めるため、統合型校務支援システムなどのICTの活用や、県教育委員会が実施します研修、調査の削減等のほか、校務支援員など外部人材の活用などにより業務の削減や、教員が本来業務に注力できる環境の整備に取り組んでいるところであります。こうした働き方改革の取り組みと教員個々の勤務時間に対する意識改革が進むことで、業務の持ち帰りを生じさせないことにつながるものと考えております。

○27番（田所裕介君） 丁寧な御答弁をありがとうございました。前段に申し上げたとおり、4月の施行に伴い実効性のある対策を講じるため、各学校並びに市教委とも連携し、進めていただくことを強く要請いたします。よろしくお願いを申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。パワーハラスメント対策についてお伺いをいたします。

2019年5月、労働施策総合推進法の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案、通称パワーハラ防止法が可決、成立いたしました。初めてパワーハラスメントについて規定し、企業に義務を課したもの

であり、義務化の時期は早ければ、大企業が2020年4月、中小企業が2022年4月の見通しであります。

国におけるパワーハラ対策の位置づけは、働き方改革の一環であります。働き方改革実行計画において、職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行うとされたことを踏まえ、厚生労働省では平成29年5月より、職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会を10回にわたり開催しました。

国がハラスメント問題に、より積極的に取り組む姿勢を明らかにした今、県としても、働き方改革の一環として積極的に取り組む必要があるのではないかと思います。

そこでお伺いをさせていただきます。パワーハラ防止法に国の責務が明記されていることを受けまして、地方自治体の責務は明記されておられません。県としてどのような役割があるのか、知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 御指摘ありました、いわゆるパワーハラ防止法でございますが、事業主に相談体制の整備などを義務づけます一方、労働者側にもこの問題への理解と協力などを義務づけております。

お話しありましたように、国に対しては、パワーハラ問題に関します広報活動や啓発活動を行うことを責務としておりますが、県についての責務の規定はございません。ただ、パワーハラは労働者の就業環境を害しまして、労働生産にも影響いたします。その意味で、その防止を図りますことは働き方改革にも資すると考えておまして、県にとっても重要な問題であるという認識でございます。

したがって、高知県働き方改革推進会議、これは県、労働局、労使団体等で形成しておりますが、この会議におきまして、パワーハラ対策

に官民挙げて取り組んでいこうということを、県としても呼びかけてまいりたいと考えております。

○27番（田所裕介君） 前向きな御答弁をありがとうございます。これは、やはり働き方改革の一環としての位置づけでございますので、県として責務の明記がないとしても、働き方改革の一環として進めていただきたいということを強く要請させていただきます。

次の質問に移ります。平成29年厚生労働省によると、パワーハラスメントの予防・解決の取り組みを実施していると答えた従業員数1,000人以上の大企業は88.4%、一方従業員数99人以下の企業は26%でした。大企業に比べ中小企業では、相談窓口の設置など、パワーハラスメントの予防、解決に対する対策ができていない実態が明らかとなりました。

平成28年の経済センサスによりますと、本県は100人以上の事業所は全体の0.7%を占めるにとどまっており、中小企業の割合がいかに多いかがわかります。中小企業におけるハラスメント対策は、本県の直面している課題であると言えるのではないのでしょうか。

県内の労働環境におけるパワハラの実状について商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 平成30年度の高知労働局における個別労働紛争相談件数は1,294件で、そのうちパワハラに関連するいじめ、嫌がらせが368件、約28.4%を占めております。また、高知県労働委員会でも労働相談に当たっており、同年度の実績では、パワハラ、嫌がらせに関する相談が123件寄せられ、約3割を占めています。

いずれも相談全体に占めるパワハラ関係の割合は、労働局では9年連続、県労働委員会では6年連続で最も多くを占めている状況です。

○27番（田所裕介君） やはり相談件数も増加傾

向にあるということで、働き方改革を進める県としては、取り組みを——これから議論も深めてしていく必要があるのではないかと思います。どうか取り組みのほうをよろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。県においては、働き方改革に積極的に取り組んでおります。働き方改革は、第3期高知県産業振興計画ver. 3にあるように、担い手の育成・確保においても重要です。

現在、パワーハラスメント対策は労働局が主体となって行っており、県にその権限はないとお伺いしております。しかし、国の方針によると、パワーハラスメントは働き方改革の一環であり、また人材育成・確保の観点においても、県が施策を講じていく必要があるのではないかと考えております。

そこでお伺いします。働き方改革の一環として、また担い手の育成・確保のために、パワーハラスメント対策にどのように取り組んでいくお考えか、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 本県の企業は、99.9%が中小・小規模企業でございます。令和4年度からは、中小・小規模企業においてもパワハラ防止措置が義務化されることを見据えまして、働き方改革に資する取り組み、あるいは人材確保に資する取り組みとして、多くの企業にパワハラ対策に真摯に取り組んでもらう必要があると考えています。

そのため、先ほど知事から申し上げました官民挙げた取り組みとともに、中小・小規模企業は予算的にも体制的にも厳しいことが想定されますので、働き方改革推進支援センターを初めとする関係機関と連携をして、しっかりと相談を受けていくことに取り組めます。あわせて、県が実施する働き方改革のセミナー等あらゆる機会を捉えて、リーフレットの配布など周知・



啓発に努めてまいります。

○27番（田所裕介君） 真摯な御答弁をいただき、ありがとうございました。労働局に頼るのではなく、県として積極的に働き方改革としてパワーハラスメント対策に取り組んでいただけるよう要請をいたします。よろしく願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。人権課題と人権教育についてお伺いをいたします。

2016年に部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、いわゆる差別解消3法が施行されました。また、2017年に国連人権理事会による日本の人権状況の定期審査では、人種差別、性差別、外国人差別、性的少数者差別などに対する勧告が多くを占めました。人権施策を推進し、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合う、ソーシャル・インクルージョンを重視した社会、共生社会をつくっていかねばなりません。

まず、人権教育についてお伺いをいたします。LGBTQ、外国人、女性や子供など人権課題は多様化しています。侵害の手法も複雑化しており、インターネット上での人権侵害は、日々新たな取り組むべき課題が生じております。

法務省によると、2018年に新規救済手続を開始した事案の中で、インターネット上での人権侵害が最も多く1,910件に上っております。インターネット上での人権侵害は同和問題やいじめとも関連性が見られ、より新たなアプローチの人権教育が必要であります。

そこでお伺いします。インターネットでの人権侵害について、学校教育ではどのような対策を行っているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 学校での人権学習を行うに当たりまして、人権教育の年間指導計画を作成し、その計画に基づいて、組織的、計画的に取り組むを進めております。その中には、必

ずインターネットの人権侵害の事例や正しい利用の仕方についての学習が組み込まれて、実施をされております。また、市町村主催の児童会、生徒会交流集会等においても、児童生徒がいじめやネットの問題について主体的に考える学習が行われております。

県教育委員会においては、高知工科大学や高知県警察本部と協働いたしましてインターネット問題についての教材を作成し、全公立学校に配布するとともに、ネットやいじめや人権課題に関する不適切、差別的な書き込みについて監視をする、ネットパトロールも実施しているところでございます。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

それでは、学校教育以外では県としてどのような対策を行っているのか、文化生活スポーツ部長にお伺いします。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） インターネット上での人権侵害につきましては、同和問題に関する差別的な書き込みに関して、職員によるモニタリングを毎月行っております。発見した場合は、サイトの管理者に対しまして削除要請を行っているところです。また、市町村に対しましては、情報の収集と県への情報提供、そうしたことを依頼して連携を図っております。

県が行った削除依頼の結果につきましては、市町村、それから法務局に対して情報提供しているところでございます。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

解消3法の施行やLGBTQ、女性や外国人の権利、インターネットでの人権侵害、これらの時代背景や新たな人権問題を踏まえ、学校教育ではどのような新たな人権教育を行っているのかについて教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 学校におきましては、人権に関する知識の習得と人権感覚の醸成を図るため、法もとの平等や人権尊重の概念といっ

た普遍的な視点と、同和問題、障害者差別などに近年のLGBTQといった新たな課題も含めた個人の人権課題の視点、この2つの方向から人権問題を学習することとしております。

また、その学習の進め方につきましては、例えば家庭科における家事の役割についての題材で、女性の人権や男女共同参画社会づくりを学ぶなど、教科等と関連づけて人権課題を学んだり、災害避難所などの現代的なテーマの中で、障害者やLGBTQなどの人権課題を重ね合わせて、児童生徒が、体験的、主体的に学び、解決方法を考え探求したりするなど、学習の充実を図っております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

人権教育は、この人権課題と対になり、そして柱であると考えております。さらなる取り組みをよろしくお願いを申し上げます。

次に、人権条例についてお伺いをさせていただきます。人権条例の問題点が、解消法ではなく罰則のない理念法であるということです。人権侵害の際にどうするかというメカニズムが確立されておらず、差別をやめさせ救済を受けるには被害者本人が民事訴訟か刑事告訴に踏み切るしかなく、時間的・金銭的負担などから泣き寝入りを強いられる場合が多くなっております。

ほかの自治体において、人権の多様化、社会情勢の変化、そして人権条例の問題点を踏まえ、人権条例を見直す例が見受けられます。2019年、東京都国立市にて日本初の包括的人権条例が施行されました。市長及び市民の責務に加え、事業者の責務を規定し、禁止規定を単なる理念にとどまらず、禁止条項に違反した行為について救済のための具体的措置の実施をみずから課しており、市の強い姿勢があらわれた包括的人権条例となっております。香川県丸亀市でも、包括的人権条例の制定が議論をされているところでもあります。また、昨年10月大阪府では、複

雑多様化する人権課題に的確に対応し、国際都市にふさわしい環境整備のため、人権関係3条例が制定されました。性的指向及び性自認とヘイトスピーチという、現在人権問題を取り巻く最も重要な課題を踏まえたものであります。

本県においては、高知市が昨年7月に高知市人権尊重のまちづくり条例を施行しました。前文において、インターネットを用いての人権侵害やヘイトスピーチによる外国人の人権侵害に言及し、新しい人権課題を踏まえ、社会情勢を反映した条例となっております。

一方、高知県人権尊重の社会づくり条例は平成10年に施行され、20年が経過をしております。県においては、人権条例の見直しではなく基本方針によって、社会情勢の変化とともに生じる人権問題に対処していることと存じます。「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」が2019年に制定され、人権課題に関する国際社会、国、県の動向を概観し、推進方針、取り組み、達成目標を掲げております。しかし、第5条にありますように、あくまで基本方針は条例の目指す人権施策を総合的に推進するための方針であり、基盤となるのはやはり人権条例であります。

条例施行から20年を経て、人権を取り巻く社会情勢や人権問題の多様化を鑑み、条例について県民の意見を聞き、議論、再検討し、県が主導して人権問題の取り組みを加速させていかなければならないのではないのでしょうか。そして、市町村と連携の上、県全体で人権に対する意識を向上させていく必要があると思います。

そこでお伺いをさせていただきます。施行から20年を経た今、人権を取り巻く社会情勢の変化と人権課題の多様化を踏まえ、現在の条例の改正もしくは見直しの検討の必要性、特に包括的条例への改正もしくは見直しの検討に対する知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） お話がございました高知

県人権尊重の社会づくり条例は、同和問題や女性、子供、障害者、外国人など、あらゆる人権問題の取り組みを推進することを目的といたしております。お話にございましたように、新たな人権問題などにつきまして必要となります対策は、この条例に基づきます高知県人権施策基本方針の中で取り組んでおります。これまでも、インターネットによります人権侵害あるいは性的指向・性自認などを、県民に身近な人権課題という形で、この基本方針の中で位置づけてきたところでございます。

このような体制で運用してきておりますので、現在の条例で人権を取り巻く情勢の変化など、人権問題の多様化には十分対応ができると考えております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。先ほど前段で申し上げたとおり、やはり基本方針というのは、人権施策を総合的に推進する、条例ありきの方針じゃないかなという思いでおります。

先ほどの御答弁で方針はわかりましたが、やはり課題があればしっかりと議論して条例を検討していくということが必要ではないかと思っております。その観点から、私からその課題に向けて、指摘も踏まえながら追加質問させていただきます。1999年の国連グローバル・コンパクトなどに代表されるように、企業の人権遵守は国際的な共通認識であり、男女雇用機会均等法やパワハラ防止法に代表されるように、日本でも人権尊重における事業主の役割や責任がますます問われております。

企業は、社会的責任を有する組織であり、個人ではまず——そして企業活動は、従業員、消費者、地域社会など、さまざまなステークホルダーとかかわり合っております。だからこそ、人権尊重や人権意識向上において、個人とは異なる、そしてより幅広い社会貢献の役割が求め

られているのではないのでしょうか。

本県の人権条例において、県民の定義に事業主が含まれておりますが、事業主の責務または役割について単独した条項がないことから、新たに明記することを検討すべきと考えるが、知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） お話にございましたように、条例上の県民の中には、個人のみならず法人、その他企業も入っているということがまずございます。そしてまた、実質的にこの法人、いわゆる企業などに関しまして責務を追加する必要がある場合には、先ほど申し上げました基本方針の中で、より具体的に書き込んでいくという対応をとっております。

現実の問題として、条例をあえて改正する必要まではないという状況だと思っております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

それでは、条例に関して、もう一つ掘り下げた質問をさせていただきます。人権条例のもと作成されている本県の基本方針で言及されている人権課題の中には、既に個別に条例を制定し取り組まれているものもあります。本議会の知事提案説明にありましたように、犯罪被害者に対しては、犯罪被害者等支援条例が制定されます。一方、障害者については、現在検討委員会を設置して検討しております。このように個別に条例を制定し取り組みを加速していくことを、今後検討していく必要があるのではないかと思います。

LGBTQ、障害者、ハラスメントなどに代表されるような、これからより一層の取り組みを要する人権課題に対して、個別の規定もしくは条例整備を今後検討されることについて知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 御質問の点につきましては、具体的な法律の整備がどのようになっているか、それを受けて受け皿的に条例の整備が必

要になってくるという場合はあり得ると思います。

また、いろいろな人権事象に対しまして、県が対策を検討する中で、例えば県民の権利義務にかかわる新たな規定を置く必要があるとか、審議会などの附属機関を設置する必要がある、そういった条例改正を行わなければ県の施策が新たに展開できないというような局面になりましたら——これはもう一般論でありまして現時点で具体的なものがあるわけじゃございませんが、必要な条例改正はお願いしていくということになると思います。今回、まさしく犯罪被害者の支援条例は、そうした観点から提案をさせていただいているところでございます。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

それでは、法務局が人権相談や人権侵犯事件の調査処理を通じて、人権侵害の被害者の救済に努めていますが、現在県独自の人権救済機関はありません。県内における人権侵害に対して独自に調査審議する救済機関の設置の必要性について、議論、検討が必要なのではないのでしょうか。

県における救済機関の設置の必要性に対して知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘ございましたように、現状は法務局におきまして人権侵犯事件調査処理規程というのがございまして、これに基づき調査、救済が行われておるところでございます。ただ、人権救済に関する法律がないということがございまして、全国知事会から国に対しまして、実効性のある救済制度の確立を要望しているところでございます。

この人権に関する問題は、自治体によって判断が異なるということは必ずしも適切でないと考えておりますので、県独自あるいは自治体レベルではなくて、全国で統一的に行われることが望ましいと考えております。

そうした考え方から、県といたしましては、引き続き全国知事会を通じまして、国に対し、実効性のある救済制度の確立を図るよう要望してまいりたいと考えております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。条例に関しましては、さまざまな御指摘もさせていただきました。今回はちょっと前向きな御答弁がとれなかったんですが、なおまた議論の機会が来ましたら、ぜひとも進めていただきたいと思います。

また、救済機関に関しましては、全国知事会から国への要望を進めておられるというふうな御答弁でございました。それをまた、高知県からもしっかり発信をしていただきたいと思いますし、その救済機関が県としてできるときには、しっかりと取り組みを進めていただきたいと思います。これを要請させていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。就職氷河期世代の支援についてお伺いをいたします。

令和元年9月議会にて、就職氷河期世代の支援について質問をさせていただきました。就職氷河期世代の支援については、知事提案説明に盛り込まれ、知事のリーダーシップのもと、力を入れて取り組んでいくという県の強い姿勢のあらわれであると思います。

昨年、就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを設置することとなり、モデル都道府県として、愛知県、熊本県、大阪府、福岡県が既に取り組んでおります。来年度中に、全都道府県における取り組み開始を目指しています。今議会の知事提案説明にありましたように、本県でも来年度、労働局と県、業界団体、支援団体などで構成するプラットフォームが立ち上がる予定であります。

氷河期世代の就業問題と関連性のあるひきこもりや8050問題などの解決において、県として



就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの役割や重要性をどのように考えているのか、知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） いわゆる就職氷河期世代の方々について申しますと、職業能力開発の機会が不足をしていたという問題あるいは社会とのかかわりの回復が必要だという問題、こういった問題を抱えておられまして、労働関係から福祉分野にまでわたります多様な課題を抱えているというふうに認識いたしております。

御紹介いただきました来年度新たに設置されますプラットフォームにおきましては、労働関係団体と福祉関係団体がともに参加をしていくことで、多くの課題に対して、これまで以上に連携をして取り組むことができる体制が整うということだと考えております。具体的には、都道府県レベルのプラットフォームにおきましては、不安定な就労状態にある方の正社員化をメインとして、また市町村レベルのプラットフォームにおきましては、無職で就業意欲のない方あるいはひきこもりの方などの多様な社会参加に向けて——これはどちらかといいますと福祉関係の比重が上がってまいりますが、取り組むことといたしております。

それぞれのプラットフォームが相互に連携して取り組むことによりまして、切れ目のない支援が必要な形で展開できるということを期待いたしているところでございます。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。昨年9月議会定例会において、就職氷河期世代への支援、8050問題とひきこもりの関連性について、労働行政及び福祉の視点での対策について質問をさせていただきました。

就職氷河期世代活躍支援プラットフォームは、都道府県プラットフォームと市町村プラットフォームで構成されます。都道府県レベルのプ

ラットフォームでは、就職、正社員化に重きを置いており、市町村プラットフォームでは、ひきこもり支援センターや家族会などと連携の上、多様な社会参加の実現を目指しています。

そこでお伺いをさせていただきます。県において、プラットフォームの設置を通してどのように氷河期世代の就労につなげていこうとしているのか、解決を想定しているのか、商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 都道府県プラットフォームでは、労働局や県を中心に事業計画を策定し、不安定な就労状態にある方々の安定就労に向けた支援を行うこととなります。主な取り組みとしましては、県のジョブカフェで就職氷河期対策として、対象年齢の引き上げや特別枠を設けるなどして就職相談やセミナー、職場体験講習などを実施し、職業紹介機能があるハローワークにつないでいくということを予定しております。

また、市町村プラットフォームにつきましては、各市町村において、福祉や保健、雇用などの関係機関が連携をし、ひきこもりの方などの支援を検討するケース検討会議と一体的な機能を持たせることにより、その人の状況に応じた支援プランを作成し、息の長い伴走型の支援を行っていくこととなります。

県も、商工労働部と地域福祉部が連携をしまして、これら2つのプラットフォームが連携し、切れ目なく支援ができるよう取り組んでまいります。

○27番（田所裕介君） 前向きな御答弁をありがとうございました。就労と正社員化を進めていくということでは、やっぱり都道府県プラットフォーム、また多様な社会参加を目指す福祉の役割を果たす市町村のプラットフォームの連携が、何よりも必要不可欠になってくると考えております。労働局、また関係機関と協力

して、市町村プラットフォームの設立にも積極的に取り組んでいただき、都道府県プラットフォームとの連携をしっかりと図り、就職氷河期世代の就労と、それに関連するひきこもりや8050問題に積極的に取り組んでいただくことを強く要請いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。公共交通についてお伺ひいたします。

2013年12月に交通政策基本法が公布、施行されました。交通に関する施策の基本理念を定め、国や地方公共団体、民間事業者、国民等の関係者の責務や役割を明らかにし、長期的な観点から取り組むべき交通政策について具体的な施策の方向性を明示しました。

しかし、いまだに公共交通が抱えている問題は大きく、維持において瀬戸際に立たされております。本県も例外ではなく、土佐電鉄と高知県交通の両社では、公共交通事業が困難となり、将来にわたる持続可能なシステムの構築に向け、行政が100%出資し、県が必要出資額の50%に当たる5億円を出資し、2014年にとさでん交通株式会社を設立をされました。

そこでお伺ひいたします。県民の生活を支える公共交通の課題をどのように認識しているのか、知事に御所見をお伺ひします。

○知事（濱田省司君） 公共交通を取り巻きます環境は、車社会の進展、あるいは人口減少などによりまして利用者が減少しております。加えまして、近年担い手であります運転手の不足による減便が発生するなど、一層厳しい状況になっているという認識をいたしております。

公共交通は、県民の皆様の生活はもとよりでございますが、社会、経済、教育などさまざまな分野を下支えする、最低限必要な社会インフラであると考えます。いわゆる持続可能な公共ネットワークの構築ということが必要な時代だ

と思います。これに向けまして、事業者や市町村などとも連携をいたしまして、路線の維持あるいは利用促進の取り組みなど、さまざまな課題に向き合っていくことが必要だと考えております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

先ほど知事のお話にもありました公共交通が抱える課題の一つが、やはり人手不足であります。平成30年4月には、運転手不足の深刻化により高知市内を走る路線バスのうち19系統で、土日・祝日ダイヤの計49便が減便をされ、昨年11月には、運転手不足を理由に路面電車を減便しました。少ない運転手が残業や休日出勤をしてダイヤを維持しており、運転手によっては働き方改革関連法の規制を超える可能性があるという点が、減便へつながりました。

お伺ひいたします。本県の公共交通における人材不足解消に向けて、現在の取り組み状況を中山間振興・交通部長にお伺ひします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 議員お話のとおり、バスや路面電車など交通事業者の人手不足が減便につながり、県民の方々の日常生活に影響を及ぼしていることにつきましては懸念をしているところでございます。

そうした中、県では、バス運転手専門の就職マッチングイベントで県内の交通事業者を紹介するブースの出展や、バス運転手の仕事に興味を持っていただくための県内のバス営業所の見学ツアーなどを行っているところです。

引き続き、交通事業者と情報を共有し、連携した取り組みを行ってまいります。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

引き続きの取り組みをよろしくお願ひいたします。

持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、課題の認識を踏まえた今後の取り組みについて知事にお伺ひいたします。

○知事（濱田省司君） 公共交通を維持・活性化するためには、人口減少などの厳しい状況にございまして、公共交通の使い勝手のよさを実感でき、また利用促進につながるような取り組みが必要であると考えております。

この持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けまして、引き続き、まずは交通事業者は、利用者の視点に立ってしっかりと経営努力をしていただく、これは必要だと思えます。また、行政も、安全・安心のための環境整備、路線の維持・確保への支援に取り組んでいくことが求められていると考えます。また、県民の皆さんには、車社会の中ではございますけれども、公共交通をいわば意識して御利用いただくという、こういった形で3者の取り組みが相まって、持続可能な交通ネットワークということにつながっていくと考えております。

県といたしましては、先ほど御答弁申し上げました運転手不足への対応も含めまして、交通事業者あるいは市町村などの関係機関と連携をいたしまして、公共交通の維持・活性化に向けまして引き続き取り組んでまいります。

○27番（田所裕介君） 真摯な御答弁ありがとうございました。これから、県民の生活を支える公共交通の維持に全力で取り組んでいただけるよう、強く要請をいたします。よろしく願いをいたします。

続きまして、福祉避難所の整備についてお伺いをいたします。

災害で犠牲となるのは、より保護や支援を必要とする要配慮者であると言われております。例えば、内閣府によると、平成30年の西日本豪雨で、岡山県、広島県、愛媛県の3県で犠牲になった方の7割が60歳以上であります。東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県の3県で、災害関連死の24%が障害者であると報じられました。

今議会の知事提案説明にて、福祉避難所の確保、一般の避難所における受け入れ体制の強化を進めるとあります。各市町村と連携の上、県が一定の役割を担い、災害時の要配慮者の環境整備に取り組んでいく強い姿勢のあらわれであると感じました。

お伺いいたします。要配慮者が安心して避難生活を送れる環境づくりに向けた今後の取り組みについて知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） いわゆる要配慮者の方々は、災害時には日常のケアが困難になるだけではございませんで、環境変化によるストレスなどで状態が悪化する可能性もあるということだと思います。一人一人に合わせて、きめ細かな支援が必要になってまいります。

このため、市町村と連携をいたしまして、福祉避難所や一般の避難所におけます要配慮者スペースなど、避難先のさらなる確保に取り組んでまいります。あわせまして、例えばポータブルトイレのような介助に必要な用具あるいは筆談用の器具のような情報伝達に必要な器具を備えておくなど、要配慮者の方々の状況に応じた環境整備を進めてまいります。

また、さらにヘルプカードの普及あるいは心のケアへの対応など、要配慮者の方々が安心して避難生活を送ることができるように、県としてもしっかりと取り組んでまいります。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。

それでは続きまして、要配慮者に対して今後どのようにこの福祉避難所を周知していくのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 福祉避難所につきまして要配慮者の方々への周知については、今後とも取り組みを強化していく必要があるというふうに思っております。

このため、改めて市町村に対しまして、福祉サービスの手続の際などさまざまな場面を捉え

まして要配慮者の方々に福祉避難所についてわかりやすく情報提供するよう要請をしてみたいと考えております。

それと、県としましても、今後インターネット上で公表しております高知県防災マップ上に福祉避難所を表示したいというふうに考えております。あわせて、福祉避難所の理解がさらに進んでいきますよう、県で点訳版も含めたわかりやすい資料を作成いたしまして、市町村や障害者団体などを通じて、要配慮者御本人や御家族に情報提供をしてみたいと考えております。

○27番（田所裕介君） 御答弁ありがとうございます。ちょっと時間がないので、どんどん行きたいと思います。

福祉避難所の受け入れ対象者についてどのように規定し、ガイドラインを策定していくのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 県の福祉避難所ガイドラインは、平成22年度に作成しておりますが、その中では要配慮者以外の受け入れ対象者を明確にしてございません。その後、平成28年度に内閣府が示したガイドラインでは、対象を要配慮者の家族まで含めて差し支えないとされておりまして、県としましては、例えば要配慮者の介助を中心的に行っている方が知人である場合、そうした方も家族に含めて考えることが適当というふうに考えております。

こうしたことから、来年度国のガイドラインや他県における福祉避難所の開設事例なども踏まえまして、県のガイドラインを改正し、受け入れ対象者を明確にしたいというふうに考えております。

○27番（田所裕介君） ありがとうございます。済みません。時間がなくなってきましたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、外国人労働者の受け入れ拡大につ

いてお伺いをさせていただきます。

政府は人手不足に対応するために、2019年4月に改正出入国管理・難民認定法を施行し、特定技能1号と特定技能2号という新しい在留資格を新設いたしました。今までは許容しなかった単純労働分野でも、外国人労働者を正式に受け入れることが可能になりました。

高知労働局の発表によると、本年1月末時点で本県での外国人労働者数は3,141人、雇用している事業者数は827カ所であります。本年度予算にて外国人労働者の受け入れ拡大に積極的に取り組むこととしており、特定の在留資格にかかわらず、全ての資格の労働者受け入れを拡大促進していくとされております。

本県において外国人材を確保するために、本県における現状を踏まえ、今後どのような取り組みが必要と考えるか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 外国人材の確保のためには、送り出し国との信頼関係の構築が大変重要だと考えております。例えば、フィリピンのベンゲット州とは姉妹都市の関係でありまして、農業技能実習生の受け入れ実績がございますし、ベトナムには県内の民間企業が出資しておりまして、経済的な交流がございます。

こうした関係を生かしながら、こうした地域に訪問団を派遣するなど、一層の信頼関係の構築に努めてまいります。

○27番（田所裕介君） 以上です。終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、田所裕介君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩





午後3時再開

○副議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

吉良富彦君の持ち時間は45分です。

35番吉良富彦君。

○35番（吉良富彦君） 日本共産党の吉良富彦でございます。一問一答の一般質問を始めさせていただきます。知事におかれましては、記者会見に引き続きでございますけれども、どうかよろしく願いいたします。

私は、まず今議会に提案されている、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案に関して、以下教育長にお聞きいたします。

本条例議案は、1年単位の変形労働時間制を導入可能とするため、政府・与党が改正教育職員給与特別措置法を昨年12月に強行成立させたことを受けてからのものです。改正法の目的を萩生田文科相は、労働時間の縮減を前提とした1年単位の変形労働時間制導入を可能にするためと、国会で答弁しております。

大臣が労働時間の縮減と言わざるを得ない超長時間勤務の本県における実態について、私どもはちょうど1年前の2月議会で、一人一人の教員の勤務時間を丁寧に追跡調査していた高知市の公立中学校に伺い、その勤務実態をこの場で御紹介し改善を求めたところです。教育長は、学校を働きやすく魅力的な職場にすることで日々の教育活動の成果につながるよう、教員の働き方改革に向けた取り組みをより一層推進してまいりますと、決意を述べられています。

それから1年たち、残業上限原則月45時間、年360時間が原則のガイドラインは、今回法的裏づけを与えられ、指針として条例に位置づけられようとしているわけです。

そこでお聞きいたします。2018年県教委調査で、残業時間が過労死ライン80時間を超えている教員割合は、小学校12%、中学校34%と、昨年の2月議会で報告をなされています。2019年の調査結果を教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 昨年度、調査を行いました校務支援員を配置しました20校、小学校12校、中学校8校に対しまして、前回と同様に6月から12月までの期間を対象に調査をいたしましたところ、時間外在校等時間が80時間を超える教員の割合は、小学校では9.6%、中学校では25.6%となっております。

○35番（吉良富彦君） ありがとうございます。

月45時間の残業とは、週当たりの労働時間に換算いたしますと51時間、1日で言うると10時間12分も学校で勤務していることとなります。指針の上限ラインをオーバーする小中学校教員の割合は、この2年間でどう変化していらっしゃるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 先ほどお答えいたしました同様の調査内容におきまして、時間外在校等時間が45時間を超える教員の割合は、小学校では昨年度が49%で今年度が46%、また中学校では昨年度が70.9%で今年度が60.9%となっております。小学校、中学校ともに減少傾向にあります。

○35番（吉良富彦君） 減少傾向といっても圧倒的多数、5割から6割近くの教員が1日8時間を超して10時間以上も勤務している違法な実態を10時間なら合法ですと追認するような役割を、この法改正とそれに準じる条例は持っています。

文科省の2016年実態調査で45時間以上は、小学校が57.8%以上、中学校では74.2%以上に上ります。さらに、年360時間で線を引けば、小学校で81.8%以上、中学校では89%以上の教員が上限ガイドラインをオーバーしています。

本県で年360時間、月30時間になりますけれど

も、オーバーの割合はどうか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 年間を通して勤務時間の把握がまだできておりませんので、今年度校務支援員を配置しております30校に対しまして、昨年6月から12月までの期間を対象に行った調査において、時間外在校等時間が年360時間としたときの1カ月の平均である30時間を超える教員の割合につきましては、小学校が65.7%、中学校が78.1%となっております。

○35番（吉良富彦君） ありがとうございます。これも、相当な超勤です。

変形労働時間制は苛酷な労働条件であるため、過半数労働者の合意、労使協定なしには導入できません。そして、地方公務員への運用は想定されておらず、学校現場には全くふさわしくないものです。また、あらかじめ一人一人の労働日と各労働時間を書面で決めることが定められ、毎月、毎年の計画提案と事後処理は膨大な事務量、仕事量増加となります。そして、厚労省通知では、恒常的な残業がないことが導入の前提とされています。

本県の過去2年間の教員の労働時間は、先ほど教育長がおっしゃいましたように、恒常的に残業があり変形労働時間制導入の根拠はないと判断するものですが、教育長の認識をお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 変形労働時間制導入の条件としましては、これまでの文部科学省の説明では指針の上限時間等を遵守していることなどとされておりますが、まだ文部科学省からその詳細が明らかにされておられません。

例えば、制度導入の単位が学校単位なのか個人単位なのか、それから上限遵守の範囲が学校単位なのか個人単位なのかなど、これらについて、3月中には提示される予定の国からの通知を今待っておる状況でございまして、現時点で

は、この導入の条件が整っているかどうかということについては、ちょっと判断ができない状況でございます。

○35番（吉良富彦君） 今、社会が解決すべきことは、平日1日平均12時間近い教員の異常な長時間労働を解消して、ゆっくり子供と向き合い、学力保障や生活指導ができる時間的ゆとりを学校と教師に保障するということだと思います。その趣旨からいいますと、変形労働時間制は、平日の所定労働時間8時間を2時間も長くするかわりに、夏休みに5日間程度の休みをまとめてできますよという制度です。

萩生田文科相が、さきの労働時間縮減を前提にとの発言の一方で、教師の業務や勤務が縮減するわけではないとあけすけに語っているとおり、残業と呼ばれる時間数を、線引きを変えることで残業とは呼ばせない、そのためのからくりとも言えるものです。これは、子供たちと向き合う時間がふえる取り組みではございません。

昨年、変形労働時間制導入をめぐる審議が国会で始まった際に、全国で7市町村議会が制度導入のための法改定をしないよう国に求める意見書を出しています。そして、その7つのうちの4つは、何と本県の四万十町、日高村、中土佐町、須崎市の議会です。それに加え、土佐町議で教育研究者の鈴木大裕氏は、都道府県で条例がつくられてしまう前に市町村からノーの声を上げる意見書を出そうとネットで呼びかけ、31都道府県600人もが参加し、条例制定しないよう働きかける活動も本県から起こっているのです。また、変形労働時間制を撤回させようとネットで緊急署名を募る運動も、全国的規模で広がっています。

昨年の12月、本県の半数の教職員と児童生徒数を擁する高知市の教育長は、市議会での我が党の浜口佳寿子市議の質問に、市教委が策定した働き方改革プランに沿って勤務時間の縮減を

図ることが第一と考えているので、現時点では変形労働時間制の導入は考えていないと明言しています。

文科省の通知では、本年6月か9月議会で、1年単位の変形労働時間制導入を可能にする県条例を制定と示されていますが、このスケジュールは見送るのが現時点では妥当と考えるものですが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会として、変形労働時間制の導入について、導入するのがいいのか、また仮に導入するのであればその導入時期も含めて、今後検討することとしております。

今月中には、先ほど申し上げました国からの省令の制定や指針の告示とともに、条例、規則の例が提示される予定でありますことから、国から示される情報を受けまして、それらの情報を踏まえて学校への意向確認、それから職員団体等からの意見もお伺いしながら、慎重に検討を進めていきたいというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） 本人あるいは学校からの申告がないと、これはできない制度ですね。現時点でやりたいというような声は何ひとつ上がっておりません。これは、政府・文科省が、あるいは政府・与党が、お金がかからずに現場の労働時間、残業時間を減らすような格好ができるということで強行したものでございます。ぜひ現場の声をしっかりと聞いて、文科省の声だけではなくて判断をしていただきたいと思います。

ちなみに、福島県の二本松市、あるいは北海道の赤平市、そういうところでは、変形労働時間制導入よりも教員定数をふやすなど抜本的改革を行うことがより効果的であると考えているとして、導入については見送る発言を市長の皆さんもしております。こういう他都市の動きも鑑みながら、ぜひ慎重な検討をしていただきたいと思います。

次に、教職員の定数についてお聞きいたします。

学校現場の深刻な状況、基本的矛盾は、授業に比して2割も少ない教員数で、以前よりも膨大な業務をこなしていることに尽きます。一升徳利に二升は入らぬ、そのことは自明の理です。まずは先生をふやすこと、持ち時間数を減らすこと、そして国や県教委が現場におろしている施策、業務の徹底した削減を行うことではないでしょうか。

教職員定数や教職員給与費負担は学級編制数で決められます。私どもは、この15年近く見直しをせず、全国でもおくれたものになってしまった本県高学年の学級編制基準は改善すべしと、毎年のように求めてきました。そして、やっとならば来年度より小学校5年生の35人学級、これが始まることになりました。これは評価をするものです。他県に追いつくよう、小学校6年生へとさらに広げることを、引き続き求めておきたいと思っております。

標準定数を依然見直さない国にかわって、じゃあ県で何ができるかということを探っていききたい。それは、まず算定基礎定数、国庫負担定数を一人もこぼすことなく、現場に配置し尽くすことではないでしょうか。

しかし、本県は、教職員実数が算定基礎定数よりも少ない配置となっている数少ない県です。昨年指摘したとおり、2016年の小中学校の定数充足率は98.4%、そして2018年は98.9%で、人数で言いますと87人配置不足となっております。全国の67都道府県・政令市の中で、100%以上配置している都市・県は60都道府県・政令市で、本県は全国最下位の配置率の県です。2019年調査でも最下位のままです。

なぜ、このような不都合な事態が改善されないまま繰り返されるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 教員の配置が算定基礎定数に達していない状況の大きな要因は、近年大幅に増加しております退職者数に見合った数の教員の採用ができていないということにあります。これまでも、可能な限り新規採用者を拡大しておりますが、ここ数年は採用試験において、毎年県教育委員会が求めます一定の選考ラインをクリアして採用できる数が、再任用なども合わせて、退職者数の補充に見合うだけの人数を確保することができていない状況が続いております。

また、正教員で補えない分は臨時教員を配置しておりますが、近年新規採用数をふやしてきたことで、これまで臨時教員を希望して下さっていた方々が正教員として採用になり、既卒の臨時教員志願者数が大きく減少している状況もございます。

○35番（吉良富彦君） 退職者数の多さと、需要と供給のバランスが悪くなったということだろうと思います。それはそれで事実として認めたいと思います。

職種別で見ますと、2013年までは特別支援学校、そして養護教諭、事務職員、栄養職員が定数に達していなくても、教壇教員については60人前後ずっと定員より多く県教委は配置をしていました。しかし、2014年に12人へといきなり減って、2015年から一転して50人前後の不足へと転落し、都合2年間で100名もの教壇教員の数が減っております。同時に定数充足率も、2015年からずっと100%を切って今に至っています。学力保障や不登校、そして新学習指導要領による小学校の英語あるいはプログラミング教育など業務量がふえる中、子供と直接向き合う教壇教員の確保は極めて重要です。

まずは、教壇教員から充足率を満たす必要性があり、そしてそれを急ぐべきだと考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 教員の確保には最優先で取り組んでいくべきという認識でおります。これまで、教員定数の充足率を満たしていくために、全国で一番早い採用審査や県外会場での採用審査を実施するなど、可能な限り、まず受審者数を確保してまいりました。また、再任用につきましても、退職される教員に粘り強くお願いをしたり、短時間勤務を可能とする勤務条件の緩和をするなどして、可能な限り多くの方々の採用をしてまいりました。

さらに、任用期間を付した正規の教員配置が可能となる制度を創設しまして、来年度からは育児休業代替職員として、任用期間を付して配置するなどを行っていくこととしております。また、県外の正教員に本県の教員特別選考への受審を積極的に呼びかけております。

こうしたことを通して、より多くの教員を確保する取り組みをしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） そういう取り組みの成果があって、少しよくなってきているということは認めたいと思います。そのほかに、県教委として何ができるのかということ、やはり考えていきたいと思います。

新学習指導要領の実施によって、小学校3年生から6年生は授業時数が35時間もふえます。そして4年生から以上は1,015時間、中学校と同じ時数になるんです。4月からの子供も教師も今以上に追い立てられ、余裕のない学校生活が目に見えてきます。

もともと教員定数は、1日8時間のうち4時間は授業で使い、あとの4時間を授業の準備や整理、生活指導、校務一般とし、教科外指導と位置づけ、4時間掛ける6日、週24時間の授業をすることを基準にして、1958年、それに対応する教員の定数を算出し決めたものです。ところが、学校週5日制になって、日数が1日減っ



でも時数は減らさず、教員はふやさずという文科省の政策で教員の授業時数がふえ、子供たちも毎日6時間、7時間と授業に追い立てられる授業数となっており、今また、英語、プログラミング等々で時数がふえてまいります。授業という、教員しかできない業務のところでは長時間労働の根本がつくられて、学校と子供たちからゆとりを奪い、ストレスを生んでいます。

それを解決する道は、時数に見合う教員を配置する以外にはありません。特に、高学年は専科教員を配置しないと、まさにオーバーワークで教員が潰れます。そのためにも、学級数に乗ずる数で生み出されている教員数を充て指導主事などに流用せずに、当該校、現場にきちんと配置すべきです。

本県は、さきに触れましたように充足率が全国一低いにもかかわらず、教壇に立たない充て指導主事の割合が逆に全国一高いという奇妙な配置政策をとっています。2018年調査によると、定数に占める充て指導主事の配置率は全国一高く2.5%超、人数で言うと、何と118人もの教員を現場から剥がして事務局などに配置しています。ちなみに、高知県に次いで高い率という秋田、これは高知県の4分の1のわずか0.7%です。71人です。全国平均は0.4%ほどですから、本県の異常さが際立っています。

新学習指導要領実施に対応し、充て指導主事の配置を見直し、教壇教員として本来あるべき学校現場へ返すべきです。教育長にお考えをお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 本県の小中学校全教員のうち、県及び市町村教育委員会事務局の指導主事の占める割合は、全国でも高い状況にあります。この要因の一つは、本県は東西に長いという地理的条件を持ち、また中山間地域に小規模学校が多く点在するといった事情がありますことから、学習指導要領の徹底や学校支援の

ために各エリアに教育事務所や市町村教育委員会、一定数の指導主事を配置しなければならないという事情がございます。

また、本県の小中学校は、学力課題や不登校等の問題を抱えておりまして、この解決を図るために、県の教育振興基本計画を推進し、市町村教育委員会や各学校の取り組みを支援する必要から、指導主事を増員してきたということがございます。

高知県の現在の状況からいたしますと、指導主事の配置数を当面維持する必要があるというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） そうはいつでも、この充て指導主事の比率の高さというのは異常です。例えば、東京都、これは高知県の20倍の人口を持っております。そこでは200人ですよ。あの多い中で、それぐらいの人数で指導主事は足りるんです。今、問題は、現場で学力指導を含めて、先ほど申し上げましたように、子供たちと接する教員数が足りないんでしょう。

教育長に、改めてもう一度お聞きいたします。

一昨年2018年、本県でいわゆる1カ月以上代替未配置の数、小学校、中学校、それぞれ何件あるか、今わかりますか。

○教育長（伊藤博明君） 令和元年12月1日の未配置の状況が手元にありますので、それでお答えをいたします。小学校では11校11件、中学校では7校7件、計18校18件の未配置が今年の12月1日現在で発生をしております。

○35番（吉良富彦君） その数があれば、学校で教えることができるんですよ。行政の職員じゃありません。当然、配置改革を行うべきじゃないですか。どれだけ現場が困っていますか。

私が今持っているのは2018年ですけども、これは小学校が53件、53人足りないんですよ。これで四苦八苦している。みんなが探し求めている。子供の授業ができない。指導主事が行っ

て、現場で一緒になって教えたらいいでしょうね。行政職の実務的なことは、行政職の方に移行していくという方針を、やはり今はつくるべきです。

中学校だって16件、16人、1カ月以上全然配置できないわけですから、ぜひそこらあたりの一—もうこれ随分長いと思います。さっき私が言った秋田だって、物すごい広いですよ。それでもわずか70人で回しているんですよ。そういう事例をしっかりと研究して、やはり本来学級数にかかわる乗数で係数が出て、その学校へ張るべき人数を流用しているわけですから、緊急に、現場に、子供たちのもとへ戻すということが必要だと思います。そのことを検討していただきたいと思いますけれども、再度、教育長にお考えをお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 高知県の現状、そういったものを踏まえながら、そういった指導主事、それから現場の教員の数なんかですけれども、検討はしていくということを行っていきたいと思います。

○35番（吉良富彦君） 現場の困難さについてね、余り認識が深くない。学力向上を言いますけれどもね、実際に教える教師がいないと学力向上なんてできないんですよ。実務をやっている教員がいるでしょう、教員免許を持っている。当然、それは現場へ返すということ、今すぐにもやるべきだということ強く求めていきたいと思います。

次へ移ります。中教審は、働き方改革に関する答申で、教育課程の編成、実施にかかわる標準授業時数のあり方について、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成、実施は行うべきではないと指摘して、児童の負担過重にならない限度、標準授業時数から

105時間と示しています。

本県でそれを超えているのは、小中学校全体の約20%と、大変多い授業時数を行っております。教育課程の編成権は学校にあり、委員会としては、それを侵害することはできませんが、この答申の趣旨を現場に生かすべきです。

105時間を超える学校への対応について教育長にお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 県内の多くの学校では、台風等の災害による休校等、不測の事態が生じても標準授業時数を下回ることがないように、余剰時間を加えて教育課程を編成しております。また、特色ある教育活動を実施したり、教育課題の解決を図るために授業時数を多く設定し、結果として、標準授業時数を105時間以上上回る学校も見られております。

この新学習指導要領の実施に当たっては、効果的なカリキュラムマネジメントを行い、適切に授業時数を管理することが重要であるため、管理職等を対象とした研修も行っております。また、標準授業時数を大幅に上回るような学校に対しては、よりよい教育課程の編成等実施に向けまして、学校行事の精選や適切な授業時数管理のあり方について、当該する市町村教育委員会とも相談しながら対応していきたいというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） それで、その20%は、今現時点で再調査を2年に一遍ということでないかと思いますが、昨年どのような指導を行ってきたんですか。教育長、具体的にちょっとお教えください。各市町村教委も含めて。

○教育長（伊藤博明君） 基本的に20%の超えるものについては、超えないようにというお話がございましたので、そういったことにつきまして、105時間というのを意識した取り組みをしていただきたいというようなことを、市町村教育委員会のほうとお話をさせていただいております。

す。

○35番（吉良富彦君） 次に移ります。ビキニ被災船員の救済について、県が今まで取り組んでいる健康相談会とシンポジウムについてお聞きいたします。

県のビキニ環礁水爆実験健康被害支援に関する事業の目的は、ビキニ環礁水爆実験に遭遇した元乗組員の被曝による健康被害に対する支援に向けた取り組みを行うとしています。であるならば、まずは対象となる1954年当時に県内に船籍を置くマグロ船とその乗組員を把握することが絶対条件です。そうやって初めて、目的に明記された支援に向けた取り組みができます。

2015年から2016年にかけて3カ所で県が実施した健康相談会は、市町村の協力で市民に周知され、放射線医学専門家が来られる期待から、多くの参加を得ることができました。

まずは、3年前に参加し、さらに個人的な健康相談に応じた船員と遺族の皆さんには、その後の様子も伺いながら丁寧に声をかけ、健康相談を受けていただくよう取り組まれるべきだと思いますが、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 今年度の健康相談は11月から開始をしまして、県のホームページでの掲載ですとか市町村あるいは福祉保健所に案内のチラシなどを配布して周知をしまして、2名の方から申し込みを受けて、この方々については相談を実施しております。

その後、今議員からお話のありましたように、前回の健康相談会に来られました延べ30名の方のうち、県のほうで住所、氏名が把握できている14名の方に、これは直接お声を聞くということではできておりませんが、個別に文書で御案内を差し上げたところがございます。その結果、宛先不明で返ってきた件数などもございますけれども、新たに4名、4件のお申し込みをいただいております。

結果的には、コロナウイルスの関係で今年度は実施ができておりませんが、来年度またできるようにしたいというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） 今回の相談会開催に当たって、センターが——太平洋核被災支援センターですけれども——5月ごろから県に働きかけてきたわけです。しかし、その後夏を過ぎても、秋になっても、一向に動きがわからず、さっき11月とおっしゃいました。やっと11月になって、それも末になって、チラシができて配布となっています。案内チラシが役場どまりになっているということで、周知が徹底されておらず、その内容も、地域の医師に相談をと非常に漠然としたもので、疑問と不安であったということが、その2件と4件ということにあらわれていますね。

ある被災船員の娘さんからセンターに対して、父は足が弱くなり相談にはよう出向かんと言っていますと、どうしたらいいかわからなかったもので、かかっているけんみん病院で言おうと思っただけでしたが、それも、その先生からどう言われるのかわからないので、もう言えなかったと電話があったそうです。それでセンターのほうから、これこれこういう先生は被災船員のことがわかっているので安心して相談をと、こうお話ししたら、やっと申し込む気になって、そういう申し込みに至るようなことになったということです。

元マグロ船員や遺族の方々にはチラシを見ただけでは、相談に行ってみようということにはなりません。先ほど、その4名の方は、やはりそれにかけてきちっと私信を出してということだったと思うんですけれども、最初の2名も、実はセンターのほうで声をかけて、申し込みをすることに至ったわけです。やっぱりフェース・ツー・フェースで、しっかり寄り添っていくというこ

とが必要だと思えます。

健康相談会のあり方、3年前非常に県と市町村の協力がうまくいって、同会場で生活相談会も、支援センターのほうも一緒になってやろうということもあって、専門家の3人の先生が来て、そのお話を聞いて、そして安心してその後の健康相談会にも参加したと、個人的に船員だとか遺族の方が。そういうことで、非常に励ます会となって大成功だったと思えますよ。

その3年前のあり方を、今回も同じようにして行うべきと思えます。来年もやられるかと思えますけれども、その取り組みについて健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 前回の健康相談会は、おっしゃられましたように講演会などとあわせて、室戸、土佐清水、高知市の3カ所で開催をいたしましたけれども、この間元乗組員の方から、高齢になって少し会場に出向くことが難しいとか、あるいはかかりつけ医に自分の思いを理解してもらった上で診療してもらいたいといったようなお声も伺っておりましたので、今回は地域のかかりつけ医の方々が、御自宅に出向いて行うことも想定した個別相談の形式をさせていただいたところがございます。

その地域の医師に対しまして、ビキニ環礁水爆実験の事実なども含めて、少し事前に御説明をして御理解いただくような時間もございましたので、11月からの開始というふうになったものでございます。

相談を既に受けられた2名の方からは、相談を受けられてよかったというようなお声も聞いております。

今後の健康相談につきましては、今年度のように地域のかかりつけ医などが個別に相談対応するやり方が元乗組員の方にとっていいのか、あるいは前回のように少し集まっていたくような形のほうがいいのかなどについて、さらに

乗組員の方などにも御意見を伺いながら、検討したいというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） わかりました。

次に、シンポジウムですけれども、ビキニ環礁水爆実験の被災者の支援としての本企画シンポジウムは、県内の被災者の支援に向けてとても大事なものだ、私たちが注目をしておりました。

県としてもそのことを踏まえて、270万円余で予算化した。その企画して、プロポーザル方式で、研究者などによる選考委員会を組織して、内容を含めて決定すると昨年5月15日、私も出席したセンターへの説明会で課長が御説明してくださいました。その後、プロポーザルの実施をと何度も提案、要請したわけですけれども、一向に示されずに年が明け、幾ら何でもと開いてもらった1月23日の説明の場で課長が、プロポーザル方式の理解を間違えて説明したと、年度末まで残り2カ月しかない時期に突然言い出して、予算見積書にあるプロポーザル、これは何ら——それまで積み上げてきたその説明、あるいは懇談会を行ったセンターにも通知せずに、3月17日平日決行の事務処理を行ったことは、私は許されるものではないと思えます。

予算見積書と異なる変更は、それに沿った当該団体との交渉で疑問に思ったようなこと、これをしっかりと踏まえて行うべきです。どのような会議で決裁されたのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） シンポジウムにつきましては、予算見積もりの段階でシンポジウム開催委託料として、委託先未定、契約方法は随意契約、プロポーザル方式というような格好で計上させていただいておりました。

このシンポジウム内容そのものを全て、一切プロポーザルで受注業者にお任せをするのではなく、企画内容は県が決めまして、会場の設営



ですとか、あるいは集まっていた方に対する広報とかそういったものをお願いするということで、プロポーザル方式をとろうということにしていたものでございます。

結果的に、プロポーザルを実施しまして、委託業者が決まって、その手続としましては、12月9日に県の競争入札参加資格に登録されている営業種目に、広告代理とかあるいはイベントの運営といったものを掲げられておりました業者23者にそれぞれ御案内をさせていただいて、12月23日の段階で、説明会には4者が参加してくださいまして、最終1月9日の審査委員会で委託をしたところでございます。

この内容に関しましては、太平洋核被災支援センターの方とも、その間協議もさせていただきながら、全ての御要望にはお応えすることができてなかったんですけれども、講師の中に広島大学の名誉教授の先生をお呼びするといったようなことなんかも、そうした協議の中で決定していったというような状況でございます。

○35番（吉良富彦君） それは後づけですね。この274万4,000円の事業中身というのは、ただ単にシンポジウムをやるということでは書いてないですよ。1年を通して、こういうふうに書いています。シンポジウムの開催の際に、関係者の自発的な調査研究を促進、あるいは被災に関する文献、資料の収集・保存、そして資料収集については、関係者や機関に、被災者証言や記録の収集、アーカイブ化を働きかける。

これ、1年を通してやるというんですけれども、ここに書いてあること、どんなことを具体的になさったんですか。予算見積書というのはそんなもんですか。健康政策部長、ちょっとお答えください。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 予算を見積もったときの意図としましては、シンポジウムを開催し、お集まりをいただいた方々、それは少な

からずそうしたものに興味のある方ですとか、ひょっとしたらこれまでの調査の中で探れていない方が御参加いただけるケースも少なからず、ないわけではないということから、もしそうした資料があれば、そうしたものをぜひ御提供いただきたいとか、あるいは貴重なものは保存をよろしくお願ひしたいといったようなことも含めてお願ひをする場にしたいというのが、シンポジウムの開催の目的であったわけでございます。

○35番（吉良富彦君） それを3月まで、何もやってないでしょうがね。予算見積書ってそういうもんですか。やるからということで予算を計上したんじゃないですか。そんなね、いいかげんなものじゃ困りますよ。

それから、やはりこの間ずっと、さっきも言いましたが、センターと膝を突き合わせて話をしてきたわけですね。プロポーザルやるならば、こういうことでやりますよと。だって企画書も出しているわけですから、部長も見ていますよね。

4者だけじゃなくて、やりますからと、ぜひ参加してくださいというのが筋じゃないですか。なぜ伝えなかったんですか。そして、なぜこの1年間をかけてやるということをして全然やらずに、いきなり3月17日、やるということになったんですか、健康政策部長。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 取り組みそのものは、確かに、議員がおっしゃられるように、もう少し早くできたらよかったという反省はございます。

そのシンポジウムを通じて、シンポジウムの場で呼びかけることが事業の目的であったというのが、まず1点でございます。

繰り返しになりますけれども、そのプロポーザルで決定したのは、あくまでも会場の設営ですとか県民の方々への広報とか、そうしたもの

を少し手助けをしてもらうための業者を選ぶということで、企画そのものは県みずからが決定するという方針の上で、実施をしてきたものでございます。

○35番（吉良富彦君） 普通プロポーザルというのは、内容が専門的だから、それを練って、もっといいものにしてもらうということで作るのが、プロポーザルと私は理解しております。ただ単に実務的に運営なんかではね、これ随契じゃないですか、そんなのは。その考え方自体が、私はおかしいというふうに指摘もさせていただきます。

いずれにしても、66年間を経てやっと2014年に資料が出てきて、そして高知の地裁も高松の高裁も被災というものを認めて、被曝しているということ認めて、この66年間の思いを持った被災者の方々、これはやっと自分の人生の中の、あの触れなかったことが今言えるんだということで、勇気を振り絞って——この間の県の助力もありますよ——やってきた。それに対してもう少し、その被災の方々のお気持ちに寄り添う取り組みをしてほしいと思います。

宿毛市から今度申し込みをした2人のうちのお一人、残念ながら、直前にお亡くなりになりました、肝臓のほうが悪くてですね。それから、増本和馬さんも亡くなりました。

今度、新たに3月30日をめどに、船員保険適用を求めて船員の方4名、そして遺族の方が5名、あとプラス3名ぐらいになりますけれどもね、自分たちのその思いを込めて、国に対して、あるいは、今度は国に対してじゃなくて、保険協会のほうですから、協会けんぽですから、そこに対して裁判をかけようと、最後の人生をかけて高知家の皆さんが頑張っているんですよ。その思いに応えるためには1年間——もっと早く健康相談会も、8月とか9月ぐらいにやるべきです。次々と亡くなっていきますよ。3月な

んでやっているから、結局コロナの関係でできなくなっただしょう。

そういうことで指摘をして、今度仕切り直しをして、出直していただきたいというふうに思うんですけども、今までの取り組みについてもう一度、次回に向けてちょっと健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 今年度実施を予定しておりましたシンポジウムにつきましては、残念ながら、新型コロナウイルスの関係で中止をせざるを得ない状況になりました。

現時点で、今後の感染症の先行きに不透明なところはありますけれども、来年度に改めて仕切り直すということで、私としましては、議員からいただいた御意見なども十分に踏まえて、開催に向けて努力をしてみたいというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） ありがとうございます。

2018年9月議会で、尾崎知事は3点にわたっておっしゃっております。特に、太平洋核被災支援センターが提起しました法的な枠組みについては、これはやっぱしチームをつくってやっていただきたいということ、これも県のほうも取り組んでやっておりますけれども、まだ1回だけということですね。ぜひ、それを継続していくためにも、担当窓口を、健康政策部がやっぱり専門的なほうですけど、法的なほうの窓口である総務部法務課をチーム長とするプロジェクトと位置づけていただきたいと思うんですけども、そのことを最後にお聞きいたしまして、私の質問といたします。

○副議長（弘田兼一君） 吉良議員に申し上げます。議会運営委員会の申し合わせ時間を超過いたしましたので、御協力願います。

以上をもって、吉良富彦君の質問は終わりました。

ここで午後3時50分まで休憩といたします。

午後3時45分休憩



午後3時50分再開

○副議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西森雅和君の持ち時間は50分です。

23番西森雅和君。

○23番（西森雅和君） 公明党の西森雅和でございます。お許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきたいと思っております。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

高知県内におきましては、本日8人目の感染者が確認されたところであります。現在、県として濱田知事を中心に感染を最小限に抑えるために全力で対策に取り組んでいるところであります。

この新型コロナウイルス感染症の対策については、幾つかの対策の観点があると思っております。まず1点目は、ウイルスを県内に侵入させないという水際対策をどうするのか。そして2点目は、ウイルスが県内に入ってきたときにその感染者を広げないための感染拡大防止対策をどうするのか。この感染拡大ということに関しては、早期、拡大期、蔓延期というものがあると思っております。早い段階でいかに抑え込むことができるのか、重要なポイントであります。高知県は、今まさにその瀬戸際にあると思っております。そして3点目は、感染した人の重症化をどう防ぐのかといった感染者の重症化対策であります。

そこで、順次お伺いしていきたいと思っておりますが、まずきょうまでに県内において8人の感染

者が確認されておりますけれども、県内在住の感染者の感染ルートが特定できているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 昨日現在で申しますと、県内で感染確認されました感染者は7名でございます。これの方々には、同居家族や職場の同僚、友人など、濃厚接触の機会が確認できましたけれども、この集団のいわゆる初発で、一番最初の方がどこから感染されたか、ここがまだ特定できておらない状態でございます。

また本日、通常は岡山県に在住されておられますが、帰省でたまたま先月末から高知に帰られておられたという方の感染が確認をされまして、これが8人目ということでございますが、こちらにも、この情報が入ったばかりでございます。また最初の感染がどこでどういう形でと特定に至っておりません。この7名の初発の分と合わせまして、今後しっかりと解明を図ってまいりたいと思っております。

○23番（西森雅和君） 県民の中には、感染者が県内でさらにふえるのではないかと、たくさんの方が身近な不安を抱えているところであります。

そこで、県内在住の感染者ルートについて、ほかの自治体とどのような情報交換がなされているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 県内で感染者を確認いたしました場合、その方の行動の履歴を調べます。そうした中で、関連する自治体と情報の共有や提供を県外も含めて行っているところでございます。いわゆる本県で感染が確認されました1例目の方の場合ですと、大阪市内で行われましたライブに参加していたということが判明いたしましたため、その旨を大阪府と大阪市に情報提供いたしましたし、本日の事案に関しましても、岡山県と連絡をとり合っているという状況でございます。

○23番（西森雅和君） 全国に感染が広がりつつある中で、例えばですけれども、他県に在住している方で、最近になって感染が確認された人が最近高知県を旅行したなどということがわかったときに、高知県に対して感染者が在住する自治体から情報提供がされるということもあると思います。

そこでお伺いいたしますけれども、感染者が出たほかの都道府県から高知県に対して、今までに何らかの情報提供がなされたことがあったのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 現時点におきましては、他の都道府県で感染が確認された方の濃厚接触者が本県におられるというような形で、本県に情報提供があった事例はまだございません。

○23番（西森雅和君） 情報提供があった場合に今後どのような対応をされていかれるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 高知県在住の方、あるいはおられる方が県外の患者の濃厚接触者であるということが判明をした場合には、まず御本人と連絡をとりまして、御本人からいわゆるPCR検査実施の意向を確認できましたら、検査を実施いたします。

仮に、その検査の結果、陽性であった場合には、入院など必要な対応を行いまして、県内での感染の防止を図ってまいります。

○23番（西森雅和君） 感染ルートをいかに特定できるのかが、クラスター、いわゆる感染集団をつくらないための大きな対策になってくると思います。しっかりとした対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

あわせて、感染した人やその職場などは大変な被害者であります。今後、さらに感染が確認される人たちが出てくるかもしれません。県は、感染した人やその職場などに差別や風評被害がないように、こうした人たちをしっかりと守っ

ていただきたい、このように思います。

先ほど、知事も記者会見でこのことについても触れられまして、マスコミ等に関してもそういったところの配慮をお願いしたいという話もございましたけれども、これからはしっかりと守っていただきたいというふうに思います。

県は現在、相談窓口として高知県と高知市で新型コロナウイルス相談センターを合同設置して、相談に対応しています。そして、重症化が疑われる方には、帰国者・接触者外来が紹介され、最寄りの保健所の調整のもと診察を受けるということになっております。その診察においてウイルス検査の必要性がある場合には、県の衛生環境研究所でウイルス検査を行うという流れであります。

先日、健康政策部長の答弁では、現在一度に最大16検体のPCR検査が実施できると。3月中には、1日当たり144検体のPCR検査が実施できるということでありました。

そこで、本日まで県内において何件の検体検査が行われたのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 検査人数と検体数というのは、1人から複数の検体をとるケースがあるので一致をしないわけですけれども、昨夜までなんですけど、72人、92検体の検査を実施しております。

○23番（西森雅和君） 結構ふえてきているんだなというふうに思います。一昨日で51人の67検体だというふうに思ったんですけども、きのうだけでも相当やっぱりふえてきたなということを感じるところであります。

今の県民の不安として、体調を崩したときに、新型コロナウイルスに感染しているのか感染していないのかわからないという不安があると思います。今回の新型コロナウイルス感染の症状は、風邪の症状に非常に似ているというふうに



言われております。人は、風邪の症状があるときに、それが風邪なのか新型コロナウイルスの感染なのか、当然わからないわけであります。そして、クリニックや診療所といった一次医療機関に行くわけであります。

そこで、風邪の症状で一次医療機関を受診した場合、その医療機関の医師からの紹介で検体のPCR検査を受けるといったことができるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 国の通知では、37.5度以上の発熱あるいは呼吸器症状などがあるといったようなところが、まず基本的にあるわけなんです。一次医療機関におきまして、季節性インフルエンザの迅速検査なんかを行いまして、ほかの感染症の可能性を一定程度除外した上で、さらにやはりその疑いがあるというふうにドクターが判断をされる場合には、先ほど議員から御紹介もありましたけれども、まずは相談センターに御相談いただくなどしながら、帰国者・接触者外来を受診し、その後検体採取でPCR検査というような流れになるところでございます。

○23番（西森雅和君） 他県では、検査をお願いしてもできなかったということも起こっていると聞いたりいたしますけれども、そういうことは高知県ではないのかどうかということに関してちょっと関連で健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 私どものところにそうした声は、聞こえてはきておりません。

○23番（西森雅和君） アメリカでは、季節性のインフルエンザが猛威を振るって、昨年からことしにかけて2,600万人の人がインフルエンザにかかり、1万4,000人の人がインフルエンザで亡くなっているとも言われています。新型コロナウイルス同様、インフルエンザウイルスも人間にとって大きな脅威であります。

そこで、新型コロナウイルスと毎年感染が広がるインフルエンザウイルスの感染状況について健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 国内のインフルエンザの流行状況というのは毎週国のほうが発表しておりまして、直近でありますのがことしの2月17日から23日までの間なんです。その間約20.2万人の方が医療機関を受診しているというふうに推計をされておりまして、2019年12月からことしの2月23日の間、この累計の推計受診者は約695.4万人というふうにされております。

一方、新型コロナウイルスの感染症につきましては、昨日の厚生労働省の発表では、PCR検査陽性者数は317人、死亡者数は6人というふうになっているところですが、インフルエンザとは異なるウイルスのために、同様の流行の傾向を呈するかどうかは、現時点では明らかにされていないという状況でございます。

○23番（西森雅和君） インフルエンザに国内でも700万人近い方がかかっているという——亡くなった方というのはわかりますでしょうか。先ほど、コロナウイルスでは6名の方が亡くなっているという答弁をいただいたんですけども、インフルエンザではどんな感じなんでしょうか、健康政策部長。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 申しわけないです。今、手元にある資料では、亡くなった方の数字はないところでございます。

○23番（西森雅和君） 例年、インフルエンザでも数千の方が亡くなっているというふうにも言われております。ともに、こちらのほうも気をつけていかなければならないわけでありまして、何といたっても、今回のコロナウイルスはインフルエンザと違って、特効薬がありません。ここに大きな不安があるわけでありまして、特効薬がないので、コロナウイルスに感染す

ると、安静にしてみずからの免疫力を高め、回復を待つといった対症療法しかないわけであり、しかし、いつ自分が肺炎を起こし、重症化するかもしれないといった不安があります。特に、持病のある人が重症化しやすいと言われており、不安も大きいものがあります。

こうした中、新型インフルエンザ治療薬で、過去にエボラ出血熱の患者にも投与され効果が出たと言われる、日本国内で開発されたアビガン錠という薬が注目を浴びております。加藤厚生労働大臣もこのアビガン錠を新型コロナウイルスの患者に投与する考えを、国として示しています。

そこでお伺いをしたいと思いますけれども、これから感染がさらに拡大していった場合に、新型コロナウイルスの特効薬としてアビガン錠を使用することが県内でも可能なのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） アビガン錠につきましては、現在国立国際医療研究センターを中心とする研究班において、新型コロナウイルス感染症治療が必要な患者に使用されるなど、観察研究が始まったというふうにお聞きしております。

今後、新型コロナウイルス感染症への有効性が認められ国の承認が得られれば、本県も含めて国内において使用可能となります。

○23番（西森雅和君） 新型コロナウイルスのそのほかの治療薬とワクチンの開発については、大いに期待するものであります。しかし、まだその見通しは立っておりません。

こうした中、知事も記者会見でおっしゃっていましたが、新型コロナウイルスについて、必要以上に恐れない、そして冷静な行動をとること、まさにこのことが重要であるというふうに思います。

今、新型コロナウイルスに感染しないために

最も大事なことは、何といたっても一人一人がしっかりと予防をしていくということであり、徹底した手洗い、うがい、そしてマスクなどを着用したせきエチケット、濃厚接触を少なくすれば、感染の確率は極めて低くなるのだということ、県としてさらに強く情報発信していただきたいということをお願いしたいと思います。

さて、国のほうでは、今後ウイルス検査の能力を強化し、保健所を経由しない検査体制というものを整備しようとしています。また、15分程度で結果が出る簡易検査の3月中の利用開始を目指すとしております。そして、検査には医療保険を適用するというのであります。

今後、こうした流れになってきたときに、心配になることもあるわけであり、それは医療現場の対応であります。各医療機関で、誰がどんな状況で検体をとってウイルス検査するのか、防護服などを着用するのか、ウイルス検査で陽性との結果が出たとき患者をどうやって感染症指定医療機関に運ぶのか。こうしたことを考えたとき、相当医療現場が混乱するのではないかというふうに思われるわけであり、

先ほど申し上げましたように、現在新型コロナウイルスには治療薬がありません。こうした状況の中では、私は今までどおりの対応の仕方、つまりウイルス感染の心配のある人が相談センターに連絡し、重症化が疑われる方には帰国者・接触者外来が紹介され、保健所が調整する中で診察を受けるという、今行われている検査実施の流れがベター、よりよいのではないかと、

そこで、今後の新型コロナウイルスの検査の流れに対する御所見を健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） そのPCR検査なんですが、本日から保険適用となって、制度上、医療機関等において検査を行うことが可能

となりました。しかしながら、検体採取は周囲への感染拡大のリスクが高いために、あらゆる医療機関等で検査を行うのではなくて、N95マスクの着用を初めとした適切な感染防止策を講じることができる医療機関に限定して行うことが望ましいという意見もございます。

国から出された通知の中でも、PCR検査が保険適用された後、外来診療体制においては、当面の間、院内感染防止及び検査の精度管理の観点から、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関において検査を実施することというふうになっているところでございます。

今後の検査の流れにつきましては、患者の発生状況などを踏まえて、専門家の御意見を伺いながら、また検討してまいりたいと考えております。

○23番（西森雅和君） あと、関連でもう一個お聞きしたいと思うんですけれども、今後陽性の方がさらにふえるとなると、感染症指定医療機関のキャパシティの問題も出てくると思います。

医療センターが、たしか8床の対応ということになっていたと思うんです。きょうでその8床が埋まるというような状況になってきたかと思うんですけれども、今後どういう対応をされていくのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 先ほど、記者会見の中で知事から、現在受け入れ病床が11床のところを、23床程度に拡充をするという御報告もさせていただいたところでございます。患者の増加によって感染症病床へ入院できなくなるということに備えまして、今申し上げましたようなもの等含めまして、その他の一般病床を有する病院なども現在調整をしているところでございます。

○23番（西森雅和君） そうすると、どこまでも受け入れは医療センターだと。医療センターに入院している方はちょっと移ってもらって、その医療センターの病床数をふやすという、そういう考えでいいということなんですかね、健康政策部長。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 有症状の方を病院からさらに移すというのは少し危険性ももちろんありますから、新しく出た方を受け入れていただくために、医療センターみたいな専門的なところにはより重症な方が入れるようなことを検討しつつ、そうでない一般病院のほうに受け入れてもいただけるような調整を現在行っているところでございます。

○23番（西森雅和君） 医療センターが、たしか40床、病床を廃止したというふうに思うんです。そういうところなんかも活用してもいいのではないかなというふうに思うんですけれども、そのあたりの可能性ということに関しては、健康政策部長。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） やはり感染症でするので、陰圧とか、いろいろ機能として有するかどうかという点もありますので、スペースがあるからといって直ちに使えるものではないので、そこは医療センターのほうと調整をしながら、先ほど知事が御報告させていただいたような形で、医療センターあるいは幡多けんみん病院の両感染症指定医療機関のところ、まずはキャパを広げるようなことを検討していただいたところでございます。

○23番（西森雅和君） 一番大切なことは、医療崩壊を起こさせないということであると思います。感染が心配な人などが医療機関に殺到し、もしその中にウイルスに感染している人がいた場合、その人から病院内でほかの人に感染し、それがクラスターになって、さらに広がっていくということだけは、絶対に避けなければなら

ないというふうに思います。

今後、一般の病院でウイルス検査ができるようになるとしたならば、それぞれの病院で相当な体制の準備をしておかなければならないと思います。

そこで、今後においてそれぞれの病院で医療崩壊を招かないための方策がどのようになされていくのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） まずは、医師を初め医療従事者が、マスクの着用ですとか、あるいは手や指の衛生を遵守するとともに、患者の動線の分離、あるいは時間差での診療といった院内感染対策を徹底していただくことが重要となります。このことによりまして、医療従事者の安全が確保され継続的な医療の提供が図られるとともに、感染の拡大を防ぐことができるところでございます。

今後、患者数の増加に備えまして、重症者が入院する医療機関、軽症者が入院する医療機関、外来対応する医療機関、他の疾患を専ら診る医療機関など役割分担をして、地域全体の医療が崩壊しないように取り組んでまいります。

○23番（西森雅和君） しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

今回の新型コロナウイルスの拡大を踏まえて、今後各医療機関を初め、県内の医療機関以外の事業所などにおいても、疾病対策としての事業継続計画、いわゆるBCPの策定に向けた取り組みが必要になってくるのではないかとこのふうにも思われます。そして、そのBCP策定に向けて、県が策定の仕方などを支援していくことも大切であるというふうに思います。

そこで、県として、今後各医療機関を初め、さまざまな事業所における疾病対策のBCP策定に向けた支援に対する御所見を知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 現在、新型インフルエン

ザのほうの対策の特別措置法に基づきまして、特定接種という接種ができます事業者、医療関係の事業者につきましては、ただいま議員から御指摘ございましたBCP——事業継続計画の作成がその登録の要件になっているということがございます。この医療関係の事業者がどれだけあるかと申しますと、現在病院、診療所を合わせまして、県内で既に292の機関がこの登録をされている。すなわち、BCPの作成は、新型インフルエンザに備えてということでございますけれども、行っているという状況でございます。

このBCPは、今申し上げましたように、あくまで新型インフルエンザ対応ということでございますけれども、今回の新型コロナウイルスの、ウイルスの形状こそ異なりますけれども、考え方としては、この新型コロナウイルスの対応にも応用がきくようなものであるというふうに考えられます。

一方で、この新型コロナウイルスに関しましては、去る3月1日に国から、患者の発生の状況に応じまして、入院とか外来医療の体制を柔軟に入れかえていくといったような通知が参っております。こうした考え方も踏まえまして、高知県で適用する場合に、各医療機関が担っていただく役割を十分発揮できるようなBCPとなるように、そういった助言を県としてはしてまいりたいというふうに考えております。

○23番（西森雅和君） 医療現場における医療器材の確保というのが、何よりも重要であります。昨日も議論がされたところでありますけれども、今回のような医療機関における医療器材の不足の可能性ということを考えたときに、行政における医療器材の確保ということも考えておく必要があるのではないかと思います。

県による医療器材の確保の必要性について健康政策部長に御所見をお伺いいたします。



○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 県では、これまで新型インフルエンザ等の感染症発生に備えて、入院や外来の協力医療機関に対して、個人防護具あるいはパーティションなどの資機材の購入を補助しまして、初期対応に必要な確保に努めてまいったところでございます。さらに、今回の新型コロナウイルスの発生を受けまして、追加的な資機材の購入についても経費を補助することが可能であることを、県内の医療機関にお知らせして検討をお願いしております。

今のような現状が長期化をした場合に備えまして、行政においても、県内全体で調整をしつつ、十分な備蓄量を確保する必要があるというふうに考えておまして、現在の新型コロナウイルスの流行状況を注視しながら、感染症対策の、これまた専門家の御意見もお聞きしながら、体制の整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

○23番（西森雅和君） そこまで行政側が確保をしておくということに関して、なかなか難しい部分もあろうかと思えます。

そこで、医療器材が不足する状況が出てきた場合に、例えば医療機器メーカーなどから優先度の高いところに行き渡るということが一番大事だと思うんですね。いざというときに、県がいろいろと差配ができるように、メーカーなどと事前に協定を結んでおくことも、大事な部分ではないかなというふうにも思ったりします。今後、このあたりも、またぜひ御検討もしていただければというふうに思います。

今、我が国は、新型コロナウイルスによる国難とも言える状況にあります。ここで万が一南海トラフ地震が起こったならばと考えると、本当に恐ろしく思うところでもあります。

そこで、県の南海トラフ地震対策は、今回の新型コロナウイルスの拡大感染やそのほかの災害、例えば風水害が起こっている状況など、万

が一のタイミングで南海トラフ地震が発生するといったことも想定した対策になっているのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 南海トラフ地震や感染症、その他の災害が同時に発生した場合には、それぞれの計画やマニュアルにより対応を行っていくこととなります。しかしながら、複数の事象に同時に対応していく必要があることから、人的・物的資源が大きく不足することが考えられます。このため、国や他県等からの応援を円滑に受け入れるための受援体制の強化が重要であると考えています。

○23番（西森雅和君） そういうことが起こらないようにというか——だけど、そういう想定外をも本当に想定した心構えということも必要な部分があるのかなというふうには思うところがあります。

今回の新型コロナウイルスに関しては、さまざまな面において大きな影響が出ています。とりわけ、学校現場における急遽の対応に関しては、教育委員会を初め現場の皆様、そして保護者の皆様の御苦勞をお察し申し上げるところであります。

子供たちが密集して長時間を過ごす学校という場所で、万が一集団感染が起こると、おさまりがつかないことになると思います。子供たちは、おじいちゃん、おばあちゃんといった高齢者とも接する機会がありますし、またおじいちゃん、おばあちゃんも、日ごろから子供たちと接することを楽しみにしているわけでありまして。高齢者の皆さんに感染し、重症化するようなことがあれば、それこそ大変なことになってしまいます。こうしたことを考えたとき、各学校において臨時休校したという今回の判断というのは、賢明な判断であったというふうに思います。

今回の対応において、あくまでも感染拡大の防止という観点で見たとき、心配な面もありま

す。それは、放課後児童クラブの対応であります。共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子供を対象にしている放課後児童クラブは、今回原則として開所するということであります。しかしながら、子供たちが同じ場所で長時間を過ごすということになると、学校と同じ状況が放課後児童クラブにはあるわけでありませぬ。また、放課後児童クラブの開所時間については、原則1日につき8時間に準じた取り扱いとさせていただきます。

そこで、教育長にお伺いいたしますけれども、県内の放課後児童クラブに関して、現在の開所状況というのがどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 現在、県内の放課後児童クラブの数は、20市町村で185カ所、このうち午後に加えて午前から開所しているのは87カ所、これまでどおり午後から開所しているのは96カ所で、閉所が2カ所という状況になっております。

○23番（西森雅和君） この一、二週間がウイルスの感染拡大防止に極めて重要ということをお考えたときに、放課後児童クラブもさまざまな面での対応というのが必要になってくると考えるところでありませぬ。

そこで、ウイルスの感染拡大防止という観点での放課後児童クラブの今後の対応について教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県教育委員会では、文部科学省や厚生労働省からの感染拡大防止等に関する文書をもとにしまして、子供の居場所の確保に係る衛生管理の徹底について、設置者であります市町村の所管課に依頼を行っております。このことによりまして、各放課後児童クラブにおいては、手洗いやせきエチケットの徹底、それから子供同士の座席を1メートル以上離すこと、それから小まめな換気の実施、教室やト

イレなどの清掃、児童が手を触れる場所の消毒、こういったことが行われております。

今後、万が一、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合、または地域で感染が拡大している場合につきましては、臨時休業の検討をしていただくことについても、市町村の所管課に依頼をしておるところでございます。

○23番（西森雅和君） 県内のウイルスの感染は、県経済への影響も大変大きいものがあります。観光面を初め、飲食業界、また中国との取引のある県内企業、事業所については、相当な影響が出ているのではないかとおぼやかれます。

そこで、中国との取引のある県内企業、事業所への影響がどの程度出ているのか、商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 2月中旬から下旬にかけて、中国と取引のある農林水産分野、食品加工分野、工業分野の87社へヒアリングを行いました。19社から影響が出ておるとおぼやかれています。具体的には、中国から発注がとまり出荷がストップしている、現地での船積み作業の停滞などにより輸入がストップしている、中国において在宅勤務を余儀なくされ現地での製造活動や営業活動に影響が出ているなどといった事例がございました。

現在、湖北省以外では工場が再開しつつあるなど、現地での生産活動や物流面で改善の兆しが見られるものの、一方で日本からの入国者に対し移動制限を課す地域も出てきておぼやかれています。まだまだ予断を許さない状況でありますことから、引き続き県内企業への影響について情報収集に努めてまいります。

○23番（西森雅和君） 中国との取引のある県内事業所を含む県内全ての企業、事業所への支援もしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

そこで、県内企業、事業所への具体的な支援

策についてどのようなものがあるのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 具体的な支援策として、まず国におきましては、資金繰り支援として、影響の大きな業種や地域を対象に、通常とは別枠で借入債務を保証するセーフティネット保証や、一時的な業況悪化から資金繰りに影響を来している旅館業や飲食業への特別貸し付けなどがございます。また、設備投資の支援としましては、中国からの部品調達が困難となって、自社製造に切りかえるなど、サプライチェーンの毀損等に対応する設備投資についても、ものづくり補助金等の優先採択が予定されております。

それから、雇用調整助成金として、一時的な休業等を行った事業主が負担した休業手当や賃金等への助成が行われることになっております。また、ジェットロに相談窓口、資金繰りにつきましては政府系金融機関、商工団体等に窓口が、設置をされております。

県におきましては、資金繰り支援として2月27日から、新型コロナウイルスに起因をして売り上げ等が減少した事業者を対象とした県の制度融資のメニューを追加してございます。あわせて、同じく2月27日から相談窓口を経営支援課に設置をしまして、昨日午後5時までに45件の相談をいただいております。主として、予約キャンセルやイベント中止に伴う売り上げの減少、資金繰りに困っておるといふ御相談でございます。

今後、国が実施をする支援策について情報収集するとともに、追加の経済対策につきましてもさらなる検討を行ってまいります。

○23番（西森雅和君） しっかりとした対策対応をお願いしたいというふうに思います。

そして、県民及び県内企業、事業所への影響ということで言うと、やはりマスクの不足とい

うことが大きな課題であります。一時、マスクの品薄解消との政府報道なんかもあったところでありますけれども、いまだにどこに行ってもマスクがないと。最近では、マスクどころかティッシュペーパー、トイレットペーパーまでお店にないという、そういう状況がございます。県民もそうでありますし、仕事でマスクを必要とする事業所などから相当に困っているという、そんな声も聞くところであります。

そこで、政府はマスク生産メーカーに対してマスクの増産のための補助金を出すことを決め、各メーカーでは新しい生産ラインを稼働させるとしておりますけれども、県内におけるマスク不足解消の見通しについて商工労働部長にお伺いをいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 現在、国内のマスクメーカーにおきましては、24時間体制で通常期の3倍の増産を行っており、2月末までに週1億枚を超える供給を確保し、あわせて輸入量もふえてきているというふうに向っております。

国においては、マスクの生産設備の導入等に対する補助制度を設け、今月第2週目までに設備の導入等を行うメーカー3社を先行して支援することとしております。

また、昨日政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、マスクの需給両面での追加対策として、需要面では、国民生活安定緊急措置法を適用しマスクの転売を禁止、供給面では、再利用可能な布製マスクを2,000万枚国が一括購入し、高齢者施設などに十分な量を配付することなどが発表されたところです。

しかしながら、国によりますと、医療機関、高齢者施設、公共交通機関などへの供給が優先される場合もありますことから、店頭には並ぶまでには一定の時間を要するとも言われておりました。県内におけるマスク不足解消の時期を具

体的にお示しすることは困難な状況でございます。

○23番（西森雅和君） だけど、本当に一番の県民の不安というのは、やっぱり見通しが立たないということにあると思いますので、そういったところもわかった時点でというか、さまざまな情報の提供も、県としてしていただきたいというふうに要請をしておきます。

国は、3月16日の確定申告の期限を1カ月延期しました。申告時に人が多く集まる税務署に足を運ぶことに不安を感じている人も多かったと思いますし、確定申告の期限が延期になって助かったという、そういった声もあります。

さて、県内では、人が多く集まる場所としては運転免許センターなどがあります。免許センターには、運転免許証の更新手続などに多くの人が集まるわけでありまして。この状況を分散させることも、新型コロナウイルスの感染防止対策として必要ではないかと考えます。

そこで、運転免許証更新の期限が迫る人に対して、運転免許センターにおける免許更新手続を1カ月延長するなどの対応ができないものかと考えますが、警察本部長の御所見をお伺いいたします。

○警察本部長（熊坂隆君） 運転免許証の更新業務につきましては、道路交通法のほか、法令の定めによりまして全国一律に実施しております。県独自に更新期間の延長をすることはできません。

なお、新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に運転免許証の更新を受けることができなかつた場合、免許が失効した日から運転することはできませんが、いわゆるやむを得ず失効の手続により、免許を再取得することが可能となっております。

今後、国における対応状況を踏まえつつ、県民に必要な情報を提供してまいりたいと考えて

おります。

○23番（西森雅和君） あれは去年でしたかね、台風のときに、警察庁の通達でそういう配慮がなされたということもあったわけでありましてけれども、そういうところも期待するしかないんだなということだと思います。

県民の命を守るために、再度になりますけれども、徹底した手洗い、うがい、そしてマスクを着用するなどのせきエチケット、濃厚接触を少なくすれば、感染確率は極めて低くなるということ、県として、いま一度情報発信をお願いしたいと思いますし、一刻も早い新型コロナウイルスの収束を願うものであります。次の質問に移らせていただきます。

次に、高知県の経済活性化についてお伺いをいたします。

高知県として、大阪・関西の活力を高知にどう引っ張ってくるのか、知事の手腕に大変に期待するところであります。今議会の知事の提案説明でもありましたが、来年度は関西圏との連携を強化するために、アドバイザー会議を立ち上げ、関西圏との経済連携に向けた戦略の策定に取り組むとしております。どのような戦略がつけられてくるのか、大変に楽しみでもあります。

今後、戦略を策定し、そしてその戦略の実効性を高めるためには、戦略を具体的に前に進める大阪事務所のあり方が重要になってくると思います。以前は、大阪事務所の所長というのは、県の理事を兼任しておりました。しかし、今は理事からは外れております。このあたりも再度、例えば、見直しをしてもよいのではないかと、いうふうに思いますし、大阪事務所の職員体制の増員なども検討してもいいのではないかと、いうことも思ったりいたします。あわせて、地産外商公社の駐在職員や外商コーディネーターのさらなる増員、充実なども必要になってくるので



はないかと思えます。

そこで、知事にお伺いをいたしたいと思えますけれども、本腰を入れて大阪・関西圏の活力を高知に引っ張ってこようとした場合、大阪事務所の体制のさらなる整備充実の必要性について御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 関西圏との経済連携の強化につきましては、まずはこの戦略の策定に力を注ぎたい、集中したいと思っております。そのために来年度につきましては、この戦略の取りまとめを担います地産地消・外商課、県庁の本庁の体制をしっかりと強化したいというふうに考えております。

この戦略ができた後の推進体制につきましては、戦略の内容によりまして、再来年度以降の体制を、今御指摘いただきました大阪事務所の体制のあり方を含めまして、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○23番（西森雅和君） 関西圏への戦略とあわせて、大阪を起点とした海外への戦略も重要であります。

東京には多くの国の大使館がありますけれども、例えば高知県東京事務所と各国の大使館との交流というのは原則的にはありません。これは、ほかの都道府県の出先機関においても同じと聞いております。

一方、大阪には、アメリカや中国、台湾など各国の領事館などがあり、これまで県の大阪事務所は、こうしたところとも交流をしてきております。例えば、台湾で毎年開催されるランタン祭りには、本庁が出席できないときは大阪事務所が出席したこともあります。こうした取り組みについては、各都道府県の在阪の出先機関が各国との関係強化を目指して、しのぎを削っております。高知県も県経済の発展を考えたとき、各国との関係に今まで以上に力を注いでいくことが重要であります。

そこで、今後大阪を起点としたさらなる海外戦略を具体的にどのように行っていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 大阪を起点といたしましたさらなる海外戦略についてでございますが、1つには、大阪を起点といたしましたインバウンド、外国人観光客の高知への誘致に関しましては、これは一つの大きな柱だと考えております。具体的には、関西圏は関西空港を有しておりますので、多くの外国人観光客が訪れておられるわけでございます。この関西圏と本県を結びます外国人目線での新たな観光周遊商品、ルートの開発に取り組んでまいりたいと考えております。また、外商の面におきましては、関西圏に所在しております輸出会社との関係を強化いたしまして、さらなる輸出拡大につなげたいと、こういったことも考えてまいりたいと思えます。

こうした点も含めまして、来年度発足を予定いたしております関西・高知経済連携強化アドバイザー会議、仮称でございますが、この会議で有識者の方々の御意見をいただきたいと考えているところでございます。また、戦略を実行するという段階に入りますと、議員から御指摘のございました、大阪事務所がこれまで築いてまいりました各国の在外公館、総領事館等との関係も生かしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○23番（西森雅和君） 関西圏の活力を引っ張ってくることににおいては、県内の各市町村も大変力を入れようと思っております。

そこで、大阪・関西圏の活力を呼び込むために県内の市町村との連携も必要になってくると思えますけれども、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 市町村との連携・協調につきましては、これまでも産業振興計画を推進する上で、常に大事なポイントとして取り組み

を進めてまいったところでございます。

関西との経済連携の効果を県内全域に波及していくというためにも、今回の戦略の策定に当たりましては、例えば産業振興計画のフォローアップ会議の場などを通じまして、市町村長の皆様の御意見をいただきたいと、意見交換をしながら進めたいと考えております。

また、その実行段階にありましても、例えば、県内をめぐります観光周遊ルートを形成していくということでございますとか、地域の産品を活用していくという面で、市町村と連絡を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

○23番（西森雅和君） 今後、大阪以外の関西府県、いわゆる関西圏へのさらなるアプローチということを考えたとき、今の大阪事務所の名称が大阪事務所でよいのかということをおもったりするところであります。

そこでお伺いいたしますけれども、この機会に高知県大阪事務所の名称を、例えばですけれども高知県関西事務所とかという名称に変えて、大きく関西圏を視野に入れた出先機関にしてはどうかと考えますけれども、高知県大阪事務所の名称について、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 高知県の大阪事務所は、これまで名前は大阪事務所とついておりますけれども、大阪だけでなく関西圏全般を活動エリアといたしまして、県の政策全般にわたって業務を進めてまいっております。また、この高知県大阪事務所の名称は、昭和25年以来変更することなく使用してきておりまして、その意味では、関西の関係者にも浸透してきているのではないかというふうには考えております。

一方で、今回関西圏との経済連携戦略の実行という新たな取り組みを始めるということになる節目でもございますので、この推進体制を検討する中で、議員から御意見のありました点も

含めまして、皆さんの意見もお聞きをして検討してみたいと思います。

○23番（西森雅和君） 先日、実はちょうど1週間ぐらい前ですけれども、大阪に行ってきたという先輩から電話がありまして、その方が言うのには、大阪といえども今回の新型コロナウイルスで相当影響が出て、静まりかえっているんじゃないかというふうに思いながら大阪に行ったそうであります。しかし、帰ってきて、さすが大阪だと、大阪元気いっぱいだったというふうに言っておりました。

確かに、中国人の観光客はいなかったそうありますけれども、東南アジア系とかヨーロッパ系の観光客の方がたくさんいたと、本当にそういった活力を感じたというお話をお伺いしたところであります。その活力を、ぜひ高知県に引き込んでくるためにも、さらに頑張ってくださいたいということをお願いするところでございます。

あと、新型コロナウイルスにおきましては、本当に日々状況が変わる中で、執行部の皆様には大変な御苦労があらうかと思っておりますけれども、しっかりとした対応をお願いいたします。また、この3月で退職をされます県職員の皆様には、心より大変お疲れさまでしたという言葉を送らせていただきまして、一切の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。（拍手）

○副議長（弘田兼一君） 以上をもって、西森雅和君の質問は終わりました。

ここで午後5時まで休憩といたします。

午後4時40分休憩



午後5時再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

武石利彦君の持ち時間は35分です。

26番武石利彦君。

○26番（武石利彦君） それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、知事に対して2問お聞きをしたいと思っております。濱田県政が発足しまして、私の率直な感想は、濱田知事は県民の皆さん、そして職員の皆さんからいろんな意見を聞きながら政策を練り上げていかれるタイプじゃないのかなというふうに感じておるところであります。そういう視点から2問質問させていただきます。

まず第1問は——総務省及び、特に大阪府で副知事としてお務めになられましたですね。確かに、大阪府は高知県から比べて随分大きな組織だろうと思うんですけども、その中でも、やっぱり行政の重要な肝というのは同じだと思います。

高知県庁をこれから組織マネジメントされていく上で、大阪府政の組織から学ぶべきものがあるとすればそれは何か、知事に御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 私は、大阪府庁におりまして副知事といたしまして、松井知事、あるいは吉村知事にお仕えをしたわけでございます。一番印象に残っておりますのは、知事からのいわゆるトップダウンのリーダーシップと、あと府庁からのボトムアップの手法、この2つの組み合わせのハーモニーが非常にうまくいっているところでございます。

例えば、大阪府政で、大阪都構想ですとか万博、IRといった政治的にも大きな意味がある事項につきましては、これはもうトップが政治的な判断で大きな方針を示し、おろしていくという一方で、日常の多くの行政に関しては、府

庁の事務方のボトムアップの判断を最終的に知事が裁可をするという形。数としては多くの部分がそういった形でしっかり機能し、結果府民の皆さんの指示も得、行政もスムーズに進んでいるという形にうまく回っているのじゃないかなという印象を持っております。

そういったトップダウンとボトムアップのベストミックスと申しますか、そういったものを高知県庁でも目指していくべきではないかという思いを持っているところでございます。

○26番（武石利彦君） ぜひ、そのボトムアップということに力を入れていただくと、職員の皆さんのモチベーションも高まるのではないかなと。つまり、それが人材育成につながると。こういう好循環に期待をするわけなんです。

それで、橋本知事のころを振り返ってみますと、官民による政策総合研究所というのをつくって政策を練り上げていったということも記憶に新しいところですし、知事がおられた総務省、つまり霞が関にも、省庁を横断した若手の官僚のネットワークによる政策研究会が発足していて、情報を発信しているというお話も聞かれます。

そういった中で、高知県庁にも、そういった若手職員の部を横断する政策研究会をつくったり、あるいはそこに市町村とか民間の方にも入っていただくというような、高知県版の、あるいは濱田県政版のシンクタンクと申しますかね、そういったものをつくってみてはどうかと思うんです。

ここではつくとかつくらないとか、そういうことを聞くつもりではなくて、そういう政策の練り上げ方についての知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 政策の練り上げ方ということについてでございます。

これは、いわゆるボトムアップ的な手法とい

うことになるかもしれませんが、県民の皆様との対話を通じて得られたさまざまな御意見、そしてそれを職員の皆さんとも共有をして、いろいろと議論をした上で一つの方向を共有して前へ進んでいくと、こういう方式で県政を進められたらいいなという思いがございます。

そうした中で、県政が進むべき大きな方向性については私から明確に指示を出し、職員が具体的な政策レベルでどういった取り組みができるか、やるべきかというところで練っていただく。そして、県庁だけにそれを依存しますと、ある意味行政の都合が前面に出る場合というものもあり得ると思います。そういったものを防止するといいますか、そういう意味も含めまして、部外の有識者の方々、あるいはただいま議員からも御指摘がありました市町村の方々も必要に応じまして、例えば参加いただくような形の会議体を政策テーマごとに設けて、御指導もいただきながら政策形成をしていくということが、一つ目指すべきイメージとしてのスタイルかなという思いを持っております。

特に、若手の職員ということで申しますと、大変具体的な話になりますが、今県政運営指針の改定に取り組んでおりまして、これをぜひ県職員一人一人に浸透していかせたいと。そのために、具体的にどうした取り組みをしていけばよいかといった点が、一つ大きな論点になっております。例えば、こうした点について、若手職員を集めましてアイデアを募る、また政策形成をしてもらうというようなことが考えられないかなということを、今考えているところでございます。

○26番（武石利彦君） そういった、とにかくアンテナを高く広く張って、広く意見を聞いて、そこから政策を練り上げていこうとする濱田県政の姿勢には大変期待をしておりますので、どうぞこれからも頑張ってくださいと思います

す。

次に、1次産業の振興について質問させていただきたいと思います。

まず、森林環境譲与税については、2020年の税制改正で、森林の整備とか、災害からの復興とか、森林の持つ自然災害を防止する機能とか、こういったことを一層強化しなくてはならないということで、譲与税の配分額が倍増したということがあります。

ところが、一方で市町村の状況を見ますと、とりあえず基金に積んでおこうという市町村も見受けられるわけですが、これは国の趣旨に沿うものではないというふうに思うんです。

この森林環境譲与税の使い道について林業振興・環境部長の御所見をお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 議員のお話にありましたように、森林環境譲与税は、災害防止や国土保全機能を早急に強化するなどの観点から、森林整備を一層推進するために前倒しで増額される予定となっております。この譲与税を活用して、早期に森林整備事業に着手するということが求められていると認識しております。

このため、県では、環境譲与税を活用した森林経営管理制度に基づく森林整備に加えて、市町村が森林所有者と直接協定を締結して間伐を実施するなど、より早期に森林整備を進めていただくように市町村をお願いをしているところでございます。また、これまで県では、森林経営管理制度の円滑な運用のために、県庁に支援チーム、出先機関の林業事務所にワーキンググループという形で市町村を支援する組織をつくって取り組みをサポートしております。

今後は、この増額された譲与税の活用についても、市町村の進捗状況に応じてオーダーメイド型の支援を積極的に行っていく。また、そのほか県内外の活用状況について情報提供を行い



まして、市町村が譲与税を有効に活用できるように支援をしまいたいというふうに考えております。

○26番（武石利彦君） 林業政策も待ったなしでありますし、この追い風を満帆に受けて進めていただきますようお願いいたします。

また、その一方で、担い手の育成というのも重要になると思うんですけど、高知県内でも林業女子会という組織が発足して、女性の参入に向けて道が開かれようとしております。

女性の林業への参入について林業振興・環境部長の御所見をお聞きしたいと思います。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 林業の現場におきましても、作業の機械化が進んでおまして、女性が活躍できる場面がふえてきております。そのため、林業労働力を確保する上で、女性の参入促進ということは非常に重要になってきているというふうに考えております。

これまでは、こうちフォレストスクールなどを通じまして、男女を問わず新規就業者の確保の取り組みを進めてまいりましたけれども、来年度からは従来の取り組みに加えまして、新たに女性を対象としたフォレストスクールの開催を予定してございます。こういった取り組みによりまして、女性林業従事者の確保に向けた取り組みを強化してまいりたいと。

また一方で、受け入れる事業体のほうの、女性が働きやすい職場環境づくりということも重要かというふうに考えております。これにつきましては、来年度から林業事業体の事業戦略づくりを支援していくということにしておりますので、その中で、女性の働きやすさというところも含めて、改善を進めていただくように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○26番（武石利彦君） 林業女子会の方々のお話を聞きますと、やっぱり男性では気がつかないような、いろんな細やかな課題もあるようにお

聞きをしておりますので、ぜひそういった点も踏まえて、今御答弁いただいたような政策を進めていただきたいというふうに思っております。

次に、農業なんですけれども、高齢化によりまして、例えば私ぐらいの世代の親が引退をしていくと。そうすると、なかなか今まで親がやっていたハウスまでよう手が回らんと。生産するのも大変ですけど、一時期に一気に収穫して——出荷の問題もあるんで、なかなかようやらんと。

こういうことで放棄になる耕作地あるいはハウスがふえつつあるんですけれども、この現状について農業振興部長の御所見をお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（西岡幸生君） 議員御指摘のとおり、後継者が、他産業に従事をしていたり、地元から離れて暮らすなどの理由で引き継ぎ手がいない農地や、中山間地域の小規模で不整形な農地などを中心に、耕作放棄地が発生し、耕地面積が減少しているというふうに認識をしております。産業振興計画で掲げる農業産出額の拡大目標等を達成するためには、農地の受け手となる担い手の確保・育成を図り、耕作放棄地の発生に歯どめをかけることが重要であるというふうに考えております。

このため、引き続き、年間320人の新規就農者の確保を目標に各産地が受け入れ体制を整備して新規就農者の確保・育成を図る、産地提案型の担い手確保対策に取り組んでまいります。また、個々の取り組みだけでは限界もありますことから、地域で農地を維持していく仕組みとして、共同で営農活動を行う集落営農組織の育成を支援するなど、県としても担い手の確保・育成にしっかりと取り組んでまいります。

○26番（武石利彦君） 地域で担うという視点は非常に大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、人手不足によって、県下各地の主にJAの集出荷場になると思うんですけど、なかなか稼働できないという状況が起こって、ゆえに集約をしていかなくちやならんという状態になっているというふうに認識をしております。この点について農業振興部長の御所見をお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（西岡幸生君） JA高知県では、集出荷場における人手不足や施設の老朽化に対応するため、効率的かつ効果的な運用を目指して集出荷場の再編に取り組んでおりまして、県としましても、昨年4月から職員を派遣し、再編計画の策定を支援しております。

現在、JA高知県では、昨年9月に示した計画案をもとに各地域の生産者や関係者と協議を重ねるとともに、地域間の調整を行いまして、計画案の合意形成を図っているところというふうにお伺いしております。計画案では10年後をめどに、既存の47カ所の集出荷場を28カ所に再編する方向で進めておりまして、本年6月の計画策定を目指しておるというふうに聞いております。

○26番（武石利彦君） 次に、働き方改革について3問お聞きしたいと思います。

まず、国は災害に迅速に対応するために、都道府県など大規模自治体に技術職員を雇用するという方針を出しまして、この議会でもこれについての質問が繰り返されたわけなんですけれども、一方で通常の職員採用、県のですね、なかなか技術職員が来てくれないという現実もございます。その中で、国がこういう方針を示されたわけなんですけれども、今のこの土木業界を取り巻く状況もあると思うんです。

土木部長にお聞きしたいと思うんですけど、国の方針に従って技術職員を雇用するということが実際できるのかどうかということについての御所見をお聞きします。

○土木部長（村田重雄君） 県内の市町村の技術職員は全国と同様に不足傾向にありまして、全国的に多発している大規模災害の備えとしまして、今回の国の方針は本県に対しても有効だと考えております。

一方、近年県では、土木技術職員の確保が難しくなっておりまして、上級試験でございますが、平成25年度以降採用予定人数に対しまして、採用者数が下回り始めました。そのため、一般募集に加えて、特別募集を行ってきたところでございます。しかし、新規採用職員の確保の厳しさは一層増してきておりまして、本年度初めて応募者数が採用予定人数を下回るという大変厳しい状況になってございます。

このため、土木技術職員を確保するさらなる取り組みといたしまして、人事委員会、また人事課と緊密に連携し、来年度からU・I・Jターン枠としまして社会人経験者採用試験を実施する予定としております。受験資格としまして、県内の建設事業者の人材不足にも配慮いたしまして、県外に本社を置く民間企業等での経験がある者を対象としているものでございます。

また、県、市町村を初め、民間企業を含めた土木業界全体への入職者の増加に向けた取り組みとしまして、今年度から一部の土木事務所におきまして、中学生の職場体験を始めさせていただいております。来年度からは、この取り組みにつきまして、県内の他の土木事務所などに拡大をする予定としております。また、工事現場やダムなどの施設見学会を開催するなど、さまざまな機会を捉えて、建設業界の仕事についてPRしていきたいと考えております。

このような取り組みによりまして、県の土木技術職員の増員を図り、大規模災害における市町村の技術職員不足にも支援していきたいと考えております。

○26番（武石利彦君） 中学生なんかにも、こう

いった業界に関心を持ってもらうという、キャリア教育といいますかね、非常に重要な視点だと思います。それから、社会人を雇用すると、特に県外から雇用するという点で言えば、県民の人口をふやそうという政策にも合致しますし、それは非常にいい視点だなというふうに変期待をしておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

次に、警察本部長にお聞きしたいと思うんですけども、働き方改革ということで言うと、高知県警察本部も男性の警察官が育休をとるということで、組織を挙げて意識改革が進んでいるなというふうに変期待をしております。一方で、地域の警察署に目を転じますと、宿直、当直といったこともあるし、なかなか小さな警察署ほど署員の負担が大きいという現場の声もお聞きをいたします。

そこで、こうした課題、小さな署の署員に負担がかかるということにどう対処するのかということと、やっぱり緊急の事態が発生しないとも限らないし、そういう意味でも余力というのかな、もうちょっと署の体力を維持することも大事なんじゃないかと思うんですけど、本部長に御所見をお聞きしたいと思います。

○警察本部長（熊坂隆君） 県内の治安情勢を見ますと、刑法犯認知件数、交通事故件数は減少傾向にあります。一方で、特殊詐欺の発生や高齢者の死亡事故、南海トラフ地震対策など課題もあるところでございます。このような中で、地域の安全・安心を確保し、県民の皆様の警察に対するニーズに応える体制を確保するため、警察署の体制を強化することは重要な課題であると認識しております。

このため、令和2年度の組織改正におきまして、現場執行力を強化し地域の安全・安心を確保する観点から、本部と警察署の人員配置を見直すとともに、育児、介護等の事情により当直

勤務に制限のある方につきましては可能な限り本部に配置するほか、警察学校で行う教養の一部につきましても期間を短縮することなどにより、夜間、休日を含めた体制を含め、警察署における体制の強化を図ることとしております。

県警察における組織、定員につきましては、今後も引き続き社会情勢の変化に応じた見直しを行い、県民の皆様の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

○26番（武石利彦君） 地域の警察署の皆さん、本当によく頑張っていていただいております。大きな組織ですので、警察本部も。働き方改革を視野に入れながら、さらに県民の治安を維持するというんですかね、安全・安心を守るために頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、行政の業務は事務とかいろいろ多岐にわたる業務があるわけですけども、高知県では、既にRPAを導入することを視野に入れて取り組みが始まっておるところであります。県は一生懸命取り組んでいただいておりますし、市町村もそれに向けて取り組まなくてはならないという機運も高まっているとは承知をしております。

一方で、県の業務と市町村の業務は似通っているところもあるでしょうし、市町村同士も似通った業務も当然あるんだろうと思うんですね。だから、県は県、〇〇市は〇〇市、〇〇町は〇〇町、〇〇村は〇〇村で、個々にパッケージを購入するとか導入するとかということではなくて、共通する部分は共同して導入を図るとかということもできるんじゃないかなというふうに思います。

いろいろ聞いてみると、ベンダーによって方式が違うんで、ベンダーの壁というのがそれぞれあって、なかなか全部を一緒にできないという話も聞くんですけども、それはそれで大くくりのグループに分けてもいいと思うんです。

私がここでお聞きしたいのは、共同できる部分があるのではないかと、それについて総務部長の御認識をお聞きしたいと思います。

○総務部長（君塚明宏君） 各種システム等の共同利用は、やはり経費の削減に加えまして、事務の効率化などが期待できますことから、やはり市町村間、あるいは県、市町村間の共同利用の取り組みというのは推進していきたいと考えております。

まず、市町村間の共同利用につきましては、全市町村が参加している電子自治体推進協議会というのがございますけれども、この枠組みの中でワーキンググループを設置いたしまして、RPAですとかAI-FAQ、こういったものを代表として共同利用が可能な業務あるいは市町村側が希望する業務につきまして、課題を整理していきたいと考えております。

次に、県と市町村間の共同利用につきましては、来年度以降は県で電子申請ですとかウェブ会議システムなどを構築することとしておりますけれども、その際に県独自にカスタマイズしたものではなくて、汎用的なパッケージを調達して導入しようと考えております。ですので、市町村に対しましても、これらのシステムの共同利用を促してまいりたいと考えておりますし、またオープンデータに関して申し上げますと、県と市町村、両方のデータを公開する専用ウェブサイトを構築するという事も検討していきたいと思っております。

また、そのデジタル化を進める際に、人材不足という課題がございますけれども、県のほうでも、専門的知識を持つ人材確保、職員育成というのを重要な取り組みとして位置づけておるところであります。

我々県といたしましては、アドバイザー等の外部人材ですとか民間企業等での勤務経験者の活用に加えまして、職員に対する研修に取り組

んでいく予定でありますけれども、市町村に対しましても、国の地域情報化アドバイザー派遣事業の活用ですとか、県主催の研修への参加を促してまいりたいと思っております。その際に、やはり情報関係に精通した職員がいない小規模な町村等に対しましては、個別具体的に県のほうから助言を行うなど支援をしてまいりたいと思っております。

○26番（武石利彦君） 今、最後におっしゃっていただいた、小さな自治体ではなかなか専門知識を持つ職員がいないということも現実だと思っております。そういった小さな自治体が乗りおくれしていくことがないように御配慮いただけるという今の御答弁は、大変心強いというふうに思っております。

それから、RPAとかIT化を導入するに当たってやはり私が感じるのは、ベンダー側は行政の事務のことをよくわかっていないし、行政のほうは何ができるのか、RPAとかIT化で。そこがよくわかっていないので、なかなかかみ合わないという場面によく出くわすわけなんです。そういった意味で、やっぱりベンダーと行政が身近で、しかも担当者レベルで、行政でこんなことを困っていると——いろんな解決方法をベンダー側も持っていると思うんで、担当者レベルで意思の疎通をしっかりと図っていくというような体制でもって、この業務の効率化、働き方改革を進めていただきたいというふうに思っております。

次に、県立高校におけるAI教育についてお聞きをしたいと思っております。

まず、教育長にお聞きをしたいと思っておりますけれども、県立高校でAI教育をどのように推進していくのか、お聞きしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） AIなどICTを活用した教育は、1つは、生徒一人一人の学びに応じた個別最適の学習ができるようにすること。



それからもう一点は、これからのSociety5.0社会を生き抜くために必要な創造性を持ったICTの活用能力を身につけさせること。この2つを大きな目標としております。

高知県では、来年度から地域ごとに6つのブロックに高等学校を分けまして、各ブロックに拠点校を設け、ICT機器を整備した上で、個別最適化された学習の研究と、それからICTを効果的に活用し、教科横断的な探究的学習についての研究を行っていききたいというふうに考えております。

そうしたことで、まずは拠点校などからになりますけれども、令和2年から3年間で全ての県立高校に、生徒が利用できるタブレット端末、プロジェクターなどの整備も進めていきたいというふうに考えております。

○26番（武石利彦君） それでは、次にお聞きしますけれども、そのAI教育のカリキュラムづくりですね、これはどのような過程で形成されていくのか、それについて教育長にお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 高等学校におきましては、AI教育といったカリキュラムはございませんが、来年度から実施しますAI教育推進事業におきましては、タブレット型端末を活用しまして、AIが適切な演習問題を出題するAIドリルの利用方法、それと生徒がみずから決めたテーマを探究する学習の中でのICTを効果的に活用する方法などについての研究を始めたいというふうに考えております。

また、AI教育推進事業では、各校が学校や地域の実情に応じたテーマを設定した上で、AIやICTの利活用について研究し地域課題解決学習などで活用することで、高校生がAIについても知り、活用する方法を学ぶ場となるというふうに考えております。

研究から明らかになった効果的な取り組みや

成果は、各ブロックで開催する研究協議会等で情報共有を行って、全県的に普及を図りたいというふうに考えております。

○26番（武石利彦君） その御答弁の関連でお聞きしますけれども、ということは、拠点校のAI教育のカリキュラムというのは各学校で、学校の考え方を反映したカリキュラムを独自につくり上げることができると。県教委からこう言われたから、それをやらなくちゃならないということではなくて、各学校の独自性を生かした教育のカリキュラムが策定できると。こういう理解でよろしいですか、教育長。

○教育長（伊藤博明君） 一人一人に応じた個別最適学習のほうは、AIドリルなんか使ってやっております。もう一点の地域課題解決学習のほうにつきましては、生徒の主体性を育むとか、これからの社会に求められる力の育成につながるため大変重要なものというふうに認識しております。AIを利活用してデータを分析し未来を予測したり、ICT技術を用いた課題解決の手法を考えることができるというふうに考えております。そのため、中山間地域の高等学校においても、それぞれ積極的に地域課題に取り組むと。地域の方とかかわることで、将来にわたって自分のやりたいこと、それから興味を持つことを見つけてもらうとともに、郷土を愛する力の育成につながってくるというふうに考えております。

そのため、各校において、AIなどを用いて地域のそれぞれの課題解決法を探り、地域振興や産業の活性化に向けた取り組みをする高校生の育成につなげていきたいと、そういうふうに考えております。

○26番（武石利彦君） 今、教育長が示されたお考えでいきますと、私が大変期待をするのは、各高校の魅力化づくりといたしますかね、そういったことにつながっていくんだらうと、このAI

教育が。そういうふうに思いますので、大変心強く思いました。

次に、カリキュラムの話とも関連しますけれど、中山間地域の高校なんかも拠点校で指定されるのかもわかりませんが、やっぱり独自色を増していくために中山間地域の抱える課題を——高校生たちがAI教育で学んだことを課題解決に活かしていくというような視点があればいいなというふうに思います。先ほど教育長の御答弁にもありました探究学習というのが、まさにそれに当たるだろうというふうに思うんですね。

そこで、そういった課題解決をする目を持つ、探究的な学習をするということについて、重複しますがけれども、改めて教育長の御所見をお聞きしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） それぞれの地域で、それぞれの課題を、こういったAI教育の中で見つけていただいて解決をしていく。そういった取り組みによって、子供たちに、自分たちの将来やりたいこと、興味があることなんかを見つけていただきながら、ICTの活用力も育んでいくと。そういった取り組みをしっかりとやっていきたいと思っておりますし、先ほどお話がありました、各校の特色を出すことによりまして、各校の魅力化づくりにもなるというふうに思っております。

そういった方向でどんどん伸びていくことを私も期待しておりますし、そういった取り組みにしていきたいというふうに考えております。

○26番（武石利彦君） そういう意味からすると、高校だけでAI教育をするということじゃなくて、地域の小学校、中学校も一緒にこういったことに関心を持ってもらうと、そういう探究心を養うということも大切だろうと思うんです。地域の小中学校も一緒にやっていくという体制づくりについての御所見を教育長にお聞きしたいと思うんです。

○教育長（伊藤博明君） デジタル化に関するデジタル教育の推進につきましては、第2期の教育大綱の中におきましても、小・中・高それぞれで、来年度から力を入れてやっていきます。

その中で、今高等学校のお話をしました。高等学校では、AIやICTを活用した地域探究学習ということになりますから、それぞれの高等学校の周辺の課題を解決する、特色を生かしてやる中で、もちろん周辺の中学校であったり小学校とそうした連携もして行っていただきたい。特に、中山間では地元の中学校と連携することで高校への進学も図られると思いますので、ぜひそういった取り組みについては進めていきたいというふうに考えております。

○26番（武石利彦君） AI教育は、これまでの教育長の御答弁をお聞きしますと、AIを活用することによって効率的に学習ができるという、成績を伸ばすためにAIを使うという面と、今議論させていただいたように地域の課題解決、探究心を養うといったことで、大きな成果が得られるんじゃないかなというふうに期待もしております。

私が思いますのは、勉強のできる子が進学を目指して高知市内の学校へ行くと、これはこれでいいと思うんですけれど、地域に残った子が負け組では決してないと思うんですよね。やっぱり富士山へ登るにもいろんなルートがあるように、人生をきわめる中でいろんなルートがあってしかるべきだろうし、成績がよくてずっと進学していく子供もおれば、地域に残って地域の課題解決をする。また、そのことによって、ひょっとすると、俺たちで会社でもつくらんかえというようなスタートアップ企業が高知県の中山間地域から生まれてこないとも限らない。ぜひ、このAI教育の拠点校というのを、そういった地域の核となる人材育成、それから地域の課題解決をするようなことまで昇華をさせていただ

きたいというふうに思っております。

いろいろ聞きたいことがありますけれども、時間も迫ってまいりましたので、私の今回の質問はこれで終えます。

以上、皆様御答弁ありがとうございました。  
(拍手)

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、武石利彦君の質問は終わりました。

ここで午後5時40分まで休憩といたします。

午後5時33分休憩



午後5時40分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

土森正一君の持ち時間は50分です。

1番土森正一君。

○1番（土森正一君） 自由民主党の土森正一です。議長の許可をいただきましたので、質問を始めたいと思います。濱田知事におかれましては、記者会見御苦労さまでございます。

それでは、質問させていただきます。濱田知事は四万十市出身ということで、勝手ながら大変親近感を感じております。どうぞよろしくお願いたします。

濱田知事は、関西圏の経済活力を高知へ取り込むと言われております。関西圏は、2021年度には生涯スポーツの世界大会ワールドマスターズゲームズ2021関西に始まり、2024年には大阪IRがオープン予定で、IRでの近畿圏の経済効果は年間7,600億円と言われております。さらに、2025年度開催予定の大阪・関西万博では来場者2,800万人、訪日客は300万人と想定されていて、インバウンド効果が期待されております。

万博の経済効果は2.2兆円と言われており、このようなことを背景に、大阪の経済指標は軒並み上向き基調になっていて、大阪の成長戦略が着実に成果を上げております。大阪で副知事として2年間お仕事された濱田知事は、関西圏の連携強化をと考えるのは必然のことだと思っております。

そこで、知事にお聞きをいたします。仮称関西・高知経済連携強化アドバイザー会議などを立ち上げ、1年をかけて関西圏の連携強化の戦略を策定すると伺っておりますが、関西の活力をどういった形で高知県に結びつけていくのか、お聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 御質問の関西圏の活力を本県の経済の活性化にどう結びつけていくかという点に関しましては、例えば3つほどのポイントがあると思います。

1つには、外国人観光客でございます。関西と高知を結ぶ観光商品の開発などによりまして、関西圏を訪れる外国人観光客の本県への誘客を図っていくということだと思っております。2つ目には、関西圏の企業との結びつきをさらに強くいたしまして、食品を初めといたします県産品の外商を拡大していくこと。3つ目には、御指摘にございましたように、万博などの大規模プロジェクトが関西圏では予定されておりますので、こうしたプロジェクトと直接連携をいたしまして、県産品の活用あるいは本県の認知度の向上につなげるといったような取り組みが考えられると思います。

さらに申しますと、関西圏からの企業誘致なども進めていければというふうに考えておりました。来年度、これもお話しいたきましたアドバイザー会議におきまして、幅広く御意見をいただき、戦略を練り上げてまいります。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。高知のよさ、大阪のよさ、強さを一緒に入れて、

アドバイザー会議のほうでやっていただきたい  
と思います。

濱田知事におかれましては、最初の地方公共  
団体の赴任地が京都府だと伺っております。こ  
の前、山田前知事に会いましたときに、濱ちゃん  
には大変お世話になったと言っております。本  
当に、そういう濱田知事の人脈をしっかりと  
生かして、高知に活力をお願いしたいと思いま  
す。

それでは、次の質問でございます。昨年9月  
の議会で、高知県版Society5.0実現に向けての  
御質問をさせていただきました。その中で、土  
佐MBAやIT・コンテンツアカデミー、高知  
家IT・コンテンツネットワークなどの人材の  
育成・確保、またこうちスタートアップパーク  
での起業家の支援などをお聞きして、実現に向  
けてのあらゆる取り組みを評価しているところ  
でございます。来年度からは、オープンイノベ  
ーションプラットフォームの設置ということで、  
高知県版Society5.0の実現に向けて加速化をし  
ていくものと思っております。

プラットフォームでは、県内のあらゆる分野  
の課題を公開し、県内外の企業や大学、起業家  
などが有する技術やアイデアを組み合わせ、新  
たな製品やサービスの開発などにつなげる仕組  
みを模索することとしております。知事の言わ  
れる関西圏を初めとする全国からさまざまな技  
術を呼び込み、県内企業とマッチングすること  
でイノベーションが生まれてくると思ってお  
ります。大いに期待しております。

このプラットフォームに、県外からどのよう  
にして企業を呼び込んでくるのか、商工労働部  
長に御所見をお願いいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 県外の企業や研  
究者に魅力を感じてもらうには、本県ならではの  
強みや課題といったものを強く打ち出すこと  
が重要だと考えています。そのため、初年度は

I o PやNext次世代型施設園芸などに取り組む  
農業分野、マリノイノベーションに取り組む水  
産分野、また中山間地域における公共交通や貨  
客混載などのモビリティ分野、この3つの分  
野を大きなテーマとして考えております。

具体的な手段としましては、経済同友会など  
の経済団体やベンチャー企業が多く所属するコ  
ミュニティーに対してPRをしていくこと、そ  
れから関西圏などで開催されますデジタル関連  
の展示会に出展をし本県の取り組みをPRする  
ことなどを考えておりました、プラットフォーム  
の運営を委託する事業者のネットワークも最  
大限に活用してまいります。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。  
本当に今、徳島イノベーションベースとかは2  
月に設立しましたけれど、福岡なんかでもそう  
ですが、起業家、そしてまた大きな企業がマッ  
チングしていくということでございます。そう  
いうところで、高知県が目指すオープンイノベ  
ーションプラットフォームは、本当にいい試みだ  
と思っております。強みを生かして課題を解決し  
て、高知のためにということなんで、よろしく  
お願いしたいと思います。

それでは次に、平成30年の高知県における外  
国人の延べ宿泊者数は約8万人泊となっており、  
さらなるインバウンド観光の充実を目指してい  
かなければなりません。来年は、関西圏は大き  
なイベントが開催され、今後は外国人の多くの  
皆様が関西に訪れる見込みです。高知にも訪れ  
ていただく機会が多くなり、インバウンド観光  
が充実していくのではないかと思います。

先ほど濱田知事も言われておりましたが、関  
西空港を利用する訪日客をターゲットに、高知  
の強みである自然や食、アクティビティーなど、  
1泊から長期滞在型までの旅行商品を提供する  
ことで外国人宿泊者数が大きく増加するのでは  
ないかと思いますが、観光振興部長の所見をお



聞きいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 関西空港は、台湾やアメリカ、オーストラリアなどの本県の重点8市場を含めまして数多くの海外路線を持ち、利用者数も年々増加をしていますので、関西空港を利用した誘客の取り組みを加速してまいりたいと考えています。

観光庁の消費動向に関する調査によりますと、食や自然体験などは、外国人観光客にとりまして満足度の高い分野とされております。このため、お話にありました本県ならではの食や自然&体験キャンペーンを通じて創出しました滞在・体験メニューといった観光資源を生かして、アドバイザー会議で御意見もいただきながら、関西と高知を結ぶ旅行商品づくりを進めたいと考えております。

その際には、旅行者のニーズに対応できますよう、滞在日数にも幅を持たせた多様なプランを旅行商品に反映することで、外国人観光客の宿泊者数を伸ばしていきたいと考えています。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。外国人の宿泊は今からまだまだ伸び代があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、外国人との人材交流についてお聞きをいたします。

高知県は多くの外国人労働者の皆様が来ておりますが、事業所の中には人手不足の状況があります。例えば、介護、農業、漁業の現場などで、一刻も早い人材確保の要望が数多く寄せられているのではないのでしょうか。ある介護の事業をしておられる人からは、今すぐにでも外国人の実習生が10人ぐらい欲しいというような話もありました。

このことは、県内で外国人労働者に対する期待感が高まってきているということのあらわれであると考えますが、商工労働部長の所見をお

願ひいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 県内の外国人労働者数は年々増加しておりまして、5年前と比較しますと1,500人以上増加し、2倍近い数になっております。技能実習生についても、5年間で1,100人以上増加をしています。産業別に見ますと、全体の26.5%を占める農林漁業、25.8%を占める製造業のほか、卸・小売業、建設業、宿泊業、飲食サービス業のあらゆる産業分野に就労しておりまして、各産業分野の担い手となっております。

また、県では今年度、特定技能に関する制度説明会を高知市及び四万十市で全3回開催いたしましたところ、県内事業者等から延べ300人以上の参加がございまして、外国人材の受け入れに対する関心の高さがうかがえるところでございます。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。

一方で、日本に来られる外国人の方は、日本で働くことや生活することに夢や希望を持って来日されていることと思います。働いて幾ら稼げるかということには、大きな関心があるのではないのでしょうか。そうした外国人の方にとって、賃金水準が都会と比べて高いとは言えない状況にある高知県は、魅力に乏しいのではないかと懸念されております。

こうしたことも踏まえて、外国人労働者に来ていただけるようどう取り組んでいくのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 都市部との賃金格差がある中で高知に来ていただくためには、送り出し国側との信頼関係の構築が重要だと考えております。自治体間の交流を深めるなどの公的な取り組みをしっかりとやっていくとともに、企業間の経済的交流を生かしていくことも大変重要だと考えています。

今年度から、高知県中小企業団体中央会と連

携をいたしまして、県内の民間企業の皆様とともに、県内企業が進出をしている国の現地政府や企業、大学を訪問するなど、人材の交流に向けた体制の構築を進めています。今年度は、インド、ベトナムの2カ国を訪問いたしましたが、来年度はベトナム、フィリピン、ミャンマーの3カ国を予定しております。また、受け入れ環境の整備としましては、関係機関と連携をし、やさしい日本語教室など日本語教育の充実や異文化理解講座など、地域の方々との交流の場づくりに取り組んでまいります。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。

こうした状況の中、高知を選んで就労する外国人の皆様にも、高知県の強みを生かして、高知に来てよかったという環境を整えることがとても大事だと考えています。そのためにも、高知県外国人生活相談センターの役割はとても重要だと考えております。

同センターの意義について、商工労働部長にお聞きいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 外国人の方々に対し、生活や就労等に関する情報提供や相談を多言語で行う一元的相談窓口として、昨年5月に高知県外国人生活相談センターを開所いたしました。これまでに、ベトナムやカナダ、中国など約20カ国の国籍の方々から172件の相談があり、雇用や労働、入管手続などに関する相談が多く寄せられています。

どこに相談すればよいかわからなかった外国人の方々にとって、センターが必要な情報を得るための入り口となっていることは、大変大きな意義があると思います。また、センターを設置したことによりまして、高松出入国在留管理局や市町村、医療関係団体、また金融機関など、対応に当たる関係機関とのネットワークが構築できたことも、大きな意義の一つだと考えています。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。

県内の外国人を必要とする事業所からは、外国人材の確保や受け入れ環境の整備について、どこに相談をしたらいいかわからないといった声もお聞きするところがございます。

外国人生活相談センターには、事業者からの相談も寄せられているとお聞きをしていますが、事業者からはどのような相談が寄せられているのか、商工労働部長にお聞きいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 外国人生活相談センターに寄せられた相談280件のうち約4割に当たる108件が、事業者からの相談でございます。中でも、技能実習生を採用したいといった雇用に関する相談や、外国人を採用する場合の在留資格といった入管手続に関する相談が多々ございます。ほかにも、日本語を学ばせたい、ごみ出しのチラシを英語やタガログ語にしたい、そういった生活面の多様な相談も寄せられております。

相談内容に応じて、ハローワークや高知県中小企業団体中央会など対応できる機関におつなぎするなど、解決に向けた支援を行っております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。先ほど部長が言われましたけれども、外国人をどこから雇ったらええかという相談がいっぱいあるわけでございます。そういうところでおつき合いをして、この人材センターを使うようなあれで、よろしく願いいたします。

それでは、先ほど部長からもちょっとありましたけれども、土佐市や須崎市などで、外国人の方に対しての日本語教室が開催されると聞いております。

これからも、実習生などはふえていくことは確実だと思います。日本語教室という場を通じて、日本語を勉強しながら、そこでのコミュニティーが広がって、実習生の人たちが地域の皆

様との交流や地域の文化に触れることで、安心して生活ができる環境ができると思いますが、今後の展望を文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） 地域で行われております日本語教室は、日本語の学習のみならず、地域の住民の方と外国人の皆様が交流し、防災など外国人の皆様にとっても生活に必要なことを学べる大切な場となっていると考えております。そのため来年度は、在住外国人の方が増加しております県の東部と、それから西部それぞれで、国際交流協会が日本語ボランティア講師の養成などを行いまして、新たな日本語教室の開設に向けて取り組んでいくこととしております。

今後は、地域における日本語教室を核とした在住外国人の交流の場、そうしたものを通じまして、地域で安心した生活をしていただけますように取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。そういった意味で、高知に住みやすく、働きやすい環境をつくるのはもとより、送り出し国の地方自治体との交流が必要ではないかと感じております。

高知労働局によりますと、令和元年10月末時点での高知県における外国人雇用の国籍別では、ベトナムが1,238名と、2位を大きく引き離して1位となっており、国と国との関係も良好でございます。高知県の多くの民間企業がベトナムに工場を持っており、高知県も良好な関係が築けると思います。

三重県や長崎県など、ベトナムの地方自治体との友好関係協議をしているところもございますが、高知県においてもベトナムとの連携をさらに深めていく必要があると思いますが、文化生活スポーツ部長の所見を伺います。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） ベトナム

ムと高知県は、現在技能実習生などの人材の受け入れ、それから民間企業や県の産業部局が取り組みます経済的な交流を中心に、関係が深まっております。最近、ベトナムの地方自治体からの訪問団の受け入れでありますとか、逆に高知県からの訪問なども行われまして、地方自治体間での交流が徐々に活発化している状況でございます。個々の交流が積み重なりますことで関係が深まりまして、地域間の友好交流にもつながっていくものと考えております。

今後も、そうした各部局の動きも見ながら、将来的なそうした関係性の構築に向けて注視していきたいと考えております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。

長い間の友好関係を築いていくには、若い世代の交流が大切だと考えます。先日、和歌山県は、外務省の青少年交流事業の一環として、和歌山県内の21人の高校生をベトナムに派遣し、現地の高校生との交流や日本文化の発信を行いました。今後、外国人材の交流の激しい争奪戦が予想される中、こういった交流活動が大切だと思います。

そこで、ベトナムから来日する方々に日本といえば高知とだけ言っただけのように、本県においてもベトナムと若い世代間で活発に交流を行ってはどうかと考えますが、文化生活スポーツ部長の所見を伺います。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） 現在、県内の大学や私立学校では、ベトナムとの学術交流でありますとか姉妹校協定などを結び、留学生を受け入れております。また、県では、内閣府など国の青少年交流事業を活用した交流を行っております。未来を担う若い世代が交流いたしますことは、国際的視野を広げるだけでなく、お互いの地域への理解を深めることや来高した方々によります、例えばSNS等を通じました高知県の魅力を発信する、そうしたことも

期待できます。

将来の交流につながることでと考えておりますので、これからは国や関係機関とも連携いたしまして、ベトナムを視野に入れた青少年交流を深めてまいりたいと考えております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。先ほど午前の答弁で知事からもベトナムという言葉が出ましたので、ぜひとも御検討をお願いできればと思います。

次に、高知県における防災・減災に資するインフラ整備について質問いたします。

昨今の豪雨災害、台風の巨大化は、日本全国で大きな災害となっております。国のほうでも、国土強靱化のための3カ年緊急対策を行っているところですが、令和2年度までということ、令和3年度の予算確保が不明確でございます。まだまだ防災・減災のインフラ整備は必要だと考えていて、横山議員の質問にもありましたとおり、官民協働で持続可能な予算確保を国に対して提言していくことが私も重要だと思っております。引き続き、スピード感のある取り組みをよろしく願いいたします。

四万十市のほうでも大きな被害が出ておまして、岩田地区では右岸堤防をしばしば越流している状況でございます。平成28年の台風16号では、岩田地区の住宅36戸が床上・床下浸水の被害を受け、地域住民の不安は増すばかりでございます。さらに、右岸堤防が左岸堤防より低く、樋門の老朽化などとあわせ、国道441号が越水で分断され、命の道が冠水し、長い間通行どめとなることもあります。

早急な岩田川改修事業が行われるべきだと考えますが、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） たびたび大きな浸水被害が発生しております岩田川につきましては、抜本的な治水対策を行う必要があると考えております。このため、昨年度から測量に着手し、

今年度は地質調査や設計を進め、周辺への影響も確認しながら河川改修計画の策定を進めているところでございます。

来年度以降、立案しました計画に基づきまして、地域の皆様に説明を行い合意をいただいた後に、用地調査などに着手していきたいと考えております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

また、新たに緊急浚渫推進事業の地方財政措置が行われます。例えば、岩田川の支流である瀬々川など、高知県の多くの河川で土砂が蓄積していて、危険な箇所が多くあります。

可能な限りの河川のしゅんせつをしていかなければならないと思いますが、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 河川に堆積した土砂や繁茂した樹木を撤去し、洪水が安全に流れる状態を保つことは、浸水被害を軽減するために大変重要だと考えております。

平成30年7月豪雨の後、土砂の堆積状況を点検しまして、浸水の危険性が高まっていることが判明しました岩田川ほか26河川につきましては、昨年からの堆積土砂の掘削などの対策を実施しているところです。また、昨年の台風や前線による豪雨の後の点検で土砂の撤去が必要と判明いたしました瀬々川ほか53河川につきましては、昨年末から順次掘削をしておまして、ことしの出水期までに対策を完了させる予定としております。

今後も、氾濫による家屋などへの影響が大きい箇所を定期的に点検いたしまして、緊急浚渫推進事業を最大限活用し、掘削などの必要な対策をより計画的に進めてまいりたいと考えております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。ぜひともよろしく願いをいたします。



次に、四万十川の河口の下田港初崎地区についてお聞きをいたします。昨年の台風10号、15号、19号で各地が大きな被害を受けました。そんな中、四万十川河口にある初崎地区ではたびたび港の防波堤を波が越え、台風19号のときは船が5隻転覆するという被害が起こっております。初崎地区に船を係留している皆様は、台風接近の報を受けると夜も寝れない日が続くと言っております。

しかしながら、幡多土木事務所の皆様が、夏の台風時期に安心してもらうために、船の係留場所の調整を懸命にやってくれておりますが、やはり抜本的な対策が必要ではないかと考えていますが、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 初崎地区の越波対策につきましては、平成20年から平成23年にかけて防波堤や導流堤のかさ上げ工事を実施しております。しかしながら、昨年の台風19号では、県内の沿岸部26カ所で防波堤などが倒壊するなどし、初崎地区でも係留していた船舶が転覆する被害が発生いたしました。このため、現在まずはすぐにできる対策といたしまして、地元の皆様の意見をお聞きしながら、越波の大きい場所に係留している船舶を移動させるなどの調整をさせていただいているところです。

今後は、台風などの高波による越波の状況を注視いたしまして、地元の皆様と協議しながら、防波堤のかさ上げなど効果的な対策方法の検討をしてまいりたいと考えております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。去年の台風19号は、高知県沿岸にもすごい被害が出ていまして、波が違うということも聞いております。しっかりと対策をよろしく願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。障害者支援についてお聞きをしたいと思います。

東京都立永福学園高等部就業技術科と水元小

合学園高等部就業技術科を視察させていただきました。知的障害教育部門で、職業教育に特化した授業内容で社会に貢献できる人材を育成していくことを目指し、どちらの学校も企業就労率100%を目指しているとのことでした。実績としては、永福学園が10期生までの平均就労率が95%、水元小合学園も1期生が100%、定着率も95.7%、2期生も内定率100%を誇っております。

高知県では、このような学校は県立日高特別支援学校高知みかづき分校だと聞いておりますが、この分野におきましては、これから多くのニーズがあるものと思っております。

そこで、特別支援学校に就業技術科を設置することには大きな意味があると考えておりますが、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 都立知的障害特別支援学校の就業技術科は、定員が60名から100名と規模が大きく、選択できる職業コースも5コースあり、生徒がみずから職種を選び、在学中から具体的な就職先が想定され、徹底して実習等で就職先に合った専門力をつける学習を行うことができているというふうに聞いております。

本県では、高知みかづき分校が普通科ではありますが、職業教育に特化した取り組みを行っております。規模が小さいものの3つのコースが選択できるようになっておりますが、生徒がみずから希望する職種や企業に応じた専門性の高い学習内容の設定は難しい状況でございます。高知県の就職受け入れ先が東京のように豊富でなく、学習範囲を絞り込むことが難しいことから、どうしても幅広い経験を積んで、求人状況に応じて柔軟に進路先を決定しておると、そういう状況でございます。

東京とは規模や受け入れ先の状況などが異なり、すぐに就業技術科の設置までは難しいところはありますけれども、学ぶべきところはたくさんあるというふうに思っております。本県で

も、まず就職受け入れ先の拡大に取り組むとともに、生徒のよりよい職業自立に向けまして専門力の向上方法等について、都立知的障害特別支援学校の取り組みなど、しっかりと研究していきたいというふうに考えております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。

東京都には、就業技術科のある学校が5校ありまして、視察も数多くの都道府県から訪れており、先ほどの教育長のお考えを鑑みて、まずは水元小合学園のような就業技術科への教員派遣や視察を行ってはどうかと思いますが、教育長にお聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 専門力の習得や就職率の向上に向けて、コースの選択の時期や方法、そして各コースでの個々の就職希望先の仕事内容に応じた学習内容の設定などについて、先ほども申し上げましたように、本当に学ぶところは大変多いというふうに感じております。

本県の特別支援学校におけます職業教育のさらなる充実を図るために、来年度は水元小合学園を初めとする、東京のみならず全国の特徴ある学校の教育内容について、関係教員等による視察などをぜひ実施していきたいというふうに考えております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。子供たちが明るくて、本当に就業意欲にあふれております。それを見るだけでも勉強になると思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。ワサビの産地化についてお聞きをいたします。

四万十市が、平成29年12月に高級品種真妻わさびなど4種類の品種を合計で1,840本植えつけをし、沢ワサビの実証実験を行っていたところ、幡多農業振興センターのサポートの中、昨年10月から収穫しております。

先日、知事のところにお持ちしたワサビは、

四万十産の正緑という種類でございます。おおむね良好な生育で——四国では産地化の成功例がないと聞いておりまして、四万十の冠のつくワサビの産地化が成功すれば、中山間地域の農業の大きな可能性につながると思っております。

高知の新しいブランド品に育てるため、県としてもしっかりと市と連携していく必要があると考えますが、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） ワサビは、全国的に生産量が減少しておりますが、世界的な日本食ブームや辛み成分の機能性が注目されるなど需要は高く、中山間地域の有望品目となる可能性がございます。四万十市では、平成29年4月に市、県、JA、西土佐農業公社等で四万十市わさび栽培協議会を設立し、ハウスにおける実証栽培や先進地視察、市場調査等を開始しまして、昨年10月中旬から収穫を始めたというふうにお伺いしております。

県としましても、このワサビを新しいブランド品に育てるため、引き続き市やJA等と連携して、四万十の気候に適した品種の選定や栽培方法の確立、販路の開拓等の支援に取り組んでまいります。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。ワサビの産地化は、まだ多くの課題があります。水にしても場所にでもあります。引き続き、幡多農業振興センターの御指導と四万十市とのさらなる連携をよろしくお願いを申し上げます。

次に、鳥獣対策についてお聞きをいたします。

県内の鳥獣被害額は、ピーク時と比べて大きく減少しており、対策の効果が出てきております。しかしながら、いまだに鹿やイノシシの被害に遭われている声を数多くお聞きいたします。また、最近では西土佐地区とか多くの地域で猿が目撃をされまして、非常に被害に遭っております。何よりも被害に遭われた方が、耕作地を

放棄することにより農地が荒廃し、そのことが原因で中山間地域の衰退につながることを心配しているところでございます。

そこで、今後の鳥獣被害対策について知事に御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 野生鳥獣の被害対策に関しましては、防護柵によりますいわゆる守りと、捕獲によります攻めの両面の対策を講じてまいりました。この結果、お話もございましたように、平成30年度の農林水産業の被害額はピーク時の4割にまで減少しております。一方で、議員からお話ございましたとおり、最近では猿の被害を訴える声も多くお聞きをいたしております。そのため、令和2年度には猿の捕獲に対する報賞金制度も設けまして、対策を強化したいと考えております。

今後、中山間地域にお住まいの方々の生活を守るために、市町村や高知県猟友会など関係機関とも連携をいたしまして、手を緩めることなく鳥獣被害対策にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。関係機関、市町村とも連携して継続的な鳥獣対策をお願いいたします。

次に、災害時の要支援者対策についてお聞きいたします。

高知県のほうでも、要配慮者支援対策の加速化を掲げていて、私も加速化が必要だと思っております。黒潮町の要支援者対策は充実をしていると思っております。黒潮町のアンケートでは、防災避難訓練に一度も参加したことのない要配慮者が4割以上存在すること、日ごろから訓練に参加したいと考えている人が20%も存在していることがわかっております。

アンケートを踏まえて、避難行動要支援者の個別計画の作成をしております。つくって終わりではなく、行動に結びつくことが大事だとし

て、情報防災課と健康福祉課が連携して取り組んでおります。さらに、要配慮者がどこから避難したら安全かということ、職員と一緒に歩いて避難の仕方を確認しております。

そうしていく中で、地震や津波が来たら自分からはもう助からんろうと諦めていた高齢者、要配慮者の皆様が、ここまで皆さんが来てくれてやってくれるがやったら頑張らないかんとやって、防災に対する意識が高まってきています。福留部長も先日の質問で答弁していましたが、まさしく行動につなげること、福祉との連携を黒潮町は実践をしております。

要支援者の個別計画の作成を進める上で、黒潮町の取り組みは大変参考になるものと考えますが、地域福祉部長にお聞きをいたします。

○地域福祉部長（福留利也君） 議員からお話のありました黒潮町につきましては、防災と福祉が連携をして、全国的にも参考となる取り組みをしているというふうに認識をしております。個別の避難計画の策定に向けまして、小地域ごとに全住民を対象にしたワークショップを開催するなど、地域と行政が一体となって取り組まれています。

さらに、議員からお話がありましたアンケートによりまして、要配慮者の方のニーズや課題を把握し、関係課が連携をして、日ごろから防災を含めてきめ細かな見守り支援を行っている。こういったことにつきましては、他の市町村で取り組みを進める上でも大変参考になるものと考えておりますので、さまざまな機会を通じて紹介をしていきたいというふうに考えております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。黒潮町は、ほんまに家に、どこに誰がおるかもわかっておりまして、それは町の職員さんが全て把握している状況でございます。しっかりと全てができないまでも、ちょっとだけでも参考

にしていればと思っております。よろしくお願いをいたします。

次に、福祉避難所についてお聞きをいたします。NHKがまとめたデータを見ると、東日本大震災での障害者の死亡率は、住民全体の2倍になっております。避難施設には迷惑がかかるから行けない。トイレやベッドの問題で避難所では生活できないだろう。福祉避難施設へのニーズは多いです。

要配慮者も高齢者や障害者、妊婦、乳幼児など——多くのニーズに合わせた福祉避難所が必要だと考えていますが、地域福祉部長にお聞きします。

**○地域福祉部長（福留利也君）** 福祉避難所は、要配慮者の方ができるだけ安心して避難できるように、それぞれの特性に応じた受け入れ環境を整備することが重要であるというふうに考えております。

例えば、高齢者の方であれば、車椅子やポータブルトイレを用意すること。また、聴覚障害がある方には、携帯用のホワイトボードなどを活用して情報を確実に伝達していくこと。また、発達障害のある方には、一日の予定を表にしてわかりやすく伝えていく、またパーティションなどを活用して可能な範囲で静かな環境を用意する。また、乳幼児の場合は、紙おむつ、ミルク、離乳食などの用意を初め、授乳などの際のプライバシーが確保できるスペースを確保すると。こういったあらかじめ避難してくる方を想定して、必要な準備を行う必要があると思っております。

こうした要配慮者の方の多様なニーズに適切に対応できますよう、引き続き市町村と連携して、福祉避難所の環境整備を進めてまいります。

**○1番（土森正一君）** ありがとうございます。多様なニーズがあると思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。日ごろから、地域のみ

んなで支え合う取り組みができていれば、いつ来るかわからない災害にも立ち向かえることが多いと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、知事の策定する第2期教育等の振興に関する施策の大綱案の基本理念の中に、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材と書かれております。また、基本方針Ⅳの地域との連携・協働において、ふるさとについて学び考える郷土学習などを支援するとの記述があります。

子供たちが生まれ育った地域のふるさと教育は大切です。郷土愛を育むことによって自分自身のルーツや、また御両親や自分の周りの関係している人への感謝が生まれることと思います。一度高知の外に出たとしても、帰ってきたい、そんなことを思えるようになるかもしれません。

小学校から高校まで段階的に継続的なふるさと教育が必要であると考えますが、教育長にお聞きをいたします。

**○教育長（伊藤博明君）** ふるさと高知を愛し、高知を誇りに思う子供の育成は、大変重要なことだと捉えまして、小・中・高等学校のそれぞれの段階で、ふるさとを大切にし、その発展に尽くす心を育む教育を進めております。

小中学校では道徳教育におきまして、郷土の偉人伝を掲載した副読本を活用しまして、それぞれの生き方を考える学習の中で、地域の歴史や魅力を学ぶことで地域、ふるさとへの愛着を育てております。高等学校では小中学校の学びを受けまして、郷土に愛着を持ち、進んで郷土の発展に貢献する人材となるよう、地域課題解決学習や探究学習を推進しまして、生徒が地域や県内産業の魅力を発見できるよう取り組んでおります。

今後も、このような地域に根差した教育を、学校と地域が連携・協働して推進しまして、子



供たちの愛郷心を育てまいりたいというふう  
に考えております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。  
教育長の言うように、ふるさと教育は大切で  
ございます。

ふるさと教育の一つとして、私は防災教育が  
大切なツールとなると感じております。大方高  
校の防災教育では、住民の人と一緒に防災訓練  
に参加していて、要配慮者と一緒に福祉避難所  
開設訓練にも参加をしています。佐賀中学校で  
も防災委員会をつくり、高齢者や児童、要支援  
者らを生徒が避難所にまで誘導する避難訓練を  
年10回ペースで開催していて、さらに校区内の  
ひとり暮らしの約150人の高齢者宅を訪問して  
おります。

このような取り組みは、学校と地域との結び  
つきが深まり、郷土愛を育むふるさと教育とな  
り得ると考えますが、教育長にお聞きいたしま  
す。

○教育長（伊藤博明君） 議員のお話にありま  
したように、子供たちが地域をフィールドといた  
しまして、探求的に防災について学ぶこと、そ  
して地域の方々と一緒に避難訓練を実施するな  
ど、地域と一体となった防災教育を進めること  
によりまして、地域のきずながより深まって  
いくものと考えております。

こうした取り組みを通じまして、自分の住む  
地域を理解し、そのよさや魅力を知って、ふる  
さを愛する気持ちが育まれることにつながっ  
ていくものと考えております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。

先日は、大方高校に、高知の鴨田小学校の皆  
様が行きまして防災の勉強をして、それを持ち  
帰って地元で防災教育を行っているという記事  
が出ておりました。高知県のそれぞれの地域の  
子供たちが、ふるさとである我が町に出ていっ  
て防災教育を実践していくことが、本当に重要

だと考えます。

高知県全体に黒潮町のような取り組みを広げ  
ていくことで、防災教育とあわせてふるさと教  
育が充実すると考えますが、教育長にお聞きを  
いたします。

○教育長（伊藤博明君） 黒潮町では、今お話し  
のありました大方高等学校や佐賀中学校だけ  
ではなく、町内の他の小中学校においても、地域  
と一体となった防災教育に取り組みされてお  
ります。こうした取り組みは、他の市町村にお  
いても、地域の防災マップづくりなど、さま  
ざまな形で実施をされているところでありま  
す。

各地域の特色のあるよい取り組み事例もあ  
わせて広報しながら、子供たちが郷土への愛  
着と誇りを持ち、未来の高知県を担っていく  
人材となるよう、県内全体の防災教育に広げ  
てまいりたいというふうと考えております。あ  
わせて、周りの大人の防災意識をこの子供た  
ちの力でさらに高めていただきたいと、そう  
いった効果も期待しております。

○1番（土森正一君） ありがとうございます。  
ふるさと教育と防災教育の充実で、高知の子  
供たちが日本や高知を切り開く人材となるこ  
とと思っております。どうぞよろしくお願  
いをいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策につ  
いてお聞きをいたします。

中国・武漢で発症した新型コロナウイルスは、  
世界で猛威を振るっております。きのうの  
時点で、我が国でも感染者が331名、死亡  
者数6名となっております。本県におい  
ても、2月29日に最初の感染者が確認さ  
れ、本日8例目の感染者が発生しまして、  
8名の感染が確認されております。

県民の皆様は不安を抱えていることと思  
いますが、濱田知事は、高知県民の皆様へ  
としまして、わかりやすいメッセージを  
発表しているところ

でございます。濱田知事のリーダーシップのもと、これ以上の感染の拡大防止に全力を挙げている状況です。高知県執行部の皆様、そしてまた関係者の皆様には、県民の安心・安全のために昼夜を問わずの対応、本当に御苦労さまでございます。

感染者が確認された場合は、指定病院である幡多けんみん病院、高知医療センターでの入院治療となると聞いておりますが、今後患者がふえたときの——県民の皆様は心配しております。しっかりとした取り組みをここでお願いしたいと思えます。

また、愛媛県での感染が確認された患者さんは、知り合いの人が感染したという情報を聞いて相談センターに連絡されたということでございます。しかし、まずはいつもお世話になっているかかりつけの病院の先生を受診するという県民の方は多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

かかりつけの病院の先生や関係者の皆様は、覚悟を持って診療していることと思えます。そういったかかりつけの病院の皆様に対しての御支援や対策、ケアというものは、高知県としても考えていかなければならないと思っておりますが、健康政策部長にお聞きをいたします。

**○健康政策部長（鎌倉昭浩君）** 各福祉保健所は、日ごろから管内の医療機関とはよく連携をしておるところなんです、特に今回の新型コロナウイルスの問題に関しましては、その状況ですとか流れについては説明会を開催し、そうした連携を改めて確認するとともに、先生方が日常診療において困ることがないような対応をしているところ。また一方、私ども本庁の職員の方も県医師会とは緊密に連絡をとってございまして、今回協力関係についてお願いをしたところ、全面的に協力をしていただけたというようなお約束もしていただいたところござい

す。

そうしたお互いの関係性の中で、私どもに直接聞こえてくる話、あるいは医師会を通じて聞こえてくる話の中で、それぞれの診療に当たっての課題ですとか、あるいは不安なんかが出てまいりました場合には真摯に、そしてまた対応できるものについては速やかに対応していきながら、医療関係者の方々の不安解消あるいはケアに努めてまいりたいというふうを考えております。

**○1番（土森正一君）** ありがとうございます。

高知県の経済面や観光面、飲食店などにおいて、県内の中小企業など、大変厳しい状況になっております。ある飲食店の方が、商売をしているいろいろあったけれど、これだけ厳しい状況になることは初めてだ、まだ始まったばかりで想像もつかないと言っておりました。

知事もきのう、近々対策を出すと答弁されておりましたが、新型コロナウイルス感染症における緊急融資対策などの支援対策は、可能な限りの支援策を要請したいと思えます。

本日は、濱田知事以下、執行部の皆様には丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございます。濱田知事の高知県政にかける思いを、やわらかい答弁の中でも覚悟と決意を感じたところでございます。

少々時間は余りましたが、これで一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○議長（桑名龍吾君）** 以上をもって、土森正一君の質問は終わりました。

ここで午後6時30分まで休憩といたします。

午後6時25分休憩



午後6時30分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

石井孝君の持ち時間は30分です。

28番石井孝君。

○28番（石井孝君） 失礼します。県民の会の石井でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。知事初め執行部の皆様、よろしく願いいたします。

県内2つの食肉センターについて、これまでも2回ほど質問してまいりましたが、新知事としての御認識も含めて、食肉センターを取り巻く課題について質問をしてまいります。

平成29年9月定例会にて、四万十市営の食肉センターについての質問に対して、農業振興部長からは、重要な施設であり、中央部のセンターとともに県内2つの食肉センターが共存共栄できるようにすることが重要である、前知事からも、四万十市の食肉センターは中央部の食肉センターと同様に、本県の畜産振興また県民への安全・安心な食肉の提供といった観点からも極めて重要な役割を担う施設であると認識している、こうした基本認識のもとで県としてもできる限りの支援を行っていききたいとの答弁でございました。

そこで、県内2つの食肉センターの基本的な認識について知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話の県内2つの食肉センター体制につきましては、いわゆる川上、川中、川下の取り組みを好循環させて、拡大再生産につなげるための公共インフラといたしまして重要な役割を担っていると考えております。

あわせて、食肉の安全な供給という観点から、産地や消費地の近くにあるということが求められる、必要不可欠な施設であるというふうに考えます。

このため、高知市では牛を、四万十市では豚をメインに取り扱う食肉センターといたしまして、その事業領域の違いにより共存共栄をするということで本県の畜産振興が図られる、そういった関係にあると考えております。

○28番（石井孝君） 前も、牛メイン、そして豚メインということで2つの食肉センターが共存共栄をしていくんだというようなことございまして、基本的な認識が同じだということで、これからぜひとも、この食肉センターの健全な運営ができるようにしていくということが、本県の畜産振興する上で必要不可欠だというふうに思います。

県内2つの食肉センターとも、現在老朽化がありまして、新センターへ建てかえをするべく、この間検討を重ねてまいりました。

まず、中央部の新食肉センターの整備については、新食肉センター整備推進協議会の立ち上げから、今年度には県及び28市町村の費用負担に関する協定書が締結され、高知県食肉センター株式会社も設立されて、来年度から建設工事が予定されております。運営シミュレーションも令和4年操業の初年度から黒字予定であり、新食肉センター整備に向けて順調に進捗しております。

一方、四万十市の市営の食肉センターは、その整備に向けて、昨年四万十市新食肉センター基本計画を策定しました。来年度に基本設計を実施するため課題についての検討を重ねていますが、整備の実現に向けては、大変厳しい課題が山積している状況にあります。

1つには、国の交付金の活用による事業実施が可能かどうかの問題、2つには、屠畜処理方式と加工場運営方式に関する課題、3つ目には、屠畜の料金設定に関する課題、4つ目には、新食肉センターの運営形態についての課題、これらの方向が定まらなければ基本設計に進むこと

ができません。さらに、現在の食肉センターは築53年と老朽化が激しく、日常のメンテナンスが欠かせない状況のもと、一日も早い新食肉センターの整備が必要となっています。

そのため、国の交付金を活用して早期に整備に着手したいところですが、農林水産省の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の採択に関しては、屠畜場と部分肉加工施設が一体化した施設とすること、そして1日当たりの処理能力が豚換算でおおむね700頭以上の規模とすること、事業採択評価ポイントを獲得することなどの要件があります。四万十市ではこれらの要件に、屠畜解体事業の収益性確保の観点から、運営を民営にすることも加えて、国の交付金の採択を目指しております。

新食肉センターの整備に関して、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の採択も含めて、これまで県が四万十市に行ってきた支援について農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 県の支援としましては、これまで四万十市の新食肉センター整備検討委員会に私が委員として参画をいたしまして、四万十市を初め各関係機関や生産者の皆様とともに、基本計画の策定に携わってまいりました。

また、交付金の活用に向けまして、四万十市と協議を重ねるとともに、国の施策の情報提供や養豚場誘致のための適地の絞り込み、臭気や排水など衛生環境に関する助言などの支援をこれまで行ってまいりました。

○28番（石井孝君） 部長みずから委員会にも参画いただきまして、さまざまな支援をいただいているということなんですけれども、新食肉センターの整備については、国の交付金が必要不可欠だというふうに思っております。

この強い農業・担い手づくり総合支援交付金の採択に向けて、一番厳しい要件というのは、

1日当たりの処理能力が豚換算でおおむね700頭以上の規模とすることということではないでしょうか。現在の四万十市営食肉センターの処理頭数は豚換算で1日当たり約410頭、年間約10万頭ですので、交付金の要件の1日当たりおおむね700頭以上の処理能力を満たすためには年間約17万頭以上、現在よりも新たに7万頭の増頭が必要という計算になります。四万十市が目指す令和5年の操業開始予定までに、ある程度の増頭と、その後の増頭見込みが必要と考えます。

県内外を問わず、四万十市の新食肉センターで屠畜解体が見込まれる豚の増頭計画について農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 今後の豚の増頭計画につきましては、県内産は、四万十町の養豚場における畜舎整備などによる1万2,000頭の増頭、幡多地域への養豚場誘致による1万頭の増頭、現在高知市の食肉センターで屠畜をしております7,000頭の集荷を見込んでおります。

また、県外産は、食肉センターを利用しております県外事業者の自社農場の拡大や、県外養豚農家との取引の拡大によって約2万9,000頭の増頭を見込んでおるところでございます。

○28番（石井孝君） 私が四万十市からいただいた資料によれば、年間17万頭の目標に対して、令和6年ごろで計画最大15万4,000頭となっておりますけれども、先ほどの答弁では15万8,000頭、約16万頭近くに増頭する計画があるということでございます。

ただ、操業予定から三、四年後の令和9年には13万6,000頭との四万十市の試算もございまして、この増頭計画で、果たして国の交付金の採択要件を満たせるのかどうなのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 現在、1日700頭という国の交付金の採択要件を満たせるよう、豚の増頭対策として、県内産につきましては、



生産基盤強化となる畜舎整備への支援や養豚場誘致などによる増頭に取り組み、県外産についても、四万十市とともに集荷頭数の増加にこれからも取り組んでまいります。

○28番（石井孝君） ぜひ交付金が取れるように、増頭に対して御尽力をいただきたいと思いますが、ただ、もしこの交付金採択がうまくいっても、その後の経営、運営がうまくいかなければいけないというふうに思います。

この増頭計画でふえていけばいいんですけども、今の現状の中で新食肉センターの長期的な運営の展望について農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 平成31年3月に四万十市が策定をいたしました四万十市新食肉センター基本計画において示された事業収支では、黒字が可能な計画となっております。

ただ、今後さらに新食肉センター整備検討委員会において、屠畜料金や運営主体を含めました事業収支計画の精緻化を行い、長期的に安定した運営が行えるよう、また検討してまいりたいと思います。

○28番（石井孝君） 規模に見合う増頭がないと、経営というのはなかなか厳しいのかなというふうにも思いますので、ぜひともよろしくお伺いしたいと思います。今、四万十市の食肉センターの一番の強みというのは屠畜料金の安さだと思いますけれども、これが新しい整備になって、豚の搬入頭数が少なくなり、料金の値上げというようなことも含めて考えざるを得ないということになってくると、どんどんどんどん経営、運営が厳しくなってくるというような未来予想もできなくはないというふうに思いますので、非常にこの辺は注視をしていただきながら頑張っていただければと思います。

そして、この新食肉センター整備で、万が一国の交付金が採択できない場合には、どのよう

なことが想定されるのか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 四万十市の食肉センターは、先ほどおっしゃっていただきましたように、昭和42年の設置から50年余りが経過しております。そのため、老朽化が激しく、早急な整備が必要であるというふうに認識しております。

現在の基本計画では、国の交付金を活用して、イニシャルコストの低減を図ることが前提となっております。交付がされない場合には、事業全体への影響が非常に大きいというふうに考えております。その場合には、また新食肉センター整備検討委員会において事業規模や機能、そういうものを再度精査するということになると思います。

○28番（石井孝君） 現在でも50億円以上の計画で進んでおりますけれども、これが国の交付金をもらえないとなると、非常に厳しい状況になってきます。

そして、そうすると豚を中心とする畜産の振興というものが、県内の見通しが立たなくなってくるというような事態にもなりかねませんので、もう一度高知県全体の畜産振興のあり方について、新食肉センターを一本化して強化してみてもどうかなどの再検討の声もあつたりもいたします。

ただ、現状の計画のまま県内2つの新食肉センターを整備していくならば、豚のさらなる増頭に対して、先ほど決意は申し述べていただきましたけれども、どのような戦略があるのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 現在、四万十市や四万十町におきまして、養豚場の整備が計画されるなど、県内各地で増頭計画が具体化しております。しかし、大規模な畜産施設の整備につきましても、環境問題等への配慮から中山間

地で行わざるを得ず、土地の造成費用など多額の経費が必要なことから、規模拡大に踏み出せないといった現状がございます。

そのため、来年度予算案におきまして、国の畜産クラスター事業を活用して行う土地造成を伴う大規模な施設整備に対して、市町村とともに支援する補助整備を提案させていただいてるところでございます。こうした生産者の負担軽減策などによりまして、今後の規模拡大につなげていきたいというふうに考えております。

○28番（石井孝君） 交付金の採択面という部分と、それから健全経営的な面からも、年間17万頭の計画予定まではまだ達しておりませんので、そこを超える目標を据えて、ぜひとも取り組んでいただければというふうに思います。さきにも述べましたとおり、四万十市の新食肉センターの整備については、豚の増頭計画以外にもさまざまな課題が山積しておりまして、その整備に着手できるかどうか瀬戸際の状況にあると考えております。

県として、四万十市の新食肉センター整備について、今の計画から順調な運営への道筋が見通せるまで県職員を四万十市に派遣するなど、積極的かつ直接的な支援をする考えはないか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 四万十市におけます食肉センターは、本県の畜産振興におきまして大変重要な役割を担う施設と考えております。

この新食肉センターの運営開始までには、御指摘もございましたように、やらなければならないことが数多くございます。整備計画、運営シミュレーション、事業戦略の策定、また施設的设计、こういった点でございます。こうした業務を今後円滑に進めてまいりますには、先行いたします高知市の食肉センター整備のノウハウを活用するという事などを含めまして、県として、しっかり支援をしていきたいと思いま

す。

四万十市とは密に協議を重ねておりまして、ことしに入ってからだけでも7回、膝を突き合わせて協議しているというふうに報告を受けております。こうした緊密な形で、しっかりと支援をしてまいりたいと思います。

○28番（石井孝君） ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

また、四万十市から職員派遣の要請があるのかどうかわかりませんが、さまざまな要請に対して、しっかりと応えていただければというふうにお願い申し上げます。

次に、中央部の新食肉センターの整備については、先ほども申しましたように、順調に進捗しておりますけれども、肝心の牛の増頭計画はどうかということについて、平成29年9月の定例会にて、土佐あかうしの増頭計画の現状と課題について農業振興部長にお伺いしたところ、平成25年度の1,595頭を底として、平成28年度には369頭増の1,964頭と大幅に増加をしている、担い手の育成や畜舎の増設、新設の支援などを含めて、平成36年度——令和6年度には土佐あかうしを約4,000頭まで増頭すると見込んでいると答弁がございました。

現在の土佐あかうしの増頭の状況について農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 第3期産業振興計画における取り組みの結果、土佐あかうしの頭数は、平成30年度には、計画の2,379頭に対しまして実績として2,399頭と、計画を上回る増頭となっております。この頭数は、先ほどお話がありました平成28年度の1,964頭から435頭の増頭となっております。

○28番（石井孝君） それでは、今後の土佐あかうしの増頭の見込みについて農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 県では、第4期

産業振興計画におきましても、引き続き畜舎整備への支援や、今年度から始めた市町村とJAと県で行う基金造成による子牛の導入への支援など、生産基盤強化の取り組みを行っております。さらに、来年度からは土佐あかうしらしい枝肉の特徴を評価する独自の格付制度をスタートさせ、枝肉価格の底上げが期待されますことから、生産者の所得確保だけでなく、さらなる増頭意欲の向上にもつながるものと考えております。

これらの取り組みによりまして、令和6年度には約4,000頭まで増頭すると見込んでおり、流通から求められております年間800頭の出荷も可能となると考えております。

○28番（石井孝君） あと4年で1,600頭余りということでございますので、スピードとしては、ちょっと加速的に上がっていかないと厳しいのかなという感じはしますけれども、順調に増頭しているということでございますので、ぜひとも、今後も支援をよろしくお願いしたいと思っております。

また、県内畜産物の海外輸出についての質問については、土佐あかうしを初め、国内の需要に供給が追いついていないため、まずは国内需要を満たして、さらに国内の需要を高める取り組みに傾注した上で、将来的には海外への輸出も検討するとの答弁でございましたが、国内需要を高める取り組みの成果はどうだったのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 県内畜産物、中でも土佐あかうしにつきましては、首都圏のシェフなどターゲットを絞った販売戦略により需要を高めるよう、これまでも取り組んでまいりました。具体的には、東京や大阪を中心とした一流シェフとのマッチングや、メディアでの紹介、県内飲食店の食べ歩きマップ配布等によるPRを行ってきました。

これらの取り組みによりまして、県内外で需要が高まり、平成29年度から30年度にかけては東京の名門ホテルやミシュラン掲載店を含め、新たに291店舗で取り扱いが始まっております。

○28番（石井孝君） ぜひ、また土佐あかうしのPRも含めて広げていただければと思います。

ただ、海外の輸出ということについて、新食肉センターの整備はHACCP対応で、将来の輸出も見込んだ施設とされておりますので、県内畜産物の海外輸出についてどのような検討がなされたのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 和牛は輸出品目として非常に有望でありますことから、土佐あかうしの輸出の可能性につきましては、これまでにEU圏で赤身志向の高いフランスや、アジア圏で和牛ニーズの高いタイのほうで需要調査を行っております。現地のシェフからは、赤身のおいしさなど、非常に高い評価を受けております。

輸出に当たりましては、高値で取引ができる相手国の選定や現地での流通パートナーの確立など、課題も多くございますが、今後も引き続き輸出展開も見込んだ調査を行っていきたくと考えております。

○28番（石井孝君） 一昨日、橋本議員からムスリム対応の質問がございましたけれども、イスラム教にはハラール——許される行為、物と、ハラーム——禁じられた行為、物という2つの規範があります。食べ物も、ハラールフードとハラームフードが定められており、後者は飲食してはいけないこととなっています。その代表的なものが豚とアルコールです。

インドネシアで日本の牛肉といえば、ハラール認証を取得した隣の徳島県の阿波ビーフが市場を独占しているような状況でした。ハラール

認証を取得した牛肉でなければならないイスラムの方が世界人口の4分の1を占めているためか、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の要綱でも、ハラール認証に対する支援を積極的に推奨しています。

昨年2月定例会の武石議員の、県内2つの食肉センターがどのように共存共栄を図っていくのかとの質問に対して、農業振興部長からは、高知市では牛を、四万十市では豚を中心に屠畜する方針、いずれも安定的な経営が可能となる見通しが示されており、それぞれの事業領域の違いにより共存共栄が図られるものと考えているとの答弁でした。

先ほどの知事の答弁でも、牛メイン、豚メインの話はございましたが、中央部の新食肉センターは牛中心の食肉センターと位置づけているため、インドネシアでハラール認証の取得をあっせんしているコンサルタント会社の方ともお話をしましたが、建設前の今の段階なら後々の改修等も不要なことから、比較的安く、簡単にハラール認証を取得できる施設とすることができると話ございました。

そこで、増頭計画も順調に進んでいる土佐あかうしを海外の巨大市場に進出できるようにしておくためにも、整備される新食肉センターにおいてハラール認証を取得しておく考えはないか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 今後の輸出展開を見据えますと、市場の大きいイスラムの方々をターゲットとすることは大変有効だというふうに考えられます。

来年度から建設工事に着手予定の高知市の新食肉センターにつきましては、牛をメインに扱う施設ではございますが、ハラール食で禁じられている豚についても、骨折した豚などを緊急的に屠畜する施設を同じ敷地内に設けることとなっております。

また、ハラール対応の屠畜に際しましても、その運用に関して、多くの条件や制約が課せられるというふうにもお聞きをしているところでございます。

新センターでのハラール認証の取得につきましては、こうしたさまざまな課題の解消に必要な経費や効果の検証も行いながら、判断をしていきたいというふうに考えております。

○28番（石井孝君） ぜひ検討していただければと思います。その方にも、病畜での豚の部分もあるという話もして、それでも整備前なら、どのような形で分けて整備をすれば——こういうふうにやってもらえればハラール認証が取れるというふうな話もしてきましたので、そしてまた、国の交付金の採択要件、ポイントも獲得できて、交付金の増額ももしかしたら見込めるといようなことにもなるかもしれませんし、将来的な増頭が進むとあれば、戦略性を持った整備ができるチャンスだというふうに私は思っておりますので、ぜひとも整備におけるハラール認証の取得について積極的に考えていただければと思います。

先ほど、中央部の食肉センターが先行しているということがございますので、そのノウハウを四万十市の整備にも生かしてということで、高知県の畜産振興に対して、2つの新食肉センターの整備にさらなる御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、食肉センターの課題については終わりにいたします。

次に、新型コロナウイルスの感染症対策について、今議会多くの議員の皆様から話ございましたし、本日は本当に詳しく掘り下げた西森議員の話がありましたので、重複する部分もありますけれども、質問をさせていただきます。

2月28日に厚生労働省のホームページにて、新型コロナウイルス感染症の現在の状況と考え方について国民の皆様へのお願いがございまし



た。要約すると、これまで水際での対策を講じてきましたけれども、ここに来て国内複数地域で感染経路が明らかでない患者が発生、小規模な患者集団が把握されている状態で、集団が集団を生み出すことを防止することが重要であり、現在の状況を的確に把握して、国や地方公共団体、医療関係者、事業者、国民の皆様と一丸となって対策を進めていく、まさに今が今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期でありますので、国民の皆様、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや、感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いいたしますとありました。

2月29日の放送で、高知県感染症対策協議会の吉川会長からも、軽症の人は受診を控えるように、あちらこちらの医療機関を受診しないようにと呼びかけていました。4日間は自宅で経過観察、基本的には医療機関にかからずセンターに相談することが、医療機関からの感染拡大を防止する対策であると言われております。

しかし一方で、全国の各都道府県にある帰国者・接触者相談センターでは、相談した風邪症状の患者さんに、近くの一般の医療機関を受診するように説明している場合があるそうです。

新型コロナウイルス感染症の症状としては、無症状、風邪症状、肺炎症状のおおむね3パターンがあります。その中でも、他者への感染力が強くなりつつある風邪症状の患者さんへの対策が、感染拡大を防止する上で重要だと思えます。

新型コロナウイルスに感染している風邪症状の患者さんの多くは、一般の医療機関を1度か2度受診した後、一、二週間後に肺炎を引き起こし、指定された医療機関で検査すると新型コロナウイルス感染が判明して、入院するというケースになります。その間に、感染が拡大しているのではと懸念をされています。

多くの一般の医療機関では、新型コロナウイ

ルス感染者かもしれない風邪症状の患者さんを、普通に診察することになります。こうした流れで、一般の医療機関を起点として新型コロナウイルス感染症が蔓延するなどのケースに対して、何らかの対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

医療機関を起点とした蔓延を防止するための方策について、県の取り組みを健康政策部長にお伺いいたします。

**○健康政策部長（鎌倉昭浩君）** 患者さんにつきましては、比較的軽い風邪症状などの場合には、なかなか判断が難しい面がございますけれども、やはり心配な際には、まずは新型コロナウイルス相談センターに御相談していただくということをお願いしております。

また一方、県では、医療機関を起点とする感染拡大のリスクを抑えるため、医療従事者には、診察の際のマスク等の個人防護具の着用ですとか、あるいは手指衛生——手や指の衛生の遵守といった基本的な感染防護対策を徹底していただくようお願いをしているところでございます。

**○28番（石井孝君）** ありがとうございます。

先ほど西森議員の質問でも同じような答弁でございました。防護具とか、あと、今の答弁にはなかったですけども、動線隔離とか時間隔離というようなことをしてもらって、各医療機関の接触予防策というものをしっかり、こういう形でやってくださいというようなお願いをしたりとか、それがうまくできているかどうか調査とか、要請もしくは指導ができるのかどうかわかりませんが、現場の把握をして、現場確認をして、その医療機関からアウトブレイクすることがないというような状況を確認していくというのが、私は県の役割ではないかというふうに思っておりますので、そうした医療機関をしっかり守ってもらうと。そうすることによって、普通の病気、もしくはけがというよう

なことに対して、県民の安心・安全が守られていくんだというふうに思います。

既に感染経路のわからない市中感染が広がりを見せている段階に入っているため、今後もふえていくであろう新型コロナウイルスに感染しているかもしれない患者さんに適切な対応ができるのかといえ、できると言い切れないような現状であるというふうに思います。

ぜひとも、感染防止をするために、新型コロナウイルスに感染しているかどうかわからない風邪症状の患者さんを診察する、感染管理された診察場所を確保することが急務ではないでしょうか。先ほどの動線隔離とか時間隔離はもちろんですけれども、プレハブ診療やドライブスルー診療など、診察に来た風邪症状の患者さんが、後で病状が悪化して新型コロナウイルス感染症と判明しても、その医療者やその他の受診者がその患者さんを介した感染を心配しなくてもよい医療体制が必要だというふうに思います。

こうした、風邪症状の方にも、医療従事者の皆様も、県民の皆様も、安心して受診できる医療体制の整備について高知県感染症対策協議会に進言していただければと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 議員御指摘の点につきましては、国からもちょうど3月1日に、患者の発生状況に応じたサーベイランスのあり方、また感染防止対策のあり方、外来、入院の医療提供体制のあり方の概要が示されております。医療機関間の役割分担を段階的に考えていくという内容であると考えております。

現時点で、県内では8名の患者が確認されておりますけれども、市中の感染が多発しているというような状況ではございません。そういう状況でございますので、この国の示した考え方を高知県にどう当てはめるかにつきまして、感

染症に知見のある県内の専門家の協力を得て検討することは、非常に大事だと考えております。

したがいまして、早急に高知県感染症対策協議会の開催をお願いいたしまして、専門家の御意見も伺いながら対策に全力を挙げてまいります。

○28番（石井孝君） それぞれに丁寧な御答弁ありがとうございました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を願い、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、石井孝君の質問は終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明7日から9日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月10日から再開したいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月10日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後7時散会

## 令和2年3月10日（火曜日） 開議第7日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 熊坂隆君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 幹 春井 真美 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第7号)

令和2年3月10日午前10時開議

第1 新型コロナウイルス感染症対策に関する報告の件

第2

- 第1号 令和2年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計予算

- 第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和2年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和2年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和元年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和元年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計補正予算



第 31 号	令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	する条例議案
第 32 号	令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 50 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 51 号 ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和元年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号 高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和元年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 53 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和元年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和元年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和元年度高知県病院事業会計補正予算	第 57 号 高知県漁港管理条例及び高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例議案	第 58 号 高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	高知県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例議案	第 59 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県犯罪被害者等支援条例議案	第 60 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 61 号 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例及び高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	第 62 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 63 号 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 47 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 48 号	高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	
第 49 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正	

- 第 64 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 65 号 高知県よさこいピック高知記念基金条例を廃止する条例議案
- 第 66 号 高知県が当事者である仲裁の申立てに関する議案
- 第 67 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 68 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 69 号 権利の放棄に関する議案
- 第 70 号 県が行う高知県防災行政無線システム再整備事業に対する市町村の負担に関する議案
- 第 71 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 72 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 73 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

議発第 1 号 高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案

第 3 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開きます。



新型コロナウイルス感染症対策に関する報告の件

○議長（桑名龍吾君） 直ちに日程に入ります。  
日程第 1、新型コロナウイルス感染症対策に関する報告の件を議題といたします。

ただいま議題となりました知事の行政報告を求めます。

県知事濱田省司君。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 新型コロナウイルス感染症対策の現在の状況及び今後の対策などにつきまして御報告を申し上げます。

本県におきましては、先月29日の第1例目以降、これまでに12例の感染が確認をされました。このうち、第1例目に関連する感染は終息の兆しが見られるほか、ほとんどの患者の方々が順次快方に向かわれ、昨日までに3人の方が国の基準を満たして退院されております。その一方で、感染経路が不明なケースも新たに生じており、現在国のクラスター対策班の支援を受けながら、感染ルートの解明などを進めているところです。また、国内外における感染拡大により、県内でも日々の経済活動や観光面などにおいて非常に厳しい影響が広がりつつあるものと受けとめております。こうしたことから、県では、既計上予算や予備費も活用し、全庁を挙げた対応を行ってきたところであります。

引き続き、国や高知市を初めとする関係機関との連携を密にし、感染拡大の防止に向けて取り組みを強化してまいります。あわせて、経済面における影響を最小限にとどめるべく迅速に対応してまいります。

県といたしましては、今月6日、「感染予防、感染拡大防止」、「情報発信、相談体制の整備」、「経済影響対策」の3つの柱から成る、高知県新型コロナウイルス感染症対策の第一弾を取りまとめ、公表いたしました。

その1つ目の柱であります「感染予防、感染拡大防止」につきましては、濃厚接触者など検査対象者の増加に対応するため、県の衛生環境研究所にPCR検査用の機器を増設したところです。これにより、あしたからは従来の約3倍

となる1日当たり最大144件の検査が可能となります。また、患者を受け入れる感染症指定医療機関の病床についても、当初の11床から23床まで拡大するなどの対策を行っております。

今後は、帰国者・接触者外来における个人防护具などの導入や、感染症指定医療機関などに対する医療用マスクの安定的な供給など、適切な診療環境の整備をさらに進めてまいります。あわせて、受け入れ病床のさらなる拡充を図るなど、医療体制の強化に取り組めます。

こうした取り組みに加えて、休校中の児童生徒の居場所や障害児の受け皿の確保に向けた対策などもさらに進めてまいります。

2つ目の柱であります「情報発信、相談体制の整備」につきましては、高知市と共同で設置をしております、新型コロナウイルス健康相談センターの体制を強化し、これまでに3,000件を超える相談などをお受けしたところです。また、県のホームページでは、県内の発生状況や国及び県が実施する対策などについて、適時適切な情報発信に努めております。さらに、健康相談以外の問い合わせ窓口も設けるとともに、感染された方や御家族などの心理的ケアを行う相談窓口を本日より開設するなど、県民の皆様の不安や疑問にできる限り対応できる体制の整備を図っております。

あわせて、患者御本人や御家族、さらには医療従事者などへの誹謗中傷や人権侵害が決して行われることのないよう、引き続き県民の皆様に冷静な対応を呼びかけてまいります。

3つ目の柱であります「経済影響対策」につきましては、まず生活に困窮されている方への相談支援を行うとともに、休業により収入が減少した方への生活福祉資金の貸し付けなどによる支援を進めているところです。さらに、県の制度融資においては、新型コロナウイルス感染症に起因して売上高が減少している事業者を融

資の対象に追加をするとともに、安心実現のための高知県緊急融資などの融資枠を、本年度に実行する分だけでも100億円以上確保しております。これらにより、県内事業者の事業活動をしつかりと支援してまいります。

あわせて、国においては、経営の安定に支障が生じている中小企業向けに保証枠の拡大を行うとともに、特に影響が大きい旅館業や飲食業について特別貸付制度を設けるなど、中小企業の資金繰りの支援を行っております。県としても、各種相談窓口を通じて、これらの周知を行ってまいります。

引き続き、本県経済への影響緩和に向け、国の緊急対応策なども最大限に活用し、補正予算の検討も含め、一連の対策のさらなるバージョンアップを図るとともに、スピード感を持って実行してまいります。さらに、事態収束後を視野に入れ、県産品の国内外向けのプロモーションの強化や、観光需要の早期回復を目指した対策などの検討も進めてまいりたいと考えております。

今後とも、県民の皆様の健康、生活を守ることを第一に考え、かつ県経済へのダメージを最小限に食い止めるという観点から、ありとあらゆる対策を総動員し、迅速かつ的確に講じることにより、この難局に立ち向かってまいります。

以上をもちまして、新型コロナウイルス感染症対策についての私からの御報告を終わらせていただきます。



#### 質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） 次に、日程第2、第1号「令和2年度高知県一般会計予算」から第73号「和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで及び議発第

1号「高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案」、以上74件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第3、一般質問をあわせて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

岡田芳秀君の持ち時間は40分です。

33番岡田芳秀君。

○33番（岡田芳秀君） 皆さんおはようございます。日本共産党の岡田です。通告に従いまして質問をいたします。

初めに、県内での新型コロナウイルス、また全国でのウイルスの感染者がふえております。皆様の一日も早い御回復を、心よりお祈りいたします。

専門家会議でも、爆発的な感染拡大を抑制できても、長期化の可能性もあるということも指摘をされております。濱田知事を初め執行部の皆さん、また医療関係者の皆さんには大変ですが、県民の健康を守るために引き続き御尽力いただきますようによろしくお祈りをいたします。

それでは、質問に入ります。

まず、農政についてお聞きをいたします。

今、政府は、食料・農業・農村基本法に基づく次期基本計画の検討を行っています。おおむね5年ごとに見直しているものですが、審議会等の意見を集約して、今月中にも閣議決定をされることとなります。この議論の中でJA全中の中家徹会長が、その骨子についておおむね評価するが、農業の多面的機能の発揮という項目を入れることが必要であるということ、また食料安全保障の確立や中小・家族経営といった重要なキーワードは明確に文言を記述すべきだということを述べています。今の農政の現状をあらわした、非常に大事なポイントだと思います。私は非常に共感をいたしました。

日本の農業は、担い手の減少と高齢化に拍車がかかり、農業と農村が次世代に継承できずに、存続の危ぶまれる地域が少なくありません。現在の推計では、何もしなければ20年で農業従事者は半減をし、農地は2割減るという厳しい状況にあります。

食料自給率については、歴代政府が目標を決めてきましたけれども、農産物の輸入自由化を促進し、国内の生産を犠牲にする道を歩んできたと言わなければなりません。とりわけ第2次安倍政権は、2015年に閣議決定した現行基本計画で、2013年に39%だったカロリーベース自給率を45%へ引き上げる目標を掲げる一方で、TPP11、日欧EPA、日米貿易協定と、空前の農産物輸入自由化を次々に強行してきました。農業に打撃を与える政策を続けては、自給率の目標の達成は図ることができないと思います。

さらに、企業が一番活躍できる国を公言し、財界代表が主導する規制改革会議などが打ち出した政策を官邸主導で現場に押しつけるような形で、大規模化や企業参入を強力に推進し、農政改革の名で、農地制度や農業協同組合法、主要農作物種子法などによって、戦後の家族経営や農村の暮らしを支えてきた諸制度も、矢継ぎ早に解体をしてきました。

こうした安倍官邸農政に対して、農村地域では不満と怒りの声もあふれております。2019年10月4日に行った、日本農業新聞の世論調査では、農業者の67%が安倍農政を評価しないというふうに答えているのはそのあらわれです。

そこで、知事は、日本の食料自給率が下がり続けているというこの現状をどう受けとめておられるのか、所見をお聞かせください。

○知事（濱田省司君） 国のほうでは、食料自給率が長期的に低下している要因につきまして、食生活の変化によって、自給率の高い米の消費が減少する反面で、自給率が低い畜産物などの



消費がふえたことという分析をいたしております。自給率の低下はこうした要因に加えて、1つには外食産業を中心といたします、より安価な食材を求めるニーズが高まっていること、また他産業と同様の担い手の減少あるいは耕地面積の減少などによりまして生産力が低下をしているということ、こういったさまざまな要因の複合的な重なりが自給率の低下という形であらわれているというふうに考えております。

○33番（岡田芳秀君） 御答弁ありがとうございます。私は、やはりアメリカに追随をし、大企業の利益ばかり優先をして輸入自由化を進めてきたということに、大きな要因があるというふうに考えております。

平成30年度の食料自給率は、カロリーベースで37%まで、過去最低に落ち込みました。政府の議論の中では、自給率は意味がない、産業としての農業の稼ぐ力こそ目標にすべきだといった議論もあったようですけれども、食料自給率の向上は、食料安全保障の観点からも、地域社会や文化、環境の保全といった面からも、非常に重要だというふうに思います。

今、新型コロナウイルスがいろんな猛威を振るっておりますけれども、影響は、食品の分野にも及んできております。中国産の野菜の日本への輸入も急減をしております。世界では気候変動による不作、また国内での自然災害の多発など、やはり食料自給率を高く確保していくということが必要だというふうに思います。

食料の外国依存を改めて、少なくとも国民の過半数の食を賄えるような、日本の食料自給率の早期50%への回復を目指すべきだと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

○知事（濱田省司君） 我が国の食料自給率につきまして、国のほうでは、平成12年以降だと思っておりますけれども、この目標値を示すようになっております。ただ、これを見ましても、現状に

対して一定の、数%の上積みを目指すということで推移をしてきておりました、いわゆる絶対水準といたしまして、何%の食料自給率が適当であるという、具体的な数値を申し上げるのは困難であるというふうに思います。

ただ、自給率を回復させますことは、ひいては国内の農業の維持・拡大につながることであります。生産拡大、消費拡大の両面の取り組みによりまして、食料自給率を1%でも引き上げを図っていくことが大切だというふうに考えております。

このため、国におきましては、新たな食料・農業・農村基本計画のもとで、持てる施策を最大限に講じることによりまして、自給率の回復を目指していただきたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 資料を見ましたけれど、政府の次の計画では、引き続き45%の目標になるようです。半世紀前は、日本の食料自給率は60%ありましたので、それ以後ずっと減り続けてきているわけです。イギリスは、1960年代後半までずっと下がっていましたが、農業政策を見直して、その後挽回、回復をしてきております。そうしたことに比べても、先進国の中で一番自給率が低くなってきている日本の立て直しを図っていかなければならないと思います。

日本共産党は綱領で、農業を国の基幹的生産部門に位置づけ、食料自給率の向上、食の安全・安心の確保、国土の保全など多面的機能を重視し、農政の根本的転換を図ることを目指しています。この方向は、食料・農業・農村基本法の掲げる基本理念と多くの面で重なります。こうした農政の方向は、持続可能な世界への転換が迫られている国際社会に対する責任でもあると思います。

国連は、昨年から家族農業の10年を開始し、家族農業への抜本的、本格的な支援を呼びかけ

ました。地球的規模での気候変動、貧困、飢餓などが深刻化する中、国連の定めた持続可能な開発目標、SDGsの達成も切実な課題です。そのためにも、これまで産業政策に偏重してきた農政を見直して、持続可能な農政へと転換することが必要だと思います。地域農業は、大規模の担い手だけでは成り立ちません。さまざまな経営体が支え合って成り立っています。高知県でも、ほとんどが家族経営体です。

今日における家族農業が果たしている役割についての御認識を知事にお聞きいたします。

○知事（瀨田省司君） 本県におきましても、家族経営体の割合が約98%を占めているということでございまして、農業が産業として持続可能なものであるためには、家族経営体の経営発展を図っていくことが極めて重要だと考えております。また、生産条件のより厳しい中山間地域におきましては、産業の中心である農業を家族農業が守っているという実態がございまして、さらには、地域そのものを守ることにつながっているというふうを考えております。

こうした中、国におきましては、食料・農業・農村基本計画の見直しの中で、農業の持続的発展などに向けまして、小規模農家や家族経営を重視するという方向を打ち出しているところでございまして、本県におきましても、例えばIOPプロジェクトの推進によりまして農家所得の向上を図っていくということ、あるいは日本型直接支払制度によりまして生産基盤の下支えなどに取り組むことによりまして、家族経営体をしっかりと支援してまいります。

○33番（岡田芳秀君） 高知県でも農業従事者の減少と高齢化が進んでいます。これまでの推移を見れば、県が掲げる新規就農者の年間目標320人を達成したとしても、農業従事者の減少に歯どめがかからないのではないかと私は思っております。それは、農業のみならず地域社会の疲

弊にもつながっていきます。後継者、担い手づくりとその育成に一層力を入れていかなければなりません。中心的に担っている基幹的農業従事者の減少が、この四、五年加速化してきております。本当にこの点をリアルに見て、後継者の育成に力を入れなければならないと思います。

地域で頑張っておられる方々を支援し、地域の実情に合った施策を地域の方々とよく相談して、地域の方々を主役にして進めること、地域農業を維持し地域社会を支えていける組織づくりに取り組むこと、また先端技術の活用で生産性の向上と省力化を図り、若い人たちにとって魅力ある農業にしていかなければならないと思います。稼げる農業にすることは大事ですが、同時に都会にはスローライフを求める人たちも多くいるといます。そうした方たちにも間口を広げて、高知に来てもらえるようにすることも大切だと考えます。

新規就農は、新たに参入する方々への支援策をさらに拡充させるとともに、親元就農への支援も強めていかなければ後継ぎはできないというふうに思います。親が元気なうちに後を継げるということで取り組みを強めていくことが大切だと思います。

県として、地域の方々に寄り添った新規就農支援、とりわけ後継者づくりのための親元就農支援にどう取り組んでいくのか、農業振興部長の決意をお聞かせください。

○農業振興部長（西岡幸生君） 県では、各産地が受け入れ体制を整備して新規就農者の確保・育成を図る、産地提案型の担い手確保対策に取り組んでおります。中でも親元就農は、親の所有する農地やハウスなどを活用したスムーズな就農が可能であり、また後継者が地元に戻ってくることで地域でのさまざまな活動に参加するなど、地域の担い手としても重要であるというふうに考えております。

このため、今年度から親元就農の支援につきましては、地域で一貫して研修が可能となるよう研修要件を見直すとともに、親元の経営体を法人化する場合は支援期間を従来の1年間から最大3年間に延長し、支援水準も拡充しております。また、これらの支援策をまとめたリーフレットを作成し、親世代の農家等に対するPR活動を強化するなど、引き続き親元就農の支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） よろしくお願ひいたします。

また、担い手の皆さんが仕事をしやすくするために、農地の基盤整備、圃場整備もそうですけれども、重要な課題だと思います。基盤整備事業を今後どう進めていくのか、その考えを農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 基盤整備は、農業の生産性の向上や担い手への農地集積の促進、高収益作物への転換など、効率的かつ安定的な農業を展開する上で不可欠な施策の一つでございます。このため、第4期産業振興計画では、農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保を新たに戦略の柱の一つとして位置づけまして、基盤整備を加速化することとしております。

具体的には、まず基盤整備の有効性や地元負担を軽減できる有利な事業の周知など、地域への啓発活動を強化し、意欲の醸成を図ってまいります。また、事業化に向けて、県、市町村、農地中間管理機構等によるプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を強化し、地域の合意形成や事業の計画づくりを支援してまいります。

これらの取り組みを重ねることで、早期の事業化を実現し、地域ニーズに応じた基盤整備を一層推進してまいります。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。

この項の最後に、種子の問題についてお聞きしたいと思います。種子は最も基礎的な農業資材であり、地域の特性に合った種子、品種の開発は農業振興にとって非常に重要な課題だというふうに思います。

県は種子条例をつくることまでは考えていないということですが、米の新品種の開発体制などをしっかり維持していかなければならないと考えます。どのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（西岡幸生君） 本県の水田農業の振興や外商のさらなる拡大には、本県の気象条件に適した品質の高いオリジナル品種の開発が不可欠であると考えております。このため、農家の皆様や農業団体、実需者からの要望も聞きながら、これまで農業技術センターにおいて主食用の南国そだち、よさ恋美人、酒米の吟の夢、土佐麗といった品種を開発してまいりました。現在も、4名の研究員が、温暖化に対応できる高温に強い品種や収量性の高い業務用の品種、需要が高まっている吟醸酒の製造に適した品種などの開発を行っております。

今後も、引き続き人員と予算を確保しながら、優良な品種の開発体制をしっかりと維持してまいります。

○33番（岡田芳秀君） しっかり体制をとって、経験、知識が非常に大事だと思いますので、引き継いでいかれるようによろしくお願ひいたします。

また、全国では種子条例を制定する県がふえてきております。日本の種子（たね）を守る会によると、ことし1月17日現在で、北海道、兵庫、富山、長野など15道県が種子条例をつくっております。農家の皆さんにとっては安心感にもつながりますし、意欲にもつながっていくというふうに私は思います。

種は皆の共有財産です。国民、県民の共有財

産である種子が守られるように、本県でも種子条例をやはり制定していくべきだということを変更して要請しておきます。

今回の新型コロナウイルスによって、本県の経済活動にも大きな影響が出てきております。農業分野でも影響がありまして、給食がなくなったり行事やイベントなどが自粛されたりということで、花卉農家なんかは花の値段が下がったということで、本当に悲鳴が上がっています。医療が最優先ですけれども、経済活動への影響も把握されて——国が第二弾の緊急対応策を打ち出しましたけれども、国の支援だけでなく県独自の支援策も含めて、こういうときだからこそ県民の背中を押すという施策と手だてを県として十分とっていただけるように求めておきたいと思います。

次に、物部川流域の活性化と課題についてお聞きをいたします。

白髪山に水源を持ち、香美、香南、南国の3市を流れる物部川の流域では、豊かな水と森づくりのために、森、川、里、海にかかわる流域住民と多くの団体が手を結び、物部川21世紀の森と水の会を結成し、交流を図り課題を共有して、それぞれの団体が森や川の保全、環境学習などさまざまな活動を行っております。また、高知県では平成20年7月に物部川清流保全計画を策定し、物部川の清流再生を目指して、地域の住民の皆さん、また団体、事業者、行政などが連携・協働し、計画に掲げた取り組みを推進していくこととしています。計画には、「天然アユが湧き立つ川」という副題もついています。

県は、今後物部川流域の住民や自治体と連携をし、物部川清流保全計画の実現に向けてどう取り組んでいけるのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 物部川清流保全計画は、高知県清流保全条例に基づきま

して、かつての天然アユが湧き立つ物部川の姿を取り戻すことを目指して策定しております。この計画の推進に当たりましては、流域全体で取り組むといった、住民の自主的な取り組みに重点を置くこととしてございます。

議員のお話にもありました、物部川21世紀の森と水の会を初め、環境活動団体、事業者、学識経験者、行政等で構成する物部川清流保全推進協議会を設置して、子供たちを対象とした環境学習会の開催、水田の代かきの際に発生する濁水の軽減対策などワーキンググループごとに課題解決に向けた協議を行って、さまざまな取り組みを実施しているところでございます。また、このワーキンググループのうち川本来の姿を取り戻すためのワーキンググループにおきましては、協議の結果をもとに物部川で工事を実施する際の配慮事項を取りまとめることといたしまして、令和2年度に必要な予算を計上しているところでございます。

引き続き、協議会メンバーと連携を図りながら、物部川が清流として再生していくよう取り組んでまいりたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） よろしくお願ひします。森と水の会の方からいろいろお話をお聞きしましたけれども、ダムの関係で県の公営企業局にも、こういう集まりにぜひ参加してほしいというふうな声も寄せられておりますので、よろしくお願ひをいたします。

ところで、物部川には3つのダムがあります。その一つが永瀬ダムです。永瀬ダムの土砂は、100年間でたまと想定していた1,350万立方メートルを2011年に超過しておりまして、建設から62年を経た昨年3月時点で約1,700万立方メートルに達しております。本県は毎年予算を組んで、約6,500立方メートルの土砂を除去しておりますけれども、堆積のスピードに追いついていないのが現状だというふうに思います。



土砂の堆積が進むと治水機能が低下します。総務省は、昨年10月の台風19号で河川氾濫の被害が相次いだことを受けて、ダムや河川の堆積土砂の撤去を財政的に支援する制度を設けることにしています。本県が事前の土砂撤去が豪雨対策に有効だと政策提言してきたことを踏まえて、濱田知事は、本県が進める防災・減災対策を力強く後押しするものだと高く評価をされています。

そこで、河川やダム、特に永瀬ダムの土砂撤去について、国の新たな施策を受けて今後どう具体的に取り組むのか、土木部長にお尋ねします。

○土木部長（村田重雄君） 新たに、緊急浚渫推進事業が創設されることを受けまして、来年度以降河川及びダムの土砂撤去に必要な予算に最大限活用していきたいと考えております。例えば、近年頻発する豪雨に伴う広域的な山腹崩壊の発生などによりまして大量の土砂が貯水池に流入している永瀬ダムでは、ダム貯水池への作業道が狭隘な上、土砂の仮置き場が限られるなどの制約があり、撤去できる量に限りがございます。新たに創設される事業を活用するなどしまして、仮置き場の増設や作業道の整備をあわせて進めることで、土砂撤去を加速させていきたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 物部川は、一昨年7月の豪雨で堤防決壊の危険がありましたが、下ノ村の引堤工事が間に合っていたことが幸いして、大水害を免れました。ただ、堤防から漏水していたということも聞きました。堤防は裏側から決壊することもあります。今、各所で堤防の補強工事が進められておりますけれども、矢板を打つなどしっかりとした対策を求めたいと思います。

関連して、中小河川のハザードマップづくりも課題であると思います。災害に備えるために

必要だと思います。既に高知市では、国が作成した物部川及び仁淀川並びに県が作成した鏡川及び国分川の洪水浸水想定区域図をもとにしたハザードマップをつくって公表しておりますけれども、このような取り組みを他の市町村でも進めるべきだと考えます。

国が管理する一級河川では、既に洪水浸水想定区域図が作成されているところですが、県が管理する河川における状況について土木部長にお聞きします。

○土木部長（村田重雄君） 水防法では、氾濫によって大きな被害が発生する河川については、水位周知河川などに指定するとともに、洪水浸水想定区域図を作成することになっており、県管理河川では、宇治川、鏡川、国分川、松田川の4河川が対象となります。宇治川は平成29年に、鏡川及び国分川につきましては昨年10月末に既に公表を行っております。残る松田川につきましては、来年度の公表を目指し作業をしているところでございます。

今後も、過去に浸水被害を受けるなど氾濫による被害が大きいと想定される河川につきましては、順次水位周知河川の指定と洪水浸水想定区域図の作成を進めていきたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） マップづくり、より一層のスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。やはり、つくれば新たな発見といいますかね、防災対策のこともありますし、かさ上げ等の対策が打てるというふうに思いますので。

一方、物部川の町田堰、統合堰ですけれども、頭首工や水路など、水利施設がかなり老朽化をしております。一般的に、コンクリートの耐用年数は50年から60年と言われておりますけれども、さまざまな水利施設が既に50年を過ぎてきています。老朽化の度合いや機能なども点検

をしながら、計画的に設備の補強、長寿命化、更新を図っていかなければならないと思います。その際、操作がしやすいように、機械類、計器類などの自動化も大事だと思います。現地も見てきましたけれども、町田堰では増水時に海洋にブロックも流されておきまして、魚道の下も大きく掘れ込んで、機能が果たせないような状況になっています。

町田堰や魚道の早期改修が必要だと考えますが、事業計画はどうなっているのか、農業振興部長にお聞きをします。

○**農業振興部長（西岡幸生君）** 町田堰は、築造されてから54年が経過し、老朽化が著しいことから、施設を管理する物部川土地改良区連合が施設の機能診断を実施し、改修計画を策定しております。工事につきましては、香南市が事業主体となって令和2年度に着手し、特に老朽化が著しい取水ゲートの改良は令和3年度までに、魚道の改良や堰本体の改修は令和6年度までに終える予定でございます。

県としても、円滑に事業が進むよう、予算確保も含めてしっかりと支援してまいります。

○**33番（岡田芳秀君）** 私は先日、物部川漁協の松浦組合長の講演を聞く機会がありました。本当に川を愛する思い、アユへの熱い思いがほとばしるお話でした。その中で、アユの成長のためには維持流量が毎秒1トンでは少ないと、ちょろちょろだというお話がありまして、別の方からは、少なくとも毎秒3トンぐらい必要だということもお聞きをしました。

適切なかんがい用水を確保するとともに、維持流量をふやす手だてが必要だとも思います。永瀬ダムの操作規則には、杉田ダム下流地点において確保すべき流量が期別に定められておりますけれども、河川の維持流量が少ないとやはり思います。

物部川の維持流量についての考えを土木部長

にお聞きをします。

○**土木部長（村田重雄君）** 物部川の維持流量につきましては、平成19年3月に国が定めまして、河川整備基本方針におきまして、将来目指すべき目標量が定められております。一方、永瀬ダムでは、治水や利水の目的を達成するために、目標の維持流量を流せる状況にはなっておりません。このため、物部川における農業水利権の更新時におきまして、かんがいに必要な水量が減少された際にはその量を活用するなどして維持流量を増加させる取り組みを行ってきたところ です。

今後も、農業利水者である土地改良区や河川管理者である国土交通省の関係機関と連携しまして、基本方針で定められた維持流量に近づけるよう、さまざまな検討を進めていきたいと考えております。

○**33番（岡田芳秀君）** よろしくお願いいたします。

次に、再生可能エネルギーについてお聞きをします。

世界では、地球温暖化防止のために、パリ協定による温室効果ガスの削減の対策が進められておきまして、日本政府も中長期の目標を持って取り組んでいます。2011年、3・11の福島原発事故以来、再生可能エネルギーを利用する社会に早く移行すべきだと考える人がふえました。原発の危険性を身をもって知ったからです。一方、化石エネルギーの枯渇や地球温暖化という問題を考えて、代替エネルギーとして安全な再生可能エネルギーを重視すべきだという人もふえてきております。

高知県には、全国に誇れる豊かな森林や長い日照時間など、再生可能エネルギー資源が豊富に存在をします。この資源を生かして、地域が主体的に運営をし活用し循環させる、また他の地域とのやりとりを可能にするようにすれば、

地域の再生にもつながっていくと思います。

梶原町では、自給率100%を目指す取り組みをされています。ホームページにも、「私たちの町、ゆすはら町では、森、水、風、光などの自然エネルギーを活かした取り組みによって、生き物にやさしい低炭素なまちづくりを進めています。2050年には温室効果ガス排出量70%削減、吸収量の4.3倍増（1990年）と、地域資源利用によるエネルギー自給率100%超を目指しています。」とあります。こうした先進事例をぜひ——そのまま当てはまるというわけではないと思いますが、県内に横展開をさせていくことも大切だというふうに思います。それは、脱原発社会へとつながっていくものだと思っております。

県は、梶原町のような地域に根差した再生可能エネルギーの促進を図る考えがあるのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

**○林業振興・環境部長（川村竜哉君）** 本県では平成28年3月に、高知県新エネルギービジョンを改定いたしまして、「高知産100%！自然エネルギーあふれる「こうち」の創造」をキャッチフレーズに掲げて、持続可能なエネルギーの活用、地域メリットの創出、地球温暖化対策への貢献、この3つの基本的な考え方のもと、豊富なエネルギー資源を生かした再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいるところでございます。

**○33番（岡田芳秀君）** 地方自治体でエネルギー政策を立ち上げて、地域住民の出資、地元資本で再生可能エネルギー導入を図っていくことができれば、地域住民、地元が売電収入を得ることができます。地域で取り組み、地域の風土、文化に合った再生可能エネルギーを導入することもできるというふうに思います。

県としても、こうした構想を持って、1社が地域を独占する形ではない分散型のシステムを進めていくことも大切だと思いますけれども、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

**○林業振興・環境部長（川村竜哉君）** 高知県新エネルギービジョンにおきましては、学識経験者で構成する、高知県新エネルギー導入促進協議会を設置しておりまして、この場で来年度、この新エネルギービジョンを改定する議論をすることとしてございます。

現在、国におきましては、再生可能エネルギーの地産地消とともに、災害時のレジリエンス強化にも資する、分散型エネルギーシステムの構築を目指す方向性が示されているところでございます。この次期の新エネルギービジョンの見直しに当たりましては、こうした分散型エネルギーシステムの構築といった方向性や、再生可能エネルギーの地産地消といった観点を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

**○33番（岡田芳秀君）** よろしくお願ひします。

ところで、今全国各地で、再生可能エネルギー施設を設置する事業者と住民との間などのトラブルも起きています。この点にもしつかり目を向けて、対策をとらなければならないと思います。国や県は、再生可能エネルギー事業を進める上でガイドラインを設けていますけれども、住民の立場に立って常に見直しを行い、改善をしていくことが大切だというふうに思います。全国では、県や市町村で、法的拘束力のある条例を制定する動きも出てきています。

昨年持ち上がった、四万十川沿岸への大規模太陽光発電所の計画については、四万十市長が不許可にするということを決めまして、住民は安堵しているわけですが、事業者から提訴される可能性もないわけではありません。反対した住民からは、四万十川沿いに工作物をつくれぬよう条例を見直してほしいといった声も上がっております。

県として、こうした声をどう受けとめているのか、林業振興・環境部長にお聞きします。

**○林業振興・環境部長（川村竜哉君）** 四万十川

条例におきましては、四万十川流域における事業活動について、生態系、景観の保全と、流域の振興との調和を図ることが、特に重要だと受けとめております。ただ、一律の工作物の設置の禁止や住民同意を条例で義務づけることにつきましては、財産権を過度に制限することになりかねないというふうに考えておりますため、生態系、景観の保全と流域の振興という四万十川条例の趣旨に照らして、慎重な対応が必要と考えております。

他の法令に基づく規制のあり方とのバランスも考慮しながら、流域の市町や四万十川流域保全振興委員会の意見も聞きながら、見直しの必要性について検討してまいりたいと考えております。

○33番（岡田芳秀君） 住民の方たちの思いに寄り添った対応が必要だと思います。私も、中村の百笑町という、四万十川のすぐそばの赤鉄橋の近くで7年余り暮らしていた経験がありますけれども、そういった点で、幡多の皆さんの四万十川への思いというのは強いなということを非常に感じております。四万十川は、県にとっても重要な観光資源でもありますので、そこをしっかりと守っていくような対策をとる必要があるということを指摘させていただきます。

そして、私の地元の南国市でも、今事業者と住民の間で対立が生まれております。下田川沿いの、周りに住宅がある約1ヘクタールの土地に、神奈川県の実業家ですけれども、太陽光発電を設置する話が持ち上がりまして、地元住民が組織を立ち上げて反対をしております。説明会を1度開かれておりますけれども、この事業者はパネルを設置した後すぐ転売をするという話でして、この点にも住民は不安を感じているところです。

以前、奈半利町と室戸市にまたがる羽根の山に太陽光発電ができたときには、住民の反対運

動があって、県の立ち会いのもとで、事業者と奈半利町そして室戸市との間に協定が交わされているというお話です。途中で事業者がかわっても、その約束は次の事業者に引き継いでいかれるという内容と聞いております。

県外の事業者が、全国で土地を探して設置をしてすぐ転売をするということでは、地域住民は負担だけを押しつけられていくということになります。地域住民の合意のもとに進められていかなければならないと思います。住民にとっては、国の法整備が十分できておらず、国や県のガイドラインあるいは景観条例などに頼るしか手だてがありません。

NPO法人太陽光発電所ネットワークの調べによると、太陽光発電設備の適正な設置に関する条例や、太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例を既に制定している市や町があります。そして、独自の条例制定や既存条例の改定を検討する都道府県や市区町村も生まれております。高知県でも、住民と事業者とのトラブルを防ぐために、条例の制定を初め設置可能なゾーンの制定だとか、また事業者に自治体や住民との合意協定を義務づけるなど、実情に沿った、住民の立場に立ったガイドラインの見直しが私は必要であるというふうに考えております。

県として、主体性を持ってトラブルを防止し、環境を保全するために条例制定など踏み込んだ対応が必要だと考えますが、林業振興・環境部長に考えをお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 事業者と地域住民との間で太陽光発電に関してトラブルが生じる事例というのは、本県に限らず全国で発生しているということで承知しております。こうしたトラブルを防ぐためには、事業者と住民との適切なコミュニケーションを確保することが非常に重要であるというふうに考えております。



しかしながら、FIT法では、事業者と住民との適切なコミュニケーションに関しましては、国のガイドラインで努力義務とされているところでございまして、認定基準とはなっていないという状況でございます。そのコミュニケーションについての実効性について、もう一段強化の必要性があるというふうに考えております。関連する既存の法令との整理なども考えますと、条例ではなく法律という形で全国的に規制を強化することが望ましいと考えてございまして、全国知事会として国に対して政策提言を行ってきたところでございます。

県といたしましては、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入が促進されますよう、引き続き事業者に対しまして、国、県のガイドラインに基づいた事業活動というものを遵守していただく、またその地域とのコミュニケーションの中で、住民の要望に対しては誠意のある対応をしていただくということを求めてまいりたいというふうに考えております。

○33番（岡田芳秀君） ありがとうございます。国の法的な整備がおこなわれているというのが、やっぱり大きな原因だというふうに私も思います。そうした点では積極的に、より一層政策提言を国にさせていただきたいということをお願いしておきます。

太陽光発電など再生可能エネルギーの推進は、そこで生活している住民の皆さんの納得と合意が前提でなければならないと思います。住民合意という場合に、住民の範囲がわからないというふうなお話もありますけれども、地域にはいろんな組織もありますし、自治会もあります。そういった住民の代表といえますか、住民としっかり意思統一しながら、合意のもとに進められていかなければならないと思います。そういう点では、県のガイドラインも拡充、充実をしていただきたいというふうに思っております。い

ろんな事業を進めていくためには、やはり地域の皆さんの協力、納得が大前提となると思いますので、その点では県としても一層御努力いただくことをお願いしたいと思っております。

また、もとに戻りますけれども、農業振興については、今本当に農政は大きな曲がり角に来ているというふうに私は思っています。このままでは本当に、地域の衰退に歯どめがかからないと思います。特に中山間はそうですけれども、県政としても農業政策をさらに拡充し、住民の皆さんが地域を支えられると、元気に農業をやれるという形で施策の拡充に努めていただきますようお願いを申し上げて、私の一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、岡田芳秀君の質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

午前10時47分休憩



午前10時55分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

下村勝幸君の持ち時間は40分です。

5番下村勝幸君。

○5番（下村勝幸君） 黒潮町区選出、自民党派の下村です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

冒頭、知事から新型コロナウイルス対策について力強い御報告がございました。対応される関係者の皆様には大変なことだと思いますが、どうか頑張ってくださいと思います。

それでは、まずは外国人の雇用施策について

であります。

外国人の雇用施策につきましては、今議会でも多くの同僚議員が取り上げ、これまでの議論で、高知県の産業は外国人労働者抜きには考えられない状況になっていることが明らかとなりました。

私はこの質問を行うに当たり、外国人を技能実習生として受け入れている企業経営者の方々や、日本で学んでいる技能実習生、さらにはベトナムから実際に実習生を送り出している方に聞き取りを行ってまいりました。その中で、今紹介した雇用主が必要としている職場には、若い日本人はまず集まらないといいます。ハローワークを通じ、何年にもわたり求人を出しているが、全く応募すらないのが現実だと訴えております。

国内では、この技能実習制度の問題点も指摘されておりますが、雇用主が求める人材を集められるのは、この制度しかないのが現実であります。今は、この制度を有効に活用し、雇用する側も雇用される側もウイン・ウインの関係を維持する以外に、高知県の産業を維持する方法はないと私は思います。

そこでまず、雇用主が一番困っているのが、外国人労働者の住宅確保の問題であります。残念ながら、外国人には空き家等をなかなか貸していただけません。私は、この部分へのサポートが喫緊の課題であると考えております。雇用主の中には、法律で決められた専有スペースを確保できるようなプレハブを独自に用意したり、船主みずからが技能実習生のために家を建て、宿泊用として提供したりしている場合もあるとお聞きしております。

こういった外国人労働者の住宅確保のために県営住宅の空き室が活用できないか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（村田重雄君） 基本的には、県営住

宅は、外国人の方でも所得が低く、住宅に困窮していれば入居が可能です。また、空き室となっている県営住宅の6割以上は世帯向けの住宅であり、制度上、世帯向け住宅には単身者が入居できません。

現在、一定期間空き室となっている世帯向け住宅につきましては、単身者でも入居できるよう制度の見直しを検討しているところでございます。これにより、単身者向けの県営住宅のない地域でも、外国人労働者の入居の可能性が広がると考えております。

○5番（下村勝幸君） どうも御答弁ありがとうございます。ぜひ、いろんな方法を使って、日本人が入っていない住宅等があれば、外国人向けにそういうふうに提供してあげる方法も一つだと思いますので、前向きな検討をよろしくお願ひします。

それでは次に、サポートを必要としているのがやはり言葉の問題であり、地域住民への理解の場づくりであります。以前、集落活動センターやあったかふれあいセンターをコミュニケーションの場として活用する提案もいたしました。県としてさらなる独自施策の必要性を感じます。

例えば私の地元の黒潮町では、インドネシアの漁業実習生のために、町にある人工芝のサッカー場を利用し、スポーツイベントを開催いたしました。こうしたイベントに高知県外国人生活相談センターの職員も同行し、外国人漁業実習生との意見交換会を行ったとのことでもあります。青空のもと、人工芝に直接座っての意見交換会は、随分和やかなものになったことであろうと思います。

私は、こうした相談の環境づくりをすることも県の支援策の一つであろうと思います。さらに、こうした取り組みは、外国人労働者の高知県への満足度を上げるためにも、随分貢献していると思います。

今後は、こうしたイベントに対する財政的支援を含めた取り組みを実施すべきと思いますが、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 地域でのスポーツイベントやお祭り、異文化交流などは、外国人の方々にとって地域住民との交流を深める機会となり、地域での安全・安心な暮らしにつながるものと考えています。そうした取り組みの中には、高知県国際交流協会や市町村等が主催するものも多くありまして、県では積極的にサポートするとともに、高知県外国人生活相談センターにおいては、黒潮町や四万十市等での交流イベントに出向き、外国人の相談機会の拡大に取り組んでまいりました。

こういった場合は、外国人の方々との接し、実際のお声をお聞きすることのできる貴重な機会ですので、今後も支援の方法等につきまして市町村等の意見をお聞きしながら、交流機会の拡大に努めてまいります。

○5番（下村勝幸君） ありがとうございます。実際に外国人の方とお話をしてみますと、非常にやっぱり彼らはシャイで、なかなか自分のお話をする機会を持つタイミングがないようでありました。ですので、こういったイベントであったり、もっとフランクに話せる場所をつくってあげると、本音の部分が私はもっと聞き出せるんじゃないかなと、そういうふうに思いました。ぜひそういう方向で対応をよろしく願います。

また、今後も高知県で働きたいという外国人をたくさんつくらねばなりません。そのためには、今述べた外国人の満足度を上げねばなりません。しかしながら、世界中でその外国人労働者の獲得競争が始まっており、日本も待っていれば外国人が来てくれるという時代ではなくなっております。さらに、国内においては、外国人労働者の確保を急務としている地域が多数存在

します。賃金等の条件だけを見れば圧倒的に都市部に負けており、高知県独自のアピールポイントが必要だと思います。そのアピールポイントの一つが、相談体制の充実であると思います。

高知県外国人生活相談センターが昨年5月31日に設置され、約9カ月が経過をいたしました。ことしの2月末までの現状をお伺いいたしますと、外国人からの相談が172件、事業者からの相談も108件と、徐々にふえてきているとお聞きをいたしました。さらに、その相談の多くが高知市のものでもあります。

そこで、私が個人的に相談を受けている体感といたしましては、郡部にももっと多くの潜在需要が埋もれているような気がしており、その潜在需要に応えられるようなサテライト的な機関のようなものが必要だと考えますが、商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 高知県外国人生活相談センターでは、県内全域からの相談に応じています。しかしながら、事業者数の多い高知市在住の相談が全体の6割から7割と、県中央部からの相談がその多くを占めているのが実態でございます。

県としましても、中央部以外の相談体制の充実を図らなければならないという課題意識は持っております。そうしたことから、先ほど申し上げたような地域でのイベントなどにセンターの相談員が出向き、相談対応を実施してきたところでもございます。

現時点では、サテライトを設置するということまでは考えられておりませんが、市町村や各団体とも連携を図りながら、県西部、特に県東部地域でまだできておりませんので、出張相談会を開催するなど、県中央部以外の地域での相談体制の充実を図ってまいります。

○5番（下村勝幸君） ありがとうございます。

いろんな相談があったときに、どうしても高知市は郡部からなかなか相談をしにくいという距離的な面もございますので、そういうサテライト的な機関とまではいかななくても、相談が簡単にしやすい体制をぜひ考えていただければと、そのように思います。

そして、この項の最後に、やはり雇用主の皆さんがタイムリーに外国人材を確保できる体制づくり、これを訴えておられます。私も、これは本当に重要なことだと思っております。

そうした相談にすぐに答えられる体制になっているのか、商工労働部長にお伺いいたします。

**○商工労働部長（近藤雅宏君）** 事業者の皆様が外国人の方々を雇用したい場合の相談先としましては、ハローワーク、高知県中小企業団体中央会、高松出入国在留管理局、また高知県外国人生活相談センターなどがございます。高知県外国人生活相談センターには、事業者からさまざまな相談が寄せられており、この2月末時点で雇用労働に関する相談は、事業者からの相談の約24%となっております。そのうち、人材確保に関する相談については、雇用したい分野や職種等によって、適切な対応機関に取り次ぎを行っているところです。

また、外国人生活相談センターの運営におきましては、国や市町村に加え、医療機関、福祉団体、金融機関、外国人にかかわるさまざまな団体等に参画をいただいております。そのネットワークも生かしながら相談に応じているところでございます。

今後とも、事業者からの相談の解決につながるよう、対応力の向上に努めてまいります。

**○5番（下村勝幸君）** ありがとうございます。本当に大変な問題だと思いますが、対応のほう、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。高知県が所有している土地に関する支援策についての質問

です。

県内各地には多くの都市公園があり、県民の福祉向上や健康増進、さらには観光客誘致等による地域経済活動支援のために非常に有効に活用がなされていると、私は評価しているところであります。そこで、ここでは都市公園での支援のあり方についてお聞きをしたいと思います。

都市公園法の規定に基づき、都市公園内に公園施設を設置する許可を受けている事業者は、条例で決められた使用料を支払っております。また、その使用料は、ほとんどが施設の維持管理費用等に使われております。しかしながら、経済状況が大きく変化する中であっても、その使用料はこの24年間条例で決められたままで、全く変更がなされておられません。言うまでもなく、この日本では、これまでの24年間で環境変化も含めて大きな社会変革が起こっております。

そこで、土木部長にお聞きをいたします。許可を受けている事業者の売り上げがそれほどふえていない中であっても、水道光熱費や人件費等の経費のみが増大しております。その経営を難しく感じている事業者も出てきております。そこで、地域産業を支えると同時に県が目指す施策を維持・遂行するため、でき得るならばその事業体の地域貢献度や県民評価等の査定を行い、使用料の減免等の施策が考えられないのか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

**○土木部長（村田重雄君）** 都市公園の適切な維持管理を行っていく上で、土地の使用料や施設の利用料などの収入は貴重な財源でございます。

公園内の土地は、地域の活性化などに資する施設につきまして使用の許可をすることになっております。本県の条例では、基本的に使用料の減免の規定は設けておりません。このため、事業者に対する減免にかかわる支援策がないか、他の自治体の事案の収集などを行い、検討していきたいと思っております。



○5番（下村勝幸君） 今の状態では、なかなかすぐにはできないというお話もありました。しかしながら、南海トラフ地震の津波想定高が発表された後に、沿岸地域での土地の評価額も大きく下がっております。さらには、公園施設によっては、利用者の数が圧倒的に違うにもかかわらず、この使用料については24年間手つかずの状態が続いております。

今回の新型コロナウイルスの問題を契機に、その事業を断念するという事などは絶対にあってはなりません。こういったことを回避するためにも、部局を超え、さらには市町村との協議の上、何らかの手だてが早急に私は必要だと思います。事業体によっては、財務諸表等もぜひ調査いただいて、早急な対応をどうぞよろしく願います。これは要請としておきます。

それでは次、3つ目の質問に移りたいと思います。次は、漁業振興についてであります。

今議会の知事の提案説明で、若者が住んで稼げる元気な漁村の実現を目指し、高知マリンイノベーションの取り組みを漁業振興につなげると提案がございました。ここで提案されているデジタル技術の活用は、あくまでも現在漁業をなりわいとしている漁業者を守り育てることがメインの考え方でなければならないと私は考えております。

そこで、今回提案されているこの高知マリンイノベーションの施策が、今の沿岸漁業者の生活をどう改善できる可能性があるのか、具体的なイメージについて水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（田中宏治君） 高知マリンイノベーションは、水産物の生産・流通・販売において、デジタル技術を活用しまして生産量の増加や生産コストの削減を図る、またこのことによりまして漁業所得の向上につなげる、こういったことを目的としております。

具体的には、例えば漁船漁業では、メジカの漁場予測システムの開発に取り組むこととしております。この取り組みは、漁場を探す時間を短縮しますことで生産量をふやしますとともに、燃料費の削減につなげるものでございまして、今後ほかの魚種にも展開してまいりたいと考えております。また、養殖業では、大きな被害を引き起こします赤潮の発生予測に取り組むこととしてございまして、被害を未然に防止しますことで経営の安定につなげたいと考えております。

今後も、現場のニーズをしっかりと把握しながら、漁業者の皆様にも所得の向上を実感していただけますよう、高知マリンイノベーションを推進してまいります。

○5番（下村勝幸君） ありがとうございます。今の御説明にあったとおり、漁業者の皆さんに、こういう取り組みをしたら具体的にこういうふうになるんだというアナウンスをぜひしてあげていただきたいと思います。やはり、どうしても言葉が、マリンイノベーションという、自分たちとは違う世界というか、ちょっと遠い存在のように聞こえている部分もあるようでございますので、これが本当に漁業者の皆さんにとってどう変わっていくのかということ、またアナウンスする機会を持っていただければと、そういうふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。ことしは、ここ二、三年の不漁がうそのように、シラスウナギが予想に反し多く採捕されております。その結果、県内各所でシラスウナギの密漁が横行し、正規に採捕許可を受け資源管理に取り組んでいる漁業者の皆様から、私にも非常に多くの非難の声が届いております。当然のことながら、責められるのは密漁を行っている人間なのですが、残念ながらそれを十分に取り締まれない県の体制にも批判が集まっております。

新聞報道によれば、県警との合同捜査で、安

芸市においてもシラスウナギ密漁グループの拠点を突きとめるなど、今年度だけでも20名を検挙したとのことであり、積極的な取り締まりの結果も見えますが、シラスウナギは高値で取引されることから、採捕期間の終了した現在においても密漁がやむ気配がありません。

私は、これまでの取り締まり体制では残念ながら不十分であると言わざるを得ないと、そのように思っております。SDGsの取り組みが叫ばれる中、資源保護意識を強く持ち、規則を守って採捕しておられる漁業者の皆様の忍耐がいつまで続くのかと非常に心配をしているところです。

このシラスウナギのことしの採捕期間は80日と伺っておりますが、その期間の前後も含めて、これまで以上の取り締まり体制の強化ができないか、今後を見据えた対応について水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（田中宏治君） シラスウナギの密漁は、ウナギ資源を持続的に利用していく上で大きな課題と受けとめておりまして、80日間の許可期間に限らず、その期間の前後も含めて取り締まりを実施しております。

こうした中、近年の価格の高騰によりまして密漁者が増加し、また密漁行為は組織化、巧妙化しております。このため、県警察と連携し、取り締まりの回数の増加や、県警察の持つノウハウをもとに県職員の捜査能力の向上などに努めてきました結果、密漁者の検挙実績は増加してきております。

今後とも、県警察との連携を密にしまして、取り締まり時の体制も工夫しながら、新たな捜査手法を導入するなどしまして、取り締まりの強化を図ってまいります。

○5番（下村勝幸君） ありがとうございます。今議会では知事からも御説明がありました、SDGsでうたわれている持続可能な開発目標を

目指すためには、やはり多くの県民の皆様の御協力なくして達成することはできないと思えます。これからも、県内の漁業者の皆様の御協力が得られるような、積極的な対応をよろしくお願ひしたいと思えます。

最後の質問へ行きます。高知県の水産分野も、外国人の助けなくして成り立たない産業になっております。カツオの一本釣り漁業もマグロのはえ縄漁業も、さらには定置網漁業や加工業者に至るまで、外国人の助けがなければ高知県の産業として誇ることもできません。私は、この現実をしっかりと受けとめた対策をとらねば高知県の漁業の未来はないと、そのように思えます。

しかしながら、定置網漁業の分野では高知県内の監理団体が決まらず、いまだ漁業実習生を迎え入れることができておりません。本件につきましては待ったなしの状況にもなっており、早急に受け入れ体制の整備に向けての関係団体との調整をお願ひしたいと思えますが、これに対する水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

○水産振興部長（田中宏治君） 外国人の技能実習生を受け入れます場合、監理団体は、実習の実施状況の確認や技能実習生からの相談などに適切に対応する必要がありますことから、漁船漁業では漁業協同組合が監理団体となることが定められております。

県内では、3つの漁業協同組合が監理団体として国の許可を受けまして、現在187名の技能実習生を受け入れております。しかしながら、3つの漁業協同組合は、カツオ一本釣り漁業やマグロのはえ縄漁業、中型まき網漁業を対象として許可を受けまして、お話にありましたように、定置網漁業においては監理団体がなく、技能実習生を受け入れられない状況でございます。

このため、技能実習生の受け入れを希望されます漁業者や所属する漁業協同組合と協議を行いまして、早期に定置網漁業の監理団体が選定されますよう取り組んでまいります。

○5番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ本当にその方向で、早目の対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、危機管理対策についての質問に移ります。

現在、日本中が、新型コロナウイルスの発生により、マスクや消毒液、さらにはトイレットペーパー等が店頭から消えるなど、少しパニック状態に陥っているようにも感じます。私はこういうときだからこそ、冷静に落ちついた対応が求められていると思います。関係者の皆様におかれましては、大変な状況でありお疲れのことと思いますが、県民の皆様へ適時、正確な情報を発信していただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

さて、あすで東日本大震災の発生から9年を迎えます。あの震災から我々は、これまで常識と考えていたことを超え、まさかを想像せねばならないということを学びました。さきに西森議員からも、現在の新型の感染症が発生している状態で、万が一南海トラフ地震が発生するなどの複合災害が発生した場合の対応についての御質問がありました。私もその点につきまして御質問したいと思います。

まず、複合災害の発生に限らず、避難所での感染症対策は非常に重要であります。これまでの災害発生時における避難所でも、ノロウイルスの発生などに対し感染症の対策は行われてきたと聞いておりますが、この質問で想定しているような複合災害では、当然通常の備蓄品では間に合わず、そういった場合は国からのプル型支援でカバーされると聞いております。

そのとき滞りなく必要物品が搬送できる体制

になっているのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） マスクやアルコール消毒液などの衛生用品につきましては、一部の市町村では備蓄を行っています。その上で、発災後不足する分については、協定事業者や国から調達することとなりますが、市町村がニーズを把握して県や国に要請をする体制や、物資を受け入れ避難所に配送する体制の整備が必要です。そのため、まず物資の要請については、内閣府が開発した物資調達・輸送調整等支援システムを導入することにより、円滑に実施できる体制を築いてまいります。次に、物資の受け入れや搬送については、県では4カ所の物資配送拠点で物流事業者の支援を受けながら、実施するためのマニュアルを策定しています。

一方、全ての市町村で拠点となる施設は選定されているものの、本年度末までにマニュアルの策定が完了するのは4つの市町にとどまっています。このため、第4期行動計画の期間中に全ての市町村でマニュアルの策定が完了するよう働きかけるとともに、県や市町村、物流事業者が連携した訓練を実施し、物資搬送の実効性を高めてまいります。

○5番（下村勝幸君） ありがとうございます。受援体制、どういうふうにするか、そういうロジスティックを組んでいくか、本当にそこは大変だと思いますけれど、ぜひよろしくお願いします。

それから、土居議員への答弁の中で、今回の新型コロナウイルスのような感染症が発生した場合、感染症指定医療機関への対応はわかりましたが、県の感染症予防のためのマスクやゴーグル、さらにはアルコール消毒用薬品等の備蓄品は、感染症指定医療機関以外の公的また民間の医療機関向けへの支援はどのようになっているのか、現状を健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 現在、新型インフルエンザ対策として外来や入院に協力いただく予定の21の医療機関に、医療用マスクやゴーグル、ガウンなどの個人防護具を3,950人分整備しまして、各医療機関において備蓄をさせていただいております。そのうち3,000人分は、感染症指定医療機関以外の医療機関用となっております。

一方、医療用マスクにつきましては、今回の新型コロナウイルス対策として国が新たなスキームを用意しましたので、県として申し込んだところ、本県備蓄分として国から優先供給をしてもらうことになりました。ただ、これは配付の対象が、感染症指定医療機関等に限定をされております。今のところ、一般の医療機関に対してはこのような支援する仕組みはございませんけれども、当然ながら一般の医療機関においても医療従事者を守り、安定的に医療を提供していかなければなりません。

そのため、国に対しましては、こうした医療機関での確保の見通しがついた段階での一般医療機関への配付対象の拡大などについて、安定的に確保できるよう要請をしまいたいと考えております。

○5番（下村勝幸君） ありがとうございます。本当になかめであります医療機関を守るためにも、ぜひその体制をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、県の備蓄品が不足した場合のお話です。感染症予防の、今お話ししましたなかめでありますマスクやアルコール消毒品等の備品が、医療機関に優先的に直接、医薬品卸業者等の団体から供給される仕組みになっているのか、健康政策部長にお伺ひいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 感染症指定医療機関や帰国者・接触者外来を設置している医療機関において備蓄している個人防護具などが不

足をした場合は、県内の医薬品及び医療機器の卸売販売業者に対して、各医療機関に優先供給をしていただけるようお願いをしているところでございます。ただ、今回は全国的に医療用マスクが不足をしておりますことから、特別に国が一定流通に関与することになり、よって感染拡大が懸念され、備蓄量が一定数量を下回った都道府県への優先供給がなされる制度が創設されたところでございます。

○5番（下村勝幸君） この件に関して、さきの西森議員の質問の中で、私もさきに述べたような、備品供給に関する事前の医薬品卸業者等の団体との協定が重要であると考えております。そうした事前協定をその団体側と結ぶ考えはないのか、健康政策部長にお伺ひいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 県では、南海トラフ地震などの災害時を想定しまして、医薬品、医療機器、衛生材料などの県への優先供給について、各卸売販売事業者等の団体と協定を締結しています。これらの協定書では、想定される事態が地震、風水害、その他の災害時として規定をされておりまして、必ずしも今般の新型コロナウイルス感染症など感染症のアウトブレイクを想定したものとはなっておりません。

今後、そうしたものも含める形に現在の協定を見直す方向で関係団体と協議をしていきたいと考えております。

○5番（下村勝幸君） ぜひよろしくお願ひします。

それから、今回の新型コロナウイルスが、万が一大きく広がって、感染症指定医療機関における対応がオーバーフローした場合、幡多医師会では既に対策を準備しているとお聞きをしておりますが、ほかのエリアはどのようなになっているのか、健康政策部長にお伺ひいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 既に、感染症指定医療機関である高知医療センターに、新型コ



コロナウイルス感染症患者が現時点で9名入院をされております。今後の患者の増加によって、重症患者の受け入れが困難になることに備えまして、幡多けんみん病院も含めて結核病床を活用し、両病院の受け入れ可能病床数を知事からも御報告いたしましたように、計11床から23床に拡充をしております。また、その他の病院に対して入院協力医療機関として協力していただけるよう、一定規模の一般病床を有する病院と調整をしております、既に複数の医療機関から内諾を得ているという状況でございます。

○5番（下村勝幸君） ぜひ、万が一のときも対応できるようによろしくお願いをしたいと思います。

それから、今後感染がもしも広がり、重篤な患者が発生してしまった場合、人工呼吸器が不足する場合も考えられます。こういった対策はとられているのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 現在、感染症指定医療機関や新型インフルエンザ対策での入院協力医療機関である計9医療機関に、29台の人工呼吸器を整備しております。今後、新型コロナウイルス感染症の患者が増加をする中で、重症患者も一定数発生することが見込まれますけれども、現時点では現在の整備台数で一定対応可能ではないかというふうに見ているところでございます。

ただ、今後仮に入院医療機関において人工呼吸器の不足が生じそうな見込みとなった場合には、速やかに近隣医療機関からの融通ですとか、医療機器卸売販売事業者への優先供給を依頼するなどの対応を検討してまいります。

○5番（下村勝幸君） 本当に大変だと思いますが、ぜひよろしくお祈りいたします。

それでは、次の質問に移ります。交通安全対策についてお伺いいたします。

昨年10月23日、私の地元の黒潮町におきまして、信号のない横断歩道を横断中の御高齢の方が、直進してきた軽乗用車にはねられ死亡するという事故がありました。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にはお悔やみを申し上げます。

さて、この事故原因につきましては、新聞報道によりますと、軽乗用車を運転中のドライバーが、横断中の歩行者の存在を全く意識していなかったということでありました。ドライバーに、信号のない横断歩道を歩行者が渡っているかもしれないという意識が少しでもあれば、防げた事故だったのかもしれない。

また、この事故のあった国道は、一般国道56号大方改良で、平成31年3月24日に開通したものであります。それまでの旧国道と違い、歩道も車道も広くなり、ここを通行するドライバーにとりましては、非常に走りやすい国道になったと評価を得ているのも事実であります。

しかしながら、この信号のない道幅13から15メートルの横断歩道を横断しようとする高齢者には、非常に危険な国道になってしまいました。地元黒潮町からは、信号機を設置要望も行われている箇所がありますが、いまだ設置ができていないのが現状であります。

ここで改めて道路交通法を確認してみました。言うまでもなく横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。これに違反した場合、三月以下の懲役または5万円以下の罰金が科せられます。

平成30年に、日本自動車連盟、J A Fが、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査を実施し、その結果が公表されております。この調査結果によりますと、高知県は停止率4.2%で全国35位、令和元年の調査でも7.8%で全国41位と低迷をしております。

ます。

そこでまず、1つ目の質問です。先ほどの平成30年のJ A Fの調査結果では、長野県が停止率58.6%と、全国平均が8.6%の中でも飛び抜けてよい結果をおさめています。この、本県との差についての解析がなされているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（熊坂隆君） 御指摘の調査結果に関しまして長野県警察に確認しましたところ、本県と比べて特段新しい取り組みを行っているということはないということであり、ドライバー一人一人の歩行者を守る意識が当県よりも高いものと考えているところであります。

当県におきましても、ドライバー一人一人が歩行者を守るという意識を持つことが重要であると考えており、今後あらゆる機会を通じ、歩行者保護意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

○5番（下村勝幸君） わかりました。

次に、黒潮町の交通死亡事故のあった交差点では、事故後ドライバーに、より目立つように、もとの横断歩道を紅白に着色するなどの対策もとられておりますが、これまで高知県では、信号のない横断歩道を歩行者が安全に横断するためにどのような対策がとられてきたのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（熊坂隆君） 県警察では、ラジオ放送等あらゆる広報媒体を活用した広報啓発、運転免許更新時講習を初めとした各種交通安全教育の場におきまして、歩行者保護の重要性について広報を実施しております。あわせて、横断歩行者等妨害違反に関する交通指導取り締まりを強化して、ドライバーに対しまして、歩行者を守る歩行者優先の意識づけを行ってきたところであります。

また、議員から御指摘がございましたとおり、死亡事故等重大事故が発生した横断歩道につき

ましては、道路管理者等関係者とも事故現場における調査を行いまして事故防止対策を検討し、必要などころにつきましては、道路管理者に要請しましてカラー舗装の導入などを行っているところでございます。

○5番（下村勝幸君） 私、先ほど述べましたように、さきの道路交通法のとおり、横断歩道に横断しようとする歩行者がいる場合は、車両は歩行者のために停止しなければなりません。しかしながら、この国道の横断歩道に限らず県内の多くの横断歩道で、歩行者がいるにもかかわらず、停止しないのが普通の状態になっているように感じております。また、みんなが意識の薄い中で無理に停止しようとする、後方からの追突が心配されます。

そこで、警察本部長に御質問をいたします。J A Fの調査結果でも明らかなように、今後はドライバーの皆様にも、横断歩道の前に横断の意思を持った歩行者がいれば必ず停止するという意識づけをする以外に、横断歩道での歩行者が犠牲となる交通事故を防ぐ方法はないと考えます。そのためには、県民への周知をこれまで以上に徹底していただくことと、悪質なドライバーに対しては取り締まりを強化していく以外に方法はないと考えます。

今後、どのようにこの状況を改善していかれるのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（熊坂隆君） 議員御指摘のとおりでございます。県警察では、これまで行ってまいりました各種広報活動、安全教育を継続して実施していくほかに、本年1月にはJ A 共済連高知と連携しまして、「人にやさしい思いやり運転宣言者（車）」と命名した啓発用キーホルダー3,000個を作成し、ドライバーに配布するなどの取り組みを開始したところであります。また、今後県民に対して横断歩行者妨害の危険性を訴えるため、県警察ホームページ、SNS等

で広く情報発信の強化を実施してまいります。

さらに、横断歩行者等妨害違反に対する交通取り締まりにつきましても、通常の交通取り締まりのほか、取り締まり強化期間を設定して集中的な取り締まりを行い、ドライバー一人一人の歩行者保護意識の周知徹底を図ってまいります。

○5番（下村勝幸君） ありがとうございます。

ぜひ、横断歩行中の事故が今後発生しないように、前向きな取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問に行きます。最後に、未成年者における、私が考えるネット社会の弊害についてということでお伺ひいたします。

今議会でも浜田議員が取り上げておられますように、スマホ等での依存傾向が社会問題になっております。IT大国の韓国では、ネット依存による子供たちへの悪影響が社会問題化しております。私も、子供たちへのネット依存による悪影響を気にする親の一人として非常に心配をしております。

さて、そうした中、昨年の全国学力テストの中学3年生の問題の中に、封筒の宛名を記入する問題が出題されておりました。簡単に申しますと、問題中にある宛名を封筒の表面に書き写すだけで正解となる問題であります。しかしながら、高知県ではその問題の正答率が何と51%、全国でも56.8%という結果が出ておりました。高知県の公立の中学3年生のうち2人に1人が、封筒の宛名を正確に書くことができないということであります。私は、ここにもネット依存の弊害が出ているのではないかと感じております。

最近では、年賀の御挨拶もSNSを利用し、簡単な言葉やスタンプで終わってしまいます。私が小学校低学年のころは、親から年賀状をもらい、お世話になっている先生方や同級生に年賀状を出しておりました。また、ある郵便局長

さんのお話では、就職試験のための履歴書を送る宛名書きについてチェックを求められた経験があるとも伺ひました。私は、せめて日本人としての最低限の文化やマナーを勉強するためにも、こうしたポイントにも力を入れた教育が必要ではないかと感じます。

GIGAスクール構想が叫ばれ、ネット社会への対応が求められている日本ですが、今後こうした最低限の日本文化の教育にどう力を入れていかれるのか、教育長の御所見をお伺ひいたします。

○教育長（伊藤博明君） 我が国の伝統や文化についての学習は、来年度の小学校から順次、全国で全面実施されます学習指導要領でも、学校教育活動全体を通して組織的に取り組むこととされておりまして、小中学校ともさまざまな教科の中で学ぶ内容が位置づけられております。

封筒の宛名書きを含めまして手紙やはがきを書くことは、日本の伝統的な文字文化を学ぶことに通じるものであり、国語科の中での学びをもとに、例えば職場体験活動などの総合的な学習の時間の中で、経験的に学んでいくことになります。このように、理論と経験を結びつけて学んでいくことなどを通して、実生活に生かす知識や技能を身につけていくことが重要となってくるというふうに考えております。

県教育委員会では、この現代のネット社会においても日本や郷土の文化、伝統を大切に、そうした知識をしっかりと身につける学習が適切に行われるよう、市町村教育委員会とともに、研修や教材の提供などにより、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○5番（下村勝幸君） ありがとうございます。

この質問の中で、私は決してネット社会に代表されるデジタル技術を否定するものではありません。これからの情報化社会を迎える子供たちは、デジタル技術にも十分に対応できるだけ

の能力を身につけねばなりません。しかしながら、日本人がこれまで築いてきた文化を継承し、次の世代に引き継ぐことも、教育という視点では大変重要なことであろうと思います。そのためには、学校教育のみならず家庭教育においても、こういった視点でサポートしていただけるような働きかけも必要ではないかと考え、取り上げさせていただきました。

今後とも、子供たちが自分の、例えば履歴書を送るときにきちんと送れるように、せめてそのあたりは今後も対応をぜひお願いしたいと思います。

時間も残り少なくなってまいりましたが、今回、新型コロナウイルス関連では、本当に高知県内いろいろなところで大変な状況にもなっております。対応される職員の皆さんは本当に大変だと思いますが、高知県民の皆さんが今後とも安心して、またこの高知県のために頑張ってもらえるような施策をどんどん出していただけることをお願いいたしまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、下村勝幸君の質問は終わりました。

ここで11時40分まで休憩といたします。

午前11時35分休憩



午前11時40分再開

○議長(桑名龍吾君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

大野辰哉君の持ち時間は30分です。

29番大野辰哉君。

○29番(大野辰哉君) 議長のお許しをいただき

ました。早速質問に入らせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るっています。本県においても、ウイルス反応陽性者が昨日時点で12例確認されておりまして、患者さんの一日も早い回復をお祈りするものでございます。また、日々この新たなウイルスと闘っておられる医療関係者の皆様、体を張って対策に奔走されている政府関係者を初め県や市町村など関係の皆様方に、敬意と感謝を申し上げるものでございます。

そうした現場の一方で、政府の対策本部を欠席して新年会に参加する閣僚の行動は論外としても、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号への対応や、中国、韓国からの入国制限など、後手後手になっている感のある水際対策、イベントや大規模集会への参加自粛要請や全国の学校に対する突然の休校要請など、場当たり的にも映るこれまでの政府の対応や姿勢に、国民の戸惑いや不安は高まり、生活への影響や混乱が起きる事態ともなっています。

本県においては、けさほど知事のほうからさまざまな県の対策について報告もありましたが、知事を本部長とする対策本部が設置され、県民への情報発信を初め、医療や検査、相談体制の強化など、昼夜を問わずさまざまな対応に御尽力されておられ、県民の一人としても大変心強く思っております。

そこで、これまでの新型コロナウイルスに対する政府の一連の危機管理対応について知事の御所見をお伺いしたいと思います。

○知事(濱田省司君) 御質問の新型コロナウイルスに関しましては、現時点ではまだこのウイルスに関しまして科学的な知見が十分に得られていないという状況の中で対応が迫られているというところでございます。こうした中でありましても、これまで国や自治体は総力を挙げまし



て感染の蔓延防止対策に取り組んでまいりました。

ちょうど政府の専門家会議が、国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際の期間であるという見解を示したこともありまして、現在非常に重要な局面にあると考えております。政府の一連の対応につきましてさまざまな御意見があるということは承知いたしておりますが、しかし対応に当たっております我々といましては、そうしたことよりは、現時点ではまずはこの感染の拡大防止に全力を挙げるべき段階であるというふうに考えているところであります。

事態が一定程度収束を見た後には、専門家の議論を経まして、しっかりと政府の対応も含めまして国全体の対応を評価、検証がされるというのが筋であろうと考えております。

○29番（大野辰哉君） 大変なときであります。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

なぜ検査を受けられないのか、何をもって収束となるのか、感染の山場は何に基づくものかなど、根拠や裏づけが不透明でわかりにくい情報も多く、政府からの正しい情報の不足も不安を増幅させる要因の一つにもなっているのではないかと思います。

そこで、この間の新型コロナウイルス対策における国から県への情報の伝達はどのようになされてきたのか、健康政策部長にお伺ひしたいと思ひます。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 中国・武漢市におけます新型コロナウイルス感染症の流行確認以降、国からは、国内外の流行状況に関する情報提供ですとか、国民からの相談、ウイルス検査、医療提供体制などの地方自治体が行うべき対策について、随時通知等により情報伝達をされてきたというふうに認識をしています。ただ、クルーズ船からの下船者に関する都道府県への情報提供がおくれ、本県を含めた都道府県等に

よる下船者への対応にタイムラグが生じたり、小中学校等の臨時休業やPCR検査の保険適用などは、その目的や実施体制に関する事前説明が十分ではなく、自治体側の対応に混乱を来したことは否めないところでございます。

国におきましては、新たな方針や対策について、できればその検討段階から、地方自治体に対して、なお丁寧な説明と協議を行っていただければというふうに考えているところでございます。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

うわさやデマなどによる買い占めなど、パニック的な混乱も一部で発生しております。今回のように住民の命や生活に影響を及ぼす事象が発生した場合、住民に正確な情報を迅速に伝えることは大変重要であり、住民に一番身近な行政機関である市町村への情報伝達の重要性は言うまでもありません。

そこで、今回の新型コロナウイルス対策における国や県から市町村に対する情報の伝達はどのようになされてきたのか、健康政策部長にお伺ひしたいと思ひます。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 地方自治体における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国から主にメールによって都道府県に通知がなされ、そのうち市町村の対応に関係するものについては、随時県から市町村に、これまたメールまたはファクス等によってお伝えをしてきております。また、新型コロナウイルス感染症発生した際には、その公表情報について、事例を所管する福祉保健所管内の市町村にも情報提供しております。

ただ、先ほど申し上げましたように、国からの方針や対策の趣旨について具体的な説明が不足をしていたり、実行に移すまでの時間的余裕がないものが少なからずあり、県としても、市町村や県民の皆様にご不安を与えることがな

かったのか、今後検証していきたいというふう  
に考えております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

政府は、休暇や休業補償、助成金の支給など  
さまざまな支援策を打ち出していただけていま  
すけれども、私も自治体で働いた経験から、住  
民の方々が制度を知り、理解し、申請して受給  
するまでには相当な困難が伴うことも理解して  
おります。今後、支援の受付となる自治体にお  
いては、ワンストップ相談窓口の設置なども御  
検討していただけたらありがたく思います。ま  
た、政府からの情報を正確に自治体や住民に伝  
達や共有ができるよう、今回の事例を検証して  
いただいて、今後につなげていただければと思  
います。

政府は、全国全ての小・中・高等学校、特別  
支援学校に対して、3月2日から春休みに入る  
までの間臨時休校とするよう、各都道府県の教  
育委員会などを通じて要請をされました。安倍  
首相が最初に臨時休校の意向を表明されたのが  
2月27日の政府の感染症対策本部会議だったと  
思います。

安倍首相の表明から休校実施までの間、国か  
ら県に対してはどのような情報伝達がなされて  
きたのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） 27日の夕方に報道によ  
りまして総理の方針を把握した段階から、直ち  
に情報収集等を開始しまして、文部科学省から  
の通知を待ちながら、県教委としての対応方針  
の検討を行いましたところ、翌28日の午前9時  
半ごろ、文部科学省からの電子メールで休校要  
請についての通知が到着をし、卒業式や入試へ  
の対応、そして放課後児童クラブの開所などの  
方針が確認できましたので、3月4日からの県  
立学校の休校等について、28日の11時までに県  
立学校長それから市町村教育長宛てに周知を  
行っております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

突然の表明と要請に、全国の学校や教育現場、  
子供を持つ家庭は混乱をすることとなりました。

そこで、政府からの休校要請は、国や県から  
市町村、さらには学校へとどのように情報伝達  
が行われたのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） 今回、県教育委員会と  
しては、一斉の臨時休業とそれに伴う卒業式や  
入学試験、それから部活動の取り扱いに関する  
通知を県立学校長に対して行うと同時に、市町  
村教育委員会に対しても同通知の写しと文部科  
学省からの一斉臨時休業についての通知の写し  
を添えまして、臨時休業等について検討するよ  
う依頼を行っております。また、依頼文書の発  
出と同時に、全ての市町村教育長に電話で連絡  
を行いまして、同通知の内容の周知を図ってお  
ります。

各市町村教育委員会は、国からの通知や県か  
らの依頼、子供や保護者の状況等を勘案いたし  
まして、市町村の方針、それから休業期間を適  
切に判断、決定いたしまして、臨時の校長会な  
どを開いて各学校に周知をしたと聞いておりま  
す。

○29番（大野辰哉君） 今回は本当に急な要請で  
あったことから、学校現場も親も相当大変な状  
況になっていると思います。特に、学校や家庭  
までの連絡体制についてはしっかりと検証され  
て、今後の情報連携の強化につなげていただ  
ければと思います。

次に、感染の拡大を防ぐための臨時休校の措  
置については意見の分かれるところでありま  
すが、家庭では、子供たちの居場所の確保や保  
護者の休暇などの問題に直面し、また学校現場  
では、授業時間数の減少による学習のおくれや  
進級や卒業など、さまざまな問題が生じていま  
す。また、子供たちにとっては卒業式や送る会

といった一生の記念となる行事も中止や自粛となり、突然の学校やお友達とのお別れに悲しみ、涙する子供たちの姿を見たとき、正直かなり胸が締めつけられる思いがいたしました。

そこで、臨時休校によって教育現場で生じている混乱や影響について教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） 臨時休業に係る問題点につきまして市町村教育委員会に聞き取りを行った際に、子供たちの中には、突然に友達や先生と会えなくなることの寂しさや、県立高校の入学試験への不安、また学習内容が終了していないことへの戸惑いの声があったとの報告を受けております。教職員や保護者については、現状を考えると臨時休業は仕方ないと理解を示しつつも、休業中の子供たちの生活、居場所の確保、学力の保障などについて困惑の声が上がっているというふう聞いております。

このため、市町村教育委員会を通じまして、県立学校の対応状況や指導要録の記録といったことに関します休業に伴う教育課程に関するQ&Aなど、国の通知をいち早く情報提供するとともに、各県立学校や各市町村教育委員会からの相談や問い合わせなどに対応をさせていただきます。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。今後とも、教育現場等にも御支援のほうよろしくお願ひしたいと思います。

休校によって、子供たちの栄養状態を下支えている給食の停止も心配がされます。学校給食以外でそうしたところをフォローしてきたこども食堂も中止が検討され、また休校中の子供たちの居場所ともなっている放課後児童クラブでは給食が提供されないことから、特に厳しい環境にある子供たちへの栄養の確保が心配もされています。

そこで、厳しい環境にある子供たちに対する

給食サービスの提供など、臨時休校中の対応策について教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） 今回の臨時休業に際しまして、保護者が昼間家庭にいない場合や休暇を取得することが困難な場合もあることから、放課後児童クラブや学校を活用した子供の居場所づくりについて各市町村に対応していただいているところでございます。

放課後児童クラブの昼食につきましては、弁当の持参が原則というふうになっておりますけれども、今回、文部科学省、厚生労働省から、家庭や地域の実情を踏まえ、学校給食調理場や調理員を活用して昼食を提供することなど、柔軟な対応の可能性も示されたところでございます。各市町村にも周知しており、実施については各市町村の御判断ということになっております。

そうした中で、黒潮町では、家庭の負担を減らす目的で、9日から希望する家庭に、学校給食の委託業者が給食センターでお弁当をつくり、ボランティアなどが届ける取り組みが始まっています。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。養育不全や要保護家庭では、一日の食事のうち学校給食への栄養依存度も高い子供たちが少なくありません。市町村とも連携の上、厳しい栄養環境にある子供たちへのサポートにも気を配っていただけたらありがたいと思います。

次に、臨時休校の対象となっている特別支援学校には、病弱や身体虚弱などさまざまな状態の子供たちが通学しており、日ごろより感染に対してはより万全な対策を必要としています。また、休校対応においても、一人一人の特性に応じた児童生徒の体調管理や、放課後等デイサービスなど専門的な施設の受け入れ体制、保護者負担の増大など、特別支援学校ならではの多くの課題が生じていると思われま

そこで、特別支援学校の臨時休校によって生じている混乱や影響について教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（伊藤博明君） 高知県では、家庭等での対応が難しくやむを得ない児童生徒は学校や寄宿舎で受け入れることとしまして、管理職が窓口になって個別に相談を受け付けて対応をしてくれています。3月6日現在、本校、分校13校のうち6校で8名の児童生徒を学校で受け入れておまして、スクールバスの運行も行っております。各学校の調査によりますと、県立特別支援学校に通う児童生徒の大半は自宅での対応となっております。全体の約3分の1が放課後等デイサービスを利用しているというふうに聞いております。

また、医療的ケアが必要な子供につきましては、学校で受け入れできる体制を整えておりますが、現在のところ登校されている子供さんはいないということになっております。給食については、受け入れ人数が少人数となったことから弁当で対応しておりますが、弁当を持参できない場合は学校で弁当を調達しております。

今後も、混乱や影響の軽減に向けて、家庭の状況をお聞きしながら、柔軟な対応に努めてまいります。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。よろしくお祈りします。

ある親御さんは、急な休校の知らせに仕事が休めず困窮され、各方面に助けを求めた結果、最終的に福祉事業所の放課後デイサービスの臨機の対応で何とかその場をしのいだものの、今も先が見通せない状況に置かれています。寄宿舎での受け入れなど、今お話もありましたけれども、保護者や児童生徒の置かれている状況に寄り添った柔軟な対応を要望しておきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルスは、特に高齢者や

基礎的疾患がある方については重症化しやすいと言われております。特に、高齢者介護施設や障害者施設においては、ウイルスを入り込ませない、施設の水際対策の取り組みも重要となっていると思われまます。

そこで、県内の高齢者介護施設や障害者施設における新型コロナウイルス感染対策について地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

○地域福祉部長（福留利也君） 高齢者介護施設や障害者施設の感染対策につきましては、国が示している施設向けのマニュアルと今回の国の感染拡大防止に関する通知に基づく対応が行われております。具体的には、職員や利用者、委託業者なども含めたせきエチケットや手洗い、アルコール消毒の徹底、職員の出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないこと、また緊急やむを得ない場合を除き面会を制限することなどの対応がとられているところでございます。

今後も、施設と連携して、徹底した感染防止対策に取り組んでまいります。

○29番（大野辰哉君） よろしくお祈りします。現場ではさまざまな問題も生じていると思えます。今後とも御支援のほど、どうかよろしくお祈りしたいと思います。

新型コロナウイルスに関連して、県民の安全・安心のために必要な情報は開示すべきと考えますが、一方で、感染された方は過去の行動なども公表されることから、疾患の苦しみだけでなく、精神的にもつらい思いをされているのではないかと推察します。

知事からも、誹謗中傷や人権侵害がないよう対応していくとのお話もありましたが、感染者の人権やプライバシーなどに配慮した情報公表のあり方について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 新型コロナウイルス



ルス感染症患者の第1例目の公表以来、知事、高知市長の合同記者会見や毎日の定時の報告という形で、県民や報道機関の皆様へ情報提供してきました。そこでは、患者さんや関係者の皆様の個人情報特定されないよう、プライバシーの保護には最大限配慮をしています。ただ、その一方で、感染拡大を防止するため、患者さんに関する施設名や学校名の公表が必要な場合は、患者さんや御家族その他関係者の皆様の多大なる御理解、そして悩まれた上での御承諾を得て公表いたしました。

しかしながら、残念なことに、患者さんの御家族の方々から、周辺の方々から浴びせられる声で大変苦しんでおられるということも伺っておりまして、濱田知事から、誤った情報に基づいた不当な差別、偏見、いじめというようなことはあってはならない、どうか冷静な対応をとということメッセージとしてお伝えしているところでございます。

県としましては、患者さんや御家族、関係者の皆様の苦しみのふちに陥らせないとこの視点をもちながら、今後とも正確かつ人権に配慮した情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○29番（大野辰哉君） ウイルスには誰もが感染する可能性があり、感染後の重症化対策やプライバシーの保護など、感染された後のフォローこそ大切なことではないかと思っております。今後とも、患者さんやその御家族などに対する個人情報の保護や風評被害などへの対応、対策についてもどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

新型コロナウイルスの課題は、感染拡大防止や重症化対策といった病気そのものへの対策のみならず、行動の制限や自粛による経済活動の停滞、臨時休校や情報デマなどによる社会の混乱など、対策の副作用への対策も必要という先の見通せない状況となっており、日常生活への

影響は日を追うごとに大きくなっているように感じます。高知市内で飲食店を営む店主の方からは、これまで何とか経営を続けてきたけれども、自粛ムードの中客足が遠のき、この状態が続くと多くの店が経営できなくなると、地域の窮状を訴える悲鳴にも似た声が聞かれています。そうした声は氷山の一角で、今福祉の現場や零細商店の現場などこれまで厳しい中でもぎりぎり踏ん張ってこられた方々の多くが、このコロナウイルス対策の影響を受け、窮地に立っていると考えられます。

特に、本県はお酒文化の土地柄で、観光県でもあり、イベントや各種会合の中止や自粛による経済的な損失やダメージははかり知れないものがあると思います。制度融資の拡充や生活福祉資金の貸し付け等の支援も進められておりますが、特に日々の生活に大きく影響を受ける小規模零細商店や事業所、非正規やパートで働く方々、要配慮者など、厳しい環境にある方々や支援制度の谷間にある方々に寄り添った行政支援も必要と思ひます。

そうしたことも踏まえ、この項の最後に、コロナショックから県民生活を守る決意について知事にお伺ひしたいと思ひます。

○知事（濱田省司君） 御指摘ございましたように、新型コロナウイルスによりまして、県民生活のさまざまな場面で悪影響が及んでいるのが現状だと思ひます。経済面、観光面が厳しい状況になっているという声も大変多く寄せられておりまして、県民の皆様、事業者の皆様が非常に不安に思われているという状況だと認識をいたしてあります。

こうした県民の皆様の不安なお気持ちを少しでも解消できるようにという考え方に基きまして、県といたしまして、去る6日に3つの柱でこの対策をまとめて、発表いたしました。第1に感染予防、感染拡大防止、第2に情報発信、

相談体制の整備、第3に経済影響対策、この3本の柱でございまして、今までに実施済みあるいは実施中の対策のみならず、今後の検討の方向性についてもまとめて、県民の皆さんにお知らせをしたところでございます。これらの対策は、県民の皆さんにわかりやすくお示するとともに、特に経済対策に関しましては事業者の方々の御心配も高まっておりますので、スピード感を持って実行したいと考えております。

また、本日も国の緊急対応策第二弾が決定をされる運びでございますが、こうした動きに呼応いたしまして、国の施策は最大限に活用してまいりたいと思っておりますし、特に経済対策関連の部分はさらにバージョンアップをしたいと考えております。

県といたしましては、県民の皆様の健康、生活を守るということを第一にしまして、県経済のダメージを最小限に食い止めるという観点に立ち、ありとあらゆる対策を総動員いたしまして、この難局をしっかりと乗り切りたいと考えております。

○29番（大野辰哉君） 知事からの力強い決意をありがとうございました。県民生活を守るため、知事の力強いリーダーシップと行政手腕に県民は期待をしております。どうかよろしく願いいたします。

私たちが、今は政府の対策、安倍総理の政治判断を信じて、一日も早い終息と、少しでも感染が広がらないよう一人一人が感染防止を徹底して、助け合い、お互いさまの気持ちで生活していくことが大切だと思います。今後とも皆様の御協力をお願い申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

次に、不妊治療対策についてお伺いしたいと思います。

現在、多くの方々が、子供を授かりたいと、不妊治療を頑張られております。不妊治療は、

肉体的にも精神的にも、さらには経済的にも負担が大きいことから、国では全国に不妊専門の相談支援センターを設置するとともに、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの施策を行ってきていると理解しております。

そこで、本県の不妊治療対策の現状について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 県では、平成24年度から高知医療センターに不妊専門相談センター「ここから相談室」を設置し、不妊に関する専門的な相談や、不妊による身体、心の悩みなどについて、不妊症看護認定看護師や泌尿器科医師による専門相談を実施しています。また、経済的な支援としては、特定不妊治療に要する費用について、国の助成額への県単独での上乗せ、さらには助成対象年齢の上限の撤廃などを行い、不妊に悩む方への助成を行っています。加えて、タイミング療法や人工授精などの一般不妊治療についても、保険適用外となる人工授精に要する費用の一部を助成する市町村に対して、県単独で2分の1の補助を行っています。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。

国は平成16年度から、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精のいわゆる特定不妊治療について、費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っておられます。また、現在多くの市町村において、国の助成に上乗せする形で助成事業も行われてきております。さらに、一部自治体では、特定不妊治療だけでなく、医療保険が適用されるいわゆる一般不妊治療に対しても助成を行っているとお聞きしております。

そこで、県内市町村の不妊治療対策の現状について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 県内の市町村では、一般不妊治療費については24市町村、特定不妊治療費については県の助成に上乗せをする

形で21市町村が助成を行っております。助成内容や対象とする治療などは市町村により異なりますけれども、助成金額は、一般不妊治療が1年度につき3から6万円、特定不妊治療が1回につき5から15万円という状況でございます。

○29番（大野辰哉君） 居住する市町村によって助成額や助成の対象などが異なる現状がわかりました。

日本一の健康長寿県づくりの目指すものに、誰もが住みなれた地域で安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるという目標があります。そこで、市町村が行う不妊治療対策への支援の拡充について健康政策部長にお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 先ほど申し上げましたとおり、県では、一般不妊治療の助成事業を実施する市町村に対して2分の1の補助を行っておりますが、助成事業を実施していない市町村もありますので、今後も引き続き制度の周知を図っていきたくて考えております。

他方、国においては、ことし4月以降に不妊治療に係る実態調査を行った上で、助成額や所得制限の見直しを検討することとしておりますので、県としましても、国の検討結果などを見ながら、今後県単独での市町村に対する支援の拡充についても検討したいと考えております。

○29番（大野辰哉君） ありがとうございます。今後、市町村とも連携・協議の上、高知県全ての市町村において高いレベルでの助成制度の平準化、拡充がされるよう御支援をお願いしておきたいと思っております。

不妊に関する方々のお悩みや相談については、全国に設置された不妊専門相談センターにおいて、医師や助産師等の専門家による相談対応を初め、医療機関などに関する情報提供を行うなどの支援が実施され、本県においても高知医療センター内に「ここから相談室」が設置され、

不妊に悩む方々への相談支援や情報提供などを行っております。「ここから相談室」では、電子メールでの相談受け付けなど電子媒体を使った先進的な対応や、男性に特化した相談も実施されるなど、相談体制の充実が図られてきております。そうした支援があることも県民に広く知っていただくための周知活動、広報活動も大切ではないかと考えます。

そこで、不妊治療相談支援窓口の周知、広報をどのように行っていくのか、健康政策部長にお伺いしたいと思います。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 県ではこれまで、不妊専門相談センターを紹介するリーフレットや、センターの電話番号、QRコードを掲載したカードを作成しまして、企業向けセミナーなどで配布をするとともに、県内の産婦人科医療機関や市町村で活用していただいております。また、県独自としまして、県のホームページやツイッター、テレビやラジオを通じて広く相談窓口を知ってもらう取り組みなども行ってまいりました。

今後とも、市町村とも連携をしながら、例えばより効果的な啓発資材になるような工夫なども行って、相談窓口の周知に取り組んでいきたいと考えております。

○29番（大野辰哉君） 不妊に悩むカップルがここに相談してよいのかわからず、また相談をちゅうちょしている間に、結果として適齢期を逃してしまい子供を授かることを諦める、そうした判断をされることのないよう、また子供たちを授かりたいと不妊治療を頑張られている方々に寄り添った支援の充実、拡充をお願いしておきたいと思っております。

次に、令和2年度国の地方財政対策についてお伺いたします。

令和2年度の地方財政対策については、地方の一般財源総額は前年度を0.7兆円上回る63.4

兆円が確保され、地方交付税も、地方税収が伸びる中、前年度を0.4兆円上回る16.6兆円が確保されております。特に、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して新たに創設された地域社会再生事業費は、本県のような少子高齢化が進み、地域社会の維持・継続が困難となっている自治体に重点的に配分されるとのことであり、大変ありがたい財政措置となっております。

そこで、地域社会再生事業費の創設の趣旨を踏まえ、この新たな財政措置をどのように生かしていくのか、総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（君塚明宏君） 地域社会再生事業費ですけれども、普通交付税と算定されますから特定の事業に充当する性質のものではございませんけれども、一般財源が確保されますことで、本県の来年度当初予算では、移住施策の充実、ICTを活用した遠隔教育の拡充といたしました中山間地域の活性化を初めとする地方創生に資する取り組みの強化につながったと認識しております。県内市町村におきましても、普通交付税の増が見込まれますことから、地域社会の維持・再生につながる取り組みを一層進めていただくことを期待しております。

○29番（大野辰哉君） せっかくの財政措置ですので、移動手段や生活用品の維持・確保など、誰もがどこに住んでいても安心して生活できる地域の維持・再生につながるような取り組みに期待をしておきたいと思っております。

最後になって時間がちょっと厳しくなってきましたんですけれども、緊急浚渫推進事業費が、同じように地方財政対策で創設されます。国の財政措置による事業費の創設は、本当にありがたいと思っております。

事業の推進に当たっては、市町村や住民との連携・協議の上、緊急性の高い、危険性の高い

箇所から計画的な事業の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。以上で私の一切の質問とさせていただきますと思います。済みません、質問をところどころ省いてしまいまして申しわけございませんでした。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、大野辰哉君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩



午後1時10分再開

○副議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田貢太郎君の持ち時間は50分です。

2番上田貢太郎君。

○2番（上田貢太郎君） 自由民主党の上田貢太郎でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まずは、外国人材の受け入れ拡大について、特に私からはベトナムに関連した質問を中心に伺いさせていただきます。執行部の皆様、よろしく願いいたします。

さて、私は、ことしの1月10日から14日にかけて、日越友好議員連盟の会長であります二階俊博自由民主党幹事長を団長といたします日本ベトナム文化経済観光交流団の一員として、尾崎正直前高知県知事や黒潮町の西町長、そして土森県議ら各界約1,000名の方々とともに、ベトナム第3の都市ダナンに行ってみました。

ベトナムは、アジアの中で最も成長率が高い



国でありまして、人口は毎年90万人から100万人のペースでふえており、国民の平均年齢は31歳と、エネルギーあふれる国であります。また、ベトナムは、皆さん御承知のとおり大変親日的で、ベトナムが成長、発展すれば、日本にとって大きなマーケットになるばかりではなく、必ずやベトナムはアジアの大国の一つとなり、日本の労働力を支えてくれる、そういう国でございます。県内でも丸和林業さんなど数社がことし新たにベトナムに進出するようございまして、県内企業においても関心は非常に高まっていると考えます。

今回の交流団の目的は、日越間の交流人口の拡大、地方への誘客、そして日越政府間の連携の強化であります。御存じのとおり、日本には既に日越両国の未来を担う数多くのベトナム人材がいます、その数は留学生で8万人、技能実習生で19万人に上ります。その19万人という数字は、外国人技能実習生全体の実に半数以上に上ります。また、高知県においては3,141人の外国人の方々が就労しており、そのうちベトナム人は最も多い1,238人となっています。

そうした中、昨年4月に政府は、外国人労働者の新たな在留資格、特定技能を創設し、受け入れの門戸を広げました。現地で行われたシンポジウムでも、参議院議員で外国人労働者等特別委員長の片山さつきさんから、政府の方向性として、14業種に門戸を開いて34万5,000人を受け入れる特定技能枠に関して報告がございました。現在、公表されている特定技能の外国人は、昨年12月末現在で1,621人と増加傾向は見られますが、まだまだ少ないのが現状であり、本県は4名にとどまっております。

そこでまず、本県において特定技能の人材確保が進んでいない原因について商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 特定技能につき

ましては、国は今年度に最大4万7,550人の受け入れを見込んでおりましたが、お話にありましたとおり、昨年12月末時点で在留しているのは1,621人、そのうち本県は4名にとどまっています。

これまで進んでいない原因としましては、技能水準を確認するために国内外で実施をされる各産業分野の技能試験等の開催地や実施回数に限られていたこと、またベトナムを初め送り出し国側のルール整備のおくれなどが挙げられています。また、県内の問題としましては、受け入れ企業の委託を受けて外国人の生活や就業面でのサポートをするいわゆる登録支援機関の登録が2月末時点で11件と、受け入れに向けた支援体制がまだ十分とは言えないことが挙げられます。

しかしながら、いずれも徐々に昨年末あたりから整ってきておりまして、今後特定技能での就労がふえてくるものと考えています。

○2番（上田貢太郎君） ありがとうございます。特定技能についてはこれから伸びる段階に入るだろうということですが、先ほど申しました特定技能の外国人1,621人のうち半数以上となる901人がやはりベトナム国籍となっており、また65%が首都圏でない地方圏で働いています。そういうこともあって、今政府は、ハノイやホーチミンなどの都市部だけではなくベトナム全域に日本語を習得できる環境づくりの予算化を検討しておりまして、我々のほうが教える側を探るのが大変なくらいまでやろうじゃないかということで、例えば今までは短大、大学だったのを、高校、あるいはジュニアハイスクールまで下げるといことも検討したいとのことでした。

日本経済を現状のまま維持するには、外国人労働者なしでは成り立たなくなっていると言えます。また、少子高齢化が進む本県は、かなり先の未来にわたって若い労働力の増加は見込め

ないことを考えますと、こうした国からの受け入れ拡大は大変重要になります。

本県としても、例えばベトナムからの技能実習生及び特定技能での積極的な受け入れは労働人口拡大に向けて必要不可欠だと考えますが、商工労働部長の御所見をお聞かせください。

**○商工労働部長（近藤雅宏君）** 昨年10月末の全国の外国人労働者は約166万人、うちベトナムは2番目に多い約40万人、全体の24%です。対前年では26.7%の増となっています。本県では、一番多い1,238人であり、対前年比49.2%増と、年々増加傾向にあります。ベトナムは、国の方針として国外に多くの労働者を送り出しており、その数は年間数十万人と言われ、その有数の送り出し国が日本となっています。

ベトナムには県内企業が進出をするなど、経済的なつながりがあり、昨年度から、県も含めた県内企業等による現地自治体や大学等との交流も始まっているところです。本県にとって、ベトナムは送り出し国として有力な相手国であり、今後現地自治体との協定等の締結も視野に入れた取り組みを展開してまいりたいと考えています。

**○2番（上田貢太郎君）** よろしくお願ひいたします。

ただ、外国人労働者を受け入れる際にはさまざまなリスクもございます。その一つが、技能実習生の失踪問題です。一昨年1年間において、約9,000人が失踪しています。そのうち約5,800人が、残念ながらベトナムからの技能実習生です。また、そうしたベトナム人失踪者の不法残留者が1万3,000人に達しているという現実もございます。

日本が好きで来てくれた方が、なぜ一定の給料が支払われているということになっているのに逃げなければならないのか。その裏側には、来日前に多額の借金を背負わされ、働いても働

いてもお金が残らない、そこにはいわゆる悪質ブローカーが介在するということが一般的に言われています。

冒頭に申しました交流団の訪問においては、二階俊博自由民主党幹事長とフック首相との間で、こうした悪質な企業や受け入れ機関を徹底的に排除しようと、12の覚書が交わされたところです。そして、日本とベトナムの就労をさらに拡大させることで一致したとお聞きしております。

私は、高知県においてもそうした不正を排除する仕組みを構築し、安心して高知に来て働いていただける環境づくりが必要だと考えます。その策として、高知に来ていただけることを条件とし、語学習得にすぐれた能力を持つ人材に対し、介護には奨学金制度がありますが、ほかにも本県独自の奨学金制度を創設することや、あるいは安価に日本語が習得できるサポートを行うことも有効かと思えます。また、本県への渡航費に関しても貸し付けるなどの仕組みも考えられるところです。

そこで、外国人労働者の受け入れの環境づくりに向けどのように取り組むか、商工労働部長の御所見をお聞かせください。

**○商工労働部長（近藤雅宏君）** 受け入れ環境づくりにつきましては、これまでも高知県外国人生活相談センターの設置や日本語学習支援、異文化交流会などに取り組んでいるところです。また、技能実習生への日本語教育に加え、次年度からは受け入れ事業所を対象とした易しい日本語などの日本語支援も実施する予定でございます。

また、来年度は技能実習制度や特定技能の対象となる業種を中心に、県内企業を対象とした外国人雇用実態調査を実施したいと考えています。調査では、県内企業の外国人材の雇用状況や受け入れに関する課題、要望などを把握する

ことにより、県内企業のニーズを踏まえた今後の外国人材の確保、活用に向けた施策につなげてまいりたいと考えております。

○2番（上田貢太郎君） 人口減少が進む地方都市にとって、ベトナムから来てくれるやる気のある人材はまさに日本の宝です。本県としても、他県にない独創的な受け入れ環境を整えて、加えて、ネイティブな土佐弁を御理解いただき、安心できる職域環境のために、国の方向性に準じた組織、仕組みづくりが必要だと考えます。本県に来られた外国人の皆さんが、高知に来てよかった、高知に住み続けたいと思ってくれるような仕組みづくりにつなげていただきますよう、ぜひお願いいたします。

この項の最後になりますが、外国人材の受け入れ拡大については、先ほど申しましたように、選ばれる国、県にならなければならないと考えております。そのためには、民間・地方政府レベルでの交流や議員同士の交流も有効だと考えます。二階俊博幹事長も、ベトナムへの出発式において、この混迷する世界情勢だからこそ国民一人一人の交流が何より大事となるとおっしゃってございました。

本県には、よさこいという、交流の一策となり得るツールがございます。ベトナムでは、よさこい踊りを踊られているチームもあり、既に高知県でも、よさこいアンバサダーの認定を通じた交流を展開されているとお聞きします。こうしたツールを積極的に使い、日越、いや土越相互交流を継続して行っていけば、そこからベトナムの若者が高知に行ってみたいと思うような関係が生まれるのではないかと思います。

今後、こうしたよさこいを通じたベトナムとの交流を本県のインバウンド誘致にどのように生かしていくのか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 県では、ベトナム

の2チーム、6名をよさこいアンバサダーに認定いたしまして、地元や近隣国での普及に取り組んでいただいております。この取り組みを契機に、ことしのよさこい祭りには、アンバサダーの皆様のリードによって、2チーム、100名を超える踊り子が参加をされる予定でございます。こうして海外のチームが発祥の地高知に踊りに来てくださることも、よさこいを通じたインバウンド誘致の事例の一つだと思えます。

また、踊り子の皆さんには、本県自慢の食や高知城などの魅力を体感していただき、SNSなどで発信していただくことをお願いしたいと考えております。

こうしたよさこいを通じた取り組みによりまして、観光地としての本県の認知度も高めながら、ベトナムからの観光客誘致につなげてまいりたいと考えております。

○2番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

私は、今回の視察を振り返って、いかにその国と親密な関係を築くか、そのためには、国レベルの外交だけではなく、自治体や県民一人一人の交流がいかに大事かということを感じました。そうすることで相互理解が生まれ、次の若い世代につなげていくことになるのだと思いました。

私は、そういう意味でも、高知県議会には日中・日韓・日台議員連盟などがございますが、ぜひこの機会に日越議員連盟を立ち上げ、高知県とベトナムとのさらなる交流が図られますよう、議員の皆様にも御検討いただければと思います。よろしくお伺いいたします。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

昨年2月にスタートした「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」は、本県の強みである食や歴史に加え、自然を生かしたさまざまな取り組みが展開され、昨年1年間の県外から

の観光客数は438万人となり、大きな成果につながりました。2年目のセカンドシーズンは、「あなたの、新休日。」という新コンセプトでスタートしたところです。

新しいポスターでは、カレンダーにはない新しい休日ということで、高知の山曜日、川曜日、海曜日という3つのテーマで、それぞれ旅行マインドをくすぐるビジュアルが用いられています。折しも、新型コロナウイルスの感染拡大による観光、あるいは経済全体への影響を心配するところであり、一日も早い終息を願いますが、セカンドシーズンの取り組みには大いに期待するところです。

私からは、このセカンドシーズン「あなたの、新休日。」のうち、高知の海曜日の取り組みについてお伺いさせていただきます。海曜日の目玉としては、やはり新たにリニューアルオープンする県立の足摺海洋館だと思います。県内外の多くの皆様に親しまれ、県西南地域の観光を牽引してきた県立の足摺海洋館は、先日惜しまれながらも、その45年の長きにわたる幕を閉じました。そして、いよいよことし7月には、新足摺海洋館SATOUMIとして生まれ変わります。地元の皆様もオープンを大変心待ちにされていると思いますし、高知県観光全体を盛り上げる施設になることを大いに期待しているところです。

高知市にはユニークなキャラクターを活用した取り組みで人気の桂浜水族館や、また東部にはノスタルジックな雰囲気多くの観光客を集めるむろと廃校水族館といった、個性的な水族館が県内にございます。間もなく香川県に新しく四国水族館もオープンいたします。

この新足摺海洋館のオープンを機に、四国内の水族館と連携した取り組みを展開することで、本県に多くの観光客を呼び込むことができないか、観光振興部長にお尋ねいたします。

○観光振興部長（吉村大君） お話にありました

四国水族館は、四国各地の水の景色をテーマにした企画展示を中心に演出をされると伺っております。また、四国の観光振興のため、新足摺海洋館を初め各県の水族館と連携して、四国各地への送客にも取り組みたいとの御提案をいただいております。

議員のおっしゃる四国内の水族館と連携することは、この提案とも合致しております。このため、四国各県の水族館との連携を深め、各館の持つネットワークも生かした集客を図る取り組みによりまして、新足摺海洋館を初め本県に多くの観光客を誘致したいと考えております。

○2番（上田貢太郎君） よろしくお願ひいたします。

次に、高知の海曜日でお伺いしたいのが、高知市の地域アクションプランにも位置づけられている新高知市観光遊覧船、浦戸湾のんびりクルーズの取り組みでございます。この遊覧船は、高知港棧橋を発着場所とし、浦戸湾内の月見台、袂石など龍馬ゆかりのスポットをめぐり、沖合から桂浜や龍馬像を眺めた上で再び湾内に戻ってくる、高知ならではの体験プログラムです。「志国高知 幕末維新博」で、高知市は、坂本龍馬先生、武市先生といった幕末の志士や、高知城、高知城歴史博物館や自由民権記念館といった史跡、歴史文化施設などを押し出ししながら、歴史観光に重点的に取り組んできた印象がありますが、自然&体験キャンペーンに合わせた、地域ならではの自然を生かした観光振興の取り組みも重要であると考えます。

関係者の皆様の御努力もあって、第4期産業振興計画では、この高知市の地域アクションプランを拡充し、多くの観光客から要望のあった、遊覧船の桂浜への寄港について取り組む予定だと聞いております。こうした新たな魅力を生かしながら、観光客の皆様さまにさまざまな体験や学びを伴った浦戸湾、桂浜を楽しんでいただければ



ばと思うところであります。

今後の浦戸湾を活用した観光振興への期待について観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 観光遊覧船は、桂浜に船を着けることや、土日、祝日の定時運航へと見直されることで、観光客の利便性の向上につながり、浦戸湾を活用した観光振興においてとても有意義な取り組みだと思えます。浦戸湾周辺には、桂浜や龍馬像、坂本龍馬記念館、さらには牧野植物園、卸売市場のグルメや桂浜沖での釣り体験などさまざまな観光資源があり、遊覧船と連携したコースづくりも可能です。

県としましても、浦戸湾エリアで高知市が行う、自然、歴史、食、体験を組み合わせた観光地域づくりが進んでいくことを期待しておりますし、この取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○2番（上田貢太郎君） 私も市議会議員のときに、桂浜で船をおり、帰りは桂浜や浦戸からの陸路コースを設ければ、この遊覧船観光はさらに発展するのではと提案してきましたが、令和4年の桂浜の再整備に向けて、ただ単に見る観光だけではなく、こうしたさまざまな体験や学びを伴った観光資源の磨き上げに期待するところでもあります。よろしくお伺いいたします。

次に、フィルムコミッションに関して質問いたします。今や、日本のアニメーション産業の市場規模は2兆円産業となり、10年前に比べると約6割増加しています。また、まんが甲子園の開催地でもある高知にはコンテンツを生み出す土壌があり、高知からはすぐれた漫画家が多く輩出され、アニメ化された作品もたくさんあります。

高校生を主人公に描かれた長編アニメ「君の名は。」は、大変な人気を博しました。アニメを見た多くの若者が、主人公に等身大の自分を重ね、物語の舞台となった岐阜県などの各地をめ

ぐる聖地巡礼という現象が話題になりました。以後、現在まで聖地巡礼のブームは続いており、アニメや映画を見たファンが遠く国外からも舞台となった日本各地を訪れており、こうした流れを呼び込むことは本県の観光振興にも寄与するものと考えます。

今、黒潮町の出身で日本を代表する私小説の作家、上林暁先生の作品を映画化しようとする動きが始まっています。上林先生は、昭和7年に発表したデビュー作「薔薇盗人」が川端康成に高く評価されたことで脚光を浴び、先生の作品が1994年と2019年の大学入試センター試験の問題にも採用されるなど、まさに知る人ぞ知る作家であります。

ことし、先生の没後40年を迎えることから、これをきっかけに地元有志が、上林暁作品の映画化を推進する会を立ち上げ、署名活動などを行っております。上林先生は、深くふるさとを愛し、その作品の中でも入野の海岸など地元の魅力を独特の表現力で紹介されていますので、映画化が実現されれば、聖地巡礼のブームにも乗って、多くの観光客が現地を訪れることが期待できます。今回、私はこの映画の制作には直接かかわっておりませんが、本日は黒潮町に深く御縁のある県議会の先生方も御参会されておりますので、映画化の実現に向けてぜひ地元の皆様と御一緒に取り組みを盛り上げていただきたいと考えます。

今後、上林先生ゆかりの映画化が進んだ際、フィルムコミッション活動としてどのような支援ができるのか、観光振興部長にお伺いいたします。

○観光振興部長（吉村大君） 発信力のあります映画やテレビドラマを観光振興のプロモーションに活用することは、大変有効であると考えています。そのため県では、主に観光コンベンション協会の高知フィルムコミッションを通じまし

て、さまざまな支援を行っております。

具体的には、県内の撮影場所や宿泊施設などに関する情報提供、関係団体や地元の方々との調整、エキストラの募集や手配などを行っており、この点でのノウハウも蓄積をしております。映画化の際には、こうしたノウハウを活用しながら効果的な支援を行いますとともに、観光プロモーションにも生かしたいと考えております。

○2番（上田貢太郎君） 映画は、地域に新たなエネルギーや活力を与える非常に大きな力を持っていると私は思っております。高知県観光のもう一段飛躍のためにも、ぜひよろしく願いをいたします。

また一昨年、牧野富太郎先生を慕う有志の皆様が、日本の植物分類学の父とも呼ばれる偉業を全国に伝えるため、「朝ドラに牧野富太郎を」の会を発足させました。有志の皆様は、牧野富太郎先生生誕160年の節目となる2年後に、NHK連続テレビ小説、いわゆる朝ドラでのドラマ化を目指されています。

本県は、高知から東京に上京したヒロインが描かれた昭和63年の「ノンちゃんの夢」以来、久しく朝ドラの舞台となっていません。牧野富太郎先生を主人公にしたドラマ化が実現されれば、リニューアルしたばかりの牧野植物園の利用者増加はもちろん、観光面でも大きな効果が期待できるのではないのでしょうか。こうした活動は、地元任せにするのではなく、県も一緒になって高知家として応援していくことが必要と考えます。

また、朝ドラは、東京のNHK放送センターと大阪放送局が交互にドラマを制作していると聞いております。折しも、知事は大阪府の副知事を歴任された御経験もあります。そのため、ドラマ化をNHK大阪放送局にも直接働きかけていくことも必要ではないかと思えます。

そこで、ドラマの誘致活動に対する御所見を

知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御質問いただきましたように、本県出身の牧野富太郎先生を描きますテレビドラマが実現するとういたしますと、先生の偉業が全国に広く知られることとなりますし、また舞台となる地元のPRにも大変効果があると考えます。その意味で、県の観光振興にも追い風になるものと考えます。

この「朝ドラに牧野富太郎を」の会」は、署名活動を通じまして地元の機運を高めますとともに、昨年は東京のNHK放送センターを訪問いたしまして要望書を提出されるといった形で、活発な活動を展開されております。県としても、この要望活動には御一緒させていただいたという経緯もございます。

大阪放送局への訪問について御提案がございました。この「朝ドラに牧野富太郎を」の会」の皆様にもこの御提案はお伝えをいたしますし、この会が要望活動を次に実施いたします際には、私もぜひ同行したいと考えております。

○2番（上田貢太郎君） ありがとうございます。先ほど御紹介させていただきました上林先生の映画化も、関西御出身の著名な作家の方が脚本家として候補に上がっていると伺っております。映画化とNHKのドラマ化、この2つを実現するには、大阪とのつながりがキーワードになるかもしれません。引き続き、これらの取り組みに御尽力いただければと思います。

続きまして、議員活動17年目にして初めて農業問題について御質問させていただきますが、IOPプロジェクトについてお伺いいたします。

本県及び高知大学、高知工科大学、高知県立大学におけるIOPプロジェクトは、一昨年夏から地方大学・地域産業創生交付金という内閣府の競争的資金が公募され、尾崎前知事をトップに、研究推進部会、人材育成部会、IOP推進機構検討部会の3つの専門部会を立ち上げ、

I o Pプロジェクトとして申請を行い、これまでの次世代型こうち新施設園芸システムの普及実績も認められ、その年の10月に正式に採用され、スタートした取り組みです。全国で7カ所、本県は唯一、1次産業である農業を課題にし、高知大学を中心に産官学連携のもと、一昨年からスタートしたのがこの事業です。

櫻井学長によりますと、高知大学は威信をかけて取り組んでいるとのことであり、また実際に研究開発がスタートしてちょうど丸1年がたったところではありますが、改めて濱田知事に、このI o Pプロジェクトに対する思いをお聞かせください。

**○知事（濱田省司君）** 本県の施設園芸農業は、これまで高知の農家の皆様が培ってこられた高い技術力と、そしてオランダに学び進化をさせてきました次世代型の施設園芸の取り組みによりまして、全国一の生産性を誇っていると、こういう土壌がまずベースにあると思います。その上で、I o P、いわゆるインターネット・オブ・プランツでございますが、このプロジェクトは、産学官の力を結集いたしまして、本県の強みであります施設園芸農業にA IあるいはI o Tなどのデジタル技術を融合させて、さらに進化をさせる革新的な取り組みだと考えております。これにより、本県の施設園芸農業の飛躍的な発展、そして関連産業群の創出を実現いたしまして、最先端の農業あるいは新たな産業を担う若者たちが高知に集まり、そして高知で育つ、そうした姿を目指していきたいと考えております。

I o Pプロジェクトを通じて、農業分野での高知版Society5.0を実現いたしまして、ここ高知から未来の農業を切り開いてまいりたい、こういう気持ちでございます。

**○2番（上田貢太郎君）** ありがとうございます。お話のとおり、このプロジェクトは超未来型

次世代施設園芸のモデル構築とも言える事業で、農業従事者が減少する中、高知の施設園芸農業の飛躍的発展と施設園芸関連産業群の創出を実現させるための取り組みです。また、農業現場では作物の光合成や生育状況の可視化、出荷量や出荷時期の予測、農作業の効率化などを実現するとともに、それらの情報をクラウドに蓄積し、そのビッグデータをもとに次世代農業を実現していく試みで、尾崎前知事の思いによって国を動かし、実現に向けて多方面の方々の協力のもと進められております。尾崎前知事も、これができれば高知県農業がもう一つ飛躍できる、そして日本の中でも最先端の県になるんだという思いで取り組んでいくと述べられておりました。

国の支援が残り3年となりました。このプロジェクトは間もなく実践段階に来ていると伺っておりますが、そうなりますと、プロジェクトに参画する農家をもっと必要になってまいります。また、施設整備も同様に、プロジェクトの情報収集に必要なセンサーであったり、クラウドとリンクさせる情報通信機器などの設備投資が必要になってきます。

そこで、県としてどのように支援していくのが課題となります。具体的には、補助金であったり低金利の長期貸し付けであったり、あるいは県が購入し農家に貸与するということになろうかと考えますが、今後プロジェクトに参加する農家にどのような支援ができるのか、農業振興部長にお聞きします。

**○農業振興部長（西岡幸生君）** これまで、環境制御技術の取り組みにおきまして、実証段階では、農家の皆様のハウスで試験を行うためのセンサー類や炭酸ガス発生装置等の費用を県で負担して技術を確立し、普及段階では、国や県の補助事業により導入を支援してまいりました。I o Pプロジェクトにおきましても、現在農家

の皆様のハウスでの実証試験を行っておりまして、そのために必要な機器の整備や通信等の経費につきましては、国の交付金を活用して推進をしているところでございます。

今後、研究開発がさらに進みまして、I o Pによる新たな制御機器やシステムが製品化され、本格的な普及段階となれば、現在活用いただいている補助事業を見直すなど、具体的な支援策についても講じていきたいと考えております。

○2番(上田貢太郎君) ありがとうございます。

とはいえ、農業となりますと、JAの存在、そしてJAがプロジェクトにどのようにコミットメントしていただけるのか、ここが重要なポイントになるかと考えますし、そこの参加がなければ実現は困難ではないかと考えます。また、JAとしても、このプロジェクトに参加することにより、全く新しいJAのビジネスモデルともなり得るものですが、JA側にも集出荷場の人員の問題であったり施設の拡充問題であったりと、人手不足や財源不足などの課題もあり、営農指導体制の充実や購買事業の効率化、販売の強化など、合併したメリットが十分に発揮できていないという声があります。

医療分野で、患者さんのカルテを電子データ化することでさまざまなサービスが大幅に進化したように、I o Pプロジェクトにおいて、ハウスの環境データに加えて出荷データや生産履歴等も含めてさまざまな情報を電子データ化することは、JAの営農や販売サービスそのものが飛躍的に進化し、そのことが個々の農家さんの所得向上、ひいては次世代の高知農業につながるのではないかと考えます。

I o PプロジェクトにおけるJAが果たす役割について農業振興部長の所見を伺います。

○農業振興部長(西岡幸生君) 高知県の農業の未来を切り開くI o Pプロジェクトを成功に導くためには、研究開発から普及に至るまで、農

家の皆様とともにそれぞれの産地を支えているJAの協力が欠かせません。そのため、研究開発や人材育成など3つの専門部会にそれぞれJAから参画をいただきまして、県と一体となってプロジェクトを推進しているところでございます。

I o PプロジェクトにおけるJAの果たす役割といたしましては、研究開発段階では、現場の課題やニーズの把握に加え、農家の皆様のハウスでの実証実験やさまざまなデータ収集への支援などが求められることとなります。また、普及段階におきましては、この取り組みが農家の皆様の所得向上に着実につながりますよう、I o Pクラウドに集積されたさまざまなデータや知見を活用した営農指導の推進や流通・販売等の強化を期待しております。

○2番(上田貢太郎君) 私としては、JAの従来の構想にこのI o Pが明確に位置づけられて、そして高知県の農業の進化がこのI o Pの進化と一体化するような、そんな連携をJAとさらに模索していただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、I o Pプロジェクトでは、I o TやAIの活用といった最先端の研究が注目されますが、農家さんにとっては、これまでより難しい技術ではないか、パソコンが使えないとできないのではないかとといった不安があるのではないかと思います。

I o Pプロジェクトが広く普及し、目的とする農業分野のSociety5.0を実現していくためには、農家の皆さんにもっと身近な技術として取り組んでみたくなるメリットが必要だと考えますが、農業振興部長のお考えをお伺いいたします。

○農業振興部長(西岡幸生君) 農家がI o Pを導入するメリットといたしましては、例えばハウスの開閉や水やりなど、経験と勘により手動



で行っている毎日の農作業を、データに基づいて最適に自動化できるようになるということが考えられます。また、その際には、集出荷場のモニターや自宅のテレビ画面等でも必要な情報が得られるシステムもあわせて開発するなど、パソコンやスマートフォンが苦手な方でも簡単にできるようにしたいというふうに考えております。また、ハウスがインターネットにつながりますことで、自宅や外出先からハウスの状態を確認し、遠隔で管理することができるなどの大幅な省力にもつながるのではないかとこのように考えております。

これらの機器やシステムを農家の皆様にとって身近なものとして導入できるよう、これからも取り組んでまいります。

○2番（上田貢太郎君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは最後に、南海トラフ地震に関連する質問を行わせていただきます。

まず最初に、スロースリップについてお伺ひいたします。ことしの1月中旬、紀伊半島沖から四国沖にかけての南海トラフで、陸海のプレート境界の浅い部分がゆっくり滑る現象、スロースリップを7地点で検出したと、海上保安庁の石川火山調査官と東京大学の横田講師により発表されました。

四国周辺のスロースリップは、平成9年から平成10年にかけてと平成15年から平成16年にかけて豊後水道周辺で観測されており、当時から南海トラフ地震への影響が危惧されておりましたが、さらに平成21年後半以降に愛媛県南予から幡多地域にかけての広い範囲でも観測されております。次いで、今回の発表です。

今回スロースリップが検出された7地点は、強い固着が推定される領域の周辺にあり、変動幅は5センチから8センチ程度、このうち紀伊水道沖の2地点は、平成29年から30年にかけて同

時にゆっくり滑っていたようです。スロースリップ現象の近くにある固着域では、急に滑らせようとする圧力が高まるおそれがあるそうです。プレート境界型地震とスロースリップの関連性はまだ明らかではありませんが、東日本大震災の本震が起きる前の約1カ月間に、岩手・宮城沖のプレート境界の震源域でスロースリップ現象が2回起きていたことがわかっています。

さきの発表が直ちに次の南海トラフ地震の発生につながるとは申しませんが、本県として、このスロースリップ現象の確認、発表をどのように考えるのか、危機管理部長の御所見をお聞かせください。

○危機管理部長（堀田幸雄君） スロースリップは、プレート境界が、人が感じられない程度にゆっくり動く現象です。今回、東京大学と海上保安庁が発表した情報は、海底の地殻変動の観測データを解析したところ、過去に海底でもスロースリップが発生していたことを検出したというものです。スロースリップ自体が直接被害を発生させるものではないものの、南海トラフ地震など巨大地震の発生メカニズムの解明のため注目すべきものだと考えています。

なお、南海トラフ沿いで通常とは異なるスロースリップが発生したと評価された場合には、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することとなっています。

○2番（上田貢太郎君） ありがとうございます。

続きまして、災害時におけるライフラインの応急復旧及び緊急対応に関して御質問いたします。一昨年7月に発生した西日本豪雨、このとき広島県のあるエリアで上水道の配水管が破損し、そのエリア、災害拠点病院も含む地域全体が断水になり、本来1日140トンが必要とするところを45トンまで切り詰めて病院運営を維持しておりましたが、いよいよ限界となった病院は、隣接の自治体に給水支援をお願いしましたが、

依頼を受けた自治体は、おたくにだけ供給することはできないと断られたそうです。その後、病院は県に依頼し、国の承諾を得て、自衛隊による給水活動で何とか病院を維持できたということがあったそうです。

高知でも、次の南海トラフ地震が発生すればどこでも起こり得るライフラインの途絶問題は、水は不可欠なものである病院にとっては死活問題です。まして災害拠点病院にあっては、平時以上に必要です。

災害時においては、自治体庁舎、医療機関、避難所、高齢者や障害者施設など、水の供給が欠かせないことから水道の復旧が急がれる施設が多数ございます。そのため、どのような優先順位で水道の復旧を行っていくのか、健康政策部長の御所見をお尋ねいたします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 災害時においては、やはりまずは医療機関や避難所、福祉施設、防災拠点など、人命や災害対策に直結する機関、施設につながる基幹管路などを優先して復旧すべきだと考えており、これは各市町村も同様の考え方だと認識しております。

他方、その中で優先順位については、水道施設の耐震化の状況も異なりますし、また発災後、例えば時間的余裕がないところには、しばらくは給水車による給水を行うといった対策も必要となります。したがって、一律ということにはならず、各市町村がそれぞれの地域の状況を踏まえ、いわゆる水道BCPを策定しておく必要があると考えております。

現在、水道BCPを策定している自治体は2市にとどまっておりますので、県としては、今年度末に策定する高知県水道ビジョンに基づきまして、水道BCPの策定に必要な検討項目などを具体的にお示しするなどして、市町村の取り組みを支援してまいります。

○2番（上田貢太郎君） よろしくお願いをいた

します。

もう一つ、医療に関する質問をいたします。人工透析患者を抱える病院では、水と電気は患者さんの命に直接かかわる問題です。以前、私の知人が、透析患者の移送を含む問題を県に問い合わせたところ、県からは、その問題は透析医会が対策をしている旨の回答だったと聞いております。

本県の透析患者数は既に2,200人を上回り、同州内では1万2,000人を超える勢いで、L2クラスの地震が発生すればそれらの患者さんは命の危険にさらされるわけで、透析医会としても、受け入れ先の確認や確保などは平時の関係性から容易に収集できる情報と考えますが、移送となりますと専門外の分野でもあり、県として自衛隊への要請などが必要となります。また、切迫した状態で透析を必要とする患者さんも出てくる可能性もあり、人工透析の拠点となる施設も県内に確保していく必要があるかと考えます。

患者さんの移送方法や受け入れ先、病院や自治体との関係構築に関し、健康政策部長の御所見をお聞きします。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 災害時の透析患者の搬送につきましては、県内を5つのブロックに分けて、まずブロック内や県内の他のブロックの透析医療機関での対応が可能な場合には、災害透析コーディネーターが調整をしまして、患者自身や御家族に連れて行っていただく、あるいは医療機関や市町村が搬送するというのを基本としています。また、県外の透析医療機関に搬送する場合には、ブロックごとに数カ所設ける集合場所に集まっていただいて、バス等の大型車両で搬送を行うということにしております。

この県外への搬送については、現在患者の居住分布状況や発災時の県内での透析台数などの

調査結果がまとまりましたので、それらの結果を踏まえ、庁内の危機管理部門や交通運輸部門と、各ブロックの集合場所や、県外搬送者の整理、振り分けの想定など、具体的な搬送手順の検討を進めているところです。あわせて、県外の受け入れ先との調整という点で、まず隣県の愛媛県の透析災害対策会議に昨年度から参加をさせていただいて、情報共有や意見交換を行っております。

今後も、災害時に透析患者がしっかりと透析医療を受けられるよう、災害透析コーディネーターはもとより、県内の透析医療機関や市町村などと連携をして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○2番（上田貢太郎君） 発災時には、当然のことながら、負傷者を含めた患者の搬送も加わってきます。しかしながら、透析患者の移送方法や受け入れ先は、平時から想定できること、そして、しておかなければならないことですので、早急に具体的な対策を形にさせていただくよう要請を行います。

次に、今議会、坂本県議から多目的トイレについて質問がございましたが、避難所のトイレに関して伺います。一昨年、元千葉県浦安市長の松崎さんとお会いしまして、東日本大地震の際の浦安市の避難所のトイレに関するエピソードを伺いました。浦安市は、津波の被害はなかったものの、液状化による家屋など建物の傾きや沈下により、多くの市民の方々が避難所生活を余儀なくされました。

御承知のとおり、東日本大地震は東北から関東までの極めて広いエリアにさまざまな被害をもたらし、発災翌日から避難所生活が始まったわけですが、予想を上回る避難者が集まった場合に最も苦慮する問題がトイレ問題です。浦安市でも、避難所開設とともに、関東近県の資材レンタル会社に仮設トイレの依頼を行いました

が、数に限りがあり、結局関西エリアから取り寄せて設置しました。ところが、その多くが和式仮設トイレであったことから、利用者からの、特に高齢者からの苦情が多かったことで、別の手段での洋式化を順次行ったとのことでした。

本県でも、多くのイベント会場で見かける仮設トイレは、8対2の割合で和式が主流であり、県民の多くがふだん使いなれている腰かけ型洋式トイレと異なる形状で快適なトイレタイムをとることができるか極めて疑問です。私は、こうした仮設トイレ問題も、次の大地震に備える重点課題だと考えております。

県として、仮設トイレの洋式化を加速するべく市町村に働きかけるとともに、県下資材レンタル会社などにも申し入れを行うべきではないかと考えますが、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 災害時の仮設トイレにつきましては、県と仮設トイレの全国規模のメーカーとで協定を締結しております。市町村から支援要請があれば、その要望を県が取りまとめて、協定先から被災市町村へ供給をしていただくこととしております。この協定の中では、供給いただく仮設トイレについては、原則として、和式を洋式に改修したものを含めて洋式で供給していただくこととしております。

また、市町村に対しましても、高知県災害廃棄物処理計画におきまして、仮設トイレの洋式化の検討など、バリアフリー化に向けて可能な限りの資機材の備蓄を求めているところがございます。引き続き、災害時の仮設洋式トイレの確保に向けて取り組みを推進していただくよう、市町村のほうに周知を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、県内の資材レンタル会社等の事業者に対しまして、仮設トイレの保有状況等を把

握する中で、仮設洋式トイレの取り扱いを拡大していただくよう申し入れをしまいたいと考えております。

○2番(上田貢太郎君) 高知市では、来年度予算案において、津波浸水区域外での避難所39カ所にマンホールトイレを整備するための設計費やトイレトレーラー購入費が計上されています。こうした県内市町村の状況も見ながら、引き続き、いざというときの備えに努めていただきたいと思います。

次に、災害時におけるドローンの利用に関して質問いたします。現在、国交省を初めとし、さまざまな機関、団体から、災害時におけるドローンの活用方法に関する報告書や提言書が出されており、本県においても、さまざまな分野でドローンの活用が浸透してまいりました。土木建設業界では、工事現場における状況把握、不動産業界では、大型土地取引に伴う現状把握、また一部消防でも、人が立ち入れない災害現場の被害状況の把握などのため、導入が始まっております。

国土交通省の発表による飛行許可申請数は、月平均で2016年度1,128件、2017年度1,650件、2018年度は3,000件を大きく上回りました。反面、2017年11月に岐阜県大垣市で開催されたイベント中の事故においては観客3名が負傷するなど、事故の発生件数も年々増加しており、安全対策の強化が課題となっており、法律の規制も強化されております。とはいえ、災害時におけるドローン活用の優位性はこれまでの被災地でも立証されており、本県におきましても本格検討を行う必要があると考えます。

そこで、県におけるドローンの導入状況について、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長(堀田幸雄君) 県におけるドローンの導入状況につきましては、災害箇所の調査などを行うため土木部に19機、林業振興・環境

部に21機、農業振興部に9機など、全庁合計で65機導入しております。また、操縦できる県職員は約150名という状況です。

○2番(上田貢太郎君) 最後、ドローンに關します災害時の協力要請を行う仕組みにつきましては、時間の関係上、要請とさせていただきますが、ドローンを用いる災害時の初動に關しては、こうした既にあるドローンを使える団体や個人と事前協定を締結し、自治体及び警察、消防などから速やかな要請を行い、いち早く状況が把握できる仕組みづくりが必要かと思っておりますので、今後災害時に協力要請を行う仕組みをぜひ御検討いただきたいと思います。

最後になりますが、本日は、外国人材の受け入れ拡大、観光振興、IOPプロジェクト、南海トラフ地震対策についてお伺いいたしました。特に、外国人材の受け入れは、今後自治体間競争も激しくなることが考えられる分野です。本県には他県に誇れるさまざまな資源がありますので、そうした強みを生かして積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(弘田兼一君) 以上をもって、上田貢太郎君の質問は終わりました。

ここで午後2時5分まで休憩といたします。

午後1時59分休憩



午後2時5分再開

○副議長(弘田兼一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光晃一郎君の持ち時間は50分です。

16番依光晃一郎君。



○16番（依光晃一郎君） 本日は、南海トラフ地震対策について質問をさせていただきます。

濱田知事は、令和2年度予算における南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化について、これまでの取り組みの結果明らかとなった課題を踏まえ、対策を充実強化するという方針を示されました。知事は、東日本大震災のときに消防庁の課長として指揮をとられ、また大阪府副知事時代には大阪府北部地震も御経験されたとお聞きをしております。私は、知事の災害現場で指揮をとられたという御経験に大変期待をしております。南海トラフ地震対策において、県内でどういったことが起こるのか、また災害対応に当たる職員がどういった状況に置かれるかについて、大規模災害を経験したからこそその経験に基づいたイメージを持たれているだろうと考えるからです。

私は今回の質問で、県庁職員の皆さんが災害対応を行うときに、時間の経過とともに肉体的にも精神的にも厳しくなっていく状況になることを前提にして質問させていただこうと思います。行政を動かす行政職員も生身の人間であって、当然ながら、大規模災害に遭遇すれば動揺もするし、肉体的・精神的影響からふだんどおりの仕事ができない場合だってあるはずですが。しかし、現在の復旧・復興計画においては、行政職員はふだんの訓練と同じように仕事ができるという前提で計画が練られていることと思います。

本日は、県庁の皆さんから見れば、これまでの計画に、私が本当にできるのと疑ってかかるという嫌な質問ばかりですが、決してこれまで積み上げてきた議論を否定するものではなく、県民の命を守り、早期の復興をなし遂げるために、職員の肉体的・精神的負担についての想定をも盛り込む、災害対応の精度を上げるための質疑だと思っておりますので、お許しをいただ

ければと思っております。

まず最初に、平成30年3月に改定された高知県南海トラフ地震応急対策活動要領から見ていきたいと思えます。この応急対策活動要領は、平成25年に策定され、県庁職員が地震後に行う業務について各部署ごとに整理をしております。平成30年の改訂では、熊本地震の教訓やこれまでの訓練などを通じて見えてきた課題に対応すべく、バージョンアップを行ったということです。

この平成30年の改訂で、まず初動対応についてのスピード感が増しました。やるべきことの着手時間が短縮されたのです。具体的には、初動の72時間について、6時間、72時間という2つのフェーズが、3時間、24時間、72時間と3つのフェーズに細分化され、全体としては4段階から5段階のフェーズへと、よりきめ細かな対応に改訂されました。加えて、昨年からは国が南海トラフ沿いで異常な現象を観測し、地震発生の確率が高まった場合に発表する南海トラフ地震臨時情報への対応も準備が進んでいるところではあります。

私は、南海トラフ地震に対する初動の一番最初は、地震発生後大きな揺れが到達する数秒から数十秒前に警報が発せられる、緊急地震速報であると思えます。地震の数秒から数十秒前の情報で何ができるかという疑問があるかもしれませんが、重い家具が倒れるなどの危険のある部屋から移動したり、机の下に隠れて頭を守るなど、命を守るための時間を確保するととても大事な情報です。

この緊急地震速報については、誤報などのトラブルが全国ニュースで流れることもあります。技術の進展によって、今後は改善されるものと思えます。特に、令和5年度には高知県と九州をつなぐ海底ケーブル式の地震・津波観測システムN-netが整備される予定で、これまで

に整備されているDONETに加え、観測範囲が広がるため、さらに精度が上がるのではと期待をしております。

まず、高知県が長年にわたって国に政策提言してきたN-netの稼働後の効果について知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） お話がございましたDONETあるいはN-netと言われますような地震・津波の観測システムについては、地震あるいは津波を海底でリアルタイムに検知することができるシステムでございまして、大いに期待をしているところでございます。

現在、南海トラフ地震の震源域でございます熊野灘沖から室戸岬沖まではDONETがお話にありましたように整備済みでございまして、空白エリアとなっております高知県沖から日向灘海域において、N-netが昨年度から整備に着手されたという状況にございます。このN-netの運用が開始されますと、地震の発生を今まで以上に迅速に捉えることが可能となります。揺れは最大で約20秒、津波は約20分、従来よりも早く検知できる見込みというふうに聞いております。

この結果、ただいまお話がありました緊急地震速報の配信がこれまで以上に早くなることが期待できまして、その時間を生かして、早い時点から揺れから身を守ることが可能になるということでございます。また、津波情報の配信につきましても、より迅速化、高精度化につながりまして、津波からの避難をさらに早く呼びかけることが可能になることが期待されるということでございます。

そういう意味で、県民の皆さんの命を守る対策として絶大な効果が期待をされますので、今後もN-netの早期完成に向けまして、引き続き国に対して働きかけを続けてまいりたいと思っております。

○16番（依光晃一郎君） 次に、緊急地震速報を多くの県民に伝えるための受信機の整備状況についてお聞きをいたします。多くの方は、緊急地震速報を携帯電話の緊急速報メールという形で受け取り、次にテレビやラジオなどから情報を得る方が多いのだと思います。一方で、携帯電話を持たずに外出することもありますし、自宅にいてもテレビやラジオの電源が入っていない場合もあります。そのため、全ての県民が緊急地震速報の情報を受け取るためには、あらゆる状況を想定して、できるだけ多くの場所に緊急地震速報受信機を整備することが必要です。

そこで、県や市町村の公共施設、学校、屋外スピーカーなどへの緊急地震速報受信機の設置状況についてどれだけ進んできているのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 緊急地震速報の受信機につきましては、携帯電話の使用が制限される学校や病院を初め、一般に開放している施設に設置を進めてきました。県の施設においては、県立学校や県立病院の全てが受信機を設置済みであり、その他一般に開放している施設も含めて、97の施設が既に受信機を設置しています。市町村の施設においては、全ての小中学校が受信機または緊急地震速報の放送設備を設置済みであるとともに、保育所や図書館、公民館などのその他の施設についても、1,241の施設中875の施設が設置をしております。

また、緊急地震速報は、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートによっても配信されますことから、市町村の防災行政無線とつながっている全ての屋外スピーカーや戸別受信機でも住民に知らせる仕組みになってございます。

○16番（依光晃一郎君） ありがとうございます。質問をつくりながら、危機管理部の皆さんが頑張っていたいて非常に進んでいることがわかりました。

次に、県庁の本庁に設置される災害対策本部についてお聞きをいたします。災害対策本部は、地震発生と同時に自動設置される、災害対応のための唯一の司令塔です。この災害対策本部が発生後にやるべきことは、先ほど述べた高知県南海トラフ地震応急対策活動要領にまとめられており、平成30年の改訂で時間が短縮され、加えて第2フェーズでは、24時間以内に着手すべく3つの業務を明確にしました。それは、1、避難所・在宅被災者を合わせた被災者の状況把握、2、応急救助機関の活動拠点の確保及び拠点での活動調整、3、災害等従事車両証明書発行の調整の3つです。簡単に言えば、県民の命を守るための情報収集、医療体制整備、人、物を運ぶための基盤整備を、災害対策本部が司令塔となり24時間以内に立ち上げるのです。

私は、この災害対策本部について、8年前の平成23年6月議会の初登壇時に質問して以来、同じ心配を申し上げさせていただいております。同じ心配を申し上げてというのは、高知県庁3階の防災作戦室及び本庁内で、活動要領に書かれた司令塔業務全てを行うのは今のままでは無理があるのではという心配です。昨年の選挙で、知事が災害対応の経験豊富な濱田知事にかわられましたので、改めて質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、人員についてお聞きをいたします。高知県は、最大クラスの地震・津波という条件下で、県職員に対して、応急対策業務をすべき職場にどれくらいの時間で参集できるかというアンケートをとっております。結果は、3時間以内に参集が34.8%、1,256人、24時間以内が46.6%、1,682人、72時間以内が67.5%、2,434人という回答です。多くの職員が、地震後の大混乱の中で、県庁での仕事のために、困難を乗り越えて自宅から高知県庁に参集するのです。私はこのアンケートを見て、県職員の皆さんの業

務に対する責任感に頭の下がる思いです。

この地震後の参集については、大きな課題である高知市の長期浸水問題があります。高知県の防災マップによれば、最大クラスの地震が発生すれば、県庁の西側は1メートル以下の浸水、東側は2メートル以下の浸水となっております。当然、これまでの堤防の強靱化などにより、想定よりも水位が上がらない可能性や、近傍待機職員は出勤するまでの時間には浸水していないという時間的余裕もあるでしょう。しかし、参集して業務に取りかかることができれば浸水の問題は今後は考えなくてよいということではなく、災害復旧の長期的な闘いを継続していく中において大きなハンディとなり続けます。

防災マップの示す地図から私が連想するのは、豊臣秀吉による備中高松城の水攻めで、城の周りが池となった落城寸前の姿です。私の連想は悲観的な想像かもしれませんが、最大クラスの地震が起こった後、県庁に登庁するため、また家に帰るために安全に移動できる道の指定など、浸水のハンディを乗り越える準備をしていくことが重要ではないかと思います。このことは、職員の安心につながるはずです。

また、アンケートでは、参集途上に津波浸水域がある場合は参集に支障が出るため、一律に参集時間を2時間余分にかかるものとしたということが書かれていますが、例えば小学校区ごとに通勤ルートなどをシミュレーションしておけば、もう少し正確なアンケートとなり、初動対応の人員予想の精度が上がるのではと考えます。

そこで、高知県防災マップにある津波予想図、予測時間、液状化可能性予測図をもとに、県庁職員の通勤ルートについて、例えば小学校区ごとのルートについて事前に検討し、職員に周知しておくことができないか、危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 職員一人一人が、南海トラフ地震が発生した直後における自宅から参集場所までのルートや津波の浸水予測区域や到達予測時間などのリスクも含めて考え、あらかじめ検討していくことは重要なことだと考えています。各職員には、毎年年度当初に、大規模地震発生時の参集可能場所を登録してもらっていますが、その際津波浸水予測区域などを踏まえた参集ルートを各自に検討してもらっています。

県では、勤務時間外に南海トラフ地震が発生した場合でも、災害対策本部会議を発生1時間後に開催することを目指しています。そのため、勤務時間外に実際に職員が参集して本部会議を開催してみる参集訓練を来年度は実施することとしています。その結果も踏まえ、各自が考えている参集ルートなどが適切かどうか検証してもらい、必要に応じて参集ルートを見直すよう取り組んでいきたいと思っています。

○16番（依光晃一郎君） ありがとうございます。訓練をするということで、非常に有効だと思います。それで、アンケートをとるときに、自分がどういうふうに移動するかと考えながら答えた職員さんもいれば、気合いで入れた、ある意味そういう方もいるかもしれないです。そういう意味でいくと、イメージしやすい情報提供をした上でアンケートに答えてもらうと非常にいいと思います。

それと、通勤時間が歩いて1時間を超えてくると、これはなかなか大変じゃないかなあと 생각합니다。往復、1時間1時間で2時間、毎日歩かんといかんということになると、一番最初に述べましたけれども、やっぱり体力的なこともあろうかと思しますので、ぜひともそういうところも含めて訓練をやっていただきたいと思っています。

次に、災害対策本部の運営に支障のない人数

の確保についてお聞きをいたします。県の応急対策活動要領では、各所属ごとに必要最小限人数、必要適正人数を設定しており、万が一職員が不足する場合は、人事課を通じて職員の補充を要請することになっております。また、退職者等の活用も検討するとあります。

私は、初動対応においては、かなめとなる災害対策本部、保健医療調整本部については他の部署に優先して、経験のある人員の確保が行われなければならないと思います。例えば、危機管理部など災害対応の部署で仕事をし、その後他の部署に異動になった職員で、5年未満の職員は、自動的に以前の災害対応部署に所属することを明確に決めておくべきだと思います。また同様に、退職された方も、5年以内であれば、災害対策本部立ち上げ後速やかに知事が臨時的任用職員として採用するような仕組みも必要ではないかと思うところです。頭数をそろえれば業務が遂行できると考えるのではなく、経験を重視した質の人員確保です。

そこで、初動対応において経験豊富な人員を確保するための職員補充のルールを退職者も含めて検討しておくことはできないか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） 発災直後の初動時におきましては、事前に定めた職員配置計画に基づく参集や指揮命令を行う職員の近傍居住などによって、人員確保の確実性を高めております。その上で、人員が不足する場合には、人事課が災害対策本部事務局等と調整して、他の部署からの人員の補充を行うこととしております。

経験を有する職員を補充するためのルールにつきましては、今後他県の例も参考にしながら、御提案のような過去5年以内に異動した経験者をリスト化し優先的に補充するなどの方策を関係部局と検討してまいります。また、退職者につきましては、本県では過去5年間の退職者に



対しまして年2回文書をお送りし、大規模災害の復旧・復興活動において臨時的任用職員などとして協力いただきたい旨を呼びかけているところであります。

○16番（依光晃一郎君） 前向きな御答弁だっただと思います。経験のある職員さんが戻ってきてくれるというのは非常に心強いことだと思います。

熊本地震を聞いたときに、何が困ったかという、地震が平成28年4月14日に起こったということで、異動した直後だったと。で、全く経験していない中で災害対応せんといかんとなったときに、職員さんが帰ってくる仕組みがあったので助かったというお話を聞いて、高知県庁の職員さんも、5月、6月になれば本当にハンディなくやられる能力はあると思うんですけど、そういった直後のことを考えると、やっぱり3月に起こると4月に起こるとで対応能力に差があつてはいかんと思います。退職者も含めた形で御答弁いただきましたので、ぜひともよろしくお願いします。

次に、災害対策本部の能力が継続して維持されるための準備についてお聞きをいたします。質問冒頭に、県職員も生身の人間であり、ふだんどおりの能力で災害対応に長期間対応できるかには疑問があるということをお述べさせていただきました。県職員はスーパーマンであるという前提への疑問です。

例えば、東日本大震災や熊本地震の対応に当たられた方のお話をお聞きする機会がありましたが、48時間全く休息をとることができなかったという壮絶なお話、また人は寝ずに仕事を続けるとあり得ないようなミスが出るといったことをお聞きいたしました。高知県でも同じような状況が予想されますが、私が懸念するのは、休息のための交代要員がいるのか、また休息する場所がどこなのかということが明確になつて

いないのではないかとということです。

他県の事例では、忙しい災害対応ではあっても、災害対策本部のある県庁周辺は津波や地震の被害は比較的小さく、高知県のように震度6強の地震が来た後に浸水被害で陸の孤島となるような場所ではありません。他県の当たり前を高知県の前提にしてはいけないのではと思います。例を挙げれば、災害対策本部長は濱田知事ですが、知事公邸も浸水区域にあることから、休息のために知事公邸に戻ろうとしても、戻ることだけでも一苦勞となります。

また、責任感のある県職員の方々の休息は、強制的に休息をとらせるような仕組みをつくらなければ、みずからの意思で、疲れたから自宅に一旦帰ってきますというようなことは自分から言い出せないのではと思います。また、食べ物の調達やトイレが当たり前に使えるのかということも、個人的には心配です。

高知県の災害対策本部の業務は長期化が予想されますが、現状の計画において、災害対応に当たる職員の交代体制がどうなっているのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 長期間に及びます応急対策業務を遂行するとき、職員の心と体の健康を維持するためには、健康管理と疲労の予防が重要でございます。

高知県南海トラフ地震応急対策活動要領では、大規模災害が発生し、長時間の対策が必要と判断された場合には、職員の勤務のローテーション計画を策定することとしています。ローテーション計画の策定に当たっては、1日の作業時間は12時間、1週間の作業時間は60時間を超えないようにすることとなっています。そして、原則として、1週間に最低1日は休みを確保するとともに、1人の職員が帰宅しない日が3日を超えて勤務することがないようにすることとしています。

○16番（依光晃一郎君） 御答弁いただいたローテーション計画があるということですので、それに基づいてですが、これはもう精度を上げていただくしかないと思います。一応、いろんな気配りがあるということがわかりましたので、また計画を通じて訓練などをやりながら精度を高めていただきたいと思います。

次に、災害対策本部のスペースについてお聞きをいたします。私は、災害対策本部のある防災作戦室などのスペースは余りにも小さいのではと考えております。先日、熊本県にお伺いして当時の状況をお聞きしましたが、高知県よりもずっと大きなスペースにもかかわらず手狭であったと教えていただきました。そこで、熊本県は、新たな防災拠点施設の建設を計画しているようです。どういった部分について手狭であったのかとお聞きすると、国や自衛隊から派遣された連絡員の方々のスペースが追加で必要となったこと、また全国からのマスコミの皆さんが殺到したことも手狭になった理由とのことでした。

私は、他県からの応援の方々に災害対策本部に入ってもらって業務を助けてもらうことは非常に有効だと思いますが、そのためには、その方々のための活動スペースが必要です。また、他県から来るマスコミの方々を想定したスペースも必要です。現状の県庁2階の記者クラブのスペースで十分なのか、事前に情報交換を行っておくことも必要ではないかと思うところです。ちなみに、熊本の新たに整備される防災拠点施設にはマスコミ用の控室も設けるとのことでした。

そこで、全国の災害対策本部機能と比べた場合、高知県庁の災害対策本部のスペースについてどういった課題があると考えているか、危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 災害対策本部の

事務局が災害対応を行うスペースとしては、本庁舎3階の防災作戦室がメインとなります。防災作戦室は、台風や豪雨災害の場合には十分な広さであります。南海トラフ地震の場合には手狭となります。そのため、防災作戦室の隣の共用会議室も事務局が使用することとしており、これら2室で一定の広さは確保できる状況でございます。

しかし、毎年実施している南海トラフ地震を想定した訓練でこれら2室を使用していますが、大変混み合った状況になることから、もう少し広いスペースが欲しいというのが正直な思いでございます。また、各都道府県の災害対策本部が使う業務スペースの平均面積と比べても若干狭くなっているという状況でございます。このため、平时に職員が執務しているスペースも活用するなどの工夫も今後検討してまいりたいと考えています。

一方、国から派遣されてくる職員の執務スペースについては200平米程度が必要であると国から示されていることから、本庁舎1階の正庁ホール約400平方メートルを使っていただくようにしており、十分な広さを確保して受け入れができる状況にあります。

○16番（依光晃一郎君） 作戦室に関してですけれども、別に建物が——お金のある都道府県なりは別のスペースを構えるということもできるかと思うんですけれども、高知県においては県庁で対応されるということなので、いろいろな訓練とか見直しも含めて、何とかやっていくしかないんだと思います。後にもありますけれども、やっぱり効率化することで人を減らしていくということも可能性があるんじゃないかなと思います。

それに関連して、次に情報収集の効率化についてお聞きをいたします。私は、これまでの議会質問でも、被災状況などの情報収集業務は県

庁本庁にある必要はなく、いわゆるコールセンターのような業務として、津波の被害のない地域、例えば高知工科大学のような場所で行えばよいのではと提案をさせていただいております。情報収集の拠点で整理された情報を県庁本庁に集め、災害対策本部は意思決定に特化すべしという趣旨です。

その前提となるのが、情報収集の効率化を担う情報システムです。高知県の情報システム活用については、高知県の総合防災情報システムが発注される前の平成25年3月定例会予算委員会において、静岡県、ふじのくに防災情報共有システムという当時日本で最も進んだシステムをそのまま活用することができれば、多大な費用もかからず、性能においても実証されたシステムとして運用できるのではと提案をさせていただきました。

結果は、自前で高知県総合防災情報システムをつくりましたが、高知県の豪雨災害でも活用され、すばらしい効果を上げていますと評価しております。一方で、多大な予算と性能が釣り合っているのかといえば、疑問も持ち続けています。

余談ですが、多大な費用を要するコンピューターシステムの発注に関しては、昨年度高知県の監査委員を務めさせていただいた際に、全国的な課題となっていることを知りました。高度なコンピューターシステムについて、高いのか安いのかなど、予算が適切に執行されたのか判断する知識が監査委員事務局には乏しいという問題です。個人的には、専門的な知識を持った人材を監査委員をサポートする形で配置できないかと思っております。

また、平成27年度の高知県歳入歳出決算審査報告書において、平成28年の決算特別委員会からの指摘として、総合防災情報システムについては発災時に他県から派遣される救助機関等や

市町村が利活用しやすいものが望ましい、については発災時に円滑なシステムの運用が可能となるよう市町村等と連携した訓練を行うとともに、システム改修の際にはシンプルでわかりやすいものになるよう留意することを望むということが述べられています。あわせて、令和元年8月の中国四国九県議会正副議長会にて、平成30年7月豪雨からの復旧・復興についての具体的な事項として、全国の自治体が災害対応のためにおのおので開発、運用している総合防災情報システムのほか、被災者台帳システム、物資調達システム等について、国が主導して全国統一システムを導入することという事項が議決されました。

最近では、防災科学技術研究所が無償提供しているSIP4Dという災害時の情報共有システムが、大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震などで活用されています。

そこで、総合防災情報システム、被災者台帳システム、物資調達システムなどの情報システムは災害対策本部の業務を効率化し人員を削減する効果があると思っておりますが、デジタル化を進展させていく濱田県政において、災害対策のための情報システムをどのようにバージョンアップしていくおつもりか、危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（堀田幸雄君） 現在運用してきます各種の防災関係システムを統一化することは、県や市町村における災害対策本部の業務の効率化に非常に有効であると思っております。そうしたことから、全国知事会では、国が主導して全国統一のシステムを導入するよう提言を行っております。今後も粘り強く提言活動を続けていくことになろうと思っておりますが、既に各自治体が独自のシステムを導入している現状から考えますと、統一化には年数を要する面もあるかと考えられます。

一方で、本県が独自に整備しました高知県総合防災情報システムにつきましては、これまで実際の台風や豪雨災害などにおいて、県と県内全ての市町村が毎年何度も活用してきており、防災担当職員の間で使いなれたものとなっています。このため、今後は新たな課題に対応するためのニーズやシステム技術の進展動向を注視しつつ、必要に応じて一部を改修するといったバージョンアップを図ることとして、当面は可能な限り現在のシステムを継続して活用したいと考えています。

○16番（依光晃一郎君） ありがとうございます。全国統一システムということで、これからどうなるかはわからないですけれども、国がやるのであればそっちに乗って、それで訓練を通じてなれていくということが自分はいいのではないかと思います。他県から応援される方々が来たときに、全国の共通フォーマットであったりとか、いろいろな面で助けてもらうことを考えたら、高知だけで独自にガラパゴス化して進化するよりは全国のほうがいいのかなと思いますので、またこれは検討もしていただきたいと思います。

次に、県民の不安を解消させる情報発信、問い合わせへの対応についてお聞きをいたします。大災害の発生後の災害対策本部の大切な業務として、知事メッセージ及び対応方針の発信があります。この災害対策本部からの情報提供は、県民に被害の状況を説明し、その被害に対して行政が迅速に対応している、だからもう少しの辛抱で大丈夫という安心を与える大切な情報です。また、災害発生後は状況確認のために、県庁や市町村役場に県民からのいろいろな問い合わせがあると思いますが、知事の状況説明はその問い合わせを減らすことにもなり、災害対策本部のマンパワーを確保することにもつながります。

また、多くの災害現場では、マスコミとのコミュニケーションをうまくできるかどうかも鍵で、マスコミの問い合わせに対応するために、例えば静岡県では危機報道官という専任の職員を置いています。この職員は、災害対応の経験が豊富な人が人選され、マスコミにとっては、災害対策本部がどういった対応をしているか詳しく聞くことができます。また、テレビ局のインタビューなどにも知事などにかかわって対応できることから、知事や部長、課長などが業務に集中することができます。

しかし、県民からの問い合わせはゼロになるわけではありません。そこで、県民からの問い合わせに対しては、インターネット上でAIを活用した自動回答システムなどが効果を発揮するのではと思います。要するに、重要な情報や問い合わせにだけマンパワーを割くことができる情報のトリアージとなるのです。

そこで、災害時にネット上でのAIを活用した自動回答システムを導入することについてどのように考えるか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（君塚明宏君） AIを活用した自動回答システムは、事前に質問と回答を入力しておいて、質問があった際にキーワードをもとに最適な回答を表示するというシステムです。キーワードと回答の適合率を高めるためには、大量のデータと検証をAIに学習させる期間が必要となります。このため、災害時において刻々と変化する状況に関する質問には対応が難しく、事前に準備ができる一般的、定型的な質問に限られてくるものと考えております。

新年度からは、消費生活相談などの分野でよくある質問をAIを用いて自動的に回答するシステム、AI-FAQシステムを導入していくこととしておりまして、ここで得られる知見も踏まえて、災害時における活用について研究を



してまいります。

なお、AIの活用を前提とせずにマンパワー確保や県民の方の利便性の向上につなげるという観点からは、第1段階として、その時点で想定される質問と回答をネット上に掲載する、第2段階としまして、キーワード検索などによって質問と回答の絞り込みを行えるようにする、こういったことが考えられます。こうしたことであればシステム改修以外には技術的な課題は少ないことから、発災時にはこういったことができないか対応を検討してまいります。

○16番（依光晃一郎君） いろいろな想定のもとで事前に対応しておくことで、重要でない問い合わせが減るということはすごい大事なことだと思います。

それで、去年総合防災訓練を香美市のほうでやられましたので、見させていただいたときに、中央東福祉保健所でひたすら電話をかけ続ける部隊をつくって、ひたすら担当の方が電話をとり続けるということを見させてもらったんですけど、1時間とか2時間でへろへろになるというふうな状況でした。だから、やっぱり電話をとるという作業は、なかなか大変な業務で、それを災対本部で持ち込むとかなり大変なんじゃないかなということもあるので、今回質問はしなかったんですけど、電話対応についてもまた検討も進めていただければと思います。

次に、受援力にかかわる事前準備についてお聞きをいたします。知事は議会冒頭の提案説明において、受援体制の強化などのソフト対策にも一段と力を入れて取り組みますと述べられ、加えて、本県では現在消防や警察、自衛隊などの応急救助機関の受け入れや活動調整、物資受け入れのための計画などを定めており、これらについて、より実践的な訓練などを通じて検証や見直しを行い、実効性をさらに高めてまいりますと表明をされました。

私は、他県から助けてもらうことを積極的に肯定し、他県から来るプロ集団がその能力を発揮できるような事前準備をこれまでとは違った決意で実行していくと表明されたと受けとめました。他県に頼ることを表明するということは、みずからやるべき行政の仕事を放棄することとして受けとめられるおそれもありますが、私はむしろ、できないことはできないと素直に表明することで、他県のプロ集団の能力を発揮してもらうためにどうしたらよいかという発想に転換して、災害からの復旧・復興で御苦労されたプロ集団の経験を高知県の防災力として余すことなく取り込むことができる効果的な方法だと思います。

さて、他県からの応急救助機関や職員派遣、一般ボランティアに高知県、市町村が助けてもらわなければならない業務は、医療・保健・福祉関係の事務、ライフラインの復旧、被災者対応に関する業務、被害調査業務、さまざまなボランティア活動などが考えられます。こういった方々に能力を発揮してもらうためには、業務だけに集中してもらうための準備が不可欠です。災害支援業務の割り当て、宿舎の確保、食料の供給、実際の業務地までの移動手段の確保などの事前準備です。

最も大事な災害支援業務の割り当てについては、土地カンがなく仕事のやり方が違う方々と、どうやって効果的に業務を処理していくかということになると思いますが、他県との合同連携訓練などを通じて今後改善されていくと思いますので、本日は、宿舎の確保、食料供給、移動手段についてのみ議論をさせていただきます。

現状のプランでは、例えば東部の広域総合防災拠点である県立青少年センターが、応急救助機関が活動する拠点の一つになり、受け入れ人数は210名ということです。私は、こういった整備はもっと必要だと思っていますし、活動拠点

から遠いベースキャンプ地も有効ではないかと考えるところです。一般的には、自衛隊以外の組織は自前で宿舎、食料、移動手段を持たないので、高知県側が事前に準備できる量に応じて他県からの災害支援部隊の人員が決まることになります。そうであるならば、災害時に災害支援部隊を受け入れるためのベースキャンプ拠点がもっと立ち上がれば、他県からの応援部隊を最大限受け入れることができ効果的です。

このベースキャンプについて、私は、それなりの人数が災害対応業務で疲れた体を癒やし、食料も提供できる体制が整ったもので、津波の被害があった場所からは遠い場所を想定しております。中山間地域の廃校となった学校や、香美市でいえば甫喜ヶ峰森林公園などの県立公園も有望ではないでしょうか。当然、医療、救護などを担う応援部隊は活動拠点と近いところが便利だと思いますので、場所を確保できるなら近い場所がよいのは間違いありません。しかし、現実には、応急救助活動が継続して行われ、実際には体を休めることができないのではと思います。

消防や警察、自衛隊などの応急救助機関に加え、他県の行政職員や災害ボランティアセンターを窓口とした一般ボランティアなどさまざまな人が県外から応援に入ってくれたときに、その方々が体を休める場所としてどういったところを考えているのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

**○危機管理部長（堀田幸雄君）** まず、応急救助機関に関しましては、既に策定をしています高知県応急救助機関受援計画の中に、消防や警察、自衛隊の各部隊が体を休め、宿営などを行う活動拠点の候補地を定めています。具体的には、県立青少年センターなど7カ所の総合防災拠点を初め、学校のグラウンドや公園なども、管理者の御理解を得て活動拠点の候補地として定め

ており、現在県内に58カ所を選定しています。各応急救助機関からは、これら58カ所の活動拠点により、十分なスペースを確保できていますとお聞きをしております。また、活動中の休息については、活動拠点に戻るか、大型車両の中などでとることを基本としています。

次に、他県からの行政職員やボランティアの方々に関しては、発災から一定期間が経過してから応援に入ってきていただけるものと考えています。その際、まずは自己完結型の応援をお願いすることとなりますが、休息するスペースについては、議員から御提案のありました公園なども含め、使用できる施設が確保できれば、そちらを利用してもらうよう、市町村と連携して調整してまいります。

**○16番（依光晃一郎君）** 58カ所あるということで計画を練られているということですが、後で話をさせていただくんですけど、グラウンドであるとかいろいろなスペースというのが、例えば災害廃棄物であったりとか仮設住宅を建てたいという市町村の要望とかもあって、現実に運用できるのかということもあろうかと思えます。また、自己完結でといったときに、いろんな地域というのは、先ほども述べたように県庁所在地で例えば泊まれるホテルがあったりとか、例えば熊本地震においても泊まれるところがあってそこから移動したということですが、高知県内で泊まれるところがあるかという、多分厳しいだろうということも想定するので、ちょっとそこら辺もぜひ今後検討していただければと思います。

次に、高速道路を有効に活用するための事前準備についてお聞きをいたします。高速道路は、高知県内に整備が進んでおり、災害時には物資や人員の輸送に大きな効果を発揮すると期待されると思います。私は、この高速道路を有効活用するには、災害時に一般道と往来できる箇所

をふやすなど、より使える仕組みを事前に構築しておくことが大変有効であると思います。

しかしながら、新たに高速道路と一般道をつなぐ道路を整備するには、関係機関の協議や用地取得などに時間がかかることに加え、大きな費用を要します。このことから、まずは高速道路の整備に使用していた工事用道路などで現在は市道等として供用している道路や、高速道路会社が重大事故等への備えとして管理している避難通路などを活用することが効果的と考えています。

例えば、繁藤地区には、さきに述べた応急機関のベースキャンプや物資の荷さばき拠点として活用ができる、香美森林組合がストックヤードとして利用中の秋ノ谷工業団地や繁藤わかふじ団地などの広場が整備されていますので、災害時に高速道路と繁藤地区をつなぐことができれば、広域防災拠点をバックアップする拠点となるのではと思います。

そこで、災害時における高知自動車道の緊急開口部の活用について、県と西日本高速道路株式会社の間で、大規模災害発生時における相互協力に関する協定が平成24年に結ばれていますが、繁藤地区において災害時に緊急車両が一般道と高速道路を出入りできる体制の構築についてどのような取り組みがされているか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 大規模災害発生時に高知自動車道と隣接する一般道との間を出入りできる緊急開口部の活用につきましては、平成24年に県と西日本高速道路とで協定を締結し、県の要請による緊急車両の通行が確保されている状況です。また、沿線地域の消防や警察、陸上自衛隊高知駐屯地などと西日本高速道路でも、緊急用開口部の使用に関する協定を締結し、緊急開口部の鍵がそれぞれの組織に貸与されており、大規模災害発生時などに緊急開口部を使

用できる体制が構築されております。

大規模災害発生時などに活用可能な緊急開口部は、大豊町から土佐市の間で18カ所ございます。そのうちの一つがある繁藤地区では、香美市消防本部や陸上自衛隊高知駐屯地と西日本高速道路とで緊急開口部の開閉訓練が実施されるなど、実効性の確保に向けた取り組みが行われております。

県としまして、今後関係機関と訓練を積み重ね、地域の防災力の向上につなげられますよう取り組んでいきたいと考えております。

○16番（依光晃一郎君） 一般道と高速道路をつなぐ道というと、インターチェンジだけじゃなくていろいろな道がすぐ使えるということなので、そういったところを、訓練を通じてちょっと道を広げるとか、そういうことをやっておくいろいろな意味で役立つのではないかなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

また、防災の道の駅とか、国土交通省もいろんな取り組みをやっているんで、そういうところもしっかり受け入れてやっていただけるよう要請をします。

次に、市町村の災害廃棄物の仮置き場の確保についてお聞きをいたします。災害後の道路啓開は、災害復旧に取り組む際の前提条件であり、道路啓開が迅速に行われるかどうかは、高知県民の命にかかわる重大事項です。負傷者の救急搬送の道、救助救援のための道、水や食料を運ぶための道、つまり命の道と言えます。

道路啓開の災害後の業務を減らすためには、主要道路に面していて倒壊する可能性がある建物を耐震化する、または事前に取り壊し撤去しておくことが考えられます。そのためには、耐震改修促進計画が市町村において策定され、計画に基づいて実行されていることが重要です。

しかし、現状では、県と市町村で計画が策定され、地震時に通行を確保すべき道路に関する

事項も計画の中に盛り込まれていますが、沿道の建物の耐震診断の義務化にまで踏み込んで当該道路を計画で指定しているのは、県と大豊町のみにとどまっています。県は、耐震改修促進計画改定基礎調査事業費補助金による計画策定のための調査について市町村を応援していますが、できるだけ早急に対応していただきたいと思いをします。

しかし、その準備にもかかわらず、津波などによって瓦れきが運ばれたり、予想外の建物の倒壊などで、道路は必ず通れなくなります。道路を塞いでいる廃棄物を撤去する道路啓開業務は必ず発生するのです。

この業務を迅速に完了させるためには、道路を塞いでいる災害廃棄物をどれだけ早く移動できるかが鍵となります。多くの場所において、災害廃棄物を最終的に処分する廃棄物処理場は遠いでしょうから、廃棄物の中継場所として災害廃棄物仮置き場が設置されます。そうであるならば、道路啓開のスピードの肝は、優先順位の高い道路の近くにどれだけ多くの仮置き場が確保できるかとなります。しかし、平成31年3月に改定された高知県災害廃棄物処理計画Ver. 2においても、いまだに仮置き場の選定は進まず、早急な対応が求められるところです。

まず、災害廃棄物の仮置き場についてどういった場所が適しているかといえば、災害廃棄物の仕分けをしっかりとやったほうが処理スピードが速くなることから、仕分けができる大きなスペースが必要であること、また仮置き場の撤去後の原状復帰の際に土壌汚染などがないような事前対策できる場所を選ぶことが必要です。

また、災害廃棄物仮置き場が足らないとどうなるかといえば、近所の公園などがいわゆる勝手仮置き場となり、分別されない生ごみなども含む災害廃棄物が高く積み上がり、異臭と倒壊の危険などで新たな問題を引き起こします。こ

ういったことを解決するための準備には、災害廃棄物仮置き場の確保に向けて、市町村が空き地を災害前に取得するなどしておくことが必要ではないかと思いをします。

そこで、市町村が公有地や空き地、耕作放棄地などを災害廃棄物仮置き場として確保していくに当たっての県としての取り組みについて林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 災害廃棄物の仮置き場につきましては、議員の御指摘のとおり、南海トラフ地震の最大クラスの被害想定——L2の場合、不足することが想定されてございます。このため、現在県内に6つのブロックで設置しております災害廃棄物処理広域ブロック協議会におきまして、ブロック内での仮置き場の候補地確保の取り組みを推進しております。その中では、公有地や空き地、耕作放棄地はもとより、仮置き場として利用できる可能性のある土地を幅広く抽出する作業を進めております。

引き続き、大規模災害時の前例や専門家の助言などを得ながら、市町村とともに、抽出した候補地を実際に仮置き場として使用する際の課題の洗い出しや、災害時に廃棄物の適切かつ迅速な処理ができるよう、事前の対策に努めてまいりたいと考えております。

○16番（依光晃一郎君） ここで要請をさせていただきたいんですが、なかなか仮置き場が市町村において整備されないということで、市町村が土地を事前に確保しておくことは災害に備えた大切なことだというのはどの市町村もわかっていることと思いをしますが、災害時のみに使う土地ということで、ふだんは必要性がないことや、予算も必要なことから、なかなか進まない現状であると思いをします。

そこで、ふだんは公園として住民の憩いの場や健康づくりの場となる防災公園として整備で



きないでしょうか。市町村が国の補助をもらって整備し、いざというときには災害廃棄物仮置き場や仮設住宅用地となる防災公園を整備するのです。

現状の仕組みでは国の補助要件にはならないということですので、市町村の防災公園整備に関する要件緩和を国に提言していただくよう要請をいたします。

次に、災害時に発生する土砂の処分場の確保についてお聞きをいたします。高知県では、南海トラフ地震の際には、津波の被害だけではなく、山津波と言われる土砂崩れなど、山間地域においても事前の対策が必要です。特に、孤立集落を解消するためには、道路を塞ぐ土砂の撤去が不可欠で、先ほどの災害廃棄物仮置き場の事前確保と同様に、私なりに名前をつければ防災土砂処理場という、土砂を処理する場所の事前確保が重要ではないかと考えるところです。

そこで、市町村と連携して、災害時に発生する土砂の処分場として使用可能な候補地を土木事務所ごとに事前調整しておくお考えはないか、土木部長にお聞きをいたします。

○土木部長（村田重雄君） 南海トラフ地震や大規模豪雨災害が発生した場合には、災害発生土を処分する場所の確保が必要になります。しかしながら、発生する災害の場所や規模、時期などを特定することが困難であり、事前に処分場を確保することは難しいと考えております。

そのため、まずは各土木事務所におきまして、地形条件などを考慮して、災害発生土の処分場として利用できる候補地を抽出する作業につきまして、市町村とともに、情報共有する仕組みを検討いたします。

○16番（依光晃一郎君） ありがとうございます。候補地を探すということですが、自分には構えられないかという思いが強くなります。

令和2年度から6年度までの緊急浚渫推進事

業費、これは非常に有効なものですし、これを有効に活用するかどうかというのは、南海地震対策にもいろいろな意味で、豪雨災害についても意味があることだと思うんですけど、5年間で掘ることがもうわかっているんですね。そうすると、どれだけ掘ってそれをすぐ処分できるかというところが肝であると思います。

実際、香美市とかに聞いてみると、この5年間の予算をとるに当たって、捨てる場所を構えるために初年度は用地を買うなりせんといかんという話とか、現状でいえば、今香南市のほうとか安芸市のほうの海岸のほうに持っていったりしているんですよ。だから、距離が長ければ長いほど税金の無駄遣いとは言いませんけれど、何かロスがあるような気がします。事前確保ということは難しいという御答弁でしたけれども、何か知恵を使ってやっていただけないかなあということを要請いたしまして、以上、一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（弘田兼一君） 以上をもって、依光晃一郎君の質問は終わりました。

ここで午後3時15分まで休憩といたします。

午後2時55分休憩



午後3時15分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西内健君の持ち時間は40分です。

13番西内健君。

○13番（西内健君） さて、長い2月議会も、私とあと森田議員を残す2人だけとなりました。執行部の皆様には、あとしばらくおつき合いを

いただきたいと思います。

まず、県立病院についてお伺いをさせていただきます。

国におきましては、全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる、いわゆる2025年問題を見据えて、地域医療構想の策定や医療介護総合確保推進法などを通じた医療制度改革を進めています。また、総務省は平成27年に、医師不足などの厳しい環境が続く中、人口減少や少子高齢化の進展による医療需要の大きな変化に対応する医療提供体制の再構築の必要性から、新公立病院改革ガイドラインを策定されています。これらを踏まえ、高知県においても、平成29年度から32年度までを計画期間とする高知県立病院第6期経営健全化計画を策定しました。

公立病院のあり方としては、もう策定が進んでいます地域医療構想や、また地域包括ケアシステムの構築に向けた動きとの整合性が求められています。一方、県立病院においては、救急医療や小児、周産期などの不採算部門、またがん診療など民間病院では限界のある高度先進医療を担うことも求められているわけであります。

これらの地域医療構想の策定が進んだ中で、県立病院の役割としてそれぞれお伺いをしたいと思います。まずは、幡多けんみん病院について、公営企業局長にお伺いします。

**○公営企業局長（北村強君）** 幡多けんみん病院は、開院以来、急性期医療を中心としまして、民間病院と役割を分担し、地域で完結する医療を提供してまいりました。地域で完結するということで、人口減少の影響をまともに受けまして、急性期の患者が減少しており、地域医療構想においても幡多医療圏の急性期病床数は200床を超える過剰となっております。こうしたことから、本議会に休床中の一般病床33床を削減する条例改正案を提案しておるところでございます。

今後も、主に回復期や慢性期を担う地域の民間病院と連携しながら、救急医療やがん治療などの急性期医療を中心に、地域医療を支える中核病院としての役割を果たしてまいります。

**○13番（西内健君）** 続いて、やはり同じ役割が——少し地域として特性があると思いますが、あき総合病院について公営企業局長にお伺いします。

**○公営企業局長（北村強君）** あき総合病院は、平成24年に新しい病院となりまして、それ以降、急性期医療を充実させるとともに、医療資源の少ない東部地域におきまして回復期も担うなど、ほぼ地域で完結できる医療提供体制が整ってまいりました。東部地域でも人口減少が進んでおりますが、これまで中央医療圏へ4割流出していました入院患者を地域にとどめることによりまして患者数は増加しており、病床が不足する状況も出てきております。

地域医療構想においても、安芸医療圏は必要病床数が100床ほど不足をすることになっておりますけれども、現在の県の保健医療計画で定められました基準病床数にあきがなくて、増床が不可能な状況となっております。

このため、引き続き東部地域の地域包括ケアシステムの中心的な役割を担いながら、地域医療を支える中核病院としての役割を果たしていくとともに、今後の地域の医療ニーズや病床数の動向も踏まえまして、医療提供体制を検討してまいります。

**○13番（西内健君）** 今後も、それぞれの県立病院の各医療圏域での役割というのは重要になってくると思います。

そういった中で、厚生労働省から昨年9月に地域の公立424病院についての再編統合に関しての発表が行われ、物議を醸しているわけであります。しかしながら、民間医療機関では利益が出にくい、そういった分野を公立病院というの

は担っているわけで、特にそこには必要なら一般会計から繰り入れが必要であり、地域の医療を守るために税金投入が行われているわけであり、そして、総務省で定める基準に基づいた地方交付税措置がそれらの繰入金になされているわけであり、

経営健全化計画は来年度が最終年であり、現在の両病院の経営状況について公営企業局長にお伺いしたいと思います。まずは、幡多けんみん病院についてお伺いします。

**○公営企業局長（北村強君）** 幡多けんみん病院では、救急医療やがん診療などの高度で質の高い医療を提供しておりまして、診療単価は上昇している一方で、人口減少の影響を受けまして、病床利用率は70%台で推移しております。そして、昨年度は想定以上に患者数が減りまして、4億円の経常赤字となっております。

このため、本年度、地域の医療機関との連携をさらに強化することで患者数の増加につなげ、1月末時点での医業収益は昨年度比で6億円の大幅な増収、経常収支でも3億円の改善を見込んでおります。ただ、ここに来まして新型コロナウイルスに対する院内の感染防止対策や感染症患者の受け入れのために受診を抑制いたしております、経営面への影響を懸念しているところでございますが、来年度病床再編により経営の効率化を図ってまいります。

**○13番（西内健君）** 同じく、あき総合病院についてお伺いをさせていただきたいと思いますが、公営企業局長よろしくお願ひします。

**○公営企業局長（北村強君）** あき総合病院では、常勤医がいない診療科の解消や複数配置を進めまして、心臓カテーテル治療や脳の血栓治療などの高度な医療を充実させてきており、診療単価が上昇するとともに病床利用率が90%を超えるなど、患者数も増加しております。医業収益も順調に増加しておりまして、平成29、30年度

と、この2年間は経常黒字となっております。今年度も現時点では黒字を見込んでおりまして、来年度以降も安定した経営状況が続くと考えておりますが、幡多けんみん病院と同様に、新型コロナウイルスによる影響を懸念いたしております。

**○13番（西内健君）** 数字についてお伺いしてきたわけであり、収益改善のためには、一般には、費用の上昇以上に収益を上げていくか、落ち込み以上に費用を削減する必要があるわけ、一般に行政が行う場合には、収益向上よりも経費の削減、いわゆる人員抑制策に意識が向かいやすいという傾向があります。国の診療報酬政策は、かつては薬価差益への重点配分であったわけですが、現在は技術や医療提供の質に対して配分が重点的に行われているわけであり、

そういった観点から、職員定数の抑制一辺倒ではなく、病院職員の採用を積極的に図ることで収益を高めたケースも見られます。逆に、医療提供能力が落ちると、入院・外来患者の流出を招き、収益を悪化させるケースもあるわけ、医師や看護師などの職員をしっかりと確保し、医療提供能力を向上させ、入院単価、また入院患者数、外来単価などの増加を実現することで収益改善を図ることが有効だと思われ、例えば、内科医が不足すれば手術件数が減って、病床もあくことになり、収益も下がるわけで、やはり医師の確保が収益に対しては大きな影響を及ぼすわけであり、

これら医療スタッフの確保が収益改善に向けた取り組みにおいては重視されるわけですが、本県において、医師を初め看護師その他の医療資源の偏在が見られているところであります。それらの中、幡多、安芸、それぞれの医療圏域においても、人材確保には苦勞される面が多いと思われ、医療スタッフの確保について、公営企業局長にお伺いします。

○公営企業局長（北村強君） 医師に関しましては、あき総合病院は、高知大学の協力もいただき、近年増員が図られておりまして、医療機能の向上により、診療単価も上昇しております。一方、幡多けんみん病院は、地理的な要因もありまして、特に指導医等の中堅医師の確保に苦労はしておりますが、何とか維持できている状況でございます。

今後、両病院とも、奨学金を受けた地域枠の医師がふえてくることを見込まれておりまして、積極的に若手医師を受け入れ、育成してまいりたいと考えております。医師以外のスタッフにつきましては、ほとんどの職種で確保できておりますが、薬剤師や助産師の採用が困難となっております。引き続き採用試験を複数回実施するとともに、大学への訪問や就職説明会へ参加するなど、受験者の確保に努めてまいります。

○13番（西内健君） そして、医療人材の定着という意味では研修制度などの充実が挙げられるわけですが、専門性の高い医師及び看護師などは、その知識やスキルを維持・向上させるために、やはり研修や研究会への参加が重要になってまいります。

それぞれ日常業務が多忙の中、これらの会合への出席を促す仕組みが必要であると考えますが、そのための労働環境や職場環境の整備の状況について公営企業局長にお伺いします。

○公営企業局長（北村強君） 医師や看護師の専門性の向上を図ることは重要なことでございます。医師につきましては、最新の症例の情報収集や高度な医療技術の習得のため、学会や研究会への参加について必要な予算を計上するなど、積極的に後押しをしております。

看護師につきましても、がんや救急などの分野におきまして専門性の高い看護を提供するために、資格取得や研修に公務として派遣しております。長期派遣研修の場合には、意欲ある職

員が研修への参加をちゅうちょすることのないよう代替職員を配置するなど、今後も研修等に参加しやすい職場環境づくりに努めてまいります。

○13番（西内健君） しっかり対応が図られているのではないかなという答弁でありました。

そして一方で、その労働環境に関しましては、5年間の猶予が与えられてはいますが、2024年には医師の働き方改革に向けた取り組みを行う必要があるわけですが、大学病院での必要数が足りなくなった場合は、公立病院の現場から引き抜きが行われる可能性も高くなるのではないかと考えられています。このことは、2004年の新医師臨床研修制度が始まったときよりも大きな影響を及ぼすのではないかと懸念もあります。

対応として、医師の勤務体制の見直し、そしてタスクシフト、タスクシェアなどが挙げられています。また一方で、住民や患者の皆様の適切な受診を促す仕組みづくりなども必要と考えられていますが、今後のこの医師の働き方改革に向けた取り組みについて、公営企業局長にお伺いいたします。

○公営企業局長（北村強君） 医師の働き方改革は、医師の健康保持はもとより、医師の確保や安全で質の高い医療の提供の観点からも極めて重要なことでございます。これまで、医師の負担軽減のために、カルテの記録などを行う医師事務作業補助者の配置や、医師が作成した手順書により特定行為を行う看護師の育成に取り組んできました。

来年度は、医師の労働時間短縮計画の策定に着手する予定をしております。これまでの取り組みを強化するとともに、医師の確保はもちろんのこと、勤務間のインターバルの導入を検討するなど、医師の勤務環境の改善に努めてまいります。



○13番（西内健君） また、新たな公立病院改革ガイドラインにおいては、職員の採用の弾力化などの取り組み強化や、事務職員の能力向上の必要性も挙げられています。事務職員に関しては、外部人材の活用、プロパー専門職員の採用、また専門的なスキルを持った職員の計画的な育成などが挙げられています。

職員の能力向上というのは、例えば入院体制加算をどうやって稼ぐのか、また機能評価係数Ⅰ、Ⅱの加算、そしてさまざまなそういった診療報酬上の加算を獲得するためには、やはり専門職の育成、またプロパー化というものが求められているわけであります。

今期間中における事務職員の採用等の取り組みについて公営企業局長にお伺いをいたします。

○公営企業局長（北村強君） 病院経営や医療に関する幅広い知識を有する病院事業に従事する職員の役割は大変重要であり、平成13年度からプロパー職員の採用を段階的に進めておりました。計画期間中にも1名採用し、現在22名が在職いたしております。さらに、病院経営のノウハウを習得させるために外部研修へ参加させるとともに、診療情報管理士などの病院経営に有用な資格の取得を支援するなど、能力の向上にも取り組んでまいりました。

また、広い視野で病院事業を捉え、経営の視点を持って業務に当たれるよう、今年度からプロパーの事務職員をチーフ職に登用いたしました。所掌事務のマネジメントを経験させており、将来県立病院の経営を担っていける職員に育成してまいりたいと考えております。

○13番（西内健君） なかなか事務局長という職に一般の方というかプロパーを充てるというのは難しいと思いますが、今後はしっかりとそういった人材の育成にも努めていただきたいなと思っています。

それでは最後に、この県立病院に関しまして、

病院給食についてお伺いをさせていただきたいと思っております。病院だけに限らずさまざまな分野で人材不足というのが掲げられているわけですが、今給食業務においても、プロポーザルで委託先を探してもなかなか複数社が手を挙げるわけでもなくなってまいりました。そして、人件費の高騰から、今プロポーザルを受けている委託先でも、今後の事業の継続というものが難しいんじゃないかという声も聞こえてきております。

今後、給食に関しましては、病院内での内製化、直営になるかと思うんですけども、そういったことを再度検討する時代がやってきたのではないかと思うところでございます。確かに経費は大きくふえることとなるわけですが、一つの考え方として、今日本の地方においては、こういった医療とか介護の分野というのは雇用の受け皿として大きな役割を果たしているわけであります。そして、一つの——病院給食を担う職員さんを雇うということは、地域地域でそういった雇用が生まれる効果も多いわけであります。そして、そのことによって支払った税金が、税金といいますか——投入された税金が地域地域で経済を回していく、そういう仕組みづくりの一つになるのではないかなど考えるところでございます。

そういった点も踏まえまして、県立病院における今後の給食の取り組みについて公営企業局長にお伺いしたいと思います。

○公営企業局長（北村強君） 病院給食につきましては、経営改善のために費用対効果の観点から民間に委託してまいりましたが、近年委託先が人材確保に苦勞しておりまして、契約に際しては委託内容の見直しも行いながら対応してきているところでございます。できるだけ多くの事業者が参加できるよう、引き続き業務の範囲や委託期間等を検討してまいります。

さらに、おっしゃいましたように、雇用の創出や地域での経済の循環というのは大事な視点でございます。また、現実問題として、給食業務の受け手がなくなるとたちまち病院運営に支障を来すこととなりますので、経営状況も勘案しながら、直営化の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○13番（西内健君） 例えば、病院給食なんかで地産の食材を使う、こういったことも一つの地域の経済に貢献することだと思います。地産地消を県立病院で行う、こういった事例もほかの公立病院なんかでも見られている地域もあると思いますので、こういった点もぜひ、地域経済を活性化するという意味では必要な観点となってくると思いますので、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上、県立病院についてお伺ひさせていただきました。

次に、観光分野について質問をさせていただきます。

それまでは企画部や文化環境部、商工労働部の課として位置づけられていたものが、平成19年度に観光部に、そして平成21年度から観光振興部となりました。尾崎県政においては、産業振興の一つの柱として非常に大きなウエートが置かれていたわけであります。

その間、「土佐・龍馬であい博」やリョーマの休日キャンペーンなどを通じて観光資源の磨き上げを図り、観光商品づくりとセールスに官民協働で取り組んでまいられました。その結果、観光客入り込み数は、長い間続いた300万人台から、平成25年以降は400万人を超えています。第3期高知県産業振興計画の目標であります435万人観光の定常化が実現されつつあり、第4期計画では県外観光客入り込み数を令和5年に460万人にすることを目標に掲げています。

そこで、これまでに取り組んできたキャンペーンや龍馬博などの博覧会の成果をどのように捉

えているのか、観光振興部長にお伺ひします。

○観光振興部長（吉村大君） 本県の観光分野では、これまでキャンペーンや博覧会の勢いを生かしながら、観光地としての地力を高め、観光客の増加に取り組んでまいりました。成果としましては、食や歴史、自然という本県の強みを生かすことに重点を置いて、観光資源の創出や磨き上げを図り、これらを連動させた周遊ルートづくりに取り組んだことで、高知ならではの観光基盤の整備が進んだことだと考えております。また、旅行会社に対する切れ目のないセールス活動に加えまして、全国メディアなどを活用した多くの観光客誘致につながるプロモーションのノウハウが蓄積できたことも成果だと考えています。

○13番（西内健君） 確かに大きな成果が上がってきたんだと思いますが、これらのキャンペーンを今後も毎年何らかの形で継続していくことが高知県の観光業界にとっては求められていることだと思いますし、プロモーションとして必要だと思いますが、今後キャンペーンや博覧会をどのようなテーマで継続していくのか、観光振興部長にお伺ひします。

○観光振興部長（吉村大君） 今後とも、県内外の時流をつかみながら、整えてきた観光基盤を生かしたキャンペーンや博覧会を企画したいと考えております。現在の自然&体験キャンペーンは、来年3月までとしております。その後のテーマや展開につきましては、改めて、関係する皆様の御意見も伺い、手順を踏みながら、ことしの夏ごろをめどに方向性を示させていただきたいと、そのように考えております。

○13番（西内健君） 一方で、私は観光に関しては、今後量から質への転換を図る時期にも来ているんじゃないかなと考えるところでありまして、また先ほどのキャンペーンなどを行って、県内各地域の一定のPRも行ってまいりました。

そして、歴史博や龍馬の活用というのもいずれ限界が来るのではないかなと考えるところでございます。

また、量から質への転換が必要であると考えるのは、観光を支える側の人材、これも人手不足に陥ってくることから、一定のおもてなしといったことを継続する意味からも、今後は大量の観光客の受け入れだけを図るのではなく、やはり観光の質の向上を図るべきだと考えます。質の向上によって、観光客のリピート率や1人当たりの観光消費額の向上も図れると思うわけでありませう。

キャンペーン等によつての誘客は、高知を知ってもらうことには大きな効果があると思われるところですが、リピーターの増加や1人当たり観光消費額へのこれまでの効果とか、そういったことを取り組むことによつて質の向上が図られるわけでありませうが、まず観光客のリピート率のここ数年の推移について観光振興部長にお伺いします。

**○観光振興部長（吉村大君）** 県が実施しました県外観光客の入り込みや動態に関する調査で、直近の平成30年までの5年間の推移を見ますと、本県を2回以上訪れた方の割合はおおむね75%となっています。また、3回以上の方は60%台で推移をしております。

**○13番（西内健君）** 結構意外とリピート率が高いなという印象を受けるところでございませうが、なかなかそういった意味では高知のこのキャンペーンが大きな成果を上げていていると思われるところでございませう。

次に、1人当たりの観光消費額の推移についても観光振興部長にお伺いします。

**○観光振興部長（吉村大君）** 同じく先ほどの調査で過去5年間を見ますと、1人当たりの観光消費額は、2万6,000円台から2万5,000円台へと推移をしております、直近の平成30年は2

万5,233円となっております。

**○13番（西内健君）** わかりました。

今後の質の向上には、そういった意味で、地域のブランド化や魅力ある観光地づくり、そういったイメージを観光される方々にどうやってしっかりと送っていくかというのが大事だと思つています。リピート率が高い、食やグルメ、癒やし、温泉といった分野が重要になってくると言われていますが、高知県はやはり何といたつてもカツオのタタキであります。カツオの水揚げ高は全国でもトップスリーに入っていないにもかかわらず、全国でカツオのタタキといえは高知のイメージが一番でございませう。

また、今回の自然&体験キャンペーンなども、仁淀ブルーといった青がイメージとして一つの打ち出しの戦略となるのではないかなと考えているところでございませう。自然というのは全国どこへ行つてもあるわけで、そしてまたそんな中で、高知にはたくさんものがありますからぜひ高知に来てくださいといつても、なかなか情報を受け取る側にとってはインパクトの弱い部分があるのではないかなと考えているわけでありませう。

行政がかかわることから、一つの部分に焦点を絞るのは公平性の観点から難しいのはわかりませうが、観光のマーケティングにおいて質への転換を図るためには、やはり何らかのものに焦点を絞ることも大事かなと考えませう。これらの魅力ある観光地域というのは、やはり地域地域で一つつくっていかなければいけないわけでありませうが、それには地域の観光振興協会であるとか商工会議所、商工会、こういったものの取り組みが必要になってくつていませう。

これまで地域博覧会が行われてきたわけでありませうが、広域観光組織の枠組みができ上がつてきた中で、これらの組織の今後の取り組みについて観光振興部長にお伺いします。

○観光振興部長（吉村大君） 広域観光組織には、これまで培った観光地づくりのノウハウを生かしながら、体制も強化をして、地域が主体となった外貨を稼ぐ仕組みづくりのかじ取りをしていただくこととしております。このため、広域観光組織におきましては、市町村や商工団体、宿泊・飲食・体験施設などの幅広い事業者と一体となって、地域として思い入れのある観光資源の魅力を引き出した滞在型の周遊ルートをつくり上げることで、観光消費額の増加やリピート率の向上を目指していくこととしています。県としましても、こうした取り組みをしっかりと支援してまいりたいと考えています。

○13番（西内健君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、今回の新型コロナウイルスによる団体旅行のキャンセルなどを考えますと、今後は個人旅行者に対してのアプローチが非常に重要になってくるんだと思ひます。特に、海外の重点市場における個人旅行者の獲得に向けては、SNSなどによるデジタルプロモーションやマーケティングが必要であると思ひます。

インスタグラムなどでの共感により、観光地を訪れる動機につながるわけですが、デジタルを活用した今後のインバウンド誘致の取り組みについて観光振興部長にお伺ひします。

○観光振興部長（吉村大君） デジタル技術を活用したプロモーションやマーケティングを、訪日旅行に関心を持つ重点市場の方々に向けて実施したいと考えています。具体的には、インターネット上で食や自然体験などをテーマとした動画を配信し、閲覧者の国や年代層、趣味などについての分析を行ってまいります。この分析で絞り込んだターゲットに向けましてウェブ広告を配信することで、本県の外国人向け観光情報サイトに誘導し、より詳細な観光情報の閲覧につなげてまいります。

このように、マーケティングとプロモーションを組み合わせる手法で、高知を観光地として認識してもらうことから旅行先として選んでももらうことへと訪日関心層の意識を段階的に高めながら、本県への個人旅行を誘発したいと考えています。

○13番（西内健君） 本当に、プロモーション、マーケティング、そして最後にターゲティング、これによって質の向上が図られてくると思ひますので、しっかり今後の取り組みに期待したいところでございます。

さて、少し話題がかわりますが、観光という文字は、観に行くと書くのではなく、光を観るになっているわけであります。その語源の一つのいわれとしては、中国の古典の中に、時の皇帝の治世のすばらしさ、これを見に行く、すなわち光を観るといふところがあるわけであります。

尾崎県政においては、集落活動センターなど全国に先駆けた事例が多くありまして、県外から視察も数多く受け入れていることだと思ひますが、これら集落活動センターなどの取り組みに対する視察の現状について中山間振興・交通部長にお伺ひいたします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 集落活動センターなど本県の中山間対策の取り組みにつきまして、これまで地方創生担当大臣を初め、総務省、農林水産省、国土交通省などのほか、国の審議会の委員や地方自治体議会議員など、幅広い分野の方々に視察にお越しいただいております。当部で把握している視察の受け入れ回数は、令和元年度では現時点で23回で、近年は約20回程度となっております。

○13番（西内健君） 結構多いんだと思ひますが、その一方、我々も県外視察に行きますと、視察先で、資料代などといった名目の必要経費の支払いがある場合がほとんどでございます。地域



観光という意味では、やはりこういった細かい経費も稼いでいかないとなかなか継続するのが難しいんだと思いますが、事業所の活動資金などになるこういった——集落活動センターにおいても同じお金が落ちる仕組みがどういうふう構築されているのか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 県内58カ所の集落活動センターのうち53カ所で、視察を受け入れている、もしくは要望があれば受け入れるとお聞きをしております。53カ所のうち、資料代などの名目で視察料を設定しているのは20カ所で、センターが運営するレストランでの食事代やピザ焼きの体験料としていただくケースもございます。

議員のお話のとおり、視察料の徴収は集落活動センターの自主財源の確保につながり、地域にお金が落ちる仕組みでもございます。今後は、全てのセンターが構成員であります高知県集落活動センター連絡協議会の総会や地区別連絡協議会の意見交換会などの場で情報共有を図り、こうした仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

○13番（西内健君） 高知県の場合は、おもてなしという言葉のもとで、非常に皆さんがお接待するんですけれども、意外とそういったお金を稼ぐことに抵抗があるのか、なかなか日銭を落としてもらう仕組みづくりが下手なんじゃないかなと感じているところでございます。これは観光振興に向けて、観光振興部にもお願いをしたいところでございます。よろしくお願いたします。

さて、この項最後になりますが、大きなテーマになりますけれども、近年建設部門を初め多くの分野で人材確保難などが起こっているわけでありまして。公共が担う分野というのは、土木にしてもそうですし、そして警察、教育、こう

いった分野があって、それらが社会インフラをしっかりと支えているところでございます。一方、観光、製造業、そして卸や小売、こういったものは、社会インフラの上で活動するスーブラといえますか、事業分野になってくるわけがあります。

そういった意味で、公の我々行政が行う分野というのはこういった社会インフラを担う分野に対して積極的に投資されるべきではないかなというのが私個人の考え方でございます。今後、先ほども述べたこれらの社会インフラを維持していくためにも、行政の役割というのは明確になってくるんじゃないかなと考えているところでございます。また一方、これらの観光など、民間がもっと発想を豊かにできる分野というのもあろうかと思えます。行政が、いかに、いつまで手を加えていくのか、というのも限界があるんじゃないかなと考えるところでございます。

そういった面で、観光など経済活動への行政の支援については、一定の時期が来ればその役割を終えるといえますか、考えなければならぬ時期が来ると思うんです。民間の主体性に任せるべきだと考えるところでございますが、知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、高知県の経済活動実態を見ますと、産業面では、本県は非常に小規模で零細な事業者が多いという特色がございます。また、産業あるいは技術の集積が少ない、資本の蓄積も少ないということがございまして、民間の力だけではなかなか新しい事業に乗り出していく、挑戦していくことが難しいというような事情もありまして、今まで行政が一定支援をし、官民協働という形で取り組んできたケースが多かったことは事実だと思います。

具体的に、例えば県経済の牽引役となるような産業を育成するというような意味で、防災関

連の産業ですとかCLT、あるいはIT・コンテンツ関連産業、こういったところは県がリードするという形で進めてまいっております。また、別の形で申しますと、川上から川下までの一連の流れを意識いたしまして、ボトルネックとなっているところを支援していくという意味では、県版のHACCPあるいは担い手の確保、こういったようなところに重点を置いて県の産業政策を展開してきたという流れがあると思います。

一方で、御指摘がありますように、一定の役割を終えました施策でございますとか、それなりに軌道に乗って民間が自力で実施できるようになった事業、そういったものにつきまして、関連施策はスクラップをした上で、より県としては困難な、あるいは高度な分野にチャレンジをしていくというのが大きな流れだと思います。

例えば、地産外商の外商でいいまでも、以前の国内中心から、より海外への輸出にシフトしていく、これをだんだんとそういった形でシフトしていくということもあろうと思います。観光の面でも、本日も御質疑いただきましたけれども、国内観光から、よりインバウンド、国際観光であったり、お話もありましたような観光客の人数というところから、より質が高い売り上げといったものを目指していく、こういった形で、達成状況に応じて、より高度化を図っていく必要もあるというふうに考えております。

一定上昇傾向にあります本県経済を持続的な発展につなげていくためには、民間の持つ潜在力を引き出しまして持続的な成長を後押しするということが重要だということもございます。その意味では、産業振興計画も第3期計画から、いわば手とり足とりではなくて、例えば事業戦略をつくって自分で考えて動いて行動していくというところを後押しするというようなこと、あるいは新たな付加価値の創造を促すようなプ

ラットフォームをつくっていくといったことに乗り出していくと。こういった形で、支援の仕方もより高度化をして、シフトしていきつつあるということであると思います。

そんな意味で、今後も民間の主体性を意識いたしまして、民間によります自立的な発展を促していくという観点からの施策の展開を強化していきたいと考えてございます。

○13番（西内健君） 行政におけるマンパワーというのも限られていますし、今後こういった施策に重点を置くのか、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

さて、最後になりますが、BCP策定についてお伺いします。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大を受けた自粛の動きによって、県内でも幅広い業界において大きな影響が出ています。特に、先ほどの話ではないですが、観光業におけるキャンセルの急増など、この状況が長期化すれば県経済に大きな打撃となるわけであります。

さて、商工業者においては、南海トラフ地震の発災時を初め、こうした危機に対してBCPを作成していることが有効だと考えますが、まずは県内商工業者における南海トラフ地震を想定したBCPの策定の状況について商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 商工業の分野におきましては、南海トラフ地震対策行動計画に基づき、製造業と卸・小売業の事業所を中心にBCP策定支援に取り組んでいます。具体的には、実際にBCPを策定していくような実践型の講座を県内3カ所で開催するとともに、民間の損害保険会社などの協力を得て、BCP策定推進プロジェクトという形で、個々の事業者への普及啓発などを行ってまいりました。また、今年度からは、BCPの実効性をより高めていただくため訓練講座を開催しまして、策定した

BCPを改善していくようなBCM——事業継続マネジメントの支援にも取り組んでいるところ です。

こうした取り組みの結果、行動計画において目標に掲げる製造業及び卸・小売業の従業員50人以上の事業所のBCP策定率は、前月末時点で今年度の目標60%を上回る69%となっています。

○13番（西内健君） 今回、コロナウイルスのこの騒動を受けて、私のもとにも多くの事業者、飲食業者などから相談、そういった電話が多くあるわけでありましたが、やはり一番困っているのは何かというと資金繰りなわけでありま す。それは、日ごろから銀行といかにして数字の話をしていくかというのが大事なことでござい ます。事業承継も同じで、銀行との日ごろからの付き合いが大事だと。そういった意味では、商工業者にとってはどうやって関係を銀行、商工 会議所とつくっていくかが大事だと思っている わけであります。

そこで、南海トラフ地震対策と同様、今回の コロナウイルスの対応といったことから、事 業者が日ごろからそういった事業継続に向けた 取り組みというものを考えるのは難しいかもし れませんが、こうした危機に備えるための 事業者の取り組みが有効だと思えますが、商 工労働部長にその辺の御所見をお伺いいたしま す。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 県内事業者におきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊業や飲食業を初めさまざまな業種で売り上げの減少や資金繰りの悪化等の影響が既に出始めております。こうした状況の中で事業を継続していくためには、従業員の感染防止策、事業継続に必要な人員の確保、マスクや消毒用アルコール製剤などの日ごろからの備蓄、サプライチェーンの毀損に伴う代替のサ

プライヤーの確保、おっしゃるような通常の状態に戻るまでの間の運転資金の確保などといった点に、事前にしっかりと検討を加えておくということが非常に重要になってまいります。

感染症につきましては、平成21年に国から新型インフルエンザ対策のBCP策定指針が示されており、一部の事業者ではそれに沿った形で感染症対策を盛り込んだBCPを策定されておりますけれども、事業者全体としては非常に少ないのではないかと考えています。このため、この策定指針なども活用しながら、ほかの業種や小規模事業者も含め、より多くの事業者にできる限り必要な事前対策を行っていただけるよう、他部局や市町村とも連携をして、危機管理に関する啓発の場などにおいて事業者に周知を図ってまいります。

○13番（西内健君） 南海トラフ地震が実際に発災した場合には、今回のこういった状況よりもっとひどいことが予想されると思います。ぜひ、商工業者の方にはBCP対策というか事業継続の観点からしっかり取り組みを進めていただけるよう、周知をお願いしたいと思います。

さて、最後になりますが、今回新型コロナウイルス対策で執行部の皆様方が本当に御苦労されていることに対しての感謝を申し上げたいと思います。

ただ、こういった危機というのは、先ほどのITであるとか過去のデータ、そしてAIなどが解決してくれるわけではなく、それぞれの、今までに起こったことがない事象に対しては、執行部といいますか、こういったマンパワー、人的組織というのがどうやって機能するかが重要だと考えています。そしてまた、この危機を乗り越えることが、この新たな門出となりました濱田県政にとって、この危機に取り組むことで一体感が生まれ、その取り組みが今後の県勢の発展につながっていくものだと思います。

災い転じて福となすではないですが、この危機をしっかりと乗り越えて、県庁が一体となって今後の県勢の発展に向けて取り組まれることをお願い申し上げまして、私の一切の質問とさせていただきます。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、西内健君の質問は終わりました。

ここで午後4時まで休憩といたします。

午後3時55分休憩



午後4時再開

○議長(桑名龍吾君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

森田英二君の持ち時間は50分です。

19番森田英二君。

○19番(森田英二君) それでは、お許しをいただきましたので、早速質問に入ります。私でいよいよ最後となりました。お疲れだと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

これまで、知事初め執行部の方々には、多くの議員から新型コロナウイルス対策も含めまして多岐にわたる質問や提言があり、令和2年度の予算や施策の改めがなされているところでございます。濱田知事におかれましては、昨年暮れの知事選挙において県民に訴えられた公約を果たすため、存分の活躍をしてほしいと願っています。私たち自由民主党会派としては、もちろん県民目線を忘れることなく、全力で、県民の幸せのために力いっぱい頑張る濱田県政を支える覚悟でございます。

令和2年度は、知事として、政策も予算も人事も初めて全てフルスペックで手づくりをされた年度となります。私の頭の中にある濱田県政

の柱は、尾崎県政の産業振興計画を踏襲し、さらに発展をさせる、そして5年後の大阪・関西万博に沸く大阪の活気を副知事時代の縁を使って高知に引っ張る、そして最後に、若者たちが喜んで帰ってきたくなる、そんな高知にすることだったように受けとめております。どうかそうした方向で存分の御活躍をされることを心から願っています。

では以下、私からは、本県の3世代同居・近居施策について御質問をいたします。

本題です。以下全て、いかにして本県の人口減少に歯どめをかけるかという観点で、3世代同居・近居の施策を軸に質問を進めてまいります。今、本県が抱える最重点課題の一つで、御存じのとおり今回も質問が相次ぎましたが、人材不足、人口不足、それにまつわる就労の困難さの御発言が続きました。そこで、県は移住やUターンなどに熱心に取り組まれているところでございます。

この人口の減少は、消費や生産に直結し、県の活力にも大きな影響を与えますから、喫緊の課題であります。だからこそ、この人口問題にできるだけ早く手を打たないといけません。そこで、この人口減少の歯どめとしては、じわっときてくることが間違いない以下述べる3世代同居・近居施策だと私は信じています。しかし、現実には単身世帯が年々増加していく時代です。若者も高齢者も世帯規模をどんどん小さくしていき、そのことで家族の支え合いも年々弱くなっているように思えてなりません。

そうしたとき、一見3世代を同居に仕向ける施策は時代の流れに逆らう古臭い施策のようにも見えますが、実はとても理にかなっているんです。血のつながった家族が一緒に住み、互いを大事にし合うということは、生き物の本能とも言えますし、幼少期の子育ての原理原則だからであります。



この3世代同居・近居のメリットは、人口減少問題だけにとどまりません。祖父母と一緒に暮らすことは、子育ての手が足りることから、県がいつも言う子供を産み育てやすい環境の重要な家族形態の一つなんです。産み育てやすい環境としては、産婦人科が多くあることも、また広い公園があることも必要でしょうが、3世代同居・近居はもっと直接的な効果があります。

一緒に暮らせば、祖父母が保育の送り迎えもしてくれますし、小児科にも連れていってくれます。そのことで、若いお母さんは正規就労にもつけますし、収入もふえます。時間的にも経済的にも余裕ができることで、もう一人次の子供の出産を決心することも多いと聞きました。

また、東北、北陸などの3世代同居率の高い地域で合計特殊出生率が高いのは、その証左とも言えるのではないのでしょうか。実際、私が直接調査をしてきた北陸やその他の地域では、この3世代同居・近居施策にとっても熱心に取り組まれておりました。また、国も内閣府を中心に、ずっと以前から、若い夫婦に対し、祖父母の支援をもらうための3世代の同居、近居を積極的に推進しています。

そこで、私は本県の施策の実態を調べてみました。すると、本県の3世代同居への取り組みは、他県が取り組んでいる中で、手つかずの状態なんです。ですから、この施策については、本県は他県から大きく水をあけられています。少子化や人口減少が著しい本県だからこそ、この3世代同居・近居施策にはもっと素早く本気で取り組むべきだったと思います。国も、そうした効果があるからこそ、都道府県に向けて積極的にこの施策を呼びかけているんです。何度も言いますが、他県はもう既に取り組んでいます。

本県の現状はどうなっているのか、このことについて、まず地域福祉部長にお聞きをいたし

ます。

○**地域福祉部長（福留利也君）** 本県では、未婚者の割合が全国と比べ高いなど、未婚化、晩婚化が進行している状況でございます。また、女性の有業率が高く、共働き世帯が多いといった状況もございます。

こうした状況を踏まえまして、少子化対策として、まずは出会いの機会の創出や働きながら子育てしやすい環境づくりなど、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てといったライフステージの各段階に応じた支援の強化に取り組んでいるところです。このため、3世代同居・近居を促進するまでには至っていないところでございます。

○**19番（森田英二君）** ありがとうございます。

そこで、今回の質問に際し、この3世代同居・近居について国内ではどんな取り組みがされているのかと考え、弘田兼一副議長とともに、富山県と石川県の県庁や市町に直接調査に伺いました。このうち、富山県の砺波市の事例を御紹介します。

砺波市の人口は約4万9,000人、世帯数は約1万6,200世帯、3世代同居・近居の世帯数は3,119世帯で、3世代の同居率は19.3%、おおむね5軒に1軒の割合ということになります。一方、富山県の全体の3世代同居率は13.2%であり、全国の平均は5.7%、ちなみに本県は4.5%なんです。この高知県の4.5%は、砺波市の資料の中に、全国の同居率の低い県として大きく書き込まれておりました。

この砺波市では、3世代同居・近居を牽引する事業として、3世代が同居の上で3年間孫世代を育児すれば10万円の給付金があったり、絵本などを買うためのクーポン券をくれたりします。また、新しく3世代同居・近居を始める家族には、増改築工事費として上限はあるものの、建築工事費の10%が助成されます。これは非常に大きい支援であります。

そしてさらに、空き家バンクを活用して3世代同居を始める人には、改修費用の4分の3を市が助成してくれます。その上、3世代同居の高齢者にも、5年に1度の節目の年齢で1万円の飲食支援が、ねぎらいという名目で支給をされます。このほかにも、祖父母を外に連れ出すきっかけ事業として、孫とお出かけする場合にはいろいろな支援サービスがあります。

翻って、高齢者を多く抱える本県について調べてみましたが、こうした孫とのきっかけづくりを活用するソフト支援などは一切ありません。もっともっと県内の市町村も知恵を絞って、効果的な施策に取り組むべきだと思うんですが、県内ではまだ聞いたことがありません。

なぜ本県では取り組まれていないのか、地域福祉部長にお聞きいたします。

○**地域福祉部長（福留利也君）** 市町村においては、それぞれの地域の実情に応じたさまざまな少子化対策に取り組んでおられるところでございます。県内では、支援を希望する方への出会い・結婚支援や、子育てに関する経済的な負担の軽減、子育て支援サービスの充実といった施策に重点を置いて取り組んでいる市町村が多い状況でございます。

こうした中で、4市町において移住・定住対策として、3世代同居などに係る住宅の新築やリフォームへの助成事業などが実施されていることを承知しているところでございます。

○**19番（森田英二君）** そこで私は、高知県そのものが3世代同居施策になぜ一切取り組んでいないのかということに気がつきました、その問題に。県が率先していろいろな3世代同居・近居施策のメニューをつくれれば、県内の市町村でもさらに工夫を加えて、それを超えるアイデアが出てくるはずですよ。そうすれば、親、子、孫の3世代が繋がった温かい大家族支援メニューも容易に考え出されたと思います。

県内の市町村のこうした前向きの取り組みを鼓舞する意味でも、本県はもっと他県や他の市町村の先進事例に倣い、そして研究もするなどして、もっと早くこの施策に取り組むべきだったと思います。国がここまで推し進めている3世代同居施策にこれまで取り組まれてこなかったことが、本当に残念でなりません。3世代同居・近居の施策の効能は、はかり知れなく広く深いんです。その上、本県の積年の課題をことごとく解決の方向に向かわせてくれる絶大な効果が期待できます。

市町村への支援なども含めて、3世代同居・近居に関する事例にどのような感想を持たれたのか、ここでもう一度地域福祉部長にお聞きします。

○**地域福祉部長（福留利也君）** 富山県の砺波市では、3世代同居・近居を人口対策事業に位置づけて、独自のさまざまな支援策に取り組まれております。また、富山県では、住宅の取得やリフォームの資金融資制度の3世代同居・近居世帯への優遇などに取り組まれております。富山県や砺波市においては、富山県が3世代同居率全国5位といった地域性を踏まえて、少子化対策の一つとして3世代同居等を促進されているものと推察をしております。

少子化対策は、こうした地域の強みを生かした施策が推進されることで、より細かく対応できるものと認識をしております。このため、県としまして、各市町村の実情や御意見を踏まえながら、市町村の取り組みへの支援を強化していく必要があると考えているところでございます。

○**19番（森田英二君）** そのとおりなんですね。県がやっているから、市町村も本当に知恵を絞っているんですよ。

私は、この北陸2県の調査訪問を済ませた後に、今度は東京、永田町の内閣府の子ども・子

育て本部を訪ねました。そこで、国の少子化社会対策大綱の御説明を受けましたが、まさにここが国の子ども・子育て本部の本丸でした。

この施策は平成27年度から取り組まれているものなのですが、そこには多様な子育ての一つとして、祖父母等の支援による孫育てという具体的な施策がしっかりと位置づけられています。その中で、家族において世代間の助け合いをしながら子や孫を育てることができるようにするために、3世代同居・近居を希望する者にはその希望が実現できるように、3世代同居・近居を支援するための優遇策の検討もすると、きちんと書かれています。そして、その一環として、3世代が同居するための住宅の支援策なども引き続いて行くと、5年前の、きめ細やかな少子化対策の推進の中に書き込まれています。

加えて、同じ平成27年の、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策の中でも、子育てしやすい環境を整備するため3世代同居・近居を支援すべきだと、そこでもまた指摘をしています。第3子以降を持ちたい人のネックになっていることの一つに経済的負担の重さがあるということ、国では既にその時点で分析をされていました。その上に立って、大変意義のある子育ての形態の一つとして、3世代同居・近居が重点課題として内閣府の施策の中にきちんと位置づけられているのであります。

ここまで国が旗を振っているというのに、こうした国の施策を本県はこれまでどのように聞いておられたのか、再び地域福祉部長にお聞きします。

**○地域福祉部長（福留利也君）** 国の少子化社会対策大綱では、家族の支え合いにより子育てしやすい環境を整備するため、3世代同居・近居を支援すると記載をされております。このため、国において、3世代同居に対応した良質な木造住宅等の整備や3世代同居などのためのリ

フォーム工事等を支援しているものと認識をしてございます。

こうした中で、本県では、先ほど申し上げましたとおり、本県の課題を踏まえた少子化対策の取り組みを行ってございまして、3世代同居・近居を促進するまでには至っていないところでございます。

**○19番（森田英二君）** そこで、内閣府の調査によりましたら、子供が小学校に入るまでの間は祖父母が育児や家事の手助けをすることが望ましいと考える国民が79%、調査の結果いたと報告書にあります。そして、祖父母との同居・近居を理想とする国民が32%もいたそうです。しかし実際、3世代の同居率の実態は32%とは大きく乖離していて、国の平均が5.7%、高知県はわずか4.5%なんです。

こうしたことを踏まえて、3世代同居を前提としたリフォーム工事には、先ほど部長もおっしゃいましたが、最大250万円を限度に助成するメニューが具体的に書かれています。さらに、その場合には、3世代同居のためのリフォーム対応ということで、税制の優遇特例なども構えてくれているんです。こうした国の方針に呼応して、各県、各自治体においては5年前から既に取り組みを進め、細やかに施策を研究し、メニューを開発してきています。

ではここで、こうした国や先進他県の施策を踏まえた今、これからの子育てのありようを本県はどのように描かれているのか、地域福祉部長にもう一度お聞きします。

**○地域福祉部長（福留利也君）** 子育ては、保護者が第一義的に責任を有しており、家族や学校、地域社会などが協力して行うものと認識をしてございます。ライフスタイルが多様化する中で、3世代世帯や核家族世帯、ひとり親世帯など、それぞれの家庭の置かれている状況もさまざまになってございます。このため、それぞれの家

庭の状況に応じて、保護者が子育ての助けを必要とする部分に関しては、祖父母を初め世代を超えた家族や身近な地域、そして社会全体で支援していくことが必要であると考えております。

○19番（森田英二君） それでは次に、今議会の初日の知事の提案説明の中から何点か順にお伺いをしていきます。知事は、子育て項目の後段で、本県の少子化対策に触れています。その中で、出会いや結婚支援にもやっとな力を入れ始めたことに触られています。そして、妊娠・出産・子育てに始まり、共働き家庭の子育て環境の改善にも力を入れていることがわかります。

しかしここでは、市町村と連携してファミリー・サポート・センターの機能を充実させるとか、子育てしながら働く女性を社会全体で支える仕組みづくりのことなどが語られています。私は、そのように制度がたとえ整ったとしても、それらはどうしても無機質な支援のように思えてなりません。

少子化問題を議論しようとしているのであれば、まず私は一番に家族とか家庭という文字が出てこなくてはならないと思うんです。しかし、そうした文字は一カ所もありません。少子化対策というのであれば、まずは家族や家庭から始まるのが当然だと思います。少子化問題の根底である家族や家庭に一言も触れずに少子化を嘆くなんてナンセンスですし、たとえそれで効果が出たとしても、クオリティーの面では不十分だと心配をします。

そこで、何度も言いますが、3世代以上で同居、近居すれば、子育ても非常に楽になり、祖父母の応援があれば、また楽しくもあります。祖父母が加わることで、子育てが一層にぎやかになりますし、家庭全体が明るくなります。その祖父母が時折見せる笑顔は、何よりも家族に安心感を与えてくれます。

こうして3世代で暮らせば、若い親にとって、

生活費の援助は目に見えませんが、効果は絶大です。家事も家計も大助かりだし、そのことで若いお母さんは生業にもつけます。そして、経済的にも豊かになります。そうすると、若い夫婦としても、こうして祖父母の支援をもらうことで、もう一人子供をもうけてもいいかもという気持ちになるかもしれません。

そこで、この3世代同居・近居施策が出生率の向上に果たすであろう役割について地域福祉部長にもう一度お聞きします。

○地域福祉部長（福留利也君） 3世代同居・近居は、議員のお話にありましたように、祖父母世代から支援を受けられるなど、子育て負担感の解消や仕事と子育ての両立への一助になると考えられます。

議員のお話のあった富山県では、平成28年度から3世代同居への支援策を実施しておりまして、合計特殊出生率が平成27年の1.51から平成30年は1.52と、0.01上昇しているところでございます。出生率は、個人の意識や価値観、景気や就業環境などさまざまな要因に影響を受けるため、3世代同居等の出生率への効果は明確にははかり知れないものの、出生率を高めるプラスの効果はあると考えております。

○19番（森田英二君） よう答えていただきました。多分必ず、そういう方向に効果が出ていくんですよ。

3世代での同居、近居は、出生率もおっしゃったように上げますし、少子化解消には効果が絶大だと思うんです。働き手不足の解消には即効性はないとしても、今からでも早急にこの3世代同居・近居施策に取り組むことを、ぜひお勧めいたします。

そこで、本県がこの3世代同居・近居施策を先進他県のように取り入れたとすれば、この後の県内の子育て環境にどのような変化が起きると想定をされておられるのか、もう一度地域福



社部長にお聞きします。

○**地域福祉部長（福留利也君）** 核家族世帯が3世代同居または近居となった場合には、子育ての支え手が身近にふえるなど、働きながら子育てしやすい環境づくりにプラスの効果が考えられるところがございます。

○**19番（森田英二君）** ありがとうございます。ほとんどプラスの効果が必ず出てくるんですよ、ありとあらゆる方向に。

そこでまた、次の質問でございますが、これも知事の提案説明にかかわる項目でございます。提案説明の中の第4期産業振興計画の中で、まず本県の大きな懸念材料として、ここでもまた人口の減少の問題に触れられています。知事は後段で、各産業の分野で担い手不足を懸念され、そのための移住促進を進めるべきだと話されています。農業の分野でも、生産を支える担い手の育成が急務とあります。そして、水産の分野でもまた、担い手の確保の重要性に触れられています。

そして、まとめとして、県経済の成長を支える取り組みの中で、人手不足や後継者不足は今後の重要な県政の課題だと位置づけられています。そして、そのための方策として、移住の促進や大卒の新人の確保などで強化するとあります。さらに、その移住は人材確保センターや市町村と連携することでもっと増加させていきたいとしています。また、先ほど上田貢太郎議員からも、逼迫する人手不足に対し、外国人労働者の話があったばかりであります。

このように、県は、人手不足解消の手段として、新規の人材確保を移住や新卒者の争奪戦で賄おうとしています。私から言えば、ここばかりに頼るのは余りに他力本願に過ぎますし、本県の将来を見通した施策とはとても思えません。また、長期展望に立った上での人手不足解消ビジョンとも思えません。こんなことでは、高知

県の将来がいよいよ不安になります。次の時代の高知県を背負う人材はみずからの手でつくり出して賄うんだ、そういう気概を持ってほしいものです。みずからの手で、つまり県内の人材を使って、少し時間はかかっても、今こそ出生率を上げることに本気で取り組むべきでしょう。

そこで、出生率が高くなると言われる3世代の同居や近居の施策にもっと積極的に取り組み、先進地に倣って進めるべきではないかと思うんです。県民の手による県勢の永続的な発展を目指して、他力本願ではなく県内由来の人材で、もっと努力をするべきだと思います。

そこで、知事にも聞いておいていただきたいと思うんですが、人口増加策のいろいろです。県内外の市町村の中には、出産祝い金として、福島県の矢祭町のように、第5子以降、出産のたびに子供1人に150万円くれるところもありますし、3人目から100万円くれる北海道の福島町もあります。県内でも、先ほどおっしゃいましたが、室戸市で3人目以降30万円、土佐町や本山町では15万円や10万円を支給しています。このように出産を促す制度を、各自治体ではなりふり構わず、厳しい財政事情の中にあっても取り組んでいるのが実態なんです。地域の将来を背負ってもらう若い人材を自前で確保しようと、このように必死で取り組んでいます。

今はまだ、都道府県ではこうした出産祝い金の施策こそ見当たりませんが、どこの県も多様な施策で人口増加への取り組みを急いでおります。市町村でのこうした出産祝い金などの施策の背景には、逼迫した財政事情であっても背に腹はかえられないところまで、人口減少が自治体存亡の大きな問題になってきているからであります。県が直接祝い金をしないのであれば、県からは取り組むそうした自治体に対して助成をする手もあるのではないかと考えます。

そこで、将来の高知県を担う人材は本県の人

材で、つまり自力で、長期展望のもとに取り組まなければいけないという時期に来ていると私は思います。この人口減少の問題は、本県の永続的な発展のことを考えると、一年でも、いや一日でも早い取り組みが急がれます。

そこで、知事は先日、横山議員や田中議員への答弁の中でもその決意を述べられていましたが、大変重要な課題ですので、私からも改めて、本県の人口減少に立ち向かう思いをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○知事（濱田省司君） 本県の人口構造を見ますと、65歳以上の高齢者の方々の人口は15歳未満の若者の2倍以上多いという構造にあります。したがって、この人口構造が大きく変わらないということを前提といたしますと、いわゆる自然減の形で人口減少が続くということ自身は当面避けられない大変厳しい環境にある、状況にあるというふうに考えております。

こうした中におきましても、多くの若者が帰ることができる高知にする、また県外に出ていなくても誇りを持って定住ができる高知にする、そうしたためにいわゆる社会増減の均衡を当面目指していくというのが、高知県としての目指す姿でございます。そうしたことで、さらには結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえられる魅力ある高知県にしていくと、こういうことが私の使命であるというふうに考えております。こうしたことを実現していくことで、2060年の本県人口、いわば自然体での推計ですと40万人の大台を割るところを、何とか55万7,000人という水準にとどめておくということを目指して、さまざまな施策を動員してこれを達成していきたい思いでございます。

具体的には、まち・ひと・しごと創生の総合戦略として4つの基本目標を掲げております。

1つは、地産外商により魅力のある仕事をつくっていくということ、2つ目は、新しい人の流れ

をつくっていくということ、3つ目は、先ほど来地域福祉部長が申ししておりますが、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、また女性の活躍の場を拡大していくということ、4点目が、高齢者の暮らしを守り、また若者が住み続けられる中山間地域をつくる、こういった4本の柱を立てまして、関連する施策を総動員して、本県の人口の減少対策に精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

○19番（森田英二君） ありがとうございます。知事が高知県の若い者を呼び戻すんだと。その延長線上に高知県の人口政策も多分あるだろうと思いますので、ぜひ力を入れて、若い人に帰ってきていただける県政づくりをお願いしたいと思います。

次も知事提案の中の、子供たちを守り育てる環境という項目でお伺いをいたします。その高知版ネウボラの項目の中で、県は安心して県内で結婚・出産・子育てができる高知県を目指すとあります。この項目の中には、地域の子育て支援センターの機能を強化するとか、民生・児童委員のボランティア同士の連携を強める必要性などが述べられています。

しかし、ここでもまた子育ての基本であるはずの家族や家庭という文字が一文字も見当たりません。それどころか、子供や家庭を支援する外からの拠点を促進する言葉が多くあります。でも、子育てというのは、そんな外からばかりのシステム的な支援では、ぬくもりに敏感な時期、大切な心が抜けてきます。もっと、子育ての主体である家族や家庭を常に基本とした育て方を中心に据えた取り組みでなければならないと思うんですよ。

子供のころ家族の深い愛情の中でどっぷりと育った子は、将来まで違います。例えば、もし3世代や4世代が一緒に、あるいは近所で暮らせば、私は心も通うぬくもりのある子育てが自

然にできると思うんです。しかし今は、合理的な生活を追い求める風潮の中で、核家族になり、個人主義となり、利便さや快適さばかりが求められる社会ができて上がっています。

そりゃあ3世代と一緒に暮らせば不自由や不便も多くありますが、大家族の中では心が通い合い、優しいぬくもりも感じ合うという、何事にもかえがたいよさがあります。今、社会問題となっている悲惨な事件なども、こうした暮らしの中であればある程度は解決されると思うんですが、どうでしょうか。祖父母や曾祖父母の存在がクッションになるんです。

しかし、県民の皆が皆、こうした選択をしたくてもできないこと、またそれぞれの家庭のあり方があることも理解をしていますので、そのことを尊重した上で、国も進める本来望ましい家族のあり方を行政は示していく。3世代、4世代の中でおおらかに育てば、子供たちもきっと心優しく、そして伸び伸びと育ってくれます。

ちなみに、卑近な例で申しわけありませんが、私は四十数年前に、結婚の当初は5世代、12人で一緒に暮らしていました。そして、今も4世代、7人で暮らしています。4人の子育ては大変だったこともありますが、多くの面で本当に助けられました。今では感謝の思いでいっぱいでございます。

さて、高知県としては、お年寄りや子供のためにも、また経験の浅い若い、経済的にも弱い若者のためにも、本来の望ましい家族、家庭の姿をどのように選択してもらうのか。経験や実績を蓄えた国や県のデータとともに、多方面に効果、効能の大きいこの3世代同居・近居スタイルをもっと広く知らせてあげるべきだと思います。

一朝一夕に答えは出にくいかもしれませんが、知事は家族のあり方についてどのような見解をお持ちでしょうか、お聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 議員から御指摘ございましたように、3世代と一緒に同居をする、あるいは近居をするということによりまして、親の子育ての負担感の軽減につながる、そういう面があるというのは確かであると思います。しかし一方で、国勢調査のデータを見ますと、本県の3世代の世帯数は、平成2年に2万8,000世帯ございましたのが、最近の平成27年調査では約1万4,000世帯、この四半世紀で半減をしているというのが実際のデータでございます。

こうした状況は、我が国全体といたしまして、ライフスタイルが変わってきたというようなこと、あるいは第1次産業就業者が減少してきたといった産業構造の変化があったこと、こうしたことを受けまして、家族の形態のあり方そのものも変わってきたことが反映されているということであるかと思えます。

今後とも、こうした社会の変化が見込まれる中ではありますが、いろいろな条件あるいは状況を判断の要素として勘案をして、最終的にはお一人お一人が望む家族のあり方、そうした形に一步でも近づいていくということが望ましい姿だというふうに考えております。

○19番（森田英二君） ありがとうございます。知事もそのナイーブなところで言葉を迷いましたが、実際そういう流れにあることは事実なんです。小さい家族・家庭形態ができていますけれど、ただその流れをそのまま追認、是認するんじゃなしに、本来、国も進めている中身の内容がある3世代・4世代家族にはこんないいところ——日本の将来にまで影響する、こういう施策なんです。チョイスをしてもらう材料をお示しする、その中でお選びをいただく。私は、そういうことがいいからぜひやりましょうと、こういうことなんです。

そして、次も知事の提案説明の中の、日本一の健康長寿県づくりの中にこんなくだりがあり

ます。希望する高齢者に対しては、地域で支え合い、訪問介護のサービスを受けながら、住みなれた地域で高齢時代を乗り切ろうとあります。また、その施策の中には、福祉サービスの提供とか、医療や福祉・介護の協議体をつくって連携・支援をしましょうとあります。

こうしたスタイルは、今ではごく一般的になってしまって違和感なく聞こえますが、私はここでもまた最も大事なことが抜かっていると思うんです。どこを探しても、一向にその高齢者の方の家族とか家庭といった文字が見当たりませんし、当人の第一義的な身内である家族の立場が見えてきません。

私は、要は第一義的にはまず家族の主体性があって、それを社会が補完をしていくのが筋だと思うんです。例えば、まずは3世代、4世代などの身内で支え合って懸命に暮らすなどして、高齢者を安心できる家族でまず取り巻くんです。その上で、家族で支え切れなくなった不足を公的な援助や共助で補うというのが本来のセオリーだと私は思います。ですが、今は家族のぎりぎりの支えを検討する前から、甘い支援の制度が周辺にでき上がり過ぎているように思えてなりません。

高齢者の本当の望みというのは、我が子や我が孫と一緒に暮らしたいというのが本音だと思います。朝御飯や晩御飯を子や孫に囲まれながら、そしていつも孫を見ながら、いつも孫たちと一緒に食事をしたいというのが切なる願いです。お年寄り向けの究極の施策とは、実はこんな簡単な、こんなささやかでつつまじやかなことなんです。しかし、県が示す高齢者サービスの中には、家族、家庭という文字が一文字もなく、機械的にシステムのようなケアサービスばかりに力を入れているように思えてなりません。

また今、南海トラフ地震を前にして、避難時

の要支援者への対策が次の大きなソフト課題となっています。これも家族と一緒に暮らしていれば、どこの部屋に高齢者がいるのかなどは、若い者がお年寄りと同居しているんですから、個別計画などは大幅に軽減されます。3世代同居・近居の効能ははかり知れません。

このように、日本一の健康長寿を目指すときには、まず家族、家庭をもっと中心に据えて、その上でそれを行政や民間の医療・介護システムで補完をしていく。家庭や家族の文字が一文字も入っていない日本一の健康長寿県構想は、私には無機質に思えてなりません。

地域福祉部長の日本一の健康長寿県構想における家族、家庭の位置づけについてお考えをお聞きします。

○**地域福祉部長（福留利也君）** 議員からお話のありました、家族で支え切れなくなった不足を公的な援助や共助で補うということは、福祉施策を進める上での基本だというふうに考えてございます。こうした中、ひきこもりや認知症の人、医療的なケアが必要な障害児などの御家族は、家庭で対応できない課題を抱えている状況がございます。

このため、日本一の健康長寿県構想では、御本人に対する支援に加えて、こうした困難を抱えている家族への支援の充実に取り組んでいるところでございます。また、議員のお話にありました家庭内での支え合いにつきましては、非常に大事なことだというふうに思っております。

○**19番（森田英二君）** そして、次は教育についてであります。今議会の提案説明で、知事は冒頭、学力の話から始まっています。私の主張する3世代同居施策には、教育の面でも絶大な効果があることが実証されています。3世代同居率の高い北陸3県、そして東北の5県などは、どの統計資料によっても学力が上位にあります。



これまで読んだ他の文献によっても、祖父母の存在が学力の向上に大いに貢献しているとあります。3世代同居率の高さと学力の順位は、このことを証明するかのように、ほぼ似た傾向を明快に示しています。

その3世代同居率の順位の一部を御紹介しますと、こうなっています。まず、同居率の1位は山形県、2位は福井県、そして3位、4位、5位は富山県、新潟県、岩手県となっています。そして、学力はこうです。1位が福井県、2位が石川県、3位が秋田県、4位が富山県、5位が愛媛県となっています。同居率の順番と学力の上位は、地域的にほぼ似た傾向を示しています。

ところが、学力の項での知事の提案説明では、教員と学校、つまりチーム学校に殊さら期待を寄せているように感じます。そしてさらに、市町村の教育支援センターとか地域との連携・協働などの言葉が連なり、中でも最も多く出てくる文字は学校と教員でした。以前は本県でも多く使われていた家庭教育とか家族ぐるみの教育力などの文字は、もう出てきていません。家庭での教育力が私は教育の原点だと思ふんですが、その家庭という文字は一カ所もありませんでした。

翻って、3世代が同居していれば、小さいころから広い知識や教養に触れることもできますし、学習や学力以前に、本来備えておくべき人格の基礎、基本もその中で培われるのだと思います。きょう午前中の下村議員の質問にもありましたように、はがきや手紙の宛名も含めた書き方文化も、お年寄りとの生活の中であれば自然に学習されたことだと思います。チーム学校に過度に頼る前に、もっと各家庭の教育力を信じ、幼少期から3世代同居を核にして教育に取り組むことが真に学力の向上に着実につながるのではないかと私は思います。

本県の大きな課題である学力、教育の問題を、3世代同居や家族、家庭の果たす役割について教育長はどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○教育長（伊藤博明君） 3世代同居や近居は、子供たちが祖父母から基本的な社会生活のルールを教わったり宿題を見てもらったりする機会に恵まれ、子供にとって、学習習慣、生活習慣の形成、道徳性や規範意識の向上が期待できるというふうに考えております。また、子供たちが小さいころから3世代、4世代の多くの家族に見守られながら育っていくことは、長い生活経験に裏づけされた知恵に触れるだけでなく、年上の方を敬う心や優しさを育み、子供自身の心の安定や成長にとっても意義があるものと考えております。

○19番（森田英二君） ありがとうございます。

3世代同居・近居の家庭では、子供が親や祖父母に見守られながら安心して勉強や運動に打ち込める環境があると分析をされています。いわゆる幸福度日本一の福井県の取り組みを見てみますと、日ごろから家族や地域の密着度が高いことがわかります。その福井県での親たちは、学校にもとても協力的であり、また祖父母も子供たちの精神的な支えとなっていて、親にかわるしつけ役なども一役買っているといえます。

先日、調査に行った石川県の津幡町では、3世代同居の町の職員から、ことしの初詣でのとき、教えてもないのに神社で参拝手順をしっかりとこなす小学1年生の息子の様子に驚いたと聞きました。それは、同居している祖父母に教わっていたということでありました。というように、昔からの言い伝えや伝統文化なども、こうして3世代が同居することによって伝承をされていきます。畳のへりは踏むもんじゃない、北向きに服をつるすもんじゃない、靴の脱ぎそろえはその都度きちんとするように、また使っ

た後の椅子はしっかりと押し込むことなど、それなりのわけがあって、地域の文化であり、礼儀や作法でもあるんです。こうしたことも、3世代と一緒に住むことで、あるいは近居することで、自然と引き継がれていくものです。

以上のように、伝統や文化の継承の面でも、3世代同居や近居の生活は大いに意義があるものと考えますが、文化生活スポーツ部長の御答弁をお願いします。

**○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君）** 日々の暮らしの中での礼儀や作法などといったことも、古くから紡がれてきた日常の生活文化の一つだと考えております。また、そうしたことは、華道や茶道、そうした日本の伝統的な文化芸術の中にも盛り込まれているものと考えております。

人々の生活の様式が多様化しております現在、祖父母世代など人生の先達から学ぶことは意義があり、芸術文化も含めたさまざまな文化の継承にもつながるものと認識しております。

**○19番（森田英二君）** もちろん私は、この3世代同居・近居施策で、若い世代のみの生活を否定したり、祖父母と近居できない人にまで強制をしたりするものではございません。

さて、さきにも述べましたが、3世代が同居することのメリットの一つに、例えば県も含めて市町村の行政経費の負担軽減が大いに役立っている側面があるとも考えています。3世代が同居、近居する家庭では、例えば保育園の乳幼児保育にかわるものとして、じいちゃん、ばあちゃんが面倒を見てくれています。そのことで、保育園側としても、0歳児や1歳児の乳幼児保育、そして病児保育や延長保育などがそれなりに軽減されていると見ることはできないかと思えます。そしてまた、家には祖父母が同居していることで、学童保育も不要となりますので、ここでも行政負担は減ります。このように、3世代、4世代が多く住み始めたら、保

育園や学校に関しての市町村の行政負担は、人的にも財政的にもある程度軽減されるんじゃないでしょうか。

そして、一方おじいちゃんやおばあちゃんの側から見ても、保育の送り迎えを任されたり、少し熱のある孫の病院行きを頼まれたりすることで、若い者たちからまだまだ私たちも頼りにされているんだという生きがいも感じるんじゃないでしょうか。このように、孫を介して体や頭の若さを保つことで、介護のお世話になる時期を少しでもおくらせていると見ることもできるんじゃないでしょうか。

このように、ここでもまた3世代での同居、近居は行政の負担が軽減されますし、祖父母のほうでもまた健康の保持や日々の生きがいに通じる側面もあると思います。

3世代での同居や近居は、このように目には見えない多くの貢献をしているものと思うんですが、こうした視点から見た行政側の捉え方はどうなんでしょうか、地域福祉部長お願いします。

**○地域福祉部長（福留利也君）** 3世代同居・近居が進み、祖父母が孫の面倒を見ることによりまして、議員のお話にありましたように、乳児保育や延長保育、学童保育の利用ニーズが減ることで行政負担が軽減するといった側面もあると考えているところでございます。

**○19番（森田英二君）** ありがとうございます。

また、私は、この3世代同居・近居の件で山口県にも出向き、自身で調査をしてきました。山口県では、県内の同居率が全国平均に比べて低いことから、同居・近居と別居とを2つのグループに分けて、生まれた子供の人数を調べていました。その結果、同居・近居、別居とも、持ちたい子供の数では、92%から95%の家族が2人以上の子供を持ちたいと答えていましたので、その点では差はありませんでした。ところ

が、現実の数字は、同居・近居のグループでは67%の人が2人以上の子供をもうけていたのに対し、別居の家庭群では50%台後半となっていて、約10ポイントの差が出ていました。

山口県でもまた、少しでも出生率を上げることで、人口減少に歯どめをかけ、あるいは人口をふやそうと、理想の家庭像を後押しして、知恵を絞っているところでした。山口県では、さきの内閣府の方針を踏まえて、3世代同居・近居のロゴマークまでつくり、同居・近居促進のキャンペーンを、タレントを呼ぶなどして、県民に広くPRしていました。また、そのときにあわせて、国の支援策である3世代が一緒に暮らし始めたら増築、改築の補助金制度があることなどの説明会も盛んにやっていました。

こうしたこともあって、山口県内では、137社の建築に関連した会社が、民間独自で3世代支援のグループをつくっていました。そこで、県は、3世代が同居、近居していることを証明するパスポートをつくったそうで、私ももらいましたが、それを建築会社に示すと、県の補助金とは別に、その民間の支援グループから建築費用の大幅な割引が受けられるという仕組みがありました。とてもすばらしい、人気のある、民間の取り組みでした。私は、この民間グループの責任者にも会って話を聞いてきましたが、とても評判がよくて、利用者も多いと話しておりました。この制度を利用することで、3世代で住む県民も建築業者もともにウイン・ウインとなるんです。

またさらに、3世代が新しく同居、近居を始めることで大型の家電製品が必要となることを想定し、県内の家電業界もまた、同居する3世代の支援グループをつくって、パスポートを示した人には購入時に割引サービスを行っていました。そして、不動産屋さんなどの宅建グループもまた同様に、3世代同居者に対し割引する

支援グループがつくられていたんです。このため、空き家バンクの利用が格段に多くなり、3世代同居向けの空き家改修支援制度が使われて、実際空き家の数が大幅に減っていると言っていました。

とにかく、県が積極的に3世代同居・近居を勧めるように音頭をとることで、市町村も動き出し、そして建築業界や家電業界のように民間企業までもが自主的に動き始めるんです。支援の輪が随分広がっていました。こうした効果は、恩恵を受ける若い夫婦だけにとどまらず、一緒にあるいは近くに住んでくれる祖父母たちにも、そして関連した民間業界にまで広がるんです。どうでしょうか。本県こそ、もっと本気でこうした3世代同居・近居施策を真剣に考えるべきではないでしょうか。

このように波及効果の広い、また県民を広く幸せにする、この3世代同居・近居施策について、今山口県の事例を御紹介いたしました。どのような感想を持たれたのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 山口県では、お話がございましたように、世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくりに向けまして、3世代の同居あるいは近居を施策として推進をされているということだと考えます。そうした中で、お話もございましたように、建築や住宅などの民間の事業者の方々が連携をして、その住環境整備を3世代の同居、近居の方々に支援をする事業といった形で、非常に特色ある官民の連携の取り組みが行われているというふう感じたところでございます。こうした官民で協働した取り組みというのは、少子化対策を進める上で非常に大事な視点であるというふうに思います。

翻って、高知県の状況を考えますと、先ほど議員から御指摘いただいた3世代同居の比率が低いというのは私少々意外に感じました。と申

しますのは、私自身の身の回りで感じますと、同居は必ずしも多くないかもしれませんが、近居をされている方は結構あるような感覚を持っておりました。この点は分析が必要ではないかなと改めまして思いますとともに、考えてみますと、そうした本来であれば祖父母の方々と一緒に暮らしたい、近くに暮らしたいのにかかわらず、もしそれが子育て世代の両親の仕事の関係でできないと、事情があるということだとすると、やはり産業振興計画などによりまして、魅力ある仕事づくりというのをしっかり進めていかないといけないという思いをいたしたところでございます。

いずれにしても、他県の参考事例もしっかりと参酌をいたしまして、本県の少子化対策にしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○19番（森田英二君） ありがとうございます。

最後の質問です。国の平成27年3月の閣議決定を踏まえてつくられた少子化社会対策大綱により、各都道府県と市町村は改めて少子化の危機感を共有して、全国一斉に具体的な対策に着手しています。今から5年前のことです。その内閣府がつくった3世代同居施策は、多くの優遇制度も盛り込まれてつくられていたんですが、同じ時期につくられた本県の高知家の少子化対策総合プランには、残念なことにそれは反映されていませんでした。

そして今、平成27年から5年がたち、国ではまた新しく次の第4次少子化社会対策大綱がバージョンアップして再び動き出そうとしています。もちろん今回も、その中には3世代同居・近居の施策が盛り込まれようとしています。高知県は、国のこの重要な施策を前回は見送っていますが、残念でなりません。来年度からはどう対応されるんでしょうか。

この第4次少子化社会対策大綱を踏まえて、本県は来年度以降3世代同居・近居施策に今度

こそ乗りおくれることなく積極的に取り組まれることと思いますが、最後に知事にお尋ねをいたします。

○知事（濱田省司君） 3世代の同居あるいは近居といった取り組みは、世代間の支え合いによりまして子育ての不安感や負担感の解消などに資する施策の一つであるというふうに考えております。この考え方だけを押しつけるということではございませんけれども、一つの選択肢として、県民の皆さんあるいは移住を考える皆様方に提示をするということは意義があると考えております。

これをさらに支援をしていくという点では、まずは来年度県民意識調査の中で、3世代同居などにつきまして県民の皆様の声の詳細に把握をしたいというふうに思います。あわせて、市町村の意見も聞きながら、この施策の費用対効果ということも考えながら、支援のあり方について検討を進めてまいり所存でございます。

○19番（森田英二君） 皆さんから前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。慰労の言葉をしっかり述べようかと思いましたが、時間がなくなりました。卒業される皆さん、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、森田英二君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



#### 議案の付託

○議長（桑名龍吾君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（桑名龍吾君） ただいま議題となっている第1号から第73号まで及び議発第1号、以上



74件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末491ページに掲載〕



○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明11日から22日までの12日間は委員会審査等のため本会議を休会し、3月23日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月23日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時52分散会

## 令和2年3月16日（月曜日） 開議第8日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 熊坂隆君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君  
事務局 次長 行 宗 昭 一 君  
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君  
政策調査課長 織 田 勝 博 君  
議事課長補佐 飯 田 志 保 君  
主 幹 春 井 真 美 君



議 事 日 程 (第 8 号)

令和2年3月16日午前10時開議

第 1

第 74 号 令和2年度高知県一般会計補正予算  
第 75 号 令和元年度高知県一般会計補正予算



午前10時開議

○議長(桑名龍吾君) 本日は、委員会審査のため休会となっておりますが、議事の都合により、特に会議を開く必要が生じたので、これより本日の会議を開きます。



議案の追加上程、提出者の説明(第74号—第75号)

○議長(桑名龍吾君) 直ちに日程に入ります。  
御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末497ページに掲載〕

○議長(桑名龍吾君) 日程第1、第74号「令和

2年度高知県一般会計補正予算」及び第75号「令和元年度高知県一般会計補正予算」、以上2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加して提案いたしました議案の説明に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症の状況などについて御説明を申し上げます。

本県におきましては、これまでに12例の感染が確認されたものの、多くの患者の方が退院され、現在入院中の皆様も快方に向かわれております。また、濃厚接触者全員の陰性が確認されており、さらに今月9日以降は新たな感染者は出ておらず、県内の状況は一定落ちついてきているものと捉えております。

しかしながら、現在も国内外で感染拡大が続いており、今後も県内における新たな感染事例の発生については予断を許さない状況にあります。引き続き、国などの関係機関との連携を密にし、緊張感を持って、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいります。

加えて、県民の皆様には、政府の専門家会議が示している、換気の悪い密閉空間、多くの人が密集している、お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なる場所を避けるとともに、手洗いの励行あるいはせきエチケットといった感染予防の行動をとっていただくようお願いをしております。

一方、非常に残念なことに、患者御本人やその御家族、さらには感染拡大防止のために御協力をいただいた医療機関や学校関係者などの方々が、周囲からの心ない言動や過剰な反応などにより、大変苦しんでおられるとお聞きをし

ております。

県としましては、こうした皆様の心理的負担を少しでも軽減したいとの思いから、こころの相談対応窓口を開設するとともに、感染が確認された児童が在籍する学校に県のスクールカウンセラーを派遣し、児童や保護者、教職員の心のケアを行っているところです。

引き続き、誹謗中傷などの人権侵害が決して行われることのないよう、県民の皆様様に冷静な対応を呼びかけてまいります。

また、経済面では、県内においても宿泊や宴会のキャンセルが相次ぎ、旅館やホテル、飲食業などを中心に大きな影響が出ております。さらに、国内外の経済動向が厳しさを増しつつあり、本県経済への影響も大いに懸念をしております。このため、国における対策などと歩調を合わせ、事業者の皆様様の御不安に対し、県として万全の対応を行ってまいります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第74号議案及び第75号議案は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費として、総額5億5,000万円余りの令和2年度歳入歳出予算の補正及び総額29億円余りの債務負担行為の追加並びに総額1億6,000万円余りの令和元年度歳入歳出予算の補正及び総額3億6,000万円余りの債務負担行為の追加などに関する一般会計補正予算を提案しようとするものであります。

先日御報告をさせていただきましたとおり、県では、今月6日に「感染予防、感染拡大防止」、「情報発信、相談体制の整備」、「経済影響対策」の3つの柱から成る高知県新型コロナウイルス感染症対策の第1弾を取りまとめ、全庁を挙げて対応を行っているところです。

こうした中、今月10日、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾として、感染拡大の防止や資金繰り対策などの対応が公

表されました。本県においても、こうした国の対応策を活用し、取り組みをもう一段強化する必要があると考え、今月13日に高知県新型コロナウイルス感染症対策の更新版を公表するとともに、本日追加対策に必要となる補正予算案を提出させていただいたところであります。

まず、感染予防、感染拡大防止につきましては、帰国者・接触者外来における院内感染の防止に必要な医療器材の整備を進めるとともに、高齢者や障害のある方が利用する施設などへ約49万枚のマスクや消毒液を配付してまいります。また、感染された患者の皆様様の入院医療費を国費及び県費で負担いたします。あわせて、放課後子ども教室の開設時間を国が支援する範囲を超えて延長している市町村に対し、県単独で補助を行うなど、感染拡大防止策によって影響を受ける方々への支援を強化いたします。

次に、経済影響対策につきましては、民間金融機関と連携した新たな融資制度を創設し、融資の際に必要な事業者の保証料をゼロにまで引き下げるとともに、最長4年間は無利子となるよう利子補給を行うなど、売上高の急激な減少に伴う資金繰りの悪化に対応してまいります。あわせて、5年目以降の金利負担の軽減について民間金融機関に要請を行うなど、より多くの事業者の負担軽減が図られるよう努めてまいります。また、休業などを理由として一時的に資金が必要な方に対しては、緊急小口資金などの生活福祉資金の特例による貸し付けを実施いたします。

さらに、感染拡大による新たな事象などにも機動的に対応するため、予備費を増額しております。

今後においても、事態収束を見据え、県産品の国内外向けプロモーションや、観光需要の早期回復を目指した宿泊割引などのインセンティブ策による誘客対策を、機を逃すことなく速や



令和2年3月16日

かに実施できるよう、国による経済対策の動向も注視しつつ準備を進めてまいります。

引き続き、県民の皆様の健康、生活を守ることを第一に考え、かつ県経済へのダメージを最小限に食いとめることができるよう、必要な対策を迅速かつ的確に講じてまいる所存であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明17日の議事日程は、議案に対する質疑であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時9分散会

令和2年3月17日（火曜日） 開議第9日

出席議員

- 1番 土森正一君
- 2番 上田貢太郎君
- 3番 今城誠司君
- 4番 金岡佳時君
- 5番 下村勝幸君
- 6番 田中徹君
- 7番 土居央君
- 8番 野町雅樹君
- 9番 浜田豪太君
- 10番 横山文人君
- 11番 西内隆純君
- 12番 加藤漠君
- 13番 西内健君
- 14番 弘田兼一君
- 15番 明神健夫君
- 16番 依光晃一郎君
- 17番 梶原大介君
- 18番 桑名龍吾君
- 19番 森田英二君
- 20番 三石文隆君
- 21番 上治堂司君
- 22番 山崎正恭君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 大石宗君
- 26番 武石利彦君
- 27番 田所裕介君
- 28番 石井孝君
- 29番 大野辰哉君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 濱田省司君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 君塚明宏君
- 危機管理部長 堀田幸雄君
- 健康政策部長 鎌倉昭浩君
- 地域福祉部長 福留利也君
- 文化・生活スポーツ部長 橋口欣二君
- 産業振興・推進部長 井上浩之君
- 中山間振興・交通部長 川村雅計君
- 商工労働部長 近藤雅宏君
- 観光振興部長 吉村大君
- 農業振興部長 西岡幸生君
- 林業振興・環境部長 川村竜哉君
- 水産振興部長 田中宏治君
- 土木部長 村田重雄君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 北村強君
- 教育長 伊藤博明君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会会長 原哲君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 熊坂隆君
- 代表監査委員 植田茂君
- 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第9号)

令和2年3月17日午前10時開議

第1

第74号 令和2年度高知県一般会計補正予算  
第75号 令和元年度高知県一般会計補正予算



午前10時開議

○議長(桑名龍吾君) これより本日の会議を開きます。



質 疑

○議長(桑名龍吾君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第74号「令和2年度高知県一般会計補正予算」及び第75号「令和元年度高知県一般会計補正予算」、以上2件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。  
31番上田周五君。

(31番上田周五君登壇)

○31番(上田周五君) おはようございます。それでは、県民の会を代表いたしまして、ただい

ま議題となりました追加提出議案第74号「令和2年度高知県一般会計補正予算」及び第75号「令和元年度高知県一般会計補正予算」について質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大について、世界保健機関は3月11日、世界的な流行を意味するパンデミックの状態だと認定しました。WHOがパンデミックの表現を使うのは、2009年の新型インフルエンザ以来11年ぶり、新型コロナウイルスについて言及するのは初めてであります。安倍首相は14日の首相会見で、国内感染の現状について、一定程度持ちこたえているとの専門家の見解を引用し、依然として警戒を緩めることはできない、重症化防止に検査や医療の支援を集中すると強調されています。

そうした中、日本国内では依然として、新型コロナウイルスの感染拡大に歯どめがかかっておりません。国内では、16日、新たに17人の新型コロナウイルス感染が確認され、感染者は大型クルーズ船の乗客乗員を含めて1,545人となっています。本県においては、今月9日以降、感染が確認されておりません。これまで県内で感染が確認された患者は12名で、多くの患者は既に退院されています。

新型コロナウイルス感染症対策については、本県では、2月4日から県と高知市が合同で新型コロナウイルス健康相談センターを設置し、県民の皆様の相談に対応するとともに、必要に応じて適切な医療機関へ確実につなぐ体制を整え、あわせて県の衛生環境研究所におけるウイルスの検査体制の強化を進めております。そして、同月13日には、知事を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、感染予防に向けた対策をしっかりと講じるよう全局に指示されています。

また、国内外における感染拡大により、県内でも日々の経済活動やスポーツ及び観光面、さ

らには県民の日常生活などにおいて非常に影響が広がりつつあるとの認識から、今月6日、「感染予防、感染拡大防止」、「情報発信、相談体制の整備」、「経済影響対策」の3つの柱から成る高知県新型コロナウイルス感染症対策の第一弾を取りまとめ、公表しております。

今議会、知事より、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、債務負担行為を含む総額39億9,000万円余りの予算が追加提案されました。その内容は、感染予防と感染拡大防止対策に約1億1,000万円、そして経済影響対策に債務負担行為額約32億6,900万円を含む約33億8,200万円となっています。

そこで、以下何点かお聞きをいたします。1点目は、感染予防と感染拡大防止対策予算約1億1,000万円についてでございます。さきに述べましたように、新型コロナウイルス感染症患者については、2月28日に県内で初確認され、3月8日に12例目が確認されて以降、本日まで新たな感染者は発生しておりませんし、多くの患者の方が退院されています。こうしたことから、県幹部は県内の感染拡大は落ちつきつつあると話されていますが、まだまだ油断はできないところです。

この間、県は、濃厚接触者など検査対象者の増加に備え、PCR検査試薬の追加や感染症指定医療機関の病床数の拡大を図ってこられました。今後、感染予防、感染拡大防止を図るためには、感染拡大が懸念される医療機関や介護施設、学校など、それぞれにおいて足並みをそろえて、新型コロナウイルスに対峙することが大切です。

今回の補正予算には、新型コロナウイルス感染症に係る診療を行うため、帰国者・接触者外来を設けた医療機関に対して、院内感染防止に必要な簡易ベッドや个人防护具などの医療器材の整備を支援する予算が盛り込まれています。

帰国者・接触者外来を含めた全ての医療機関における个人防护具を使用した診察の徹底について健康政策部長の御所見をお聞きします。また、各医療機関における个人防护具の不足状況を踏まえた供給の見通しと、県における今後の个人防护具のストックについての所見を、あわせてお聞きいたします。

次に、今回の感染予防や拡大防止策では、県が一括購入することなどにより、約49万枚のマスクや消毒液を介護・障害者福祉施設などに配布するとされています。

現在、県内の福祉施設などでは、特にマスクが不足しており、不安であるとの声をお聞きするところですが、県内の介護施設や障害者施設などにおけるマスクの不足状況はどうなっているのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。また、今回の補正予算も含めて、こうした福祉施設のマスク不足にどのように対応していくのか、あわせてお聞きをいたします。

次に、感染拡大防止策の影響を受ける方々への支援策として、小学校の臨時休校中の子供の居場所確保のための予算が、令和元年度補正予算に560万円余盛り込まれています。新型コロナウイルスの感染拡大を受けた一斉休校で共同通信社が行った調査では、県庁所在地や政令市など84自治体のうち77%に当たる65自治体が、休校中も児童を学校で受け入れていることがわかりました。また、74%に当たる自治体が、学童保育の開所を午前からに拡大しています。小学校低学年を中心に、共働きで自宅に残ることが難しかったり、放課後児童クラブの利用に限りがあったりするためでございます。このように居場所がない子供たちへの対応に、各地の教育現場が苦慮されている実態が浮き彫りとなっています。

今回の緊急対策では、放課後児童クラブの開設時間の延長に要する経費については、国が市



町村を直接支援し、放課後子ども教室の開設時間の延長に要する経費については、県が国の財政支援の活用に加え、県独自の支援策もあわせて市町村への補助を行うこととされています。

こうした支援対象となる放課後児童クラブと放課後子ども教室はそれぞれどれくらいあるのか、また今回の県の予算措置における財政支援額の内訳について教育長にあわせてお聞きをいたします。

2点目です。相談体制の整備についてであります。県は、今月3日健康相談以外の問い合わせ窓口を設けるとともに、感染された方や御家族の心理的ケアを行う相談窓口を3月10日より開設するなど、県民の皆様の不安や疑問にできる限り対応できる体制の整備とあわせて、患者本人や御家族、さらには医療従事者などへ誹謗中傷や人権侵害が決して行われることのないよう、冷静な対応を呼びかけています。

しかしながら、芸西村においては、新型コロナウイルスに感染した方や地域に対する心ない言動が相次いでいます。同村では、風評被害対策関係者会議を立ち上げ、対応について協議をされています。

こうした中、心理的な不安や心の悩みを抱える方々の相談にどう対応していくのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

3点目です。経済影響対策予算約33億8,200万円についてでございます。まず、生活に困窮されている方への支援とあわせて休業により収入が減少した方への支援対策として、生活福祉資金貸付制度を拡充する予算1億1,300万円が盛り込まれています。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対象世帯を低所得者以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の貸し付けを実施することとございます。

については、融資支援や資金貸し付けなど新た

な制度について、県民への周知漏れのないよう制度の周知徹底をお願いしておきたいと存じます。また、そうした制度まで行き着かない方や制度の谷間にある方々、また新型コロナウイルス対策によって困窮されている生活者や要配慮者など、厳しい環境にある方々に寄り添った支援をお願いしておきたいと存じます。

そこで、この制度をどのように周知徹底していくのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症に起因して売上高が減少している事業者や、特に影響が大きい旅館・ホテル業や飲食業について、新たな保証料・利子補給制度の創設に関する予算約32億6,900万円が示されました。については、こうした事業者向けの新たな融資制度については、県内隅々までその周知を図るため、商工会や金融機関に対して、現場に出向く対応を要請していただきたいと存じます。

この新たな融資制度が支援を必要とする事業者の方々に行き届くようにするために、県としてどう取り組むのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

4点目です。この間の既計上予算と予備費の使途状況についてでございます。県では、国内外における感染拡大により、県内でも日々の経済活動や、スポーツ及び観光面、県民の日常生活などにおいて非常に厳しい影響が広がっているものと受けとめ、今年度の既計上予算や予備費も活用し、全庁を挙げた対応を行ってきたとされていますが、その具体的な使途状況について総務部長にお聞きをいたします。

5点目です。知事は、10日の2月定例会本会議において行政報告をされています。この中で、今後とも県民の皆様の健康と生活を守ることを第一に考え、かつ県経済へのダメージを最小限に食い止めるという観点から、ありとあらゆる対策を総動員し、迅速かつ的確に講じることに

より、この難局に立ち向かってまいりますとの強い決意を示されています。

改めて、今回の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症緊急対策を必要とする県民、事業者全てに届ける決意について知事にお聞きをいたしまして、1問とさせていただきます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 上田議員の御質問にお答えいたします。

全ての医療機関における個人防護具を使用した診察の徹底、個人防護具の不足状況を踏まえた供給の見通し、そして県としての個人防護具のストックに対する考え方についてのお尋ねがございました。

医療機関が使用いたします個人防護具としましては、マスクやガウン、ゴーグル、フェースシールドなどがあります。これらの防護具の適切な使用が院内感染対策として重要であるため、これまで、日常診療における個人防護具の具体的な使用方法や留意点について県内の全医療機関に通知するとともに、福祉保健所ごとに地域の診療所の医師や病院の感染管理担当者を対象とした新型コロナウイルス感染症対策の説明会を開催し、周知をしております。

これら防護具のうち、特にマスクの不足が懸念をされたところですが、今般国から本県に対して全部で21万枚のマスクが供給されることとなり、3月13日に県内の全医療機関等にマスクを配布する旨の通知を発出いたしました。このうち県内の137の医療機関等から、1週間以内にマスクのストックが枯渇する可能性があるとの報告を受けましたので、まずは先に届いた分をそうした医療機関等を優先して、18日までに配布をいたします。そして、その後マスクが届き次第、その他の医療機関へも順次配布をしております。

また、こうした個人防護具のストックにつき

ましては、これまでも福祉保健所等において行ってきておりますが、このたび国とは別に民間企業によるマスク1万枚の寄附や、改めて本年度の補正予算案に計上させていただいた分による緊急的なマスクの追加購入により、ストックの充実を図ることとしています。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、県内の福祉施設におけるマスクの不足の状況とその対応についてお尋ねがございました。

今回、県内の高齢者介護施設、障害者施設、児童福祉施設の合わせて約2,000の事業所を対象に、3月13日現在のマスクの不足状況について調査を行いました。その結果、1,369の事業所から回答があり、そのうちマスクの在庫がないと回答があったのは221の事業所で、約16%となっています。また、おおむね1カ月以内に不足すると回答があったのは552の事業所で、約40%となっています。これらの事業所における今後1カ月間の不足枚数は約25万枚となっており、早期の確保が必要となっています。

こうした中、国の緊急対応策では、布製のマスク合計2,000万枚を国が一括購入し、近日中に全国の福祉施設に配布することとなっています。県としましても、市場確保が難しい中、県内の製造・販売事業者から、供給可能な枚数や時期などについて情報収集しているところです。こうした情報から、今月末または来月上旬には、一定数を確保することが可能ではないかと考えています。あわせて、市町村が備蓄しているマスクを福祉施設で活用することができますよう、市町村に協力を依頼してまいりたいと考えています。

今後とも、福祉施設のマスク不足の早期解消に向けて、積極的な確保対策に取り組んでまいります。

次に、心理的な不安や心の悩みを抱える方々

の相談対応についてお尋ねがございました。

県立精神保健福祉センターに開設しました、こころの相談対応窓口では、新型コロナウイルスに感染された方や御家族、関係の医療機関の方などの心のケアを行うため、精神保健福祉士や心理士などの専門職による電話相談を受け付けているところです。この相談窓口を周知するため、各保健所を通じて感染された方などにお知らせをしています。

現在までに、感染者の方などから相談は寄せられていませんが、相談がありましたら、まずは心の悩みなどをお聞きすることで御本人の心が和らぐことがありますので、他のメンタルヘルス相談と同様に、傾聴を基本に相談対応することとしています。さらには、御本人の心身の状態に応じ、適切な医療機関や福祉サービスなどにつながることとしています。

あわせて、精神保健福祉センターでは、同センターでの相談対応の後に、身近な相談窓口となる市町村や保健所と連携して、心の悩みを抱えた方などに重層的な支援が行えるよう、心の相談支援体制の強化に取り組んでいるところです。

最後に、生活福祉資金貸付制度の周知徹底についてお尋ねがございました。

生活福祉資金の活用については、生活が困窮している方や障害者世帯など、配慮が必要な方々に情報が行き届くよう、市町村や社会福祉協議会と連携して、よりきめ細かく周知してまいります。

加えて、今回の生活福祉資金の特例措置で対象が低所得世帯以外にも拡大したことから、より丁寧に情報を発信していくことが重要だと考えています。このため、ハローワークや消費生活センターなどの相談窓口を初め、個人事業主などが加盟する商工会、商工会議所などに対しても、情報提供の協力を依頼したところです。

また今後、新聞、インターネットを活用した広報や、県と包括協定を締結している量販店やコンビニエンスストアなどに制度を紹介するチラシを置いていただくなど、周知の取り組みを強化することとしております。さらには、民生委員・児童委員の見守り活動や、あったかふれあいセンター職員による訪問支援活動などにおいて、必要な方に直接お知らせいただきますよう協力を依頼してまいります。

こうした多様な情報発信により、支援が必要な方に確実に情報が届くよう、一層の周知徹底に取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) 新型コロナウイルス感染症緊急対策に関して、国や県の支援対象となる放課後児童クラブや放課後子ども教室の数と、県の財政支援額の内訳についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、共働き世帯の子供を対象とした放課後の生活の場である児童クラブと、全ての子供を対象にした放課後の体験・学習の場である子ども教室とを一体的に推進しております。

お尋ねのありました、今回の臨時休業に伴い開設時間を延長し、国や県の財政支援の対象となりますのは、児童クラブが99校あるうちの61校、子ども教室が148校あるうちの31校となる予定です。

児童クラブ、子ども教室ともに、通常の補助制度は国、県、市町村がそれぞれ3分の1の負担割合となっておりますが、今回の臨時休業に伴い児童クラブの開設時間を午前から延長する場合の費用は、全額国庫負担により直接国から支援されます。一方、子ども教室につきましては、8時間を超えて開設する部分については国の支援がないため、今回の補正予算で、県単独で補助率2分の1の市町村への財政支援を行う

こととしたものです。

こうした支援に必要な補正予算額につきましては、実施主体となります市町村に開設予定を聞き取りまして、子ども教室の8時間までの開設に係る国と県の支援分が467万7,000円、8時間を超える県の単独支援分といたしまして94万円の、合計561万7,000円を提案させていただいております。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

**○商工労働部長(近藤雅宏君)** 新たな融資制度の周知についてどのように取り組むのかとのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症への経済影響対策としましては、本年2月27日に事業資金等に関する相談窓口を設置するとともに、既存の制度融資にメニューを追加し、その周知を図ってまいりました。今回の新たな制度融資につきましても、制度設計の段階から県内の主な金融機関等の御意見もお聞きをし、円滑な活用がなされるよう準備を進めてまいりました。その周知につきましては、県内金融機関における迅速、適切な対応と貸付金利の軽減、市町村における売上高の減少に対する迅速な認定事務、商工会、商工会議所における巡回指導の強化などとあわせて、3月16日までにそれぞれの機関に対して文書で要請をしたところです。

今後は、各関係機関に制度の活用状況を適時ヒアリングするなどして状況を確認するとともに、商工会等が積極的に現場に出向き、事業者への支援を行っていくよう指導、支援してまいります。また、県におきましても、当面の間、土日を含めた相談窓口や県のホームページでの周知に努めるとともに、テレビやラジオなどマスコミを通じた広報活動にも取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じて、新型コロナウイルス感染症の影響に苦しんでおられる事業者の

皆様への周知が県内隅々まで徹底されますよう、しっかりと取り組んでまいります。

(総務部長君塚明宏君登壇)

**○総務部長(君塚明宏君)** 今年度の既計上予算や予備費を活用した新型コロナウイルス感染症緊急対策の具体的な用途についてお尋ねがございました。

本県では、県民の皆様の健康、生活を守ることを第一に、「感染予防、感染拡大防止」、「情報発信、相談体制の整備」、「経済影響対策」という3つの柱のもと、全庁を挙げて必要な対策に取り組んでいるところです。

これまでの対応の主な内容としましては、まず感染予防、感染拡大防止への取り組みとしまして、予備費を活用してPCR装置などのウイルス検査体制を強化するために必要な機器を購入したほか、感染症指定医療機関などへ優先的に供給していくために、既計上予算でマスクを4万枚購入したところでございます。

次に、情報発信、相談体制の整備では、県と高知市が合同で健康相談センターを設置しまして、窓口において相談対応を行っていただく看護師等を配置するなど、県民の皆様の健康に対する不安や疑問に対応できる体制を整備したところであります。

また、経済影響対策につきましては、既存制度の枠組みの中で、県の制度融資の対象要件の緩和により、令和元年度分の融資枠を100億円以上確保するなどの対応を図っているところであります。引き続き、迅速な対応に努めてまいります。

(知事濱田省司君登壇)

**○知事(濱田省司君)** 新型コロナウイルス感染症緊急対策に関する決意についてお尋ねがございました。

私は、この問題に関しましては県民の目線に立ちまして、皆様の不安をできるだけ拡大させ



ないように、また何とか安心していただけるような方向で、今県として何ができるかということのを常に考えてまいりました。

この感染症が国内外で急速に拡大をしていく中で、県内でも12人の患者さんが確認をされました。このことで、県民の皆様いろいろな意味での不安が、非常に高まってきているということを感じております。特に昨今では、経済面におきましても、観光、宿泊、飲食といった事業者の方々を中心に、その他の事業者も含めまして、御心配の声が非常に高まっているというふうに承知をいたしております。

こうしたことから、何といたしましても、とにかくスピーディーに県民の皆様の不安の解消を図りたいということが、今回の補正予算編成に当たりました第一義の目的でございます。そのため、今回の補正予算案につきましては、県民の皆様の健康と生活を守るという観点から、緊急に必要な事業費を計上いたしております。それとともに、経済のダメージを最小限に食い止めるという観点からも、必要な対策を迅速かつ的確に実施するためのものがございます。

本県といたしましては、今回の補正予算を含めまして、国の緊急対応策なども最大限に活用しながら、県独自の対策とあわせて必要な措置を講じてまいります。あわせて、今後とも国の経済対策などに呼応して、スピード感を持って対応してまいります。とりわけ、感染拡大防止策によりまして影響を受け、生活や事業活動に苦しんでおられる県民や事業者の方々に対しましては、必要な支援をしっかりと講じてまいります。

今後とも、国や関係機関と緊密に連携をいたしまして、ありとあらゆる対策を総動員して、この難局を乗り切ってまいれる覚悟でございます。

○31番（上田周五君） それぞれ御丁寧な御答弁を賜りました。ありがとうございます。特に、

先ほどは知事より、力強い御答弁でございましたが、県民の皆さん、大変勇気づけられたと存じます。

今回の補正予算の編成でございますが、今月の10日に国から示されました緊急対応策の第二弾を受けての編成作業となったものと承知をしております。日程的にも非常にタイトだったと思います。そういった中であっても、今回この約40億円の規模の緊急対策予算を今議会に追加議案として提案されたことは、県民の皆様に対する強いメッセージになったんじゃないかと受けとめております。

質問ではございませんけれども、少し重複するかもわかりませんが、要請をさせていただきます。今回の補正には、生活困窮者への相談や休業で収入が減った人への貸付支援などが盛り込まれていますが、対象になる人や事業者がきちんと使えるような、先ほども御答弁にありましたが、より一層の周知徹底が必要だと思います。

特に、毎日の生活に追われる非正規労働者の皆さんは、いわゆる情報が入りにくい情報弱者であると思っております。こうした制度は、あくまで建前ですが申請主義でございますので、こういった制度が新設されたときは、あらゆる媒体を駆使されまして、周知徹底を重ねて要請いたしたいと存じます。

いずれにしましても、感染拡大が一日でも早くおさまるように願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 私は、日本共産党を代表いたしまして、新型コロナ対策で奮闘されている県職員や関係者の皆さんに、まず心から敬意を表します。

3月11日にWHOは、感染者数は118カ国・地

域で12万5,000人に迫り、新型コロナウイルスはパンデミックとみなせると表明しました。政府の専門家会議も、拡大は増加するだろうが、持ちこたえていると評価をしているように、今後の行方も予断を許さない状況が続いています。この間、私たちはさまざまな業者や県民の皆さんから、新型コロナの影響について聞き取り調査を実施してきましたが、その声も踏まえて、当初予算、補正予算にかかわって質問をさせていただきます。

まず最初に、検査・医療体制の強化について知事に伺います。WHOは対策の基本を、早期発見と隔離に位置づけています。その点から、9日のWHO事務局長の挨拶でも、中国、韓国、イタリアが、感染者とその経路を追うために積極的に検査を実施していることを評価しています。

今回の補正予算に、帰国者・接触者外来を実施する医療機関を拡大する予算案が示されていることは重要です。3月10日の参議院予算委員会の公聴会で我が党の小池晃議員の、37.5度で4日間経過観察するという政府の指針では、重症者を見落とすのではないかとこの質問に対して、感染症対策本部の専門家会議副座長の尾身茂地域医療機能推進機構理事長は、経過措置は検査のキャパシティの問題という現実からの判断であると述べ、重症化が懸念される高齢者については例外規定を書いていると説明し、高齢者の方はほっといたらもっと悪くなる、早目にやるというのはもう私も大賛成です、個人的には初日からでもよいと述べています。

ぐあいが悪ければ我慢せずに診察に行ける発熱外来の整備、臨床医が疑わしいと判断すれば検査できる体制の確立が必要と思いますが、現状と今後の方向性について知事にお聞きいたします。

積極的に検査をすれば、陽性の方がふえるこ

とは想定されます。その際、重症の方を治療する病床を確保する上でも、無症状、軽症の方を経過観察するホテルを含めた施設の確保が重要だと思いますが、その準備状況について知事にお聞きをいたします。

次に、経済影響対策及び相談体制の整備について、引き続き知事に伺います。昨年10月からの消費税率の10%への引き上げによる消費不況への突入に加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が日本経済の新たな危機を広げる中で、暮らしを支えることが喫緊の課題となっています。

昨年10月から12月期の国内総生産改定値は、7月から9月期に比べて年率で7.1%も落ち込んだように、消費税増税のダメージが顕著です。これに、新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけています。訪日客の激減などで、各地では観光業を中心に存亡の危機に直面をしています。深刻な影響は、食料品などの販売を初め、小売業、製造業、運輸業など、さまざまな業種にわたります。その対策として、県が約40億円の補正予算を組み、融資の利子補給や保証料を低減するなど、国の制度を超えて努力していると評価をしています。

しかし、高知の経済社会を支えている業者が置かれている苦境は、大規模災害に匹敵するような経済的影響となっています。さらに、いつ終わるかわからないという、希望と意欲を奪う状況になっています。

一件の廃業も出さないという強いメッセージを発信することが、県民を励まし、勇気を与えることになると思いますが、経済影響対策を進める上での知事の決意をぜひお聞かせください。

今回の経済的影響は、従来の延長線上の対策では克服できないのではないかと。大規模災害とも称される新型コロナ被害に対して、個人への給付に踏み出すべきだと考えます。かつて、鳥

取県西部地震の家屋被害について、鳥取県は、当時の行政の常識である個人の資産形成に税金投入はできないという壁を乗り越えて、県単独で個人への補助を決断し、それが今全国制度となっています。その姿勢を学ぶべきではないでしょうか。

新型コロナを封じ込め、再びインバウンドを推進する環境が整ったとき、高知の魅力を発信する主体は、今苦境に陥っている中小零細業者です。これまでも高知のおもてなし、インバウンドを支えてきた方々を今支えないと、次がないのではないかと。金融政策だけでなく、固定資産税や国保料の減免、継続して営業を続ける事業者への支援金など、高知観光のインフラを維持するという新たな発想が求められていると思います。

中小零細業者やフリーランスを含む自営業者に直接的な経済支援を検討すべきではないかと、知事にお聞きをいたします。

今、ホテル、飲食店やタクシー、代行運転など、多くの方々が深刻な状況に陥っています。無利子の融資があっても結局借金、もう廃業しようかとか、店はがらがら、しかし家賃は出ていく、どうしようかなど、次を目指して頑張ろうという気力さえ失われている状況があります。県も、さまざまな制度をつくり、総合的な相談窓口も設置し、努力をしていると評価しております。

しかし、融資、雇用調整助成金、税、保険料の猶予、生活福祉資金など、それぞれ対応する機関が違います。私たちが聞いたケースでも、一つのところでうまくいかないと気力が奪われ次に進めないという、ぎりぎりの精神状態となっています。

まず、スピード感を持って救済するためには、融資などの条件緩和と手続の簡素化が必要ではないかと、知事にお聞きをいたします。

また、県民の生活再建に向けて、多様な相談をワンストップで受けとめて手続を進めていける場を、県、市町村、社会福祉協議会や労働局、税務署などが連携して構築する必要があると考えます。

緊急総合相談センターの設置についてどのように考えているのか、知事にお聞きをいたします。

次に、感染拡大防止策の影響を受ける方々への支援について伺います。補正予算では、放課後子ども教室や放課後等デイサービスへの予算措置が盛り込まれたことは評価をいたします。しかし、そもそも一斉休校を市町村教育委員会に求めたことは、是正が必要ではないかと思えます。一斉休校は、専門家の意見を聞いたものでもなく、3月10日の参議院予算委員会公聴会で尾身政府専門家会議副座長は、一斉休校にはエビデンスはないと明言をしました。

学校より狭い学童保育所に対応を委ねることも矛盾をしています。厳しい環境に置かれている子供の多い本県で、学校給食から排除された子供の実態、シングルマザーなどの苦悩、突然対応を丸投げされた学童保育の実態も考えるべきです。

萩生田文科大臣は、臨時休業を実施する期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえて設置者においてさまざまな工夫があつてよいと考えておりますと述べ、衆議院文科委員会理事懇話会の席で文科省の大臣官房審議官は、一斉休校は強制ではない、臨時休業は設置者の判断による、臨時休業の始期は3月2日でなくてよいし終期は春休みまででなくてもよい、おおむね10日程度と考えると、2月28日に明言しています。また、学校施設は利用できると、3月6日の衆議院文部科学委員会で述べています。

既に3月も後半になりました。こうした内容も紹介し、検討を重ねる市町村に柔軟に対応す

べきと、改めて県から通知すべきではないかと考えます。検討を要請しておきたいと思えます。

一斉休校により給食がなくなり、子供たちは学校給食が食べられなくなるとともに、食材を提供する生産者、業者も深刻な打撃となっています。10日の参議院文教科学委員会で、給食復活を求める声は強く貧困家庭の子供には極めて大事だと、学校施設を利用した昼食提供のあり方についてただした吉良よし子議員の質問に対して、萩生田文科大臣は、学校に自習に来ている子、来ていない子にも昼食提供は可能と答弁しています。

この内容を市町村に紹介するとともに、県として、休校中の学校給食の実施を要請すべきと思えますが、教育長にお聞きをいたします。

とりわけ、ひとり親家庭を初め経済的に厳しい家庭は、これまで就学援助制度で給食代はかからなかったわけで、新たに昼食代の負担がふえているわけです。

就学援助を受けていて、新たに食費負担が生まれている経済的に厳しい家庭への支援に踏み出すべきではないか、教育長にお聞きをいたします。

また、場合によっては仕事を休まなければいけない状況もあります。ひとり親家庭で仕事を休んだ場合に、山梨県として1日4,000円、大阪の枚方市では4,600円、独自に支給をしている例もあります。

こうした取り組みを取り入れる意思はないか、知事にこの項をお聞きいたします。

一斉休校要請の中で、とりわけ問題が大きいのは特別支援学校の休校です。ふだんでも苦勞の多い子供と家庭への負担は、極めて深刻だと指摘しなければなりません。

県は希望者にはスクールバスも出すとありますが、申し出るというハードルがあります。しかも、給食はなく弁当持参、寄宿舎も同様です。

全国でも少なくない自治体は、特別支援学校は休校とせず、同時に登校は自由意思としています。高知市の特別支援学校もそうした対応をとっています。

障害児の居場所・受け皿確保について、今回提案されている放課後等デイサービスの利用児増加に係る費用を市町村に補助する施策も大切です。が、休校にせず、登校しないという選択をする家庭以外は従来どおり受け入れて給食も提供する等の判断をすれば、より実態に即した支援になると思えますが、教育長にお伺いをいたしまして、1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 中根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、発熱外来の整備や臨床医が疑わしいと判断すれば検査できる体制の確立が必要ではないかとのお尋ねがございました。

議員からお話ございましたように、去る2月17日、国のほうから帰国者・接触者相談センターへの相談の目安として、37.5度で4日間という目安が示されております。これは、4日間我慢するという趣旨ではございませんで、通常の風邪であれば1日、2日で快方に向かうと考えられておりますので、4日間も発熱などが持続する場合には、新型コロナウイルス感染症への感染を視野に入れて、早目に相談することをお願いする、そういう趣旨だというふうに受けとめております。

一方、県といたしましては、国の目安にかかわらず健康上の不安がある場合には、県と高知市が合同で設置をいたしました新型コロナウイルス健康相談センターで、幅広く相談を受け付けることといたしております。あわせて、本県では、臨床医が病状等から新型コロナウイルス感染症を疑う場合には、保健所が帰国者・接触者外来につなぎ、迅速に検体の採取ができ



る体制を整備いたしております。さらには、現在、今後新型コロナウイルス感染症を疑われる方が増加した場合に備えまして、帰国者・接触者外来をより一層拡充するように、関係機関と調整を行っているところでございます。

こうした取り組みを通じまして、県民の皆様が安心して新型コロナウイルス感染症に関する診察が受けられますよう努力をしております。

次に、無症状、軽症の方を経過観察するホテルを含めた施設の準備が必要ではないか、また準備状況はどうかというお尋ねがございました。

患者数が大幅に増加した場合に、軽症、無症状の方が療養できる場所の確保という課題は、蔓延期におけます医療体制の維持という点で、極めて重要な課題だと考えております。他方、議員からお話ございましたホテル等の活用につきましても、ホテル等からの協力が得られるのかという問題はもとよりでございますが、従業員の方々の感染管理などといった面からも、この点は慎重に考える必要があるというふうに考えております。

国からは、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針といたしまして、患者数が大幅に増加した段階では、軽症、無症状の方は検査が陽性であっても自宅での安静、療養を原則とするという方針が示されているところでございます。ただ、県といたしましては、今後仮に患者が増加した場合、自宅での療養の前段階として、軽症、無症状の方は指定医療機関以外の入院協力医療機関に入院していただくというやり方を考えております。

そのため、軽症、無症状の患者の方々を受け入れることが可能な入院協力医療機関の拡充に向けまして、医療機関に対して、現在協力の要請を行っているという段階でございます。

次に、経済影響対策を進める上での決意についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響は、旅館やホテル、飲食業を初めといたしまして、バス、タクシーなど観光関連産業を中心に幅広い業種に及んでおります。予約のキャンセルなどにより売上げの減少は4月以降にも及んでおまして、事業者の皆様方からは、急激な資金繰りの悪化など悲痛な声を数多くお聞きをいたしております。

このため、3月10日に国から示されました第二弾の緊急対応策も踏まえまして、県として事業者の資金繰り支援を大きく強化することといたしました。具体的には、運転資金の融資に当たりまして、民間金融機関と連携をし、保証料をゼロまで引き下げるとともに、最長4年間は無利子とする制度を今回議会に追加提案させていただいたところでございます。このことによりまして、窓口が限られます政府系金融機関だけではございませんで、多くの県内の民間金融機関、身近な最寄りの金融機関で、幅広い事業者にスピーディーに御利用いただくことが可能になると考えております。

当面は、感染拡大の防止に全力を挙げますとともに、関係機関と連携をいたしまして、事業者の方々の資金繰りをしっかりと支えまして、事業の継続が可能となるよう万全の対応を行ってまいります。

次に、中小零細事業者あるいはフリーランスを含みます自営業者への直接的な経済支援についてお尋ねがございました。

今回の新型コロナウイルス感染症におきましては、短期間に急激に売上げが減少いたしました。今後の見通しが立たないといった形で、県内の事業者にとりましては、リーマンショックを上回るような影響も懸念されているところでございます。このため、ただいま申し上げましたように、事業者の運転資金の借り入れに対しまして、県としては初めて利子補給を行うと

いったことなど、リーマンショック時を上回る資金繰り対策を講じることといたしたところでございます。

お話にございました事業者などへの直接的な経済支援につきましては、国においては雇用調整助成金の特別措置などが講じられておりますが、この点について自治体独自で抜本的な対応を行うことは難しいと考えております。このため、全国知事会など地方3団体連名で、この3団体として、特に厳しい業種への一時支給金の創設を国に対して求めているところでございます。

今後、国におきまして、さらなる経済対策として、税制も含めた景気浮揚策が検討されるというふうにお聞きをいたしております。県におきましても、事態の収束を見据えまして、県産品の国内外向けプロモーションの強化あるいは観光需要の早期回復を目指した誘客対策など、経済の活性化に迅速かつ的確に取り組んでまいります。

次に、融資などの条件緩和と手続の簡素化についてお尋ねがございました。

事業者や生活にお困りの方に対する経済的な支援を柔軟かつ迅速に行っていく上で、条件の緩和あるいは手続の簡素化は不可欠であると考えております。

このため、県の新たな制度融資におきましては、売り上げの減少などの要件を国と同等以上に緩和するとともに、既存の融資でも償還期限の延長や借りかえを可能といたしました。また、市町村や金融機関には迅速かつ適切な対応を要請いたしておりますし、例えば提出書類の軽減といった形で申請手続の簡素化が図られることとなっております。

生活福祉資金の申請手続におきましては、これまでも台風などによります被災者の早期支援などの場面におきまして、貸し付けに必要な書

類を必要最低限とするとともに、支給までの期間の短縮を行っているところでございまして、今回も同様の対応ができるように、高知県社会福祉協議会に対して協力要請を行ったところでございます。

今後とも、金融機関や社会福祉協議会などの関係機関としっかりと連携をいたしまして、相談窓口での対応から必要資金の借りに至るまで、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、緊急総合相談センターを設置してはどうかというお尋ねがございました。

この新型コロナウイルス感染症に伴います休業などによりまして生活が困窮されている方々には、このたびの国や県の対策が漏れなく行き届くということが何よりも重要でございます。

こうした生活面での支援が必要な方々に対しましては、まずは身近な市町村におきまして、ワンストップで相談を受けとめるということが必要だと考えております。このため、生活困窮や生活福祉資金などの相談につきまして、市町村と市町村社会福祉協議会の窓口を、申請手続を含めまして市町村に一本化できるように、市町村に対して要請を行っていきたいと考えております。あわせまして、学校休業に伴います保護者支援など国が窓口となります制度につきましても、市町村を通じて周知をしてまいりたいと考えております。

一方、事業者の方々についてでございますが、県内の事業者の方々からの資金繰りなどの相談につきましては、県の相談窓口でももちろん相談に応じておりますけれども、より身近な各地域の商工会、商工会議所、あるいは最寄りの金融機関などで随時対応をいたしているところでございます。このため、こうした各関係機関に対しまして、国や県の支援策を把握の上で、事業者の実情に応じまして、それぞれの役割に応

じた適切な対応を行っていただくように要請をしているところでございます。

また、県では、こうした新型コロナウイルス感染症に関する専門的なそれぞれの窓口以外にも、県民の皆様の困り事など、さまざまな電話相談に幅広く応じるための総合的な窓口を設置いたしております。例えば、そもそも、どの窓口に相談したらいいのか、よくわからないといったような方々もおいでだと思います。この電話相談の窓口におきましては、相談の内容に応じて、こうした場合も含めまして必要な調整を行い、適切な窓口におつなぎをしていくといったことなどによりまして、困り事の解決に向けてしっかりと対応ができるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、ひとり親家庭に対する独自の支援策の必要性についてお尋ねがございました。

今回の国の緊急対応策におきましては、臨時休校に伴い休業せざるを得なくなった保護者の方々などへの支援のための助成金制度などが盛り込まれておりまして、ひとり親家庭についてもこの支援の対象とされております。このため、ひとり親家庭の休業の支援については、今回の国の支援策を活用して対応するという考え方でまいりたいと考えております。

議員からお話がございました山梨県などの制度につきましては、今回の国の制度が示される前に独自に設けられたものでございますけれども、国の制度を活用できる場合には県の支援の対象外になる扱いだというふうにもお聞きをいたしているところでございます。

県といたしましては、まずはこのひとり親家庭に対しまして、直接国の制度の内容をお知らせするなど、今回の支援策が確実に行き届くように取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、県として休校中の学校給食の実施を市町村に要請することについてお尋ねがございました。

学校給食は学校給食法において、授業日に実施されるとなっておりますことから、学校の臨時休業中は昼食を提供しても学校給食には該当しないというふうにされております。他方、今回の新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業に際しては、令和2年3月2日付の文部科学省からの通知の中で、子供の居場所確保に向けた取り組み方策の一つとして、学校給食の調理場や調理員の活用を行って昼食を提供することも考えられることが示されたことから、各市町村にも早急に周知をしたところでございます。

また、3月13日付で文部科学省から送付された学校の臨時休業中の取り組み事例集には、給食の調理委託業者が給食センターで調理した弁当を希望する児童生徒の自宅に配達する黒潮町の事例など、昼食の提供に関するさまざまな取り組みが紹介されており、県教育委員会としましては、これらの事例をいち早く各市町村に情報提供してまいりました。

しかしながら、こうした取り組みを実施していくためには、教育委員会だけではなく、各市町村の福祉部門を初めとする関係部門との連携・調整が必要となってまいります。各市町村におきましては、こうしたことを踏まえまして、地域の実情やニーズに応じて昼食提供の可能性について、さまざまな工夫、検討をお願いしたいというふうに考えております。

次に、就学援助を受けていて、新たな食費負担が生まれている経済的に厳しい家庭への支援に踏み出すべきではないかとお尋ねがございました。

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、学校教育法の

規定に基づき、学用品費や通学費などのほか、学校給食費についても市町村からの援助がありますが、このたびの臨時休業の期間中、学校給食が実施されないことで、厳しい環境にある御家庭では、その分の昼食費の負担が生じていることは認識をしております。

しかしながら、こうした負担は学校生活を送る上で生じているものではなく、これらに対する支援は学校教育上の配慮に基づく支援の範囲を超える社会福祉的なものであり、経済的な困難を抱えておられる方々への支援全体の中で検討されるものと考えております。

このため、県教育委員会といたしましては、今後国において策定される経済対策の中で、低所得者向けの支援などについても配慮いただけるよう、地域福祉部とも連携して、国への提言などを行っていききたいというふうに考えております。

最後に、特別支援学校の臨時休業についてお尋ねがございました。

今回の特別支援学校におけます臨時休業につきましても、子供たちの健康、安全を第一に考え、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点などから、全国一斉の臨時休業についての国からの要請を踏まえまして、全国の45都道府県教育委員会で休業がスタートしております。本県でも、対応が難しい家庭にも配慮しながら実施をしているものです。

まず、臨時休業中に学校や寄宿舎で受け入れた児童生徒の食事については、各校の受け入れ人数が1校で最大3名、寄宿舎では1校最大1名と少人数であることや、受け入れの希望がない日もあることなどから、計画的な対応が難しく、弁当を持参していただいております。また、弁当を持参できない場合には、学校栄養職員等の管理のもと、学校で弁当を調達するようしております。

また、3月15日現在保護者の御希望により学校で受け入れている児童生徒は、本校、分校13校、全幼児・児童生徒679名中、7校、12名で、全体の1.8%となっております。各学校が保護者に休業中の状況をお聞きする中で、特別支援学校には感染リスクの高い状態の児童生徒が多く、積極的に学校を再開してほしいという御意見があったとは報告されておられません。

学校を再開することで感染リスクが高まることとなりますし、その中で各御家庭に登校するしないの選択をしていただくことも適切ではないと考えます。このため、県教育委員会としましては、現時点では休業が適当だというふうに考えております。

○34番（中根佐知君） それぞれにありがとうございました。

2問を行いたいと思います。本当に、こうした大規模災害に匹敵するコロナウイルス、的確でスピード感が求められている、そんなふうに感じます。そんな中で、私たちがさまざまな方たちから御意見を寄せていただいている中で、県が今回融資制度を随分と充実させたことも、運転資金も含めて、そして生活資金も含めて、大変大事なことだというふうに考えていますけれども、こんな御意見もあります。うちとしては、この間借金も減らして、やっと借金から解放かというところで、再度借り入れというのはきつい、無利子であっても借金は借金なので。ただ、どうしても運転できないという状況になれば利用せざるを得ないと思うが、やはりこの資金面の不安が一番大きい。こんなふうな声が寄せられています。大多数の方たちが、借りたら返さないかんきね、見通しが無いのにどうやってその返す思いを自分の中につくるのか、それが難しいと。こんな御意見がたくさんあるんです。

また、これは看護師さんのようですけれども、



勤めている病院に、休んだときの助成金の利用をお願いしたら断られましたと、本当に事業主にさまざまな点を徹底していただくことが必要だと思うと。こんなふうな声も上がってきています。

国も第3次のさまざまなことを考えているようですけれども、こうした事業主への徹底や、また融資制度のみでは無理があるのではないかと、ここの点でもう一度励ましを与えるためには貸与できるような中身もつくるべきではないかと思いますが、この点を知事をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

御趣旨は、融資制度はしょせん借金であるので、それを何とか——先の見通しも考えると、もう一步踏み出した給付的なものも必要ではないかという御趣旨かと受けとめました。

この点は、ただいまお答えいたしましたように、全国知事会の名におきましても、また市長会、町村会などとも連名で、一時支給金といったような形で、厳しい業種に対しては給付金の形で、異例ではございますがそういう対応が必要ではないかという考え方で国に対して申し入れをいたしているところでございます。今後、ただいまお話がございましたように、国のほうでも、4月にも新たな経済対策を、従来の延長線でないような、次元の異なるような経済対策を検討されるというふうな御意向と伺っておりますので、全国知事会などとタイアップをいたしまして、この点をしっかりと訴えてまいりたいと思っております。

また、事業主の皆様への徹底に関して申し上げますと、お話のありました休業補償などは、労働局が直接の窓口になっていくということだと思いますけれども、私どももいろんな形で事業主の方々と接点がございますので、今回の対策全般に関しまして、国あるいは県の講じます施策

に対して、精いっぱい御協力をいただけますように改めてお願いを申し上げたいというふうに思っております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、議案に対する質疑を終結いたします。



#### 議案の付託

○議長（桑名龍吾君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（桑名龍吾君） ただいま議題となっている第74号議案及び第75号議案、以上2件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末498ページに掲載〕



○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明18日から22日までの5日間は委員会審査等のため本会議を休会し、3月23日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月23日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時8分散会

## 令和2年3月23日（月曜日） 開議第10日

## 出席議員

1番 土森正一君  
 2番 上田貢太郎君  
 3番 今城誠司君  
 4番 金岡佳時君  
 5番 下村勝幸君  
 6番 田中徹君  
 7番 土居央君  
 8番 野町雅樹君  
 9番 浜田豪太君  
 10番 横山文人君  
 11番 西内隆純君  
 12番 加藤漠君  
 13番 西内健君  
 14番 弘田兼一君  
 15番 明神健夫君  
 16番 依光晃一郎君  
 17番 梶原大介君  
 18番 桑名龍吾君  
 19番 森田英二君  
 20番 三石文隆君  
 21番 上治堂司君  
 22番 山崎正恭君  
 23番 西森雅和君  
 24番 黒岩正好君  
 25番 大石宗君  
 26番 武石利彦君  
 27番 田所裕介君  
 28番 石井孝君  
 29番 大野辰哉君  
 30番 橋本敏男君  
 31番 上田周五君  
 32番 坂本茂雄君  
 33番 岡田芳秀君  
 34番 中根佐知君  
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

## 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

知事 濱田省司君  
 副知事 岩城孝章君  
 総務部長 君塚明宏君  
 危機管理部長 堀田幸雄君  
 健康政策部長 鎌倉昭浩君  
 地域福祉部長 福留利也君  
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君  
 産業振興・推進部長 井上浩之君  
 中山間振興・交通部長 川村雅計君  
 商工労働部長 近藤雅宏君  
 観光振興部長 吉村大君  
 農業振興部長 西岡幸生君  
 林業振興・環境部長 川村竜哉君  
 水産振興部長 田中宏治君  
 土木部長 村田重雄君  
 会計管理者 中村智砂君  
 公営企業局長 北村強君  
 教育長 伊藤博明君  
 人事委員長 秋元厚志君  
 人事委員会会長 原哲君  
 公安委員長 古谷純代君  
 警察本部長 熊坂隆君  
 代表監査委員 植田茂君  
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君  
事務局次長 行宗 昭一 君  
議事課長 吉岡 正勝 君  
政策調査課長 織田 勝博 君  
議事課長補佐 飯田 志保 君  
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第10号)

令和2年3月23日午前10時開議

第1

- 第1号 令和2年度高知県一般会計予算
- 第2号 令和2年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 令和2年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 令和2年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 令和2年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 令和2年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 令和2年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第10号 令和2年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和2年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和2年度高知県中小企業近代化資

金助成事業特別会計予算

- 第13号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和2年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和2年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和2年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和2年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和2年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和2年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和2年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和2年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和2年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和2年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和元年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 令和元年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第30号 令和元年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第31号 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第32号 令和元年度高知県中小企業近代化資

第 33 号	金助成事業特別会計補正予算 令和元年度高知県流通団地及び工業 団地造成事業特別会計補正予算	第 51 号	ふぐ取扱い条例の一部を改正する条 例議案
第 34 号	令和元年度高知県農業改良資金助成 事業特別会計補正予算	第 52 号	高知県動物の愛護及び管理に関する 条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和元年度高知県県営林事業特別会 計補正予算	第 53 号	高知県食品衛生法施行条例の一部を 改正する条例議案
第 36 号	令和元年度高知県流域下水道事業特 別会計補正予算	第 54 号	高知県公立大学法人に係る評価委員 会及び重要な財産に関する条例の一 部を改正する条例議案
第 37 号	令和元年度高知県港湾整備事業特別 会計補正予算	第 55 号	高知県立県民体育館の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例 議案
第 38 号	令和元年度高知県高等学校等奨学金 特別会計補正予算	第 56 号	高知県立紙産業技術センターの設置 及び管理に関する条例の一部を改正 する条例議案
第 39 号	令和元年度高知県病院事業会計補正 予算	第 57 号	高知県漁港管理条例及び高知県漁港 区域内における行為の規制に関する 条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	知事等の損害賠償責任の一部免責に 関する条例議案	第 58 号	高知県浄化槽保守点検業者の登録に 関する条例の一部を改正する条例議 案
第 41 号	高知県無料低額宿泊所の設備及び運 営に関する基準を定める条例議案	第 59 号	高知県の事務処理の特例に関する条 例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県犯罪被害者等支援条例議案	第 60 号	高知県立都市公園条例の一部を改正 する条例議案
第 43 号	高知県個人情報保護条例の一部を改 正する条例議案	第 61 号	高知県営住宅の設置及び管理に関す る条例及び高知県特定公共賃貸住宅 の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例議案
第 44 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一 部を改正する条例議案	第 62 号	高知県公営企業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例議案
第 45 号	知事等の給与、旅費等に関する条例 の一部を改正する条例議案	第 63 号	公立学校の教育職員の給与その他の 勤務条件の特別措置に関する条例の 一部を改正する条例議案
第 46 号	公益的法人等への職員の派遣等に関 する条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を 改正する条例議案
第 47 号	議会の議員その他非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例議案	第 65 号	高知県よさこいピック高知記念基金
第 48 号	高知県高圧ガス保安法関係手数料徴 収条例等の一部を改正する条例議案		
第 49 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正 する条例議案		
第 50 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基 金条例の一部を改正する条例議案		



条例を廃止する条例議案	書議案
第 66 号 高知県が当事者である仲裁の申立てに関する議案	第 2 常任委員の選任
第 67 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案	第 3 議会運営委員の選任
第 68 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案	第 4 特別委員会設置の件
第 69 号 権利の放棄に関する議案	追加
第 70 号 県が行う高知県防災行政無線システム再整備事業に対する市町村の負担に関する議案	継続審査の件
第 71 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	議長辞職の件
第 72 号 包括外部監査契約の締結に関する議案	議長の選挙
第 73 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案	副議長辞職の件
第 74 号 令和2年度高知県一般会計補正予算	副議長の選挙
第 75 号 令和元年度高知県一般会計補正予算	第 5 議席の一部変更の件
議発第 1 号 高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案	————— ❦❦❦ —————
修正動議	午前10時開議
議発第 2 号 第 1 号令和2年度高知県一般会計予算に対する修正案	○議長（桑名龍吾君） これより本日の会議を開きます。
追加	————— ❦❦❦ —————
第 76 号 高知県監査委員の選任についての同意議案	諸 般 の 報 告
追加	○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。
議発第 3 号 新型コロナウイルスによる感染症対策を求める意見書議案	各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。
議発第 4 号 中高年のひきこもり状態にある人に対する実効性ある支援と対策を求める意見書議案	次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。
議発第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書議案	〔委員会審査結果一覧表 巻末523ページ〕 〔に掲載〕
議発第 6 号 社会資本の整備促進を求める意見	————— ❦❦❦ —————
	委員長報告
	○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。
	日程第 1、第 1 号から第75号まで及び議発第 1 号、以上76件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長上田貢太郎君。

(危機管理文化厚生委員長上田貢太郎君登壇)

○危機管理文化厚生委員長(上田貢太郎君) 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第9号議案から第11号議案、第21号議案から第24号議案、第29号議案から第31号議案、第39号議案、第41号議案、第42号議案、第48号議案から第55号議案、第62号議案、第65号議案、第70号議案、第74号議案、第75号議案、議発第1号議案、以上28件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、応急対策活動燃料確保事業負担金について、執行部から、消防本部が新設する自家用給油施設に、タンク容量の半分を県の燃料として確保するため、応分の費用を負担するものであるとの説明がありました。

委員から、同様の形で県の応急対策活動燃料を確保している給油施設の整備状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、高知市南、南国市、土佐清水市、高知市北、室戸市、合わせて5カ所で完成している。香南市でも本年度予算を繰り越して整備することになっており、来年度予算で負担する香美市消防本部、高吾北広域町村事務組合消防本部の給油施設を合わせると、8カ所での整備が完了するとの答弁がありました。

次に、消防防災ヘリコプター運航管理費につ

いて、執行部から、近く国に返却する見込みの「おとめ」にかかる経費は、今回予算計上していない。「おとめ」の後継機については、国のほうで調達手続が行われており、来年3月末までには本県に配備される予定と聞いている。一方、「りょうま」については、導入から23年が経過し、修理用部品の調達が困難となる場合が発生しているため、機体更新に向けて取り組むとの説明がありました。

委員から、耐空検査で運航できない期間や、パイロットの資格取得、運航維持に係る経費などを総合的に考えると、直営での運航を見直す議論も必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、以前委託運航を検討すべきか議論し、自主運航の継続という結論が出されているが、現状、他県では大体委託でやっている。令和4年度からは操縦士2人の搭乗が義務化されるため、今後全国的にパイロットの獲得競争が激しくなることも見込まれることから、委託運航も選択肢の一つと考えている。「りょうま」の後継機を令和5年度に運航できるように取り組むが、その予算要求の際には、運航の形態なども整理した上で説明するようになりたいとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、医薬連携推進事業費により実施する小規模薬局における在宅患者への服薬支援の取り組みについて、執行部から、薬局・薬剤師の在宅医療への参画は着実に進み、医療関係者の負担軽減にもつながっている。引き続き、県内に定着させるとともに、小規模薬局でも在宅服薬支援事業に参入できるよう、「高知家@ライン」を活用して、薬局にしながら服薬支援ができる体制を構築するとの説明がありました。

委員から、小規模薬局では、地域ケア会議には参加できても在宅支援等には結びつかないと

いう声も聞くが、「高知家@ライン」を活用した安芸モデルは、どのような形で運用されているのかとの質疑がありました。執行部からは、薬剤師会の安芸支部において、どのような運用とするかの検討を進めてもらっている。ICTを使った在宅での服薬支援の仕組みを構築し、広く展開していきたいとの答弁がありました。

委員から、他の地域に広げて実施していくのは来年度になるのかとの質疑がありました。執行部からは、安芸地域において少数の事例は出てきているが、まだ課題の分析等ができておらず、その点を解決した上で、早ければ来年度に横展開をしたいとの答弁がありました。

次に、第24号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、病床機能分化促進事業費補助金の大幅な減額補正について、委員から、活用が少ないということは、地域医療構想に何らかの無理があるのではないかと。病床機能の転換については進んでいるのかとの質疑がありました。執行部からは、地域医療構想自体が強制的なものではなく、各医療機関が地域の実情に合わせて病床の機能等を検討し、転換等をしていくものである。まずは、療養病床から介護医療院等への転換が優先されており、急性期から回復期の病床への転換は、現時点ではまだそれほど進んでいないのが現状である。各医療機関において自主的に判断をしていただくことになるが、地域医療構想調整会議の場などで情報提供しながら、取り組みを進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議発第1号「高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、県民の皆様の歯と口の健康づくりに大きく資するものだと考えている。今後、歯科保健対策を進めていく上でのよりどころとして、執行部としても全力で取り組みたいとの参考意見がありました。

委員から、県が実施する事項として規定する、フッ化物応用等科学的に根拠のある効果的なむし歯予防対策という部分について、フッ化物は安全ではないという考え方もあるため、条文からフッ化物応用等の文言は削除したほうがよいのではないかと意見がありました。提案委員から、フッ化物応用による虫歯予防については、厚生労働省のフッ化物洗口ガイドラインによると、安全かつ有効であるという結論が出ているとの答弁がありました。執行部からは、フッ化物応用は虫歯予防に有効なので、県内でしっかり進めてもらいたいとの専門医の意見も踏まえ、保育所、幼稚園、小中学校等におけるフッ化物洗口を、保護者の意思を尊重しながら、県内に拡大する取り組みを進めているとの参考意見がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、災害時要配慮者の避難支援対策の取り組みについて、執行部から、県と市町村の福祉部局と防災部局が連携し、沿岸5地区をモデルにして個別計画の作成を進めている。来年度はこの取り組みの横展開を図っていくとの説明がありました。

委員から、来年度はモデル地区を14地区ふやして取り組む予定となっているが、それらの市町村の中で、モデル地区ではない地域でも取り組みたいということになった場合、先行事例の5地区のノウハウなどは提供されるのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村内でモデル地区を定めて取り組むのは、まずは市町村にノウハウを蓄積してもらおうという趣旨であり、そのほかの地区に対しても、先行モデルを参考に支援をしていきたいとの答弁がありました。

次に、第75号「令和元年度高知県一般会計補正予算」について、執行部から、新型コロナウイルス

ウイルス感染症の予防、感染拡大防止対策や、休業あるいは失業された方の生活支援など、必要な対策を実施するための経費である。福祉施設等に配布予定のマスクと消毒液は、全量を年度内に確保することが難しい状況であり、繰越明許費の追加や増額変更の計上もしているとの説明がありました。

委員から、個人向け緊急小口資金等の特例貸し付けなど、今回の特例措置を周知するチラシの配布については、主にどのような店舗を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、制度の周知については、県と包括協定を結んでいるスーパーやコンビニエンスストアにチラシを置いてもらうほか、ラジオやテレビのCM放送、新聞やインターネット広告を行う。また、市町村や相談支援機関の窓口でも、チラシをたくさん置いてもらうよう準備を進めているとの答弁がありました。

別の委員から、今回保健衛生用品が不足し、調達も困難となっていることを教訓として、福祉施設等には、今後より多量にストックしておいてもらうよう要請すべきである。また、調達の面でも、こうした事態には県に優先的に供給してもらえよう、保健衛生用品の製造・販売事業者等と協定を結ぶなどして、優先的に調達できる仕組みをつくっておくことが重要と考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、いざというときへの備えは大事なので、備蓄の要請をしていくようにしたい。必要物品を優先供給してもらうための仕組みづくりについても、事業者と話をしていくようにしたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、土佐藩主山内家墓所管理費等補助金について、執行部から、公益財団法人土佐山内記念

財団が行う支障木の伐採、石垣の修復に係る発掘調査等に要する経費を助成するものである。山内家墓所は、墓標の剥落や石垣の崩壊が進んでおり、本年度内に整備基本計画を策定し、来年度から10年間の短期事業においては、発掘調査や石垣修復などを実施していきたいとの説明がありました。

委員から、短期事業の10年間における事業費と、国の補助金の活用はどう見込まれるかとの質疑がありました。執行部からは、今後の調査結果にもよるが、現時点では、今後10年間の事業費を3億3,000万円余りと想定している。国費の補助率は原則2分の1で、管理のための人件費など補助対象外経費は、県単独で措置することを考えているとの答弁がありました。

次に、第42号「高知県犯罪被害者等支援条例議案」について、執行部から、犯罪被害者等の被害の早期回復・軽減と、権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らせる社会を実現するために制定しようとするものである。4月からは、県民生活・男女共同参画課に専任職員を配置し相談に応じるほか、市町村や関係機関等と支援調整を図り、犯罪被害者等の支援が途切れることなく提供されるよう取り組んでいきたいとの説明がありました。

委員から、支援窓口体制を強化するに当たり、警察とどこまで情報を共有できるかといったことを初め、あらかじめ関係機関とは十分に協議を行い、共通認識に立った体制を講じてほしい。また、相当丁寧な対応が求められるため、相談、支援に当たる専任職員は、必要であれば、年度の途中であっても増員を考えるべきだと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、県警本部が事務局を務める高知県被害者支援連絡協力会には、国、県、市町村、民間支援団体等の関係機関が参画し、情報共有等を行っており、こうした場も活用して連携をしっかりと深め



ていきたい。また、専任の相談員は、まず1名体制でスタートするが、状況によっては増員することを検討するとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

地域福祉部についてであります。

執行部から、第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画案及び高知県次世代育成支援行動計画改定版案について報告がありました。この次期計画では、本議会での一般質問を踏まえ、世代間の支え合いにつながる3世代同居・近居の推進について検討する旨の文言を追加したいと考えているとの説明がありました。

委員から、本議会では、県民意識調査で3世代同居等に係る県民の声を把握するとの答弁があったが、国は、他県における3世代同居・近居促進の取り組み成果を踏まえ、これを推進すべき施策として位置づけていることも示した上で、考えを問うべきだと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、国が示す方向性も踏まえ、県民への問い方を工夫したいとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（桑名龍吾君） 商工農林水産委員長西内隆純君。

（商工農林水産委員長西内隆純君登壇）

○商工農林水産委員長（西内隆純君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第12号議案から第17号議案、第24号議案、第32号議案から第35号議案、第56号議案、第57号議案、第66号議案、第69号議案、第71号議案、第74号議案、第75号議案、以上20件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第74号「令和2年度高知県一般会計補正予算」及び第75号「令和元年度高知県一般会計補正予算」の新型コロナウイルス感染症対策資金の利子補給について、執行部から、新型コロナウイルス感染症による経済影響対策として、売上高などの減少に伴う事業者の資金繰りの悪化に対応するため、事業者の金利負担を最大4年間無利子とし、あわせて融資の際に必要な事業者の保証料をゼロまで引き下げるなど、民間金融機関と連携した新たな融資制度を創設し、既存融資制度の要件緩和や国の緊急対策における資金繰りとともに、事業者の資金調達を支援していくための経費であるとの説明がありました。

委員から、次年度以降に新型コロナウイルスの影響により経営面が苦しくなる事業者が出てくる可能性もあるのではないか。そうした場合でも今回の支援は受けられるのかとの質疑がありました。執行部からは、当面終期の設定はしていないが、新型コロナウイルスの収束の見通しも含めて、今後の状況を見ながら検討していくこととなる。事業者の方が経営面で影響を受ける時期はそれぞれの事情によって異なるが、金融機関や商工会、商工会議所、県などに早目の相談をしていただければ、できる限りの対応を考えていくとの答弁がありました。

別の委員から、地域に密着している商工会、商工会議所との連携がこれまで以上に重要となってくるが、どのような取り組みを行っていくのかとの質疑がありました。執行部からは、商工会、商工会議所に今回の融資制度や国の制度などを周知するとともに、事業者への丁寧な相談対応なども知事名で文書により要請している。商工会、商工会議所の経営指導員や経営支援コーディネーターなどが定期的に会合を持ち

ながら管内の状況を把握して、中小企業者への支援を行っており、その中で小まめに対応しながら、必要な対策を行っていくとの答弁がありました。

別の委員から、商工会、商工会議所に対して文書で通知することも大事ではあるが、県が地域に出向いて、市町村や商工会、商工会議所を含めて説明会を開催するなど、支援制度の周知を図る必要もあるのではないかとこの質疑がありました。執行部からは、要請文書については市町村等で対応に当たる担当部署に行き届くようフォローするとともに、説明会の実施についても検討していくとの答弁がありました。

委員から、今回の融資制度を含めて新型コロナウイルス感染症対策を遅滞なく進めていくこととあわせ、新型コロナウイルスが収束した際には、早急に県民生活や事業者の経営が正常に行えるよう、経済対策として切れ目ない支援メニューもしっかり展開していただきたいとの要請がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、Next次世代型施設園芸農業推進事業費について、執行部から、生産から流通までのさまざまなデータを収集・分析し、生産者に有益な情報を提供するデータ共有基盤IOPクラウドを構築するための経費や、IOP関連の研究、人材育成などを支援するための経費などであり、2年後の本格運用に向けて取り組みを進めていくとの説明がありました。

委員から、運用開始まで2年しかない中で、このIOPの目的や仕組みが利用する生産農家の方々に理解されているのかとの質疑がありました。執行部からは、現段階で余り浸透しておらず、ハードルの高い取り組みであると認識している。便利さを備え、誰でも使えるものにし、より多くの農家の方々に利用していただける仕

組みをつくっていききたいとの答弁がありました。

委員から、生産農家の方々の理解、協力をいただけるか大きな課題である。この事業については、しっかりとした対応、取り組みをお願いしたいとの意見がありました。

別の委員から、現場にわかりやすく情報を伝えていかなければ、産地での普及にもつながらないのではないかと。大きなプロジェクトに期待がかかる一方で心配な面もある。JAや生産農家に対して、十分な説明と対応を行うようにとの要請がありました。執行部からは、生産農家への周知の機会をふやすとともに、JAグループとも連携を強化し、ニーズに応じたクラウドの構築を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、経営体育成基盤整備事業費について、執行部から、農業の生産性向上や農地集積による担い手の確保のため、圃場整備を推進する経費であり、農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保については、第4期産業振興計画の柱の一つとして新たに位置づけ、取り組みを推し進めていくとの説明がありました。

委員から、産業振興計画の中でどのような事業を中心に考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、地域ニーズの把握や圃場整備に向けた地域の合意形成の支援、また国庫補助事業を活用した圃場整備の実施など、市町村、農地中間管理機構との連携を強化し、基盤整備の推進を図っていくとの答弁がありました。

別の委員から、国の事業制度や要件の変更などの情報が農家の方々や市町村にきちんと届いていないため、合意形成が得られなかったケースも一部にはあったのではないかと。地域振興の面でも基盤整備は重要であり、制度の周知を図り、さらに事業を推し進めてもらいたいとの意見がありました。執行部からは、これまで年に2回、国の関係者を招き、事業のPR等は行っていたが、今後は積極的に市町村へ出向くなど、

PR方法も検討するとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、事業戦略策定等支援業務委託料について、執行部から、林業事業体の経営基盤の強化による生産性の向上や労働環境の改善を図るため、事業戦略の策定と実践の支援を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、今回新たな事業として取り組むこととなった背景はどのような点なのかとの質疑がありました。執行部からは、県内の森林組合や事業体については、林業大学の研修修了生の多くが就職しており、労働条件や労働環境の改善を図ることで、今後もさらに就職先として選択してもらえるよう、新たに事業として取り組むこととしたとの答弁がありました。

委員から、どのくらいの事業体を対象として計画しているのかとの質疑がありました。執行部からは、意欲と能力のある林業経営者の中から、初年度は5つの事業体を選定し取り組むとともに、4年間で県内20の事業体で行いたいと考えており、今後対象となる事業体がふえてきた場合は、臨機応変に対応していきたいとの答弁がありました。

委員から、新たな森林経営管理制度も始まる中、重要な課題であることを認識し、今後予算も確保しながら継続して支援を行ってほしいとの要請がありました。

次に、牧野植物園管理運営費について、執行部から、牧野植物園磨き上げ整備基本構想に基づき、新研究棟の整備のための実施設計と敷地の造成工事を行うもので、あわせて南海トラフ地震による津波浸水が予測される長江圃場について、希少な植物を現在の園地の近くの高台に移転するため、移転候補地の測量を行うものであるとの説明がありました。

委員から、新研究棟において、知の拠点とし

て教育への貢献も含め、どのように研究機能の強化を図っていくのかとの質疑がありました。執行部からは、企業等との共同研究や研究者との交流を進め、研究の充実と成果につなげることとし、県民の方々には研究施設としてPRするとともに、子供たちには探究心を育む施設として、研究に触れる機会をつくっていききたいとの答弁がありました。

委員から、長江圃場の植物について、どの程度の範囲で高台移転を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、長江圃場の全ての植物を高台に移転することが可能か、令和2年度に実施する移転候補地の測量調査の結果も踏まえて検討していくとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、水産政策総務費について、執行部から、高知マリンイノベーションを推進するため、本年2月に設置した運営協議会にかかる経費などであり、運営協議会において、データのオープン化、漁船漁業のスマート化、養殖業のスマート化、高付加価値化の4つのプロジェクトチームを設置し、AIを活用したメジカ漁場予測システムの開発などに取り組むこととしているとの説明がありました。

委員から、課題解決のための4つのプロジェクトチームはどのように設定したのかとの質疑がありました。執行部からは、漁業現場のニーズや、ボトルネックを解消する視点でテーマを設定し、類型化して4つのチームに分類したもので、今後は運営協議会において、IT技術の専門家の方の意見なども参考にしていきたいとの答弁がありました。

委員から、養殖業のスマート化について、農業分野では海外の先進事例を参考に事業を展開しているが、水産分野において、海外の情勢や技術の連携はどのように考えているのかとの質

疑がありました。執行部からは、海外ではほぼ100%人為的に管理された状態でサーモンを養殖している事例もあり、そのような技術をブリヤマダイの養殖で実現していきたいと考えているとの答弁がありました。

委員から、養殖業のスマート化については、大規模事業者だけでなく小規模な事業者にも配慮し、取り組みが広がるように行ってほしいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

農業振興部の報告事項についてであります。

農耕車に係る大型特殊免許の取得機会の拡大への対応について、執行部から、昨年4月に道路運送車両法の運用の見直しがあり、ロータリー等の作業機を装着したトラクターの公道走行が可能となった一方で、長さや幅など小型特殊自動車の基準を一つでも上回る場合は、大型特殊免許が必要となり、県内では昨年秋から免許取得のため自動車学校への申し込みが殺到している。また、運転免許センターでの試験においてはトラクターの持ち込みが必要など、農家の方々の負担が大きいものとなっている。そのため、運転免許センターやJ A、農機販売メーカーなどと協議し、免許の取得機会の拡大と一般試験の合格率向上のため実技講習を行うとともに、来年度は講習にかかる経費について、国の事業の活用も検討しているとの報告がありました。

各委員から、一般試験について運転免許センター以外に、東部や西部地域での対応はできないのか、農機購入の際にJ Aや農機販売メーカーなどから、事前に情報として農家の方々に十分伝わっていなかったのではないかと、県が免許の取得機会の拡大についてかかわることは、既に大型特殊免許を取得している者との不公平感は生じないか、今回の運用見直しによる問題で、中山間地域の高齢者などが農業をやめてしまう可能性が出てくるのではないかなど、さまざま

な質問がありました。執行部からは、関係機関と協議し、国の事業の活用も含め検討を行いながら、実技講習の充実を図り、農家の方々の負担を少しでも軽減し、早期に免許が取得できるよう、運転免許センター、J A、農機販売メーカーなどと連携して取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（桑名龍吾君） 産業振興土木委員長土居央君。

（産業振興土木委員長土居央君登壇）

○産業振興土木委員長（土居央君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第8号議案、第18号議案、第20号議案、第24号議案、第36号議案、第37号議案、第49号議案、第58号議案から第61号議案、第73号議案、以上12件については全会一致をもって、第1号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

なお、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、高知家プロモーション推進事業費について、執行部から、地産外商公社に対し、高知家プロモーションの企画、運営に要する経費を補助するものであるとの説明がありました。

委員から、高知家プロモーションに関して、高知家はいろんな分野にも広がり、観光や移住



など存在感が大きくなっているが、これからどうしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、高知家プロモーションは、県内はもちろん、県外に向けたツールとして発信できている。来年度については移住の取り組みを意識して、関係人口、交流人口を広げるため、今までの高知家プロモーションの認知を生かしていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスについて、委員から、影響が収束してから取り組むということではなく、現在の状況が続くことも想定して、期間をフェーズに分けて対策を検討するなどしていただきたいがどうかとの質疑がありました。執行部からは、まさに今、海外のプロモーションは厳しくなっており、海外の展示会や賞味会で既に延期になっているものもある。今の状況がどの段階で収束するかわからないが、県内事業者の輸出対応力を強化することや、効果的なプロモーションがどういった形でできるのかを商社にヒアリングするなど、今できることをやっていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、食品産業総合支援拠点について、執行部から、来年度は輸出の飛躍的な拡大も視野に、食品分野にかかわるさまざまな取り組みを一気通貫に支援する拠点のあり方についても検討していくとの説明がありました。

委員から、食品産業総合支援拠点について、具体的にどのような拠点を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、食品に関することであれば、ワンストップで支援することができる拠点が整備できないかと考えている。機能としては、商品開発、販路開拓、HACCPへの支援などを想定しているとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」の

うち、ジビエ活用推進事業委託料について、執行部から、捕獲した鹿やイノシシを地域の資源として有効活用を図るため、狩猟者から解体処理業者、食品加工業者、流通業者、飲食店などで構成するよさこいジビエ研究会の活動や、消費拡大に向けたジビエフェアなどを行うものであるとの説明がありました。

委員から、高知県内のジビエの流通については、どのくらいの割合か、また全国と比較してどうかとの質疑がありました。執行部からは、県内のジビエ処理頭数は鹿とイノシシで900頭ほどで、総捕獲頭数の2.4%程度となる。国内の平均は9%ほどなので、ジビエの利用率としては、高知県はまだ低い。その理由は、小規模な個人の処理施設が多く、自家消費がほとんどであり、一般の流通に回る量が少ないことによる。このため県としては、処理施設に対する国の交付金事業などを活用し、処理施設をふやすために支援をしていきたいとの答弁がありました。

次に、第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、公共交通利用促進啓発事業委託料について、執行部から、小学生を対象とした公共交通の利用促進パンフレット等の制作と配付を行うためのものであるとの説明がありました。

委員から、広報の目的は公共交通が維持されることによって県民の足が確保されることであり、利用促進を啓発するため、部として今後の方向性を考える必要があるのではないかととの質疑がありました。執行部からは、広報、啓発については効果がすぐに見えない部分がある。今後、広報に係る予算については検討していきたいとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスについて、委員から、現在、公共交通事業者へどのような影響が出ているのか、また新型コロナウイルスに関連した公共交通事業者への支援について検討していることがあるかとの質疑がありました。執行部

からは、新型コロナウイルスによる影響は情報収集中であるが、軒並み利用客が減少していると聞く。特に貸し切りバスや高速バスのキャンセルが多く、影響が大きい。また、航空関係も、全日空や日本航空が減便という報道もされている。公共交通事業者への支援については、これから検討をしていくが、国の動向も注視しながら、公共交通の維持という観点から必要な支援策を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、自然・体験型観光キャンペーン事業費補助金について、執行部から、自然・体験キャンペーンセカンドシーズンに取り組むためのものであるとの説明がありました。

委員から、資料では自然・体験型観光施設の利用者のピークは4月、5月と8月になっているが、新型コロナウイルスの影響で、ことしはこういうピークにはならないことが想定される。その点について、部内での議論はどんな状況かとの質疑がありました。執行部からは、現状は新型コロナウイルスの影響を受け、観光関連事業者の方がダメージを受けている。このことを踏まえて、感染拡大の収束を見据え、機を逸することのないよう、観光需要を早期に回復する取り組みを検討している。あわせて、効果的なプロモーションを展開するタイミングなどのスケジュール管理を行っていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、かつてない状況であるので、現状にふさわしい対策をとっていただき、事業者を励ましていただきたいとの意見がありました。

次に、プレミアムよさこいin東京について、執行部から、オリンピック・パラリンピック組織委員会の公式文化プログラムである、東京NIPPONフェスティバルの共催文化プログラムに正

式に決定されたとの説明がありました。

委員から、東京NIPPONフェスティバルの共催文化プログラムに正式決定したことは、本当によかったと思う。高知のよさこいをPRすることが大事だと思うが、海外への情報発信はどのようにしていくのかとの質疑がありました。執行部からは、実行委員会の事務局を高知県が担っており、専用のホームページによさこいの情報を盛り込み、情報発信していきたいとの答弁がありました。

次に、第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、足摺海洋館管理運営費について、執行部から、新足摺海洋館SATOUMIのオープン日は、夏休み前の7月18日を予定しているとの説明がありました。

委員から、教育委員会とも連携して、遠足等の教育旅行のルートに入れるということも考える必要があるのではないかと質疑がありました。執行部からは、県内外を問わず提案を行い、教育旅行を招き入れたいと考えている。幡多地域は教育旅行に積極的なので、幡多の広域観光組織を中心にPRしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、新型コロナウイルスの影響で春先の修学旅行などを秋に変更しているところも見受けられるので、旅行会社などとも連携して取り組んでいただきたいがどうかとの質疑がありました。執行部からは、広域観光組織から、例えば他県へ行く予定であった修学旅行を春から秋に日程を変更するときに、高知県で対応できないかという話を受けたと聞いている。そういった機会を生かすよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、客船受入等業務委託料について、執行部から、クルーズ客船を受け入れるための予算で

あるが、新型コロナウイルスの急速な感染拡大で、来年度事業に影響を受ける可能性があるとの説明がありました。

委員から、客船の寄港予定と、新型コロナウイルスが収束していない場合の受け入れに対する県の考え方について質疑がありました。執行部からは、現時点で来年度は32回の寄港予定があり、4月、5月にも予定がある。客船の受け入れについては、船内で感染者が出ている場合であれば、国の指示で上陸の禁止という判断がされると思うが、何もない状況であれば、船社など関係者と万全の体制をしいた上で受け入れる形になるとの答弁がありました。

別の委員から、今の時期に企業やエージェントの皆さんと信頼関係を築き、収束したときに高知の港へ来ていただけるよう調整をしていくのも大事になってくる。そのあたりはどういった対応をされているのかとの質疑がありました。執行部からは、誘致に関する委託料などを使い、船社にも訪問しながら関係を築いていきたい。今後、寄港は厳しい状況であっても、相手方に伺うなどして、情報交換を積極的に行いたいとの答弁がありました。

次に、第58号「高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、令和2年4月1日に施行される、浄化槽法の一部を改正する法律に関連して、条例の一部を改正しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、浄化槽については、撤去のときに補助制度があれば合併浄化槽への転換が進むと思うが、市町村の状況はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、補助制度は県内で8市町村が導入している。市町村での補助がないと県も助成ができないので、補助制度を導入してもらおうよう市町村に働きかけているとの答弁がありました。

次に、第60号「高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、春野総合運動公園野球場のグラウンドフェンスへの企業広告の出展料を新たに定めるとともに、今年度改修した野球場のスコアボードの利用料を改正するものであるとの説明がありました。

委員から、今回新しく広告の出展料を定めるとのことだが、広告料の使途はどのようなものを考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、まずは球場の維持管理に使いたいと考えている。企業が出展するに当たり、青少年のスポーツの育成等に使用する前提があれば、広告を出しやすいという意見もあったので、そういう使途も考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、中山間振興・交通部についてであります。

執行部から、第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、高知龍馬空港施設設計等委託料と関連して、高知龍馬空港施設基本構想の概要について説明がありました。

委員から、空港整備に係る費用は県が負担することになるのか。また、国の補助金などで使えるものはないのかとの質問がありました。執行部からは、整備の費用は県で負担することになる。今後、高知龍馬空港が訪日誘客支援空港の認定を受けることができれば、国際線のC I Q施設の整備や着陸料などに係る支援制度の適用があるので、そういった制度の活用を検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、毎年の赤字が約4,900万円という試算が出ているが、その負担はどこがすることになるのか。また、計画どおり国際チャーター便が誘致できるのかとの質疑がありました。執行部からは、空港の運営で赤字が出た場合、県で負担することになる。国際線対応の専用施設を整備することにより、チャーター便50往

復は可能と考えるとの答弁がありました。

さらに、委員から、高知龍馬空港施設設計等委託料について、巨額な県費の負担を考えたとき、熟度を高める必要がある。この予算を計上するには時期尚早ではないかとの意見がありました。

別の委員から、1月に開催された第6回の高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議で説明された案では、段階的整備ということ、委員の皆さんにも了承をとっていたが、今回の構想では、段階的整備や先行整備という言葉がなくなっている。その経緯を教えてくださいとの質問がありました。執行部からは、段階的整備の表現では、予算の承認を得ない段階で増設が決定事項との誤解を与えてしまうと考え、最終的な取りまとめについては、検討会議の場で座長に一任されたことを踏まえて修正したとの答弁がありました。

さらに、委員から、最終的な整備の形があるから、了承した委員もいると考える。誤解を与えないよう、検討会議のプロセスは大事にして進めていただきたいとの意見がありました。

また、別の委員から、新型コロナウイルスが大きな問題となっており、空港では水際対策も重要となるが、この構想での検疫体制が新型コロナウイルスでも十分に対応が可能なものであることを確認し、大丈夫なものとしてもらいたいとの要請がありました。

最後に、新型コロナウイルスは、県内の至るところで多大なる影響を与えており、このかつてない危機に際し、それぞれの担当する部局においては、早急に必要な対策を講じていただき、県経済や県民生活を守っていただきたいということを産業振興土木委員会として要請します。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（桑名龍吾君） 総務委員長今城誠司君。

（総務委員長今城誠司君登壇）

○総務委員長（今城誠司君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案から第7号議案、第19号議案、第24号議案から第28号議案、第38号議案、第40号議案、第43号議案から第47号議案、第63号議案、第64号議案、第67号議案、第68号議案、第72号議案、第74号議案、第75号議案、以上26件については全会一致をもって、第1号議案は賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

なお、第1号議案については、修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、札所寺院調査等委託料について、執行部から、四国遍路の世界遺産登録に向けて、県内の札所などが史跡指定を受けるために必要となる文化財調査などを行うためのものであるとの説明がありました。

委員から、四国遍路が世界遺産登録されることによって、不便さや不利益をこうむるという四国八十八カ所霊場会からの懸念の声もあるように聞く。また、霊場会の全ての寺院が世界遺産登録を望んでいるのではないのではないかと質疑がありました。執行部からは、世界遺産に登録されると、改修工事等を行う際には文化庁と事前に協議をしなければならないといった手続面での煩雑さは出てくる。また、世界遺産登録をすると、国内の史跡等の指定を受ける必要があるが、歴史的価値があっても中の



建物が新しい寺院は、指定を受けられるかどうかといったことがある。今後も、四国遍路八十八カ所という冠は全面的に打ち出しながらも、その構成資産としての個々の寺院がどこまで史跡として指定を受けられるか、各寺院の御意見も丁寧に聞きながら進めていきたいと考えており、関係者と連携してしっかりやっていきたいとの答弁がありました。

次に、情報通信基盤整備事業費補助金及び地域情報化推進交付金について、執行部から、民間事業者による超高速ブロードバンドの整備が見込まれない地域において、市町村のニーズに応じた財政支援を行い、未整備地域の解消を図るものであるとの説明がありました。

委員から、超高速ブロードバンド整備は、移住政策やスマート農業等を推進する上でも重要であるが、それをどう活用し、効果を出していくかという点も大事だと考える。この点については、どのような意識を持っているのかとの質疑がありました。執行部からは、超高速ブロードバンドはこれからの社会に必須のインフラだと考えている。医療や介護、防災など、活用方策について市町村と一緒に考えていきたいとの答弁がありました。

次に、第74号「令和2年度高知県一般会計補正予算」及び第75号「令和元年度高知県一般会計補正予算」について、執行部から、新型コロナウイルス感染症対策において必要な対策を迅速かつ的確に実施するための経費であるとの説明がありました。

委員から、今回の新型コロナウイルス感染症は本県の経済も大きな影響を受けており、今回の補正予算については遅滞のない対応が要求される。迅速性の確保のためには、要件緩和をし、例えば申請をしやすくするなどの対応も必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、補正予算が認められたら直ちに執行できるよう

な準備を進めており、その上で生活福祉資金の貸し付けや中小事業者向けの融資についての周知の徹底や、各種手続の要件緩和及び提出資料の簡素化等の工夫を行っていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、国税については申告期限の延期を行っており、地方自治体でも追従する動きがある。事態収束後、早急に県民生活が正常に戻るよう、経済対策として申告及び納付期限の延期などの支援策が必要だと考えるが、どのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、各種行政手続に関する措置については、本県でも個人事業税の申告期限の延長をしているほか、感染対策のための工事中止の際などについて弾力的な対応をするようにしており、今後も各部局において柔軟な対応を行っていくこととしているとの答弁がありました。

別の委員から、県内では健康面だけでなく経済的な落ち込みが大きく、今回の補正予算に県民は大変期待をしている。今後も県民が少しでも安心できるよう十分な対応をお願いしたいとの要望がありました。

次に、教育委員会についてであります。

学習状況調査委託料について、執行部から、全国学力・学習状況調査等から明らかになった課題を改善するために、小学4、5年生及び中学1、2年生の全児童生徒を対象とした高知県独自の学力調査の実施に必要な問題作成や採点、集計等に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、この調査は全国学力・学習状況調査を補足するためにやるのではないか。本来そのようなことをしなくても、今まで教員がクラスで一人一人の子供に合わせた勉強をやっているわけだから、わざわざやる必要はないのではないかとの質疑がありました。執行部からは、全国学力・学習状況調査は小学6年生と中学3

年生で実施していることから、その間の児童生徒の学力状況についても、継続して把握するために毎年行っており、御理解いただきたいとの答弁がありました。

委員から、毎年学力調査をやらなくても、児童生徒が理解できていない場合は教員集団が対応しているので、引き続き必要性を検討してもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、現場で出ている効果や課題はどうかとの質疑がありました。執行部からは、業者に委託したことによって、採点だけでなく個々の児童生徒のつまずきの分析までしてくれることに加え、事務局内の働き方改革も進んだと思っている。また、業者のテストは過去に実施した問題があるし、整った問題も多い上、学習指導要領の改訂に対応した問題もたくさんあるので、それらの中から県教育委員会が県の課題に応じた問題を選んで実施しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、県版学力調査が導入された当初は現場もいろいろ言っていたが、早く返してもらってつまずきを知りたい、冬休みの補習に力が入ってきたと教員の意識も変わってきていると思うので、できるだけ早く実施して、結果を早く返却するよう要請がありました。

別の委員から、県版学力調査は、テストとして子供の弱点がわかるという点でよくできていると思う。逆に言えば、教員も自分の弱点がわかるのではないかと思うので、子供も教員もともに成長できるという点で意義があると思うし、続けていくと学力の向上につながるのではないかとの意見がありました。

次に、第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、若者サポートステーション事業等実施委託料について、執行部から、高校を中途退学した生徒やひきこもり傾向にある若者などに対して、修学や就労に向けた支援を行い、社

会的自立を促進するものであるとの説明がありました。

委員から、期待をしており、成果も上げてもらいたい、今の現状や成果はどうか。こういった形での取り組みが行われているのかとの質疑がありました。執行部からは、若者サポートステーションへの新規登録者数は1月末時点で前年と比べると若干少なくなっているが、進路の決定者数は約4割と前年よりふえている。従来の相談やアウトリーチでの相談に加え、カウンセラーによる心理面談や職場体験などもあわせて実施しており、来年度からは就職氷河期対策として、40歳代も対象にして支援を行う予定をしている。また、就職になかなか結びつかない方や病気を抱えている方については、それぞれの支援機関にしっかりつないでいく取り組みをしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、大変期待している。根気強く続けることが大事だと思うとの意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」のうち、交通安全施設整備費について、執行部から、交通信号機の新設や、南海トラフ地震対策及び国土強靱化対策としての信号機電源改良、未就学児の移動経路における安全対策としての信号のLED化等の改良に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、予算が不足して横断歩道等の改修が要望どおりに進んでいないとの報道があったが、現状はどうかとの質疑がありました。執行部からは、県下に横断歩道が約8,500本あり、白線の寿命が約10年であるため、毎年1割ずつ補修していくのが望ましいが、年間約1億2,000万円の要求額に対して、予算措置は約7,000万円という現状であり、危険性の高いところから優位順位をつけて補修しているとの答弁がありまし

た。

さらに、委員から、以前通学路の点検を行って一定の改善を図ったと思うが、絶えず点検しながらさらに改善する必要があると思うが、現在どのような取り組みを行っているかとの質疑がありました。執行部からは、昨年から未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全確保に向けて緊急安全点検を実施し、横断歩道の補修や歩行者用信号の秒数調整等、警察で対応する必要のあった30カ所のうち27カ所について対応しており、残る3カ所も対応予定である。今後も危険な箇所などが出来れば、道路管理者等と協議して対策を立てていくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。

新型コロナウイルスに係る学校等の対応について、執行部から、児童生徒の健康や安全を守るため、国の要請等も踏まえて学校の臨時休業、休業期間中の居場所確保、児童の感染が確認された学校へのスクールカウンセラーの派遣などの措置を実施しているとの説明がありました。

委員から、休校の時期判断については正しかったと思う。他方、今が教育の大事な時期であり、どう過ごさせて子供たちが伸びるきっかけとするのかといったことを各教員に伝えているのかとの質問がありました。執行部からは、休業前の準備期間を、今回の措置の理由や休業期間中の意義を児童生徒に伝えるための時間として設定している。現状では、まだ基本的な生活習慣の維持や学習のおくれが生じないことに対する通知が主となっているが、卒業式等の機会を通じて、この期間をどのように活用していくのかの趣旨を説明できるようにしたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、日ごろ厳しい環境にある児童生徒に対する昼食なども含めたケアの状況はど

うか。また、児童生徒が感染した場合の対応はどうなっているのかとの質問がありました。執行部からは、昼食については、放課後児童クラブ等による受け入れは基本的に弁当持参となっているが、黒潮町の昼食配達のように自治体での取り組みも進んでいる。また、特別な支援を要する児童生徒については、保護者が仕事を休めないなど、やむを得ない場合には特別支援学校で受け入れをしている。今後、別のニーズが出てくれば新たに検討することも徹底していきたい。小学生が感染した際の対応については、周りの方々にこの感染症についての理解を深めてもらうことが重要であり、福祉保健所からも説明をしている。同時に、当該児童だけでなく、他の子供たちや保護者が混乱したり不安を抱えないようスクールカウンセラーが相談を受ける体制を整えており、きめ細かく対応を図っていくとの答弁がありました。

別の委員から、教員の家庭訪問等のよい取り組みと思われる対応について、市町村に紹介するなど推進すべきだと思うがどうかとの質問がありました。執行部からは、各学校で教員が宿題の出し方や生活習慣の維持等について、家庭訪問を含めて試行錯誤しながら対応しており、県立校では窪川高校や国際中学がインターネットを活用したホームルームや授業をやっている。今はいろいろな体験ができる時期だと考えており、好事例については、県教委がまとめて提供していくことを考えているとの答弁がありました。

次に、公立中学校夜間学級の開設に向けた検討状況について、執行部から、いわゆる夜間中学を、まずは県立で来年4月に開校し、設置場所は移転予定の高知江の口特別支援学校の校舎の活用を考えている。また、来年度は高等学校課に指導主事を配置して準備を進めていくが、義務教育である夜間中学は本来市町村で設置す

べきものであるので、入学希望者のある市町村とは、県との協議の場を設けていきたいとの説明がありました。

委員から、高知江の口特別支援学校に隣接する高知赤十字病院跡地には、民間企業によるマンション建設計画があるが、解体工事や建設されるマンションが、現在の特別支援学校や設置予定の夜間中学に悪影響を与えるおそれはないか。また、学校敷地に面した道路は狭く、現在は旧病院敷地を通行しているが、今後はどうなるのかとの質問がありました。執行部からは、民間企業から旧病院建物の解体工事の概要説明を受けるとともに、民間企業に対して、通学通勤時の安全・安心の確保や教育学習環境への配慮及び引き続き敷地内の通行を希望する旨の要望書を出しており、それに対する回答に基づいて対応していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、他県の夜間中学では外国人の比率が高く、日本語を学びたいというニーズが高いところもあるが、本県の状況はどうかとの質問がありました。執行部からは、県外の夜間中学では約8割が外国人という学校もあるが、中学校の学びを進めていくために必要な日本語の授業という形をとっており、日本語を学ぶためだけの入学者はいない。本県には、平成29年の国の調査で約4,300人の外国人がおり、一定のニーズはあると考えているが、体験学校への外国人参加者は4名であり、さらに周知をしていく必要があると考えているとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



#### 修正動議、提出者の説明（議発第2号）

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

第1号「令和2年度高知県一般会計予算」に

対し、議員塚地佐智さんほか4名から修正動議が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号 巻末501ページに掲載〕

○議長（桑名龍吾君） ただいま御報告いたしました第1号「令和2年度高知県一般会計予算」に対する修正案を、本案とあわせて一括議題とし、提出者の説明を求めます。

36番米田稔君。

（36番米田稔君登壇）

○36番（米田稔君） 私は、提出者を代表し、議発第2号「第1号令和2年度高知県一般会計予算に対する修正案」について提案理由の説明を行います。

本修正案は、交通運輸政策費のうち高知龍馬空港施設設計等委託料1億4,376万3,000円、また小中学校費のうち県版及び全国版学力テストに関する歳出予算3,633万2,000円と、高等学校費のうち基礎学力把握検査等委託料5,033万9,000円、それぞれ減額修正を行おうとするものです。

最初に、高知龍馬空港施設設計等委託料についてです。この予算は、高知龍馬空港に新たに国際線ターミナルビルを建設するための基本設計及び実施設計を委託するものです。

国際線ターミナルビルを設置する計画は、一昨年から6回にわたり開催された、高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議の場で提案をされたものです。昨年9月の中間取りまとめでは、年間100往復便を目標に掲げ、総額42億円の施設建設が提案されていましたが、経営コンサルタントによるシミュレーションを行うなど、今日の海外情勢も勘案し、費用の縮減を検討した結果、ことし1月22日の最終取りまとめにおいて、当面規模を縮小した計画で進めることとなりました。

私たちも、今後本県でのインバウンド観光を



促進する上で、しっかりとした検疫や逃走防止機能を持つこと、また空港の混雑の解消、国際線利用は一旦県外空港まで行く費用負担が生じていること等を認識しています。そうした課題は理解しつつも、以下の点で、今議会への設計予算の提案は拙速であると考え、削除を求めるものです。

理由の第1は、費用対効果として示されている内容に不透明さが多過ぎるという点です。建設費29億円のうち、国からの補助があるのか、あるとすれば金額は幾らかなど明確になっていません。全額県費負担となれば、県財政に大きな負担となります。また、年間50往復のチャーター便を確保したとしても、年間4,900万円の運営赤字が生じると試算していますが、その中には、電気や空調や保安機器の設備更新費用が含まれていません。それらを含めて計算し直すと、建設後10年間は、年間1億5,300万円もの運営経費を県が負担することになります。

一方、年間50往復した場合、経済波及効果4億1,300万円が見込まれる、稼げるとしています。しかし、その試算もチャーター便の乗客が全員高知県内で2泊するという想定であり、極めて不確実なものです。しかも、今日の新型コロナウイルス感染症による影響はいつ回復するかも見通せない状況です。慎重な検討が必要ではないでしょうか。

理由の第2は、建設後の国際線ターミナルビルの運営形態が明確になっていない点です。県民の多くは、現在の高知龍馬空港ビル株式会社が運営を担うと考えているのではないのでしょうか。しかし、国際線ターミナルビルの運営は、往復50便が利用しても運営赤字が巨額となることを見込まれており、株式会社がそのような事業を展開することはできません。空港ビル株式会社が運営できないもとの、新しい国際線ターミナルビルはどこが運営をするのか、また空港

ビル株式会社との関係をどうするのかなど、現時点で明らかになっていません。

建設費29億円と、毎年の運営経費1.5億円余もの巨額な県費を投入する事業を開始するためには、県民に納得、合意できる計画をしっかりと作り、説明責任を果たせるようにすることが重要です。成長戦略検討会議の最終結論が出されたのはこの1月22日、県が予算説明を行った2月12日まではわずか20日間しかなく、十分な検討が加えられたとは言いがたい状況です。

さきに述べた課題と解決策を県民に明らかにできる段階で、改めて本予算を計上すべきです。同時に県議会が、今こそチェック機能を果たし、本予算を一旦削除するよう強く求めるものであります。

次に、教育予算の減額修正についてです。

第1の理由は、第2期教育大綱の基本目標は、全国学力・学習状況調査において、小学校の学力は全国上位を維持しさらに上位を目指す、中学校の学力は全国平均以上に引き上げるとしています。そのために、小学4年、5年と中学1年、2年に県版学力テストを持ち込み、子供と学校現場を際限のない点数競争へと追い立てています。もともと政府・文科省は、全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面にすぎないことと説明をしています。学力テストの点数引き上げを教育の大目標にすること自体、公教育を根本からゆがめることになると言わなければなりません。

第2の理由は、厳しい環境にある子供がふえ、教育格差が一層拡大をしています。そうした中で、学力偏重の競争教育の強化によって子供たちのストレスを強め、またこれが要因となって、暴力行為、不登校、いじめなどさまざまな問題行動が発生し、深刻な事態が広がっているということです。

県教委人権教育課の資料に不登校の理由についての調査結果が紹介されていますが、ともに学ぶ場である学校生活での学業の不振が、子供にとって耐えがたい負担とストレスになっていることは明らかではないでしょうか。点数競争ではなく、一人一人の基礎学力の定着、学ぶ喜び、わかる喜びを保障できる教育こそ求められています。

高校生向け県版学力テストは、昨年12月議会で指摘をしましたが、国公立大学進学者数や家庭学習の時間数など数字の目標を設定し、その達成に向けての県版学テ実施により、生徒、学校現場をストレスと多忙化へと追い立てています。しかも、特定の大手教育産業の評価基準によって、生徒一人一人をSからDまでの学習到達度ゾーンに診断、認定し、ランク分けするなど、人権を踏みにじる教育は許されるものではありません。

国連子どもの権利委員会は、2019年2月、ストレスの多い学校環境——過度に競争的なシステムを含む——から子供を解放するための措置を強化することなどを日本政府に勧告しています。また全国に先駆けて、土佐町や大月町などで、子供や教員への深刻な影響を懸念し、全国学力調査を悉皆式から抽出式の調査に改めることを求める意見書決議が可決をされています。子供の権利、尊厳を守る国内外の願い、世論にしっかりと応えていくことが、教育行政と高知県議会、議員の使命ではないでしょうか。

今、教育にとって大切なことは、過度な競争ではなく共同を広げること、子供たち一人一人としっかり向き合い、基礎学力の定着とその個性を最大限伸ばすことです。そのために、教員の専門性、同僚性の尊重と、早急な少人数学級の促進、教員の多忙化解消、そして定数内教員の確保と教員増が求められています。教育行政が教育条件の整備を図るという役割を、さらに

発揮されることを強く期待するものであります。

以上、議発第2号「第1号令和2年度一般会計予算に対する修正案」の提案とします。同僚各位の御賛同を心よりお願いをいたします。(拍手)



## 討 論

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、委員長並びに修正案提出者に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

5番下村勝幸君。

(5番下村勝幸君登壇)

○5番(下村勝幸君) 私は、自由民主党会派を代表いたしまして、議発第2号「第1号令和2年度高知県一般会計予算に対する修正案」に反対する立場で討論を行います。

最初に、学力状況調査予算等について申し上げます。

本県では、児童生徒の学力向上のために、平成9年度からの10年間、いわゆる土佐の教育改革が実施されてまいりました。しかしながら、平成19年度に行われた全国学力・学習状況調査等では、本県小中学校の児童生徒の極めて厳しい学力実態が明らかとなり、さらにその児童生徒たちが進学する高等学校の学力についても同様で、学力向上に対して、県民の期待には全く応えることができていない事実が明らかとなりました。どうして、このようになってしまった

のか。改めて、これまでの本県の教育施策の歩みを振り返ってみたいと思います。

戦前は、教育先進県として確かな実績と誇りある自信を持った本県が、戦後70年以上にわたり、学力が低迷してきた事実は、今述べた学力調査の結果一つをとってみても明らかであります。

公立学校の学力不振の原因を、例えば私立学校に求める風潮がありますが、仮に私立学校の存在が公立学校の学力を骨抜きにしていると言われるなら、その私立学校に生徒を向かわせたのは、一体誰なのか。勤評闘争に始まり、これまであらゆる教育施策を批判してきた教員の姿に、県民が背を向けたという事実をどのように説明されるのか。さらに、学力調査が序列化につながるという現場教員が、我が子となると私立学校にせつせと通わせる姿を、多くの県民はしっかりと見てきております。

この学力低迷実態を長きにわたり続け、公教育への期待を裏切り、県民、保護者の信頼を勝ち得てこなかった事実から目をそらし、県民、保護者の期待に沿えていないことに、いまだ気づかれていないとするならば、言語道断と言わざるを得ません。

また、一部の教育現場では、教育レベルをはっきりと評価することを嫌ったり、テストを行うことについても、さも児童生徒の人間性に害を与えるという偏った見方をする風潮も、依然として残っております。その結果、子供たちの学ぶ意欲や学力定着の結果に責任を負わない、緊張感のない教育現場が醸成されてきたわけであります。

こうした危機的状況を受け、県では、平成20年7月に「学ぶ力を育み 心に寄りそう 緊急プラン」を、また平成24年3月には、高知県教育振興基本計画重点プランを定め、小学校の学力は全国上位に、中学校の学力は全国平均にまで

引き上げることを目標とし、平成28年度からは、第2期教育振興基本計画において、チーム学校の構築を掲げ、全教職員協働で取り組みを進めてまいりました。そして、これらの学力向上の強化策の一つこそが、高知県学力定着状況調査であります。

全国学力・学習状況調査とあわせて実施することにより、小学校4年生から中学校3年生までの各学年段階での学力の定着状況を、経年できめ細かく、6年間のスパンで把握することができるようになりました。さらに、この結果を一人一人の子供の学習状況や教員の授業改善に生かすなど、学力向上のPDCAサイクルも確立されてまいりました。

また、これらの計画や取り組みの徹底を図るためには、県教委と学校経営のトップである校長が課題意識を共有し、解決に向けた施策の方向性についての認識を一つにし、一丸となって取り組みを進めていくことが重要であります。

こうした取り組みにより、小学生の学力は全国上位を維持し、また中学生の学力は国語・数学をあわせた順位が過去最高となるなど、全国平均まであと一歩のところまで改善してきております。

さらに、小中学校の取り組みと並行して、県立高等学校においては、平成24年度から全ての全日制及び多部制昼間部において、学力定着把握検査を実施し、その結果を分析、活用しながら授業改善などの取り組みを推進してきております。これにより、県立高等学校の平成29年度入学生の検査結果では、入学時、D3層の割合が30%を超えていたものが、卒業3年生時では、D3層の割合が25%程度にまで低下するとともに、上位層の割合が増加するなど、目に見える効果があらわれてきております。この学力底上げの結果、平成31年3月の公立高等学校の卒業生の国公立大学への進学者数も557名と過去最

高となりました。

このように本県では、本県独自の学力状況調査や学力定着把握検査を効果的に活用する方法を確立し、公立小中学校及び県立高等学校における基礎学力の定着を図りながら、自分の未来を切り開き、生き抜くことのできる子供たちが確実に育ってきていると信じております。

人づくりは、まちづくりの根幹であり、今打ち立てていこうとするこの施策をおろそかにすることがあってはならず、今までこれほどの成果を着実に積み上げてきた施策を絶対に後退させてはなりません。よって、この修正案には全く賛同することはできず、どうか議員各位におかれましては、いま一度、御自分の胸に問いかけていただきたいと思います。

次に、高知龍馬空港の新ターミナルビル関連の修正案につきましても、反対理由を申し上げたいと思います。

高知龍馬空港の新ターミナルビルは、平成30年5月に立ち上がった高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議において、これまで徹底的な議論がなされてきたと承知しております。この中で、国際線の需要動向やコストなどについて精査し、国際チャーター便100往復を目標に掲げ、国際定期便にも対応可能な新たな施設の整備を行うことが提言されております。さらに、これまでも産業振興土木委員会において、その整備の必要性等については何度も議論がなされてまいりました。

皆様御存じのように、現在の高知龍馬空港は国内線用の施設であり、国際チャーター便等の誘致に際し、駐機スポット、チェックインカウンター、待合等のスペースの確保並びに出入国管理や税関などのC I Qの受け入れ体制が大きな課題となっております。この新ターミナルビル建設により、これらの課題を解消し、全国的な航空需要の高まりにも応え、広く訪日外国人

を誘致し、県内に大きな経済波及効果をもたらせることが可能となります。また、今後増加が予想される県民の皆様方の海外への渡航に関しても、格段に利便性が向上するものと考えます。

そして、今議会では、いよいよ基本構想に沿った新ターミナルビルの整備に向けた第一歩であります。基本設計、実施設計に要する予算が提案されました。この施設整備は、さきにも述べましたように、県が進める国際観光の推進に不可欠なものであり、現在新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな経済的打撃をこうむっている観光や宿泊、そして飲食産業、さらには高知県全体の全ての産業にとりましては、事態の収束後における訪日観光客の獲得に向けた重要な施設となりますので、今、この計画をとめてはなりません。令和4年度の供用開始に向け、着実に県として取り組みを進め、この事態の収束後には、どの県にも先駆けて、ロケットスタートが切れるような準備をしっかりと進めねばなりません。よって、この修正案には断固反対をいたします。

以上のことから、今議会に執行部が提出しております、公立小中学校における本県独自の学力状況調査の委託等に関する予算及び県立高等学校における基礎学力把握検査等の委託に関する予算並びに高知龍馬空港施設設計等の委託に関する予算につきましては、提案どおり認めるべきだと強く求め、議発第2号「第1号令和2年度高知県一般会計予算に対する修正案」への反対討論といたします。

何とぞ同僚議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。(拍手)



## 採 決

○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、討論を終



結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

最初に、本議案に対する議員塚地佐智さんほか4名から提出された修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、本原案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第74号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第24号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第75号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第23号議案まで及び第25号議案から第73号議案まで、以上71件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、以上71件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、議発第1号「高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案」を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

————— ∞∞∞ —————

#### 議案の追加上程、提出者の説明、採決(第76号)

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末504ページに掲載〕

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第76号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を、この

際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

第76号議案は、高知県監査委員の選任に関する議案であります。この議案は、県議会議員のうちから選任されております明神健夫氏と黒岩正好氏が今月31日をもって退職されるため、その後任に今城誠司氏と西内隆純氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第76号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

(3番今城誠司君退場)

○議長(桑名龍吾君) まず、今城誠司君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 起立多数であります。よっ

て、今城誠司君を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

(3番今城誠司君入場、11番西内隆純君退場)

○議長(桑名龍吾君) 次に、西内隆純君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 起立多数であります。よって、西内隆純君を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

(11番西内隆純君入場)



議案の上程、採決(議発第3号—議発第6号 意見書議案)

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書机に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第3号から議発第6号 巻末505～514ページに掲載〕

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「新型コロナウイルスによる感染症対策を求める意見書議案」から議発第6号「社会資本の整備促進を求める意見書議案」まで、以上4件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりまし

た議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「新型コロナウイルスによる感染症対策を求める意見書議案」から議発第6号「社会資本の整備促進を求める意見書議案」まで、以上4件を一括採決いたします。

以上4件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、以上4件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



#### 常任委員の選任

○議長（桑名龍吾君） 日程第2、常任委員の選任を行います。

現在の常任委員会の委員は、委員会条例第3条の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、次期常任委員は、指名案のとおりそれぞれ選任することに決しました。

〔常任委員指名案 巻末517ページに掲載〕



#### 議会運営委員の選任

○議長（桑名龍吾君） 日程第3、議会運営委員の選任を行います。

現在の議会運営委員会の委員は、委員会条例第3条の2の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、次期議会運営委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

〔議会運営委員指名案 巻末518ページに掲載〕



#### 特別委員会の設置

○議長（桑名龍吾君） 日程第4、特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症対策及びそれに関連する事項に関する調査を行うため、委員10名をもって構成する「新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会」を設置し、これらの事件を付託の上、この調査が終了するまで議会の閉会中も継続して調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

ただいまから、特別委員会委員の指名案を

お配りいたします。

(指名案配付)

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしました指名案のとおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、特別委員会の委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

〔特別委員指名案 巻末519ページに掲載〕



#### 継続審査の件

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末520ページ  
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長

から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

(議長桑名龍吾君退場、副議長弘田兼一君議長席に着席)



#### 議長辞職の件

○副議長(弘田兼一君) 御報告いたします。

議長桑名龍吾君から議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、議長を辞職したいので許可願います

令和2年3月23日

高知県議会議長 桑名 龍吾

高知県議会副議長 弘田 兼一様

○副議長(弘田兼一君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

これより、桑名龍吾君の議長辞職の件を採決いたします。

桑名龍吾君の議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(弘田兼一君) 全員起立であります。

よって、桑名龍吾君の議長辞職を許可することに決しました。

(18番桑名龍吾君入場)

○副議長(弘田兼一君) 桑名龍吾君の御挨拶が



あります。

(18番桑名龍吾君登壇)

○18番(桑名龍吾君) 高知県議会議長の職を辞するに当たり、一言退任の御挨拶を申し上げます。

昨年の5月、令和の幕あけに議員各位の御推挙をいただき、第98代高知県議会議長の職に就任をさせていただきました。

在任中は、公明公正かつ円滑な議会の運営を心がけてまいりました。また、県民の皆様の信頼と期待に応えるため、県行政全般にわたるチェック機能の強化とあわせて、県勢浮揚に向けた積極的な政策の提言などに誠心誠意、全力で取り組んできたところでございます。

この間、経験豊かな引田兼一副議長には、あらゆる面でお力添えをいただきますとともに、同僚議員各位、さらには尾崎前知事、濱田知事を初めとする執行部の皆様、報道関係の皆様、そして何よりも県民の皆様の温かい御支援と御協力をいただきました。おかげさまをもちまして、本日ここに、こうして議長の職責を全うすることができましたことに、厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、振り返りますと、天皇陛下が即位をされ、元号も令和と改まり、祝意に包まれた年度初めでありましたが、その後は、たび重なる風水害の影響や新型コロナウイルス感染症などの対応で、県議会災害対策本部が2度も設置されるという厳しい一年でもありました。

新型コロナウイルス感染症の対応は、今後も予断は許されない状況であり、いまだ春の訪れを喜ぶに至ることはできませんが、高知県議会は開設以来140年もの間、幾多の困難を乗り越え県民の命と財産を守り、かつ県民の幸福を追求してまいりました。今は、春の来ない冬はないの言葉を胸に、議会が一丸となり知恵を出し合

い取り組めば、必ずや光明が見えてくるものと信じるところでございます。

今後は、この1年の貴重な経験を生かし、一議員としてさまざまな県政課題に取り組んでまいります。県勢の発展に向け勇往邁進していくことをここにお誓い申し上げ、退任の挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)



### 議長 の 選 挙

○副議長(弘田兼一君) お諮りいたします。

議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(弘田兼一君) 議場における議員の現在数は、37人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番田中徹君及び25番大石宗君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(弘田兼一君) 御異議ないものと認めます。よって、立会人に6番田中徹君及び25番大石宗君を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長(弘田兼一君) 投票用紙の配付漏れは

ありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○副議長(弘田兼一君) 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

(氏名点呼)

(各員投票)

○副議長(弘田兼一君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(弘田兼一君) これより開票を行います。

6番田中徹君、25番大石宗君の立ち会いを願います。

(開票点検)

○副議長(弘田兼一君) 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 37票

有効投票 37票

有効投票中

三石文隆君 32票

塚地佐智さん 5票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、三石文隆君が高知県議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました三石文隆君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

三石文隆君の御挨拶があります。

(20番三石文隆君登壇)

○20番(三石文隆君) お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様のお推挙をいただき、第99代高知県議会議長に選任いただきました。

議長のお責を担わせていただきますのは、平成27年の第94代議長就任に続きまして2度目となります。まことに身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げますとともに、改めてお責の重さに身を引き締めているところでございます。

濱田知事は、令和2年度を県政運営に当たる実質的な初年度として、共感と前進を県政運営の基本姿勢に、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、経済の活性化を初めとする5つの基本政策と3つの横断的な政策に沿った施策をさらに発展させ、高知県政を一段と高いステージに引き上げるべく、全力で取り組むと決意を表明されました。

県民の皆様から負託を受けました県議会といたしましては、県民の皆様の声に直接耳を傾け、それぞれの地域の実情と課題の把握に努め、県政に反映させてまいります。また、行政への監視機能と政策提言力を十分に発揮し、執行部を初め関係の皆様との連携を図りながら、さらなる県勢の浮揚に向け、一丸となって取り組み、県民の皆様のお期待とお信頼に応えてまいりたいと考えております。

議員の皆様のお指導、御鞭撻も賜りながら、公正かつ公平な議会運営と県勢浮揚のため、誠心誠意努めてまいります所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、濱田知事を初め、執行部の皆様、報道機関の皆様、県民の皆様には、一層の御協力、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(弘田兼一君) それでは、新しい議長

と交代いたします。

(副議長弘田兼一君退場、議長三石文隆君  
議長席に着席)



#### 副議長辞職の件

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

副議長弘田兼一君から副議長辞職願が提出され  
ました。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、副議長を辞職した  
いので許可願います

令和2年3月23日

高知県議会副議長 弘田 兼一

高知県議会議長 三石 文隆様

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました副議長辞職の件  
を、この際日程に追加し、議題とすることに御  
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めま  
す。よって、日程に追加し、議題とすることに  
決しました。

副議長辞職の件を議題といたします。

これより、弘田兼一君の副議長辞職の件を採  
決いたします。

弘田兼一君の副議長辞職を許可することに賛  
成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よっ  
て、弘田兼一君の副議長辞職を許可することに  
決しました。

(14番弘田兼一君入場)

○議長(三石文隆君) 弘田兼一君の御挨拶があ  
ります。

(14番弘田兼一君登壇)

○14番(弘田兼一君) 副議長の職を辞するに当  
たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の5月に、皆様方の温かい御推挙をいた  
だきまして、副議長の職に就任させていただきました。  
在任中は何かと行き届かない点もあつ  
たのではないかと思います。本日まで職責を  
全うできましたのは、人格、識見ともに卓越し  
た桑名議長を初め、先輩・同僚議員の御支援、  
御協力のためものでありまして、深く感謝を申  
し上げます。

あわせまして、尾崎前知事、濱田知事を初め  
執行部の皆様、報道関係の皆様、そして県民の  
皆様の御支援、御鞭撻に対しまして厚く御礼を  
申し上げます。

この1年間の貴重な経験を生かしまして、今  
後も引き続き県勢浮揚に向け、産業の振興、保  
健・医療・福祉施策の充実、南海トラフ地震を  
初めとする災害や新型コロナウイルスなどの危  
機管理への対応など、県政が抱えるさまざまな  
課題の解決に向けて、全力で取り組んでまい  
る所存でございます。

今後とも、皆様の一層の御指導、御鞭撻を賜  
りますよう心からお願いを申し上げまして、簡  
単ではございますが、退任に当たってのお礼の  
御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)



#### 副議長の選挙

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

副議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙  
を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めま  
す。よって、日程に追加し、選挙を行うことに

決しました。

これより副議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(三石文隆君) 議場における議員の現在数は、37人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番田中徹君及び25番大石宗君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、立会人に6番田中徹君及び25番大石宗君を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(三石文隆君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(三石文隆君) 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

(氏名点呼)

(各員投票)

○議長(三石文隆君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(三石文隆君) これより開票を行います。

6番田中徹君、25番大石宗君の立ち会いを願います。

(開票点検)

○議長(三石文隆君) 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 37票

有効投票 37票

有効投票中

西内健君 32票

米田稔君 5票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、西内健君が高知県議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました西内健君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

西内健君の御挨拶があります。

(13番西内健君登壇)

○13番(西内健君) お許しを賜りましたので、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

ただいま先輩・同僚議員の皆様の格別の御推挙をいただきまして、副議長の職につかせていただくことになりましたことを、この上なく光栄に存じますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。経験、識見ともにすぐれた三石議長のもと、議長の補佐役といたしまして、公正かつ円滑な議会運営に誠心誠意全力を尽くしてまいる所存でございます。

本県では、人口減少や過疎化、高齢化、産業振興や南海トラフ地震への備えなど、さまざまな課題に直面しておりますが、関係の皆様御支援、御協力もいただきながら、執行部と密に連携し、県勢浮揚に向けて全力を尽くしてまいります。どうか議員の皆様におかれましては、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

また、濱田知事初め執行部の皆様並びに報道



関係の皆様にも、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。

ありがとうございました。(拍手)



#### 前正副議長に対する謝辞

○議長（三石文隆君） この際、議員明神健夫君から、ただいま辞職されました桑名前議長並びに弘田前副議長に対し、議員一同にかわって謝辞を述べられます。

15番明神健夫君。

(15番明神健夫君登壇)

○15番（明神健夫君） 僭越ではございますが、お許しをいただき、年長議員ということでございますので議員一同にかわり、辞任されました桑名前議長、弘田前副議長に対しまして、一言お礼を申し上げます。

お二人は、昨年5月臨時会におきまして、第98代議長、第103代副議長の要職に選任されました。

令和という新たな時代を迎える中、在任中は、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくり、南海トラフ地震対策、教育の充実など、幅広い県政課題について、執行部や市町村、関係団体などの皆様と連携し、県勢浮揚に向けて取り組まれました。

また、全国都道府県議会議長会や四国4県議会議会正副議長会などでは、本県はもちろんのこと、全国の地方が直面している喫緊の課題の解決に向けまして、国に対する積極的な政策提言にも取り組まれました。

さらに、公正かつ円滑な議会の運営はもちろんのこと、現場に足を運び、広く県民の皆様の声を議会に反映させるとともに、議会の取り組みについても積極的に発信されるなど、名実と

もに県民の皆様の議会となるよう、まさに令和という新しい時代にふさわしい御活躍をさせていただいたところでございます。

これらの御功績は、ひとえにお二人の高邁な人格と識見、県勢の浮揚、地方自治の発展に向けた、その熱意とたゆまぬ努力によるものでありまして、私ども議員一同心から敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。

お二人におかれましては、御自愛の上、さらなる県勢浮揚のため、今後とも御尽力、御活躍を賜りますよう心からお願いを申し上げます、感謝の言葉とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



#### 議席の一部変更

○議長（三石文隆君） 次に、日程第5、議席の一部変更の件を議題といたします。

議員の所属会派の変更に伴い、この際、議席の一部を変更したいと存じます。

〔議席の一部変更（案） 巻末522ページ〕  
に掲載

お諮りいたします。お手元にお配りいたしてあります議席の一部変更案のとおり議席を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、議席の一部変更案のとおり議席を変更することに決しました。

なお、決定後の議席への移動につきましては、4月以降の本会議からということで、御了承願います。



○議長（三石文隆君） 以上をもちまして、今期

定例会提出の案件全部を議了いたしました。



## 閉会の挨拶

○議長（三石文隆君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今議会には、令和2年度一般会計当初予算を初め、高知県犯罪被害者等支援条例議案など、当面する県政上の重要案件とともに、議員からは、高知県歯と口の健康づくり条例の一部を改正する条例議案が提出されました。

また、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、県民の皆様の健康、生活を守ることを第一とし、かつ経済へのダメージを最小限に食いとめるために必要な対策を迅速かつ的確に実施するための補正予算が追加提出されました。

議員各位におかれましては、これらの案件に対し終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましては、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

今議会中には、本県におきましても新型コロナウイルスへの感染が複数確認されましたものの、皆様快方に向かわれており、県内では一定落ちつきを見せております。しかしながら、国内外では感染の拡大が続いており、まだまだ終息の兆しは見えておりません。こうした中、本県におきましても、経済活動や観光面、また教育現場などへの影響が拡大しつつあります。執行部におかれましては、今後も国の動向を注視し、迅速かつ的確な対応をお願い申し上げます。

県議会といたしましても、先ほど新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を設置いたしました。委員の皆様におかれましては、精力的に調査検討を進めていただきますようお願いいたします。

さて、来月早々からは、新たな体制での議会活動も始まります。どうか皆様方におかれましては、一層御自愛の上、県勢発展のためにますます御活躍を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事濱田省司君登壇）

○知事（濱田省司君） 令和2年2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和2年度一般会計当初予算や、追加して提案いたしました新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算、高知県犯罪被害者等支援条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には御熱心な御審議を賜り、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、世界的な感染拡大を受けた新型コロナウイルス感染症対策や、さらなる挑戦を続けるための第4期産業振興計画、日本一の健康長寿県構想を初め、南海トラフ地震対策、さらには教育政策などにつきまして、多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

特に、新型コロナウイルス感染症については、県内の状況は一定落ちついてはきているものの、国内外の感染拡大は続いており、県内での新たな感染事例の発生については予断を許さない状況であると捉えています。また、県内における日々の経済活動や観光面などについて、非常に

厳しい影響が広がりつつある状況であると受けとめております。引き続き、感染拡大の防止や経済影響対策などの取り組みを強化してまいりますとともに、国全体として万全な対応を行っていただくよう、国に対して早急に提言をしてまいります。今後も、県民の皆様健康、生活を守ることを第一にいたしまして、県経済への影響を最小限に食い止めるという観点から、スピード感を持ってあらゆる対策を総動員し、この難局に立ち向かう覚悟です。

提案説明でも申し上げましたとおり、令和2年度は、私にとりまして県政運営に当たる実質的な初年度であります。共感と前進を県政運営の基本姿勢として、本県が目指す3つの姿、いきいきと仕事ができる高知、いきいきと生活ができる高知、安全・安心な高知、これら3つの姿の実現に向けて、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、さまざまな施策を展開し、発展させるべく力を尽くしてまいります。

議員の皆様方におかれましては、県民を代表するお立場から、さまざまな場面におきまして、引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、ただいまは、桑名議長、弘田副議長が退任をされ、新しく三石議長、西内副議長が御就任になりました。桑名議長、弘田副議長におかれましては、県政にとりまして大変重要な時期に、すぐれた識見と卓越した手腕によりまして円滑な議会運営に御尽力をされ、県民生活の安定と県勢の浮揚に多大な御貢献をされました。心から敬意を表しますとともに、在任中に執行部に賜りました御指導、御鞭撻に対しまして深く感謝を申し上げます。

また、新たに就任されました三石議長、西内副議長には心からお喜びを申し上げます。今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

終わりに、議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、県勢の発展のために一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（三石文隆君） これをもちまして、令和2年2月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後0時35分閉会